長官次長事務引継書　目次

課室	項目
総務課	
	会議開催計画
	国会関係
	機構・定員関係
	職員団体関係
	国税庁の組織理念
	国税審議会の概要
	会計検査院関係
	関係民間団体との連携・協調
	緊急対応体制の整備
	行政文書・情報の管理の徹底
	大規模災害発生時の初動対処体制等
	情報公開関係及び個人情報保護関係
	税理士事務運営
	日本税理士会連合会の概要
広報広聴室	
	広報広聴事務の概要
調整室	
	調整室事務の概要
監督評価官室	
	監督評価事務の概要
人事課	
	職員構成等
	採用
	研修
	人事管理
	給与
	綱紀の厳正な保持
	ワークライフバランス等の推進
	勲章、褒章及び永年勤務者表彰等
	税理士試験
会計課	
	国税庁関係予算
	庁舎・宿舎の現状及び整備
企画課、DX室、納税者サービスPT、センター化PT、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官	
	税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
	納税者サービスＰＴ事務の概要
	情報システムの現状
	ＫＳＫ２導入後の事務運営
	内部事務のセンター化
	税制改正に向けた対応
	税務行政に関する統計
	諸外国の税務行政に関する調査
	法人番号管理室の事務概要
国際業務課	
	国際業務課の主要事務
相互協議室	
	相互協議事務の概要
厚生管理官	
	厚生管理官事務の概要
監察官室	
	監察事務の概要
課税総括課	
	課税部の概要
	課税部当面の課題
	資料情報事務の運営方針
	局資料調査課の運営方針
消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室	
	外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）
	間接諸税事務の運営方針等
	全国間税会総連合会の概要
	インボイス制度の円滑な定着に向けた対応
審理室	
	審理室事務の運営方針等
個人課税課	
	所得税・消費税事務の運営方針等
	（一社）全国青色申告会総連合の概要
資産課税課	
	資産課税事務の運営方針等
資産評価企画官	
	財産評価事務の運営方針等
法人課税課	
	法人税・消費税事務の運営方針等
	源泉所得税事務の運営方針等
	（公財）全国法人会総連合の概要
酒税課、酒類業振興・輸出促進室	
	酒税関係事務の現状
鑑定企画官	
	鑑定官室事務の現状と当面の課題
管理運営課	
	管理運営事務の運営方針
	全国納税貯蓄組合連合会の概要
徴収課	
	徴収事務の運営方針等
調査課	
	調査課事務の概要
査察課	
	査察事務の概要
税務大学校	
	税務大学校の概要
国税不服審判所	
	国税不服審判所の概要

保存期間：３年
（令和９事務年度末）

総　務　課

令和7年度会議等開催計画（第２四半期以降）

月	部長等会議	課長等会議	その他の会議等	行　事　等
7月	23 全国派遣首席(次席)国税庁監察官等会議 25 全国国税局長事務打合せ会 30～31 派遣監督評価官室長等会議			23 日本公認会計士協会定期総会懇親会 24 日本税理士会連合会定期総会懇親会
8月				21 日本税理士会連合会幹部と庁幹部との懇談会
9月	10 全国国税局鑑定官室長会議 11～12 全国国税局長会議 25～26 全国国税局徴収部長(次長)会議 29 全国国税局酒類監理官会議	17 全国国税局税理士監理官会議 24 全国国税局国税広報広聴室長会議	3～4 検察官・国税査察官合同中央協議会 19 全国国税不服審判所長会議	17 全国間税会総連合会通常総会 15～19 アジア税務長官会合(SGATAR)(オーストラリア) 26 組合交渉(長官交渉)
10月	7～8 全国国税局調査査察部長(次長・監理官)会議 14～15 全国国税局課税(第一・第二)部長(次長)会議	6 全国国税局会計課長・営繕監理官会議 9 全国国税局企画課長会議 14 全国国税局税務相談室長(副室長)・総括税務相談官会議 20～21 全国国税局審理課長(審理官)・課税関係国税訟務官室長(訟務官)会議 22 全国国税局厚生課長・診療所長会議 27 全国国税局情報システム課長会議 28～29 全国国税局個人課税課長会議 30～31 全国国税局徴収課長・機動課長・特別整理総括課長等・徴収関係訟務官室長等会議	9～10 税務大学校地方研修所長会議	16 法人会全国大会(高知大会) 16 財務省永年勤務者表彰財務大臣表彰式 17 国税庁永年勤務者表彰式 23 財務大臣・国税庁長官納税表彰式 23 財務省永年勤務者表彰事務次官表彰式 下旬～11月中旬 酒類業中央団体連絡協議会との意見交換会 上旬～中旬 財務省政策評価委員会・懇談会 下旬 各局(所)永年勤務者表彰式 下旬～11月上旬 各局(所)納税表彰式 下旬～11月上旬 秋の園遊会
11月	7 全国国税局総務部長(次長)等会議	5～6 全国国税局人事第一・第二・考査課長及び人事調査官会議 10～11 全国国税局資産課税課長・機動課長・資産評価官会議 13～14 全国国税局法人課税課長会議 17～18 全国国税局管理運営課長・納税管理官会議 19～20 全国国税局消費税課長・統括国税調査官会議 25～26 全国国税局課税総括課長会議 27 全国国税局酒税課長・酒類業調整官会議	21 全国国税不服審判所部長審判官会議 上旬 検察官・国税査察官合同地方協議会(東ブロック)	17～21 OECD税務長官会議(FTA)本会合(南アフリカ) 28 組合交渉(長官交渉) 上中旬 秋の勲章・褒章伝達式
12月		4～5 全国国税局調査管理課長会議	9 全国国税不服審判所管理課長会議 上旬 検察官・国税査察官合同地方協議会(西ブロック)	10 組合交渉(次長交渉) 中旬 天皇・皇后両陛下拝謁行事
1月			28 賦課関係訴訟事務協議会	8 日本税理士会連合会新年賀詞交歓会 14 日本公認会計士協会新年賀詞交歓会 21 全国法人会総連合叙勲・納税表彰受賞祝典及び新年賀詞交歓会 22 全国青色申告会総連合新年賀詞交歓会 26 全国間税会総連合会賀詞交歓会 30 組合交渉(長官交渉)
2月	2～3 全国国税局国税局長会議	4 全国国税局査察管理課長・統括国税査察官会議		
3月				上旬～中旬 財務省政策評価委員会・懇談会

（以下は6年4～6月の実績）

4月		16 全国国税局主任鑑定官会議		1 総合職採用者の辞令交付式 8 専門官基礎研修・社会人基礎研修入校式 15 日韓税務長官会合
5月	19～20 全国国税局徴収部長会議 21 全国国税局酒類監理官会議 22～23 全国国税局調査査察部長会議 29～30 全国国税局課税(第一・第二)部長会議		16 徴収関係訴訟事務協議会	12～16 OECD税務長官会合(パリ) 12 春の勲章伝達式 23 組合交渉(長官交渉)
6月	2～3 全国国税局長会議		6 全国国税不服審判所長会議	5 日本酒造組合中央会第72回通常総会 6 功績者・提案表彰式、顕著な滞納整理事績を挙げた税務署に対する長官特別表彰式、情報交換に係る感謝状伝達式 16 財務省政策評価委員会・懇談会 18 全国納税貯蓄組合連合会定時総会 24 全国青色申告会総連合総会

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
総　務　課

国会関係

１　国会対応

政府参考人答弁については、基本的に財務省所管委員会は次長、その他の委員会については審議官・部長が分業で対応している。

（参考）国税庁としては、税務行政に関する細目的・技術的な事項について、的確に答弁を行うためには、国税組織の税務行政を第一次的に統括する役割を担う国税庁長官よりも、本省における各局局長と同様、直接的に各々の分野の施策及び業務に責任を持つ立場にある次長・審議官・部長が対応することとしている。

２　答弁実績（令和６事務年度）

（単位：回）

答弁者等 回　次	通告者数	通告質問数	答弁者及び答弁回数					
			次　長	審議官	課税部長	徴収部長	調査査察部長	計
第214回（臨時会） 6.10. 1～6.10.9 9日間	0	0 （0）	－	－	－	－	－	0
第215回（特別会） 6.11.11～6.11.14 4日間	0	0 （0）	－	－	－	－	－	0
第216回（臨時会） 6.11. 28～6.12.24 27日間	7	12 （1）	3	－	1	－	－	4
第217回（常会） 7.1.24～6.6.22 150日間	78	132 (29)	55	10	11	1	－	77

（注）１　「通告質問数」は、国税庁に対して通告のあった質問の数（総理大臣や官房長官、政務三役に対する質問の数を含む）を示し、括弧書は、国税庁合議分を示す。
２　「答弁回数」は、答弁者が実際に答弁を行った回数を示す。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
総　務　課

機構・定員関係

１　機構・定員管理の基本的な枠組み（資料１・資料２）

機構・定員管理については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年７月 25 日閣議決定、令和６年６月 28 日一部変更）において、以下の基本的な枠組みが示されている（抜粋）。

＜機構管理＞

○　国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とするとともに、既存機構の不断の見直しを図り、政府全体として戦略的な機構配置を実現する観点から、政策の重要度等を踏まえた機構の重点配置及び府省の枠を超えた機構の再配置を推進する。

○　このため、各府省は、機構の新設に当たっては、既存機構の廃止・再編等を行うことを原則とするとともに、必要に応じて府省の枠を超えた機構再編についても検討するものとする。

＜定員管理＞

○　各府省は、国家公務員の人材確保がますます困難となると見込まれる中、早い段階からこうした状況への対応に取り組み、行政サービスを確実に持続できるようにする必要がある。

　このため、各府省は、令和７年度以降、５年ごとに基準年度を設定して、行政需要や採用・欠員の動向を踏まえつつ、既存の業務や体制の見直しを計画的に行い、府省全体で、対基準年度末定員比で５年間で５％（年平均１％）以上を合理化することを基本とする。内閣人事局は、各府省の直近の定員配置・人材確保の状況等も踏まえ、５年ごとに各府省の合理化目標数を決定し、各府省に通知する。

上記のとおり、定員合理化については、令和７年度以降、５年ごとに基準年度を設定し、府省全体で、対基準年度末定員比で毎年１％（５年５％）以上を合理化することとされた。

具体的な令和７年度から令和 11 年度までの定員合理化目標数としては、財務省全体で３，５１７（財務省定員数の約５％）とされ（令和６年７月 29 日内閣人事局長通知）、国税庁においては、２，７５９の合理化数が割り当てられた。

2　令和７年度機構・定員要求・査定

令和７年度の機構・定員要求については、「令和７年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」（令和６年７月 29 日内閣総理大臣決定）により、上記平成 26 年の閣議決定に従って、所要の定員合理化に取り組むことが求められた。

(1)　機構関係（資料３）

令和７年度の機構要求においては、上記方針を踏まえ、「インボイス制度の円滑な実施及び制度の定着並びに消費税不正還付事案への厳正な対応」、「経済社会のデジタル化・グローバル化に伴う調査・徴収事案の複雑・困難化への対応」、「酒類業振興のための体制整備」、「定年引上げに伴う最適な職場環境の整備」、「業務センター室拡充への対応」等の観点から要求を行ったところ、次のとおり機構の新増設が認められた。

＜令和７年度の主な機構査定結果＞

○　インボイス制度の円滑な実施及び制度の定着並びに消費税不正還付事案への厳正な対応

区分	新増設機構	数	設置部署
税務署	消費税専門官	2	浦和署、熊本西署

○　経済社会のデジタル化・グローバル化に伴う調査・徴収事案の複雑・困難化への対応

区分	要求機構	数	設置部署
国税庁	課長補佐	1	長官官房 国際業務課
国税局	統括国税実査官	1	課税第一部（関東信越）
	特別国税徴収官	1	徴収部（大阪）
	国際税務専門官	2	調査第一部 国際調査管理課（東京、大阪）

○　酒類業振興のための体制整備

区分	要求機構	数	設置部署
国税局	酒類業振興専門官	1	課税部　酒類業調整官（熊本）

○　定年引上げに伴う最適な職場環境の整備

区分	新増設機構	数	設置部署
国税局	税理士事務専門官	11	総務部　総務課（各局）
		1	総務課（沖縄）

○　業務センター室拡充への対応

区分	新増設機構	数	設置部署
国税局	統括国税管理官	11	総務部（札幌、仙台、関東信越２、東京４、名古屋、広島、熊本）
	主任国税管理官	85	総務部（札幌６、仙台９、関東信越 21、東京 22、名古屋６、広島２、高松２、福岡７、熊本 10）

○　その他

区分	要求機構	数	設置部署
国税局	源泉納付指導専門官	3	課税第二部 法人課税課（東京２、広島）
税務署	統括国税徴収官	2	主要署：徴収
	審理専門官	1	立川署（源泉所得税担当）
	評価専門官	1	宮崎署
税務大学校	教育官	1	研究部
国税不服審判所	国税副審判官	1	支部（東京）

（参考）再任用短時間勤務職員用の機構

区分	新増設機構	数	設置部署
国税局	実務指導専門官	1	調査査察部（関東信越）

（注）下線付は新設機構を示す。

(2)　定員関係（資料４）

令和７年度の定員要求においては、上記方針を踏まえ、消費税不正還付への対応、インボイス制度の円滑な実施への対応等の観点から要求を行い、次のとおり差引＋５３人の純増という査定を受けた。

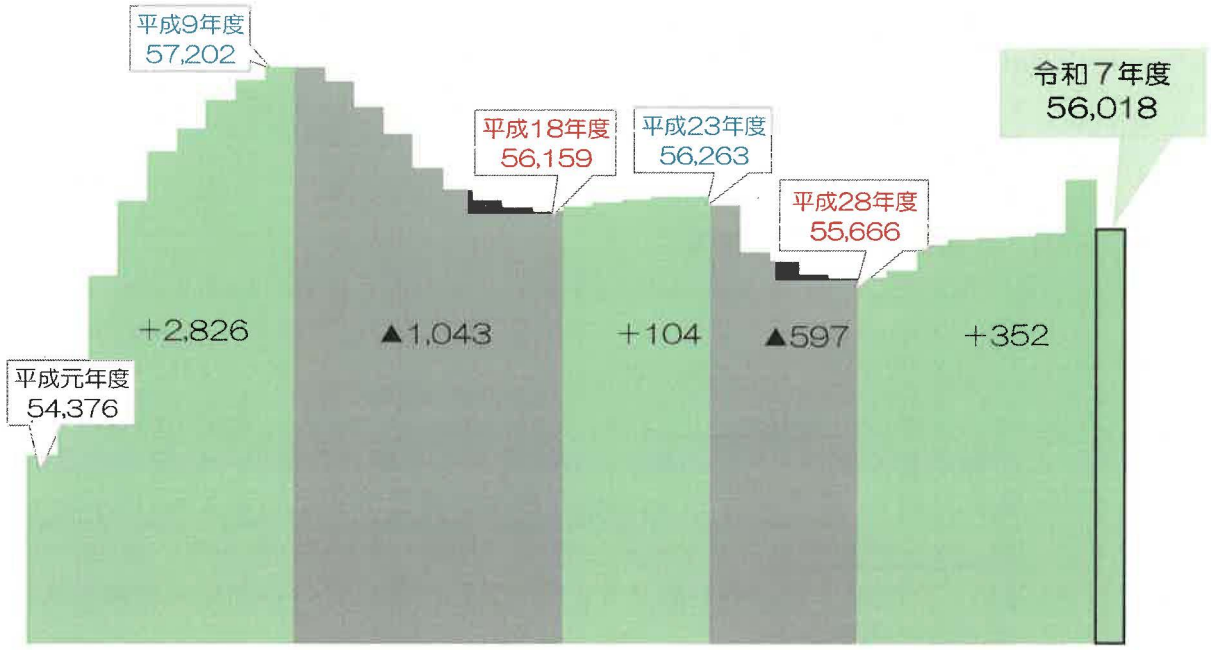
＜令和７年度の定員査定結果＞

単位（人）

増　　員	定員合理化数等	差　　引	令和７年度末定員
605	▲552	＋53	56, 018

※　令和７年度末定員については、時限定員の時限到来による減▲418（国家公務員の定年引上げに伴う特例的な定員措置による１年間の時限到来による減▲381 人を含む）及び国家公務員の超過勤務縮減のための定員措置による５年間の時限定員３人が含まれる。

なお、当庁の定員は、平成元年度以降次のような推移となっている。



以上

資料１

令和７年度 機構・定員要求 関連資料

○ 「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年７月 25 日閣議決定、令和６年６月 28 日一部変更）【抄】

（前略）

１．機構管理の方針

（中略）

① 国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とするとともに、既存機構の不断の見直しを図り、政府全体として戦略的な機構配置を実現する観点から、政策の重要度等を踏まえた機構の重点配置及び府省の枠を超えた機構の再配置を推進する。

② このため、各府省は、機構の新設に当たっては、既存機構の廃止・再編等を行うことを原則とするとともに、必要に応じて府省の枠を超えた機構再編についても検討するものとする。

（中略）

２．定員管理の方針

（中略）

(1) 計画期間中の定員管理

① 各府省は、国家公務員の人材確保がますます困難となると見込まれる中、早い段階からこうした状況への対応に取り組み、行政サービスを確実に持続できるようにする必要がある。

このため、各府省は、令和７年度以降、５年ごとに基準年度を設定して、行政需要や採用・欠員の動向を踏まえつつ、既存の業務や体制の見直しを計画的に行い、府省全体で、対基準年度末定員比で５年間で５％（年平均１％）以上を合理化することを基本とする。内閣人事局は、各府省の直近の定員配置・人材確保の状況等も踏まえ、５年ごとに各府省の合理化目標数を決定し、各府省に通知する。

② 各府省は、国家公務員の人材確保が困難化する中で行政サービスを持続させるため、行政のデジタル・トランスフォーメーション（行政ＤＸ）に取り組む。

内閣人事局は、デジタル庁の協力を得て、効果的な行政ＤＸの実現に向けて、定員面から必要な後押しを行う。中期的な行政ＤＸで特に効果が高い取組を行う場合には、内閣人事局の定めるところにより、その省力化等の効果が発現するまで、①の合理化目標数の一部を猶予する。

③ 各府省は、業務改革の取組を具体的に推進するとともに、組織内における行政需要の変化を反映して、自律的な組織内の再配置に努め、新規増員の抑制を図りつつ、必要な場合には増員要求を行うこととする。増員要求に当

たっては、基準年度末定員（時限定員を除く）の一定割合を増員要求数の上限とすることを基本とし、合理化目標数を超える合理化を行う場合には、追加的な合理化数の一定割合を増員要求数に追加できることとする。

④　上記の取組により、令和11年度末までの間に、社会経済情勢の変化等に応じて生じる行政需要に適切に対処しつつ、デジタルの力をいかして、人手不足が深刻化する中、現在の国家公務員の定員を増やさずに行政サービスを持続できる環境を整備する。

⑵　各年度の定員管理

①　内閣人事局は、内閣の重要政策に対応した戦略的な定員配置を実現する観点から、必要な場合には、行政の重要課題を担う業務について定員の合理化数を上回る増員を行う等、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員管理を行う。

②　内閣の重要政策として相当規模の増員が必要な行政需要に係る事務・事業や複数府省にまたがる事務・事業については、関連する他の府省からの定員の振替に積極的に取り組むこととする。

③　各府省は、行政の重要課題への対応や業務の遂行上職員不足が課題となっている場合等に充てられる人的リソースを確保するため、デジタル化の推進、総務・経理等の管理部門の共通化等の業務改革に取り組むこととし、あわせて、業務量に応じた業務実施体制や効率的・効果的な業務処理の在り方について不断に検証を行うとともに、行政事業レビューや政策評価の結果、行政評価等による勧告等を反映し、定員配置の最適化を図ることとする。

（中略）

３．その他

①　各府省の国家公務員の定員管理の円滑化に資するため、府省間の実人員の移動の推進に努めるものとする。

（以下略）

○　「令和７年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」（令和６年７月29日内閣総理大臣決定）【抄】

１．令和７年度の体制整備及び人件費予算の配分の方針

（中略）「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和６年６月21日閣議決定）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和６年６月21日閣議決定）に掲げられた取組を推進するための体制を確保する。

人手不足が深刻化する中、行政ＤＸにより公務員の数を増やさずに行政サービスを持続できる環境を整備するために、各府省は、行政ＤＸに取り組み、内閣人事局は、効果的な行政ＤＸの実現に向けて、定員面から必要な後押しを行う。なお、職員の安定的な採用、育成及び技能継承ができるよう中長期的な持続可能性にも留意する。

これらを通じて、内閣の重要政策への迅速かつ的確な対応等、政府全体として最適な体制を構築する。

（中略）

令和７年度の国家公務員の人件費予算については、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年７月25日閣議決定）等を踏まえ、職員構成の高齢化等に伴う構造的な増加を抑制するとともに、既存体制を厳しく見直すこと等により、総額の増加を抑制しつつ、上記の観点で各府省における体制整備が確実に進められるよう配慮して配分する。

その際、国家公務員の給与改定に関する取扱い方針を踏まえるとともに、内閣人事局による機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定（指定職については号俸の格付。以下同じ。）についての各府省からの要求の審査結果を適切に反映する。

２．各府省の要求等について

（中略）

（２）機構・定員及び級別定数について

各府省は、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年７月25日閣議決定、令和６年６月28日一部変更）に従い、次に掲げる方針に沿って所要の要求を行う。その際、時々のニーズに応じて機動的な対応を要するものについては、時限や見直し期限を活用した要求を行う。

① 機構については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とし、各府省は、既存機構の廃止要求と併せて新設要求を行う。

② 定員については、内閣人事局長通知に基づき、所要の定員合理化に取り組むとともに、時限が到来する時限定員は、原則として所要の減要求を行う。その上で、中期的な行政ＤＸで特に効果が高い取組を行う場合には、その省力化等の効果が発現するまで合理化目標数の一部を猶予する要求を行うことができる。

既存業務の増大への対応は原則として各府省内の定員の再配置により対処するとともに、新たな行政課題についても、できるだけ再配置による対処に努め、新規増員の抑制を図る。

新規増員の要求については、前段の取組により極力絞り込み、内閣の重要政策に係る取組を推進する体制の整備に重点化することとし、新設組織に係るもの、東日本大震災からの復興関連など時限のもの、増員規模が計画的に増減する海上保安体制に係るもの及び業務効率化に資するＤＸに係るものを除き、令和６年度末定員（時限定員を除く。）の1.5%を増員要求数の上限とすることを基本とした上で、各府省の自己改革を促進する観点から、合理化目標数を超える合理化を行う場合には、追加的な合理化数の1.5倍の数を増員要求数に追加することができることとする。

（以下略）

○　「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年８月２日改定総務大臣決定）【抄】

（前略）

Ⅱ　ＢＰＲの取組の推進

（中略）

（３）個別業務のＢＰＲに関する総務省の関わり方

総務省行政管理局は、各府省におけるＢＰＲの取組の推進・定着を図る観点から、選定した対象業務に関する現状把握や業務プロセスの分析、改善策の検討等、ＢＰＲに係る一連の作業について、各府省と協力しつつ自ら積極的に関与して行うこととする。その際、他府省や国以外の実施主体による施策との連携まで視野に入れた検討を行うなど、総務省行政管理局が作業に関わることにより、取組の総合性、客観性を高め、改革効果の向上を図ることを目指す。ＢＰＲに係る一連の作業を進めるに当たっては、必要に応じ、国・地方ＩＴ化・ＢＰＲ推進チームの主査として行政のＩＴ化と業務改革を推進する政府ＣＩＯの助言を得ることとする。

こうした取組を通じて、総務省行政管理局は、ＢＰＲの取組に係るノウハウの蓄積や人材の育成を図り、各府省に対し、適切に助言や支援を行うことができるよう、その能力を高めるとともに、優良な取組事例については、作業プロセス等を整理し、各府省等と共有を図る。

なお、各府省は、総務省行政管理局と協力して取り組むものにとどまらず、順次、ＢＰＲの取組を進めていくものとする。

Ⅲ　その他

１　（中略）

各府省は、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づき、業務改革に取り組み、定員の再配置の要求を行うに当たっては、Ⅱに掲げる取組を重点的に進めるほか、ＢＰＲの取組を伴わない業務改革についても、ＩＣＴを活用した業務処理の効率化・迅速化等、業務や手続の必要性を見直し、社会経済情勢や業務量の変化を踏まえた業務の実施体制の見直し、業務の実施主体の見直し等の観点に留意して、実効性の高い取組を進めるものとする。

総務省行政管理局及び内閣人事局は、各府省の業務改革に関する具体的な取組及び機構・定員査定への反映状況を定期的に取りまとめ、公表するものとする。

（以下略）

○　「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和７年６月 13 日閣議決定）【抄】

第３章　中長期的に持続可能な経済社会の実現

１．「経済・財政新生計画」の推進

（中略）

（税制改革）

骨太方針 2024 等も踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮を始めとする観点から、各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革の検討を進める。ＥＢＰＭの取組を着実に推進するとともに、デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

定　員　要　求　ス　キ　ー　ム

平成26年度以前

要求数は平成26年度要求時

定員要求
純増(減)数
＋80

定員
合理化数
△863人
※追加合理化
等により変動

増員
要求数
943人
※シーリング
枠に基づき各
増員要求項目
を積算

【国税庁に割り当てられた合理化数】
●5年計画で△5,315人の合理化
（平成21年度末定員基準）

平成27年度～令和６年度

※ 内閣人事局設置（平成26年５月30日）

要求数は令和6年度要求時

時限定員
要求数

定員要求
純増(減)数
＋51

実質的な査定対象

純粋な
定員
合理化数
△685人

新規の
増員
要求数
＋736人

△1,140

要求上限数
（文書課から伝達）
1,191人

自律的
再配置
（減員）
△455人

自律的
再配置
（増員）
＋455人

【国税庁に割り当てられた合理化数】
●5年計画で△5,706人の合理化
（平成26年度末定員基準）
●そのうち、自律的再配置△2,283人

令和７年度以降

時限定員
要求数

＋α

定員
合理化数
△552人
※令和８年度

増員
要求数
＋552人＋α
（毎年度、
文書課から
伝達）
※令和８年度

【国税庁に割り当てられた合理化数】
●5年計画で△2,759人の合理化
（令和6年度末定員基準）

資料２

資料３

近年の主な機構査定の状況

※　省令職７級Ⅱ種以上の機構には下線を付している。

《令和６年度》

○　インボイス制度の円滑な実施及び消費税不正還付への対応

（局）　課長補佐（金沢１）

（署）　消費税専門官（３）

○　新たな国際課税ルール導入並びに国際的な租税回避等への対応

（庁）　国際企画官（国際業務課１）

国際徴収調整官（徴収課１）

（局）　主任国際調査審理官（東京１）

課長補佐（東京１）

国際税務専門官（札幌１、東京１、大阪１）

○　経済取引のデジタル化等による調査・徴収事務の複雑化への対応

（局）　査察情報戦略課（東京１）

課長補佐（大阪１）

情報技術専門官（東京２、大阪１）

査察情報技術専門官（沖縄１）

○　更なる酒類業振興のための体制整備

（局）　酒類業振興専門官（広島１）

○　定年引上げに伴う最適な職場環境の整備

（署）　国税指導官（154）

○　業務センター室拡充への対応

（局）　統括国税管理官（札幌１、仙台１、関東信越１、東京３、名古屋２、大阪２、高松１、福岡１、熊本１）

主任国税管理官（札幌７、仙台３、関東信越９、東京 30、名古屋 21、大阪 24、広島７、福岡 10、熊本９）

○　その他

（局）　審理専門官（札幌１）

源泉納付指導専門官（関東信越１、福岡１）

（署）　特別国税調査官（２）

統括国税調査官（２）

審理専門官（５）

評価専門官（１）

（審判所）　国税副審判官（東京１）

《令和５年度》

○　税務行政のデジタル化への対応

（局）　情報システム部（東京１）

○　新たな国際課税ルールへの対応

（庁）　課長補佐（国際業務課２、調査課１）

○　消費税不正還付や国際的な租税回避等への対応

（庁）　課長補佐（課税総括課１、課税総括課 消費税室１）

（局）　特別国税徴収官（東京１）

課長補佐（東京１）

情報技術専門官（大阪１）
国際税務専門官（東京１、大阪２）
査察機動専門官（東京１）
審理官（沖縄１）

（署）　特別国税調査官（３）
統括国税調査官（３）
消費税専門官（７）
審理専門官（２）

○　日本産酒類の振興への対応

（局）　酒類業振興専門官（仙台１、名古屋１）

○　業務センター室拡充への対応

（局）　統括国税管理官（東京６、金沢１、名古屋２、大阪４、広島１、高松１、福岡１）
主任国税管理官（札幌２、仙台４、東京 66、金沢８、名古屋 21、大阪 42、広島８、高松６、福岡６、沖縄１）

○　その他

（庁）　課長補佐（企画課 データ活用推進室１）
鑑定企画官補佐（鑑定企画官１）

（局）　資料総括課（大阪１）
課長補佐（大阪１）
源泉納付指導専門官（関信１、名古屋１）

（署）　評価専門官（福岡１）

《令和４年度》

○　税務行政のＤＸへの対応

（庁）　デジタル化・業務改革企画官（企画課１）
データ活用企画官（企画課１）
デジタル化・業務改革室（企画課１）
データ活用推進室（企画課１）

○　消費税不正還付への対応

（局）　統括国税実査官（消費税等担当）（福岡１）
消費税専門官（関信１、東京１、名古屋１、大阪１、福岡１）

（署）　消費税専門官（13）

○　国際化やＩＣＴ化などの調査・徴収事務の複雑化への対応

（局）　課税部次長（札幌１）
課長補佐（関信２、東京１、名古屋１、大阪１）
情報技術専門官（東京２）
国際税務専門官（東京１、大阪１、福岡１）
査察情報分析専門官（名古屋１）

（署）　国際税務専門官（１）
特別国税調査官（３）

○　審理体制の充実

（庁）　課長補佐（課税総括課 審理室１）

（局）　査察審理課（大阪１）

（署）　審理専門官（６）

○　日本産酒類の振興への対応
（局）　酒類業振興専門官（関信１、東京１、大阪１）

○　業務センター室拡充への対応
（局）　統括国税管理官（札幌１、仙台２、東京１、福岡１）
主任国税管理官（札幌４、仙台８、関信３、東京９、金沢１、名古屋 14、広島５、高松１、福岡３、熊本２）

○　その他
（局）　課長補佐（名古屋１）
源泉納付指導専門官（札幌１、仙台１、関信１、東京４、金沢１、名古屋１、大阪２、広島１、高松１、福岡１、熊本１、沖縄１）
実務指導専門官（金沢１）
（署）　評価専門官（１）

《令和３年度》

○　ＩＣＴ化への対応
（庁）　課長補佐（企画課１）
（局）　情報システム監理官（大阪１）
情報処理管理官（東京１）
主任査察情報技術専門官（東京１）

○　国際化への対応
（局）　特別国税徴収官（東京１）
国際税務専門官（関信１、東京１、名古屋１、沖縄１）
（署）　国際税務専門官（２）

○　調査・徴収事務の複雑化への対応
（局）　調査総括課（関信１）
統括国税実査官（消費税等担当）（関信１、名古屋１）
納税専門官（仙台２、関信４、東京９、名古屋１、大阪２、広島１、福岡１、沖縄１）
（署）　特別国税調査官（３）
消費税専門官（12）
審理専門官（２）

○　日本産酒類の輸出促進への対応
（局）　酒類業調整官（仙台１）
（署）　酒類指導官（１）

○　インボイス制度の導入への対応
（庁）　軽減税率・インボイス制度対応室（課税総括課１）
（局）　実務指導専門官（札幌１、仙台１、金沢１、広島１、高松１、福岡１、熊本１、沖縄１）

○　業務センター室開設への対応
（局）　業務センター室（各局）
統括国税管理官（札幌１、仙台１、関信３、東京７、金沢１、名古屋４、大阪３、広島２、高松１、福岡１、熊本１、沖縄１）
主任国税管理官（札幌 10、仙台 16、関信 19、東京 61、金沢 10、名古屋 22、大阪 31、広島 15、高松 10、福岡 12、熊本 10、沖縄９）

○　その他
（局）　企画調整官（沖縄１）
課長補佐（仙台１、関信２、東京２、名古屋１、大阪１、広島１、福岡２）
（署）　評価専門官（２）

《令和２年度》

○　ＩＣＴ化への対応

（局）　情報システム課（札幌１、仙台１、関信１、金沢１、名古屋１、広島１、高松１、福岡１、熊本１、沖縄１）
　　情報システム第一課（東京１、大阪１）
　　情報システム第二課（東京１、大阪１）
　　情報システム第三課（東京１）
　　資料総括課（東京１）
　　情報企画分析官（東京１、大阪１）
　　情報技術専門官（東京１、大阪１）
　　査察情報技術専門官（熊本１）
（署）　情報技術専門官（１）

○　国際化への対応

（庁）　国際企画官（国際業務課１）
（局）　国際調査管理課（東京１、名古屋１、大阪１）
　　国際調査課（関信１、東京１、名古屋１、大阪１）
　　事前確認審査課（東京１、大阪１）
　　主任国際税務専門官（東京１、大阪１）
（署）　国際税務専門官（３）

○　審理体制の充実

（署）　審理専門官（10）

○　調査・徴収事務の複雑化等への対応

（局）　実務指導専門官（関信１、東京１、名古屋１、大阪１、沖縄１）
　　査察機動専門官（大阪２）
（署）　特別国税徴収官（９）
　　特別国税調査官（３）

○　日本産酒類の輸出促進への対応

（庁）　輸出促進室（酒税課１）
　　課長補佐（酒税課 輸出促進室３）
　　企画専門官（鑑定企画官１）

○　その他

（局）　課長補佐（札幌１、金沢１、高松１、沖縄１）
　　実務指導専門官（関信１、東京１、名古屋１、大阪１）
（署）　評価専門官（２）

資料４

国税庁の定員査定の推移

年　度	増員	定員合理化数等	差引	年度末定員
平成23	1,067	△ 1,065	＋ 2	56,263
24	995	△ 1,064	△ 69	56,194
25	887	△ 1,225	△ 338	55,856
26	837	△ 903	△ 66	55,790
27	992	△ 1,057	外△22 △ 65	55,703
28	1,037	△ 1,061	外△13 △ 24	55,666
29	1,059	△ 1,058	＋ 1	55,667
30	1,061	△ 1,054	外＋50 ＋ 7	55,724
令和元	1,062	△ 1,053	外＋170 ＋ 9	55,903
2	1,194	△ 1,144	＋ 50	55,953
3	1,190	△ 1,146	外△43 ＋ 44	55,954
4	1,180	△ 1,145	外△20 ＋ 35	55,969
5	1,178	△ 1,141	外△21 ＋ 37	55,985
6	1,176	△ 1,140	外△25 ＋384 ＋ 36	56,380
7	605	△ 552	外△37 △378 ＋ 53	56,018

（注１）定員合理化数等には、在外公館要員に係る省庁間振替等が含まれる。

（注２）27年度の増減欄内の「外△22」は、弾力化による本省への振替減員数である（平成27年７月１日）。

（注３）28年度の増減欄内の「外△13」は、部局間による本省への振替減員数である（平成28年４月１日）。

（注４）30年度の年度末定員については、別途措置された障害者雇用の推進のための定員50人が含まれる。

（注５）元年度の年度末定員については、別途措置された障害者雇用の推進のための定員170人が含まれる。

（注６）３年度の年度末定員については、時限定員の時限到来による減△17人及びデジタル庁への振替による減△26人が含まれる。

（注７）４年度の年度末定員については、時限定員の時限到来による減△20人が含まれる。

（注８）５年度の年度末定員については、時限定員の時限到来による減△21人が含まれる。

（注９）６年度の年度末定員については、時限定員の時限到来による減△25人、国家公務員の定年引上げに伴う特例的な定員措置による１年間の時限定員381人及び国家公務員の超過勤務縮減のための定員措置による５年間の時限定員３人が含まれる。

（注10）７年度の定員合理化数等△552人には、アタッシェ振替による減△１人が定員合理化数△551人の外数として計上されている。

７年度の年度末定員については、時限定員の時限到来による減△37人、国家公務員の定年引上げに伴う特例的な定員措置による１年間の時限定員の時限到来による減△381人及び国家公務員の超過勤務縮減のための定員措置による５年間の時限定員３人が含まれる。

（注11）令和７年度に、定員合理化計画（５年ごと）の改定に合わせて定員要求スキームが変更となり、自律的再配置（増減）制度が解消されたため、７年度以降の「増員」「定員合理化数等」欄の数が大きく減少している。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
総　務　課

職員団体関係

１　職員団体の概要

⑴　国税労働組合総連合（国税労組）

イ　国税局ごとに組織されている12の単位組合が構成する協議体組織

ロ　日本労働組合総連合（連合）系の国公関連労働組合連合会（国公連合）に加盟

⑵　全国税労働組合（全国税）

イ　全国単一体で、地方組織として各国税局単位で支部・地方連合会を組織

ロ　全国労働組合総連合（全労連）系の日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）に加盟

⑶　国税庁職員労働組合（庁職組）

イ　国税庁職員（上記⑴及び⑵の加入資格なし）により組織

ロ　国税労組にオブ加盟

２　長官交渉

⑴　交渉の状況

「国税労組」及び「全国税」との交渉をそれぞれ年４回実施。

令和７事務年度は、９月、11月、１月、５月を予定。

【実施状況（令和６事務年度）】

交渉日	国税労組		全国税		当局	
	時間	人数	時間	人数	出席者	
6. 9.30	67分	33人	85分	10人	長官、次長 総務課長 人事課長 会計課長 厚生管理官 調整室長	（司会）総二補佐 （オブ席）総務課補佐※、人事課補佐※、調整室補佐、係長 総務第二係長、主任
6.11.29	60分	34人	85分	11人		
7. 2. 7	62分	34人	83分	11人		
7. 5.23	60分	32人	75分	7人	15人	

※　総務課補佐（調査）、人事課補佐（任用・給与）が出席。

（参考）

４事務(平均)	59分	18人	75分	7人	12人
５事務(平均)	59分	32人	79分	8人	15人

⑵　交渉議題

交渉議題は、処遇改善、人事異動関係、事務運営の分野を中心としており、前事務年度の交渉等において取り上げられた主な項目は、別紙のとおり。

3　次長交渉

⑴　交渉の状況

「庁職組」との交渉を年１回実施。

令和７事務年度は、12月を予定。

【実施状況（令和６事務年度）】

交渉日	庁職組		当局	
	時間	人数	出席者	
6.12.11	65分	16人	次長 総務課長 調整室長	（司会） 総二補佐 （オブ席） 調整室補佐 総務第二係長、主任
			7人	

（参考）

４事務	45分	11人	7人
５事務	62分	15人	7人

⑵　交渉議題

交渉議題は、勤務時間管理、職場環境、庁舎等改善が中心。

別紙

令和６事務年度の交渉等において取り上げられた主な項目

	国税労組	全国税
人事・賃金労働条件等	① 職員（※）の処遇改善 ※ 中高年層、青年層、行(二)等、再任用、非常勤 ② 身上申告書に記載された希望の尊重 ③ 若手職員への十分な指導育成体制 ④ 超過勤務の縮減 ⑤ 超過勤務手当の確実な支給 ⑥ 税務水準差の拡大 ⑦ 中途採用職員の昇格促進 ⑧ 給与制度の見直し	① 分限免職処分の取消し ② 障害者に対する人事評価 ③ 全国税差別の是正、組合員への発令 ④ 非常勤職員の継続雇用 ⑤ 中高年層職員の処遇改善 ⑥ 賃上げの関係機関への働きかけ ⑦ 上席６級格付けの査定当局への働きかけ
定員・予算	① 定員・機構、必要な経費予算の確保 ② 上位級別定数の拡大	① 管理運営、徴収部門の定員増加 ② 非常勤職員予算の増額
確定申告	① 週休日対応（閉庁日対応）の廃止 ② 非常勤職員のパソコン確保 ③ 職員の健康管理 ④ 局署・挙署一体体制の構築 ⑤ e-Tax申告時に生じる障害及び各種エラー未然防止	① 日曜開庁（閉庁日対応）反対 ② 来署者へのスマホ申告強要反対 ③ ３週間還付の廃止 ④ 連日・長時間の超過勤務反対 ⑤ 超過勤務手当の完全支給 ⑥ 定時退庁日の完全実施
センター	① 人員の確保 ② センター主任管理官の部下数見直し ③ ノウハウの蓄積と経験者の養成 ④ 現状におけるセンター化の評価及び課題 ⑤ 非常勤職員予算の確保	① 十分な人員及び事務スペースの確保 ② 非常勤職員に対する情報提供 ③ センターへの応援体制 ④ 広域配転による遠距離通勤 ⑤ 非常勤職員の雇止め反対 ⑥ 現状におけるセンター化の評価、課題及び解決策
事務運営	① e-Taxの積極的な周知広報 ② 収受日付印の押なつ見直しに係る評価及び課題 ③ 身分証（名札）の表示	① 収受日付印の押なつ見直しに伴うリーフレット配付の廃止 ② 調査ノルマ主義の見直し ③ 個人の４～６月調査件数を絞ること ④ 身分証（名札）の表示

システム	① ＫＳＫ２の現状、課題及び対応策 ② ＫＳＫ２の職員周知及び研修 ③ ＧＳＳの職員周知及び研修	① ＫＳＫ２の開発状況及び職員周知 ② ＫＳＫ２移行に伴う過重な事務負担
その他	① ハラスメントのない職場 ② 心の健康づくり ③ カスタマーハラスメントの対応	① 障害者に対する合理的配慮 ② あらゆるハラスメントの根絶 ③ カスタマーハラスメントの対応

参考

職員団体の組織

○　国税局単位の職員団体

職員団体 / 国税局(所)	国税労組	全国税
札幌	北海道国税労働組合	（北海道地方連合会）
仙台	東北国税労働組合	東北地方連合会
関東信越	関東信越国税労働組合	（関東信越支部）
東京	東京国税労働組合	東京支部
金沢	北陸国税職員労働組合	―
名古屋	名古屋国税職員労働組合	（東海支部）
大阪	大阪国税労働組合	近畿支部
広島	中国国税職員組合	―
高松	四国国税労働組合	―
福岡	福岡国税労働組合	―
熊本	熊本国税労働組合	―
沖縄	沖縄国税労働組合	―

※　括弧書きの職員団体については、局長交渉を実施していない。

（参考）国税庁の職員団体

庁	国税庁職員労働組合	―

※　国税労組にオブ加盟している。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
総　務　課

国税庁の組織理念

１　策定の経緯

平成 13 年に「国税庁の組織理念（国税庁の使命）」が制定されてから 20 年が経過し、この間、国税組織を取り巻く環境、組織における働き方や人々の価値観は大きく変化した。こうした変化を踏まえ、職員の「理解」や「共感」を深めるという観点から、延べ２万人を超える職員による意見交換等を踏まえて、令和３年４月に新たな組織理念（別添）を策定した。

２　組織理念の浸透・実践に向けた取組

「国税庁の組織理念」の浸透を図るため、組織理念のポスターや携帯用カードを職員に配付しているほか、組織理念の内容を税大講本に取り込み、新規採用職員に対する研修を実施している。

上記以外にも、各局署において組織理念の浸透・実践に向けた取組を実施しており、今後も、各局（所）の取組を共有しながら、組織理念の浸透・実践を図っていく。

別添

国税庁の組織理念

使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任務

- 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 酒類業の健全な発達
- 税理士業務の適正な運営の確保

組織として目指す姿

信頼で　国の財政　支える組織

- 経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、絶えず進化し続ける組織。
- 課税・徴収を効率化・高度化し、幅広い関係者と連携しながら、厳正かつ的確に調査・滞納処分を行う組織。
- 職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。

行動規範

使命感を胸に挑戦する　税のプロフェッショナル

- 職務上知り得た秘密を守り、綱紀を保持します。不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 参加意識とチャレンジ精神をもって、常に業務を見直し、事務を効率化・高度化します。
- 専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
総　務　課

国税審議会の概要

１　概要

平成 13 年１月６日の中央省庁等改革に伴い、それまで国税庁に設置されていた国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会の三つの審議会が統合され国税審議会が発足した（財務省設置法第 21 条第１項）。

国税審議会は、20 人以内の委員で組織することとされており、その分科会として、国税審査分科会、税理士分科会及び酒類分科会の三つの分科会が置かれている（国税審議会令第２条、第６条）。

２　所掌事務

⑴　国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議（国税通則法第 99 条）

⑵　税理士試験の受験資格の認定の審議、試験科目の一部免除の認定の審議、税務職員等にかかる研修の指定・検証、合格の取消し等、税理士試験の執行及び実務補習団体等が実施する税法に関する研修の指定（税理士法第５条、第７条、第８条、第 10 条、第 12 条、税理士法施行規則第１条の３、第２条の９）

⑶　税理士等の懲戒処分等の審議（税理士法第 47 条、第 48 条、第 48 条の 20）

⑷　酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合の審議、公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準を定めようとするときの審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 85 条、第 86 条の８）

⑸　①酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後、②酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後、③酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 17 条第５項、第 29 条第５項、第 41 条第５項、第 116 条第４項及び第 120 条第４項、資源の有効な利用の促進に関する法律第 25 条第３項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第７条の７第３項）

3　国税審議会委員の改選

国税審議会委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命することとされている。

現委員（別紙参照）については、令和７年１月の改選により、令和９年１月までの２年間の任期で任命されている（国税審議会令第３条、第４条）。

4　開催状況

⑴　国税審議会（本会）

会長互選のほか、分科会において処理した事項について報告を受けるため及び税務行政の在り方等について意見を交換するために、例年１回若しくは２回開催（９月～12 月、委員改選がある年は、会長互選のため３月にも開催）している。

⑵　税理士分科会

税理士等の懲戒処分等及び税理士試験について審議するため、例年 11 月下旬から 12 月中旬に２回、５月下旬から６月上旬に２回程度開催している。

懲戒処分等の審議においては税理士監理室長、税理士試験の審議においては人事課長が出席している。

⑶　国税審査分科会及び酒類分科会

法定審議事項等がある場合に随時開催している。

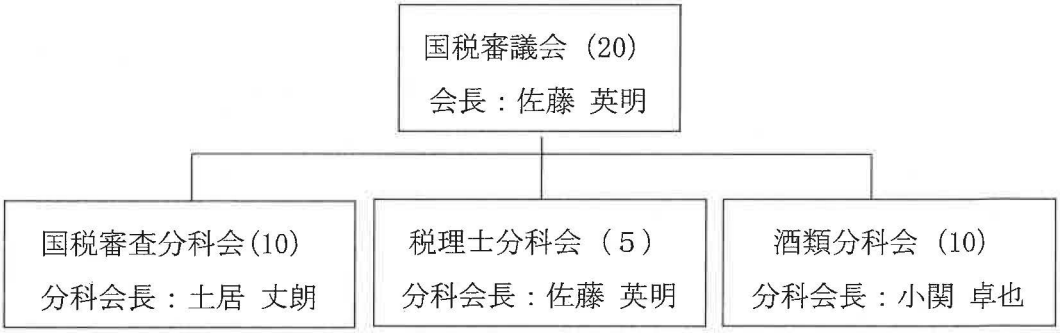
国税審議会委員名簿

令和７年３月24日現在（敬称略）

役職	氏名	現職	所属分科会
会長	さとう　ひであき 佐藤　英明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	国税審査分科会 税理士分科会
会長代理	どい　たけろう 土居　丈朗	慶應義塾大学経済学部教授	国税審査分科会
委　員	あきば　けんいち 秋葉　賢一	早稲田大学大学院会計研究科教授	税理士分科会
委　員	おおくら　はるひこ 大倉　治彦	日本酒造組合中央会会長	酒類分科会
委　員	おおた　なおき 太田　直樹	日本税理士会連合会会長	国税審査分科会
委　員	かとり　みゆき 鹿取　みゆき	信州大学特任教授 一般社団法人日本ワインブドウ栽培協会代表理事 フード＆ワインジャーナリスト	酒類分科会
委　員	きむら　じゅんこ 木村　純子	法政大学経営学部教授	酒類分科会
委　員	こせき　たくや 小関　卓也	山形大学農学部教授	酒類分科会
委　員	こばやし　たけひこ 小林　健彦	日本税理士会連合会相談役	税理士分科会
委　員	たかなし　ゆきこ 髙梨　ゆき子	株式会社読売新聞東京本社論説委員	酒類分科会
委　員	たてみち　まさゆき 立道　昌幸	東海大学医学部教授	酒類分科会
委　員	ととき　きよこ 十時　希代子	東京八丁堀法律事務所客員弁護士	国税審査分科会
委　員	とべ　よりこ 戸部　依子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会会員	酒類分科会
委　員	なかがわ　たけひさ 中川　丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	国税審査分科会 税理士分科会
委　員	なかぞら　まな 中空　麻奈	BNPパリバ証券株式会社グローバルマーケット統括本部副会長 チーフクレジットストラテジスト チーフESGストラテジスト	国税審査分科会 酒類分科会
委　員	はいし　かおり 葉石　かおり	酒ジャーナリスト 一般社団法人ジャパンサケアソシエーション会長	国税審査分科会 酒類分科会
委　員	ふじたに　たけし 藤谷　武史	東京大学社会科学研究所教授	国税審査分科会 酒類分科会
委　員	ほしの　つぐひこ 星野　次彦	一般社団法人日本損害保険協会副会長	税理士分科会
委　員	やまうち　まりこ 山内　マリコ	作家	国税審査分科会
委　員	やまぐち　ひろゆき 山口　裕之	東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長	国税審査分科会

（参　考）

1　国税審議会の組織



（注）１　括弧内の数字は、委員の定員を示す。
２　税理士分科会には、委員のほか試験委員及び懲戒等審査委員が任命されている。
３　会長が分科会に調査審議させることが適当と認めた事項について、分科会に付託することができ、この場合において、審議会は会長が適当と認めた場合に限り、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる（国税審議会議事規則第５条）。

2　令和６事務年度の開催状況

○　国税審議会

回 次	開 催 年 月 日	議　　題
第 27 回	令和６年12月３日	○　国税審議会各分科会の最近の活動状況 ○　税務行政の現状と課題
第 28 回	令和７年３月24日	○　会長互選 ○　国税審議会等の概要及び最近の活動状況 ○　税務行政の最近の取組

○　国税審査分科会

回 次	開 催 年 月 日	議　　題
第15回	令和７年３月24日	○　分科会長互選 ○　国税不服審判所の概要等

○　税理士分科会

回 次	開 催 年 月 日	議　　題
第111回	令和６年11月21日	○　令和６年度（第74回）税理士試験の結果等 ○　令和５年度指定研修の検証等 ○　令和７年度（第75回）税理士試験
第112回	令和６年12月12日	○　税理士等の懲戒処分等 ○　懲戒等審査委員の推薦
第113回	令和７年３月24日	○　分科会長互選 ○　懲戒等審査委員の推薦
第114回	令和７年５月27日	○　令和７年度（第75回）税理士試験の試験問題の作問方針の審議等 ○　受験資格の認定 ○　試験免除の決定 ○　審査請求（研究認定申請）事案の審議
第115回	令和７年６月３日	○　税理士等の懲戒処分等

○　酒類分科会

回 次	開 催 年 月 日	議　　題
第25回	令和７年３月24日	○　分科会長互選 ○　酒類分科会資料 ○　ビール業界におけるＣＯ２排出量の削減の取組について

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
総　務　課

会計検査院関係

１　概要

会計検査院は、憲法 90 条及び会計検査院法の規定に基づき、国の収入支出その他の会計の検査を行い、その結果を毎年度の決算検査報告として取りまとめ、内閣に提出している（例年 11 月初旬）。

この決算検査報告は、内閣から国会に提出され、国会の決算審査（衆議院決算行政監視委員会、参議院決算委員会）を行う際の資料として活用されている。

２　実地検査の状況

会計検査は、実地検査と書面検査の二つの方法により行われる。

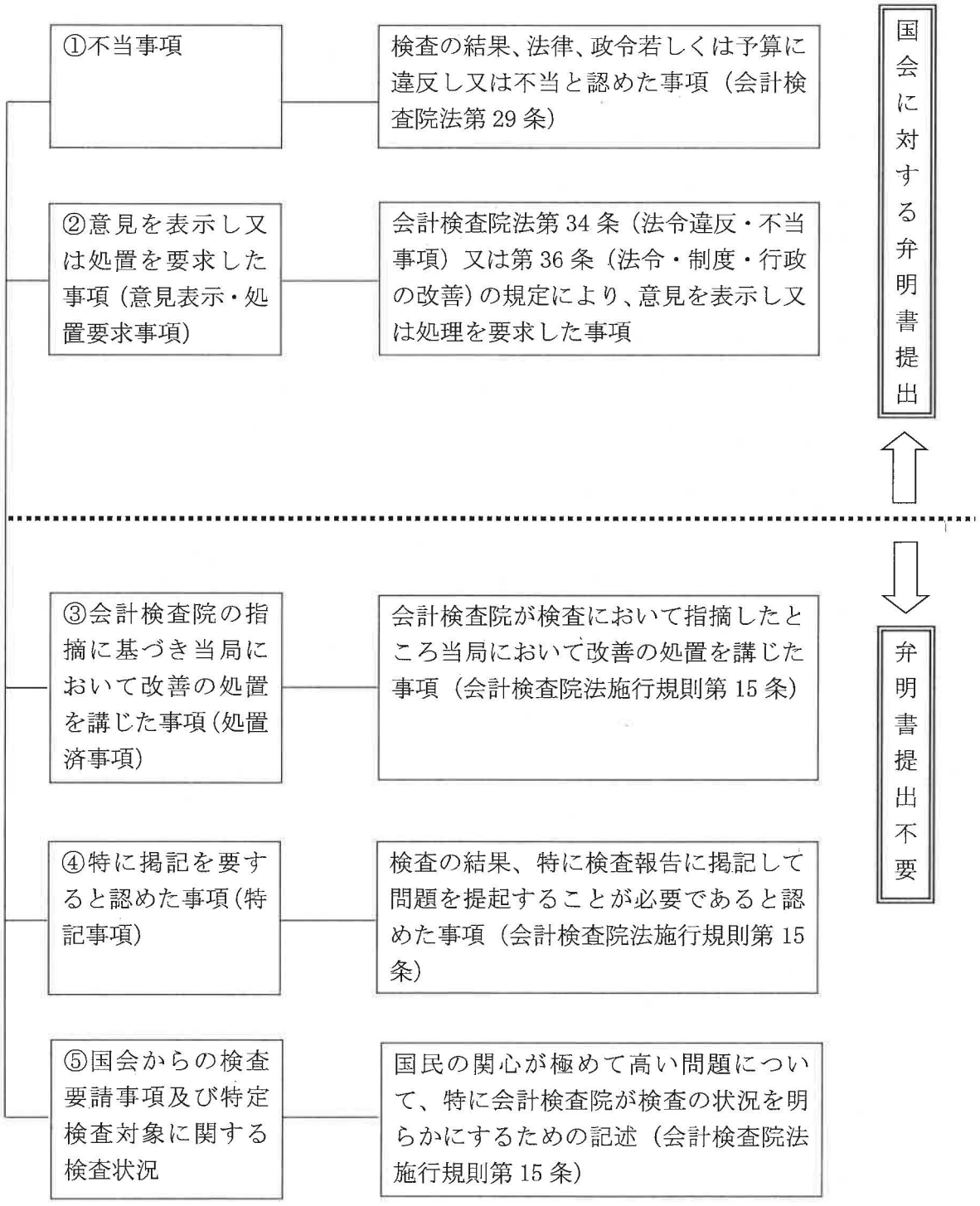
なお、令和７事務年度の実地検査は、以下のとおり予定されている。

本庁実地検査では、各税事務の現状の説明及び支出に関する検査のほか、テーマ別項目に対する検査が行われる。

＜令和７事務年度の実地検査（予定）＞

	対象	時期
国税庁	－	令和８年２月及び令和８年６月 （各期間３日間実施）
国税局	１２局	令和７年９月から令和８年５月までの間
税務署	５９署	

決算検査報告に掲記される事項等の概要



弁明書：　指摘を受けた省庁等が、不当事項等に対する是正措置について説明するもので、同年度の国会決算審議の便に供するため早急に作成したもの、という扱い

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
総務課・課税部・徴収部

関係民間団体との連携・協調

１　基本的な考え方

関係民間団体（以下「団体」という。）は、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等を図るための啓発活動に取り組んでおり、税務行政の円滑な執行に寄与している。

国税庁としては、昨今の税務行政を取り巻く環境が一層厳しさを増す状況を踏まえ、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現していくために、国家公務員倫理法等の規程を遵守し適切な関係を維持しつつ、従来以上に団体と連携・協調を図っていく必要がある。

団体の活動は、納税者コンプライアンスの維持・向上のために重要であることから、従来以上に団体との連携・協調を図るため、局・署においては、各団体の役割や取組等に対する職員の意識醸成を図りつつ、団体の現状やニーズ等を踏まえた施策を検討する。

２　これまでの取組

上記１の考え方から、平成 27 事務年度以後、団体との連携・協調について本格的に議論を開始し、次の取組を実施している。

⑴　個々の単位会の状況に応じた施策の実施方針の明確化

単位会を３つの類型に分類し、各団体との意見交換等を通じて、団体の現状やニーズ等を十分に把握した上で、それぞれの類型に応じた施策を実施。

類型		施策内容
Ⅰ	活動が活発	更なる自発的な活動の促進を提案 模範となる先行的な取組や他単位会を支援する役割を提案
Ⅱ	比較的安定	活動の活性化に向けた施策を検討することを提案
Ⅲ	単独での活動の実施が困難	他の単位会との共同事業を提案 会の根幹となる事業が維持できるよう支援

(2) 局署における検討・実施体制の整備

・ 局は総務部長ヘッドの体制、署は署長ヘッドの体制を構築。

・ 上記(1)を踏まえ、署で団体間の連携等も含めた効果的な施策を検討するため、「連携・協調策シート」を整備（当該シートはＰＤＣＡサイクルに基づく検討や定期人事異動期の署幹部の引継ぎにも活用）。

・ 各署の取組状況を客観的に把握（見える化）するため、「取組状況一覧」を整備。

・ 局は、「連携・協調策シート」及び「取組状況一覧」を活用し、各単位会の状況や各署の取組状況を把握した上で、署を跨いだ施策など今後の取組方針を検討。必要に応じて、署への指導・助言等を実施。

(3) 有効施策のノウハウ等の共有

・ 他署・他局の参考となる施策は、「有効施策紹介シート」を作成・提出。

・ 庁において、「有効施策紹介シート」を庁ポータルサイト「関係民間団体サイト」に掲載することで、各局・事務系統横断的に情報を共有。

・ 会議資料や各団体独自の取組に係る資料等を、庁ポータルサイト「関係民間団体サイト」に掲載することで、各局・事務系統横断的に情報を共有。

(4) 長官感謝状の贈呈

日ごろの税務行政への協力のみならず、団体の活動を通じて特に顕著な功績を挙げた者等に対し、当局として感謝の意を示すため、平成 30 事務年度から、長官感謝状を贈呈している。

長官感謝状の贈呈は、財務大臣・国税庁長官納税表彰式や各関係民間団体の総会等に併せて実施予定であり、納税表彰式については、令和７事務年度は、10 月 23 日（木）に式典の開催を予定している。

３　今後の取組方針

団体との連携・協調については、各団体の現状やニーズを十分に把握し、継続的に実施していくことが重要であることから、引き続き、これまでの取組を実施してＰＤＣＡサイクルに基づく検討を実施するとともに、各種のツールや会議等を通じて、局署の取組及び団体の状況を的確に把握し、団体間の連携などの団体の功績についても、機を逸することなく適切に評価することとする。

また、署長主導の取組を更に推進しつつ、局の指導・サポート体制を後押しすることに加え、職員全体の意識を向上させる観点から、令和４事務年度より、毎事務年度末に以下の資料を還元して、局署において活用することとしている。

① 団体との連携・協調の重要性について、全職員の意識醸成を図るための啓発資料

② 特に有効と認められる局署の施策をプレイアップした資料

③ 連携・協調施策等を署長主導の下で計画的に行うための年間スケジュール

④ 国税当局から団体やその会員に対して協力依頼・周知を実施した事項の概要を整理した資料

関係民間団体の概要

区分		青色申告会	法人会	間税会	納税貯蓄組合	納税協会
組織	全国会	1	1	1	1	－
	局単位	10	8	12	12	1
	県単位	41	41	36	40	－
	署単位会	1,658	440	439	453	83
	計	1,710	490	488	506	84
総会員数（単位：千人・社）		479 （令7/3末現在）	698 （令6/12末現在）	81 （令7/4.1現在）	627 （令5/3末現在）	120 （令7/3末現在）
主な活動		①青色申告の普及 ②小規模納税者に対する記帳指導、決算指導 ③税務、経理及び経営等の調査研究 ④広報（機関誌の発行等） ⑤税制改正要望 ⑥福利厚生	①税制改正への提言 ②租税教育・税の啓発（租税教室、絵はがきコンクール等） ③税知識の普及等（各種説明会、自主点検チェックシート等） ④広報（情報誌の発行等） ⑤福利厚生	①消費税完納運動の推進 ②消費税の啓発活動等 ③各種研修会等の開催 ④広報（機関誌の発行等） ⑤税制改正要望 ⑥付加価値税等に関する研究活動	①納税資金備蓄の推進 ②振替納税の推進 ③期限内納付定着の推進 ④租税教育の推進（中学生の税についての作文事業） ⑤広報（会報誌の発行等） ⑥共済	①税知識の普及 （説明会・機関誌発行等） ②適正な申告納税の推進 （税務相談等） ③税制改正要望 ④福祉制度事業 （各種あっせん）
全国会の概要	名称	(一社)全国青色申告会総連合	(公財)全国法人会総連合	全国間税会総連合会	全国納税貯蓄組合連合会	(公財)納税協会連合会
	所在地	千代田区神田駿河台	新宿区四谷坂町	中央区日本橋浜町	千代田区神田須田町	大阪市中央区谷町
	設立年月日	昭和30年10月19日 （平成25年5月1日）	昭和29年10月22日 （平成23年4月1日）	昭和48年4月25日	昭和33年10月7日	昭和21年6月29日 （平成24年4月1日）
	会長	伊藤　升吾	斎藤　保	關口　雅章（会長代行）	藤波　一博	本荘　武宏
	設立目的	全国の青色申告会の指導連絡を図り、青色申告を基盤とした税務、経理及び経営の調査、研究並びに指導を行うとともに、小規模事業者の公正な世論を結集して、その実現に努め、もって申告納税制度の確立と小規模企業の振興に寄与する。	全国各地で活動する「法人会」と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行うことにより、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献する。	間接税行政に協力することを基本理念とし、申告納税制度下における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与する。	納税貯蓄組合連合会の相互の連絡協調を図るとともに、これらの連合会の指導を通じて納税貯蓄組合の健全な発展に寄与する。	大阪局及びその管下税務署との連絡協調の下に、すべての納税協会が本会を中軸として、税知識の普及に努め、適正な申告納税制度の推進と納税道義の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、併せて企業経営の健全な発展と明るい地域社会の発展に寄与する。

（注1）「設立年月日」欄の（）は、一般社団化・公益財団化した年月日を示す。
（注2）青色申告会の署単位会数には、署単位会のほか市町村単位会を含む。
（注3）上記団体のほか、国税庁が関係民間団体としている組織として、税理士会、酒類業組合がある。

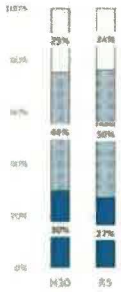
会員数の推移と活動状況に応じた各類型の割合

■Ⅰ類型 ■Ⅱ類型 □Ⅲ類型

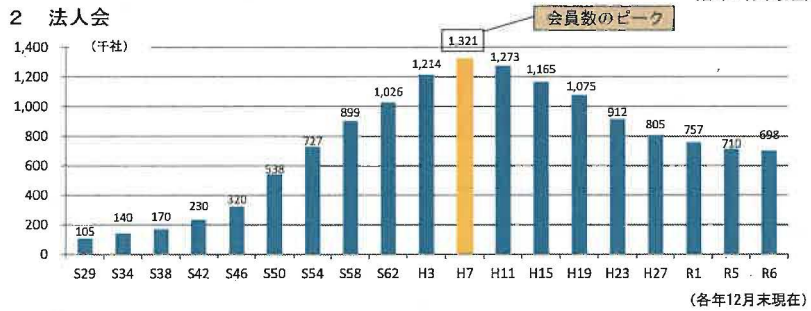
1　青色申告会



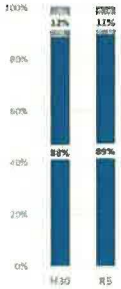
（各年３月末現在）



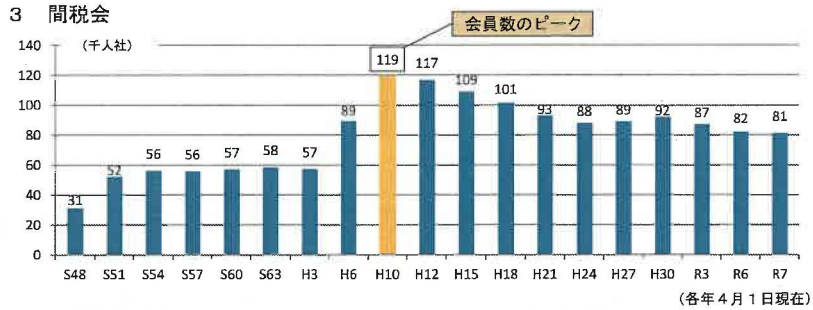
2　法人会



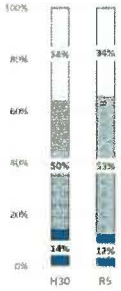
（各年12月末現在）



3　間税会



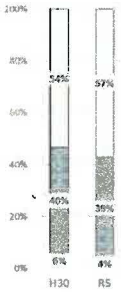
（各年４月１日現在）



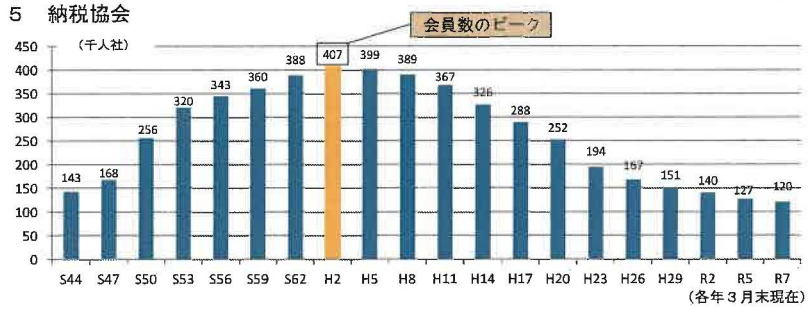
4　納税貯蓄組合



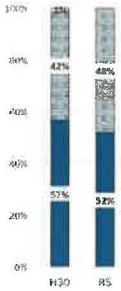
（各年３月末現在）



5　納税協会



（各年３月末現在）



保存期間：３年
（令和９事務年度末）
総　務　課

緊急対応体制の整備

１　緊急対応体制の整備の目的

緊急対応体制の整備の目的は、納税者や税務行政等に大きな影響を及ぼすおそれのある緊急に対応すべき事案の発生時に適切に対応することにより、納税者等の権利・利益の保護、情報漏えいの防止、職員の安全確保、税務行政の円滑な遂行、税務行政に対する信頼の確保等を図ることにある。

２　緊急対応事案の類型

「緊急対応体制の整備について」（事務運営指針）において、以下の事案を緊急対応事案として、関係部署が一体となって緊急かつ適切に報告等の対応を行うこととしている。

⑴　災害・犯罪関係原因事案

災害・事故・犯罪等に起因する事案であって、相当数の納税者の生命・身体・権利・利益、職員の生命・身体・財産、税務行政の円滑な遂行等に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる事案

⑵　事務処理関係原因事案

不適切な事務処理等に起因する事案であって、納税者の権利・利益や税務行政に対する信頼等に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる事案

⑶　非行関係原因事案

職員の非行に起因する事案であって、納税者の権利・利益や税務行政に対する信頼等に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる事案

３　緊急対応事案への対応

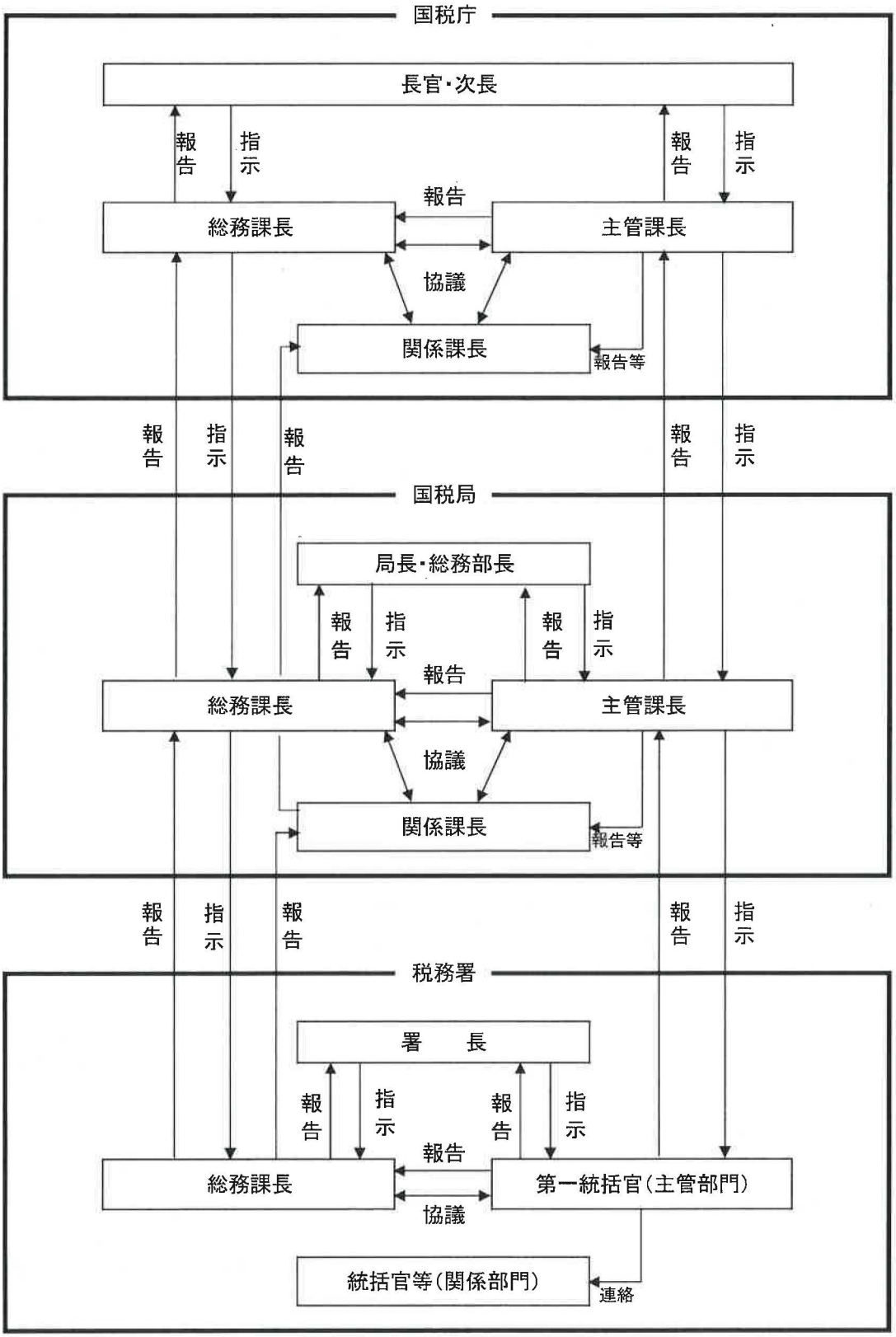
緊急対応事案が発生した場合には、①管理職員は、自ら情報の収集に努めるとともに、②庁・局・署間において主管課・総務課によるダブル・トラック方式により報告を行い（別紙１・２「緊急対応体制イメージ図」参照）、③事案の類型に応じ、関係課へ報告・連絡を行うことにより、適切に対応することとしている。

また、緊急対応を行うべき不適切事案の範囲及び事案の発覚から庁へ第一報（口頭でも可）を報告するまでの標準報告期限を設定し、不適切事案に関する庁・局・署間の迅速な情報共有に努めている（別紙３「緊急対応事案類型別報告期限一覧表」参照）。

別紙1－1

緊急対応体制イメージ図

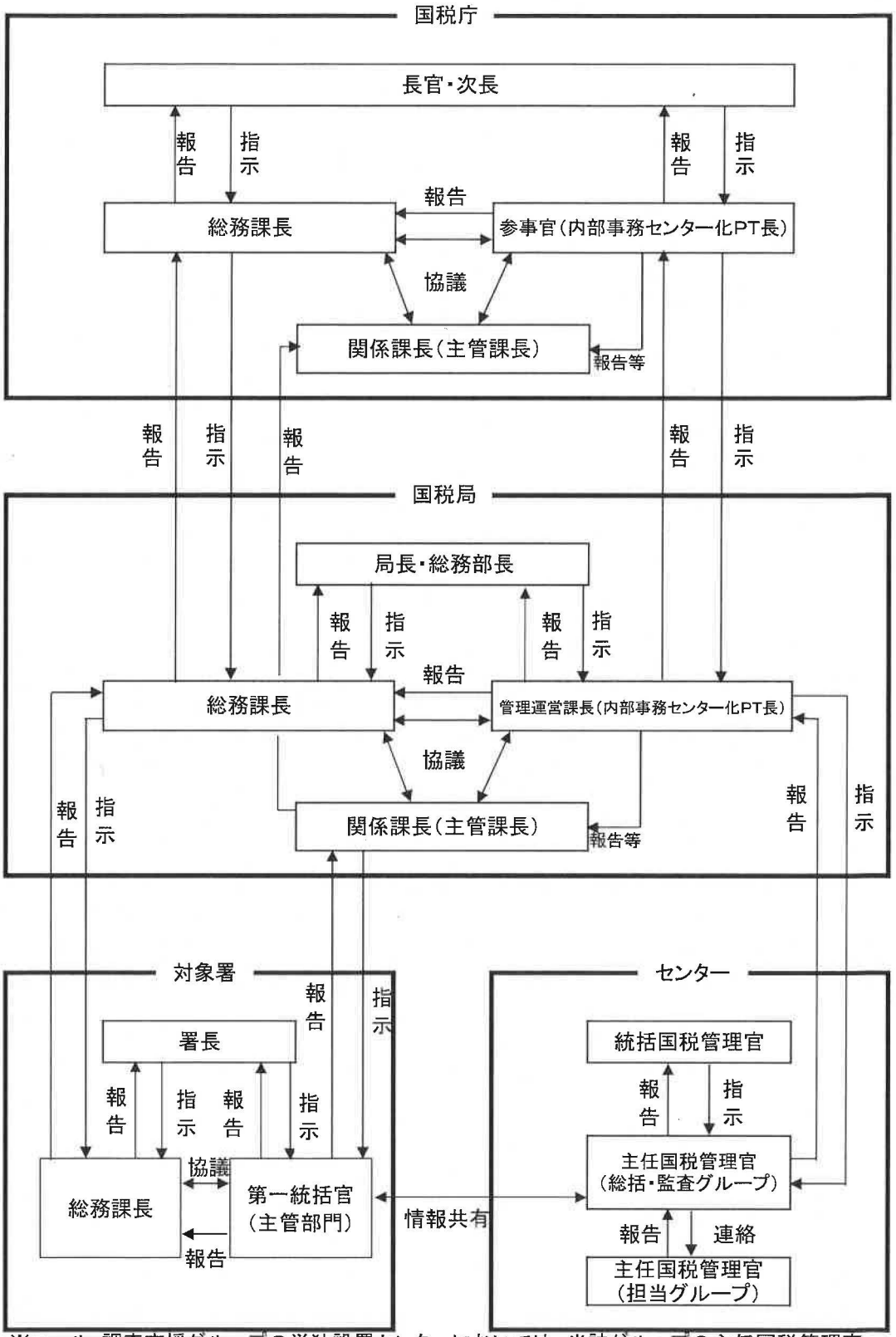
（災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案）



別紙1－2

センター用　緊急対応体制イメージ図

（災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案）

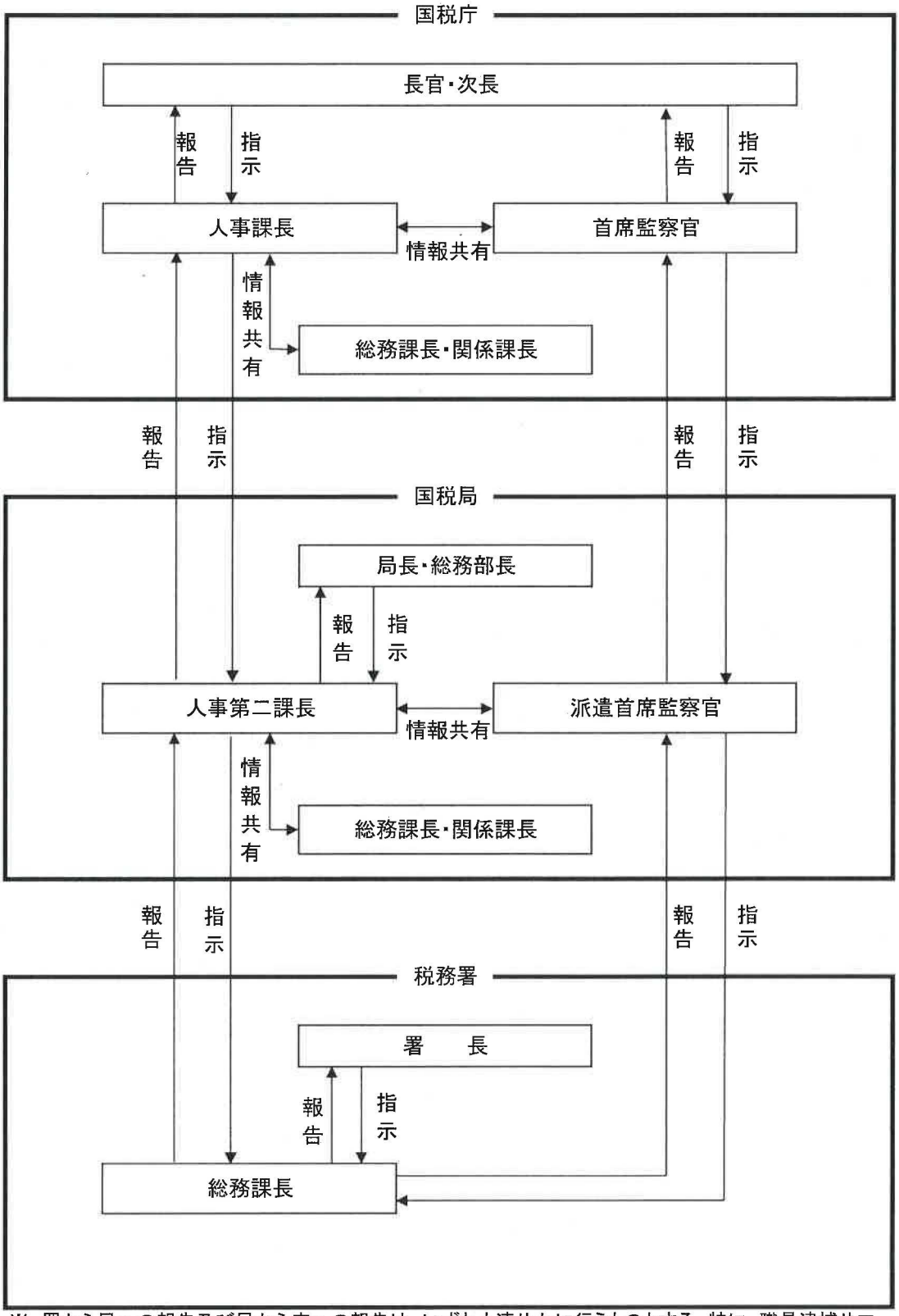


※コール・調査支援グループの単独設置センターにおいては、当該グループの主任国税管理官が総括・監査グループの主任国税管理官と同様の役割を担う。

別紙２－１

緊急対応体制イメージ図

（非行関係原因事案）

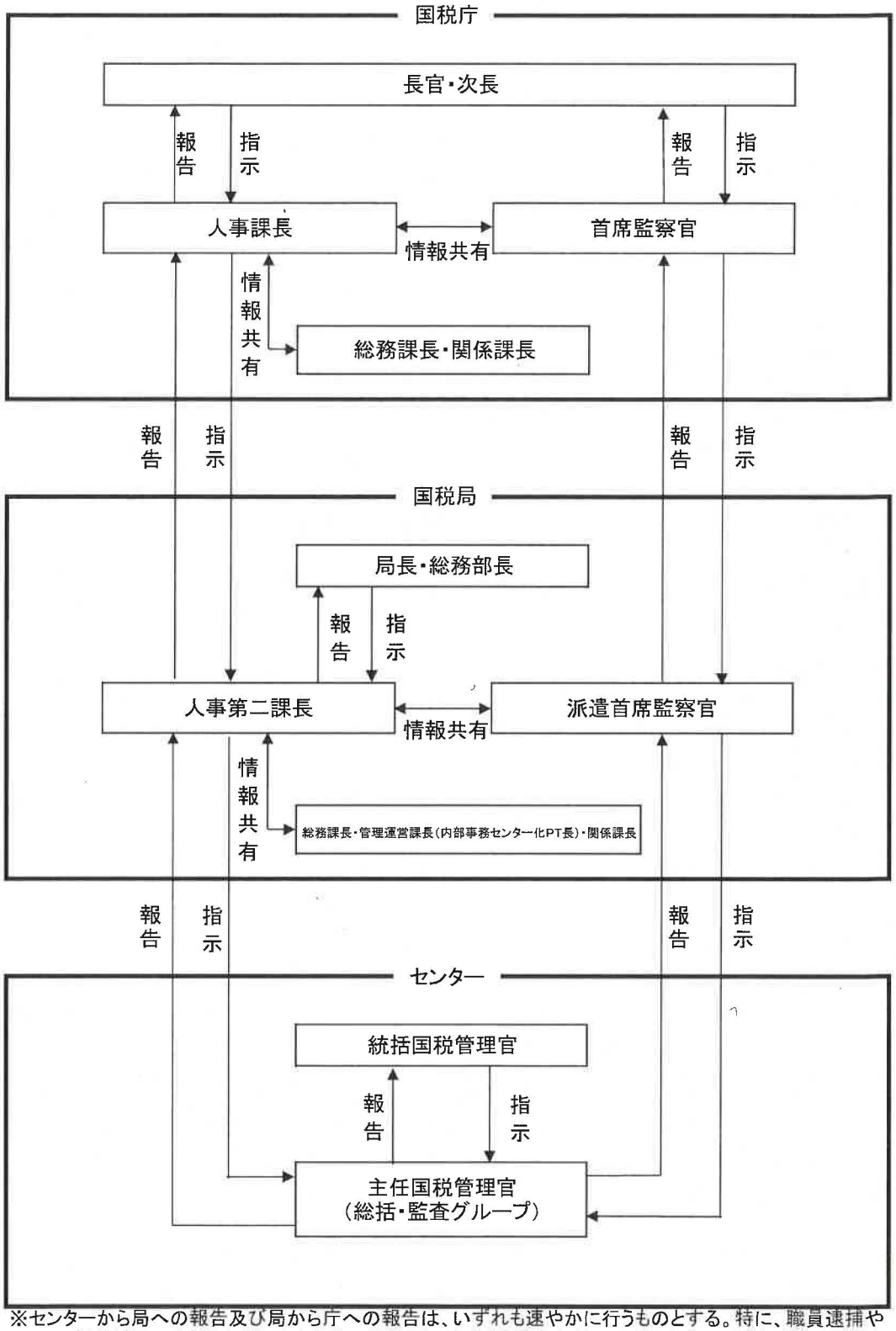


※　署から局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

別紙2－2

センター用　緊急対応体制イメージ図

（非行関係原因事案）



※センターから局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

※コール・調査支援グループの単独設置センターにおいては、当該グループの主任国税管理官が総括・監査グループの主任国税管理官と同様の役割を担う。

別紙３

緊急対応事案類型別報告期限一覧表

報告を要する事案	標準報告期限（第一報）
現金過不足等	
現金領収金額の過不足・亡失	翌日まで
情報漏えい等	
庁舎外に持ち出した行政文書（公表文書を除き、情報処理機器及び情報記録媒体を含む。以下同じ。）等の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者等から受領した書類（一時的に借用したものを含む。）の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者を取り違えた処分・指導 （例）同姓同名の別人に対する差押え	翌日まで
行政文書等（公表文書を除く。）のインターネット等への流出	翌日まで
外部委託業者による契約に違反した行為（保管・複製・再委託等）及び業務上における事故等に伴う情報流出等	翌日まで
納税者情報の誤発送・誤交付（未開封のもの及び納税者の特定の可否にかかわらず組織外に流出したものを含む。） ※　郵便局職員による誤配送等当局に責任のないものを除く。	３日目まで
納税者情報の私的利用 （例）国税情報システムの私的検索	３日目まで
所在不明等	
行政文書の所在不明・誤廃棄・き損	３日目まで
事務処理誤り・遅延	
同一の納税者に対して事務処理を２回以上誤った事案	翌日まで
不適切な事務処理に起因して、10 人以上と認められる納税者の権利・利益に影響を与えた事案 （例）地方税当局への閲覧・回付漏れ	翌日まで
同様の事務処理誤りが他局・他署においても発生すると想定される事案 （例）システムを利用した事務処理誤り	翌日まで
不適切な事務処理等に起因して更正・決定の除斥期間その他の処理期限を徒過した事案のうち対応を要する事案 （例）国家賠償による対応を要する事案	３日目まで
違法な処分を行ったことが明らかである事案 （例）処理期限徒過後の更正・決定等の処分	３日目まで

（注）１　上記期限にかかわらず、署又はセンターから局への報告は原則として事案発覚日の当日中に、また、局から庁への報告は原則として署又はセンターから報告を受けた当日中（局において発生した事案については原則として事案発覚日の当日中）に行うよう努めることとする。

なお、標準報告期限（第一報）において、「翌日まで」とあるのは、事案発覚日（担当者が事案の発生を認識した日をいう。以下同じ。）の翌稼働日を報告期限とし、「３日目まで」とあるのは、事案発覚日から３日目の稼働日を報告期限とする（例：木曜日に発覚した事案については、月曜日が報告期限となる。）。

２　第一報については、文書でも口頭でも可とし、口頭の場合は、その後速やかに文書で報告する。

３　納税者や税務行政等に及ぼす影響が極めて大きいと認められる場合など、直ちに対応を要する事案（例：報道が想定される事案）については、上記の期限にかかわらず速やかに報告するものとする。

４　その他、一覧表に該当しない事案についても、早期に報告が必要と判断される事案については適時報告する。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
総　務　課

行政文書・情報の管理の徹底

１　行政文書・情報の管理の必要性

国税庁は、申告情報や個人番号等、納税者の極めて重要な情報を大量に取り扱っており、ひとたび納税者に関する情報が流出した場合には、納税者からの税務行政に対する信頼を失いかねないことから、行政文書・情報の厳格な管理に務め、厳正・的確な事務処理を徹底する必要がある。

このため、会議や研修等を通じ、行政文書・情報の適切な管理の重要性や、行政文書・情報管理に関するルールの遵守について、周知・徹底に努めるほか、職員のルールの認識状況・履行状況について点検や監査を実施し、必要な改善措置等を講じることにより行政文書・情報の適切な管理を図っている。

２　行政文書・情報の適切な管理に関する取組

⑴　行政文書管理に係る諸規程

公文書管理法、公文書管理法施行令、行政文書の管理に関するガイドライン等を踏まえ、国税庁では、各規程に基づき、適切に行政文書を管理している。

イ　国税庁行政文書管理規則（訓令）
　行政文書の作成から廃棄までの一連の手続のほか、点検・監査、紛失等への対応等、行政文書の管理に係るルールを規定。

ロ　国税庁行政文書管理規則細則（事務運営指針）
　行政文書の保存期間の設定方法、保存・廃棄方法等に係る具体的な手順を規定。

ハ　国税庁行政文書取扱規則（訓令）
　行政文書の収受・発送、決裁等に係るルールを規定。

ニ　標準文書保存期間基準（指示）
　行政文書の分類ごとの名称例、保存期間等について規定。

⑵　情報セキュリティ研修（９～10 月）

行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるため、毎年度１回、全職員を対象とした研修を実施している。

なお、当該研修は、文書管理関係のほか、情報セキュリティ及び個人情報保護関係の研修を行っている。

⑶　情報管理点検（10 月）

国税庁行政文書管理規則等の訓令に基づく情報の管理状況を定期的に確認する

ため、全職員を対象として、行政文書・情報取扱いのルールの認識状況・履行状況に関する自己点検を実施している。

なお、自己点検で把握された問題点については、発生原因を解明するとともに、改善措置及び再発防止策を講じた上で、点検結果を総括文書管理者（次長）に報告している。

3　行政文書の電子的管理に関する取組

行政文書の電子的管理については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成31年3月25日内閣総理大臣決定）に基づき、文書管理業務の自動処理化など本格的な行政文書の電子的管理の実現に向けて政府全体として取り組むこととされており、公文書管理に係る全省庁統一の新システムの構築を目指している。

国税庁においては、「国税庁行政文書管理規則」を改正（令和4年4月1日施行）し、電子媒体により作成・取得・管理することを基本とする旨を明記しており、行政文書の積極的な電子化を図っていくほか、公文書管理に係る全省庁統一の新システムの導入に向けて検討・整理を進めるなど、電子的管理の実現に向けた取組を推進していく。

4　内閣府への対応

(1)　行政文書の管理状況報告

公文書管理法に基づき、毎年度、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況（行政文書ファイル数、紛失等事案の件数等）について、内閣府へ報告を行っている。

なお、各行政機関における行政文書の管理状況については、内閣府において、ホームページで公表している。

(2)　行政文書の管理に関する取組の状況に係る監査

内閣府では、各府省庁等における行政文書の管理状況を実地調査等により確認し、その結果を踏まえ、必要な指導・助言を行うことにより、監査対象となった府省庁等における行政文書の管理状況の見直し・改善等を図るとともに、当該監査結果を周知・共有することにより、文書管理のPDCAサイクルを通じた政府全体の行政文書の管理状況の向上を図ることを目的として、毎年度、監査を実施しており、国税庁は、令和4年度以降、毎年度、監査対象機関として指定されている。

なお、監査結果については、内閣府において、ホームページで公表している。

5　紛失等事案への対応

行政文書の紛失等が発生した場合には、①事実関係を迅速かつ的確に把握し、②事案発生後の処理を的確に実施するとともに、③その事案が発生するに至った原因を確実に究明・分析し、④実効性のある再発防止策の検討・実施に努めている。

また、紛失等事案が発生した場合には、総括文書管理者（次長）及び財務省公文書監理官に対して報告するとともに、内閣府公文書監察室に情報提供を行っている。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
総　務　課

大規模災害発生時の初動対処体制等

１　国税庁本庁災害対応マニュアルについて

国税庁においては、東日本大震災における災害対応の経験を踏まえ、災害に強い組織作りのため、災害発生時の対応業務や対応要員、被災状況の報告手順等を整備した「国税庁本庁災害対応マニュアル」（以下「庁マニュアル」という。）を平成23年12月に制定した。

庁マニュアルについては、実際の災害対応や防災訓練において問題点等が把握された都度、所要の見直しを行っている。

※　令和５事務年度以降の防災訓練においては、実際に地震が発生した場合を想定し、災害発生直後の初動対応について庁マニュアルの「災害に備えた自己点検用チェックリスト（国税幹部用）」（別添１）に沿って国税庁災害対策本部訓練を実施。

２　緊急時情報連絡システム

職員の安否確認方法等の簡略化・省力化を目的として、国税庁本庁（税大本校及び審判所本部を含む。）においては、財務省が運用する「緊急時情報連絡システム」（以下「連絡システム」という。）を利用している。

連絡システムは、１都３県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）で震度６弱以上の地震が発生した場合に、連絡システム利用者の登録メールアドレスに自動的に安否確認メールが一斉送信される安否確認機能のほか、東京23区内で震度６強以上の地震が発生し国税庁災害対策本部（以下「庁本部」という。）が設置される場合に、庁本部構成員のほか、災害対応要員及び参集要員（３⑵において後述）に対し連絡システムから参集連絡メールを送信することができる情報連絡機能を有している。

職員等は、災害が発生した場合には、原則として、連絡システムを通じて送信される安否確認メールへの回答により、速やかに安否状況等を連絡することとしている（安否確認メールの回答については、別添２参照）。

3　勤務時間外の災害発生時における緊急参集

(1)　庁本部構成員

庁マニュアルにおいて指定する以下の庁本部構成員は、東京23区内で震度６強以上の地震が発生した場合、参集連絡を待たず、原則として、災害発生後３時間以内に国税庁（本庁舎５階特別会議室）に参集することとしている。

構成員：長官(※1)、次長(※2)、審議官、課税部長、徴収部長、調査査察部長、総務課長(※3)、人事課長、会計課長、企画課長、参事官（情報システム担当）、厚生管理官、広報広聴室長

（※１）　長官は財務省本部構成員にも指定されていることから、参集連絡を待たず、原則として、災害発生後２時間以内に財務省に参集する。

なお、２時間以内の参集が明らかに困難な場合は、災害時優先電話等により財務省本部事務局に連絡し、参集の要否について財務省本部の指示を得る。

（※２）　次長は、長官の不在が明らかな場合には、災害発生後２時間以内に財務省に参集し、長官の代理として対応する。

（※３）　総務課長は、財務省本部幹事にも指定されていることから、災害発生後２時間以内に財務省に参集し、財務省本部において局署の被害状況等を報告する。

なお、総務課審査室長は、災害発生後２時間以内に参集し、総務課長が不在の場合には総務課長の代理として対応する。

(2)　災害対応要員及び参集要員の参集

イ　東京23区内で震度６強以上の地震が発生した場合

災害対応要員及び参集要員は、参集連絡を待たず、直ちに参集する。

災害対応要員(※)	総務課審査室長・課長補佐（審査企画係担当）・総務第一係長・審査企画係長、人事課総務係長、会計課課長補佐（営繕第一係担当）・営繕第一係長、法人番号管理室課長補佐（監理第二係）・監理第二係長、参事官課長補佐（監理第二係担当）・監理第二係長
参集要員	非常時優先業務等該当課（室）の長、課長補佐（運営担当等）及び総務担当係長

（※）　災害対応要員のうち、総務課課長補佐（審査企画係担当）、同課審査企画係長、会計課課長補佐（営繕第一係担当）、同課営繕第一係長、参事官課長補佐（監理第二係担当）、同課監理第二係長、法人番号管理室課長補佐（監理第二係担当）、同室監理第二係長については、災害発生後２時間以内に参集する。

（法人番号管理室においては、国内震度６弱以上の場合は、総務課長が特に必要と認める場合にのみ参集連絡を行う。）

ロ　東京23区内で震度５強以上の地震が発生した場合

上記イ※に掲げる者は、参集連絡を待たず、災害発生後２時間以内に参集する。

なお、上記以外の災害対応要員は参集連絡により参集する。

ハ　国内で震度６弱以上の地震が発生した場合

上記イ※に掲げる者は、参集連絡を待たず、直ちに参集する。

なお、上記以外の災害対応要員は参集連絡により参集する。

4　災害用官給スマホの配備

令和４事務年度に、災害用官給スマホ 850 台（庁 55 台、局 248 台、署 524 台、税大審判所 23 台）を配備した。災害用官給スマホとは、災害時優先回線が使用できる電話及びセキュリティの確保された LAN メールの利用ができるスマートフォンである。災害時でも通信制限を受けず、優先電話からの「発信」が「優先」される（必ずつながることを保証するものではない。）。

なお、「着信」については、通常電話と同じ扱いとなる。

5　代替庁舎への移転対応

災害により財務省本庁舎等が使用不能となった場合には、以下のとおり対応することとしている。

(1)　国税庁

国税庁は、中央合同庁舎第４号館（303 会議室）に庁本部を設置するとともに、中央合同庁舎第４号館及び東京局において非常時優先業務等を実施する。

なお、中央合同庁舎第４号館が使用不能な場合にあっては、東京局に庁本部を設置するとともに、非常時優先業務等を実施する。

(2)　財務省

財務省は、中央合同庁舎第４号館（共用第４特別会議室）に財務省本部を設置するとともに、中央合同庁舎第４号館及び東京局において非常時優先業務等を実施する。

なお、中央合同庁舎第４号館が使用不能な場合にあっては、金融庁（合庁第７号館西館）に財務省本部を設置するとともに、金融庁（合庁第７号館西館）及び東京局において非常時優先業務等を実施する。

6　申告・納付等の期限の延長関係

国税庁長官、国税局長、税務署長等は、災害その他やむを得ない理由により、納税者が申告・納付等をその期限までに行うことができないと認めるときは、その理由のやんだ日から２か月以内に限り、当該期限を延長することができることとされており、この期限の延長の措置には、地域指定（※1）、対象者指定（※2）及び個別指定（※3）の方法がある。

（※１）被災地域が広範囲にわたり、その地域内の納税者等の相当部分が被害を受けている場合に、国税庁長官の告示により地域及び期日を指定して期限を延長するもの。

（※２）国税庁が運用するシステムが、期限間際に使用不能であるなどにより、申告・納付などをすることができない方が多数に上ると認められる場合に、国税庁長官が延長する対象者の範囲と期日を指定して期限を延長するもの。

（※３）納税者からの個別の申請に基づき、国税局長、税務署長等が期日を指定して期限を延長

するもの。

総務課（審査企画係）は、被災局から報告された事項及びその他諸般の事情を総合勘案し、「地域指定又は対象者指定の要否」、「指定する地域又は対象者の範囲」及び「指定期日とすべき日」について判断する。

（参考）最近の地域指定の状況（平成15年以降分）については、別添３のとおり。

日付欄：令和　　年　　月　　日

別添１

災害に備えた自己点検用チェックリスト（国税幹部用）

１．平時において確認すべき災害への備え

□ 災害対応マニュアルを整備し、特に事務年度当初から職員への周知・徹底を図っている。

□ 職員が災害発生時の初動対応における基本的な知識を習得し、避難場所、避難経路等を確認しておくため、定期的な防災訓練の実施に配意している。

□ 災害発生時の災害対応要員、参集要員に指定されている者及びその参集基準を把握している。

□ 災害発生時の情報伝達経路及び連絡方法（災害時優先電話・安否確認システムの使用方法等を含む。）を把握し、職員周知に配意している。

□ 庁舎の耐震性能の把握、災害用設備（消火設備、電気設備、給水設備、通信設備）の状況の把握、食糧・防災用品の備蓄状況の把握、執務室レイアウト・什器の固定等、災害対応に配意している。

□ 業務区分ごとの非常時優先業務の概要、非常時優先業務を遂行するための組織管理（優先度に応じた人員体制の整備等）を把握している。

２．災害発生時の初動対応（国税庁本庁災害対応マニュアルに準拠して作成）

【災害対策本部の設置】

□ 災害発生後（勤務時間内）又は構成員の参集後（勤務時間外）速やかに災害対策本部の設置、本部会議の開催、災害情報の収集・災害応急対策等の庁本部の事務の総括【国税庁長官】

※ 本部長（国税庁長官）が連絡不通の場合は副本部長（国税庁次長）が職務を代行

【職員、来庁者等の安全確保】

□ 負傷者の救護、病院への搬送、応急対応が可能な病院等の確認等【厚生管理官】

□ 避難指示（避難時集合場所と避難経路）【総務課長】

□ 管理官署へ庁舎等への立入り可否の確認【会計課長】

□ 避難に当たって、執務室、簿書庫の施錠、貴重品の持出し、ガスの閉栓、ブレーカーの遮断等の処置【会計課長（・各課室長）】

□ 職員等の庁舎内待機、帰宅、出勤の判断【総務課長（・各課室長）】

【被災状況の把握、業務機能の復旧】

□ 災害対策本部の設置

・災害対応全体の連絡調整・指揮監督【総務課長】
・職員、家族の安否情報、被災状況等全体のとりまとめ【総務課長】
・庁舎の被災状況、利用可能な通信手段（災害時優先電話等）の確認、とりまとめ【会計課長】

・KSK システム、e-Tax 等の国税情報システム関係の施設・設備の被災状況のとりまとめ【参事官（情報システム担当）】

□　非常時優先業務の遂行

（被害状況の把握等）

・安否確認等の被災情報収集、執務環境の確保、システム関係の施設・設備に係る初期対応、本来業務を遂行するための後方支援業務のとりまとめ【総務課・人事課・会計課・参事官】

（執務環境の整備）

・災害備蓄品の配布【総務課】
・待機職員、来庁者の宿泊場所等の確保【会計課】
・被災庁舎等の緊急修繕及び代替施設の確保【会計課】
・緊急通行車両の確保及び運行【会計課】

（人事関係業務）

・災害発生に伴う特別休暇や人事院指令及びその取扱いの周知等【人事課】
・被災自治体等から職員派遣の要請への対応【人事課】

（納税者対応）

・納税者への情報提供（開庁状況、国税に関する救済措置）、報道対応業務【広報広聴室、主任税務相談官（納税者サービス PT）】
・確定申告期等の適切な相談体制の構築（国税に関する救済措置の広報等を含む）【個人課税課】

（国税に関する救済措置等）

・申告・納付等の期限の延長、納税の猶予【総務課・課税部・徴収部・調査査察部】
・調査、徴収事務の中断等【課税部・徴収部・調査査察部】
・酒類の製造、販売免許に関する措置、被災酒類に関する酒税還付手続等【酒税課】

（その他の被災状況の把握）

・酒類業者、税理士等の被災状況のとりまとめ【総務課・酒税課】

国税庁における災害発生時の初動対応においては、以下の項目を上記に加えて実施する（事務管理センターに係る業務は東京局情報システム部及び大阪局情報システム二課を加える。）。

□　災害対策本部の設置

・法人番号システム（法人番号公表サイト及び行政機関への情報提供サイトを含む。）の施設・設備の被災状況のとりまとめ【法人番号管理室長】

□　非常時優先業務の遂行

（システムの復旧等）

・庁内 LAN システム、インターネット環境、国税庁ホームページの復旧業務、KSK システム、e-Tax の接続復旧業務、財務省職員のインターネット環境の支援業務【参事官】
・e-Tax ホームページの復旧業務【デジタル化・業務改革室】
・法人番号システム（法人番号公表サイト及び行政機関への情報提供サイトを含む。）の復旧業務【法人番号管理室】

【国税庁災害対応マニュアル記載事項】

非常時優先業務の概要、組織管理

第２章第１節　非常時優先業務等について(2-1-1)、第３～５節　災害対応要員、参集要員、緊急時出勤対象者について(2-3-1～2-5-1)

災害対策本部の設置

第２章第２節１　庁災害対策本部(2-2-1)、第３章第６節１　庁本部等の立上げ等(3-6-1)

災害対応要員、参集要員の指定、参集基準

第２章第３節１　災害対応要員(2-3-1)、第４節１　参集要員(2-4-1)、第３章第７節　災害対応要員・参集要員等の参集(3-7-1)

災害発生時の情報伝達経路等

第２章第６節 連絡体制の整備について(2-6-1)

災害用設備・備蓄の状況

第２章第７節　非常災害用設備及び非常用備蓄品について(2-7-1)

職員等の安否状況の把握

第３章第４節 安否状況等の連絡(3-4-1)、第８節１ 職員等及び来庁者の安否状況等の把握(3-8-1)、第８節２ 局署職員等の安否状況等の把握(3-8-2)

職員、来庁者等の安全確保

第３章第２節１・２　人命確保の優先・負傷者の救護(3-2-1)、第３節１ 避難指示等 (3-3-1)、第３節４ 財務省本庁舎等内への立入り可否の確認等(3-3-2)、第５節 職員等の待機又は帰宅に関する業務(3-5-1)

庁舎等の被災状況の把握

第３章第８節３ 庁舎等の被災状況の把握等(3-8-3)、第８節４　システム関係の被災状況の把握(3-8-4)

国税に関する救済措置等

第３章第 10 節 国税に関する救済措置の実施 (3-10-1)、第 11 節 広報 (3-11-1)

被災自治体から職員派遣の要請への対応

第３章第 13 節　被災自治体への職員派遣 (3-13-1)

【参考：各官職、課室名の局署における読替えについて】

上記の各官職、課室名について、局署においては下記により読み替えることとするが、適宜、他の官職、課室を充てることとして差し支えない。

【国税局】

国税庁長官	⇒	国税局長
国税庁次長	⇒	総務部長
参事官（情報システム担当）	⇒	情報システム（第一）課長
厚生管理官	⇒	厚生課長（沖縄においては会計課長。）
各課室長	⇒	各課室長（庁派遣及び各部部門筆頭統括官を含む。）

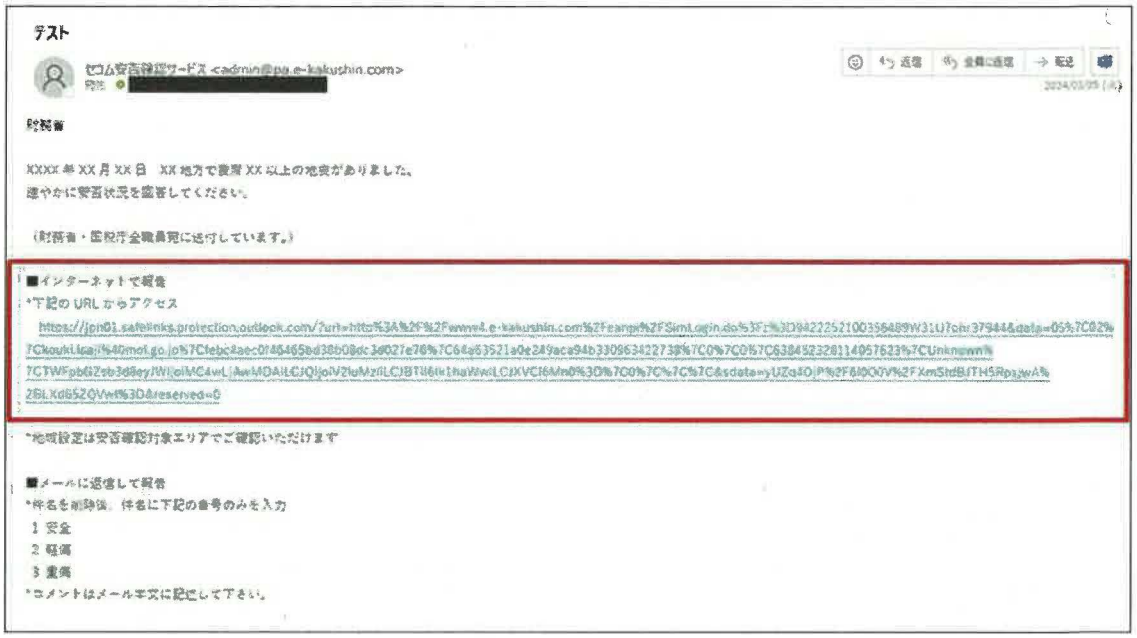
【税務署】

国税庁長官	⇒	税務署長
国税庁次長	⇒	総務課長
会計課長、参事官（情報システム担当）、厚生管理官	⇒	総務課長
人事課、会計課	⇒	総務課
酒税課	⇒	酒類指導官
課税部・徴収部・調査査察部	⇒	各系統筆頭部門
各課室長	⇒	総務課長、各系統筆頭統括官
広報広聴室	⇒	税務広報広聴官、総務課

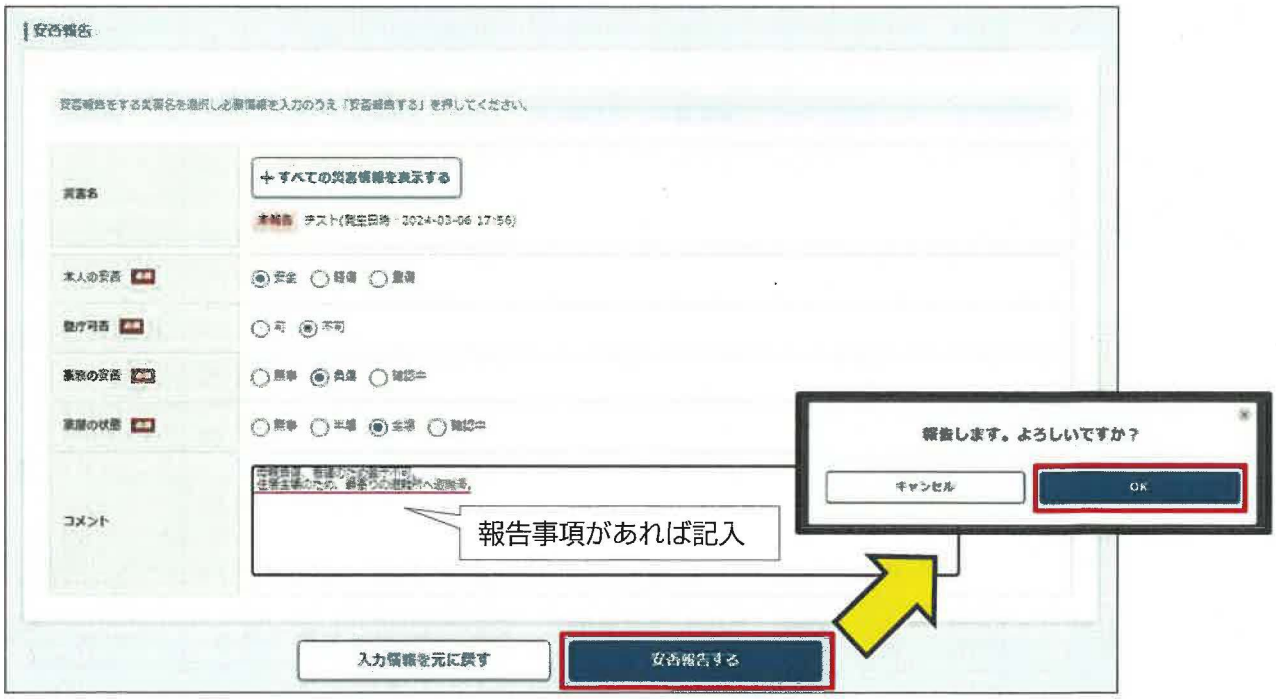
別添２

【安否確認回答要領】

受信した安否確認メールから「インターネット報告用ＵＲＬ」にアクセスします。



安否報告画面に遷移しますので、回答内容を入力した後、「安否報告する」を押してください。「ＯＫ」を押して報告完了です。



※　事前に「安否確認アプリ」、「自主報告専用ＵＲＬ」を取得し、上記と同様に回答することも可能です。

（別添３）

最近の地域指定の状況（平成 15 年以降分）

告示年月日	指定地域		延長対象期間	延長期日	備考
平成 16. 7.30	新潟県の一部		平成 16. 7.13 ～ 16. 9.19	平成 16. 9.21	平成 16 年７月 新潟・福島豪雨
平成 16. 7.30	福井県の一部		平成 16. 7.18 ～ 16. 9.18	平成 16. 9.21	平成 16 年７月 福井豪雨
平成 16. 9.15	香川県の一部（高松市の一部）		平成 16. 8.30 ～ 16.10.30	平成 16.11. 1	台風 16 号
平成 16.11. 4 （※１）	新潟県の一部	山古志村以外	平成 16.10.23 ～ 17. 2.27	平成 17. 2.28	平成 16 年新潟県中越地震
		山古志村	平成 16.10.23 ～ 18.11. 2	平成 18.11. 6	
平成 16.11. 4	兵庫県の一部（豊岡市及び城崎町）		平成 16.10.20 ～ 17. 1.30	平成 17. 1.31	台風 23 号
平成 18. 1.31 （※２）	新潟県の一部（津南町の一部）及び長野県の一部（栄村の一部）		平成 18. 1. 8 ～ 18. 5.20	平成 18. 5.22	平成 18 年豪雪
平成 19. 7.31 （※３）	新潟県の一部（柏崎市、出雲崎町及び刈羽村）		平成 19. 7.16 ～ 19.11.12	平成 19.11.13	平成 19 年新潟県中越沖地震
平成 23. 3.15 （※４）	青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県	青森県及び茨城県	平成 23. 3.11 ～ 23. 7.28	平成 23. 7.29	平成 23 年東北地方太平洋沖地震
		岩手県、宮城県及び福島県の内陸部	平成 23. 3.11 ～ 23. 9.29	平成 23. 9.30	
		岩手県及び宮城県の沿岸部	平成 23. 3.11 ～ 23.12.14	平成 23.12.15	
		宮城県　石巻市、東松島市、女川町	平成 23. 3.11 ～ 24. 4. 1	平成 24. 4. 2	
		福島県下 12 市町村	平成 23. 3.11 ～ 26. 3.30	平成 26. 3.31	
平成 27. 9.30	茨城県の一部		平成 27. 9.10 ～ 27.11.24	平成 27.11.25	平成 27 年９月 関東・東北豪雨
平成 28. 4.22 （※５）	熊本県全域	以下以外の市町村	平成 28. 4.14 ～ 29.11.29	平成 28.11.30	平成 28 年熊本地震
		熊本市、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町	平成 28. 4.14 ～ 29.12.15	平成 28.12.16	
平成 30. 7.19 （※６）	岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部	岡山県倉敷市真備町以外	平成 30. 7. 5 ～ 30.11.26	平成 30.11.27	平成 30 年７月豪雨
		岡山県倉敷市真備町	平成 30. 7. 5 ～ 30.12.24	平成 30.12.25	
平成 30. 10. 7 （※７）	北海道の一部		平成 30. 9. 6 ～ 31. 1.30	平成 31. 1.31	平成 30 年北海道胆振東部地震
令和元. 11. 1 （※８）	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部		令和 元.10.12 ～ 2. 8.30	令和 2. 8.31	令和元年東日本台風
令和 2. 7.31 （※９）	熊本県の一部		令和 2. 7. 4 ～ 3. 1.31	令和 3. 2. 1	令和２年７月豪雨
令和 6. 1. 12 （※10）	富山県及び石川県	以下以外の市町	令和 6. 1. 1 ～ 6. 7.30	令和 6. 7. 31	令和６年能登半島地震
		七尾市、志賀町	令和 6. 1. 1 ～ 7. 1.30	令和 7. 1. 31	
		輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町			

（注）※１～10 については、まず地域の指定を行い、その後に延長期日の指定を行ったもの。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
情報公開・個人情報保護室

情報公開関係及び個人情報保護関係

１　開示請求関係

(1)　開示請求の状況

イ　情報公開法

行政文書の開示請求件数は、毎年４千件程度で推移。

主な請求文書は、設立法人の名簿（1,174件）裁決書（1,118件）である。

（単位：件、％）

項目／年度	開示請求件数	庁	国税局	税務署	税大	審判所
Ｒ４	4,574	323	1,019	1,965	12	1,255
Ｒ５	3,982	238	961	1,441	8	1,334
Ｒ６	4,177	464	1,053	1,462	24	1,174

（注）令和６年度のオンラインによる開示請求件数は812件（全体4,177件の約19％）

ロ　個人情報保護法

個人情報保護法に基づく開示請求については、その主な請求内容は、所得税申告書・決算書（全体の約８割）であり、その他には、税務調査や滞納処分などの情報を求めるものがある。

開示請求件数は、令和４年度が７万件、令和５年度が5.6万件、令和６年度が4.2万件と年々減少傾向にあるところ、これは、e-Taxによる申告件数の増加に伴い開示請求をせずに過去の申告内容を確認できる納税者が増えていること、「申告書等情報取得サービス」や「申告書等閲覧サービス」といった納税者にとってより簡便で手数料のかからない手段へシフトしていることがその一因と考えられる。

なお、所得税申告書・決算書の開示請求件数は減少しているものの、個人の開廃業届出書の開示請求件数は増加していることが確認されており、これは申告書等控えへの収受日付印の押なつ見直しによるものと考えられる。

(注)　所得税の申告書等について、紙で提出した場合でもe-Taxを利用して申告書等情報を取得できる「申告書等情報取得サービス」を令和４年５月から開始している。

（単位：件、％）

項目／年度	開示請求件数	所得税申告書・決算書（構成比）	左記以外（構成比）
Ｒ４	70,427	59,447(84.4)	10,980(15.6)
Ｒ５	55,752	44,373(79.6)	11,379(20.4)
Ｒ６	41,544	30,263(72.8)	11,281(27.2)

（注１）令和６年度の件数は速報値

（注２）令和６年度のオンラインによる開示請求件数は 357 件（全体 41,544 件の約 0.9%）

⑵　開示決定等に対する審査請求の状況

開示決定等に対する審査請求があった場合は、国税庁本庁において審理の上、総務省の情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、同審査会による答申後、その答申に基づき裁決を行っている。

＜情報公開法＞　（単位：件）

項目／年度	新規申立	裁決					取下
			認容	一部認容	棄却	却下	
Ｒ４	28	56	0	28	24	4	0
Ｒ５	51	50	2	3	34	11	0
Ｒ６	41	36	0	2	29	5	1

＜個人情報保護法＞　（単位：件）

項目／年度	新規申立	裁決					取下
			認容	一部認容	棄却	却下	
Ｒ４	39	82	0	3	77	2	4
Ｒ５	25	36	0	5	26	5	1
Ｒ６	33	16	0	1	10	5	2

（注１）令和６年度の件数は速報値

（注２）訂正請求及び利用停止請求に対する審査請求を含む。

⑶　訴訟（情報公開法・個人情報保護法）の状況

個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求の決定に対して、原処分の取消を求める訴訟が２件(注)提訴され係属中である。

（注）①　所得税調査に係る調査経過記録書の一部不開示決定に対して、当該処分の取消を求めるもの。

②　法人税調査に係る調査経過記録書に記載された保有個人情報に係る開示請求について、本人確認書類の不備による不開示決定を行ったことに対して、当該処分の取消を求めるもの。

⑷　開示請求事務の効率化に係る取組

保有個人情報の開示請求事務については、納税者利便の向上と職員負担の軽減に資するため、申告書等情報取得サービスの利用を推進していくこととしている。

申告書等情報取得サービスは、納税者が署の窓口に出向くことなく、自宅のパソコン等からマイナンバーカード・e-Tax システムを利用し、所得税の申告書等情報の取得が可能であり、保有個人情報の開示請求件数は所得税の申告書等がその大宗を占めていることからすれば、その代替措置として多大な効果が認められるところである。

このため、令和６事務年度では、自身の所得税の申告書等の情報を求める者に対して、より利便性の高い申告書等情報取得サービスなどの手続へと円滑な誘導

が可能となるよう、庁HPの開示請求の案内画面において、開示請求手続の前置きとして申告書等情報取得サービスなどが案内されるよう案内順序の見直しを行うとともに、署の窓口職員に対しても、来署者が必要とする申告書等の種類、態様に応じて、適切な案内がなされるようアテンドフローを提供したところであり、令和７事務年度においても、引き続き、これらの取組みを通じて利用促進を図ることとしている。

（単位：件）

項目 年度	申告書等 情報取得サービス	保有個人情報開示請求 （所得税申告書・決算書のみ）
Ｒ４	16,852	59,447
Ｒ５	54,640	44,373
Ｒ６	41,734	30,263

２　個人情報（特定個人情報）の安全管理措置

⑴　不適正管理事案（漏えい、滅失、毀損）の状況

保有個人情報及び特定個人情報（番号付保有個人情報）に関し、漏えい等が発生した場合には、個人情報保護委員会に報告を行っている。

イ　個人情報の不適正管理事案の状況

（単位：件数）

項目 年度	合計	誤送付・誤交付	誤廃棄	紛　失	その他
Ｒ４	外546 146	外535 54	15	外11 66	11
Ｒ５	外476 120	外473 58	9	外3 45	8
Ｒ６	外441 128	外441 45	12	外0 51	20

（注１）令和６年度の件数は速報値

（注２）外書きは郵便局による誤送付及び紛失の件数を示す。

ロ　特定個人情報の漏えい等の状況

	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
報告件数	17件	７件	３件

（注）令和６年度の特定個人情報の漏えい等事案の内訳は、誤廃棄が１件、紛失が２件

⑵　個人情報保護委員会による立入検査

個人情報保護委員会は、個人情報保護法及び番号法に基づき特定個人情報等の

取扱いに関する立入検査を実施しており、国税庁は平成27年度から立入検査の対象とされている。

なお、直近では、令和５年度に、国税庁、福岡国税局、西福岡税務署、業務センター、源泉事務集中センター及びインボイス登録センターを対象として立入検査が行われたが、特段の指摘事項は無かった。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
総務課税理士監理室

税理士事務運営

１　税理士制度の概要

税理士法第１条では、「税理士の使命」として以下を規定している。

> 第１条（税理士の使命）
> 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

このことから、税理士は、単なる私的な代理人としてではなく、より高度な公共的なものとして位置付けられている。

また、税理士法第２条では、「税理士の業務」を規定しており、税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談を行うことを業とするとされている。これら３つの業務は「税理士業務」とされ、原則、税理士・税理士法人以外は無償であっても行うことができないとする、いわゆる「無償独占業務」とされている。

（参考）税理士法制定と近年の改正

昭和 17 年	税務代理士法制定・施行（税理士法に繋がる基礎）
昭和 26 年	税理士法制定・施行
平成 13 年	税理士法人制度の創設等の改正
平成 26 年	公認会計士の税理士資格取得の要件追加等の改正
令和４年	税理士の業務の ICT 化に関する努力義務の創設等の改正
令和５年	にせ税理士の脱税相談等に対する停止命令制度の創設等の改正

２　税理士業務の適正な運営の確保（国税庁の任務の一つ）

税理士がその公共的使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすためには、税理士業務の適正な運営を確保することが必要である。

そのため、国税庁では、税理士関係事務の二本柱として、

① 「税理士会との連絡協調」を推進するとともに、

② 「税理士に対する指導・監督」を的確に実施している。

(1) 税理士会との連絡協調

庁は日税連、局は税理士会、署は支部と、それぞれにおいて連絡協調関係を構

築している。

具体的には、協議会等の開催や税理士会が開催する研修会への講師派遣などを通じて、e-Tax・キャッシュレス納付や書面添付制度などの税務行政への理解と協力を得ている。その他、庁レベルでは、所得税確定申告に関する事務負担軽減やデジタルシームレスの普及に向けた取組などの勉強会・意見交換を行っている。

⑵　税理士に対する指導監督

税理士法は、税理士に無償独占業務といった特権を与えているが、同時に、これに伴う義務も課している。この義務違反が起きないように、税理士法違反の未然防止を図ることが重要であり、各種取組を行っている。また、税理士法違反を犯した者に対しては、調査等を実施して違反行為を的確に把握し、行政指導や懲戒処分を実施している。

なお、税理士法違反に対して的確に対応する観点から、局の税理士専門官の総事務量のうち、75%以上を調査関係事務に投下することとしている。

イ　税理士法違反の未然防止

税理士会（綱紀監察部）では、例えば、名義貸しに関する事例集を作成して配付するなど、綱紀保持について自主的に取組を行っている。

局署においても、税理士会との協議会や研修で綱紀監察をテーマにするなどして、注意喚起を行っているほか、国税ＯＢ税理士による税理士法違反の未然防止のため、退職予定者に対して税理士法の研修などを行っている。

ロ　税理士に対する調査等

(イ)　「税理士法上の調査」と「懲戒処分」

「故意による不真正税務書類の作成」や「税理士自身の脱税」など、税理士法違反があると認められる税理士に対しては、局の税理士専門官が「税理士法上の調査」を実施している。

調査の結果、懲戒処分（税理士業務の禁止・停止）相当と認められた場合は、国税審議会・税理士分科会等の審議・決定を経て、財務大臣による懲戒処分の手続を進め、その他の場合は、行政指導を行っている。

(ロ)　実態確認

事業概況が不明な者、過去の違反行為へのフォローアップが必要な者など、税理士業務の執行状況を確認する必要がある税理士に対しては、署の税理士事務担当者（総務課課長補佐など）が「実態確認」を実施し、その結果に応じて行政指導や調査への移行を行っている。

ハ　「にせ税理士」への対応

税理士でない者が税理士業務を行う、いわゆる「にせ税理士」対しては、局税理士専門官・署税理士担当者が「実態確認（非税理士）」を行い、行政指導や警察等への告発を行っている。

なお、にせ税理士が脱税相談を行っている場合には、影響の重大性・緊急性等の一定の要件の下、財務大臣はその脱税相談の停止を命じることができるとされている。

３　ＫＳＫ２導入後のデータ活用等による税理士管理の充実

税理士法上の調査等については、現状、紙ベースの情報を職員が目で見て選定している。しかしながら、ＫＳＫ２導入後は、各種情報をデータ化した上で、データ管理・活用が原則となることから、税理士の管理についても、情報のデータ化・データ活用を前提に行っていく必要がある。

具体的には、紙ベースであった情報のデータ管理に向け、「税理士等情報せん管理システム」を開発中である（令和８年秋に運用予定）。

併せて、税理士・関与先に係る申告・調査事績や外部情報（ex.税理士の研修受講時間）などの有効な情報をデータ活用することにより、税理士管理の充実や税理士法上の調査の最適化を図るとともに、課税調査・選定の高度化に繋げていくよう検討している。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
総務課税理士監理室

日本税理士会連合会の概要等

１　日本税理士会連合会の概要

○　「日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）」は、税理士法に基づき設立された特別法人である。１５の税理士会の連合体であり、次の事務を行うことを目的としている。

・税理士会及びその会員に対する指導、連絡、監督に関する事務

・税理士の登録、税理士法人の届出に関する事務

○　「税理士会」は、原則、国税局の管轄区域ごとに１つ設立されている（例外として、東京局は３会、名古屋局は２会）。税務署の管轄区域ごとに設置された支部（全国で 493 支部）や会員に対する指導等を行うことを目的。

○　税理士数は、現在 81,000 人を超えている。税理士は、税理士事務所がある区域の税理士会と支部の会員とならなければならない（登録即入会制）。

２　日税連の役員

○　現在の日税連会長は、東海税理士会の太田直樹氏（令和５年７月就任、１期目）

○　日税連の役員は、「会長」のほか、税理士会会長である「副会長」（15 人）、「理事」（101 人）等で構成され、任期は２年である。理事のうち、会長から指名される専務理事（３人）が、会の運営実務を担っている。

○　令和７年は役員改選期である。令和７年７月 24 日の定期総会において、会長等の役員の選任が行われ、新体制となる。

３　日税連の事業

日税連は、税理士会・支部や会員に対する指導監督のほか、税理士の職能を活かし、次の活動も行っている。

【調査研究・建議】

○　税務行政や税理士制度に関する調査研究

○　調査研究等を基にした税制改正建議書の提出

○　税理士制度や税理士の業務に関する広報活動

【税務支援（無料又は廉価な報酬）】

○　確定申告無料相談会の開催
○　商工会や青色申告会への協議派遣
○　税務相談所の設置
○　成年後見制度を通じた税務相談

【租税教育・税を考える週間】

○　小・中・高・大・社会人への「租税教室」（年間１万件）
○　税理士を目指す学生等への租税講座
○　税を考える週間における講演会・税金セミナー

【公益活動】

○　地方公共団体監査制度に基づく、「外部監査人」としての監査
○　政治資金監査制度に基づく、「登録政治資金監査人」としての監査
○　行政不服審査制度に基づく、「審理員」への登用
○　成年後見制度に基づく、「成年後見人」としての支援

４　国税庁と日税連との連絡協調

申告納税制度の適正かつ円滑な運営に向けて、添付書類も含めたe-Taxの利用拡大や事業者のデジタル化促進などのＤＸ施策のほか、書面添付制度の一層の普及・定着など、税務行政の各種施策について理解を得ながら連携して行っている。

また、所得税確定申告に関する事務の負担軽減やデジタルシームレス（取引から会計・税務までのデジタル化）の普及などをテーマとして、勉強会や意見交換を行っている。

5　日税連関係行事

国税庁幹部が出席する日税連関係の行事として、次のものが予定されている。

⑴　**第 69 回　定期総会懇親会（於：帝国ホテル）**

日　付：令和７年７月 24 日(木)

出席者：長官、次長、両審議官、各部長、総務課長、企画課長、
審判所長、審判次長

⑵　**税制改正建議書の提出（於：国税庁）**

日　付：令和７年７～８月（未定）

対応者：長官

⑶　**庁･日税連の幹部懇談会（於：日税連）**

日　付：令和７年８月 21 日（木）

出席者：長官、次長、両審議官、各部長、総務課長

※　当庁・日税連双方の要望事項等について、意見交換を行うもの。
場所は、毎年交互に持ち回りとしており、今年は日税連の番。

⑷　**新年賀詞交歓会（於：オークラ東京）**

日　付：令和８年１月８日（木）

出席者：長官、次長、両審議官、各部長、総務課長、企画課長
審判所長、審判次長

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
広 報 広 聴 室

広報広聴事務の概要

１　広報広聴事務の概要

⑴　基本的な考え方

広報広聴事務は、国民各層・納税者（以下「納税者等」という。）との双方向のコミュニケーションを通じて、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを目的としており、職員一人一人が広報広聴事務の担い手であるとの自覚を持ち、納税者等の視点に立った分かりやすく丁寧な対応を行い、国の財政を支える組織として、納税者等の信頼を得ることが重要である。

⑵　計画的な広報の実施

庁局署が共通認識の下、効果的・効率的な広報を実施するため、広報計画を策定・共有するとともに、特に重点的に広報を行う項目を庁重点広報項目と定め、優先的に事務量を配分するなどして、庁局署が一体となって統一的な広報を実施している。

≪令和７事務年度の庁重点広報項目≫

○　税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 納税者の利便性向上の取組（マイナポータル連携、キャッシュレス納付）
- 事業者のデジタル化を促進するための取組

○　国税の職場紹介

⑶　運営体制

庁広報広聴室、局国税広報広聴室及び広域中心署（県庁所在地などの主要署）に配置する署税務広報広聴官を中心として運営し、署税務広報広聴官は広域対象署（総務課）に対する指導、支援に取り組んでいる。

令和７年度における定員は、庁 12 人、局 67 人、署 123 人（71 署に税務広報広聴官 122 人及び付職員１人）の計 202 人となっている。

また、上記のほか、租税教育の充実に向けた取組等における事務量の増加に対応するため、関東信越局、東京局及び大阪局で国税広報広聴専門官（再任用短時間勤務職員）を各１名登用している。

2　各事務の概要（資料１）

(1)　納税意識の向上事務（税の啓発）

納税意識の向上に向けた税の啓発活動として、租税教育の充実に向けた環境整備や支援に取り組むとともに、「税を考える週間」を中心に、短期・集中的な各種施策に取り組んでいる。

イ　租税教育

租税教育については、租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）(注1)及び租税教育推進協議会（地方租推協）(注2)を中心に、租税教室への講師派遣、副教材の作成・配付等、学校教育における租税教育の充実に向けて取り組んでいる。

令和６事務年度は、学習指導要領に掲げる「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善」に配意しながら、ＩＣＴを活用した租税教室の開催や教材の作成に積極的に取り組んだ。また、社会人手前の高校生・大学生等の社会参画に係る実践力を育成する観点から、財務局、選挙管理委員会、年金事務所等と連携・協働した授業の実施や教材の作成に取り組んだ。

令和７事務年度においても、引き続き社会環境の変化を踏まえながら、関係機関と連携・協働し、学校等へのアプローチを行うとともに、教員等のニーズを踏まえた租税教室の開催や教材の作成、教員や租税教室の講師を対象とした研修会等の開催など、租税教育の環境整備や支援に積極的に取り組む。

（注１）　中央租推協（会長：国税庁次長）は、平成 23 年度税制改正大綱に「租税教育の充実」が盛り込まれたことを受けて、平成 23 年 11 月に国税庁、文部科学省、総務省を構成員（日本税理士会連合会は賛助会員）として発足したもの。

中央租推協では、翌年度の租税教育に係る基本方針等を協議・確認しており、中央租推協で合意確認された基本方針等については、各地域の地方租推協などを通じて関係機関に周知・伝達し、その浸透を図っている。

（注２）　地方租推協の構成員は、国税当局、地方公共団体、教育関係機関、関係民間団体等となっている。

≪参考≫

○　租税教室等の開催状況

	回　数			受講者数		
	令和５年度	令和６年度	対前年度比	令和５年度	令和６年度	対前年度比
小学校	22,469回	22,630回	100.7%	787,638人	805,037人	102.2%
中学校	5,658回	6,202回	109.6%	286,406人	290,976人	101.6%
高　校	1,907回	1,963回	102.9%	145,071人	152,061人	104.8%
大学等	924回	947回	102.5%	62,940人	61,644人	97.9%
合　計	30,958回	31,742回	102.5%	1,282,055人	1,309,718人	102.2%

○　租税教室等への講師派遣状況

年　度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
講師派遣人員	(31,965 人) 41,091 人	(33,721 人) 43,441 人	(35,187 人) 44,895 人

（注）　講師派遣人員の括弧書は、講師派遣人員のうち、職員以外（地方公共団体職員、税理士、関係民間団体関係者等）の派遣人数である。

○　税に関する高校生の作文の応募状況

年　度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
応募校数	1,424 校	1,506 校	1,544 校
応募編数	148,050 編	174,008 編	178,159 編

ロ　税を考える週間

納税意識の向上に向けた税の啓発活動としての広報広聴施策は、年を通じて行うこととしているが、短期間に活動を集約することにより、職員の広報意識の醸成及び関係民間団体等との連携・協調の促進並びに広報広聴施策の訴求効果の向上が期待できることから、毎年 11 月 11 日から 17 日までを「税を考える週間」とし、この期間を中心に、関係民間団体等と連携して各種施策に取り組んでいる。

「税を考える週間」においては、全国で統一的な広報を展開するため、テーマを決めており、令和７事務年度のテーマは、経済社会が大きく変化している中で、未来に目を向け、税の果たす役割・意義について国民に理解してもらうことにより納税者等の納税意識の向上を図ることを目的として、「これからの社会に向かって」としている。

なお、広報コンサルタントの意見等を踏まえ３～５年程度は同じテーマにより広報展開することとしており、令和４事務年度から当テーマにより実施している。

庁においては、国税庁ホームページの国税当局の取組を紹介するページ、インターネット広告及びX（旧 Twitter）等により、庁重点広報項目を中心とした情報を提供するとともに、関係民間団体等に対して施策への協力及びＳＮＳを活用した情報発信等への協力を依頼しており、局署においては、パブリシティ、講演会、意見交換会等の各種施策に取り組んでいる。

≪参考≫

○　社会人を対象とした講演会等の開催回数

回　数			受講者数		
令和５年度	令和６年度	対前年度比	令和５年度	令和６年度	対前年度比
1,326回	1,217回	91.8%	46,655人	41,191人	88.3%

⑵　税知識の普及向上事務

納税者等に税知識の普及を図るとともに、税務行政への理解を深めてもらうため、様々な広報媒体を活用した広報活動に取り組んでいる。

イ　国税庁ホームページの管理・運営

国税庁ホームページは、国税庁の広報媒体の中核を担うものであり、税に関する情報や国税庁の取組に関する情報を提供するほか、ＩＣＴを活用した納税者サービスの窓口としての機能も有している。

平成30年３月、利用者の利便性の向上を図るため、①情報分類の整理、②サイト内検索の機能強化、③スマートフォンやタブレット等の閲覧端末の多様化に対応するため、画面サイズに合わせて自動的に表示を調整する機能の導入など、国税庁ホームページのリニューアルを実施した。

引き続き、利用者の視点に立ち、掲載情報を分かりやすく整理するなど、利便性の向上を図るとともに、視覚に障害のある方や高齢者も必要な情報を容易に取得できるよう、文字拡大・音声読み上げツールにも配意したコンテンツの提供に努める。

≪参考≫

○　国税庁ホームページへのアクセス件数

年　度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
アクセス件数 （前年対比）	361,221千件 （108.9%）	404,014千件 （111.8%）	464,366千件 （114.9%）

ロ　確定申告期に向けた広報

デジタルツールを活用した申告及び納税手続等を一層推進していく観点から、個人事業者のほか、申告になじみのない給与所得者や年金所得者など幅広い層の納税者等に様々な手段（広報媒体）を用いて情報提供することが必要であり、テレビＣＭ等による周知広報のほか、インターネット広告を活用して国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」へ誘引する広報を実施している。

なお、庁においては、広報素材を制作するとともに、テレビＣＭやインターネット広告のほか、X（旧 Twitter）・LINE などの SNS を活用した広報を実施している。また、局署においては、ポスター及びデジタルサイネージの掲出、ラジオ CM の放送、雑誌等への広告掲載などの各種広報施策を実施している。

ハ　主な広報媒体

(ｲ)　インターネット番組「Web-TAX-TV」等

平成17年８月から国税庁ホームページにインターネット番組「Web-TAX-TV」を、平成21年９月から動画共有サイト YouTube に「国税庁動画チャンネル」をそれぞれ開設し、税務手続などの各種動画を掲載している。

≪参考≫

○　YouTube「国税庁動画チャンネル」登録者数（令和７年６月２日現在）
253,602人

○　Web-TAX-TV・YouTube 動画数（令和７年３月31日現在）
484本（税務手続145本、取組紹介88本、租税教育・局取組等251本）

○　再生回数の推移

年　度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
Web-TAX-TV	1,042 千回	723 千回	708 千回
（対前年比）	（106.4%）	（69.4%）	（97.9%）
YouTube	8,956 千回	11,531 千回	11,634 千回
（対前年比）	（153.2%）	（128.7%）	（100.9%）

(ﾛ)　SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

国民に対して情報をタイムリーに発信するため、平成 23 年１月から X（旧 Twitter）国税庁公式アカウントの運用を行っている。また、令和２年 12 月からは国税庁 LINE 公式アカウントの運用も行っており、確定申告期に情報発信を行っている。

≪参考≫

○　X（旧 Twitter）フォロワー数（令和７年６月２日現在）

172,770 人

○　LINE 友だち登録者数（令和７年６月２日現在）

6,036,419 人

(ﾊ)　国税庁レポート

国税庁レポートは、「納税者サービスの充実と行政効率化」や「適正・公平な課税・徴収」などの国税庁の取組について、納税者等に分かりやすく説明することを目的に、平成 15 事務年度（国税庁レポート 2004）から年次報告書として作成している。

(ﾆ)　パンフレット「暮らしの税情報」等

税の仕組みや各種手続等を分かりやすく紹介したパンフレット「暮らしの税情報」や点字広報誌「私たちの税金」等を制作している。

⑶　広聴事務

イ　意見・要望等への対応

税務行政に対する国民のニーズを的確に把握するため、納税者等から税務署の窓口や国税庁ホームページの「ご意見・ご要望」コーナー等に寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に努めている。

また、税務行政に対する納税者等の理解の向上及び双方向の情報交換の推進を図るため、聴取した意見・要望等の状況や事務運営の改善を図ったものなどについて、国税庁ホームページで公表している。

ロ　国税モニターの運営

全国で 349 名（令和７年度）を国税モニターとして委嘱しており、国税庁が実施している広報広聴施策等の取組を中心に意見・要望等を聴取し、施策の改善に反映させている。

⑷　報道事務

イ　取材対応

報道機関からの国税庁の所管事項に係る取材等については、守秘義務を厳格に遵守した上で、誠実かつ適切に対応することとしている。

ロ　報道発表（資料２）

国税庁には二つの記者クラブがあり、両クラブに対して、申告状況・調査事績等の報道発表を随時行っている。

(ｲ)　国税庁記者クラブ

日刊紙、放送局及び通信社が加盟（社会部記者、東京局・関東信越局も担当）

(ﾛ)　国税記者クラブ（通称：潮見坂クラブ）

専門誌（紙）が加盟

ハ　記者クラブによる長官インタビュー

例年、記者クラブからの求めに応じ、次のとおり長官インタビューが実施される。

○　長官就任インタビュー（発令日）・・・国税庁記者クラブ
○　長官就任インタビュー（発令日から約１月後）・・・潮見坂クラブ
○　新年号向けのインタビュー（12月）・・・潮見坂クラブ

⑸　その他の事務

イ　国税広報の編集・発行

庁局署の職員に対する情報提供手段として「国税広報」を作成し、庁・局のLANポータルサイトに掲示している。

ロ　閲覧目録の整備

「情報提供に関する改善措置等について」(昭.55.５.27閣議決定)に基づき、国民生活に役立ち、公開に適すると認められる主要な刊行物、統計、資料、通達等について、閲覧目録を整備し、閲覧窓口に備え置いている。

広報広聴事務の概要

目的　納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する

基本的考え方

○　職員一人一人が広報広聴事務の担い手であるとの自覚を持ち、納税者の視点に立った分かりやすく丁寧な対応を行う。
○　局署幹部は、自ら積極的に広報広聴事務に取り組むとともに、職員の広報広聴事務に対する理解や意識向上を促す。
○　使命感を胸に挑戦する税のプロフェッショナルとして、チャレンジ精神を持ち、効果的・効率的な運営に努める。

広報広聴室

納税意識の向上事務

納税者等が租税の意義・役割や申告納税制度の意義等を正しく理解し、社会の構成員として社会の在り方について主体的に考えることができるようサポートすることで、納税に対する納得感を醸成することにより納税意識の向上を図る。

○租税教育
租税教室、高校生の作文など

○税を考える週間
各種広報媒体を活用した国税当局の取組紹介、大学生や社会人等に対する講演会の実施など

広聴事務

広く納税者等から寄せられた税務行政に対する意見・要望等を集約し、事務運営の改善に反映するなど、納税者利便の向上等に努めるとともに、当局の取組を公表し、双方向の情報交換の推進に努める。

○納税者等からの意見・要望等への対応
○国税モニターの運営

報道事務

マスメディアによる正確で公正な報道を通じて、納税者等の税務行政に対する理解と信頼の確保に努める。

○報道発表
○取材対応

その他の事務

○国税広報及び局報の編集・発行
○閲覧に関する事務

各課（室）

税知識の普及向上事務

納税者等が申告、申請、納税等の手続に関する必要な情報を容易に得ることができるよう、各種広報媒体を効果的に活用し、適切な情報提供を行うことで、税知識等の普及と向上に努める。

○広く一般に周知するもの等
庁ホームページの運営、確定申告期広報、政府広報の窓口など

○事務運営上必要な個別広報
制度周知リーフレットの作成、庁ホームページ掲載資料の作成など

【広報媒体】

通年
- 国税庁ＨＰ
- Web-TAX-TV
- X（旧Twitter）
- YouTube
- LINE
- メルマガ等

確定申告期・税を考える週間
- 新聞広告
- テレビCM
- インターネット広告
- ラジオCM
- ポスター
- 等

刊行物
- 国税庁レポート
- 暮らしの税情報　等

資料２

報　道　発　表　関　係

１　報道発表実績（令和６年度）

⑴　レク付き報道発表　30 回

⑵　報道発表（資料提供のみ）　45 回※

※　査察事件の公表（61 件）を除く

２　国税庁記者クラブ加盟社（14 社）

新聞社（７社）：朝日、毎日、読売、日経、産経、東京、日刊工業

放送局（５社）：NHK、日本テレビ、TBS テレビ、フジテレビ、テレビ朝日

通信社（２社）：共同、時事

３　潮見坂クラブ加盟社（専門誌８社９誌）

(一財)大蔵財務協会（税のしるべ）

㈱税務研究会（税務通信、経営財務）

㈱税経（税と経営）

㈱ロータス 21（T&A master）

㈱住宅新報社（住宅新報）

㈱エヌピー通信社（納税通信）

㈱ぎょうせい（速報税理）

㈱中央経済社（経理情報）

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
調　整　室

調整室事務の概要

１　各種団体からの陳情等への対応

各種団体からの税務行政全般及び個別案件に対する陳情等に対応している。

２　人権問題に関する事務

国税専門官基礎研修などの各種研修において、人権啓発研修の講師を担当するほか、財務省が主催する「人権問題に関する職員研修」の庁内職員の受講に関する調整等を行っている。

（参考）

各国税局（所）においては、各局署の実情に応じて人権啓発研修を開催している。

３　その他調整事務

その他個別事項の調整に関する事務を所掌している。

《国税庁事務分掌規則第17条の４の２第２項》

（調整室の事務）

一　国税庁の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち特に重要な個別事項についての調整に関すること。

二　国税庁の所掌事務に関する陳情に関すること。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
監督評価官室

監督評価事務の概要

１　所掌事務等

⑴　組織

監督評価官室は、庁長官官房総務課に置かれている（組織規則 405①）。

また、主に局及び署を対象に事務監察を行う組織である派遣監督評価官は、国税庁に所属する監督評価官の身分のまま恒常的に各局に派遣（常駐派遣）するという制度を採っている。

（参考）監督評価官室の現員：本室 11 名＋派遣 61 名＝計 72 名

⑵　所掌事務

監督評価官室の所掌事務である「事務監察」は、次の２つに区分される。

イ　国税庁の所掌事務の監察（実績の評価に関する事務を除く）に関すること（組織規則 405②一）

ロ　実績の評価に関する事務の実施に関すること（組織規則 405②二）

２　事務の概要

⑴　監督事務

監督事務は、国税庁全体等の事務の現状を正確に把握して、事務運営の在り方を総合的に検討し、税務行政の刷新改善に資することを目的として実施している。

イ　全庁的監督

全庁的監督は、長官の命により、国税庁組織全体の事務運営等のうち特定事項をテーマとして設定し、全国統一的に実施する監督事務である。

令和７事務年度 全庁的監督テーマ	働きがいのある職場環境の在り方 ～ 職員の意識の多様化を踏まえて ～
概　要	国税庁においては、GSSやKSK2の導入、内部事務のセンター化の全署実施など、事務運営の大きな変革期を迎えている。また、職員の働き方や仕事に対する意識・価値観が多様化している。 そのような中、組織の活力を高めていくためには、将来の国税組織を担う若手職員の仕事に対する働きがいを従来以上に高めていくことが重要である。 そのため、調査・徴収官以下の若手職員の仕事に対する意識などの現状について、若手職員から管理者まで幅広く聴取し、より働きがいのある職場環境の構築に向けて事務監察を実施する。

ロ　局別監督

局別監督は、局長の要請により、局署の事務運営等のうち特定事項をテーマとして設定し、各局で実施する監督事務である。

(2)　行政文書等の事務監察

行政文書等の事務監察は、国税庁の保有する行政文書等が、関係訓令等に定める規定に従って適切に管理され取り扱われているかを確認するとともに、行政文書等の適正な管理及び取扱いの徹底を図ることを目的として実施している。

実施に当たっては、書面及び実地監察を行い、その結果を総括文書管理者である次長に報告している。

（注）行政文書等の事務監察は、「国税庁行政文書管理規則」（平成23年国税庁訓令第１号）における行政文書の管理状況の監査（監査責任者は公文書監理室長、事務所掌は庁総務課文書第一係）と内容が共通することから、監督評価官等を庁総務課へ併任させて行政文書の管理状況の監査を兼ねて実施している。

(3)　実績評価事務

国税庁の実績評価は、国民に対する行政の説明責任を果たし、効率的で質の高い税務行政を推進するとともに、事務改善等を図ることを目的として、中央省庁等改革基本法の規定に基づき実施している。

実施に当たっては、事務年度開始前の６月末までに実施計画を策定・公表し、事務年度終了後、10月末を目途に評価書を作成・公表している。

実施計画及び評価書の作成・公表手続等については次のとおりである。

イ　実施計画、評価書ともに、「実績の評価に関する庁連絡会」の審議を経て、庁案を本省政策評価室に提出する。

ロ　本省政策評価室における審査後、「財務省政策評価委員会」の審議を経て、「財務省政策評価懇談会」において外部有識者の意見を聴いた上で、本省ホームページに公表される。

【財務省政策評価懇談会】

「財務省政策評価懇談会」は、原則として年３回（10月・３月・６月）開催されており、国税庁からは、長官、審議官、監督評価官室長が出席している。

（「財務省政策評価懇談会」委員：令和７年６月16日現在）

氏　名	役　職　等
秋池 玲子	ボストン・コンサルティング・グループ　日本共同代表 （財務省参与）
秋山 咲恵	株式会社サキコーポレーション　ファウンダー
伊藤 元重	東京大学　名誉教授
江川 雅子	成蹊学園　学園長
翁　百合	株式会社日本総合研究所　理事長、税制調査会　会長
田中 直毅	ＣＩＰＰＳ　理事長
田中 弥生	東京大学　客員教授
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
冨山 和彦	株式会社ＩＧＰＩグループ　会長
広瀬 道明	東京ガス株式会社　相談役
山本　清	東京大学　名誉教授、一般社団法人青山公会計公監査研究機構　主任研究員
（座長） 吉野 直行	慶應義塾大学　名誉教授、金融庁　金融研究センター顧問、東京都立大学経済経営学部　特任教授

【令和７事務年度「財務省政策評価懇談会」の開催予定】

開催予定時期	議題	参考（令和６事務年度開催実績）
（第84回） 令和７年10月	（庁）令和６事務年度実績評価	（第81回） 令和６年10月16日
（第85回） 令和８年３月	（省）令和８年度実施計画	（第82回） 令和７年３月12日
（第86回） 令和８年６月	（省）令和７年度政策評価 （庁）令和８事務年度実施計画	（第83回） 令和７年６月16日

（参考）中央省庁等改革基本法第16条第６項第２号

府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
人　事　課

職員構成

１　定員及び現員

（令和７年４月１日現在）

区　分	令和７年度定員	現　員	過　欠
事務職員	(55,891人) 55,578人	(54,982人) 54,578人	(△909人) △ 1,000人
行(二)等職員	(489人) 440人	(459人) 402人	(△30人) △ 38人
合　計	(56,380人) 56,018人	(55,441人) 54,980人	(△939人) △ 1,038人

（注１）（　）内は前年度の定員等を示す。
（注２）上記表中の令和７年度定員の事務職員には、特例定員（令和７年度０人、前年度381人）を含む。
（注３）上記表中の現員には、再任用フルタイム職員数 1,510人（内、行（二）等職員数92人）、臨時的任用職員数 55人、任期付職員数 60人が含まれる。
（注４）上記表のほか、再任用短時間勤務職員数は 858人（内、行（二）等職員17人）。

（参考）年度末定員の対前年増減（事務・行(二)等計）

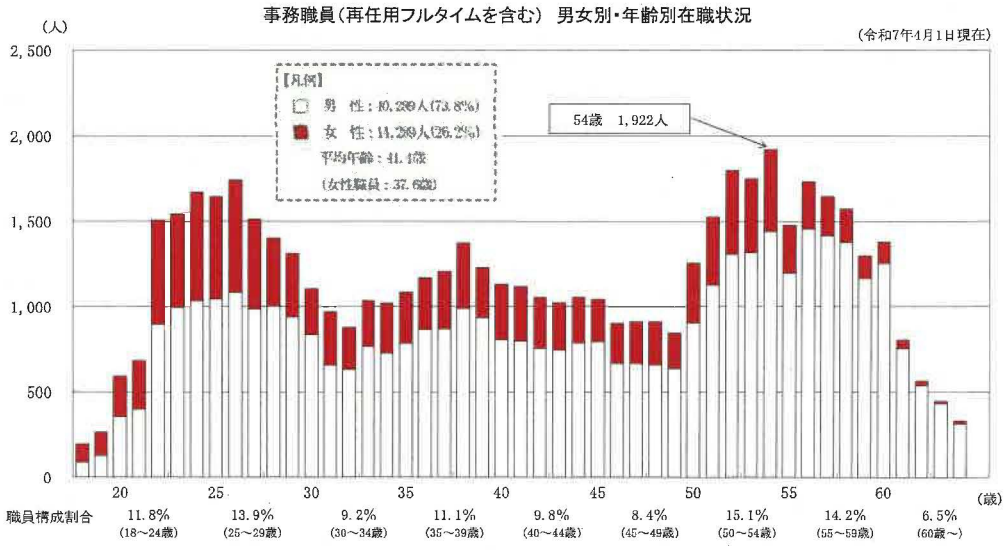
年度	平28	平29	平30	令元	令２	令３	令４	令５	令６	令７
増減	△ 59	1	7	229	50	1	15	16	395	△362

（注）令和７年度末定員は56,018人、令和６年度末定員は56,380人

２　職員の年齢構成（事務職員）

当庁の職員の年齢構成は、40 歳代後半の人数が少なく、50 歳以上の人数が多いといった特徴がある。このため、今後は定年退職者の増加が見込まれ、その後、極端な少数退職期を迎える。

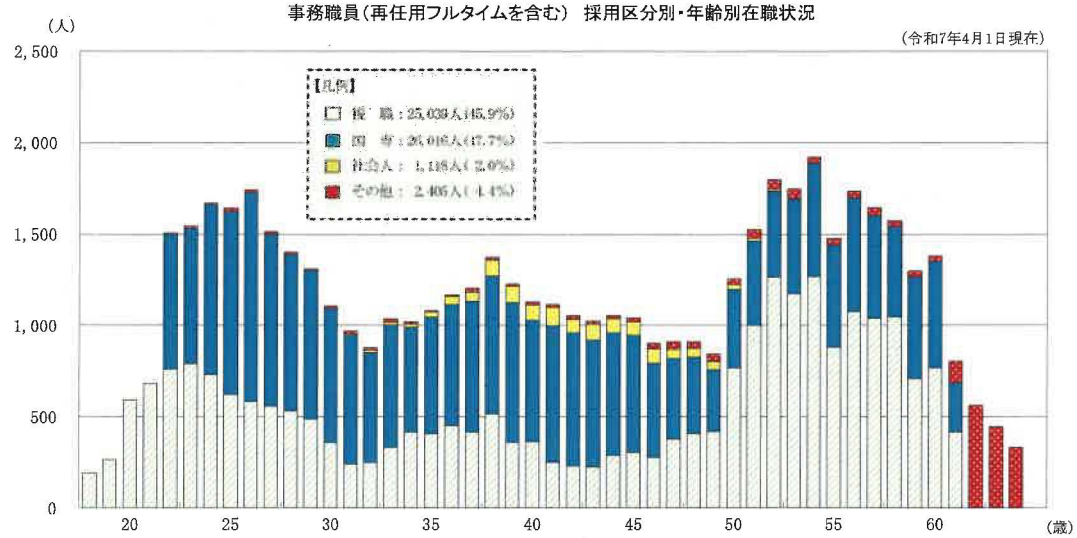
【男女別】



【採用別】

事務職員（再任用フルタイムを含む） 採用区分別・年齢別在職状況

（令和7年4月1日現在）



職員構成割合	11.8% (18～24歳)	13.9% (25～29歳)	9.2% (30～34歳)	11.1% (35～39歳)	9.8% (40～44歳)	8.4% (45～49歳)	15.1% (50～54歳)	14.2% (55～59歳)	6.5% (60歳～)

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
人　事　課

採　用

１　採用の現状

（１）採用の現状

近年、公務員の志望者が長期的に減少傾向にあることや、民間企業や地方自治体との競合など、国税職員の採用環境は極めて厳しい状況にある。

このような状況の下、一人でも多くの有為な人材を確保するため、令和６事務年度においては、次の取組事項を重点的に実施したところ、当該取組事項を一過性のものとはしないため、令和７事務年度においても、引き続き、庁・局・署が一丸となって取り組むこととする。

【取組事項】

○　トップセールスの実施

・　各局幹部が行う講演などについて、採用にかかる資料を盛り込み実施。

・　大学等の教育機関の幹部と接する機会がある際に、採用活動への協力を求め、局側との窓口を開通させるといった、トップセールスを実施。

○　受験者申込者数増加への取組

・　１ｄａｙ職場体験、ＯＢＯＧ（リクルーター制度）が参加する業務説明会等の実施

○　内定者等惹きつけ策の実施

・　内定者懇親会、内定式の実施、内定者やその親族へのお礼状の送付、内定者の業務説明会への参加依頼等の実施

特に、税務職員については、内定辞退率が急増したことを踏まえ、内定者等惹きつけ策をより充実させる。

（２）採用状況

当庁における近年の試験区分別の採用状況は下表のとおりである。

・　平成23～25年度に行われた採用抑制により大幅な欠員が生じた。これに加え、今後の大量退職期を見据え、採用数をできる限り平準化するよう、2,000人超規模の大量採用を計画的に行ってきたところである。今後の採用に当たっては、おおむね2,000人程度の採用を向こう数年間は継続していく予定である。

・　社会人経験者採用（総合職・国税調査官級）は、有為かつ即戦力となる人材を確保する観点や新卒採用状況の厳しさを踏まえ、これまで以上に力を入れて行っていく。

・　平成 30 年度（令和元年４月採用）より、人事院主催の障害者選考試験が実施され障害者の採用を行ってきたが、令和２年度（令和３年４月採用）以降、当該試験は実施されていない。今後、当該試験が実施されるか否かは未定である。

なお、国税庁の施策として、令和元年度よりステップアップ選考試験を実施し、令和２年４月以降、障害者（常勤職員）を採用している。

・　令和２年度（令和３年４月採用）より３年間限定で中途採用者選考試験（就職氷河期世代／35 歳～54 歳）が実施され、就職氷河期世代の採用を行っている。

なお、当該試験は、令和７年度試験を実施しない。

【事務職員の採用状況（直近５年）】　（単位：人、％）

試験種類／試験年度	総合職	国税専門官		税務職員	経験者		障害者	氷河期	合計
		A区分	B区分		総合職	国税調査官級			
6	内 5(38.5) 13	内 391(36.0) 1,087	内 12(27.3) 44	内 249(36.8) 677	内 0 (0.0) 1	内 19(22.9) 83	内 0(0.0) 2	内 9(47.4) 19	内 685(35.6) 1,926
5	内 7(50.0) 14	内 278(32.2) 864	内 17(21.0) 81	内 295(41.4) 713	－	内 12(22.2) 54	内 5(83.3) 6	内 2(15.4) 13	内 616(35.3) 1,745
4	内 4(36.4) 11	内 425(35.5) 1,198	－	内 345(39.5) 873	－	内 3(6.5) 46	内 5(83.3) 6	内 7(43.8) 16	内 789(36.7) 2,150
3	内 4(33.3) 12	内 481(35.6) 1,353	－	内 375(38.9) 964	－	内 11(14.9) 74	内 3(37.5) 8	内 6(35.3) 17	内 880(36.2) 2,428
2	内 7(43.8) 16	内 534(38.8) 1,377	－	内 363(40.7) 892	－	内 31(26.3) 118	内 5(71.4) 7	内 5(35.7) 14	内 945(39.0) 2,424

（注）　内書は女性数であり、かっこ内は女性割合を示す。

２　令和８年４月の採用計画について

令和８年４月の新規採用については、大幅な欠員（令和７年３月 31 日現在の欠員は 3,092 人）の解消やいびつな年齢構成の適正化、採用数の平準化といった観点も考慮し、総合職 15 人、国税専門官 1,150 人、税務職員 700 人、経験者（総合職）２人、経験者（国税調査官級）120 人、障害者 30 人（ステップアップ選考採用者）の計 2,017 人を予定している。

３　国税専門官採用試験における国税専門Ｂ区分（理工・デジタル系）

国税庁においては税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの取組を進めており、採用の段階から ICT に関する素養を備えた者を確保することが重要との認識の下、令和５年度（令和６年４月採用）の国税専門官採用試験から、従来の法文系の試験区分（国税専門Ａ）とは別に、新たに理工・デジタル系の試験区分（国税専門Ｂ）を創設している。

4　採用試験制度の見直しについて

多様で有為な人材の確保には、試験制度自体、特に「受験しやすい試験かどうか」が重要な要素となると考えており、令和７年３月 24 日に公表された人事行政諮問会議の「最終提言」にも「国家公務員を志望する者にとっては受験しやすく、各府省の採用活動にとっても実効的な採用試験の在り方を考えていかなければならない。」とされている。

受験者数の増加等を図り、将来に渡って優秀な人材を確保するため、令和７年度試験（令和８年４月採用）より、次の事項について、試験制度を変更しているところ、近年、国税職員の採用試験において、受験申込者数が減少していることから、受験しやすい試験に向けて、人事院と連携して検討していく必要がある。

- 国税専門官採用試験の専門試験（多肢選択式）の負担軽減
  必須科目（民法・商法、会計学）の出題数を削減（民法・商法、会計学それぞれ８題から２題に削減）。選択必須科目を新設
- 国税専門官採用試験及び税務職員採用試験の人物試験の配点比率の増加

【試験区分別の試験科目設定】

	国税専門Ａ（法文系）	国税専門Ｂ（理工・デジタル系）
多肢選択式	【必須科目】 ２科目４題 民法・商法②、会計学②	【必須科目】 ３科目 16 題 民法・商法②、会計学②、基礎数学⑫
	【選択必須科目】 次の５科目 30 題から４科目 24 題を選択 民法・商法⑥、会計学⑥、憲法・行政法⑥、経済学⑥、英語⑥、	【選択科目】 ６科目 42 題中　24 題選択 情報数学・情報工学⑩、統計学⑥、物理⑧、化学⑥、経済学⑥、英語⑥
	【選択科目】 次の４科目 24 題及び選択必須で選択しなかった１科目６題の計 30 題から任意の 12 題を選択 財政学⑥、経営学⑥、政治学・社会学・社会事情⑥、商業英語⑥	
記述式	５科目中１科目選択	１題必須
	憲法、民法、経済学、会計学、社会学	科学技術に関連する領域

（注）　丸数字は各試験科目の出題数を示す。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
人　事　課

研　修

１　職員研修の概要

当庁においては、職務遂行に必要な専門的知識・技能等を付与し、職員の能力・資質を向上させることを目的として様々な職員研修を実施している。職員研修は、その実施態様に応じて、税務大学校が行う「税大研修」と局署等が主催して行う「職場研修（ＯＪＴを含む。）」に大別される。

職員研修については、これまでも必要に応じ、見直しを重ねてきたところであるが、監督評価官室が実施した令和５事務年度全庁的監督「職員研修の現状と今後の在り方」の提言事項を踏まえ、さらに、研修の見直しを行っている。

⑴　若手等職員を対象とする研修

新規採用されて間もない職員（以下「若手等職員」という。）に対して、税務職員として必要な基礎的事項等の習得のため、次に掲げる採用時研修等を実施している。

①　「普通科」及び「中等科」（税職、障害者、就職氷河期世代）
②　「専門官基礎研修」及び「専攻税法研修」（国専）
③　「社会人基礎研修」（社会人経験者）

また、局署において、若手等職員の調査・徴収能力の段階的かつ着実な向上を図るため、指導育成プログラムによる計画的かつ継続的な研修に取り組んでいる。

⑵　専門分野の研修

専門官職としてふさわしい知識、技能の習得等のため、「本科」（税職等を対象とした選抜制）及び「専科」（国専全員受講）を実施している。

（注）専科受講時期について、平成21年７月に管理運営部門が措置されて以降、「採用後４年目（管理運営事務経験１年と調査・徴収事務経験２年を経た者）」としていた。
令和２年４月より、当初配置を管理運営部門から課税・徴収部門に見直したが、税大和光校舎のキャパシティの制約があったことから、専科受講時期は変更することができなった。
しかしながら、昨今の研修実施状況により税大和光校舎のキャパシティの制約が一部緩和したことから、令和７年度以降の専科（専科53期（令和５年度採用））におい

て、専科受講時期を「採用後３年目」に変更することとし、令和６年１月に職員周知を行った（令和７年度は、専科 52 期と専科 53 期の２期合同で実施）。

国際課税及び審理の各分野における知識の習得のために通信研修を実施しているほか、これらの分野のより高度な専門的知識の習得等のため、選抜制により「国際科」及び「専攻科」を実施している。

また、データ活用に必要となる高度な知識及び技術を習得させるとともに、実務における応用能力の向上を図るため、選考により「データ活用研修」を実施している。

併せて、研究活動を通じ、税務又はデータ分析に関する高度な専門的理論を習得させるため、選考により「研究科」を実施している。

(3) 管理者を対象とする研修

新任の署長、副署長及び統括官等を対象に、管理者として必要とされるマネジメント能力等の向上を図るため、各局において「管理者育成研修」を実施している。

なお、後述のとおり、従来、新任管理者等のみを対象としていた「管理者育成研修」について、定期的な受講を前提とした、庁主催「マネジメント研修」への移行を予定している。

(4) その他の研修

職務遂行に必要な専門的知識の習得を図るため、「評価特別研修」、「酒税行政研修」、「債権管理精通者育成研修」など、様々な長期研修、短期研修及び通信研修を実施している。

2 今後の課題

(1) マネジメント研修の体系化への対応

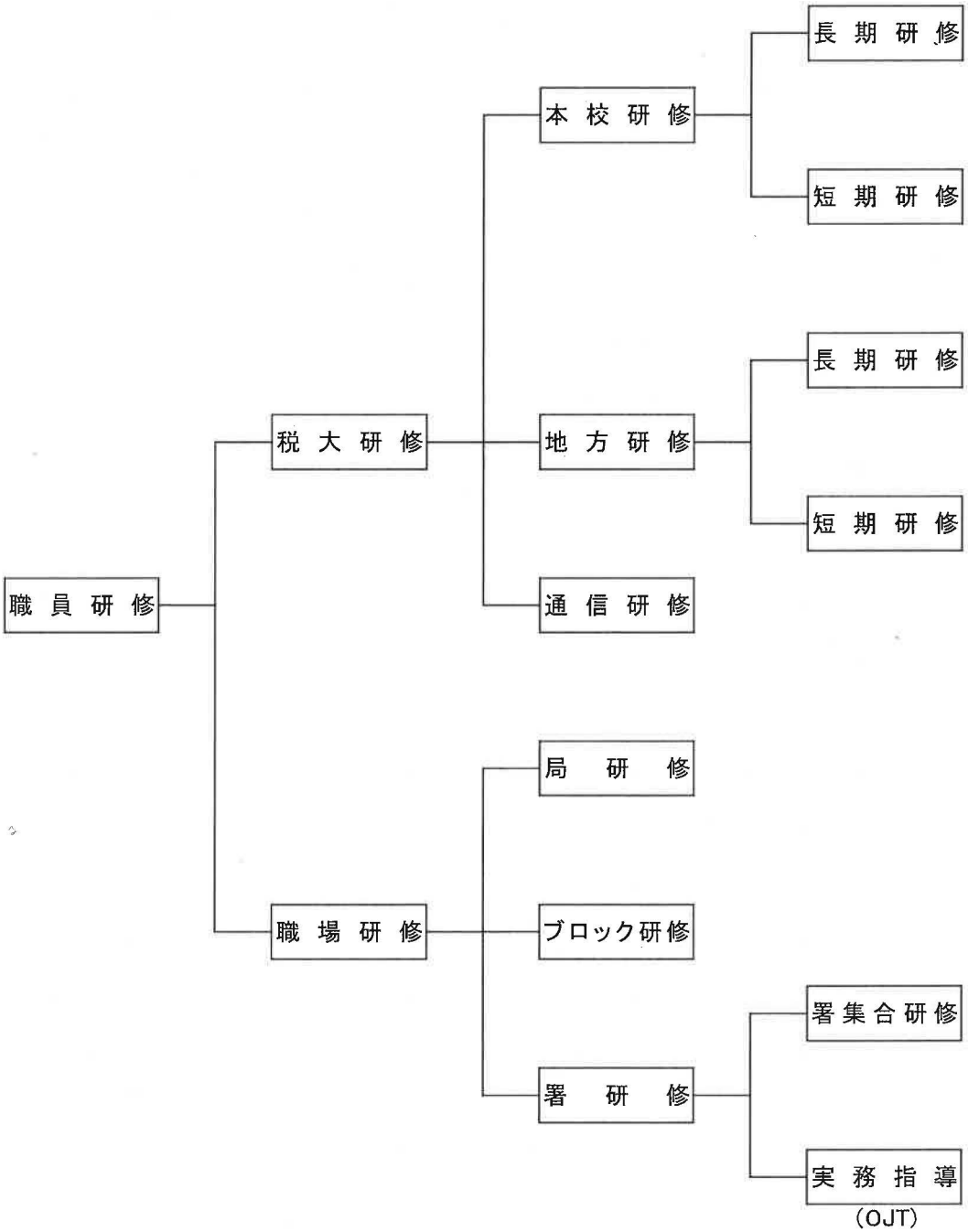
財務省再生プロジェクトにおいて、令和８年までに地方支分部局も含めた管理職クラスの職員が定期的にマネジメント研修を受講できる体制を構築することが求められていることから、研修が効果的かつ継続的なものとなるよう、「管理者育成研修」を発展的に解消し、定期的な受講を前提とした、庁主催「マネジメント研修」を新たに実施する。

令和７事務年度は金沢局・福岡局の２局で試行し、令和８事務年度に全局で実施できるよう検討する。

(2) ICT 人材の体系的育成に向けた研修等の整理

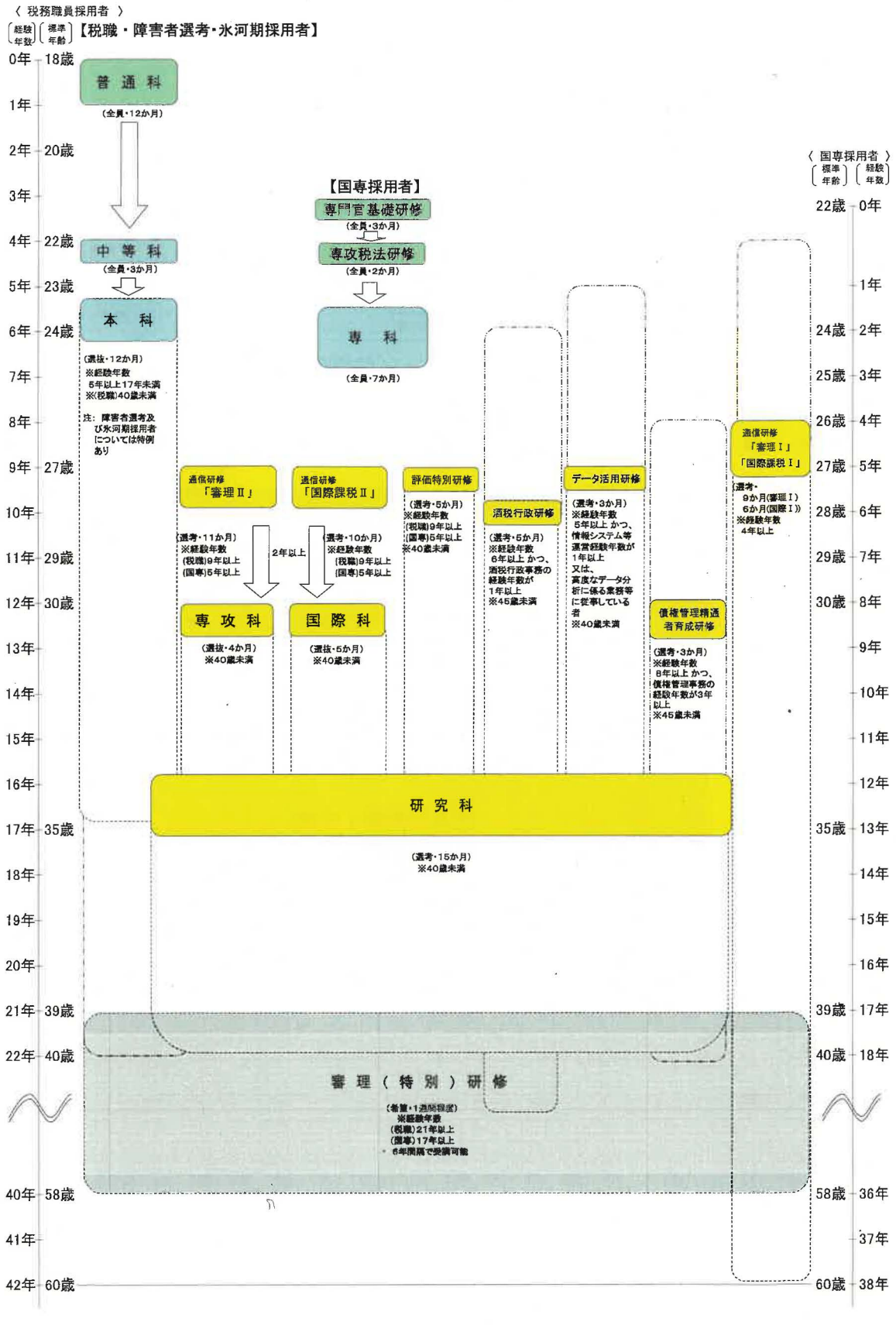
現行のデータ活用に関する研修は、業務内容に応じた各種研修は実施されているが、①下位レベルから上位レベルにステップアップする構造になっていない、②本人の意欲・能力に応じて研修を受講できる体系になっていない。そのため、組織全体のデータリテラシーの浸透度合いを勘案しつつ、職員のキャリアパスを踏まえたステップアップ型の研修体系の構築を検討する。

職員研修体系図


職員研修
税大研修
職場研修
本校研修
地方研修
通信研修
局研修
ブロック研修
署研修
長期研修
短期研修
長期研修
短期研修
署集合研修
実務指導
(OJT)

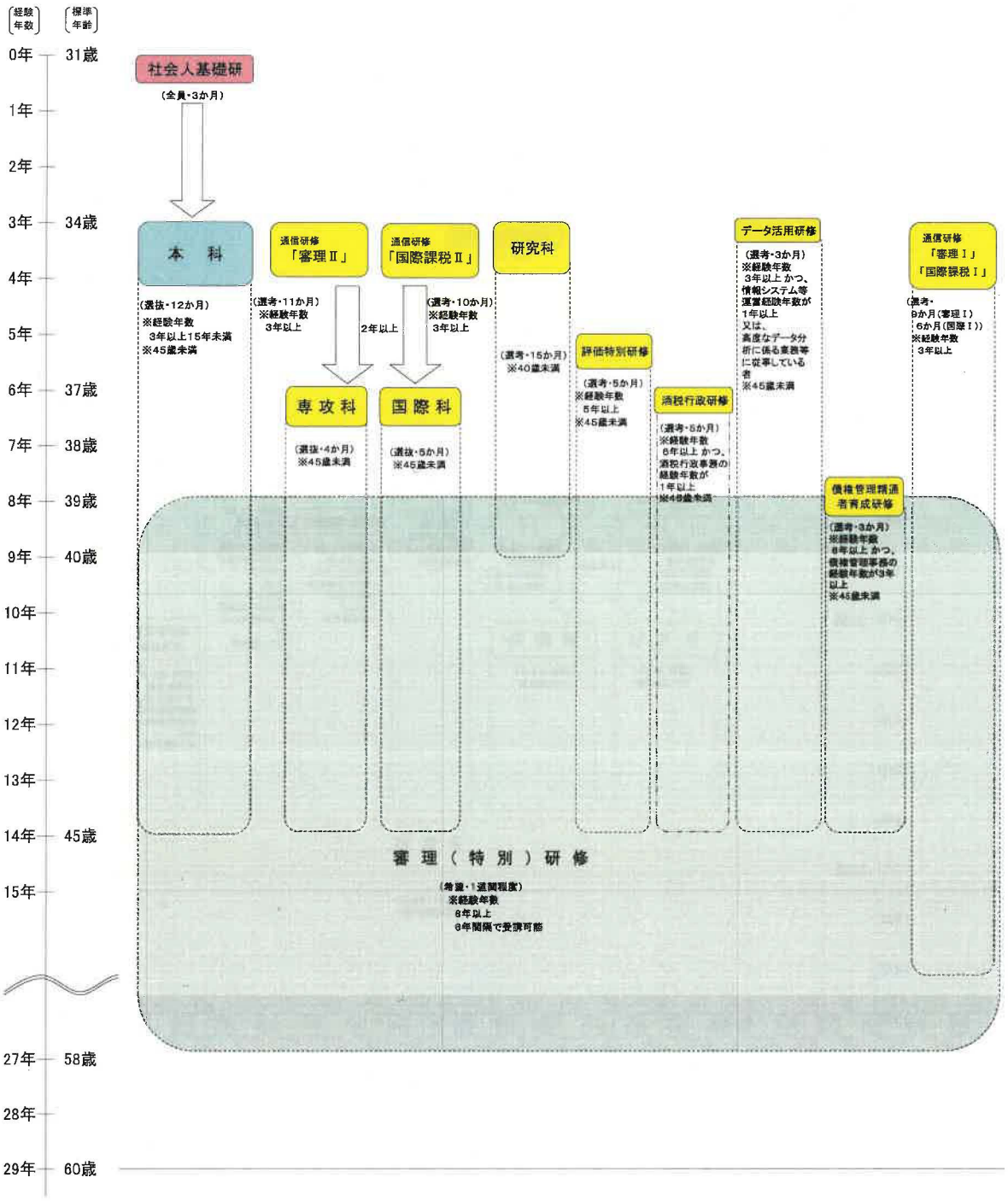
（別添４－１）

税務大学校の主な研修の体系図
（国専・税職・障害者選考・氷河期採用者）



（別添４－２）

税務大学校の主な研修の体系図
（経験者採用者）



保存期間：３年
（令和９事務年度末）
人　事　課

人　事　管　理

１　任用

職員の異動については、別添「令和７年度の職員の異動について」に基づき、適正・公平な人事の確保に努めているところである。

２　退職管理の状況

(1)　定年の引上げ等について

国家公務員の定年の引上げ等については、令和５年４月１日に「国家公務員法等の一部を改正する法律」が施行され、60 歳を境に適用される制度が大きく変わっている。

イ　定年の段階的引上げ

定年年齢を２年に１歳ずつ段階的に引き上げ、令和 13 年度以降は 65 歳となる（令和７年度においては、定年退職を迎える職員はいない。）。

ロ　役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）

役職定年制の対象となる管理監督職の職員については、異動期間（60 歳の誕生日から同日以後の最初の４月１日）の末日までに管理監督職以外の官職に降任等をさせることとなる。

ハ　特例任用（管理監督職勤務上限年齢制の特例）

役職定年制の特例として、役職定年による降任等により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、異動期間を延長して、引き続き管理監督職として勤務することができる（特例任用）。

当庁においては、４月１日から定期異動日までの間、特例任用を適用し、管理監督職の職員が引き続き勤務できる措置を講じることとしているほか、定期異動後においても容易に欠員の補充ができない場合には、再度特例任用を適用している。

ニ　情報提供・意思確認制度

任命権者は、職員が 60 歳に達する年度の前年度に、当該職員に対し、60 歳に達する日以後に適用される任用、給与、退職手当の制度に係る情報を提供するとともに、60 歳に達する日以後の勤務の意思を確認するよう努めることとされており、本年は昭和 41 年度生の職員に対し情報提供・意思確認を実施することとしている。

⑵　再任用制度の活用

令和５年４月１日の「国家公務員法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、当分の間、再任用制度は、定年前再任用短時間勤務制と暫定再任用制度が併存することとなる。

制度の枠組みは、基本的に従来の再任用制度と同様であり、６級ポストや上席国税調査（徴収）官等への配置等、再任用職員の多様な知識・経験を活用することとしている。

⑶　勤務延長制度の取扱い

勤務延長については、職務の遂行上の特別の事情や職務の特殊性を勘案し、公務の運営に著しい支障が生ずる場合に、定年退職の特例として、平成22事務年度以降、事後処理を含め確定申告事務に必要な範囲で行ってきたところである。

令和７年３月は、定年引上げによる制度改正後、定年退職を迎える初年度であり、事務運営に与える影響を考慮し勤務延長を実施した。

なお、令和８年３月は、定年退職を迎える職員はおらず勤務延長の実施は予定していないが、令和９年度以降においては、再任用職員の活用状況や辞職者等による60歳以降の働き方を見極めつつ、公務の運営への影響を踏まえ、引き続き勤務延長の必要性を検討することとしている。

⑷　早期退職募集制度の導入

再就職あっせん禁止等による在職期間の長期化の状況等を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的として、平成26年11月以降、45歳以上の職員を対象に透明性の確保された早期退職募集制度が導入され、当庁においても当該制度を実施しているところである。

なお、早期退職募集制度を適用し退職する職員については、60歳までの残年数１年当たり３％退職手当の基本額が割増しされる。

⑸　再就職等規制

国家公務員の再就職については、国家公務員法において他の職員の再就職依頼・情報提供の規制や在職中の求職の規制などの再就職等規制及び再就職情報の届出について規定され、その遵守が義務付けられており、当庁においては、これまでも署長会議や退職時説明会、局ＷＡＮ掲載等あらゆる機会を捉えて再就職等規制の遵守について周知している。

そうした中、令和４年11月、国税庁として初めて、再就職等規制違反を認定する事案が発生しており、再就職等規制の遵守に係る指示文書の発遣やｅラーニング研修の実施などの再発防止策を講じたところであり、引き続きあらゆる機会を捉えて再就職等規制の遵守について周知・徹底することとしている。

別添２

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
人　事　課

給　与

１　税務職員の処遇水準

税務職員には、税務の職務の複雑・困難性等を踏まえ、一般の行政職員に適用される行政職俸給表(一)と異なる税務職俸給表が適用されており、同等級の号俸を比較すると、税務職俸給表は行政職俸給表(一)よりも俸給月額が高く設定されている。

２　当面の課題等

(1)　一般職員の諸手当

職員が安心して職務に精励できる環境を整えるとともに、その職務・職責を適切に評価したものとなるよう、人事院に対して、制度の改善を要望している。

特に、税務行政の第一線を担う管理者の給与水準の引上げは、職責に見合った処遇を実現し、担い手を確保する上で重要であり、強く要望している。

(2)　定年引上げ後の級別定数の確保

定年引上げに伴い、60歳以下の職員の処遇が大幅に後退することがないよう、査定当局に対し、定年引上げ後の人事管理の実態に見合った級別定数が確実に措置されるよう、強く要求していく必要がある。

３　給与等改善要望の実施

給与をはじめとする税務職員の処遇改善を目的として、例年５月中旬に、長官が人事院総裁等を往訪し、要望書の手交を行い、当庁の給与等に係る具体的要望事項を伝えている。

また、要望の実施状況及び要望内容を国税広報に掲載することにより、職員への周知を行っている。

４　人事行政諮問会議の最終提言

令和７年３月になされた人事行政諮問会議の最終提言において、職務基準の給与制度の実現や諸手当の体系の抜本的見直し等に取り組むべきとされている。

当庁としては、人事院において制度設計を行うにあたり、地方機関を多数抱える当庁の実情及びスタンスを申し入れつつ、改正の動きを注視している。

人事行政諮問会議　最終提言 ～ 未来をつくるための改革を、今 ～

2025年3月

「公務の危機は、国民の危機」

危機的状況にある公務の人材確保
（公務志望者の減少、若手職員の離職増加）

⋙

国民生活に大きな影響

国際社会での日本の影響力低下

公務組織の生産性を高めつつ、国の未来を支えるため、
人材マネジメントのパラダイムシフトを

- ✓ 使命感を持って意欲的に働ける公務
- ✓ 働きやすく成長を実感できる公務

新たな公務の世界

- ✓ 年次に縛られず
  実力本位で活躍できる公務
- ✓ 多くの人から「選ばれる」公務

実現のため、早急に具体的取組を

新時代の人事管理を実現するための具体的施策（1）

使命感を持って意欲的に働ける公務

- ✓ 「国家公務員行動規範」の策定と周知・啓発
  - ① 「国民を第一」に考えた行動
  - ② 「中立・公正」な立場での職務遂行
  - ③ 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

年次に縛られず実力本位で活躍できる公務

- ✓ 官民給与の比較対象となる企業規模の引上げ
- ✓ 政策の企画立案・調整等の職務に見合った外部労働市場も考慮した給与水準の設定
- ✓ 納得感と成長につながる評価の実効性向上とマネジメント力の養成
- ✓ 初任管理職の給与水準の引上げ／在級期間の廃止

新時代の人事管理を実現するための具体的施策（2）

働きやすく成長を実感できる公務

- ✓ 業務効率化と長時間労働の改善
- ✓ 短時間勤務の拡大と裁量勤務の導入
- ✓ 資格取得の支援や兼業・副業の後押し
- ✓ 転勤する職員へのインセンティブの充実

多くの人から「選ばれる」公務

- ✓ オンライン試験の導入／採用プロセスにおけるインターンシップの活用
- ✓ 地元志向のニーズに応える採用スキーム
- ✓ 公務の戦略的ブランディングの推進
- ✓ 公務内外の人材に魅力的な公務の実現

提言内容の実現のために

各府省の人事担当部署のマンパワーが限られる中で、
提言内容を着実に実施していくための人事院としての取組

- ✓ 工程表の作成、取組の進捗状況の定期的なモニタリング
- ✓ 各府省の運用状況を継続的に把握するためのサーベイの実施
- ✓ 給与制度を始めとした簡明な制度設計や各府省の裁量拡大
- ✓ 各府省の人事管理実務に対する人材面での支援

人事院・内閣人事局のリーダーシップの発揮と連携強化

公務員人事管理の現状と課題

参考

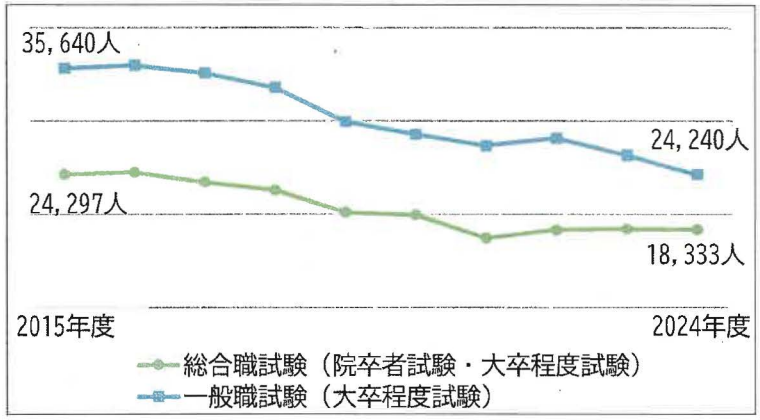
国家公務員の人材確保は危機的な状況

● 採用試験申込者数の減少

10年前と比べ、総合職試験・一般職試験いずれも 約３割減

※22歳人口は、近年大きな変動なく推移

2015年 115.9万人 ⟶ 2023年 116.3万人



● 若年層職員の離職の増大

直近では、総合職試験採用者が200人超離職



主な背景

✓ 生産年齢人口の減少　✓ 勤務環境・処遇面での魅力の低下　✓ 若年層のキャリア意識の変化

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
人　事　課

綱紀の厳正な保持

１　非行処分等の状況

(1)　懲戒処分の状況

懲戒処分については、人事院が発出した「懲戒処分の指針」を踏まえつつ、非違行為の態様等を総合的に考慮し、処分量定を決定している。

令和６年（暦年）の非行形態別・処分量定別の懲戒処分の状況及び過去５年間の懲戒処分件数は次のとおりである。

区分	職務関連非行					交通事犯	公務外非行	監督責任	合計
	一般服務	業務処理	公金官物取扱	横領等	収賄・供応等				
免職	－	－	－	－	－	－	3	－	3
停職	4	1	－	1	－	－	3	－	9
減給	6	－	1	－	－	1	１６	－	２４
戒告	1	－	1	－	－	－	5	－	7
合計	１１	1	2	1	－	1	２７	－	② ４３

件数推移									
	令５年	２２	4	－	1	－	1	１８	－	② ４６
	令４年	１４	－	－	－	1	2	１５	－	② ３２
	令３年	１０	1	－	1	－	3	２５	－	② ４０
	令２年	１０	2	1	2	1	1	２１	－	② ３８
	令元・31年	１１	7	－	3	4	8	１９	－	① ５２

注）１．一般服務 …… 勤務態度不良、セクハラ等
２．業務処理 …… 報告懈怠、事務処理不適切等
３．公金官物取扱 … 書類・物品紛失等
４．横領等 …… 横領、窃取、詐欺、諸給与の不適正受給
５．収賄・供応等 … 金品収賄、供応受領、借財強要
６．公務外非行 …… 部門費等横領、傷害、痴漢等

※　○数字は、人事院が毎年公表している府省等別懲戒処分数における当庁の順位を示す。

(2)　懲戒処分の公表

懲戒処分の公表については、人事院が発出した「懲戒処分の公表指針」に則り、原則として、職務関連非行については懲戒処分すべて、職務関連外非行については免職又は停職の場合に公表を行っている。

⑶　綱紀の厳正な保持

綱紀の厳正な保持については、機会あるごとに会議等で注意喚起等を行い、職員の自覚を促している。

なお、ハラスメント根絶のため、令和４事務年度より、各局に対し、階層別研修の実施やハラスメント相談窓口の周知徹底等を指示するほか、庁内においては幹部職員向けにハラスメント研修を実施している。

2　国家公務員倫理法の運用

⑴　倫理法違反事案の状況

直近５年間（会計年度）における倫理法違反事案の懲戒処分の人数及び事案数は、次のとおりである。

	免職	停職	減給	戒告	計
令６年度	－	1	－	－	－
令５年度	－	－	－	－	－
令４年度	－	－	1	－	－
令３年度	－	－	－	－	－
令２年度	－	－	－	－	－

事案数
1
－
1
－
－

⑵　倫理法令等の遵守に係る体制

倫理規程第 15 条第２項及び「国家公務員倫理法及び同倫理規程の取扱いについて」（事務運営指針）に基づき、倫理の保持のために以下の体制を整備している。

区　分	倫理監督官	倫理監督官代理	倫理監理官	派遣倫理監理官
国　税　庁 税　　大 審判所(本部)	長　官	次　長 校　長 次　長	人事課長 総務課長 管理室長	
国　税　局 審判所(支部)		局　長 所　長	総務部長 管理課長	
税　務　署				署　長

⑶　職員の意識向上等の取組

当庁においては、職員の倫理意識向上等のため、12 月の倫理月間において、以下の取組を行っている。

・公務員倫理に関する国税庁長官（倫理監督官）メッセージ
・倫理監督官等による講話の実施
・各課室長等からのメッセージを記載した倫理月間周知ポスターの掲示
・リーフレットの配付、「国税広報」やPC画面による倫理月間の周知
・研修の実施
・ＯＢ税理士や契約の相手方、関係民間団体等に対する啓発活動

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
人　事　課

ワークライフバランス等の推進

１　概要

(1)　取組の根拠

当庁においては、「男女共同参画基本計画」（平成 12 年閣議決定）を受けて、平成 13 年に「女性職員の採用・登用拡大計画」（最終改定平成 23 年）を策定し、同計画に基づく取組を進めてきた。また、平成 17 年には、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（いわゆる「安心子育て応援プラン」）を定め、子育てと仕事の両立がしやすい職場環境の整備を推進してきた。

(2)　これまでの経緯

平成 26 年 10 月、「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」（平成 26 年６月設置、議長：内閣人事局長、構成員：各府省次官等）において、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランスの推進のための取組指針」が決定された。

同指針では、府省ごとに取組計画を策定することとされており、財務省及び国税庁では、平成 26 年 12 月に「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」（国税庁も含む財務省職員全体を対象としたもの）を策定した。

その後、平成 28 年１月、令和３年１月及び令和６年１月に同指針が改正されたことに伴い、それぞれ平成 28 年３月、令和３年３月及び令和６年１月に、財務省取組計画についても所要の改正を行った（令和７年４月改正後計画【別添１】）。令和３年３月の女性登用にかかる数値目標については、「第５次男女共同参画基本計画」（令和２年 12 月）における政府全体の数値目標等を踏まえ、財務省全体としての数値を新たに設定した（「３数値目標」参照）。

また、平成 17 年に策定された「安心子育て応援プラン」については、その後の取組状況や財務省取組計画などを踏まえ、５回の改定を行っている（「第Ⅳ期安心子育て応援プラン」（令和３年４月（令和７年４月一部改定））。【別添２】

２　現状

これまで、職員の出産・育児等のライフサイクルに配慮した柔軟な人事管理を行うと同時に、テレワークやサテライトオフィス勤務の推進及び両立支援制度の周知徹底等、性別や年代、時間等制約の有無にかかわらず、あらゆる職員がワークライフバランスを確保できる職場環境づくりに向けて取組を進めてきた。

３　数値目標

「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」及び「第Ⅳ期安心子育て応援プラン」では、以下の数値目標を定めている。

(1) 女性採用の目標値（「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」）

目　標　内　容
政府全体の目標（女性割合35%以上）に留意した女性採用

【参　考】

令和７年４月採用者の状況		
総合職	国税専門官	税務職員
33.3%	35.6%	36.8%

【参　考】

	平成17年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
女性職員数 （女性職員割合）	7,642人 （13.8%）	13,127人 （24.2%）	13,881人 （24.9%）	14,039人 （25.5%）	14,289人 （26.2%）

※　各年とも４月１日現在の数値

(2) 女性登用の目標値（「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」）※財務省全体の目標値を設定。

目　標　内　容	令和７年度末の目標値
本省課室長相当職（７級以上）	10%
地方機関課長・本省課長補佐相当職（５・６級）	17%
係長相当職（本省庁のみ）（３・４級）	30%
うち新たに昇任した者	35%

【参　考】

令和６年７月現在の状況（国税庁のみ）
10.8%
20.0%
30.7%
28.0%

(3) 男性職員の育児参加に係る目標値（「第Ⅳ期安心子育て応援プラン」）

目　標　内　容	令和３年度からの目標値
配偶者出産休暇（２日まで）と育児参加休暇（５日まで）の合計５日以上	100%
男性職員の育児休業の取得率	令和７年まで： 1週間以上の取得率85%以上 令和12年まで： 2週間以上の取得率85%以上

【参　考】

令和６年度の状況（国税庁のみ）
83.5%
1週間以上の取得率:94.5% 2週間以上の取得率：―

※　上記目標に加えて、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」（令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）において、令和２年度から、子供が生まれた全ての男性職員が１か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得することを目指すとされている。

「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」の概要

■ あらゆる職員が最大限に能力を発揮できる職場環境を整備し、ワークライフバランスを確保する。
■ 女性活躍を推進するため、女性の採用・登用の拡大、計画的育成等を継続・拡充する。
これを実現するため、令和３年３月に令和３年度から７年度末までを対象期間として財務省の取組計画を策定。

ワークライフバランスの推進のための働き方改革

○業務効率化・デジタル化の推進
- 業務の廃止を含めた業務見直し・効率化
- テレワークの推進　等

○勤務時間管理のシステム化と勤務時間管理の徹底
- 勤務時間管理システムの導入　等

【超過勤務時間数の目標】

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの年間の超過勤務時間数について、国会情勢、その他の事情による業務の増減等を踏まえ、前年を下回ることを目指す。

○マネジメント改革
- 管理職のマネジメント向上、職場環境調査等の実施　等

○仕事と生活の両立支援
- 男性の育児への参画促進
- フレックスタイム制の活用による働く時間の柔軟化　等

【令和7年までの目標】

男性の育児への参画促進に係る取組	目標
男性職員の育児休業取得率（1週間以上）	85%以上
男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇	全ての男性職員が合計5日以上を取得

女性の活躍推進のための改革

○多様な媒体を活用した広報活動等による女性職員の採用拡大
○女性職員のキャリア形成支援を含めた計画的育成

【令和3～7年度の採用目標】

政府全体の目標（女性割合35%以上）に留意した女性採用

【令和7年度末までの登用目標】

各役職段階に占める女性の割合	目標
本省課室長相当職	10%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	17%
係長相当職（本省）	30%
うち新たに昇任した者	35%

（別添）【重点項目】　財務省のこれまでの取組の分析・評価を踏まえて、特に優先的に取り組むべきものとして、
（１）人材育成　（２）働き方改革・業務効率化　の２点を重点項目として取り組む。

計画の推進体制

○事務次官、各部局長からなる推進委員会を設置
○国税庁に長官等からなる推進委員会分科会を設置
○本省・国税庁及び地方支分部局ごとに推進担当者を設置

計画のフォローアップ及び情報の公表

○毎年度１回フォローアップを実施し公表
○職員からの意見を取り入れた計画の見直し
○毎年度１回女性職員の活躍状況を公表

国税庁特定事業主行動計画（第Ⅳ期安心子育て応援プラン）の概要

背景・経緯

○　次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てと仕事の両立の推進に向け、「国税庁特定事業主行動計画」を策定。

○　「国税庁特定事業主行動計画（第Ⅲ期安心子育て応援プラン）」の期間満了に当たり、更なる子育てと仕事の両立推進に向け、これまでの取組状況や「財務省女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」などを踏まえ、「第Ⅳ期安心子育て応援プラン」を策定。

次世代育成支援対策推進法 ⇒ 国税庁特定事業主行動計画のこれまでの取組実施状況（取組期間：H17.4～R3.3） ⇒ **第Ⅳ期安心子育て応援プラン（計画期間：R3.4～R8.3）**

(1)　全ての職員が活躍できるようワークライフバランスを確保できる職場環境づくり
(2)　気兼ねなく両立支援制度を利用できる職場環境の醸成

国税庁の両立支援に対する主な取組

(1)　両立支援制度の周知徹底、働き方等の意識改革
(2)　各種相談体制の充実
(3)　人事上の配慮等
(4)　男性職員の家庭生活への関わり推進
(5)　事務計画・事務分担の見直し等
(6)　休暇制度等に関する関係機関への働きかけ
(7)　研修参加の際の配慮
(8)　超過勤務の縮減
(9)　年次休暇の取得促進
(10)　保育施設等に関する情報提供等
(11)　テレワークの拡大・推進
(12)　サテライトオフィスの整備等
(13)　人事評価への反映
(14)　ワークライフバランス推進に資する取組等の表彰

職員のライフサイクルの各局面における重点的支援策

出産（産前・産後）

(1)　母性保護、母性健康管理、休暇・休業制度、出産費用の給付措置等の周知
(2)　男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇合計５日以上の取得促進
(3)　育児参加を促進するためのシート等の活用や育児休業等の取得体験談の紹介

育児休業（最大3年）

(1)　男女を問わず、希望する職員が育児休業を取得することができる環境整備
（代替要員の確保、事務計画等の見直し、男性の育児休業取得促進、働き方等の面談等）
(2)　育児休業中の職員に対してインターネット環境等を活用した情報提供
（職場の情報、税法等の改正内容、自主的に参加できる研修・説明会等の開催情報等）

職場復帰

(1)　復職時の職場研修やＯＪＴ
(2)　職員のニーズに応じた制度利用を推奨
(3)　事務分担・休暇取得希望等に対する配慮
(4)　周囲が協力し合う環境醸成
(5)　テレワークの拡大・推進、サテライトオフィスでの勤務環境の整備を推進

その他支援策

(1)　子育てバリアフリー
(2)　子育てに関する地域貢献活動
(3)　職場見学ツアー・家族参加型レクリエーション等
(4)　不妊治療を受けやすい職場環境の醸成

数値目標

(1)　男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇　…　該当する全ての男性職員が合計５日以上を取得
(2)　男性職員の育児休業取得率…１週間以上85％以上（令７まで）、２週間以上85％以上（令12まで）
(3)　超過勤務の縮減…前年の数値を下回ることを目標

保存期間：３年
（2027事務年度末）
人　事　課

勲章、褒章及び永年勤務者表彰等

１　勲章

勲章は、国家又は公共に対し功労のある者を対象に授与され、国税庁では、①納税、②税理士、③酒類業振興、④税務行政事務の各分野における70歳以上の功労者について、春秋の２回推薦を行い、原則全員（辞退者を除く。）が受章に至っている。

（参考）過去の受章状況　　（単位：人）

分野＼年分		令２	令３	令４	令５	令６
民間人	納税	２１	２８	２５	２９	２８
	税理士	６	４	５	５	６
	酒類業振興	１	５	７	２	１０
公務員	税務行政事務	６３	５８	６０	６８	６５
合計		９１	９５	９７	１０４	１０９

２　褒章

褒章は、特定の分野において功績のある者を対象に授与され、国税庁では、①納税、②税理士、③酒類業振興の各分野における60歳以上の功績者について、秋に１回推薦を行い、原則全員（辞退者を除く。）が受章に至っている。

（参考）過去の受章状況　　（単位：人）

分野＼年分	令２	令３	令４	令５	令６
納税	—	１	２	１	１
税理士	８	４	９	６	６
酒類業振興	２０	１６	１１	１７	１７
合計	２８	２１	２２	２４	２４

3　永年勤務者表彰等

(1)　永年勤務者表彰及び天皇皇后両陛下拝謁行事

永年勤務者表彰として、勤続30年以上の者を対象に財務大臣表彰（以下「大臣表彰」という。）、勤続20年以上の者を対象に国税庁長官・国税不服審判所長表彰（以下「長官表彰」という。）を実施している。

例年、これらに係る式典は、中央で大臣表彰（財務省主催）、長官表彰（国税庁主催）をそれぞれ実施し、各国税局においては大臣表彰と長官表彰の伝達式を一緒に執り行っている。中央式典には、長官、国税不服審判所長及び庁・審判所幹部が出席しており、各局式典には、長官表彰の表彰権者である長官及び国税不服審判所長が出席している（長官及び国税不服審判所長が出席できない場合は、代理として庁・審判所幹部が出席する。）。

また、大臣表彰受彰者のうち、代表70名が皇居に参内し、天皇皇后両陛下に拝謁している。

本年度の日程は次のとおり。

日程等 / 行　事	開催予定日	場　所
財務省永年勤務者表彰式	10月16日（木）	財務省講堂
国税庁永年勤務者表彰式	10月17日（金）	
天皇・皇后両陛下拝謁行事	12月中旬	皇　居

（参考１）各国税局の式典開催予定日

局名	開催予定日	局名	開催予定日
熊　　本	10月21日（火）	福　　岡	10月24日（金）
東　　京	10月22日（水）	大　　阪	10月27日（月）
名古屋	10月23日（木）	広　　島	10月27日（月）
高　　松	10月23日（木）	札　　幌	10月28日（火）
仙　　台	10月24日（金）	金　　沢	10月28日（火）
関　　信	10月24日（金）	沖　　縄	10月30日（木）

（参考２）過去の受彰状況　　（単位：人）

年度 / 区分	令２	令３	令４	令５	令６
大　　臣	1,878	2,057	1,678	1,563	896
長　　官	634	586	620	804	944
合　　計	2,512	2,643	2,298	2,367	1,840

⑵　功績者表彰（長官表彰）

功績者表彰（長官表彰）は、調査及び滞納処分等において、顕著な功績を挙げた職員（団体）に対して、例年６月上旬～中旬に実施している。

（参考）過去の受彰状況　　（単位：件）

年　度	令２	令３	令４	令５	令６
受彰件数	３６	３７	３８	３９	３９

４　園遊会

天皇陛下主催の下、春（４月）・秋（11 月）に赤坂御苑において行われ、国税庁からは直近の叙勲受章者のうち、高位勲等受章者から選抜された者が招待されている。

また、各省庁の事務次官等として、国税庁長官が招待を受けることがある（令和７年春は国税庁長官の招待はなし）。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
人　事　課

税　理　士　試　験

１　税理士試験の概要

⑴　実施時期等

税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として毎年８月に実施しており、本年（令和７年度）は８月５日（火）から８月７日（木）の日程で全国13都市において実施する予定である。

⑵　試験科目

税理士試験は、会計学に属する２科目（簿記論及び財務諸表論）及び税法に属する９科目（所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、住民税又は事業税、固定資産税）について実施し、原則として、会計学に属する２科目及び税法に属する科目のうち選択する３科目（所得税法、法人税法のいずれか１科目は必須）の計５科目に合格した場合、税理士となる資格を有することとなる。

なお、一度に５科目全てに合格する必要はなく、１科目ずつ合格してもよいこととなっている（科目合格制）。

２　税理士試験の実施状況

令和６年度の受験者数は、34,757人であり前年度より約2,000人増加した。令和６年度試験において５科目合格に到達した者の数は578人で、前年度から22人減少した。一部科目合格者数は5,184人となり、前年度から約1,300人減少した。

【税理士試験の実施状況（直近５年）】　（単位：人、科目）

区分／年度	受験状況		合格状況		
	受験者数	延受験科目数	５科目到達者数	一部科目合格者数	延合格科目数
6	34,757	49,676	578	5,184	6,684
5	32,893	46,956	600	6,525	8,809
4	28,853	40,430	620	5,006	6,732
3	27,299	37,673	585	4,554	6,220
2	26,673	36,845	648	4,754	6,357

3　税理士試験の受験資格見直し

令和４年度の税制改正において、多様な人材の確保と受験者数の減少（特に若年層）に対処するため、税理士試験の受験資格が見直され、令和５年度の税理士試験から、次のとおり変更された。

- 会計学に属する試験科目（簿記論及び財務諸表論）の受験資格制限の撤廃
- 税法に属する試験科目（所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、住民税又は事業税、固定資産税）の受験資格のうち学識による受験資格※について、その受験資格の対象となる科目を「社会科学に属する科目」（改正前：法律学又は経済学）に拡充

※　改正前の学識による受験資格を有する者とは、「大学、短大又は高等専門学校を卒業した者で、法律学又は経済学に属する科目を１科目以上履修した者」等である。

その結果、令和６年度試験においても、受験者数は 34,757 人 で前年比 105.7％となっており、また、延受験科目数は 49,676 科目で前年比 105.8％と、受験者数の増加に繋がっている。

4　国税審議会税理士分科会及び試験委員

税理士試験は、国税審議会が行うこととされており、国税審議会に置かれた税理士分科会（委員５名）が税理士試験実施に関する具体的な事項を審議し、税理士試験の問題の作成及び採点等については、税理士分科会に属する試験委員が行っている。また、国税庁人事課試験係は、事務局として税理士試験に係る庶務を行っている。

なお、税理士分科会は、税理士試験のほかに税理士の懲戒処分等についての審議も行うこととされている（懲戒処分等に係る庶務は、国税庁総務課税理士監理室が行っている。）。

（参考）税理士分科会委員

役職	委員名	発令年月	現職（令和７年６月現在）
会長	佐藤　英明	平 29.1	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
会長代理	秋葉　賢一	平 31.1	早稲田大学大学院会計研究科教授
委員	小林　健彦	令 5.1	日本税理士会連合会相談役
委員	中川　丈久	令 5.3	神戸大学大学院法学研究科教授
委員	星野　次彦	令 7.1	一般社団法人日本損害保険協会副会長

5　税理士試験の受験手続のオンライン化

⑴　経緯

税・社会保障に係る国家資格のデジタル化については、政府方針に基づきデジタル庁が順次整備しているところ、その一環として、「税理士」資格に関する試験事務のデジタル化を目指し、デジタル庁が整備する国家資格システムに参画した。

国家資格システムでは、税理士試験業務に必要となる全ての機能を実装できなかったため、国税庁が補完機能としての「税理士試験業務補助ツール」を整備した上で、令和７年１月に国家資格システム導入開始を目指していた。

しかしながら、国家資格システム導入の全体的な遅延が生じ、税理士試験の導入開始時期を延期（令和７年度→令和８年度）することとなった。

⑵　今後の方向性

令和８年度税理士試験についても、国家資格システムの導入が困難であること、現行の税理士試験システムはＫＳＫシステムの刷新に伴い、令和８年９月以降廃止されるため、現行の税理士試験システムは使用できなくなることから、後継システム（国家資格（税理士試験）システム）を国税庁で開発し、後継システムにより試験実施することになった。

今後、国家資格システムが安定的に運用されることを前提として、将来的には国家資格システムによる試験実施に戻ることを想定している。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
会　計　課

国税庁関係予算（経費関係）

１　令和７年度当初予算

(1)　令和７年度当初予算について

「令和７年度予算編成の基本方針」（令和６年 12 月６日閣議決定）を踏まえ、国税庁予算については、総額 6,359 億 60 百万円（令和６年度当初予算比＋189 億 57 百万円、＋3.1%）、うち

人件費　5,565 億 65 百万円（同比　＋185 億２百万円、＋3.4%）

一般経費　793 億 95 百万円（同比　＋４億 55 百万円、＋0.6%）

が認められた（別紙１、２、３）。

上記のほか、政府情報システム関連予算がデジタル庁に一括計上されている。

(2)　主な一般経費の概要

イ　納税者利便向上経費（28 億円　→　28 億円　△0.3 億円　△1.0%）

電話相談センター運営経費、自宅 e-Tax の利用促進に必要な経費等が認められた。

ロ　国際化対策経費（12 億円　→　11 億円　△0.4 億円　△3.7%）

国内企業の国際取引の拡大や非居住者等の経済活動の活発化、国際取引を通じた様々な租税回避等に対応するために必要な海外情報収集経費及び外国税務調査旅費等が認められた。

ハ　庁局署一般経費等（602 億円　→　599 億円　△3.3 億円　△0.5%）

申告・納付等に必要な税務諸用紙の刷成費及び郵送に係る通信費等、調査・徴収に必要な旅費・捜査費、アルバイト賃金、庁舎の維持管理経費や業務用車両の更新等に必要な経費及び確定申告など税務行政の円滑な実施に必要な経費等が認められた。

ニ　職場環境整備・安全対策経費（70 億円　→　74 億円　＋3.5 億円　＋4.9%）

職場環境の改善や業務センターの整備に必要な経費、庁舎等の安全性を確保するための外壁改修等経費、一般定期健康診断や特別定期健康診断など、職員の健康の保持・増進を図るための健康管理経費等が認められた。

ホ　税制改正関係経費（27億円　→　30億円　＋3.3億円　＋12.3%）

所得税の基礎控除等の見直しなど各種税制改正に対応するために必要な執行経費が認められた。

なお、各種税制改正に伴うシステム開発等に係る経費は、デジタル庁に一括計上されている。

ヘ　酒類業振興事業経費（21億円　→　22億円　＋0.7億円　＋3.3%）

酒類事業者の競争力や経営基盤を強化すべく、海外販路開拓支援、日本産酒類ブランド化推進、酒類業振興支援など日本産酒類の輸出促進や国内外での新市場開拓を推進するための経費等が認められた。

2　令和６年度補正予算（第１号）

(1)　令和６年度補正予算（第１号）について

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年11月22日閣議決定）を踏まえ、国税庁予算については、以下の経費が認められた。

このほか、政府情報システム関連予算がデジタル庁に一括計上されている。

(2)　一般経費の概要

イ　災害に屈しない強靭な国税関係施設の整備（11.7億円）

税務行政の円滑な遂行を維持するため、老朽化の著しい国税関係施設や各種設備の改修により施設の長寿命化や事故停止の未然防止を図るための経費が認められた。

ロ　日本産酒類輸出促進等緊急支援事業（14.0億円）

全国各地の酒類事業者の力を引き出し、地方経済の成長を実現するため、その競争力や経営基盤を強化すべく、日本産酒類の輸出促進等を支援するための経費が認められた。

ハ　地方経済の成長のための酒類総合研究所の機能強化（1.9億円）

日本産酒類の競争力強化や地域ブランドの価値向上に資する業務の実施環境の早期改善に向け、酒類総合研究所にて分析体制の強化等を緊急的に実施するための経費が認められた。

ニ　郵便料金の改定に伴う郵送料の増額（追財）（9.4億円）

郵便料金の改定に伴う予算の不足分について、追加財政措置が講じられた。

ホ　スマホアプリ納付の決済税額増加に伴う手数料の増額（追財）（14.2億円）

スマホアプリ納付の決済税額増加に伴う予算の不足分について、追加財政措置が講じられた。

（注）上記のほか、国家公務員及び賃金職員等の給与改善等に伴い必要となる経費（人件費等）が計上されている。

３　国土交通省等による官庁営繕費等予算（国税庁分）（別紙４）

令和６年度以前から建替え予算が計上されているもの【６件（継続）】

(1)　単独庁舎による整備として、名寄署、下京署及び西福岡署

(2)　合同庁舎による整備として、小石川署、広島東署及び大分署

（別紙1）

令和７年度予算の概要（経費関係）

○ 歳 出 予 算

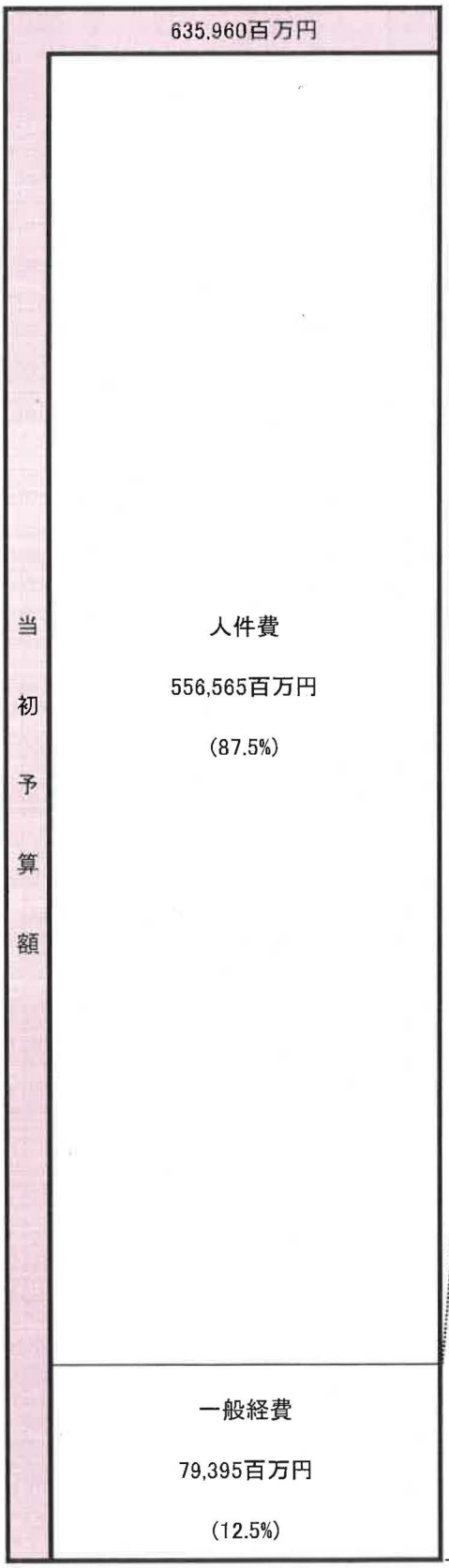
区分 / 使途	令和6年度 当初予算額 A	令和7年度 予算額 B	対前年度予算額 増△減額 C (B-A)	対前年度予算額 比率 D (B／A)
	百万円	百万円	百万円	%
1 人件費	538,063	556,565	18,502	103.4
2 一般経費	78,940	79,395	455	100.6
(1) 納税者利便向上経費	2,837	2,810	△ 27	99.0
(2) 国際化対策経費	1,156	1,114	△ 43	96.3
(3) 庁局署一般経費等	60,235	59,904	△ 331	99.5
税務諸用紙・通信費	8,335	8,230	△ 105	98.7
旅費・捜査費	5,788	5,378	△ 410	92.9
アルバイト賃金	11,860	12,199	339	102.9
その他の経費	34,252	34,097	△ 154	99.5
(4) 職場環境整備・安全対策経費	7,049	7,395	346	104.9
(5) 税制改正関係経費	2,674	3,003	329	112.3
(6) 税務大学校経費	1,781	1,894	113	106.3
(7) 国税不服審判所経費	160	161	1	100.9
(8) 酒類総合研究所経費	966	963	△ 3	99.7
(9) 酒類業振興事業経費	2,082	2,151	69	103.3
計	617,003	635,960	18,957	103.1

（注） 各々の計数において百万円未満を四捨五入したため、計とは一致しないものがある。

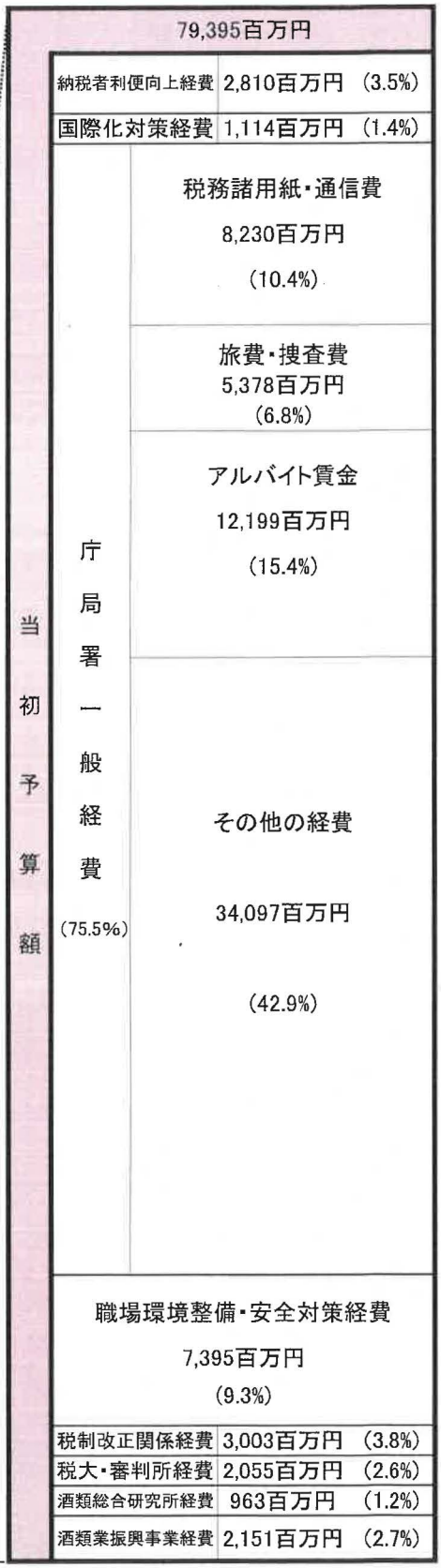
（別紙2）

令和7年度　国税庁当初予算の概要

1　全体内訳



2　一般経費内訳



（別紙3）

国税庁予算の推移（当初成立予算）

年度	国税庁定員	国税庁予算									デジタル庁一括計上		徴税費対前年増減		徴税コスト
		徴税費（①）	徴税費の内訳 人件費	徴税費の内訳 物件費等	還付加算金	補助金等	独法運営費交付金	計	対前年増△減額	対前年増減率	徴税費（②）	対前年増△減額	徴税費計（①＋②）	対前年増減率	（決算）
	人	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	百万円	百万円	百万円	%	円
26	61,200	12,647	6,055	6,592	1,707			14,354	546	104.0	－	－	12,647	102.8	2.47
27	52,032	13,225	7,120	6,105	4,000			17,225	2,871	120.0	－	－	13,225	104.6	2.20
28	51,771	15,264	9,421	5,843	6,000			21,264	4,039	123.4	－	－	15,264	115.4	2.17
29	50,289	16,869	10,073	6,796	700			17,569	△ 3,695	82.6	－	－	16,869	110.5	2.24
30	50,334	17,162	11,961	5,201	1,030			18,192	623	103.5	－	－	17,162	101.7	2.32
31	50,334	17,896	12,867	5,029	1,000			18,896	704	103.9	－	－	17,896	104.3	2.05
32	50,334	20,015	14,595	5,420	900			20,915	2,019	110.7	－	－	20,015	111.8	2.07
33	50,381	21,236	15,657	5,579	500			21,736	821	103.9	－	－	21,236	106.1	2.20
34	50,466	22,940	17,043	5,897	1,000			23,940	2,204	110.1	－	－	22,940	108.0	2.07
35	50,446	25,299	18,570	6,729	700			25,999	2,059	108.6	－	－	25,299	110.3	1.81
36	50,734	29,161	21,718	7,443	900			30,061	4,062	115.6	－	－	29,161	115.3	1.65
37	50,951	34,066	25,198	8,868	1,600			35,666	5,605	118.6	－	－	34,066	116.8	1.76
38	50,951	37,746	30,824	6,922	1,200			38,946	3,280	109.2	－	－	37,746	110.8	1.75
39	50,951	43,757	35,754	8,003	1,200			44,957	6,011	115.4	－	－	43,757	115.9	1.73
40	51,151	49,552	40,832	8,720	1,450			51,002	6,045	113.4	－	－	49,552	113.2	1.87
41	51,151	55,616	45,561	10,055	1,850			57,466	6,464	112.7	－	－	55,616	112.2	1.86
42	51,151	61,855	50,931	10,924	1,850			63,705	6,239	110.9	－	－	61,855	111.2	1.71
43	51,151	68,709	57,347	11,362	1,850			70,559	6,854	110.8	－	－	68,709	111.1	1.59
44	51,305	79,140	66,818	12,322	1,850			80,990	10,431	114.8	－	－	79,140	115.2	1.46
45	51,325	95,246	81,336	13,910	2,300	700		98,246	17,256	121.3	－	－	95,246	120.4	1.40
46	51,334	107,183	91,480	15,703	2,200	700		110,083	11,837	112.0	－	－	107,183	112.5	1.48
47	52,027	128,849	110,254	18,595	3,122			131,971	21,888	119.9	－	－	128,849	120.2	1.38
48	52,173	154,153	131,011	23,142	3,148			157,301	25,330	119.2	－	－	154,153	119.6	1.22
49	52,313	176,341	150,209	26,132	3,355			179,696	22,395	114.2	－	－	176,341	114.4	1.41
50	52,440	231,494	196,411	35,083	4,152	350		235,996	56,300	131.3	－	－	231,494	131.3	1.80
51	52,527	271,477	232,361	39,116	5,082	350		276,909	40,913	117.3	－	－	271,477	117.3	1.78
52	52,627	287,428	244,171	43,257	5,082			292,510	15,601	105.6	－	－	287,428	105.9	1.81
53	52,698	307,768	260,911	46,857	5,082	500		313,350	20,840	107.1	－	－	307,768	107.1	1.52
54	52,798	331,157	279,489	51,668	5,694	460		337,311	23,961	107.6	－	－	331,157	107.6	1.50
55	52,789	342,071	287,573	54,498	6,354			348,425	11,114	103.3	－	－	342,071	103.3	1.40
56	52,789	361,912	304,136	57,776	9,160			371,072	22,647	106.5	－	－	361,912	105.8	1.38
57	52,816	390,726	320,955	69,771		1,000		391,726	20,654	105.6	－	－	390,726	108.0	1.31
58	52,825	384,051	320,809	63,242				384,051	△ 7,675	98.0	－	－	384,051	98.3	1.26
59	52,841	407,851	344,247	63,604		1,000		408,851	24,800	106.5	－	－	407,851	106.2	1.23
60	52,852	410,659	345,170	65,189				410,659	1,808	100.4	－	－	410,659	100.7	1.16
61	52,916	434,898	370,144	64,754				434,898	24,239	105.9	－	－	434,898	105.9	1.09
62	53,546	456,333	384,624	71,709				456,333	21,435	104.9	－	－	456,333	104.9	1.02
63	53,519	475,226	404,149	71,077				475,226	18,893	104.1	－	－	475,226	104.1	0.99
元	54,376	497,532	410,258	87,274				497,532	22,306	104.7	－	－	497,532	104.7	0.95
2	55,029	515,771	421,844	93,927				515,771	18,239	103.7	－	－	515,771	103.7	0.90
3	55,679	538,246	438,009	100,237				538,246	22,475	104.4	－	－	538,246	104.4	0.93
4	56,230	562,488	457,712	104,776				562,488	24,241	104.5	－	－	562,488	104.5	1.06
5	56,589	592,053	484,218	107,835				592,053	29,565	105.3	－	－	592,053	105.3	1.10
6	56,752	598,214	477,816	120,398		2,000		600,214	8,161	101.4	－	－	598,214	101.0	1.23
7	56,961	622,776	498,962	123,814				622,776	22,562	103.8	－	－	622,776	104.1	1.26
8	57,108	641,553	504,248	137,305				641,553	18,776	103.0	－	－	641,553	103.0	1.30
9	57,202	654,454	520,017	134,437		333		654,787	13,234	102.1	－	－	654,454	102.0	1.28
10	57,199	680,782	543,418	137,364		300		681,082	26,295	104.0	－	－	680,782	104.0	1.44
11	57,100	706,225	562,398	143,827		270		706,495	25,413	103.7	－	－	706,225	103.7	1.50
12	56,916	720,010	574,612	145,398		243		720,253	13,758	101.9	－	－	720,010	102.0	1.42
13	56,718	724,559	574,683	149,876		218	1,366	726,143	5,890	100.8	－	－	724,559	100.6	1.54
14	56,466	731,559	575,354	156,205			1,280	732,838	6,695	100.9	－	－	731,559	101.0	1.66
15	56,315	721,911	568,620	153,291			1,309	723,221	△ 9,618	98.7	－	－	721,911	98.7	1.67
16	56,239	716,431	569,512	146,919			1,196	717,627	△ 5,593	99.2	－	－	716,431	99.2	1.58
17	56,185	714,507	570,820	143,687			1,193	715,700	△ 1,927	99.7	－	－	714,507	99.7	1.45
18	56,159	722,175	579,735	142,440			1,276	723,451	7,751	101.1	－	－	722,175	101.1	1.43
19	56,185	723,239	583,181	140,058			1,222	724,461	1,010	100.1	－	－	723,239	100.1	1.49
20	56,216	721,502	584,104	137,398			1,171	722,673	△ 1,788	99.8	－	－	721,502	99.8	1.71
21	56,240	719,314	583,567	135,747			1,142	720,456	△ 2,217	99.7	－	－	719,314	99.7	1.93
22	56,261	715,065	579,422	135,643		294	1,064	716,423	△ 4,033	99.4	－	－	715,065	99.4	1.75
23	56,263	717,232	585,027	132,205		289	1,020	718,541	2,118	100.3	－	－	717,232	100.3	1.78
24	56,194	707,986	574,326	133,660		289	1,052	709,327	△ 9,214	98.7	－	－	707,986	98.7	1.60
25	55,856	668,839	540,667	128,172		358	965	670,162	△ 39,165	94.5	－	－	668,839	94.5	1.47
26	55,790	707,236	565,367	141,869		426	956	708,618	38,456	105.7	－	－	707,236	105.7	1.39
27	55,725	705,764	567,569	138,195		633	954	707,351	△ 1,267	99.8	－	－	705,764	99.8	1.30
28	55,666	701,892	564,323	137,569		601	977	703,470	△ 3,881	99.5	－	－	701,892	99.5	1.30
29	55,667	698,874	559,804	139,070		598	943	700,416	△ 3,054	99.6	－	－	698,874	99.6	1.24
30	55,674	701,088	550,548	150,540		598	961	702,647	2,231	100.3	－	－	701,088	100.3	1.22
元	55,903	704,354	556,789	147,566		598	963	705,915	3,268	100.5	－	－	704,354	100.5	1.28
2	55,953	717,816	562,138	155,679		598	965	719,379	13,464	101.9	－	－	717,816	101.9	1.19
3	55,954	634,121	556,596	77,524		1,299	1,043	636,463	△ 82,916	88.5	76,621	76,621	710,742	99.0	1.10
4	55,969	623,103	546,645	76,458		1,300	1,011	625,414	△ 11,049	98.3	81,944	5,323	705,047	99.2	1.07
5	55,985	639,463	562,987	76,476		1,220	969	641,652	16,238	102.6	81,480	△ 464	720,943	102.3	1.06
6	56,380	614,814	538,063	76,751		1,223	966	617,003	△ 24,649	96.2	81,168	△ 312	695,982	96.5	－
7	56,018	633,774	556,565	77,209		1,223	963	635,960	18,957	103.1	77,024	△ 4,144	710,798	102.1	－

（注1）令和3年度以降の国税庁予算は、政府情報システム関連予算をデジタル庁に一括計上後の金額である。

（注2）各々の計数において百万円未満を四捨五入したため、計とは一致しないものがある。

（別紙4）

令和７年度　官庁営繕費等予算の概要（国税庁関係）

１　官庁営繕費（一般会計・国土交通省所管）

国税局名	税務署名	区分	備考
札幌国税局	名寄税務署	単独庁舎（継続）	
広島国税局	広島東税務署	合同庁舎（継続）	広島地方合同庁舎
福岡国税局	西福岡税務署	単独庁舎（継続）	
熊本国税局	大分税務署	合同庁舎（継続）	大分地方合同庁舎

２　特定国有財産整備費（一般会計・財務省所管）

国税局名等	税務署名等	区分	備考
東京国税局	小石川税務署	合同庁舎（継続）	小石川地方合同庁舎
大阪国税局	下京税務署	単独庁舎（継続）	

※広島東税務署及び下京税務署は、官庁営繕費と特定国有財産整備費を組み合わせて、予算に計上されている。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
会　計　課

庁舎・宿舎の現状及び整備

１　庁舎の現状及び整備状況（別添１）

税務署庁舎は、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて集中的に整備されたことから、全庁舎のうち約６割の庁舎が建築後 40 年以上経過している。

庁舎の整備については、新建築基準法の施行（昭和 56 年）以前に建築された庁舎の中に、耐震性能が不足するものが存在したため、耐震改修を順次実施し、一定の目途が付いたところである。

厳しい財政事情の下、単独庁舎の建替えや合同庁舎の新営が進まない状況にあることから、大規模改修による老朽庁舎の長寿命化に取り組むこととしている。

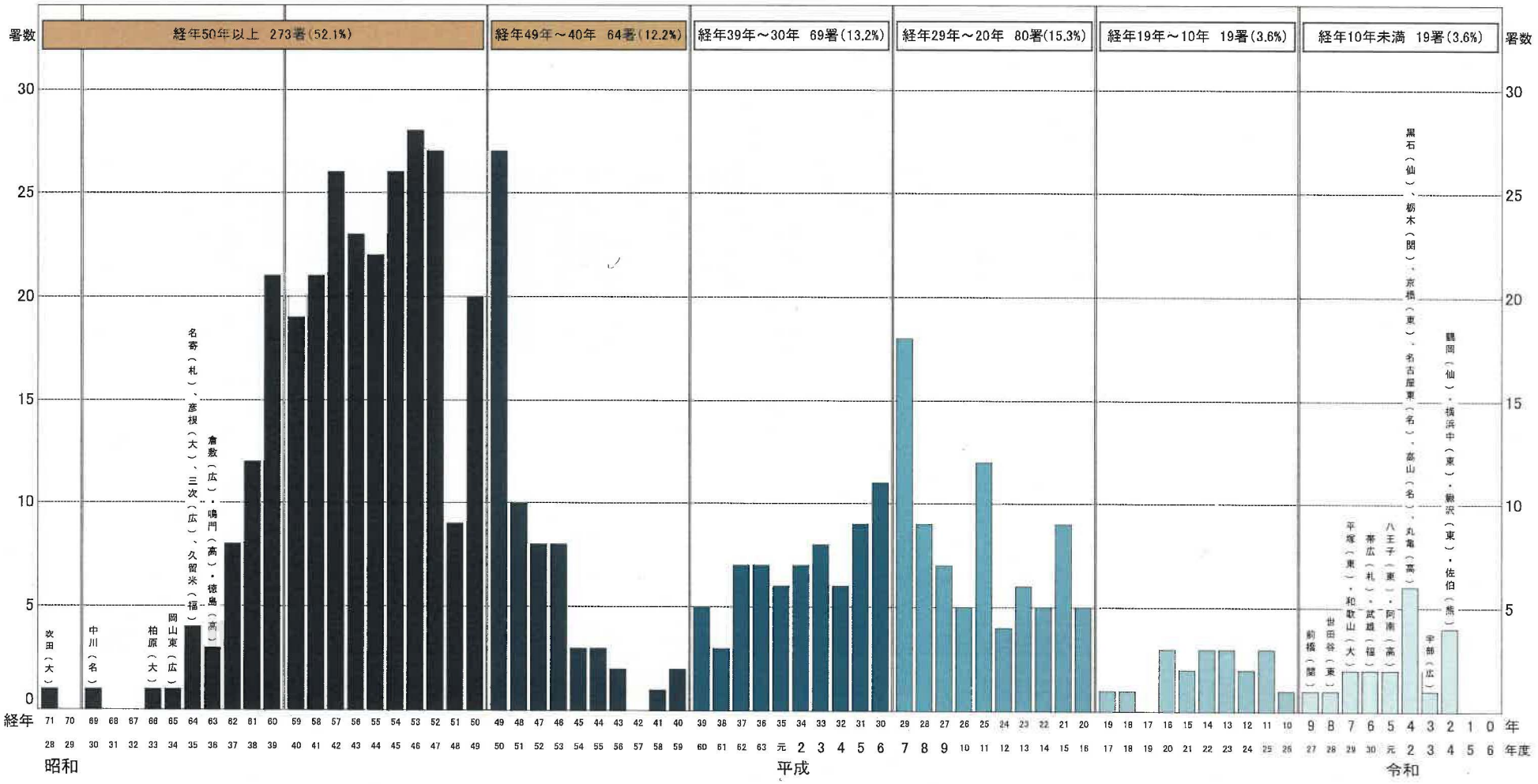
２　宿舎の現状及び整備状況（別添２）

国税庁が管理する省庁別宿舎は、「国家公務員宿舎の削減計画」により 225 棟の宿舎が廃止されたことなどから、現在、存置宿舎は 186 棟となっており、そのうち約５割の宿舎が建築後 40 年以上経過している。

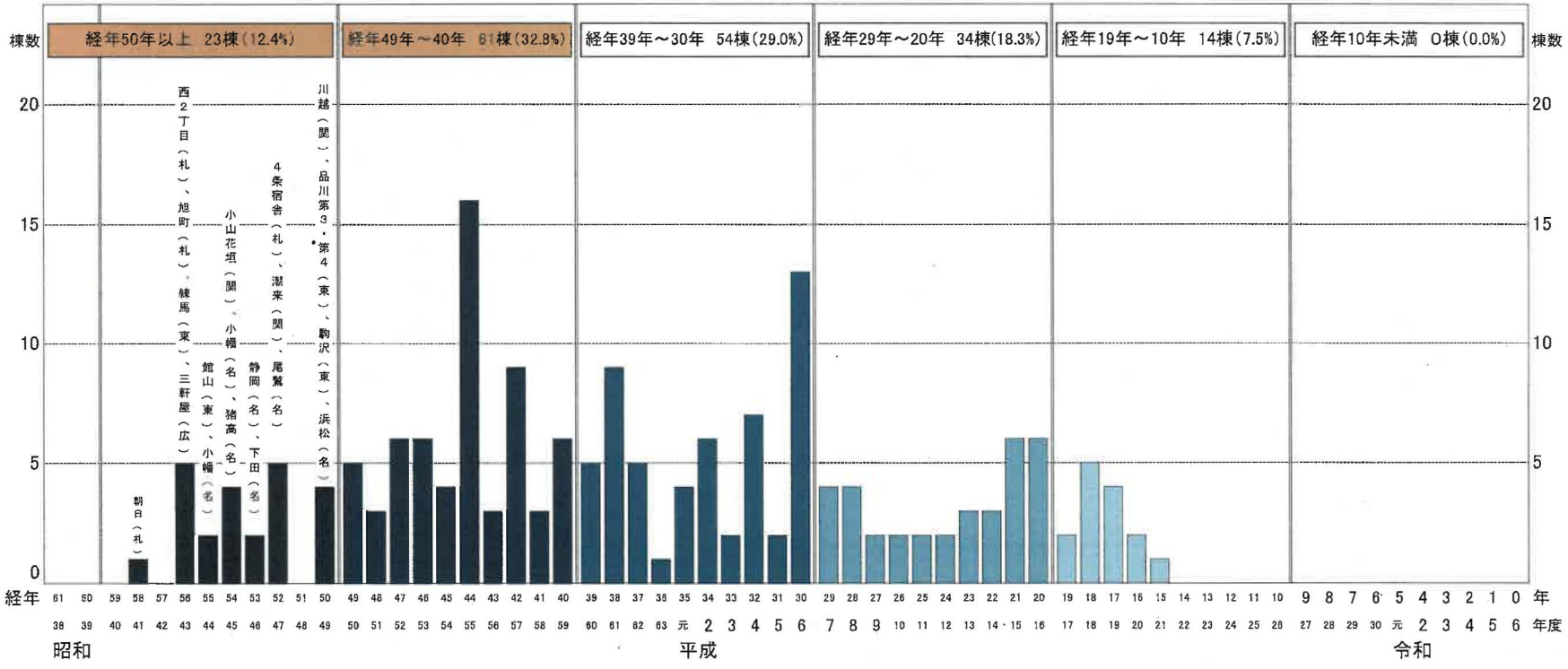
省庁別宿舎の整備については、職員及びその家族の安全確保の観点から、耐震性能が不足している宿舎の耐震改修を順次実施し、平成 28 年度に完了したところである。

厳しい財政事情の下、国家公務員宿舎の建替が進まない状況にあることから、引き続き厚生管理官と連携して、長期的な運用を見据えた設備改修や居住環境の改善に取り組むこととしている。

税務署庁舎建築年度別署数(令和7年3月31日現在)



省庁別宿舎建築年度別棟数(令和7年3月31日現在　186棟)



保存期間：３年
（令和９事務年度末）
企画課（納税者サービスPT）
デジタル化・業務改革室
データ活用推進室

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

１　政府全体の動き

目指すべきデジタル社会の実現に向けて構造改革や施策に取り組むとともに、それを世界に発信・提言するための羅針盤となるものとして、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定された（令和７年６月13日改定・閣議決定。以下「重点計画」という。）。

重点計画は、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めるものであり、国税庁関連施策としては、「マイナポータルを活用した確定申告の利便性向上に向けた取組の充実（書かない確定申告）」、「国税関係手続のデジタル化の推進（あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現）」、「国税情報システムに係るプロジェクトの推進（ＫＳＫ２）」及び「デジタルインボイスの定着」などの各種デジタル関連施策を推進していくこととしている。

２　国税庁のデジタル・トランスフォーメーションに関する動き

令和３年６月、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像 2.0－」を公表し、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の抜本的な見直し」（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ））に取り組む方針を明確にした。

令和５年６月には、将来像 2.0 を改定し、従前の①「納税者の利便性の向上」、②「課税・徴収の効率化・高度化等」に、新たに③「事業者のデジタル化促進」を加えた３つの柱に基づいて、税務行政のＤＸを更に前に進めていくことを示した（「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像 2023－」（以下「将来像 2023」という。））。

3　納税者の利便性の向上

(1)　マイナンバーカードの普及・利用の促進

重点計画において、マイナンバーカードは官民、対面・非対面を問わず確実な本人確認ができる「最高位の身分証」であり、各種手続をオンラインで完結できる安全・安心で利便性の高い「デジタル社会のパスポート」であるとされ、希望する全ての国民が取得できるよう政府全体として取り組んできたところ。令和７年５月末時点では、マイナンバーカードの保有枚数は9,817万枚に達し、全人口の78.6%がマイナンバーカードを保有していることとなる。令和７年３月21日に開催された「マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議※」において、引き続き所管業界等へのマイナンバーカードの取得の呼びかけのほか、メリットについての周知・広報を求められたほか、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限切れに係る周知・広報を求められたところである。

国税庁においては、引き続き、マイナンバーカードの利便性について周知することで一層のマイナンバーカードの普及・利用の促進を図る（資料６）とともに、マイナポータルを活用した年末調整・確定申告手続の簡便化といった納税者利便の向上施策の更なる推進に取り組むこととしている。

※　議長はデジタル大臣、国税庁の構成員は審議官

(2)　e-Tax及びキャッシュレス納付の利用拡大

イ　国税電子申告・納税システム（e-Tax）

国税庁では、平成16年から国税電子申告・納税システム（e-Tax）を提供しており、所得税や法人税などの申告のほか、各種申請や納付についてもe-Taxの利用によりオンラインで行うことができる。

主要な税目の申告等に関するe-Tax利用率は、10月に公表している。令和６年度のe-Tax利用率（速報値）は、法人税が89.1%、所得税が74.1%、相続税が50.3%。

ロ　オンライン利用率引上げに係る基本計画

規制改革実施計画（令和３年６月閣議決定）において、各府省は、年間10万件以上の手続について、オンライン利用率を引き上げるための基本計画を策定し、取組を開始することとされた。

規制改革実施計画を受け、国税庁においては、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表（令和３年10月18日。令和６年10月21日改定。）している。令和７年度の基本計画の改定に当

たっては、令和６年度のe-Taxの利用率等を踏まえ、令和７年10月頃に目標値の見直しを行う予定である。

・掲載先：財務省ホームページ

国税庁の対象手続は27手続あり、オンライン利用率引上げに向けた取組に当たっては、主要７手続を中心として、効率的な利用勧奨等を実施している（主要７手続についてのみ目標を対外的に公表）。なお、オンライン利用率の向上に向けた利用勧奨の機会を捉え、年末調整手続の電子化やマイナポータル連携を活用した確定申告等のマイナンバーカードの利活用施策、事業者の業務のデジタル化などを含む税務行政のＤＸ関連施策についても利用勧奨を実施するとともに、幹部によるトップセールスを含め、事務系統・税目横断的に庁局署一体となって利用勧奨を実施することとしている。

○主要７手続とオンライン（e-Tax）利用率

手続	令和５年度実績値	令和６年度速報値	令和７年度目標値	令和８年度目標値
法人税申告	86.2%	89.1%	91%※3	90%※4
添付書類を含めたe-Tax利用率（ALL e-Tax率）※1	63.8%	67.7%	70%※3	70%※4
消費税申告（法人）	88.7%	90.2%	91%	92%
所得税申告	69.3%	74.1%	78%	80%
消費税申告(個人)	73.5%	75.4%	78%	80%
相続税申告	37.1%	50.3%	63%※3	53%※4
国税納付手続	39.0%	45.3%	50%※3	50%※4
源泉所得税（所得税徴収高計算書）※2	－	27.0%	31%	36%
納税証明書の交付請求	33.0%	44.2%	54%※3	48%※4

※１　添付書類を含めたe-Tax利用率（ALL　e-Tax率）とは、法人税申告のうち、主要な別表に加え、財務諸表等の申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたものの割合である。

※２　国税納付手続の源泉所得税（所得税徴収高計算書）については、令和７年10月頃の基本計画の改定の際に、対象手続として追加予定である。

※３　令和６年度の速報値を踏まえ、令和７年度の目標値を変更しており、令和７年６月の政策評価懇談会で公表済である。

※４　令和６年度オンライン利用率の詳細な分析を行った上で新たな目標値を設定し、令和７年10月頃の基本計画の改定の際に公表予定である。

○オンライン利用率引上げのためのアクションプラン（主なもの）
・利用勧奨、周知・広報【申告・納付】
・申告会場にスマホ専用コーナーを設置し、自宅等からのe-Taxへ誘導【申告】
・「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」の周知・広報及び体験型利用勧奨【納付】

ハ　源泉所得税に係るオンライン手続及びキャッシュレス納付の利用促進

源泉所得税の徴収高計算書は納付書と一体となっていることから e-Tax の利用が進んでおらず、キャッシュレス納付を行わない理由も事業者によって様々であるなど、源泉所得税の特殊性を踏まえ、新たに国税納付手続の内訳として、源泉所得税（所得税徴収高計算書）のキャッシュレス納付割合の目標を設定し、更なるオンライン手続及びキャッシュレス納付の推進に取り組む。

4　課税・徴収事務の効率化・高度化

○　データ活用の推進

イ　データ活用推進中期計画

課税・徴収のパフォーマンス向上や事務運営の改善のため、データを業務に活用する取組（データ活用）の一層の推進に取り組んでおり、平成 30 事務年度から令和８事務年度までの９年間を、「離陸期（平成 30～令和２事務年度）」、「普及期（令和３～５事務年度）」、「発展期：令和６～８事務年度」の３期に分け、各期に対応した中期計画を策定し、取組を着実に推進していくこととしている。

離陸期は、データ活用をまずはやってみることを基本コンセプトとして、システム環境の整備・体制整備・人材育成を実施する中で、庁及び先行局（東京・大阪・名古屋・関信・広島・福岡）でデータ分析ができる体制づくりに取り組んだ。

普及期は、人材育成を基本コンセプトとして、研修・業務における活用・庁及び全局による AI を用いた先進的取組を実施する中で、高度なデータ分析ができる人材育成を図ってきた。

発展期に当たる「データ活用推進第三次中期計画」（以下「第三次中期計画」という。）においては、「データ活用の実装（ビルトイン）」をコンセプトとした各種施策を推進しており、庁局関係各課と連携を図りながら第三次中期計画に基づく各種施策を具体化した上で着実に遂行する。

ロ　具体的な方針・取組等

(イ)　事務運営への実装

データ活用の取組を事務運営へ実装していく観点から、ＫＳＫ２（次世代システム）等導入後の環境変化や事務運営も見据えつつ、庁局各課において、一定の効果が期待できる取組については、実務における活用を検討するとともに、より持続可能なものとするため、取組の実施・評価・改善サイクルの確立等を図ることとしている。

(ロ)　効果的・効率的なデータ活用

大規模かつ広範なデータを利用した機械学習等の高度な分析手法による「データ分析プロジェクト」を実施し、開発モデルについては、庁内各課において調査徴収事務等での活用も進んできているところ。

なお、データ分析プロジェクトにおいては、申告内容や調査事績、滞納者情報など、蓄積している膨大なデータについて、分析ツールやプログラミング言語を用いて加工・分析し、申告漏れや不正所得の有無、キャッシュレス納付勧奨の効果の予測などを行う「予測モデル」の構築を行うとともに、令和６年度以降は主務課からのニーズが強い自然言語処理※１や数理最適化※２などのより高度な分析手法にも取り組んでいる。

※１　自然言語処理は、人間が日常的に使用する言語（自然言語）をコンピュータに理解させ、要約や文章生成等の処理をさせる技術をいう。

※２　数理最適化とは、数学的な手法を用いて特定の条件の下で最適な解を導き出す技術をいう。

(ハ)　データリテラシーの向上・人材の効果的活用

Ａ　データリテラシーチェックの実施

職員が有しているデータリテラシーの状況を組織的に把握・分析し、データリテラシー向上に資する施策の見直しや改善に活用するとともに、高いデータリテラシーを有する人材を把握することを目的として、令和６事務年度よりデータリテラシーチェックを開始した。

令和６事務年度においては、データリテラシーチェックの回答を基に庁局各課が必要とするデータリテラシーを聴取した結果、Excel のグラフ作成・関数の利用、データ可視化ツール（BI ツール）の利用方法に係る理解度が不足していたため、研修資料を充実させることを目的として、Excel 及び BI ツールの操作に係る資料等を追加・改訂した。

令和７事務年度においても ICT スキルや職員のバックグラウンドに係る設問項目の拡大を検討した上で当該取組を継続して実施し、組織のデータリテラシーを把握・分析し各種研修の効果測定等を行うとともに、各課室の実務で必要となるデータリテラシーを聴取し、不足しているデータリテラシーを向上させる研修コンテンツ等を企画立案していく。

B　データリテラシー研修の実施等

職員が備えるべきデータリテラシーを４段階（エキスパート、アドバンスト、スタンダード及びベーシック）で設定し、各レベルに応じたデータリテラシー研修を実施している。

他方で、職員の所属・職位にかかわらず本人の意欲・能力に応じて研修を受講できるような研修体系とはなっておらず、研修受講後にどのような職務に従事するかが不明確な状態となっている。

これらの課題を基に、キャリアパスを踏まえた研修体系の整備に向けて、データリテラシーレベルごとの職員の割合について目標値を設定した上で、求められる人数やデータリテラシーを勘案し、庁人事課、税務大学校などと検討を進めている。

(ニ)　推進体制の整備

第三次中期計画においては、庁データ活用推進室及び東京局・大阪局の情報システム課（データ活用担当）を国税組織全体のデータ活用推進に係る基幹部署と位置づけ、高度な分析手法等を用いた取組や全国活用が見込まれる取組の集約化等を検討・実施するほか、各局への支援、庁局間の連携強化（情報連携や情報発信等）を実施している。

また、基幹部署での意見交換会や庁局データ活用連絡会を定期的に開催し、令和６事務年度においては、予測モデル構築に係る開発手順・運用方法や、職員への研修等に係る意見交換を実施している。

５　事業者のデジタル化促進

税務手続のデジタル化と併せて経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、生産性の向上や経営の高度化が期待されるほか、国税当局にとっても税務コンプライアンス向上の観点においてメリットがあることから、取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）の普及に向けて取り組んでいる。

令和６事務年度においては、税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイ

スを利用したデジタル化のメリットや、ＩＴ導入補助金等の負担軽減策等を訴求できるリーフレットや動画等の広報素材を充実させ、国税庁ホームページへの掲載や各種説明会等の納税者と接触する機会を活用した周知・広報を行ったほか、「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」を活用し、関係省庁が所管する業界団体・独立行政法人等へ、事業者のデジタル化を働きかけるよう周知依頼を実施した。

令和７事務年度においては、当局の立ち位置（役割）を明確にし、相談に来た事業者を円滑に支援機関へつなぐ取組を行うほか、デジタルインボイスの普及に向けて、国税庁の調達において、積極的にデジタルインボイスの受入れを推進するとともに、令和７年度税制改正による電子帳簿保存制度の見直しを契機として、関係機関・関係団体と連携を図り、更なる推進に取り組むこととしている。

【令和７年６月13日閣議決定　デジタル社会の実現に向けた重点計画（国税庁に関連する主な施策抜粋）】

・マイナンバーカード・マイナポータルを活用した確定申告の推進（本文12ページ）

（以下、抜粋）

マイナポータルとe-Taxの連携を更に充実させ、「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現を図る。また、その前提となるマイナンバーカードを用いたe-Taxの推進を図るため、近年のマイナンバーカードの普及拡大やe-Tax利用の拡大といった環境変化等を踏まえ、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的なe-Tax促進策である「ID・パスワードによる申告」について、その廃止を含めた在り方を検討し、2025年度中に結論を得る。

・事業者向け行政手続で利用する共通機能の利用拡大（本文14ページ）

（以下、抜粋）

（中略）

官民取引や企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指し、関係府省庁や事業者との連携を進める。

・マイナポータルを活用した確定申告の利便性向上に向けた取組の充実（重点政策一覧51ページ）

（以下、抜粋）

マイナポータルにおける外部サイトとの連携設定等の簡素化や、マイナンバーカードの読み取り回数の削減といったUI、操作性等の改善に向けて、デジタル庁及び国税庁は、関係省庁・関係民間事業者と連携し、利便性を向上させるための対応を順次進める。

社会保険料控除の対象となる医療・介護保険料の社会保険料控除についても自動入力の対象とすべく、国税庁は厚生労働省等と連携し、検討を進める。

2027年から市区町村にオンライン提出される給与支払報告書も自動入力の対象とすることを踏まえ、給与所得の源泉徴収票と同様に、政府を挙げて企業等へオンライン提出の働きかけを行う。

・デジタルインボイスの定着/企業間決済のデジタル化の推進（重点政策一覧58ページ）

（以下、抜粋）

デジタルインボイスについては、令和７年度税制改正において、その標準仕様（JP PINT）に対応した電子計算機処理システムを使用して電子取引データの授受・保存を行うことで、電子帳簿保存法上の重加算税の加重措置の特例や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けることが可能とされた。そのため、引き続き、JP PINTの安定的な管理を実現するとともに、ユーザーの声や事業者のグッドプラクティスなどの情報発信を積極的に行い、デジタルインボイスの利用の定着を図る。

・国税関係手続のデジタル化の推進（重点政策一覧 61 ページ）

（以下、抜粋）

税務に関する手続の一連の流れについて、納税者目線で業務・システムを一体で見直し、UI/UX の改善により納税者の利便性の向上を図る。

具体的には、国税庁ホームページや e-Tax、確定申告書等作成コーナー等の機能を整理した上で、現在開発中の新たな基幹システムの本格導入以降に、確定申告書等作成コーナーの一時データ等のクラウド保存や操作手順の見直し等により、納税者が円滑に手続を完了できる環境を整備する。

このほか、納税者の利便性の向上や現金管理に伴う社会全体のコスト削減等の観点から、キャッシュレス納付の更なる普及を図るとともに、デジタルコンテンツを充実させ、税務署窓口・電話相談からデジタルへつながる施策を実施し、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現を目指す。

・国税情報システムに係るプロジェクトの推進（重点政策一覧 109 ページ）

（以下、抜粋）

「国税総合管理システム」（KSK システム）については、2026 年度に次世代システムの導入を目指し、その開発を進めているところ。

次世代システムは、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、①紙からデータ、②縦割りシステムの解消、③メインフレームからの脱却をコンセプトとしており、システム改修や機器運用等の経費の低減、AI 等の最新技術の導入やデータ活用を容易にすることを目指す。

また、次世代システムへの円滑な移行に向けて、現行システムとあわせ、税制改正に対応するための開発範囲や内容の精査、テストやデータ移行など、計画的に作業を実施していく。

・国税地方税連携の推進（重点政策一覧 109 ページ）

（以下、抜粋）

国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書・法定調書等の情報について、連携の対象となる情報の拡大を図ることで両当局間における照会・回答や閲覧事務を始めとした課税・徴収事務について一層の効率化に取り組んできたところ。

2026 年度に予定している国税情報システム及び地方税ポータルシステムの刷新・改修や地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に係る取組の進捗状況を踏まえつつ、費用対効果を考慮した上で、2026 年度から 2027 年度までに順次連携の対象となる情報の更なる範囲拡大及び国税・地方税当局間での照会・回答業務のデジタル化を目指す。

これらの取組により、国税・地方税当局間における書面による照会・回答事務や対面による閲覧事務を省略化し、国税・地方税当局双方の更なる事務の効率化を図る。

■ 公開場所（デジタル庁ホームページ）

「ホーム」＞「政策」＞「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

（資料２）

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

－税務行政の将来像　２０２３－

令和５年６月２３日

国税庁

はじめに

近年、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっています。

税務においてデジタルの活用が広まることは、税務手続の簡便化だけではなく、単純誤りの防止による正確性の向上や業務の効率化による生産性の向上等にもつながることが期待されます。また国税当局側も、事務処理コストの削減や効率化、得られたデータの活用等を通じて、更なる課税・徴収事務の効率化・高度化を進められるものと考えています。

今後、アフターコロナの時代に移る中でも、こうした意義のある税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）を更に前に進めていくため、今般、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2.0－」（令和３年６月公表）(※) を改定しました。今後は以下のとおり、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた３つの柱に基づいて、施策を進めていきます。

① **納税者の利便性の向上**

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。

② **課税・徴収事務の効率化・高度化等**

業務に当たってデータを積極的に活用します。地方公共団体等、他の機関への照会等もデジタル化を進めます。

③ **事業者のデジタル化促進**

事業者の業務のデジタル化を促す施策も実施します。これによって、経済取引のデジタル化につながることで、事業者が日ごろ行う事務処理の一貫したデジタル処理を可能とし、生産性の向上等を図ります。

今後取組を進めていく中では、特にデータの分析の場面などにおいて納税情報を含む守秘性の高いデータを取り扱うことから、納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保には万全を期してまいります。

また、電話相談等のデジタル手続を補完するツールについても、使い勝手の改善を図ること等を通じて、デジタルに不慣れな方を含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指します。

経済社会や技術環境が目まぐるしく変化する中、国税庁が「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を的確に果たして国民の負託に引き続き応えていくためには、その時代時代に応じた税務行政のあるべき姿（グランドデザイン）を描き、その実現に向けて着実・迅速に取組を進めていくことが重要となります。税務行政のＤＸを推進することを通じて、国民にとって利便性が高く、かつ適正・公平な社会の実現に努めてまいります。また、税務行政のＤＸと併せて、事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のＤＸを推進してまいります。

国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加えて「社会全体のＤＸ推進」の観点からも社会に貢献してまいります。

※　この文書では、国税庁が目指すべき姿や基本的な方向性のほか、納税者に直接影響がある施策や特に重要な施策等について例示的に示しています。

目次

Ⅰ　目指す姿と取組の方向性

Ⅱ　納税者の利便性の向上　＜“納税者目線”の徹底＞
　①　カスタマージャーニーマップの一例（給与所得者）
　②　申告（納付・還付）、年末調整の簡便化
　③　申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認
　④　検索性向上／相談の高度化

Ⅲ　課税・徴収事務の効率化・高度化等　＜“データの活用”の徹底＞
　①　ＡＩ・データ分析の活用、オンラインツール等の活用
　②　関係機関への照会等のデジタル化

　（参考）税務データの学術研究目的活用

Ⅳ　事業者のデジタル化促進

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション　－税務行政の将来像　２０２３－

◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。

◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のＤＸを推進します。

➡ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のＤＸ推進」の観点からも社会に貢献します。

税務行政の将来像

税務手続のあるべき姿の実現

- 日常使い慣れたデジタルツールから簡便に手続できる環境構築
- あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会

納税者の利便性の向上
＜“納税者目線”の徹底＞

- 申告（納付・還付）、年末調整の簡便化
- 申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認
- 検索性向上／相談の高度化

課税・徴収事務の効率化・高度化
＜“データの活用”の徹底＞

- 課税・徴収の効率化・高度化（ＡＩ・データ分析の活用）（オンラインツール等の活用）
- 関係機関への照会等のデジタル化
- 税務データの学術研究目的活用
  ※「課税・徴収事務」以外の税務データ活用

組織としてのパフォーマンスを最大化

- 特に必要性の高い分野や悪質な事案等に重点化
- 租税回避
- 富裕層の適正課税
- 消費税の適正課税
- 大口・悪質事案

事業者のデジタル化促進

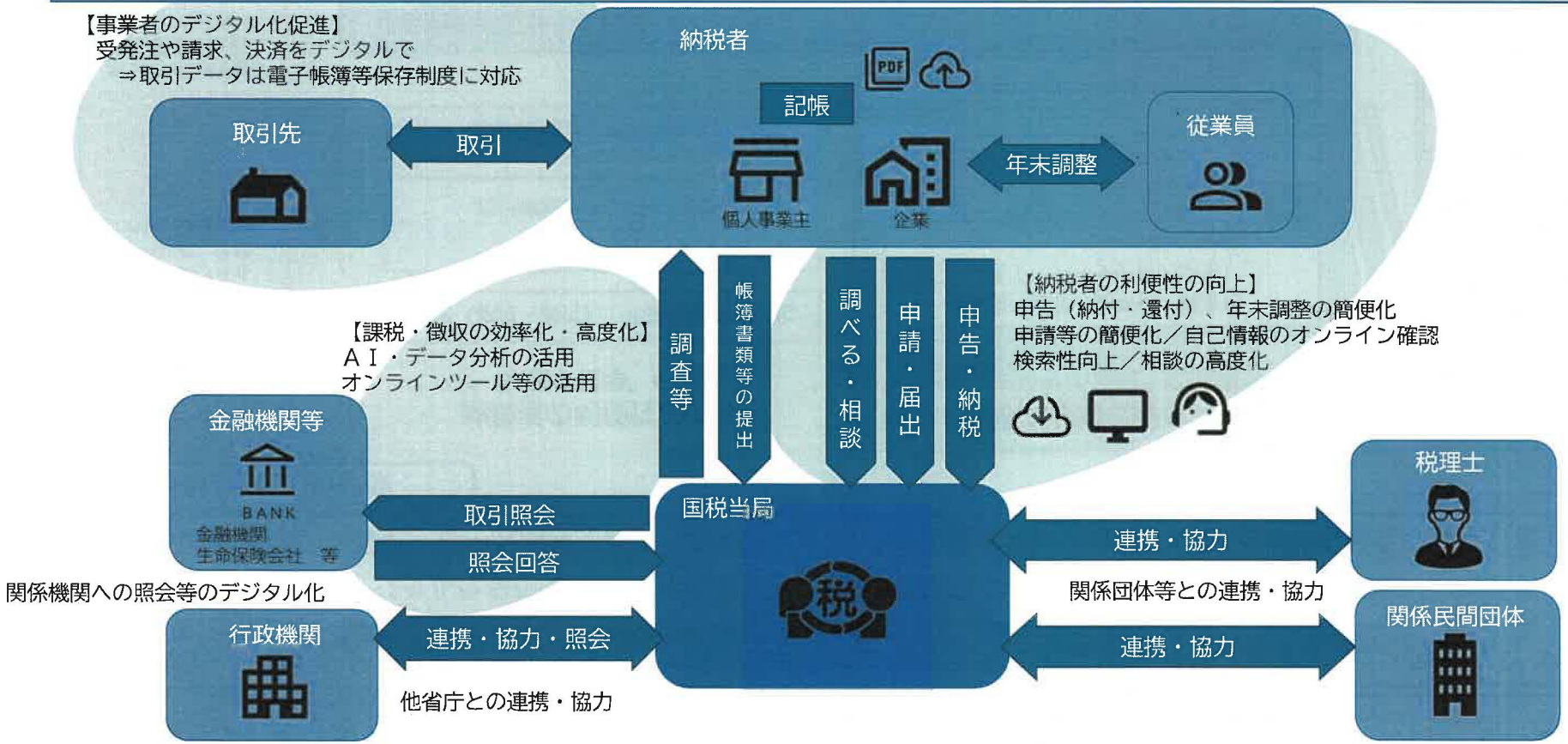
- デジタル関係施策の周知・広報
- 他省庁との連携・協力
- 関係団体等との連携・協力

「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のＤＸ推進」の観点からも社会に貢献

＊　納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
＊　デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
＊　将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

税務行政に関わる各プレイヤーの役割（イメージ）

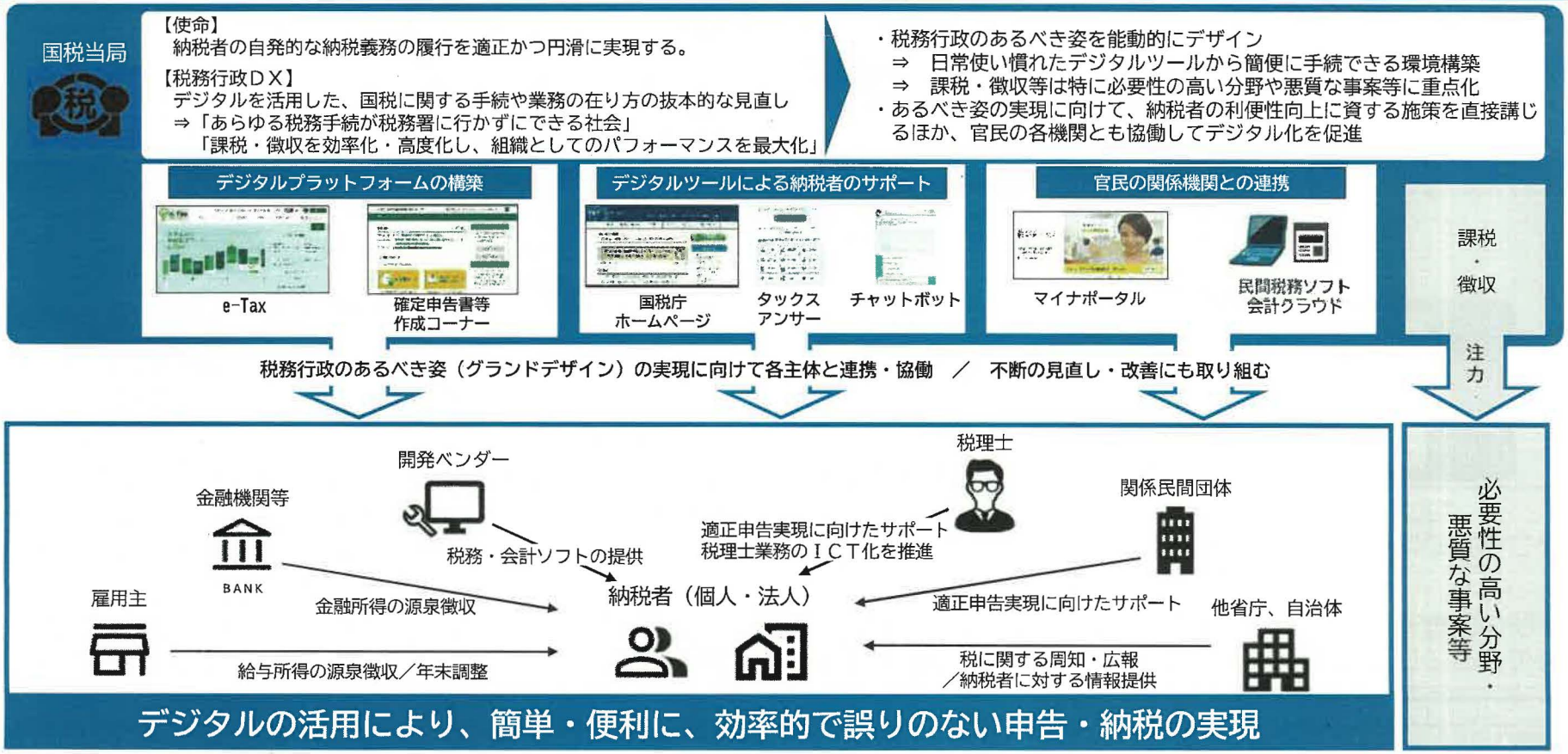
- ◆ 税務行政は、実に多様な関係者が関わることで成り立っています。
- ◆ これらの関係を踏まえた上で、一部分だけでなく、全体を俯瞰し全体最適を実現する観点からＤＸを推進することが重要です。



税務行政のＤＸ推進における国税当局の役割（イメージ）

◆　税務行政のあるべき姿（日常使い慣れたデジタルツールから簡便に手続できる環境構築／課税・徴収等は特に必要性の高い分野や悪質な事案等に重点化）の実現に向けて、税務行政のＤＸを推進します。

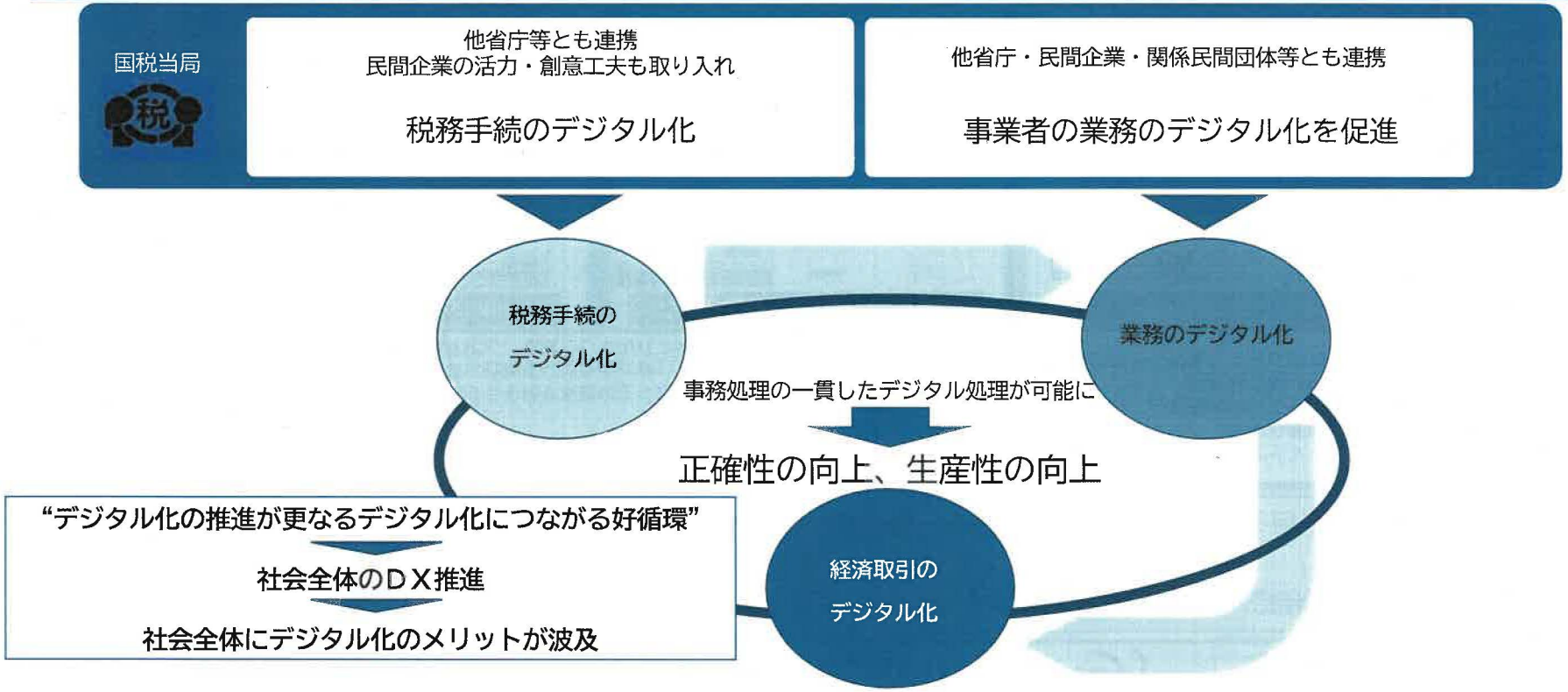
◆　デジタルの活用により、簡単・便利に、効率的で誤りのない申告・納税を実現できる環境を目指します。



税務を起点とした社会全体のＤＸの推進（イメージ）

◆　税務手続のデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化を併せて促進することにより、経済取引のデジタル化につなげていきます。これにより、事業者が日ごろ行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、生産性の向上等といった効果も期待されます。

◆　他の事業者のデジタル化も促され、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”が生み出されることを通じて、社会全体のＤＸ推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。



「税務行政の将来像」　基本的な指針

「税務行政の将来像」に基づき施策を推進するに当たっては、以下を基本的な指針として取り組みます。

1　納税者目線の徹底

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じることで、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる」社会を目指します。

2　あらゆる納税者を想定した施策の推進

電話相談等のデジタル手続を補完するツールについても、使い勝手の改善を図ること等を通じて、デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して、効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指します。

3　データの活用の徹底

データの活用により事務の効率化・高度化を図り、組織としてのパフォーマンスを最大化することを目指します。

4　業務改革（ＢＰＲ）の徹底

既存の制度や業務を前提にそのデジタル化を図るのではなく、業務の在り方そのものや職員の働き方を不断に見直すことで、デジタルの利点を最大限生かした業務改革（ＢＰＲ）に取り組みます。

5　納税者情報の取扱い・情報セキュリティの確保

特にデータの分析の場面などにおいて納税情報を含む守秘性の高いデータを取り扱うことから、納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保には万全を期します。

納税者の利便性の向上　＜“納税者目線”の徹底＞　取組概要

◆　普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。

◆　そのためのアプローチとして、実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なＵＩ/ＵＸの改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討していきます。

◆　具体的な施策としては、以下のとおり、「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現に向けた自動入力項目の拡大等の申告や申請等手続の簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等に取り組みます。

申告（納付・還付）、年末調整の簡便化

- 給与情報等の自動入力（申告手続の簡便化）
  →申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」）の実現
- e-TaxのＵＩ/ＵＸ改善
  →各種e-Taxソフトの統合による導線の整理
- キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付
- 年末調整手続の簡便化

申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認

- e-Taxの「マイページ」の充実
- 納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付自動化

検索性向上／相談の高度化

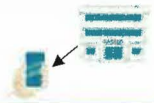
- オンライン相談の充実
  →チャットボットの充実、ホームページの検索性向上
- 電話相談の高度化・利便性向上
- ＳＮＳ（国税庁公式ＬＩＮＥ）を利用した情報の配信

カスタマージャーニーの具体化（給与所得者の例）

実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なＵＩ/ＵＸの改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することにより、現状の問題点を可視化します。

※　本ページは、一つの例として、給与所得者をペルソナとしたカスタマージャーニーマップを掲げています。

給与所得者（35歳会社員）の申告手続　ToBe（将来像）将来イメージ

フェーズ	きっかけ	調べる		申告準備		マイナポータル連携	申告書の作成	調べる	申告書の提出
所要時間（合計1時間）	5分	15分		15分		10分	15分		
ツール	スマートフォン								
コンテンツ	ＬＩＮＥ	国税庁ＨＰ・e-TaxＨＰ				マイナポータル	確定申告書等作成コーナー・e-Tax チャットボット		
改善策	プッシュ型の情報配信	国税庁ＨＰ等のＵＩ／ＵＸの改善			オンライン手続への案内	日本版記入済み申告書の実現		チャットボットのＵＩ／ＵＸの改善	完全e-Tax申告
	個々の納税者の状況に応じたプッシュ型の情報配信を行う。	国税庁ＨＰ等の類似の内容のページを整理する。	国税庁ＨＰ等のＵＩ／ＵＸを改善する。	手続に必要な書類をイメージしやすくなるよう説明の見直しを行う。	オンラインによる手続の案内を適切に行う。	マイナポータル連携の対象を拡大する。 事前設定が簡単かつ、短時間で完了するよう改善する。	作成コーナーのＵＩ／ＵＸを改善する。	コンテンツ間のシームレスな連携を行う。 納税者の質問に正確に回答できるようチャットボットを改善する。	作成から送信までの流れの中で、必要な書類を全てデータで提出できるように改善する。
納税者の行動									
	国税庁から住宅ローン控除の情報を受信	知りたい情報のページへアクセス	ページを見て、必要な手続を理解	必要な書類をイメージした上で用意	案内に沿って作成コーナーへアクセス	マイナポータル連携の事前設定が完了	作成コーナーで申告書を作成	不明な点は、チャットボットに質問	申告書と必要な書類をe-Tax送信
納税者の感情	住宅ローン控除に関する情報が届いたぞ。	知りたい情報にスムーズにアクセスできたな。	ページの内容が分かりやすいな。	必要な書類をイメージすることができるから探しやすい。	スムーズに作成コーナーへアクセスできて簡単だ。	事前設定も簡単だし、給与の情報も自動入力されて便利だ。	説明も分かりやすいし、スムーズに進められるな。	不明な点はチャットボットで解決できて便利だ。	作成から提出までスマートフォンで完結できて便利だ。

給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

◆　申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指します。

◆　令和６年以降順次、給与情報についても自動入力を実現します。

1　将来イメージ

① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
② 「自動で計算」を選択



個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
（振替納税を利用すれば納付も自動に）

2　現状



自動入力の対象

（対応済み）	ふるさと納税	生命保険 / 地震保険
	株式の特定口座	住宅ローン控除関係
（R5.1～）	医療費	国民年金保険料
	公的年金等の源泉徴収票	
（R6.1～予定）	iDeCo	小規模企業共済等掛金
（R6.2～予定）	給与所得の源泉徴収票	

3　給与情報の自動入力の実現



（※）令和９年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国（国税当局）に連携される（令和５年度税制改正）

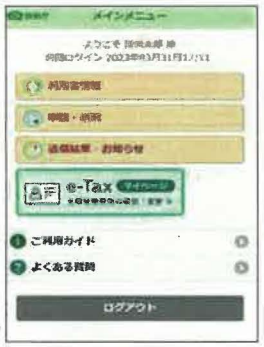
e-TaxのＵＩ/ＵＸ改善

e-Taxに関するソフト等の増加に伴い複雑化した導線を簡素化するため、「受付システム」、「e-Taxソフト（WEB版）」及び「e-Taxソフト（SP版）」などのソフトを統合し、利用者目線に立った導線に整理するとともに、スマートフォン・タブレット、パソコンのどちらからも利用可能とするようＵＩ・ＵＸの改善を行います。
【令和６年以降順次】

【現状】

スマートフォン・タブレット

パソコン



e-Taxソフト（SP版）



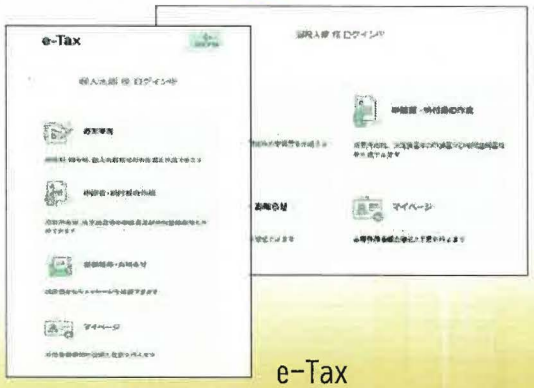
受付システム



e-Taxソフト（WEB版）

【見直しの方向性】

スマートフォン・タブレット・パソコン



e-Tax

キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付

◆ キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。
◆ 令和４年分の還付申告及び更正の請求から、公金受取口座を還付金の振込先として利用可能になりました。

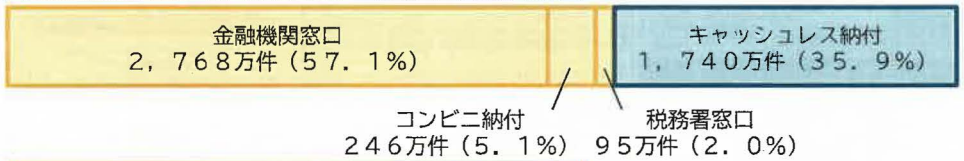
1 納付

キャッシュレス納付の推進

⇒　目標：令和７年度までにキャッシュレス納付割合４割

※　将来的には、申告手続のオンライン利用率と同程度の割合を目指す

国税の納付件数（手段別内訳：令和４年度速報値）



キャッシュレス納付の多様化に向けた取組

- 振替納税：昭和40年７月～
- インターネットバンキング等：平成16年６月～
- ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）　：平成21年９月～
- クレジットカード納付：平成29年１月～
- スマホアプリ納付：令和４年12月～

ダイレクト納付が更に便利になります！

- 令和５年度税制改正により、「ダイレクト納付の利便性の向上」について措置されました。
- 令和６年４月１日以降、 e-Taxで電子申告を行う際に、納税についてダイレクト納付で行う意思表示を行うことで、改めて納付指図等を行うことなく、法定納期限(※)に自動で口座引落しを行えるようになります。
  ※　法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌日

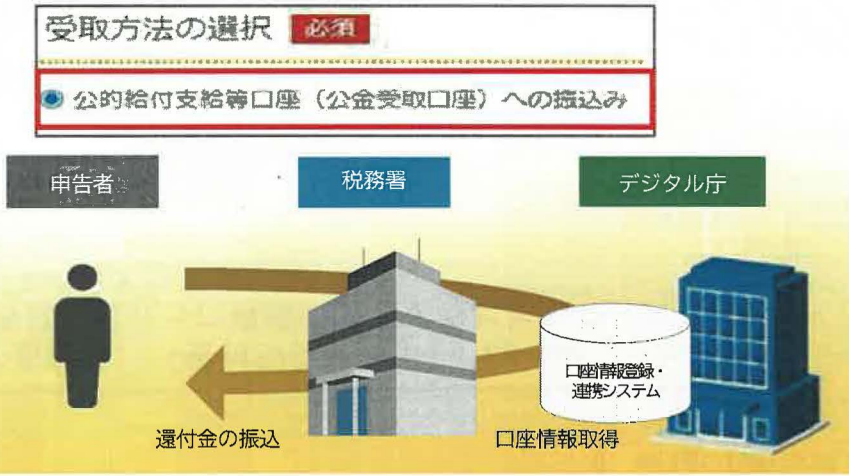
2 還付

公金受取口座の利用により口座情報の入力が不要に

【確定申告における公金受取口座の利用イメージ】

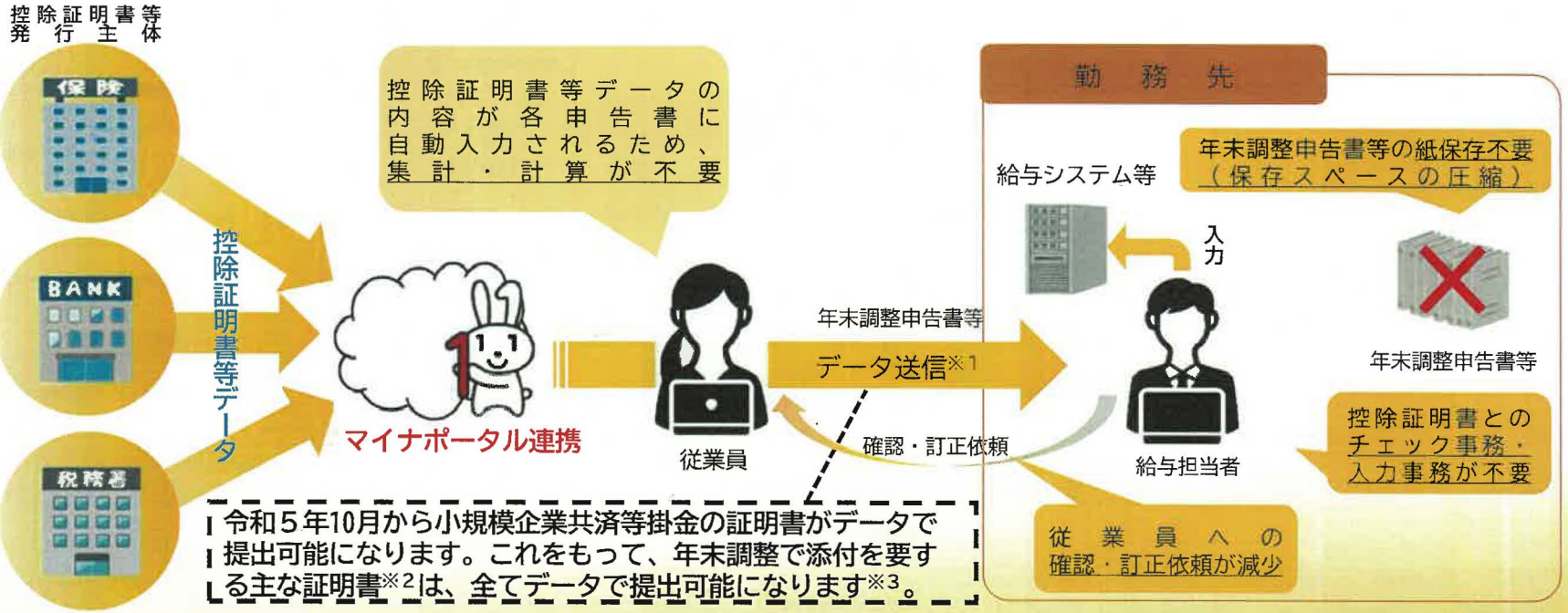
- 「公的給付支給等口座（公金受取口座）への振込み」を選択（または「○」を記載）するだけでＯＫ
- 預金口座情報の記載・入力は不要

（確定申告書等作成コーナー）



年末調整手続の簡便化

- ◆ 企業・従業員双方の事務コストを軽減するため、年末調整手続のデジタル化を推進しています。
- ◆ デジタル化で、従業員の方は保険料等の控除額の計算が、企業は各控除額の確認やシステム入力が不要になります。
- ◆ また、従業員の方は、控除に関するデータをマイナポータルから一括でダウンロード・活用することが可能です。



※1　年調ソフト（国税庁が無償で提供するソフトウエア）等、マイナポータル連携に対応するソフトウエアが必要
※2　主な証明書：生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金及び国民年金基金に係る社会保険料控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、住宅借入金等特別控除証明書、年末残高等証明書
※3　証明書を発行する各保険会社・機関が電子発行に対応していることが前提

e-Taxの「マイページ」の充実

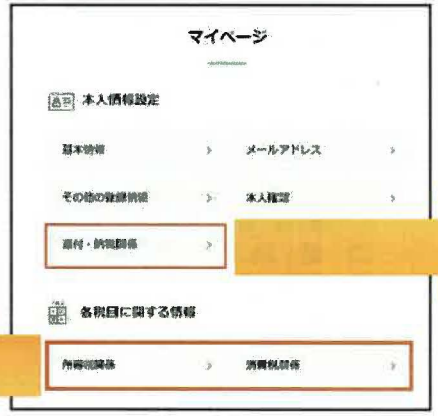
◆　令和５年１月から、個人の方向けに、e-Taxのアカウント画面において、ご自身の基本情報、還付金等の処理状況や各税目に関する情報（各種届出の提出状況など）の確認や、一定の申請を簡易に行うことができるページ（マイページ）の提供を開始しました。

◆　令和５年９月から法人の方向けにもe-Taxのマイページを提供するとともに、表示する情報や税務代理人への利用の拡大など機能の充実を目指します。

所得税関係情報・消費税関係情報



マイページ



還付・納税関係



マイページでできること（例）

〔基本情報等の確認〕
- 氏名、納税地等
- 納税・還付用口座
- 所得税の青色申告の承認の有無
- 予定納税額
- 消費税中間納付税額
- ＮＩＳＡ口座の開設状況

〔還付金等処理状況の確認〕
- 還付金の処理状況
- 振替納税の結果

〔届出の提出状況の確認〕
- 電帳法に基づく承認申請

〔簡易申請〕
- 所得税の青色申告承認申請
- 消費税簡易課税制度選択届出書
- 消費税課税事業者選択届出書
- 消費税課税期間特例選択届出書

⇒　引き続き機能の充実を目指す

納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付自動化

◆　令和４年９月から、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末で、電子納税証明書（ＰＤＦ）の請求から取得まででできるようになりました。

◆　電子納税証明書のオンラインによる請求・取得を、より一層推進していきます。

◆　また、納税情報の添付自動化（納税証明書の添付を要する申請手続に関して、その手続をオンラインで行う際、納税証明書に代えて、手数料不要で「納税情報」を自動で取得し、申請先に提出することができる仕組み）の活用が見込まれる省庁や関係機関に対し、参加に向けた働きかけを行ってまいります。

1　電子納税証明書（ＰＤＦ）はスマートフォンで完結



2　申請者が納税情報を自動で添付できる仕組みを運用開始！



〔利用可能な申請システム〕
・調達ポータル【物品・役務に係る競争入札参加資格申請等】（デジタル庁）
　サービス開始：令和５年１月～
・建設業許可・経営事項審査電子申請システム（国土交通省）
　サービス開始：令和５年１月～
※　申請システムを所管する省庁に対し、更なる利用拡大に向けた働きかけを行ってまいります。

オンライン相談の充実

◆　24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット」を国税庁ホームページに導入しており、これまでに、「所得税の確定申告」、「年末調整」に加えて、令和４年５月からインボイス制度、令和５年１月からは消費税の申告についても相談を開始しました。引き続き、その拡充及び精度向上にも努めてまいります。

◆　国税庁ホームページについては、調べたい情報がより簡単に見つかるよう検索性の向上などに取り組んでいますが、今後は導線の再整理など、より抜本的な見直しに取り組みます。

1　チャットボットによる相談

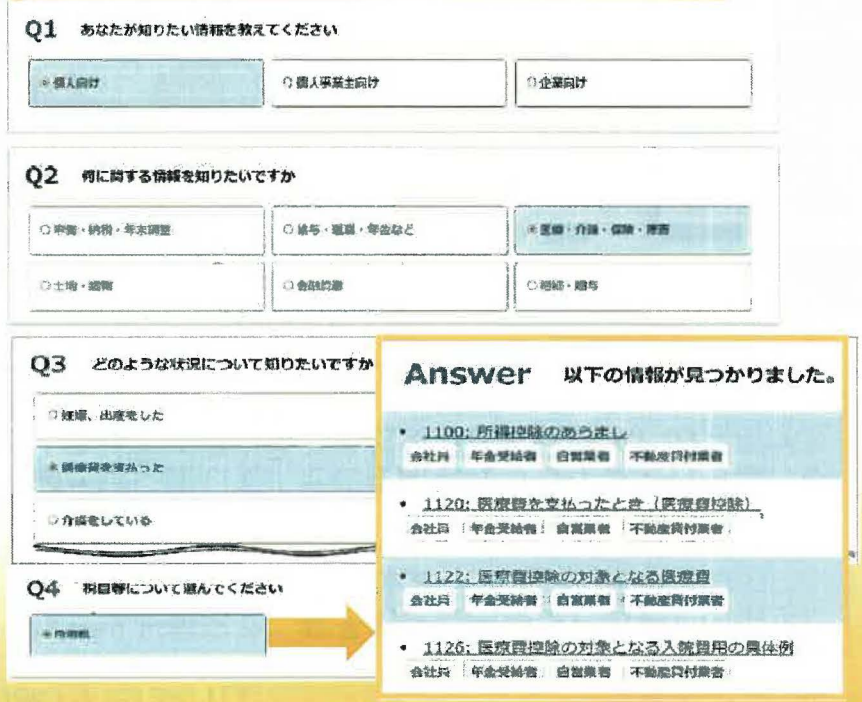


2　チャットボットへの質問件数

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
所得税確定申告	40万件	434万件	634万件	578万件
年末調整	25万件	49万件	56万件	－
消費税確定申告	－	－	－	8万件
インボイス制度	－	－	19万件	20万件

（注）「令和５年」は、５月31日現在の件数を示す。
「年末調整」の集計期間については、以下のとおり。
（令和２年～令和３年）10月から12月で集計　（令和４年）10月から翌年１月で集計

3　タックスアンサー～自分に合った条件から探す～



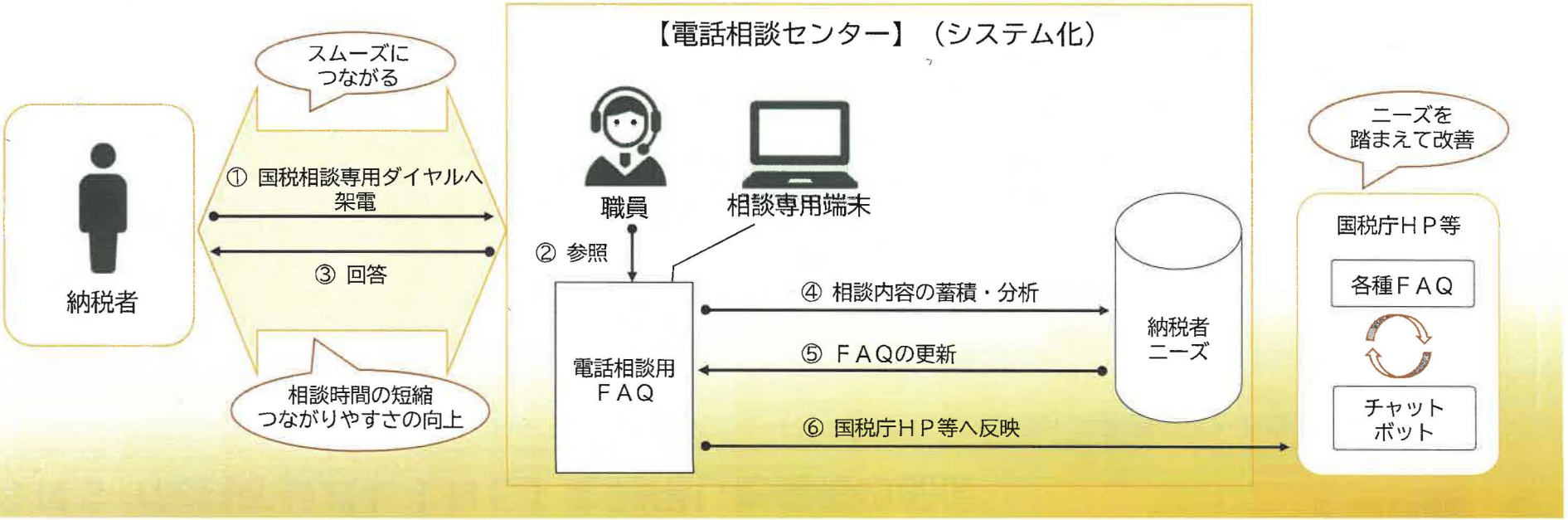
電話相談の高度化・利便性向上

◆　「国税相談専用ダイヤル」（全国一律の電話番号）を導入し、電話相談センターへスムーズに電話がつながるように改善します。

◆　電話相談センター職員が使用する相談専用端末の導入により、端末上のＦＡＱ等の参照を通じて納税者をお待たせすることなくスムーズに回答できるように改善するとともに、電話のつながりやすさの向上にも努めます。

◆　さらには、システム化に伴い電話相談内容の蓄積や分析を可能とすることで、その情報を国税庁ホームページ内の各種ＦＡＱやチャットボットの充実にも活用するなど、納税者ニーズを踏まえた改善にも取り組みます。

利便性向上のイメージ



ＳＮＳ（国税庁公式ＬＩＮＥ）を利用した情報の配信

◆　令和５年度中に、国税庁公式ＬＩＮＥアカウントのメニューを多様化し、オンライン手続のゲートウェイ（入口）として活用します。

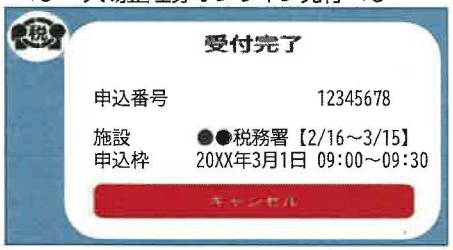
◆　また、ＬＩＮＥのメッセージ機能を利用して、利用者のニーズに合わせた情報配信（セグメント配信）を行います。

※　個々の納税者の状況に応じたプッシュ型の情報配信についても、今後検討を行います。

① 現状のサービス

※　国税庁公式ＬＩＮＥアカウント　友だち登録者数　約408万人（令和５年５月末時点）

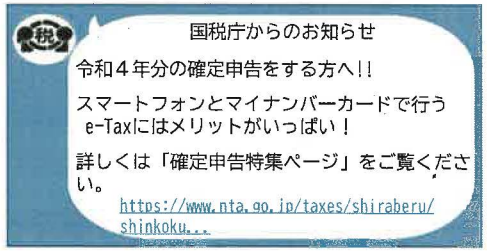
確定申告会場への
～　入場整理券オンライン発行　～



～ 現状のメニュー(確定申告関係のみ) ～



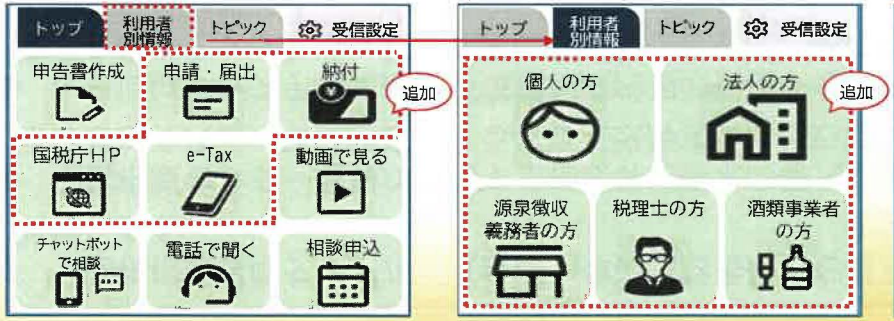
～ 友だち登録者全員への情報配信 ～



② 更なる活用策

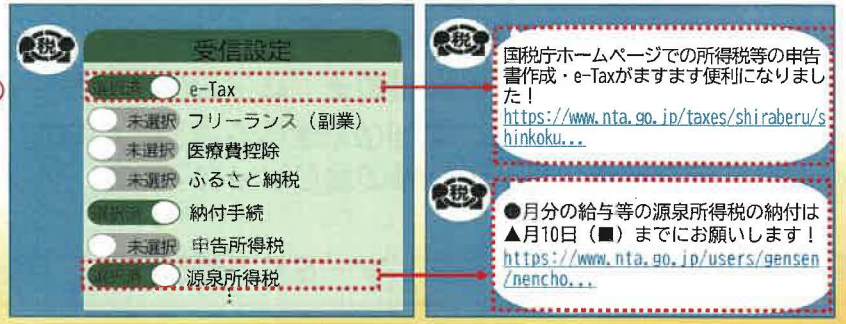
【イメージ】

～ メニューの多様化 ～



※　メニューをタップすると、国税庁ＨＰ等の各種画面に遷移し、スムーズにオンライン手続への移行が可能となる。

～ 利用者ニーズに合わせた情報配信（セグメント配信） ～



※　国税庁公式ＬＩＮＥアカウントから、利用者が事前に受信設定したカテゴリの情報を適時に配信する。

課税・徴収事務の効率化・高度化等　＜“データの活用”の徹底＞　取組概要

◆　データは、智恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられています。税務行政においても、データを活用して（データの活用を前提として）事務を効率化・高度化しつつ、ＢＰＲにも取り組んでいくことが重要であると考えています。

◆　このため、課税や徴収の場面も含めて、業務に当たってはデータを積極的に活用するほか、オンラインツールについても積極的に活用します。地方公共団体や金融機関等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大していきます。

◆　なお、データの活用という観点では、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めています。

ＡＩ・データ分析の活用

- 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定
- 滞納者ごとに接触できる可能性の高い接触方法の予測、架電履歴等を分析した応答予測

オンラインツール等の活用

- 税務調査におけるWeb会議システムの活用（リモート調査）
- e-Taxやオンラインストレージサービスを利用した帳簿書類のデータによる受け渡し

関係機関への照会等のデジタル化

- 国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大
- 金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の拡大
- 外国税務当局との情報交換により得られるデータの活用、連携・協調の拡大・強化

税務データの学術研究目的活用

- 税務大学校との共同研究
- 匿名データの提供
- 会社標本調査の充実

ＡＩ・データ分析の活用

ＡＩも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。

① 申告漏れの可能性が高い納税者の判定

収集した様々なデータを、ＢＡツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。



※　ＢＡ（Business Analytics）ツール…蓄積された大量データから統計分析・機械学習等の高度な分析手法を用いて、法則性を発見し、将来の予測を行うツール

② 滞納者への最適な接触方法等の予測

ＢＡツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触事績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話催告、臨場催告、文書催告）を予測し、効率的な滞納整理を実施します。

集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（ＡＩコールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図ります。



オンラインツール等の活用

◆　税務調査に当たっては、Web会議システムを用いたリモート調査や、e-Taxやオンラインストレージサービスを利用した帳簿書類（データ）のやり取りなど、オンラインツールを積極的に活用してまいります。

◆　令和４年10月から、一部の大規模法人を対象に、国税庁の機器・通信環境を利用したリモート調査を試行的に実施しています。

◆　また、税務調査や滞納整理の際に、調査・徴収事務担当職員から求められた書類（調査関係書類）を提出する場合、e-Taxによる提出も可能となりました（ＰＤＦ：令和４年１月、ＣＳＶ：令和５年１月より提出可能）。

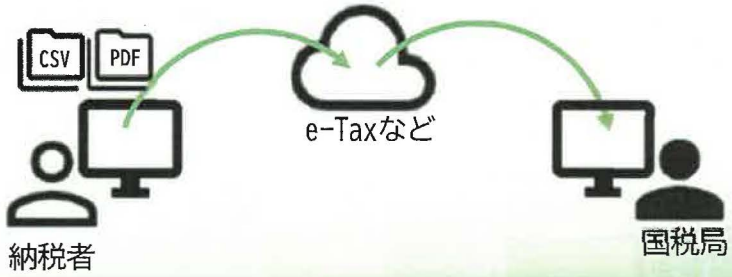
① リモート調査

オンラインで概況聴取（質問・回答）等のヒアリングを実施



② データの受け渡し

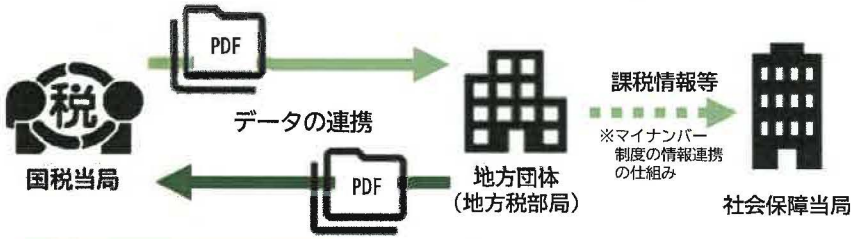
e-Taxやオンラインストレージサービスを利用してデータの受け渡し



関係機関への照会等のデジタル化

◆　国税と地方団体との間で行う相互の情報提供について、データにより連携する対象範囲を拡大すべく検討を進めます。
◆　税務調査や滞納整理に際して金融機関等に行う預貯金等情報の照会について、オンライン照会の対象となる金融機関等を拡大すべく、利用勧奨に取り組みます。

① 国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大



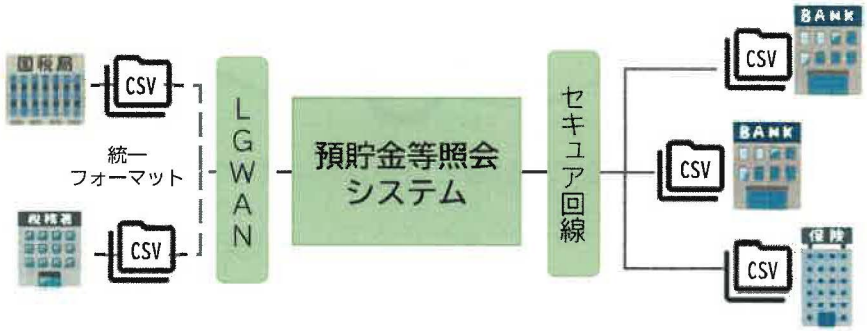
連携対象データ（現状）

（国→地方）
- ○　所得税確定申告書　　○　一部の法定調書　　○　源泉徴収義務者情報
- ○　法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出
- ○　法人税申告時に提出された財務諸表／法人税情報（法人名簿情報・申告決議情報等）

（地方→国）
- ○　扶養是正情報等
- ○　地方団体で受理した所得税確定申告書の情報

（国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大）
データによる連携の更なる拡大や
国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。

② 金融機関等に対する預貯金等照会のオンライン照会の拡大



（対象の金融機関等の拡大）
金融機関等に対して、オンライン照会サービスの利用勧奨を実施。
証券会社や生命保険会社等に対しても、オンラインによる照会の枠組みを広げるべく利用を勧奨。

【対象の金融機関数】



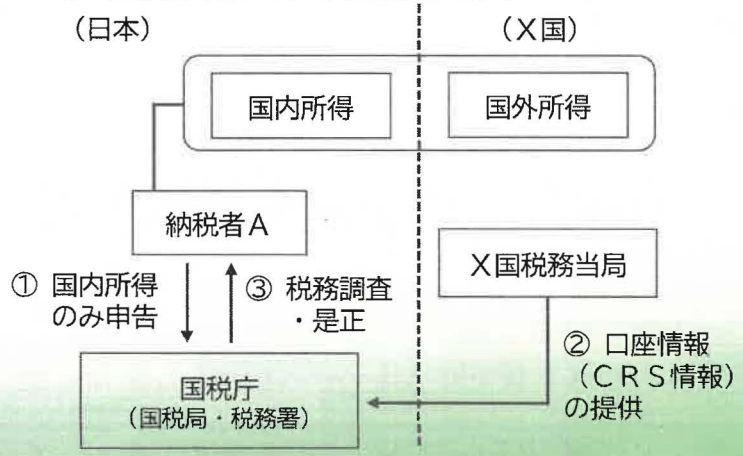
外国税務当局との情報交換により得られるデータの活用

外国税務当局との情報交換により得られるデータ（例：共通報告基準（ＣＲＳ：Common Reporting Standard）に基づく非居住者の金融口座情報）の積極的な活用を図るほか、外国税務当局との連携・協調を拡大・強化することで、更なる充実を図っていきます。

（外国税務当局との連携・協調による課税・徴収の事例）

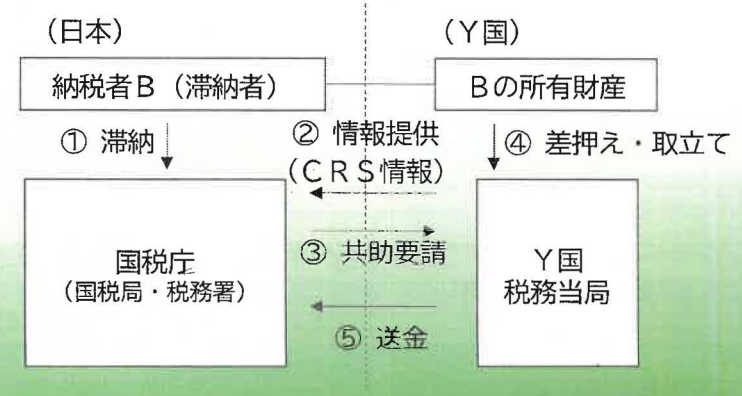
1 国外投資から生じた所得の申告漏れの把握

① 納税者Ａは、国外への投資から生じた所得がＸ国にあるにもかかわらず、日本では国内所得のみ申告。
② Ｘ国税務当局から国税庁(日本)に納税者Ａの口座情報(ＣＲＳ情報)を提供。
③ 税務調査により、申告漏れを是正。



2 徴収共助による滞納国税の徴収

① 納税者Ｂは、国税を滞納しているが、国内には十分な財産を保有していない。
② 国税庁は、Ｙ国税務当局からの情報提供（ＣＲＳ情報）により、Ｂがｙ国に財産を保有していることを把握。
③ 国税庁からＹ国税務当局に共助要請。
④ Ｙ国税務当局はＹ国内の財産を差押え・取立て。
⑤ 日本への送金により、滞納国税を徴収。



税務データの学術研究目的活用

学術研究を通じて税財政政策等の改善・充実に資する観点等から、学術研究者等を対象とした国税庁が保有する税務データを活用した共同研究の実施や標本抽出・匿名加工したデータの提供、また、会社標本調査におけるデータの充実（決算書の勘定科目ごとの金額の提供等）に向けた検討を進めています。

税務データ

氏名等削除

標本抽出
匿名加工

統計作成

① 税務大学校との共同研究



研究用データ
個票形式

- **令和４年４月より研究開始**
- **４件の研究プロジェクトを進行中**

※公募により、税務大学校の任期付き職員（国家公務員）に任用され、国家公務員法等の守秘義務が課される。
※利用に当たっては、税務大学校の施設内に限定。

② 匿名データの提供



研究用匿名データ
個票形式

- **データ提供に向けて検討中**

※データ提供に当たっては、一定の要件を満たすことを条件に、利用者の申出によりデータが提供可能となるように検討中。

③ 会社標本調査の充実



統計データ
表形式

- **勘定科目データを表章項目に追加**
- **従業員規模別の階級区分を追加**
- **一部調査項目の全数調査化**

事業者のデジタル化促進　取組概要

◆　事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています（※）。

◆　事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されます。

◆　このため、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいきます。

◆　経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、事業者の正確性向上等を実現するとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”を生み出すことで、社会全体のＤＸ推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。

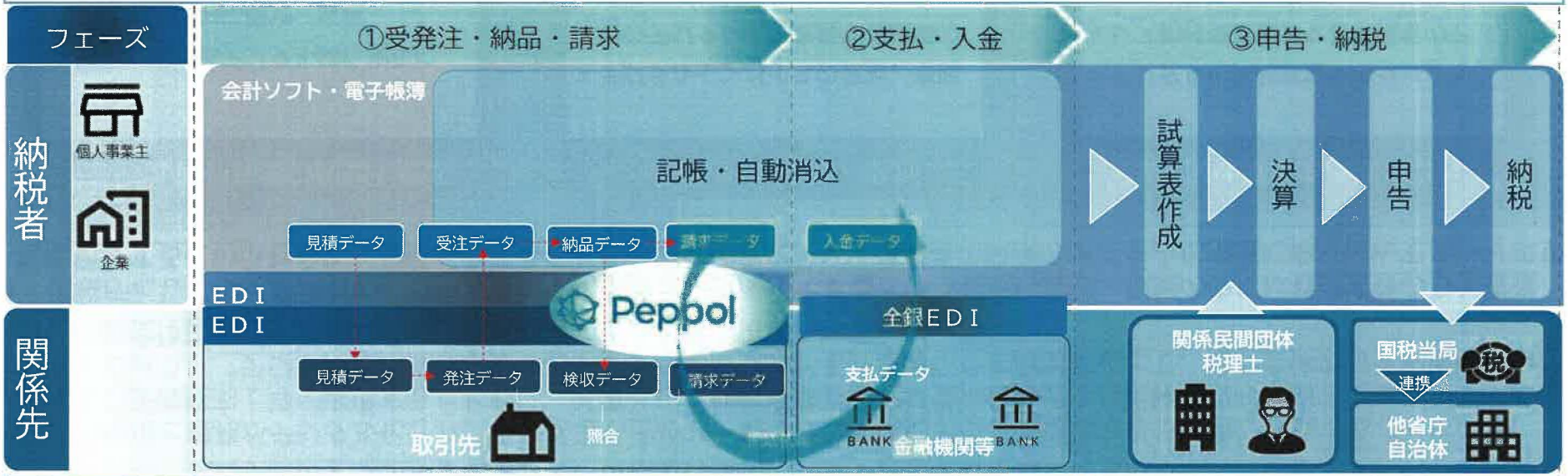
◆　国税庁としては、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、取組の先には社会全体のＤＸ推進にも貢献するという社会的な意義が存することも念頭に置きながら、事業者の業務のデジタル化推進に取り組んでまいります。

デジタル関係施策の周知・広報	他省庁との連携・協力	関係団体等との連携・協力
➢ 国税に関するデジタル関係施策について網羅的に周知・広報	➢ デジタルインボイスの普及、事業者のデジタル化を支援する施策の広報	➢ デジタル化共同宣言やキャッシュレス納付推進宣言など事業者のデジタル化機運の醸成

※「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和５年６月９日閣議決定）（抄）第３-２ 各分野における基本的な施策　４．産業のデジタル化　(3)　中小企業のデジタル化の支援
「ＩＴ導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、複数社で連携した取組や、人手不足への対応も含む労働生産性の向上を目的とする業務効率化やＤＸに向けて行うＩＴツールの導入を支援する。」

事業者の業務のデジタル化（概念図）

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といったメリットを享受できるものと考えられます。



各フェーズの施策	・デジタルインボイス（インボイス制度）	・e-Tax（自宅からのe-Tax・完全e-Tax） ・マイナポータル連携（給与の源泉徴収票含む） ・クラウドサービス等を利用した法定調書の提出 ・キャッシュレス納付・納税情報の添付自動化 ・公金受取口座の登録・利用 ・国・地方のデータ連携
	【共通】電子帳簿保存法、ＩＴ導入補助金	

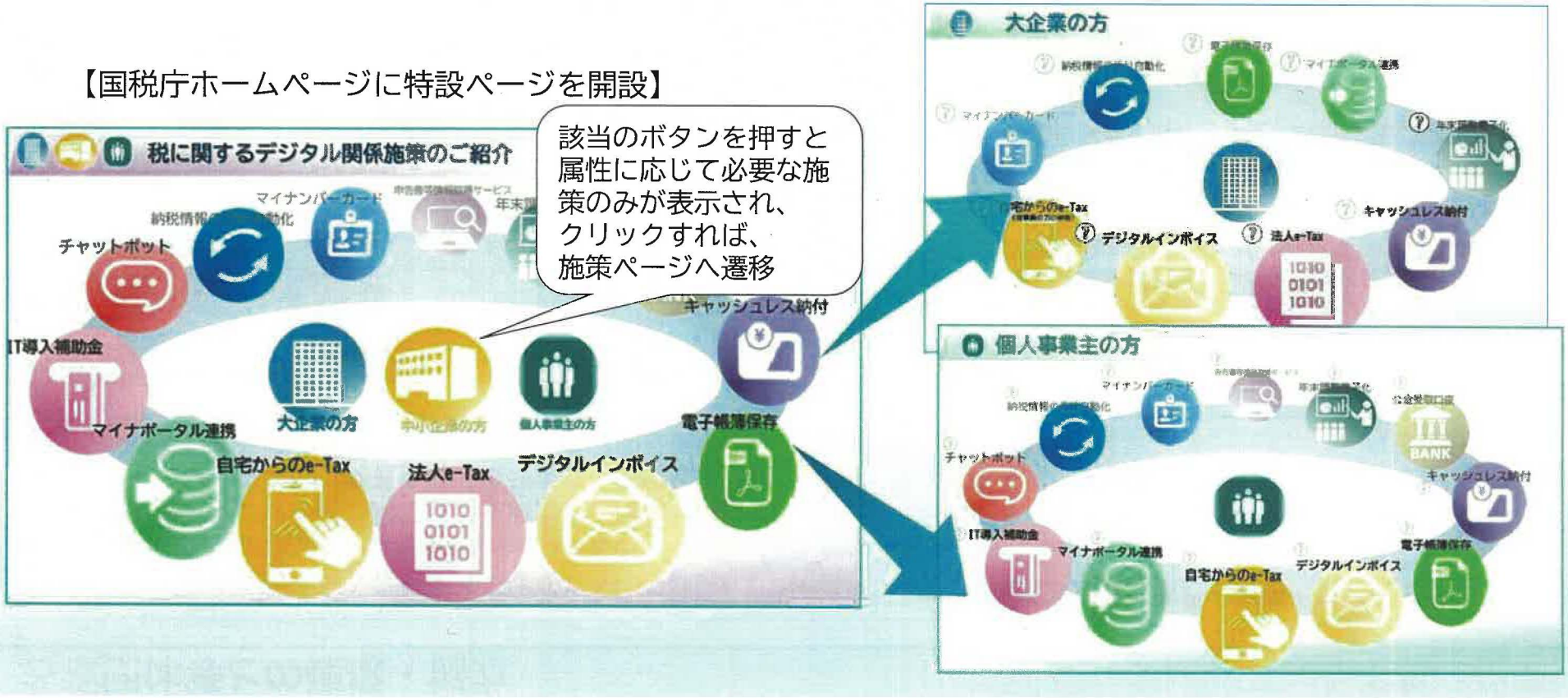
（その他事業者のデジタル化促進のための施策）
・マイページで自己情報の確認、タックスアンサー・チャットボット、年末調整の電子化、マイナンバーカード取得促進

デジタル関係施策の周知・広報

◆　納税者に直接関係する、国税に関するデジタル関係施策について、網羅的でわかりやすい周知・広報に努めます。

◆　「大企業」、「個人事業主」などといった納税者の属性に応じて周知・広報する施策をカスタマイズするなど、納税者が必要とする情報にアクセスしやすい環境構築等に努めることにより、事業者のデジタル化をサポートします。

【国税庁ホームページに特設ページを開設】



各種団体等との連携・協力

◆ 関係民間団体や税理士会、地元の経済団体など、事業者の業務のデジタル化を支援する団体とも連携・協力しています。

◆ 具体的には、以下のような取組を行っています。
- 経済取引デジタル化共同宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、他省庁・地方自治体、金融機関、国税当局）
- キャッシュレス納付推進宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、金融機関、国税当局）
- デジタルインボイス共同宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、国税当局）

1 連携する各種団体等のイメージ



2 取組事例のご紹介



○ デジタル化・キャッシュレス化共同推進宣言
令和４年４月開催（沖縄国税事務所）
県経済団体会議と県内ＤＸの共同宣言を実施！

○ キャッシュレス納付推進宣言
令和４年９月開催（熊本国税局）
県内税務署を含む30機関による共同宣言を実施！

○ 税務のデジタル化推進宣言式
令和４年10月開催（福岡国税局・佐世保署）
関係６民間団体と連携！

○ キャッシュレス納付推進宣言
～大阪・関西万博だってキャッシュレス～
令和５年５月開催（大阪国税局）
大阪国税局が発起人となり、大阪・関西万博を協力機関として、88団体と共同宣言を実施！

（参考資料）

近年の税務行政ＤＸの取組と「税務行政の将来像」の方針

◆　国税庁においては、これまで、税務行政のＤＸに係る様々な取組を進めてきました。

◆　引き続き税務行政ＤＸの取組を更に深化させるとともに、税務を通じた社会全体のＤＸを推進し、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のＤＸ推進」の観点からも社会に貢献します。

スマート税務行政

平成29年６月
税務行政の将来像

ＩＣＴの活用による
・「納税者の利便性の向上」
・「課税・徴収の効率化・高度化」

「スマート税務行政」


スマホ申告
（H31.1～）


チャットボット
（R2.1～）


コンビニ納付
（H31.1～）



年調ソフト
（R2.10～）


生命保険料等の自動入力
（R3.1～）

税務行政ＤＸ

令和３年６月
税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
-税務行政の将来像2.0-

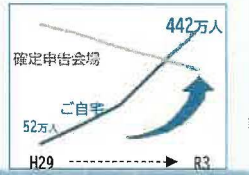
デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し
・「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」
・課税・徴収におけるデータ分析の活用

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」


スマートフォンによる源泉徴収票の読み取り・自動記入
（R4.1～）


スマホアプリ納付
（R4.12～）


e-Tax
「マイページ」
（R5.1～）



自宅からのe-Tax件数が確定申告会場からの申告件数を上回る（R3）

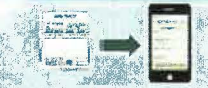
税務行政ＤＸ＋税務を起点とした社会全体のＤＸ推進

令和５年６月
税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像　2023-

税務行政ＤＸの更なる進化／事業者のデジタル化促進
・　日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築
・　業務に当たってはデータを積極的に活用。他機関とのデータ連携を推進
・　事業者の業務のデジタル化を促進

「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え、「社会全体のＤＸ推進」の観点からも、社会に貢献。

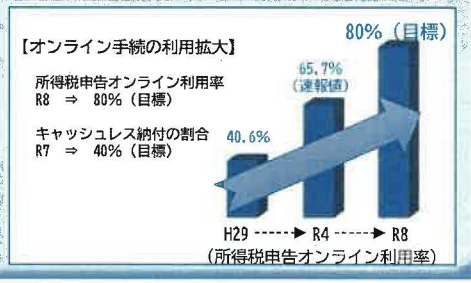

カスタマージャーニー／手続全体の最適化
（納税者サービスの再整理）


給与の源泉徴収票情報の自動入力
（R6.2～予定）


ＡＩ・データ分析の活用


他機関との照会等デジタル化
（順次拡大予定）


事業者のデジタル化促進



【参考】国際的な潮流

ＯＥＣＤ報告書「税務行政3.0」（Tax Administration 3.0、 OECD（2020））　抜粋（国税庁仮訳）

【序文より】
近年、デジタル機器や新しいコミュニケーションチャネル、内外におけるデータソースの大幅な増加により、納税者サービスの改善や、コンプライアンス確保策の重点化（better target our compliance activities）を図ることが可能となった。
これにより、税務行政の効果と効率が確実に向上してきた一方、我々OECD税務長官会合は、将来の税務行政について、能動的かつ時に負担の大きい**納税者の自発的なコンプライアンス**と、ノンコンプライアンスに対処するため**資源を集約した税務調査とに依存した現在のアプローチから大きく転換**するような姿を見据えている。

「税務行政3.0」の描く世界

税務行政は、…

1　納税者の日常生活・業務の延長線上に組み込まれる　Embedded within taxpayer natural systems
- 納税者が日ごろ利用する業務システムとの連携により**簡便かつ正確な納税**が可能に
- その結果、**ノンコンプライアンスは、意図的かつ手間暇がかかるものに収れん**

2　企業やプラットフォーマーが共同して税務行政の一部の役割を担う　Part of a resilient “system of systems”
- 企業やプラットフォーマーなどといった信頼できる主体が、消費税や源泉徴収の仕組みに加えて税務行政の一部の役割を担う
- 税務当局はそのような民間の仕組みとも連携し、プロセスと結果においてコンプライアンスが確保されていることを確認する

3　リアルタイムに近い形で課税関係を安定させる　Real-time tax certainty provider
- システム連携や源泉徴収、納税専用口座などにより、リアルタイムに近い形で正確に課税関係を確定することが可能に

4　透明で信頼性が向上する　Transparent and trustworthy
- 納税者にとって、どの情報に基づきどのような課税が行われるかの把握が容易に

5　税務行政が官民を合わせた政府の機能の一部となる　An integrated part of whole of government
- 行政当局間及び民間とのデータ連携により、様々な行政手続をシームレスに行うことが可能に

6　人とハイテクが融合した組織となる　A human touch and high tech adaptive organization
- **納税者中心の視点が税務行政プロセスの構築と管理の上で重要**となる
- 重要なのは、**人のスキルとAIなどのサポートツールを融合し納税者の誤りを防ぎ、コンプライアンスを高める**こと
- 人とテクノロジーの協調により、社会経済の変化に適切に対応

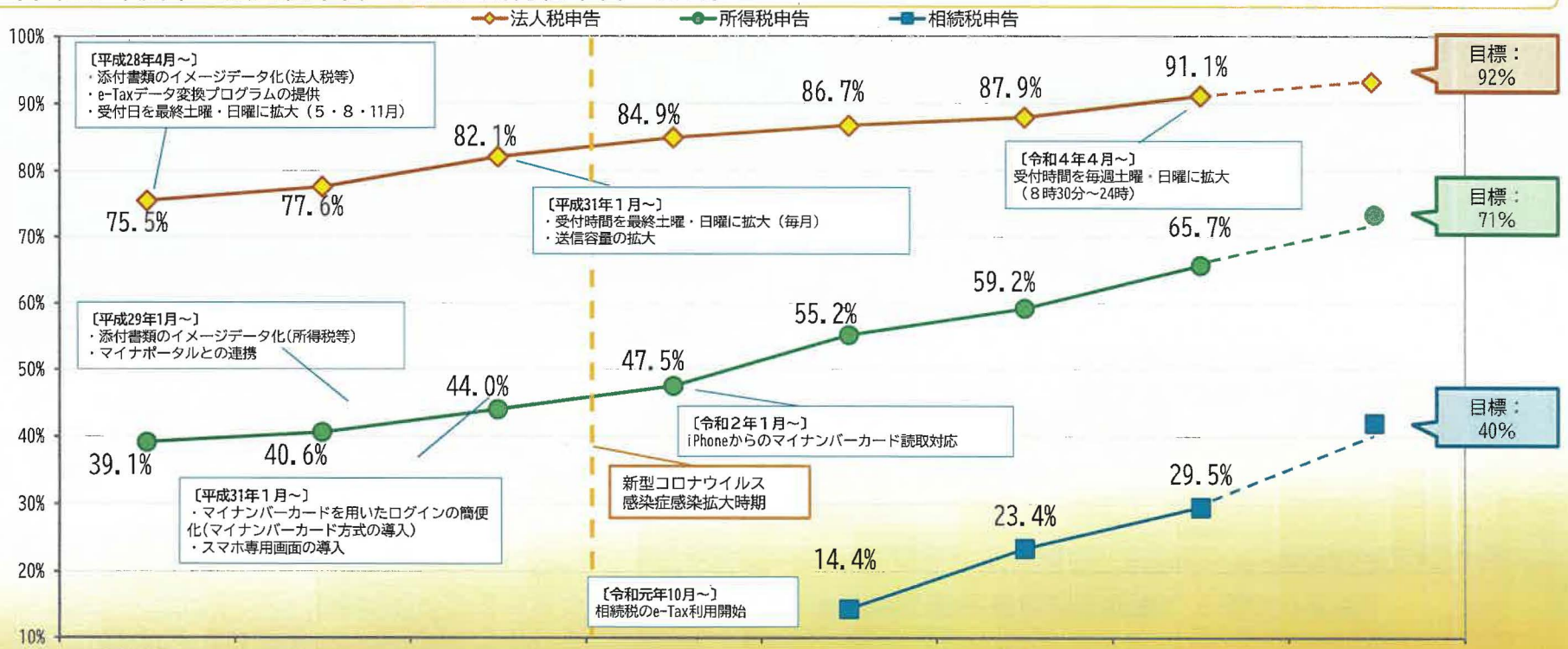
給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）【工程表】

		データ（主な保有機関等）	実現時期			
			令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）以降
所得	年金	年間収入金額（日本年金機構）			令和５年１月～	
	給与	年間収入金額（勤務先）				令和６年２月～（注）
	事業・雑	収入、経費（会計ソフト・支払調書）	実施時期未定			
	特定口座取引	取引金額（証券会社）	令和３年１月～（対応する証券会社を順次拡大）			
所得控除	生命保険料	保険料支払額（生命保険会社）	令和３年１月～（対応する保険会社を順次拡大）			
	地震保険料	保険料支払額（損害保険会社）		令和４年１月～（対応する保険会社を順次拡大）		
	社会保険料	国民年金保険料負担額（日本年金機構）			令和５年１月～	
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済等の掛金支払額（中小機構、国民年金基金連合会）				令和６年１月～
	医療費	医療費支払額（審査支払機関）		令和４年２月～		
	ふるさと納税	寄附金額（仲介業者）		令和４年１月～（対応する仲介業者を順次拡大）		
その他	住宅ローン	年末残高（金融機関）	令和３年１月～（対応する金融機関を順次拡大）			

（注）　スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることにより、金額等を自動入力できる機能(R4.1～)については、確定申告書等作成コーナーにおいて引き続き提供。

e-Tax利用率の推移

◆　政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進しています。
◆　国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続が可能です。
◆　e-Tax利用率は順調に増加しています。令和５年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指しています。
（令和８年度末　法人税申告：95%、所得税申告：80%）



※　令和４年度の各計数は速報値である。
※　所得税申告は、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含む。

納税者の声を反映した各種サービスの改善

◆　納税者の知りたい情報や求めているサービスを提供するため、納税者の声を積極的に収集してまいります。
◆　収集された声を分析し、その結果を活用することで各種サービスの改善に取り組み、納税者の利便性の向上につなげます。

1　取組のイメージ

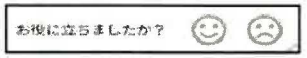
納税者の声の収集	データを分析	各種サービスを改善
納税者の知りたい情報や求めているサービスを提供するため、納税者の声を積極的に収集	アンケートのデータやテキストデータを、エクセルやプログラミング言語などを用いて集計・分析	集計・分析結果を活用し、各種サービスを改善することで、納税者の利便性を向上

2　現在の取組事例

各チャネルを通じて納税者の声を収集



アンケート





サービス評価のためのGOOD・BADボタン

アンケートデータ

テキストデータ

GOOD・BAD評価データ





集計・分析

チャットボット



※ チャットボットの画面（イメージ）

タックスアンサー



e-Tax・確定申告書等作成コーナー



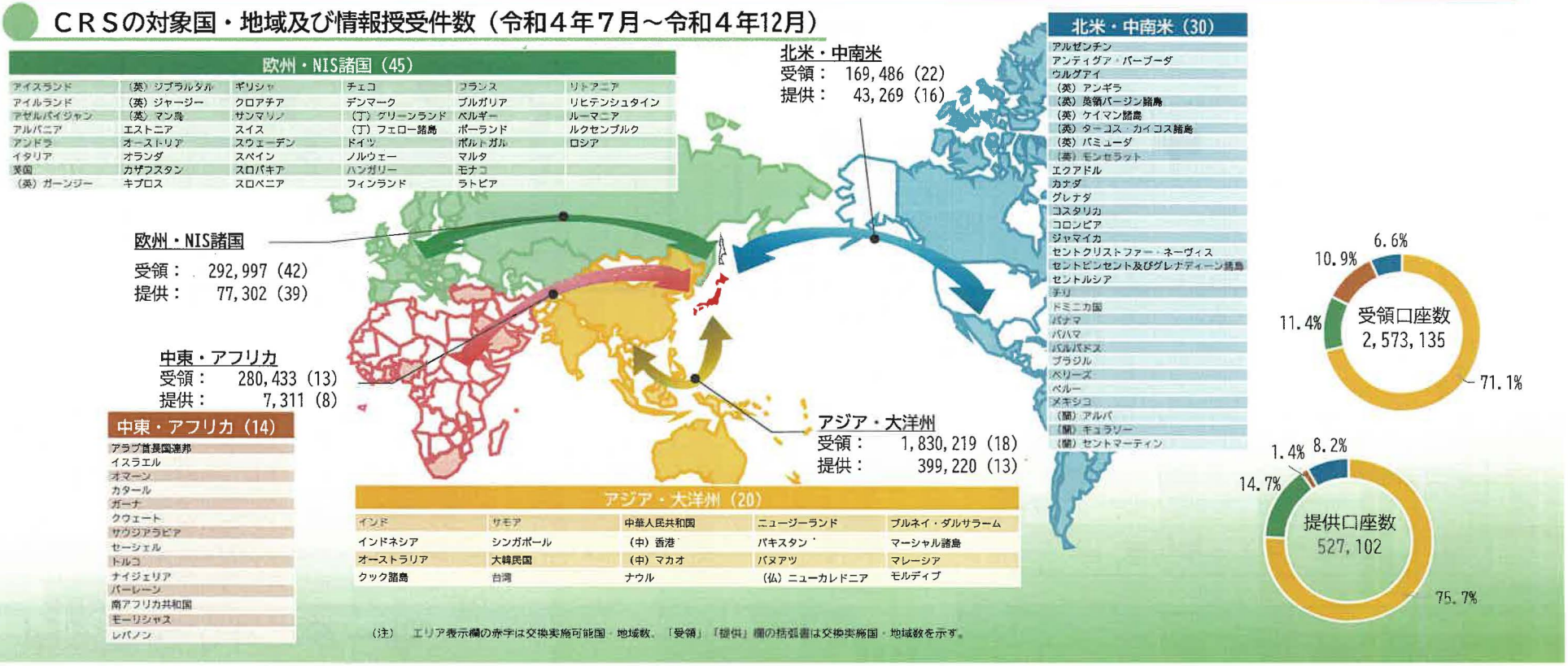
納税者の利便性の向上

外国税務当局との連携・協調の拡大・強化

◆　外国税務当局との租税条約等に基づく情報交換について、セキュリティが確保された共通送受信システム（ＣＴＳ：Common Transmission System）を利用し、多数の国・地域と一括・大量の情報を交換することが可能となっています。

◆　上記システムを活用して、共通報告基準（ＣＲＳ：Common Reporting Standard）に基づく非居住者の金融口座情報や、多国籍企業グループの国・地域ごとの活動状況に関する国別報告書等の交換を実施しています。

ＣＲＳの対象国・地域及び情報授受件数（令和４年７月～令和４年12月）

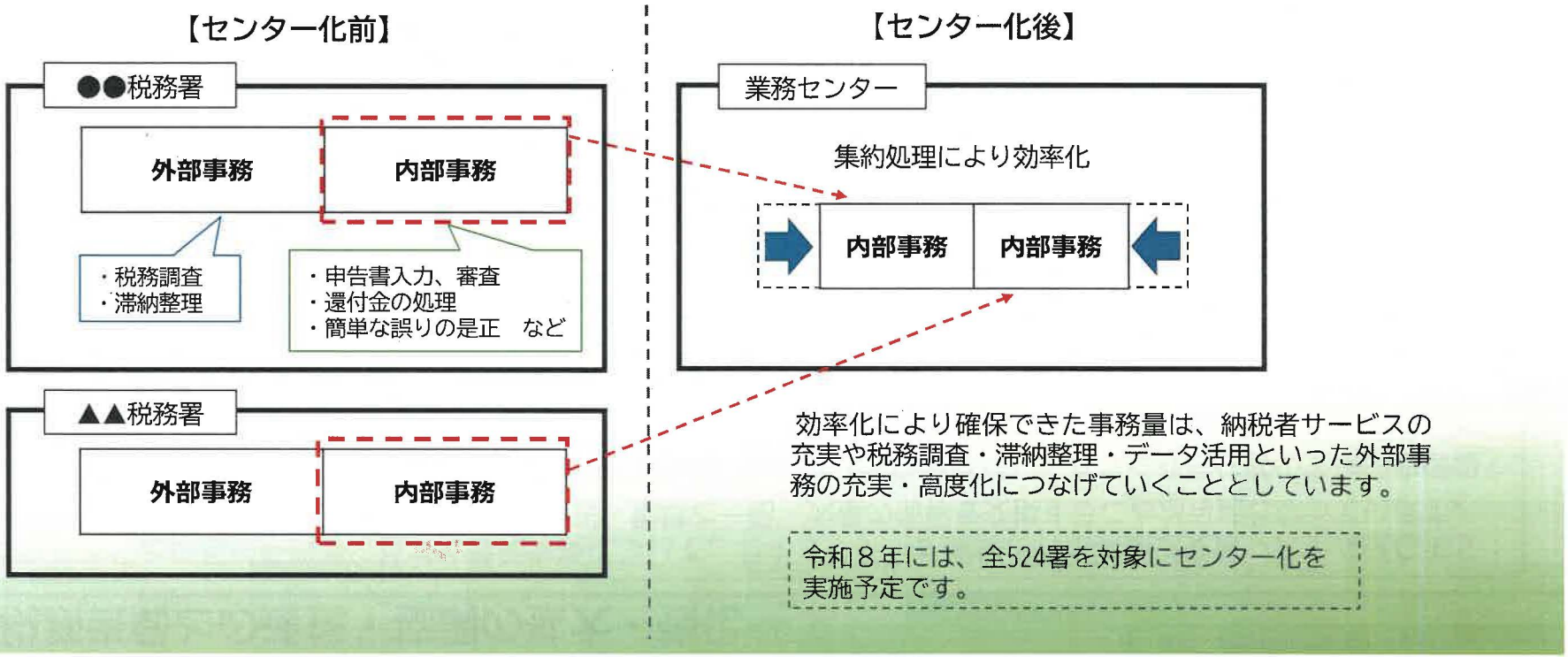


（注）　エリア表示欄の赤字は交換実施可能国・地域数、「受領」「提供」欄の括弧書は交換実施国・地域数を示す。

内部事務のセンター化

◆　情報のデータ化、データの整備等といったデータ活用の基盤の整備を担うものとして、申告書の入力・審査等の内部事務を業務センターで集約処理する「内部事務のセンター化」を全国で実施します。

◆　業務センターでは、申告書等のデータ化などを行っており、この取組は、国税組織の事務運営をデジタル時代にふさわしいものへと転換する上で基盤となる取組です。



効率化により確保できた事務量は、納税者サービスの充実や税務調査・滞納整理・データ活用といった外部事務の充実・高度化につなげていくこととしています。

令和８年には、全524署を対象にセンター化を実施予定です。

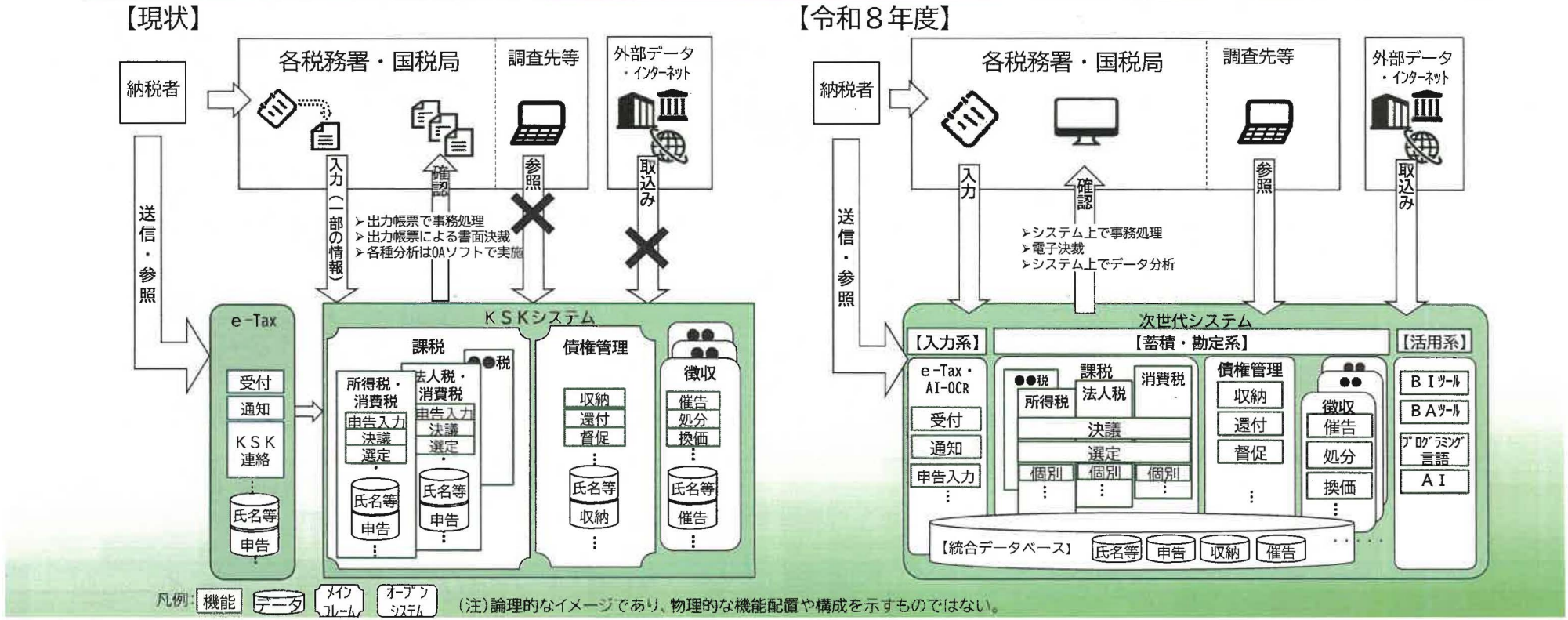
システムの高度化

以下のコンセプトに基づき、基幹システムを刷新します。

⇒　書面中心からデータ中心の事務処理（紙からデータ）

⇒　税目別・事務系統別のデータベース・アプリケーションの統合（縦割りシステムの解消）

⇒　独自の大型コンピュータ（メインフレーム）からオープンなシステムへの刷新（メインフレームからの脱却）



データ活用推進のための人材確保、人材育成

国税専門官採用試験に「理工・デジタル系」の試験区分を新設しており、これを通じて採用した人材も含めて、データ活用を推進するための人材を研修等を通じて育成します。

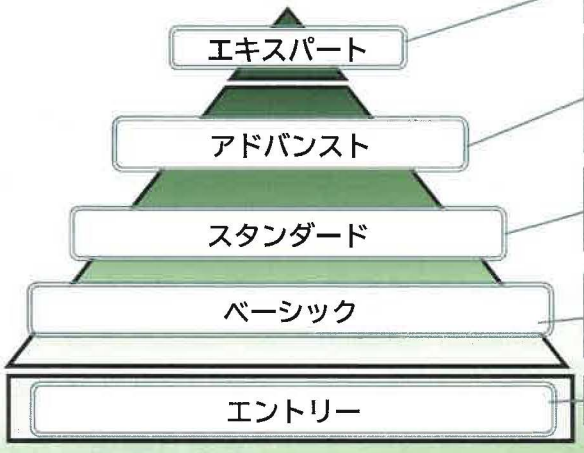
① 新試験区分の新設



② データリテラシーレベルに応じた研修体系の整備

統計学やＡＩを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、
データリテラシーのレベルに応じた研修体系を整備

【データリテラシーレベルのイメージ】



【 求める知識（○）と技術（●）の例】

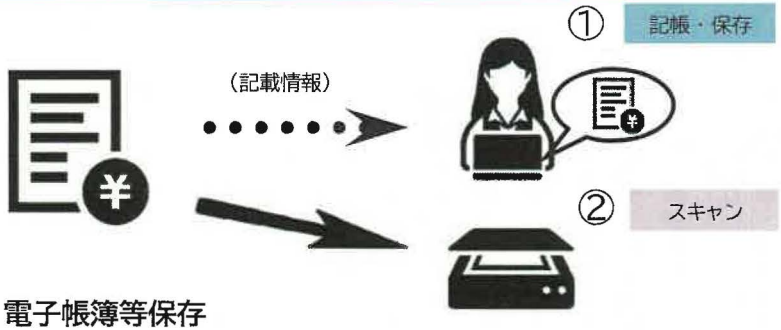
エキスパート	○ 統計学や機械学習の高度な専門的知識 ● プログラミング言語による予測モデルの構築
アドバンスト	○ 機械学習のアルゴリズムや予測モデル構築プロセスの知識 ● 統計解析ツールを利用した高度なデータ加工と分析
スタンダード	○ 機械学習の基礎的な知識 ● 可視化ツールを利用した分析
ベーシック	○ 統計学とデータ分析の基礎的な知識 ● 基礎的なデータ集計と可視化
エントリー	・ データ分析の意義の理解

電子帳簿等保存制度

◆　電子帳簿等保存制度は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度です。

◆　ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けています。

1 事業者のデジタル化に伴い任意で利用可能な制度



① 電子帳簿等保存

帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち**自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているもの**については、一定の要件の下、**データのままで保存等ができる**　〔平成10年度税制改正で創設〕

② スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）については、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下で**スマートフォンやスキャナで読み取ったデータを保存することができる**　〔平成17年度税制改正で創設〕

2 事業者においてデジタル化の対応が必要な制度



③ 電子取引データ保存

所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、**取引情報のやりとりをデータで行った場合**には、一定の要件の下、**やりとりしたデータを保存することが必要**　〔平成10年度税制改正で創設〕

・電子帳簿等保存制度については、**経理のデジタル化を通じた生産性の向上等**につながるものであるほか、**税務手続の電子化を進める上でもその基盤を成す重要な制度**。

・正確な記録及びトレーサビリティが確保された会計帳簿の保存は、会計監査や税務調査における事後検証可能性の観点に加え、内部統制や対外的な信頼性確保の観点からも有用。

・国税庁としても、優良な電子帳簿の普及・一般化をはじめ、電子帳簿等保存制度の利用促進・定着を推進している。

マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議（第７回）
議事次第

日時：令和７年３月２１日（金）
１７：３０～１８:００
（オンライン開催）

１．開 会
２．マイナンバーカードの普及と利活用に状況に関するインターネットアンケート調査の結果について
３．マイナンバーカードの普及・利活用拡大について
４．マイナ保険証について
５．平大臣ご発言
６．閉 会

【配布資料】
・資料１：　マイナンバーカードの普及・利活用に関する関係省庁連絡会議の開催について
・資料２－１：マイナンバーカードの普及と利活用の状況に関するインターネットによるアンケート調査の結果（令和６年度）
・資料２－２：マイナンバーカードの普及と利活用の状況に関するインターネットによるアンケート調査の結果（集計表）（令和６年度）
・資料３：　マイナンバーカードの普及・利活用拡大について
・資料４：　マイナ保険証について【厚生労働省提出資料】
・資料５：　確定申告手続の利便性向上のために関係省庁と連携して優先的に取り組む課題について【国税庁提出資料】

資料1

マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議の開催について

令和４年９月２９日
関係省庁申合せ
令和４年１０月１２日
改訂
令和５年１月２６日
改訂
令和５年４月１７日
改訂
令和５年８月４日
改訂
令和７年３月２１日
改訂

１．「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定）等において、令和４年度（2022 年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指すことが掲げられていること等を踏まえ、政府全体でマイナンバーカードの普及・利用を強力に推進するため、マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）を開催する。

２．関係省庁連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長　デジタル大臣
副議長　デジタル審議官
構成員　デジタル庁国民向けサービスグループ統括官
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局次長
内閣府大臣官房政策立案総括審議官

公正取引委員会事務総局官房総括審議官
警察庁交通局長
カジノ管理委員会事務局監督調査部長
金融庁総合政策局政策立案総括審議官
消費者庁政策立案総括審議官
こども家庭庁長官官房審議官
復興庁統括官
総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）
総務省自治行政局長
法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
出入国在留管理庁次長
外務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官
財務省大臣官房総括審議官
国税庁長官官房審議官
文部科学省大臣官房総括審議官
厚生労働省サイバーセキュリティ・情報化審議官
厚生労働省保険局長
農林水産省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
国土交通省大臣官房政策立案総括審議官
環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
防衛省大臣官房政策立案総括審議官

３．関係省庁連絡会議の下に幹事会をおく。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

４．関係省庁連絡会議及び幹事会の庶務は、デジタル庁国民向けサービスグルー

プにおいて処理する。

５．前各項に定めるもののほか、関係省庁連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

別冊３

マイナンバーカードの普及・利活用の促進に向けた周知・広報等に関する取組要領

１　周知・広報等すべき施策

マイナンバーカードの普及・利活用の促進に向けて、周知・広報等すべき施策は以下のとおりである。

(1)　マイナポータル連携

年末調整や所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で、給与所得の源泉徴収票や控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能であるマイナポータル連携の利用拡大は極めて重要であるため、あらゆる機会を捉えて積極的に周知・広報を行う。

その際、マイナポータル連携を利用するためには、事前準備が必要であり、連携手続を完了してから控除証明書等のデータが取得可能となるまでに数日を要する場合があることから、事前に余裕をもって準備することを併せて周知・広報する。

また、令和５年分確定申告以降、事業者（雇用主）から e-Tax（eLTAX の「電子的提出一元化機能」により提出した場合を含む。）又は認定クラウド等のオンラインで提出された給与所得の源泉徴収票の情報が、マイナポータル連携の自動入力の対象となったことに加え、令和９年１月からは給与支払報告書情報の国税連携が開始され、市区町村に給与支払報告書を提出した場合には、税務署への提出は不要となる。そこで、官公庁を含む事業者（雇用主）と接触する際は、①給与所得の源泉徴収票のオンライン提出、特に、令和９年１月を見据えて eLTAX による提出の勧奨、②支払金額が 500 万円以下など提出義務のないものであっても、オンラインで提出した場合は、マイナポータル連携の自動入力の対象となる旨を説明するとともに、令和９年１月からの e-Tax 等による提出義務化の対象基準引下げといった制度改正にも触れながらオンライン提出への移行を促す。ただし、勧奨に当たっては、提出義務のない源泉徴収票についてまで提出を強制されていると捉えられることがないよう留意する。

勧奨する際には、別添１リーフレット「給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出すると従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!」を参考に活用することとされたい。

(2)　マイナンバーカード・電子証明書の更新対応

令和７年度は、マイナンバーカードの交付開始から 10 年目、５年に１度の電子証明書の更新を迎えることとなり、交付が開始された平成 28 年に発行を受けた者の大量のカード本体（10 年周期）又はその電子証明書（５年周期）の更新が発生する。

そのため、マイナンバーカードを利用したe-Taxでの申告・申請手続のほか、マイナンバーカードの健康保険証利用や運転免許情報が記録されたマイナンバーカードの発行手続とマイナンバーカードの更新作業の間での不要なトラブルの回避、iPhoneを含むマイナンバーカードのスマホ搭載の円滑な普及などに対して、更新ができなかったことで多大な影響が生じることのないよう、更新期限に余裕をもって更新するよう、あらゆる機会を通じて積極的に周知・広報を実施する。

また、周知・広報する際は、別添２「マイナンバーカード・電子証明書更新に関する広報媒体等への掲載について」の周知文案を広報媒体等へ掲載するなど参考に活用することとされたい。

(3) マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載サービス

スマホ用電子証明書とは、スマートフォンに搭載できる電子証明書で、マイナンバーカードの保有者がスマートフォンに電子証明書機能を搭載することにより、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、マイナポータルなどの各種サービスが利用できるもので、令和５年５月11日からAndroid端末で利用可能となっており、e-Taxにおいては、令和７年１月６日から、ログイン、本人確認及び署名付与を行う際に、スマホ用電子証明書も利用可能となっている。これにより、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取らなくても、申告書等の作成・e-Tax送信ができるようになるほか、利用者証明用電子証明書に設定したパスワード（数字４桁）の入力に代えて、スマートフォンの生体認証などを利用できるようになっている。

また、令和７年６月24日以降に、マイナンバーカードの機能をiPhoneで利用できる「iPhoneのマイナンバーカード」（電子証明書機能及び属性証明機能）の提供が開始されることから、e-Taxでは令和７年分の確定申告に向けて対応を予定しており、認証周りの操作性等が格段に向上することとなるため、マイナポータル連携と併せて周知・広報を実施する。

(4) 公金受取口座の登録

公金受取口座の登録については、マイナポータル経由に加えて所得税確定申告書経由でも登録可能であることから、申告相談の際には登録を適切に案内するほか、幅広い給付金申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となり、緊急時等の給付金申請手続が簡素化されるなどのメリットについても周知・広報を実施する。

(5) マイナンバーカードの健康保険証利用

従来の健康保険証について、令和６年12月２日から新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行した。マイナ保険証は、国全体として医療ＤＸを進める上での基盤であり、オンライン上で即時に資格情報を確認可能となるだけでなく、より適切な医療を受けることができるなどのメリットもあることから、マイナ保険証の利用促進・広報についても積極的に取り組むこととする。

(6) パスポートの申請新規・切替（更新）利用

令和７年３月 24 日から、パスポートを更新するときだけでなく、新規又は有効期限切れで申請するときにも、全ての都道府県でマイナポータルからオンライン申請が可能になった。オンライン申請であれば、窓口へ出向くのはパスポート受け取り時の１回のみとなり、戸籍謄本の原本提出も不要になるほか、書面申請よりも手数料が割安となるといったメリットがあるなど、マイナンバーカードの利活用の機会が増える施策であることから、地方自治体と連携しながら周知・広報を実施する。

(7) マイナンバーカードと運転免許証の一体化

マイナンバーカードと運転免許証の一体化が令和７年３月 24 日から開始され、マイナ免許証では、更新時講習の区分が優良運転講習又は一般運転講習に該当する際、マイナポータルとの連携で講習をオンラインで受講することができるほか、住所、氏名及び生年月日の変更が生じた場合、市区町村に届け出るだけで、警察への変更届出は不要となるなどのメリットがあり、マイナンバーカードの利活用の機会が増える施策であることから、運転免許証更新時講習オンライン化と併せて周知・広報を実施する。

(8) 住民票・戸籍謄本等コンビニ交付サービス

住民票・戸籍謄本等コンビニ交付サービスとは、住民票の写しをはじめとする市区町村の各種証明書が、マイナンバーカードを利用することでコンビニエンスストア等の店舗で取得することができるサービスである（令和７年６月時点においては 1,371 市区町村が対応）。

マイナポータル連携の利用を勧奨するに当たっては、納税者にマイナンバーカードの利便性を周知することが効果的であることから、納税者がマイナンバーカードの利便性を享受する主要な機会である住民票・戸籍謄本等コンビニ交付サービスについても周知・広報を実施する。

(9) その他

新たに周知・広報すべき施策や具体的な取組内容等が政府方針等により示された場合は、別途連絡する。

2　広報素材及び各施策概要

広報素材及び各施策の概要については、国税庁ホームページの「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」に掲載するほか、「庁局ＤＸ・ＢＰＲ情報共有サイト」において共有する。

また、「庁局ＤＸ・ＢＰＲ情報共有サイト」については、各局（沖縄事務所含む。以下同じ。）の意見交換や情報共有を行う場として運用することとし、マイナンバーカードの普及・利活用の促進に向けた周知・広報に効果のあった取組事例など、参考となる情報や意見を庁局間や局間で共有することに努める。

3　局及び署における周知・広報の取組

(1)　納税者と接触する機会を通じた周知・広報

納税者と接触する以下の機会において、リーフレットの手交等を行い、マイナンバーカードの普及・利活用の促進を図る。

また、事業者と接触する際は、リーフレットを社内ＬＡＮに掲載するなどの方法により、従業員等への周知を行うことも併せて依頼する。

イ　署総合窓口及び確定申告会場

署総合窓口や確定申告会場における待合スペースなど、納税者の目に触れる場所において、ポスターの掲示やディスプレイ等を利用したデジタル広報等を実施する。

また、所得税及び贈与税確定申告時における相談対応時等においては、マイナンバーカードの普及・利活用の観点からもマイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした申告相談を実施するとともに、翌年以降の自宅等 e-Tax の推進に向けて、マイナポータル連携（贈与税は除く。）の事前準備についても積極的に案内する。

なお、周知・広報の際においては、マイナンバーカードが必要であること、また、利用者用電子証明書の暗証番号等が必要であることに加えて、マイナンバーカードの暗証番号（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書）が不明な場合は、コンビニエンスストア等で初期化・再設定することができる旨を案内するなど、マイナンバーカードの利活用の促進に向けて、適切に誘導を行う。

ロ　e-Tax 等の利用勧奨時

別冊１「令和７事務年度におけるオンライン利用率の向上及び事業者のデジタル化促進等に係る取組要領」において指示する、局署幹部のトップセールスを含めた e-Tax 等の利用勧奨を実施する際に、関連する施策についても積極的に周知・広報を実施する。

ハ　調査・徴収事務等

税務調査、行政指導、滞納整理事務等において納税者と面接する際において、マイナポータル連携（給与所得の源泉徴収票の e-Tax 提出勧奨を含む。）の周知など、納税者との接触状況に応じて、無理のない範囲で実施する。

(2)　各種説明会等における周知・広報

署が実施（関係民間団体等との共催を含む。）している各種説明会等（記帳説明会や決算法人説明会等）や税を考える週間などの機会を通じて、各担当部署において、各種リーフレットにアクセスできるよう、各種説明会等において配付する資料に国税庁ＨＰの該当ページへのリンクを掲載する等の対応を行う。

⑶　地方自治体や税理士会・関係民間団体等への周知・広報

地方自治体との協議会や税理士会・関係民間団体等の総会に参加する際など、あらゆる機会を捉え、周知・広報を実施する。

なお、その際には、構成員等への周知依頼を行うほか、ホームページや広報誌などでの広報依頼（国税庁ＨＰの適切なページへのリンク掲載などの誘導策を含む。）を併せて実施する。

⑷　局署職員への勧奨

マイナンバーカードを取得していない局署職員に対してはその取得を働きかけるほか、マイナ保険証の利用（※）や年末調整手続におけるマイナポータル連携の利用、公金受取口座の登録に係る周知を、ポータルサイトや事務用メールを利用して積極的に行う。

ただし、マイナンバーカードの取得、健康保険証利用及び公金受取口座の登録は任意であることから、強要することのないよう留意する。

※　財務省共済組合においては、厚生労働省及び財務省からの要請に基づき、組合員及びその被扶養者に対しマイナ保険証への切替え・利用促進を実施している。

4　取組実績の報告

国税庁における取組（関係民間団体等との共催を含む。）については、その主な取組状況をデジタル庁に随時報告する必要があることから、局実施分について局企画課（沖縄国税事務所にあっては総務課）が取りまとめの上、別紙「マイナンバーカードの普及・利活用促進に係る取組報告書」を作成し、次の報告期限までに庁納税者サービスＰＴへ文書管理システムにより提出する。

なお、署（関係民間団体等含む。）実施分のうち、地方自治体や関係民間団体等と連携して実施した施策などで全国に波及させることが望ましいものなど、特に有効な取組を把握した場合は上記と同様に報告する。

また、署（関係民間団体等含む。）実施分のうち、平成24年６月26日付官広１－11ほか26課共同「『広報広聴事務運営要領』の制定について」（事務運営指針）に基づき、庁広報広聴室へ報告するものについては報告を要しない。

おって、庁における取組状況や局署における特に有効な取組については、必要に応じてＤＸ・ＢＰＲ通信等の方法により周知する。

【報告期限】

①　令和７年６月から令和７年12月までに実施した取組（実施予定を含む）　令和７年11月20日（木）とする。
　　令和８年１月から令和８年６月までに実施した取組（実施予定を含む）　令和８年４月24日（金）とする。

②　①以外の報告期限についても、デジタル庁から取組実績の報告を求められた際には報告期限を別途連絡する。

【別紙１－１】

「データ活用推進第三次中期計画」の概要

第三次中期計画に関する基本的な考え方等

- データ活用の意義は、**客観的なデータ（根拠）に基づく判断等を通じたパフォーマンスの向上**。属人的な経験則といった暗黙知を形式知や組織知へと昇華し、**職員・組織における判断・意思決定の新たな羅針盤**となるほか、**業務の効率化・省力化**にも期待。
- **経済社会のデジタル化進展に伴い**、効果的なデータ活用には、**データの電子的な収集・蓄積も重要**。データは納税者等の協力・負担のもと収集・蓄積される点に鑑みると、その**有効活用は組織に課せられた責務**でもあり、組織全体に根付かせていくべき取組。
- 発展期（Ｒ６～８事務）においては、こうした意義・背景等も踏まえつつ、データ活用の効果をこれまで以上に組織的に享受できるよう、**「データ活用の実装（ビルトイン）」を基本コンセプト**とし、オール国税で各施策を推進し、**"データドリブン型"の組織を志向**。

主な取組内容

（基軸１）事務運営への実装

- **データ活用の事務運営への実装**にあたっては、KSK2等導入後のインフラ環境の変化や事務運営も見据えつつ、**持続可能な取組**としていく（例：実務における成果物の活用方法の検討・指示、取組の実施・評価・改善等のサイクル確立、運用マニュアル整備、ツール化検討等）。
- 機械学習等により構築された**各種モデルの運用において、継続的な精度の維持・向上**を図るとともに、その運用状況も踏まえつつ、適正な管理・運用のため、**モデルの管理やメンテナンス、開発手順・運用マニュアルの整備**に関する所要事項・ルールを整備。
- **円滑なデータ活用**の実施のため、**データの適切な管理・運用（データマネジメント）**にも配慮。データ量の増大を見据え、**データマネジメントに係る基本的なルールや方針**を整備するとともに、必要となる**機器・ソフトウェア等のインフラ環境**を検討。

（基軸２）効果的・効率的なデータ活用

- **大規模・広範なデータを利用、機械学習等の高度な分析手法による「データ分析プロジェクト」**の効果的・効率的な実施のため、**庁局各課を中心に取組方針等を検討・調整し、進捗状況等を適時適切に把握**するとともに、庁局各課と共同しながら**情報システム部署はデータの取得、分析手法の検討、分析作業等**を実施。税大においては機械学習・統計手法を活用した効果的・効率的な事務運営等に資する実証研究を外部研究者とのネットワークも活用しながら実施。
- 上記とは別途、AI技術の進展等を適時適切に把握し、利用可能な分析手法のアップデートを図るため、**基幹部署**（後述）**を中心として、より先端的・高度な分析手法に関する情報収集・活用可能性を検討。**

「データ活用推進第三次中期計画」の概要

主な取組内容（つづき）

（基軸３）データリテラシーの向上・人材の効果的活用

- 各レベル（※）に応じたデータリテラシー研修を実施しつつ、**実務面で効果的に活用できるよう、内容・実施方法の見直し**を図る。
  （※）エキスパート・アドバンスト・スタンダード・ベーシックの４段階。
- 全職員を対象とした**「データリテラシーチェック」**を定期的に実施。職員のデータリテラシーの状況を組織的に把握・分析し、データリテラシー向上に資する施策の見直し・改善に活用。併せて、高いデータリテラシーを有する人材把握等にも活用。

（基軸４）推進体制の整備等

- **国税庁データ活用推進室及び東京局・大阪局（情報システム課データ活用担当）を基幹部署**と位置づけ、データ活用推進に係る取組の統括・施策の総合調整、各局への支援、庁局間の連携強化（情報連携や情報発信等）を実施するとともに、特に高度な分析手法等を用いた取組や全国活用が見込まれるデータ分析等の取組の集約化等を検討・実施。
- 全庁的なデータリテラシー研修の実施のみならず、各局においても、**特に署における自発的なデータ活用の推進（底上げ）**を図るため、データリテラシー向上に資する技術的な研修や支援等を検討・実施。

より具体的な取組事項

- ✓ データ活用に関する取組評価や事務運営への実装に向けた取組について、定期的な状況把握等の仕組み作りを推進。
- ✓ 課税・徴収の効率化・高度化へ向けた取組としてデータ分析プロジェクトを継続的に実施。
- ✓ 基幹部署を中心として、最新技術等に係る試行的な技術検証や、定期的な意見交換会を開催。
  ⇒ データ分析プロジェクトや実証研究等における分析テーマ・分析手法に関する提案・助言を実施。
- ✓ 庁局・局間での連携強化や情報発信、双方向的な意見交換等を行う「庁局データ活用連絡会」を定期的に開催。
- ✓ 令和６事務年度に実施したデータリテラシーチェックの結果を踏まえて、各種ツール（Excelなど）の操作に係る研修資料を追加。
  ⇒ 令和７事務年度もデータリテラシーチェックを継続的に実施し、データリテラシーを向上させる研修コンテンツ等を企画立案。
- ✓ キャリアパスを踏まえた研修体系の整備に向けて、庁人事課、税務大学校などと引き続き検討を実施。

※ 詳細な実施要領等については、第三次中期計画とは別途の指示文書等を発遣。

データ分析プロジェクトについて（概要）

- **AI・機械学習による予測モデルの構築**を中心に、データ活用推進室と各課が共同で、「データ分析プロジェクト」を実施しており、**令和７年度は８テーマ（うち新規５テーマ）を選定**
- 具体的には、申告内容や調査事績、滞納者情報など、蓄積している膨大なデータについて、各種分析ツールやプログラミング言語を用いてデータを加工・分析し、機械学習による「予測モデル」の構築などを実施

  （例：所得税の非違・不正予測モデル、法人税の総合リスク判定モデル、滞納整理事務における応答予測モデル）
- なお、令和３事務年度以降は、各局（所）においても独自にプロジェクトを実施

※ プロジェクトの実施に当たっては、分析手法の提案や処理効率化等の助言を受けるため「分析支援業者」を調達

（参考１）これまでの分析テーマ数

会計年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
分析テーマ数	4	8（うち新規６）	10（うち新規５）	10（うち新規５）	8（うち新規３）	9（うち新規４）	8（うち新規４）

（参考２）データ活用推進第三次中期計画（抜粋）

３　本計画における施策

⑵　効果的・効率的なデータ活用（基軸２）

○　データ分析プロジェクトの実施に当たって、庁局各課は、情報システム部署（国税庁データ活用推進室及び参事官並びに各国税局情報システム課）と緊密に連携しながら、取組の優先度や難易度等を踏まえ、実施の要否や実施主体、実施スケジュール等に係る検討・調整を行うとともに、プロジェクトの進捗状況等を適時適切に把握し、取組の評価等を行う。

AI･機械学習の概要

AI（人工知能）

機械学習

機械学習とは、AI（人工知能）という概念の中に内包され、データの中から一定の規則を発見し、その規則に基づいて未知のデータに対する推測・予測等を実現する手法

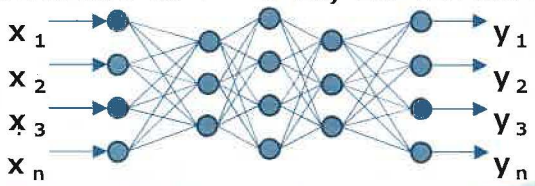
【教師あり学習】
正解のラベルがついた学習用データから一般化した法則を導き出し、将来の出来事が起こる確率等を統計的に予測する手法

【教師なし学習】
事前に正解が与えられていない学習用データから一般化した法則を導き出すために利用される手法

【強化学習】
動的な環境の中で、試行錯誤を繰り返し、評価（報酬）を最大化するような行動の仕方を学習する手法

深層学習（ディープラーニング）

ニューラルネットワーク(脳の情報処理を模して開発された機械学習の一手法)を多層において実行することで、より精度の高い推論を目指した手法



【別紙３－１】

令和７年度　庁データ分析プロジェクトの概要

事務区分	No	分析テーマ	分析テーマ提出課室	分析開始事務年度	分析種類
調査	1	自然言語処理を利用した部外情報（庁HP）の帰属解明及びリスク度の予測	課税総括課	新規	自然言語処理
	2	所得税の非違・不正の予測	個人課税課	新規	予測モデル（分類）
	3	譲渡所得に関するお知らせはがきの予算配分の最適化	資産課税課	新規	数理最適化
	4	相続税の増差課税価額の予測	資産課税課	令和５事務年度	予測モデル（回帰）
	5	法人税調査に関する各種スコアの予測及び最適化	法人課税課	令和２事務年度	予測モデル（回帰） 数理最適化
	6	法人税の海外非違の予測	法人課税課	新規	予測モデル（回帰）
徴収	7	滞納者概況情報の自動作成	徴収課	令和６事務年度	自然言語処理
調査	8	自然言語処理を利用した調査決議関連書類の自動作成等	調査課	新規	自然言語処理

【別紙３－２】

令和６年度　庁データ分析プロジェクトの概要

事務区分	No	分析テーマ	分析テーマ提出課室	分析開始事務年度	分析種類
調査	1	継続１管理事案とすべき納税者の予測	個人課税課	令和５事務年度	予測モデル（分類・回帰）
	2	所得税調査における消費税の非違の予測	個人課税課	新規	予測モデル（回帰）
	3	相続税調査における納税者リスク度の予測	資産課税課	令和５事務年度	予測モデル（回帰）
	4	法人税調査における納税者リスク度の予測	法人課税課	令和２事務年度	予測モデル（回帰）
	5	法人税調査事務の最適化	法人課税課	新規	数理最適化
	6	一定売上規模以上の法人税等調査に関するリスク度の予測	法人課税課 調査課	令和５事務年度	予測モデル（回帰）
徴収	7	自然言語処理を利用した滞納者概況情報の自動作成	徴収課	新規	自然言語処理
その他	8	キャッシュレス納付（ダイレクト納付）の推進に向けた取組	管理運営課	新規※ ※Ｒ４事務実施案件のモデル再構築	予測モデル（分類）

【別紙３－３】

令和７年度 局データ分析プロジェクトの概要

局	課室	分析テーマ	新規／継続
札幌	情報システム課	教師なし学習を用いたアンケートの分析及び設計（東京局と共同）	継続
仙台	個人課税課	所得税調査における[redacted]の非違事案の予測	継続
	管理運営課	キャッシュレス納付の利用拡大に向けた効果的な勧奨対象者の予測	新規
関東信越	徴収課、機動課	納税コールセンターにおける不応答回数別の効果的な催告方法予測モデルの構築	新規
東京	情報システム課	教師なし学習を用いたアンケートの分析及び設計	継続
	情報システム課	国税局特化型大規模言語モデル構築	継続
	法人課税課	特化型モデルの構築及び精度向上	継続
金沢	課税総括課	非上場株式に関連する非違事案の予測	新規
名古屋	課税総括課 個人課税課 資産課税課　他	富裕層事案の選定・管理の効率化	新規
	資産課税課	LLMとRAGによる資料検索の効率化	新規
	調査部	CFC税制（タックス・ヘイブン対策税制）上の非違事案の予測	新規
大阪	情報システム課	ＡＩを活用したＩＣＴ支援基盤の開発	新規
	資料総括課	データ活用管理システム構築	継続

（注）　上記以外の局においては、データ分析プロジェクトの実施予定なし。

【別紙３－４】

令和６事務年度 局データ分析プロジェクトの概要

局	課室	分析テーマ	新規／継続
札幌	情報システム課	教師なし学習を用いたアンケートの分析及び設計（東京局と共同）	新規
仙台	個人課税課	所得税調査における[redacted]の非違事案の予測	継続
	法人課税課	未納整理事務における処理困難度の予測	継続
関東信越	徴収課、機動課	納税コールセンターにおける不応答回数別の効果的な催告方法予測モデルの構築	新規
東京	情報システム課	教師なし学習を用いたアンケートの分析及び設計	新規
		国税局特化型大規模言語モデル構築	新規
	法人課税課	不正形態別モデルの精度向上	新規
金沢	個人課税課	所得税調査における非違事案の予測	継続
名古屋	課税総括課	資料情報事務における不審な口座情報の予測	継続
	個人課税課	所得税調査における高階級の大口・不正事案の予測	新規
	資産課税課	相続税調査における低階級の実地調査事案の予測	継続

令和６事務年度 局データ分析プロジェクトの概要（つづき）

局	課室	分析テーマ	新規／継続
大阪	企画課	大規模言語モデルを活用したＡＩチャットボット	新規
	資料総括課	データ活用管理システム構築	新規
広島	課税総括課	資料情報事務における不審な口座情報の予測	新規
高松	管理運営課	キャッシュレス納付の利用拡大に向けた効果的な勧奨対象者の予測	継続
福岡	個人課税課	増差税額を考慮した所得税調査における非違予測モデルの構築	新規
熊本	法人課税課	法人税調査における不正事案の予測	継続
沖縄	管理運営課	キャッシュレス納付（ダイレクト納付）の推進に向けた取組 （国税庁と共同）	新規

【別紙４－１】

データリテラシーチェックの結果（分析：庁・全局）

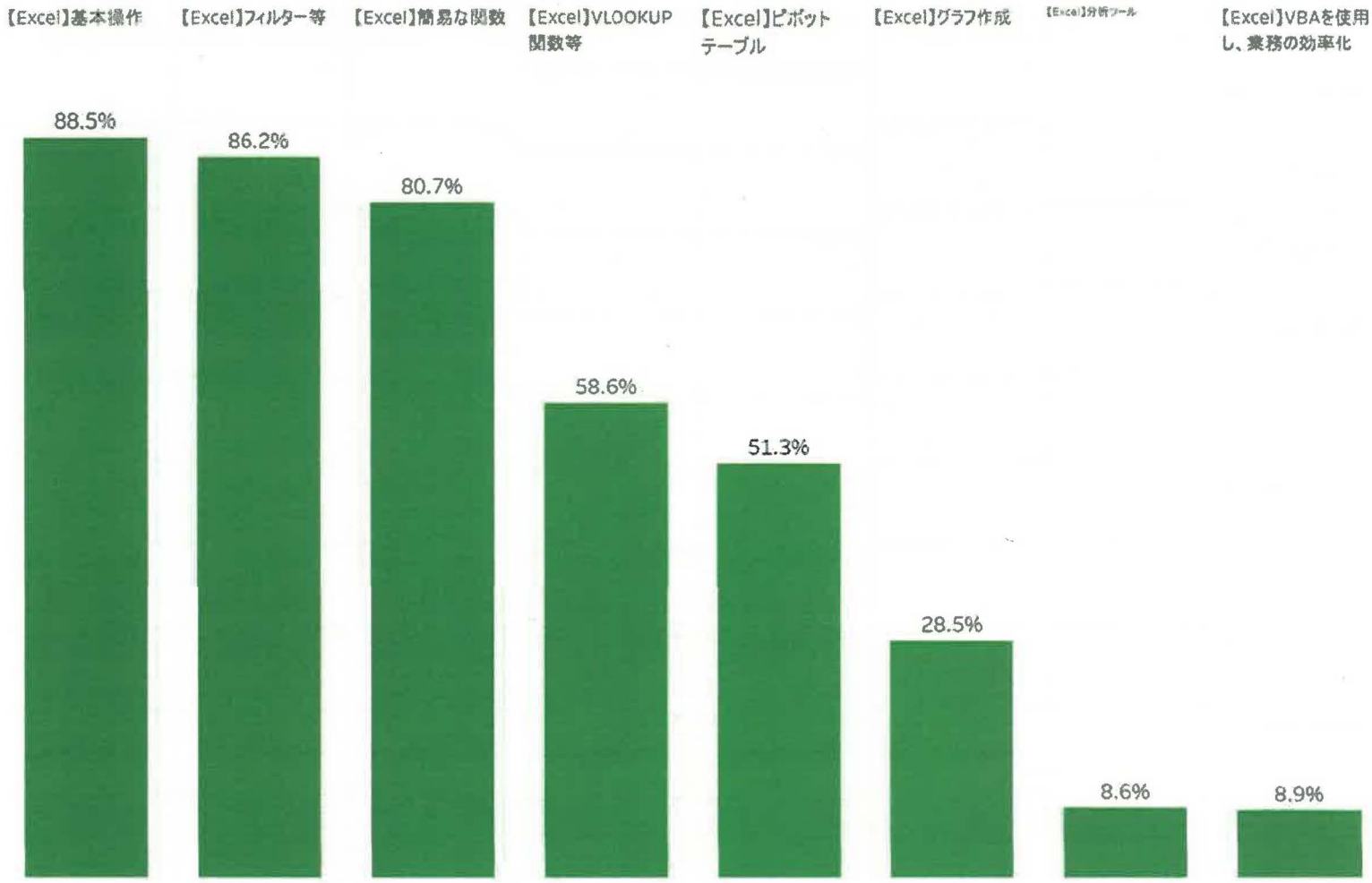
		庁	東京	大阪	名古屋	関信	札幌	仙台	金沢	広島	高松	福岡	熊本	沖縄	派遣監察官	派遣監督評価官	税大	国税不服審判所
リテラシーレベル	エキスパート	2.4%	1.3%	0.7%	0.3%	0.3%	0.9%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%
	アドバンスト	1.5%	1.4%	0.7%	0.4%	0.2%	1.3%	0.4%	0.6%	0.3%	0.1%	0.4%	0.1%	0.0%	0.8%	0.0%	0.6%	0.0%
	スタンダード	24.4%	18.6%	22.2%	7.9%	12.5%	19.1%	11.7%	11.2%	15.3%	9.0%	8.9%	8.8%	11.1%	18.8%	25.0%	19.1%	11.4%
	ベーシック	71.7%	78.8%	76.4%	91.3%	87.0%	78.7%	87.5%	87.8%	84.1%	90.6%	90.4%	90.9%	88.7%	80.5%	75.0%	79.0%	88.6%
Excel		61.2%	54.6%	61.5%	45.2%	43.9%	53.9%	44.6%	48.9%	49.4%	44.5%	45.0%	43.0%	47.5%	51.5%	60.2%	55.5%	49.4%
Access		21.2%	14.9%	15.9%	8.3%	7.9%	12.6%	9.5%	11.9%	11.2%	7.4%	9.8%	7.4%	7.7%	18.8%	13.5%	15.9%	11.8%
BI		11.4%	6.3%	11.6%	2.3%	6.4%	7.9%	6.0%	4.8%	5.4%	4.3%	3.6%	4.3%	5.4%	5.0%	12.5%	6.7%	2.4%
BA		5.5%	3.3%	4.0%	1.4%	2.0%	3.6%	2.2%	1.6%	2.1%	1.5%	1.5%	1.7%	2.3%	1.2%	2.5%	3.3%	0.4%
プログラミング		3.2%	1.9%	2.5%	0.6%	0.6%	1.5%	0.8%	0.8%	0.7%	0.4%	0.5%	0.6%	0.2%	0.3%	0.0%	1.4%	0.3%
統計学		19.1%	12.7%	10.1%	8.0%	10.2%	13.2%	9.5%	9.5%	10.9%	8.7%	8.4%	8.2%	8.6%	11.1%	15.9%	12.4%	10.3%

基幹部署（庁・東京・大阪）は各種ツールのスキル習得度も高く、２割以上の職員がスタンダードレベル以上のスキルを有しており、リテラシーレベルが高いと評価。

地方局においても札幌局や広島局は比較的リテラシーレベルが高い傾向。

データリテラシーチェックの結果（分析：庁・全局）

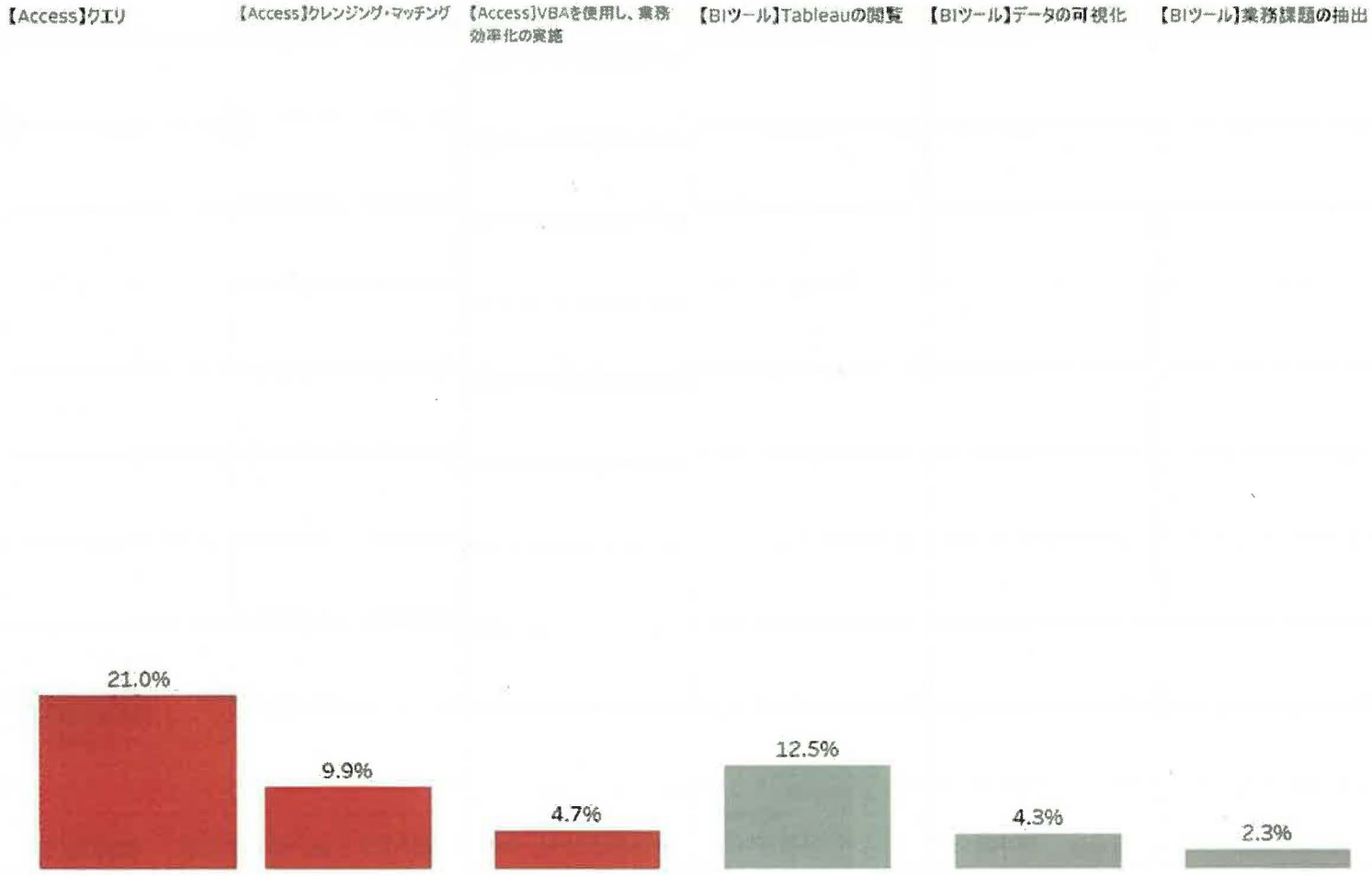
Excelスキルの全国平均習得率



国税組織全体として、基本操作、フィルタ等、簡易な関数は８割を超えてスキルを習得しており、VLOOKUP関数等、ピボットテーブルの操作は５割超、分析ツール、VBAの操作は１割弱がスキルを保有。

データリテラシーチェックの結果（分析：庁・全局）

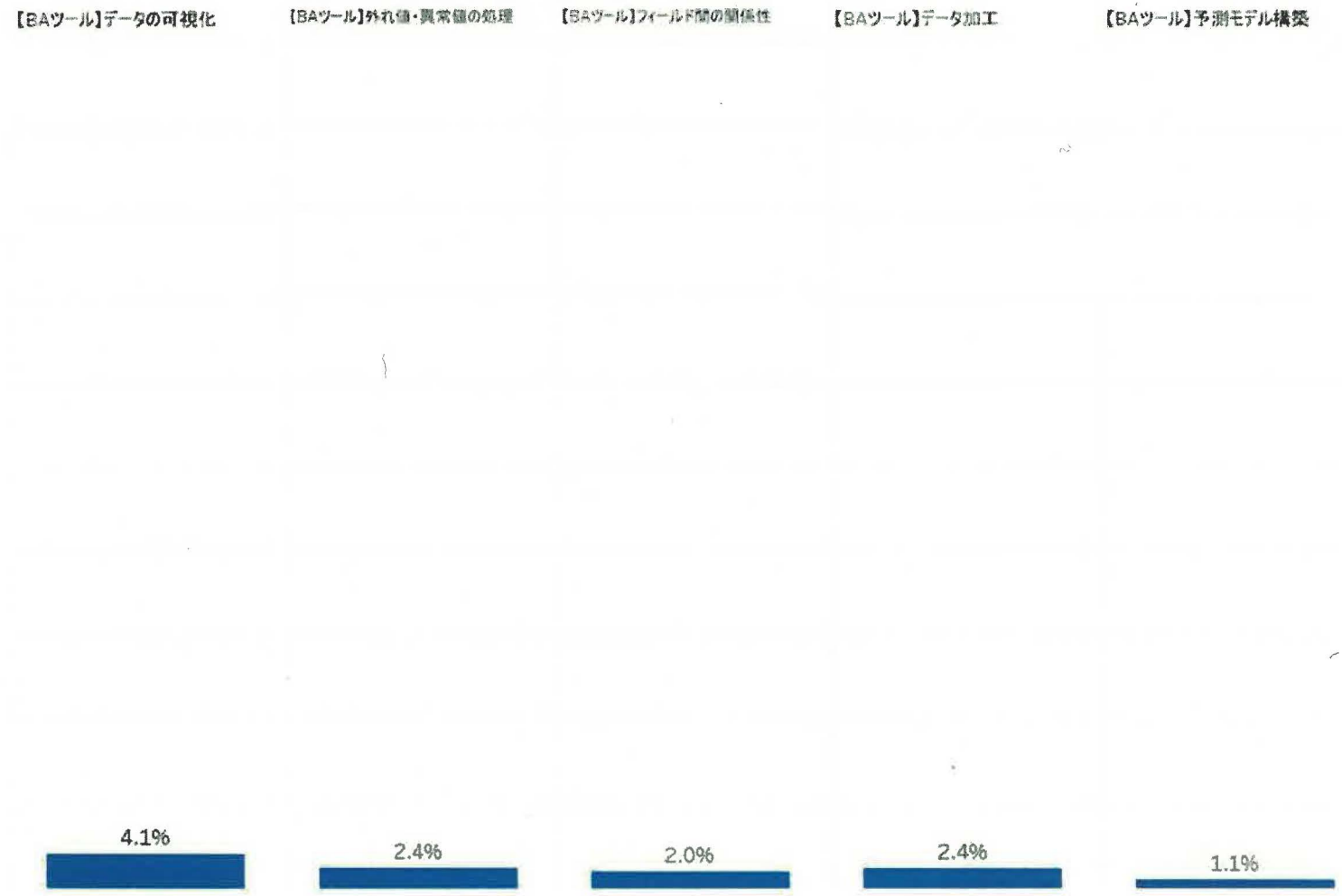
Access・BIツールスキルの全国平均習得率



国税組織全体として、Accessについての習得度はどのスキルにおいても３割以下と低調となっている。また、BIツールについての習得度はどのスキルにおいても２割以下と低調となっている。

データリテラシーチェックの結果（分析：庁・全局）

BAツールスキルの全国平均習得率

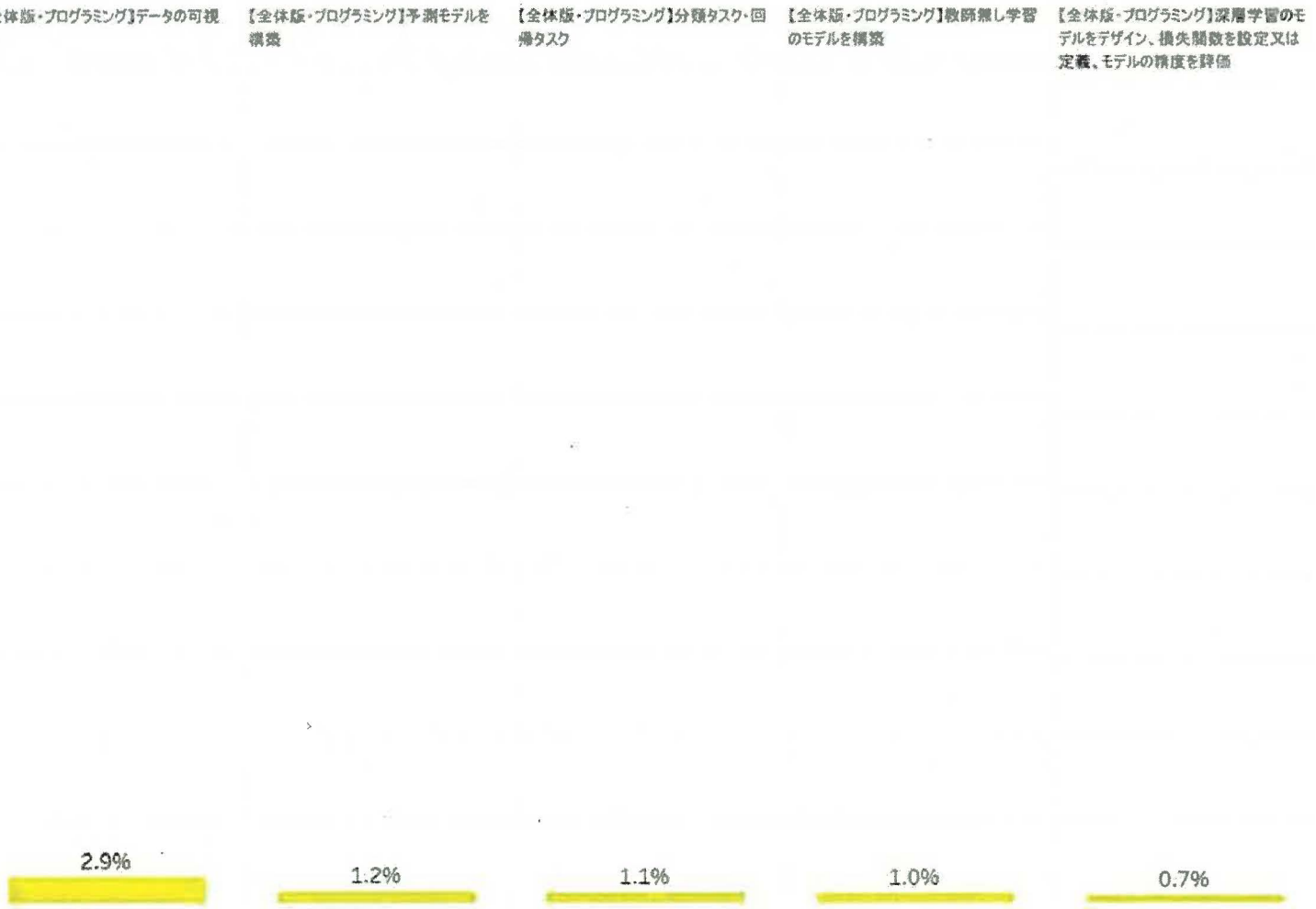


国税組織全体として、BAツールについての習得度はどのスキルにおいても１割以下と低調となっている。

【別紙４－５】

データリテラシーチェックの結果（分析：庁・全局）

プログラミングスキルの全国平均習得率

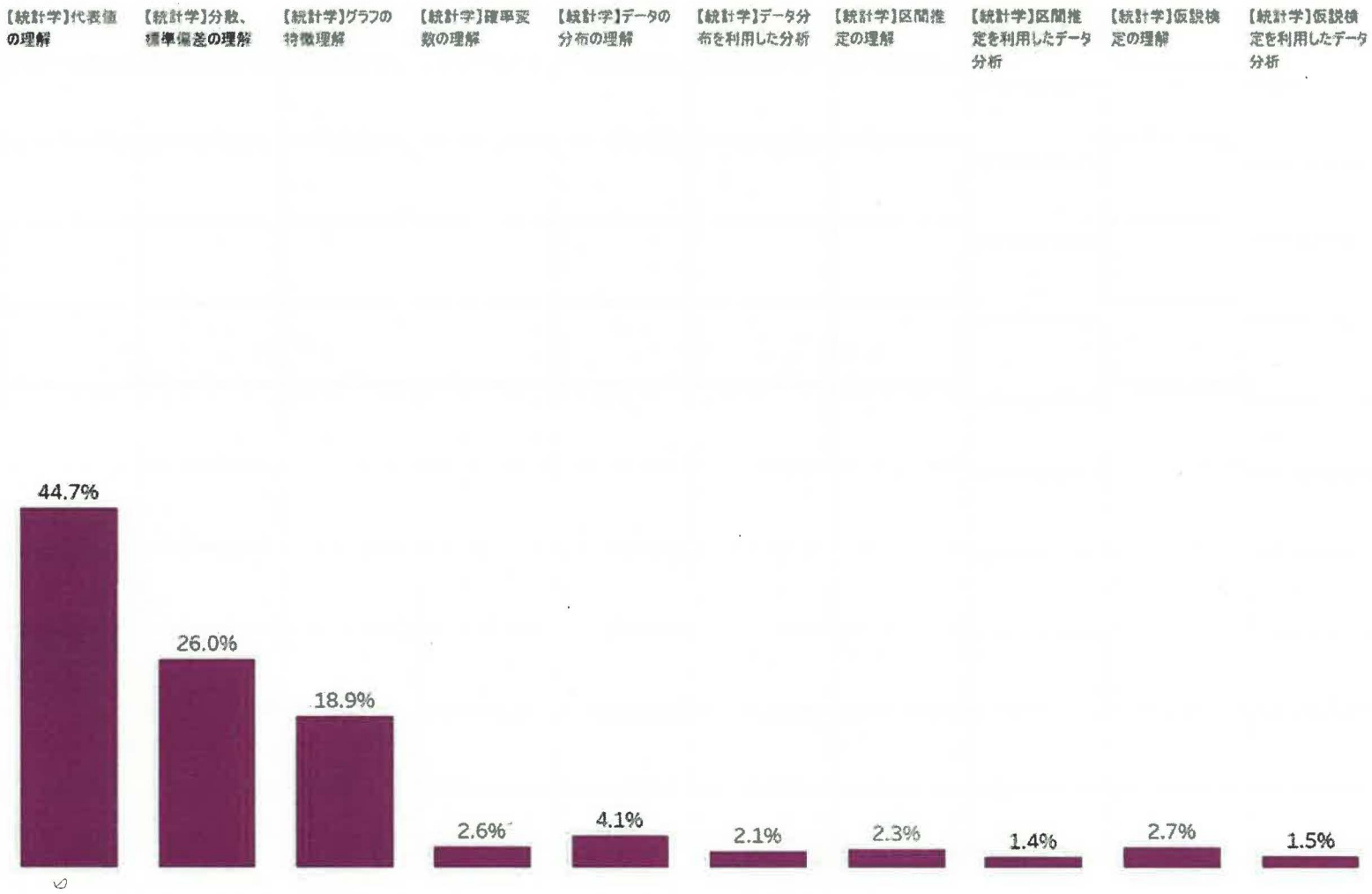


国税組織全体として、プログラミングについての習得度はどのスキルにおいても１割以下と低調となっている。

【別紙４－６】

データリテラシーチェックの結果（分析：庁・全局）

統計学に関する知識の全国平均習得率



国税組織全体として、代表値の理解は４割を超えてスキルを習得、分散・標準偏差の理解は２割を超えてスキルを習得、グラフの特徴理解は１割を超えてスキルを習得しており、その他統計のスキルについては、１割以下がスキルを保有。

【別紙４－７】

データリテラシーチェックの結果（分析：庁内）

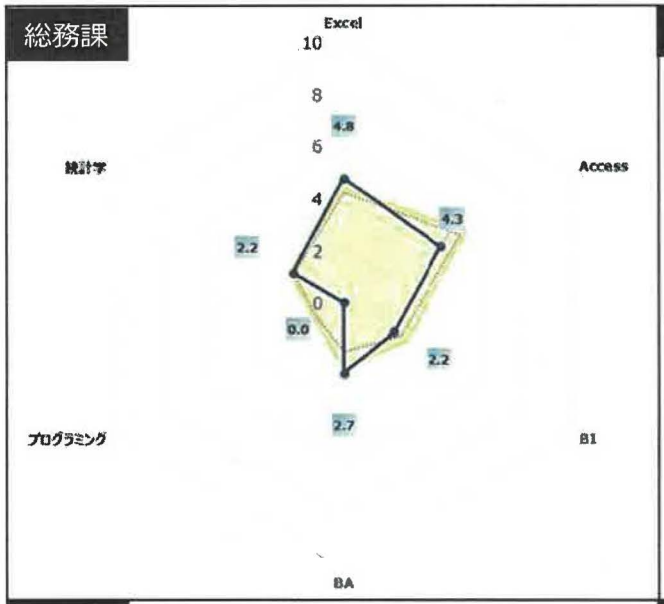
	総務課	情報公開・個人情報保護室	税理士監理室	広報広聴室	調整室	監督評価官室	人事課	会計課	企画課	税務相談官	デジタル化・業務改革室	データ活用推進室	法人番号管理室	参事官	国際業務課	相互協議室	厚生管理官	国税庁監察官
Excel	4.8	2.9	2.3	5.4	4.8	2.3	5.5	1.7	3.7	0.6	4.8	9.3	4.5	4.6	3.6	2.5	3.9	0.0
Access	4.3	2.1	1.4	8.6	0.0	6.7	7.4	0.4	4.6	1.2	5.6	10.0	4.1	5.9	3.8	4.1	4.3	6.9
BI	2.2	0.0	0.0	2.3	4.1	1.8	2.8	0.4	2.6	0.0	4.4	10.0	1.3	2.7	1.8	0.0	1.4	2.5
BA	2.7	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0	1.2	0.0	1.0	0.0	2.6	10.0	0.0	2.6	0.9	0.0	0.8	0.0
プログラミング	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.7	0.0	0.8	0.0	1.9	10.0	0.6	1.4	0.2	0.0	0.7	0.0
統計学	2.2	0.5	0.4	1.9	0.9	1.1	3.0	0.0	1.6	0.9	3.6	7.1	1.4	2.2	2.1	2.2	1.3	1.3
総合スコア	2.7	0.9	0.7	3.7	1.6	2.0	3.4	0.4	2.4	0.5	3.8	9.4	2.0	3.2	2.1	1.5	2.1	1.8

	課税総括課	消費税室	軽減税率・インボイス制度対応室	審理室	個人課税課	資産課税課	法人課税課	酒税課	酒類業振興・輸出促進室	資産評価企画官	鑑定企画官	管理運営課	徴収課	調査課	査察課
Excel	5.09	3.19	4.77	4.33	5.44	3.19	5.06	1.11	3.77	5.29	10.00	0.88	6.08	6.11	3.01
Access	7.10	6.32	8.56	2.75	4.83	3.98	8.74	2.44	2.34	5.50	3.68	2.85	7.66	8.74	3.80
BI	6.38	3.60	6.82	0.99	4.14	2.36	2.58	0.00	0.00	3.55	5.31	0.55	6.20	3.37	1.54
BA	6.84	2.31	2.62	0.36	3.33	1.91	3.33	0.00	1.60	5.73	6.36	0.58	6.67	4.36	0.31
プログラミング	3.44	0.00	1.88	0.00	1.76	0.56	2.48	0.40	0.00	0.56	3.44	0.00	2.28	1.32	1.20
統計学	2.82	1.35	2.50	1.63	2.16	1.72	3.02	0.94	2.36	3.96	10.00	0.42	3.74	3.55	0.88
総合スコア	5.28	2.79	4.53	1.68	3.61	2.29	4.20	0.82	1.68	4.10	6.46	0.88	5.44	4.58	1.79

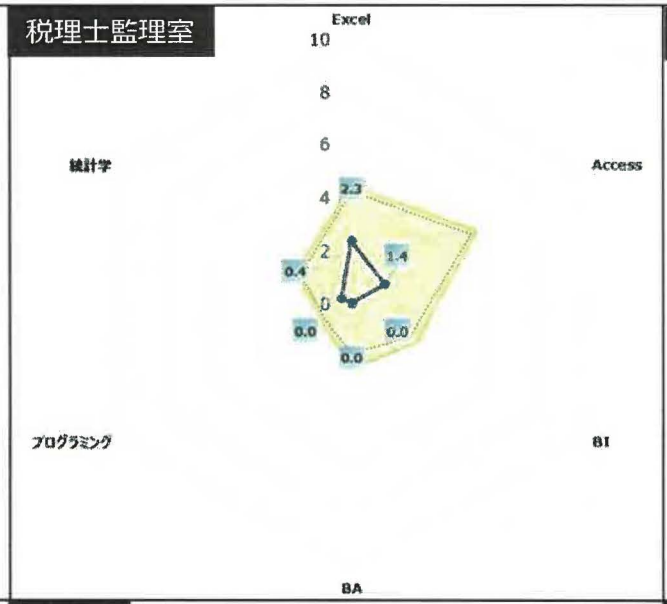
データリテラシーチェックの結果（分析：庁内）

■ 長官官房（1/3）

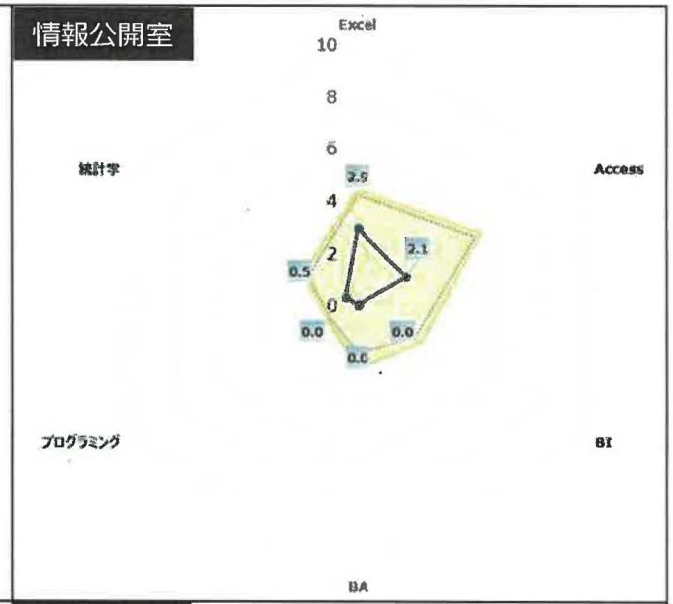
総務課



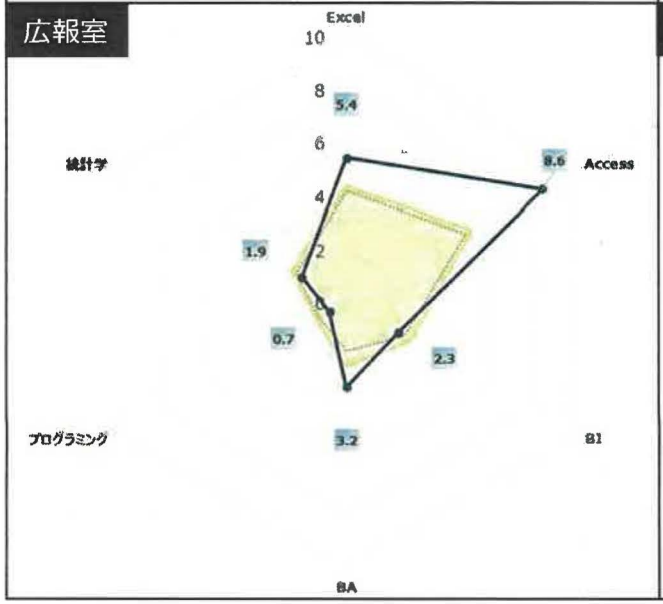
税理士監理室



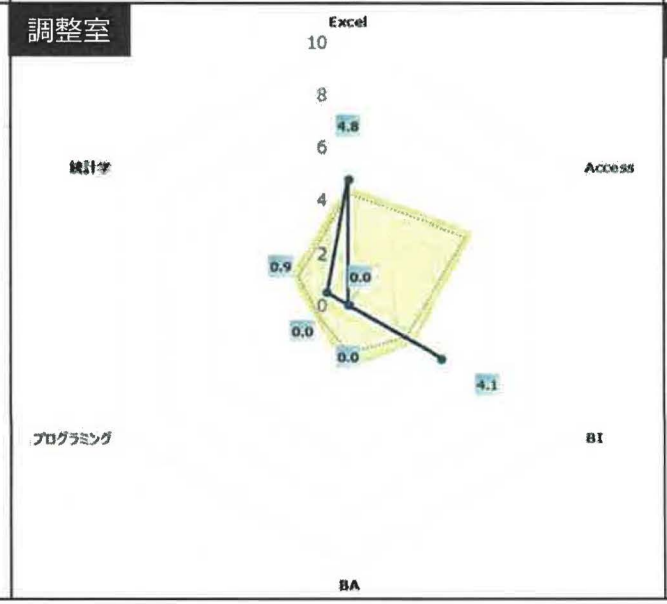
情報公開室



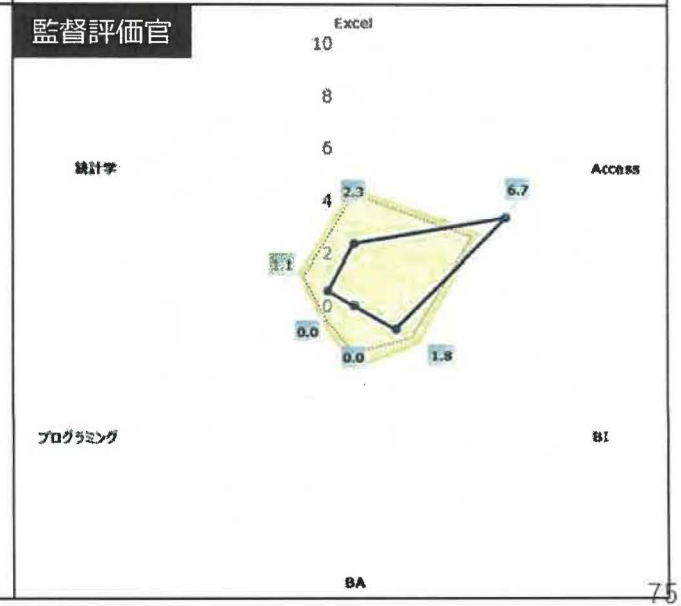
広報室



調整室

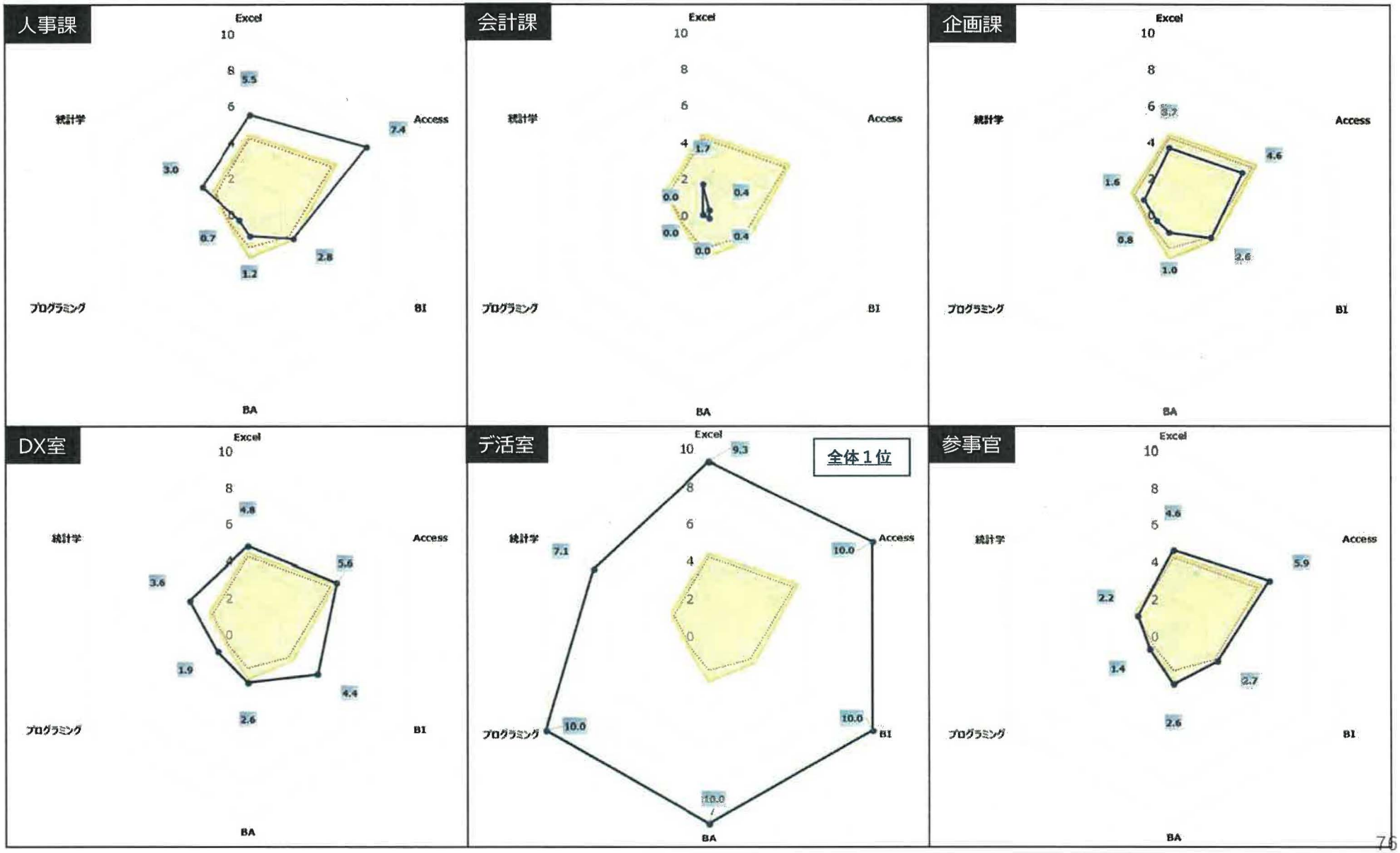


監督評価官



データリテラシーチェックの結果（分析：庁内）

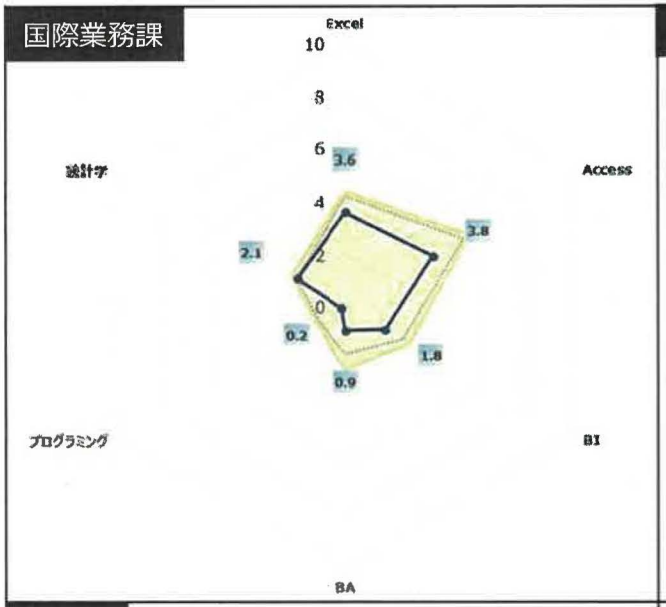
■ 長官官房（2/3）



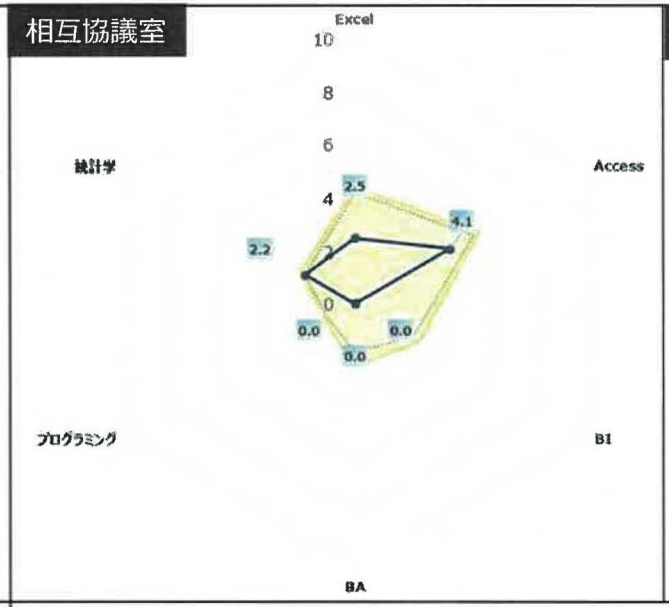
データリテラシーチェックの結果（分析：庁内）

■ 長官官房（3/3）

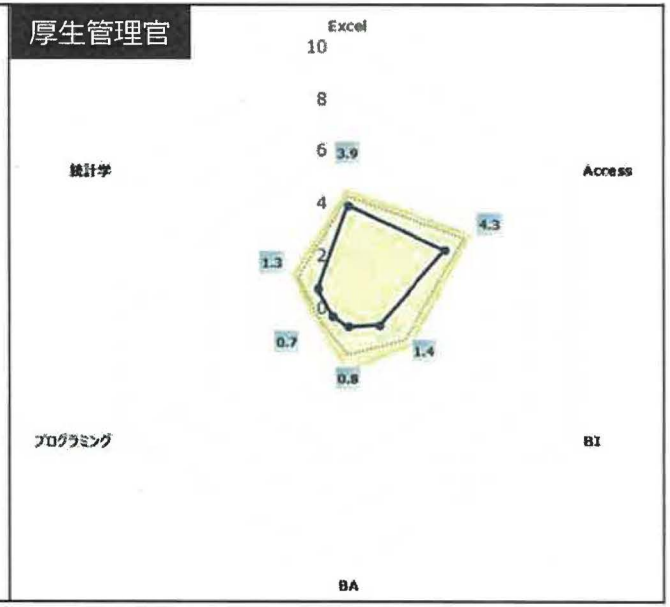
国際業務課



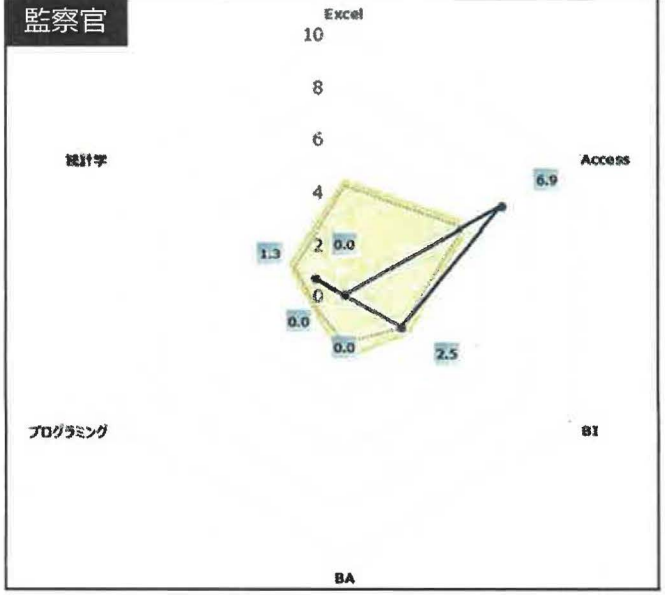
相互協議室



厚生管理官



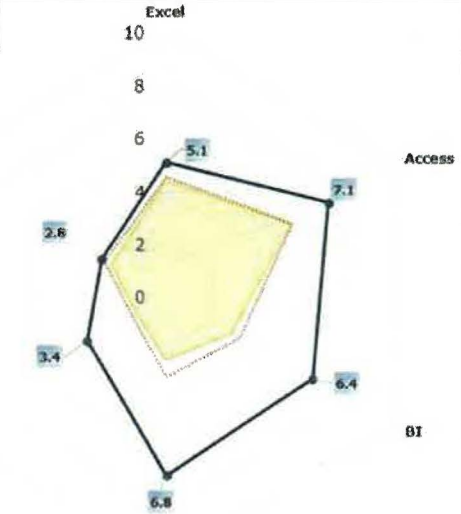
監察官



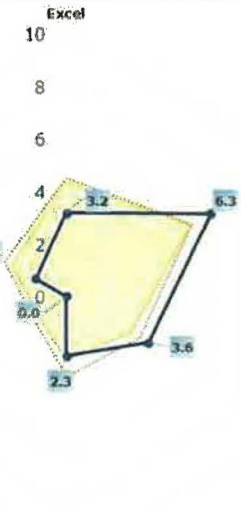
データリテラシーチェックの結果（分析：庁内）

■ 課税部（1/2）

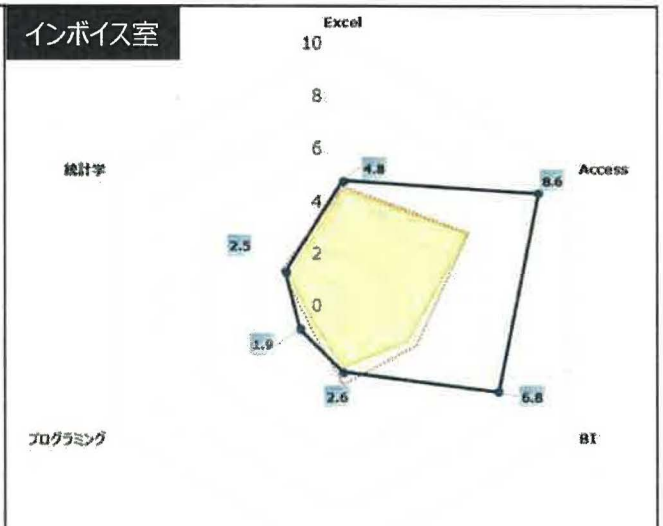
課税総括課



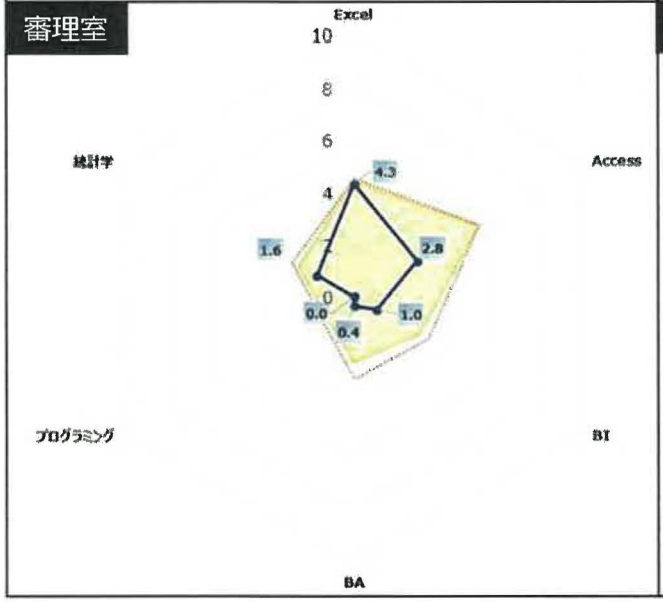
消費税室



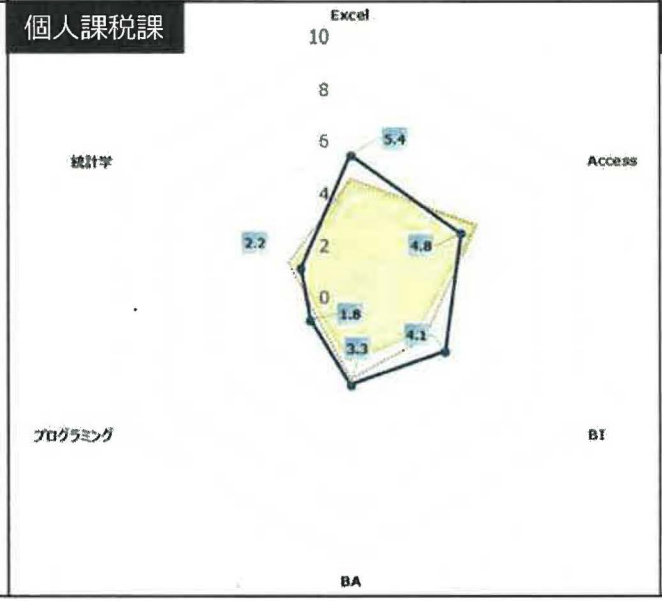
インボイス室



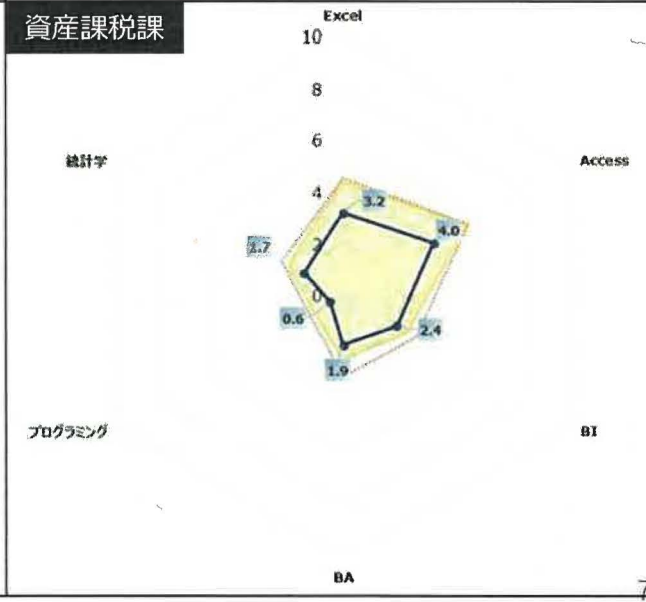
審理室



個人課税課



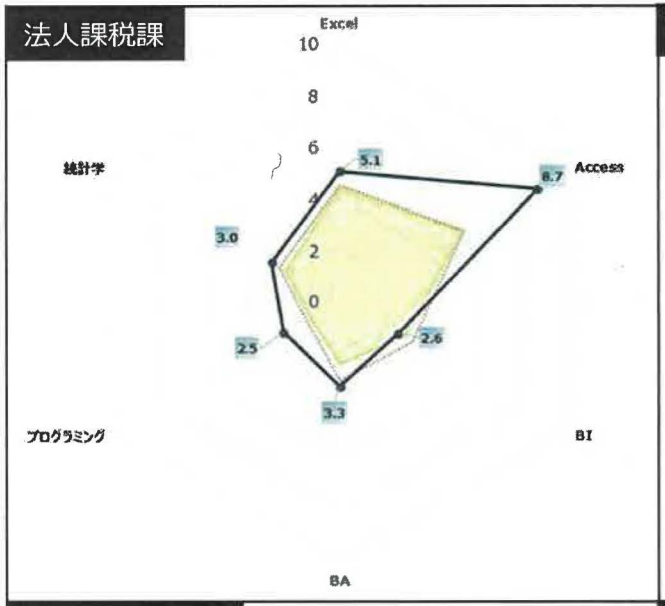
資産課税課



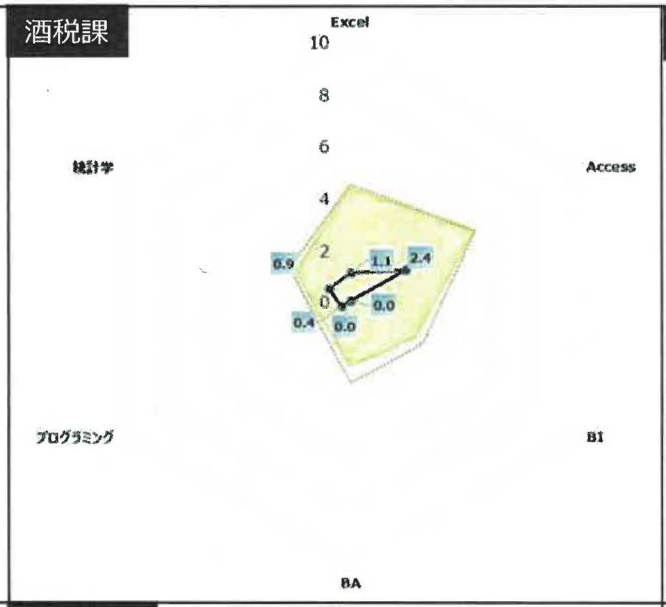
データリテラシーチェックの結果（分析：庁内）

■ 課税部（2/2）

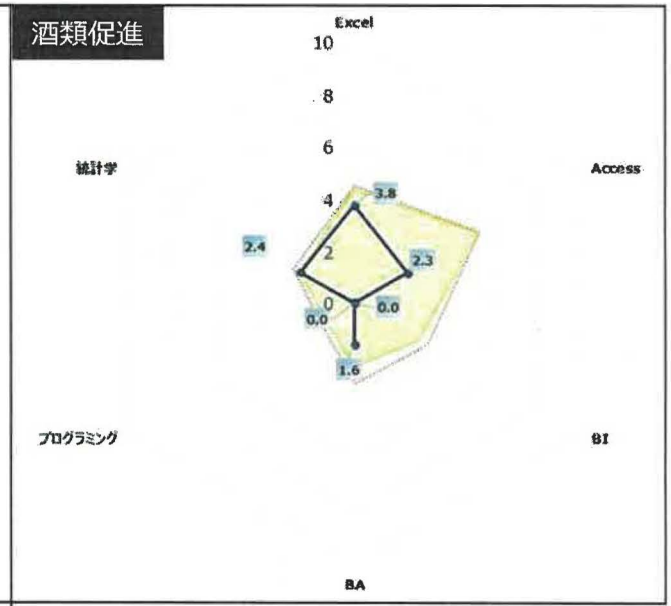
法人課税課



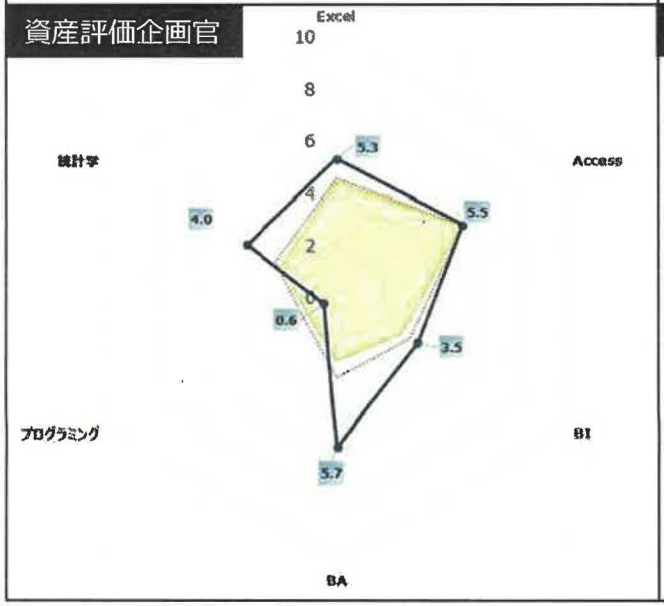
酒税課



酒類促進

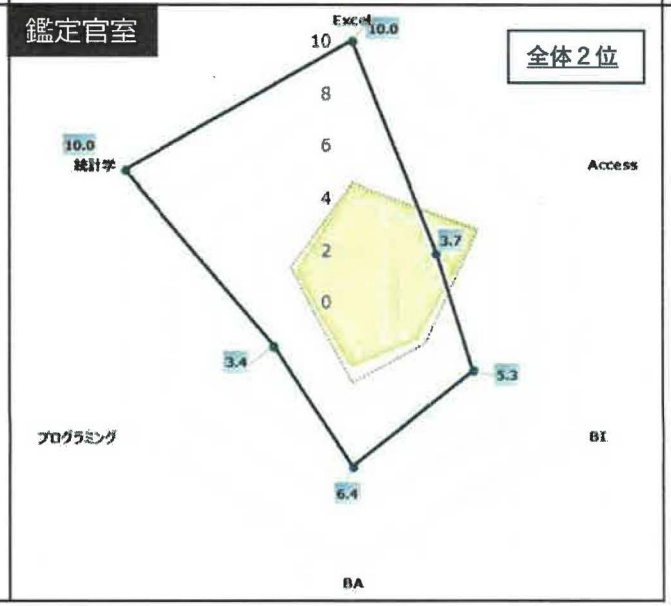


資産評価企画官



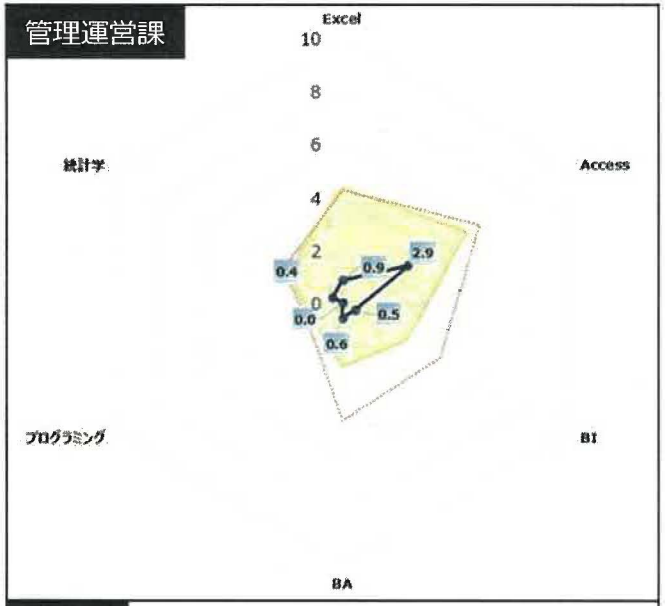
鑑定官室

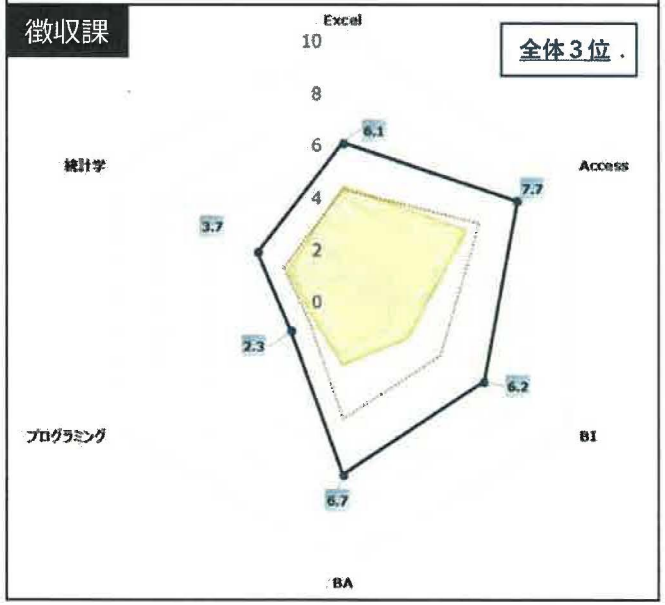
全体２位



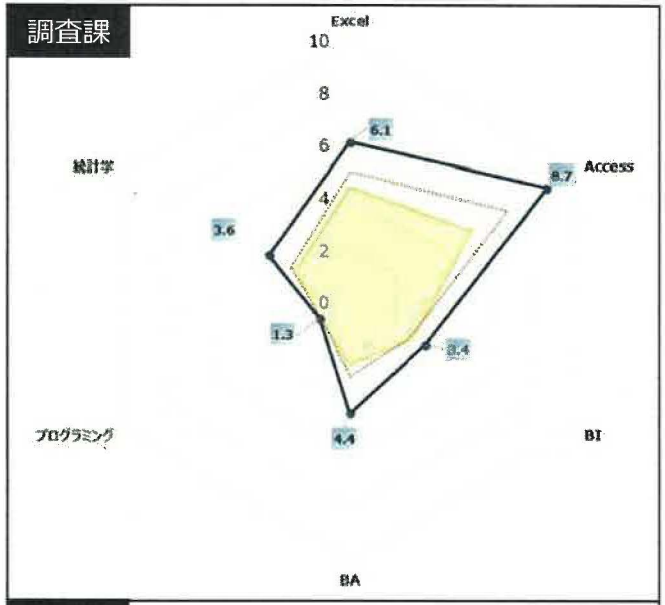
データリテラシーチェックの結果（分析：庁内）

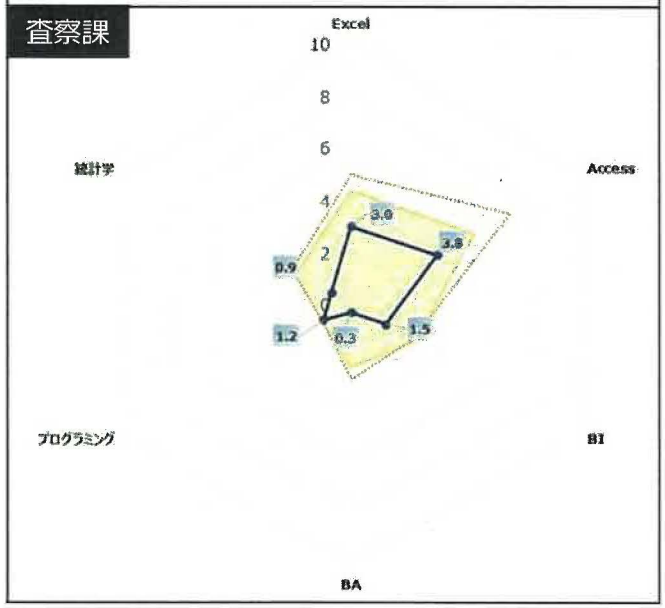
■ 徴収部





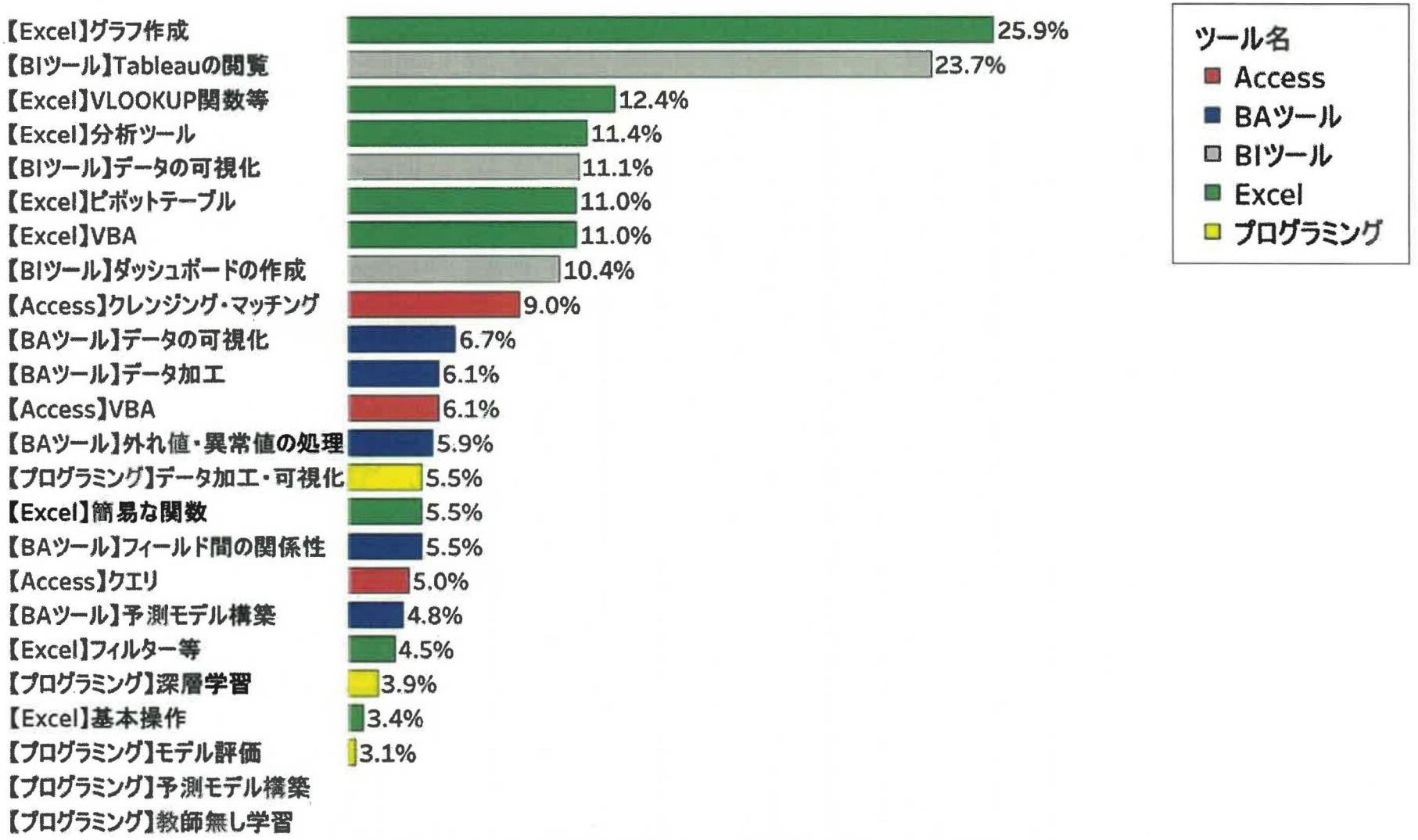
■ 調査査察部





データリテラシーチェックの結果を踏まえ、各課が向上を希望するスキル（分析：庁内）

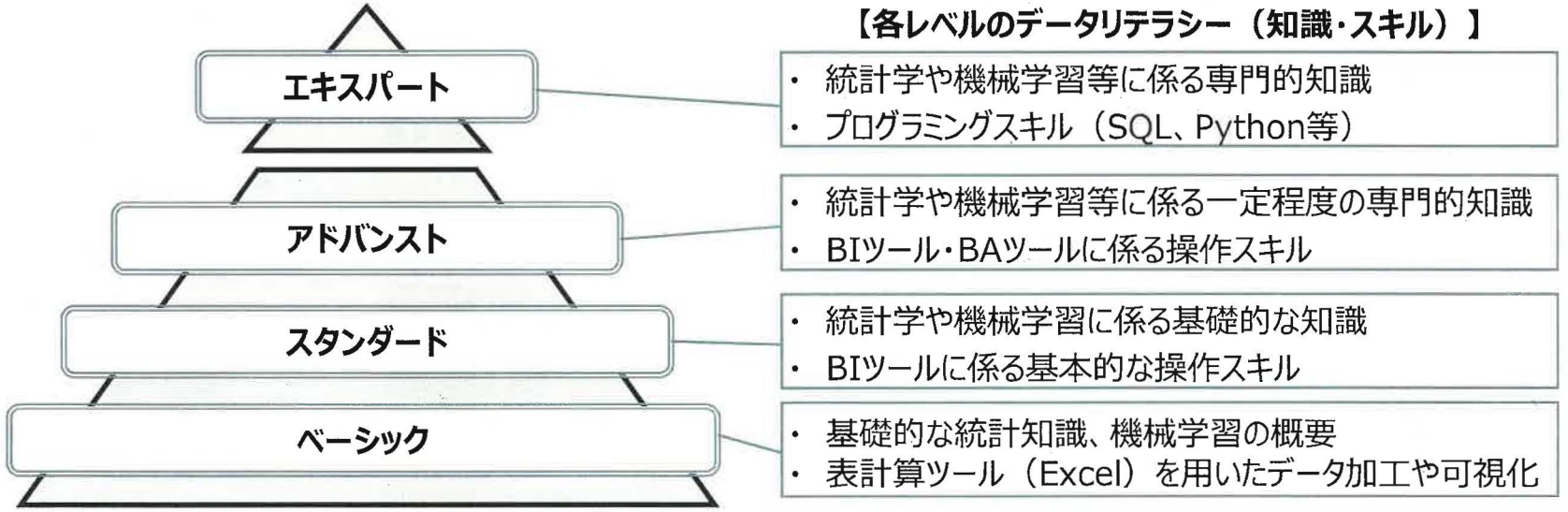
【別紙４－１】



データリテラシーチェックの結果を踏まえ、庁局各課にヒアリングを実施した結果、特にEXCELのグラフ作成・関数の利用、データ可視化ツール（BIツール）の利用方法に係る理解度が低調であるが、各課はスキル向上を希望していることが判明したことから、EXCELやBIツールに係る研修資料の見直しを実施。

【別紙５】

データリテラシーレベル・研修について



データリテラシーレベル	研修開始時期	実施状況等
エキスパート （49日間）	令和２事務年度	税大主催。毎年４月～６月に40名程度を対象に対面及びオンラインで実施。
アドバンスト （２日間）	令和４事務年度	・局情報システム課職員（約40名）等を対象にオンラインで実施。 ・各局において、各課職員（約200名）を対象に対面又はオンラインで実施。
スタンダード （１日間）	令和５事務年度	各局において、データ分析の結果を事務に活用する局及び署の職員を対象に実施。 （原則、e-ラーニング又は局ポータルサイトを利用した自学習により実施。）
ベーシック （0.5～１日間）	令和３事務年度	・全職員を対象に、e-ラーニング、講義形式など各局の実情に応じた形態にて実施。 ・令和５年４月以降は、税大において初任者研修として実施。

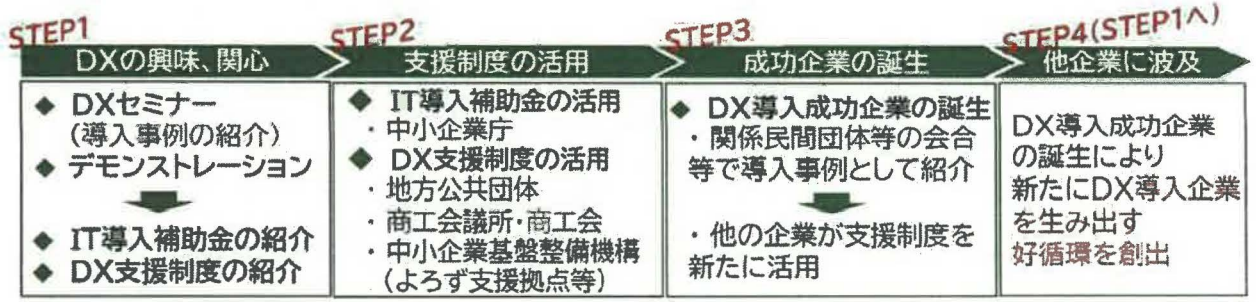
令和７事務年度の取組方針

１．会計ソフトの普及（AI-OCRを含む）に向けた取組（中小・零細事業者向け）【庁局】

- 国税当局は会計ソフト導入に係るメリットを訴求することにより、事業者の意識醸成に努める。具体的な会計ソフト等の導入に係る相談があった場合は、相談窓口一覧を活用し支援機関等に円滑に引き継ぐ（下図参照）。
- 周知広報に対応する職員のモチベーションを維持する観点から、会計ソフトの利用状況を当面の成果指標とし、その状況を局別にフィードバックすることを検討。ただし、申告書等で当該項目が未記載の者が多いことから、税理士会等を通じて、確実な記載を依頼する。

２．デジタルインボイスの普及に向けた取組（中堅・大企業向け）

- デジタルインボイスの普及に関する社会全体の機運醸成に向けて、EIPAと協働し、足元の状況を踏まえたロードマップの策定や官民一体となったキャンペーンの実施等について協議を進める。【庁】
- 独自EDIが構築されていない中堅企業やEDIとは別に請求書プラットフォームを利用している大企業をターゲットにデジタルインボイスを案内し、当該企業の取引先への波及を目指す。【庁局】
- 調達業務（ＢtoＧ）におけるデジタルインボイスの利用について、活用状況の確認及び活用されない要因を分析するとともに、利用環境の整備に向けて、関係省庁に働き掛けを行う。【庁】
- 令和７年度税制改正において、電子帳簿保存法に請求書等のデータを帳簿に自動連携する仕組み（デジタルシームレスの一部）の普及に関する措置が盛り込まれていることから、それを契機にデジタルインボイスの更なる周知広報に取り組む。【庁局】



事業者のデジタル化促進

○　デジタルインボイスの普及に向けた取組

- **EIPA（デジタルインボイス推進協議会）との連携**
  EIPAと協議を進め、EIPAサイトにデジタルインボイス導入事例集を掲載。



- **調達業務（BtoG）におけるデジタルインボイスの利用**
  まずは足下の国税庁の調達において、デジタルインボイスを推進する大手ベンダー（EIPA会員）が受託する契約を対象にデジタルインボイスによる請求書の送付を依頼。

※令和７年３月末におけるデジタルインボイス受領の実績は、デジタル庁で２件、国税庁で1件

- **令和７年度税制改正による電子帳簿保存制度の見直し**
  令和７年度税制改正に伴い、請求書等のデータを帳簿に自動連携する仕組み（デジタルシムレスの一部）が電子帳簿保存法上に位置付けられ、一定の要件を満たして送受信・保存を行った場合、重加算税の軽減等の税制上の措置を受けられることとなったことから、本件税制改正を契機として、一層の周知広報に取り組む。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
納税者サービスＰＴ

納税者サービスＰＴ事務の概要

１　事務の概要

令和８事務年度以降、内部事務のセンター化により、これまで窓口・渉外事務等（以下「窓口事務等」という。）を担っていた管理運営担当定員の多くは、センター化対象事務とともに業務センター室に移管され、署における窓口事務等に従事する職員が減少する。

そのため、オンライン手続への誘導や用紙（紙）に関する管理・処理事務量を削減するなどの施策を通じて、窓口事務等の効率化を図る必要がある。

これまで、こうした納税者サービスの充実等に関する事務は、各担当部課室が個別に取り組み、実施してきたところであるが、今後は、目指す納税者サービスの実現に向けて、全体最適を図るという視点に立ち、“納税者目線”をこれまで以上に重視し、「申告要否や手続を調べ、相談し、申告納付する」といった一連の流れを俯瞰し、各種施策を包括的に見直して納税者サービスの再整理の取組を推進する体制を構築する必要があることから、国税庁においては令和６事務年度から「納税者サービスＰＴ」を設置し、国税局（所）においては令和７事務年度から「納税者サービスＰＴ」を設置する。

２　事務の現状

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、全体最適を図るという視点に立ち、納税者サービスの再整理の取組を推進していく必要がある。

納税者サービスＰＴでは、上記の基本的な考え方に基づき、以下の取組や事務を行っている。

(1)　納税者サービスの再整理

令和７事務年度における主な取組は、以下のとおりである。

イ　署窓口・電話相談センターにおけるオンライン手続等の利用勧奨方法の見直し

オンライン手続等の推進については、次回以降の納税者利便の向上と来署・架電者数の逓減による将来的な事務量の削減を目的として、署窓口や電話相談センターにおいて利用勧奨を効果的に実施することが重要である。

令和７事務年度においては、統一的に整備したアテンドフローや各種操作マニュアル、チラシ等を活用し、実際に納税者に利用体験させることで積極的に利用勧奨に取り組む。

ロ　用紙交付方法の見直し

ＤＸ・ＢＰＲアイデアボックスの意見等を受け、オンライン手続等の利用拡大をより一層図り、用紙等に関する管理・処理事務量及び経費を削減する観点から、署の総合窓口（内側を含む。）に設置する用紙等の種類・数量の削減に取り組む。

ハ　キャッシュレス推進デー（試行）

納税者をキャッシュレス納付に誘導しやすい環境を作ることで、キャッシュレス納付の増加を目指すため、令和７年４月から、特定の税務署において「キャッシュレス推進デー」の試行を全局で実施している。

ニ　各局電話相談センターが相互に受電する体制の構築（試行）

納税者サービスの再整理の取組により増加する電話相談に的確に対応し、電話相談センターに求められる役割を果たすことができるよう、各局電話相談センターの間で相互に受電する体制の構築に向けて、令和７年 11 月から試行に取り組む。

⑵　デジタルコンテンツ

デジタルコンテンツの運用状況等は、以下のとおりである、

イ　チャットボット

「チャットボット」は、相談用デジタルコンテンツとして納税者からの税務相談にＡＩが回答を選択して提示するウェブサービスであり、現在、国税庁ホームページ上において、「所得税の確定申告」、「消費税の確定申告」、「インボイス制度」、「年末調整」に関する相談に対応している。

また、令和８年２月から「贈与税の申告」に関する相談の追加を予定している。

【チャットボットに寄せられた質問件数】

令和４年度	令和５年度	令和６年度
712 万件	1,102 万件	1,253 万件

ロ　タックスアンサー

「タックスアンサー」は、国税庁ホームページ上で、よくある税の質問についての一般的な回答を情報提供するデジタルコンテンツであり、令和４年１月には、新たな検索機能の追加等を行い、知りたい情報が探しにくいとの課題に対応した。

なお、令和６年度は、利用件数が初めて１億件を超えた。

【タックスアンサーの利用件数】

令和４年度	令和５年度	令和６年度
8,079 万件	8,910 万件	11,212 万件

ハ　総合ＦＡＱ（仮称）

令和６年１月から国税庁ホームページのタックスアンサーや各種ＦＡＱの内

容を整理し、電話相談事務に活用する電話相談ＦＡＱを作成している。

令和７事務年度においては、電話相談ＦＡＱの内容（質・量）の充実を図るとともに、電話相談センターでの活用に向け、ＦＡＱ検索ツールの内製化を進めていく。

なお、作成した電話相談ＦＡＱについては、各種ＦＡＱと集約した上で「総合ＦＡＱ（仮称）」として、国税庁ホームページに掲載することを検討している。

⑶ 電話相談

電話相談の状況は、以下のとおりである。

イ 電話相談センター

各局（所）に設置されている電話相談センターに、666名（うち再任時短職員18名）の職員を配置し、納税者からの電話相談に集中的に対応している。

【電話相談センターの相談件数】

令和４年度	令和５年度	令和６年度
489万件	538万件	581万件

【令和６年度月平均相談件数】

通常期（４月～10月）	38万件
年調期（11月・12月）	54万件
確申期（１月～３月）	68万件

ロ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

ヘルプデスクは、e-Taxを利用するための手続やパソコン操作に関する問合せ等について、電話やメールにより対応している。

なお、１月から３月の相談件数は、年間の約７割を占める。

【ヘルプデスクの相談件数】

令和４年度	令和５年度	令和６年度
40万件 (28万件)	42万件 (27万件)	43万件 (30万件)

※括弧内は、１月～３月の相談件数を示す。

⑷ 納税者支援調整官

納税者支援調整官は、税務一般に関する納税者からの苦情に関する事務のうち、当該納税者が適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び教示並びに調整を行うために平成13年７月に設置され、74名の納税者支援調整官が各局（所）のほか主要な税務署（43署）に派遣配置されている。

なお、令和７事務年度から納税者支援調整官に関する事務は、納税者サービスＰＴが行う。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
参　事　官

情報システムについて

１　情報システムの概要

国税庁では、デジタル庁で整備する政府共通のシステムのほか、独自のシステムを開発・運用している。

主要な「独自システム」は、以下のとおり。

（注）政府のシステムは、「①デジタル庁システム」、「②デジタル庁・各府省共同システム」、「③各府省システム」の３つに区分されるが、この「独自システム」は、主に②に該当。

① **国税総合管理（ＫＳＫ）システム**【平成 13 年 11 月導入】
国税の申告・納税など、国税の賦課・徴収の基盤となる情報を一元的に管理するシステム

（注）ＫＳＫは、メーカー独自の技術で構成される「ホスト（メインフレーム）」と、仕様が公開されている技術で構成される「オープン」の２つに区分されている。

② **国税電子申告・納税システム（e-Tax）**【平成 16 年６月導入】
納税者がインターネットを利用して国税関係手続を行うためのシステム

③ **確定申告書等作成コーナー**【平成 15 年１月導入】
所得税、消費税（個人）、贈与税の申告書などを作成できるシステム

④ **法人番号システム**【平成 27 年 10 月導入】
法人番号を指定・公表・通知するためのシステム

⑤ **免税販売管理システム**【令和２年４月導入】
免税店から購入記録情報を受信し、税関端末へ提供するほか、税関からの出入国情報を受信するなど、免税販売の情報を管理するシステム

⑥ **国税庁ＬＡＮシステム**【平成 16 年４月導入】
職員がメール・文書作成などの各種機能やＫＳＫシステムなどの各種システムを利用するための基盤となるシステム

上記のほか、適格請求書発行事業者公表システム、国税庁ホームページ、チャットボットなどがある。

また、各国税局で独自に開発・運用している情報システムもある。

2　システム管理体制・予算

(1)　管理体制

イ　国税庁

庁参事官室が、国税庁の情報システムの整備・管理を担当している。

（注）ＨＰは広報広聴室、作成コーナーは個人課税課・資産課税課、チャットボットは税務相談官室、法番システムは法人番号管理室で開発を担当。

ロ　国税局（所）

ＫＳＫシステムやｅ－Ｔａｘなどの基幹システムの開発・運用は、東京局情報システム部(注)（国税庁事務管理センター）が担当している（大阪局情報システム第二課が、バックアップシステムを担当。）。

（注）システムの開発・運用体制の強化を図るため、令和５事務年度に新設。

国税局の情報システム課は、自局の情報システムの開発・運用などを担当している。

【システム部署の人員】　（令和７年７月時点）

	庁	情シス部	札幌	仙台	関信	東京	金沢	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	沖縄	合計
人数	172	350	12	15	22	78	9	23	60	13	9	13	12	7	795

(2)　予算

システム予算は、令和３年度予算からデジタル庁一括計上とされている。

【国税庁のシステム予算】　（単位：億円）

	令和７年度	令和６年度	令和５年度
国税総合管理（ＫＳＫ）システム	473.3	509.2	499.0
国税庁ＬＡＮシステム	105.4	106.9	103.4
国税電子申告・納税システム（ｅ－Ｔａｘ）	102.9	92.4	107.7
確定申告書等作成コーナー	16.0	30.2	33.1
法人番号システム	27.1	30.2	32.4
免税販売管理システム	17.1	13.3	12.4
その他システム	28.6	29.5	26.9
合計	770.2	811.7	814.8

3　情報システムの課題

⑴　システムの安定稼動

申告・納税などの情報は一元的にＫＳＫシステムで管理されており、また、ｅ－Ｔａｘでの申告も一般的となっているなか、情報漏洩などのインシデントが発生しないようセキュリティ対策を万全とすることはもとより、税務行政の適正な運営にシステムの安定稼働は必要不可欠となっている。

特に、確定申告期においては、ｅ－Ｔａｘや確定申告書等作成コーナーを利用して大量の申告が行われることから、機器や回線の増強のほか、監視体制の強化に取り組んでいる。

他方、（国税の情報システムは、毎年の税制改正などもあり、システム改修を頻繁に行っていることもあり、）システム障害は避けられないものであり、障害発生に備えた体制を整備している。

⑵　ＧＳＳへの移行

ＧＳＳ（ガバメントソリューションサービス）は、行政機関の業務用端末やネットワーク環境などの業務実施環境を、政府共通の標準的な環境としてデジタル庁が提供するサービス。政府方針（デジタル社会の実現に向けた重点計画）として、その活用が原則とされている。

国税庁では、これまで、庁舎内（有線）でのネットワーク利用を前提としていたところ、①（コロナ禍を契機として、）自宅などでも、メールやＷｅｂ会議などの利用が求められるようになったこと、②次世代システム（ＫＳＫ２）では、調査先などからの利用もできるようにする予定であったこと、から、そのような環境が実現できるＧＳＳを、令和７年事務年度に、段階的に庁局署で導入する。

⑶　次世代システム（ＫＳＫ２）への移行

現行のＫＳＫシステムは、その導入から四半世紀が経過し、最新技術の導入が困難になっていることなどを踏まえ、これを刷新すべく、令和２年度に、ＫＳＫ２の開発に着手したところ。

コンセプトとして、①書面中心からデータ中心の事務処理へ、②税目別・事務系統別のデータ・アプリケーションの統合、③メインフレームからオープンなシステムへの刷新、を掲げており、令和８年９月の導入に向け、開発作業を進めている（令和８年９月24日のリリースを予定している。）。

業者の製造（プログラミング）が一旦区切りとなり、令和７年４月から、「職員テスト」に移行している。

ＫＳＫ２導入に向けて、①研修・体制整備（テスト運用、職員研修など）、②移行関連事務（移行に関するリスクへの対応など）、③ルール策定（新たなルール・

マニュアル）の課題について、庁局・各課が一体となって整理・検討を行っている。

⑷　ＤＸ基盤としてのシステム整備

イ　ＲＰＡの開発・運用

ＲＰＡ（Robotic Process Automation）は、パソコンで行っている事務操作を自動化できるソフトウェアロボット技術である。

ＲＰＡは、返戻された通知書のＫＳＫでの検索、文書管理システムでの報告文書受付・保存処理、旅費システムでの出張事績の入力事務など、大量かつ反復して行われる事務を対象に、開発・運用している。

ロ　ＩＣＴ支援ルームの調査支援

調査・徴収事務などの支援として、大阪局にＩＣＴ支援ルームを設置し、調査支援や証拠保全・解析に係る技術支援を実施している。

具体的には、①会計ソフトを活用した帳簿の復元、②ＯＣＲソフトを活用した紙帳票のデータ化、③翻訳ソフトを活用した外国語資料の翻訳について、全国からリモートでＩＣＴ支援ルームにアクセスし、利用できるようにしている。

（以上）

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
企　画　課

ＫＳＫ２導入後の事務運営

１　概要

⑴　総論

令和８事務年度においては、ＫＳＫ２の導入のほか、全署センター化やＧＳＳ端末の導入などにより国税庁全体の事務運営が大きく見直されることになる。これらを見据えて円滑に事務運営を実施していくため、企画課が全体を総括しつつ、各主管課が主体となって、ＫＳＫ２導入後の事務運営について、検討を進めている。

⑵　次世代事務運営ＰＴの役割

ＫＳＫ２（令和８年９月導入予定）により、各系統の事務処理が大きく変更されることから、その円滑な導入に向け、①ＫＳＫ２を前提とした事務処理手順等を策定するとともに、②ＫＳＫ２に対する職員の理解を深めていく必要がある。

このため、専担部署として、令和４事務年度から企画課に次世代事務運営ＰＴを設置し、次のとおり各種取組を進めている。

２　主な取組

⑴　業務マニュアル等の策定

業務マニュアル等（センター用・署用、現行の「事務提要」等に該当）については、ＫＳＫ２導入後の事務処理手順として、①利用者（職員）目線、②一覧性、③わかりやすさを重視して策定作業を進めている。

（参考１）業務マニュアル等は、①ペーパーレス化、②同種の事務の標準化・最適化、③効率化の観点から既存事務の見直しを前提に検討を進めている。

（参考２）業務マニュアル等は、「規程管理システム（仮称）」の導入により、パソコンの画面上で、検索性（見たい画面の絞込みを容易にする機能）を向上し、リンク設定による画面遷移（事務処理画面から様式画面への遷移等）を可能とし、職員の利便性の向上を図る予定である。なお、これに伴い、業務マニュアル等の規程管理システム（仮称）への取込み作業を行う必要がある。

これまで、第一稿、第二稿に庁内関係課室及び各局主務課の意見を反映し、おおむね完成に至っているものの、未解消の課題（システム面の課題（ＫＳＫ２の仕様が未確定となっている事項など）や運用面の課題、他省庁等と調整中である

事項など）も残っている。

令和７事務年度においては、

・　令和６事務年度までに未解消となった残りの課題を検討・解消しつつ、

・　「総合運用テスト」や「テスト運用」において把握した改善点等を踏まえ、業務マニュアル等のブラッシュアップを随時行う。

⑵　内部帳票の再構築

ＫＳＫ２は、「データを中心とした事務処理」を前提としている。

現状、固定帳票として紙出力されている内部帳票（各種名簿や事績書など）については、データ活用や税制改正等に柔軟に対応できるよう、ＫＳＫ２に新たに実装される帳票作成機能（xoBlos（ゾブロス））と出力データを活用し、可変帳票（Excelファイル）として再構築する必要がある。

これまで、①xoBlos で再構築する必要がある帳票の特定や、②具体的な帳票レイアウトの作成、③ＫＳＫ２の各サブシステム（課税システムや債権管理システムなど）からの出力データについて、xoBlos の設定作業を行ってきたところである。

令和７事務年度においては、ＫＳＫ２の新機能であるデータ活用システムから出力するデータについて、データ出力するための編集条件（データ配列など）を定義した上で、xoBlos の設定作業を行う必要がある。

⑶　テスト運用

ＫＳＫ２導入後の円滑な事務運営のため、「総合運用テスト（システム部署の職員が行う動作確認）」に加えて、「テスト運用」を実施する予定である（令和７年10 月～令和８年３月。４拠点の業務センターにおいて、各局の業務センター職員（810 名）が参加）。

（参考１）テスト運用は、東京局大手町分室、大阪局大手前分室、金沢局業務センター及び福岡局春日分室の４拠点で実施。

（参考２）業務センター職員によるテスト運用に加え、局署職員による署の事務処理手順の確認も実施予定（金沢局金沢署、福岡局博多署の２署で実施）。

これまで、テスト運用の実施に向け、テスト項目やテストシナリオの検討、テストで使用する帳票の準備作業を進めてきたところである。

令和７事務年度においては、円滑なテスト運用の実施に向け、朝霞センターに赴き、ＫＳＫ２（実機）を操作の上、各テストシナリオに係る事務処理手順の確認を行うなど、より実践に即した事前準備を行う必要がある。

また、令和７年 10 月以降のテスト運用においては、可能な範囲で各拠点に常駐し、進行管理や従事者からの質疑対応等を行う。

⑷　職員研修

ＫＳＫ２の導入に向けて、職員の習熟度の向上を図るため、令和８年４月以降順次、全職員（非常勤職員を含む。）を対象とした研修を実施する。

なお、職員研修は、ＫＳＫ２の概要や導入後に大きく変更される事務処理手順について理解を深めること、新しい画面構成やシステム操作に慣れてもらうこと

に主眼をおいて、「机上研修」と「実機研修」の２種類を実施する。

これまで、机上研修については、研修資料の第一稿が完成し、実機研修については、朝霞センターと分科会を開催し、研修環境下での使用可能なメニューなどの確認を行ってきたところである。

令和７事務年度においては、机上研修資料の庁局への確認依頼や実機研修で使用するデータの準備作業など充実した職員研修の実施に向けて準備を進めていくとともに、令和８年４月以降、「庁主催研修」の研修講師を担う。

⑸　局署への情報発信

ＫＳＫ２の導入により、事務処理は大きく変更されることになるため、早期の段階から職員の理解を深めていくことが重要である。

これまで、①関心を高めるための情報（Ｑ＆Ａや動画）と、②イメージを定着させるための情報（e ラーニング）の２種類を織り交ぜて情報発信してきたところである。

令和７事務年度においても、情報発信に際し実施した職員アンケートで把握した課題や要望等を反映しつつ、ＫＳＫ２の導入に向け、必要な情報を定期的に発信していく。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
企　画　課

内部事務のセンター化

１　概要

「内部事務のセンター化」は、複数の税務署の内部事務（管理運営事務と課税内部事務）について、専担化した組織（業務センター）で集約処理することにより、事務の効率化と事務の正確性の確保を目指す取組である。

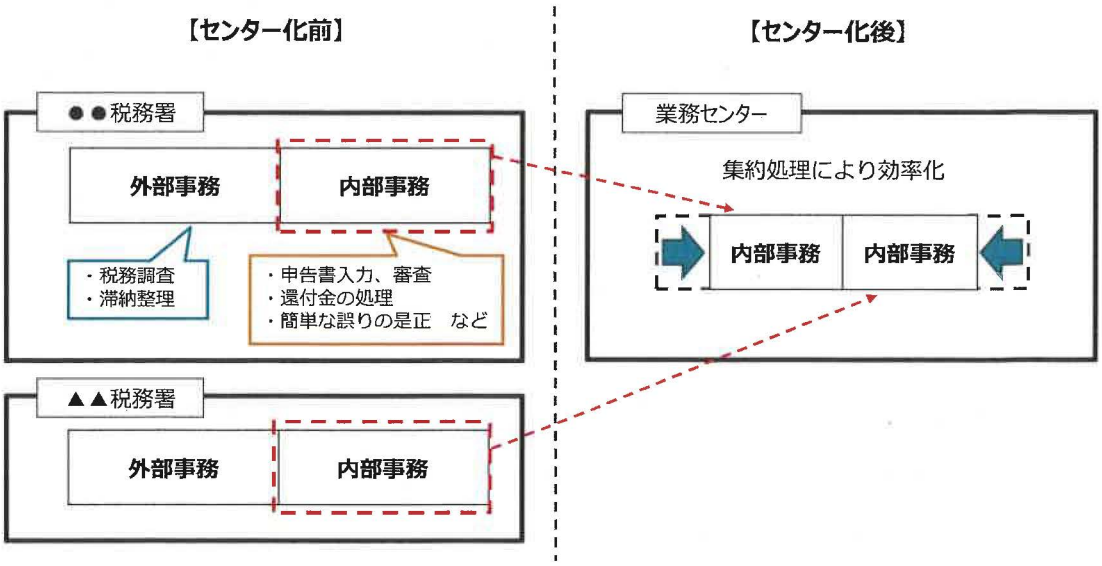
効率化により確保できた事務量については、納税者サービスの充実や税務調査・滞納整理・データ活用といった外部事務の充実・高度化につなげていくこととしている。

（参考）内部事務のセンター化の取組

平成29事務年度～	局試行として実施
令和元事務年度～	庁試行として実施
令和３事務年度～	本格実施、 92 対象署（42 拠点）
現在（令和７事務年度）	364 対象署（72 拠点）
令和８事務年度	全署実施、524 対象署（83 拠点※）

※　令和７年３月時点の計画による

内部事務のセンター化（イメージ図）



2　主な取組

令和８事務年度のセンター化全署実施に向け、センター事務の最適化・高度化を図っていくため、令和７年度においては、次の主な課題について検討を進める。

⑴　ＫＳＫ２導入に向けた準備

ＫＳＫ２を円滑に導入するため、テスト運用や職員研修の準備を進める

⑵　ＫＳＫシステム切替時の対応

ＫＳＫ２への切替に伴う切替前後の事務処理方法について検討するとともに、センター内・局との支援体制の整備を図る。

⑶　ＫＳＫ２導入後の体制整備

ＫＳＫ２以降、入力事務を一伝的に処理することから、ＫＳＫ２のシステムに沿った事務運営を検討する。

⑷　行政指導の強化

センターが納税者のコンプライアンス向上を担う部署として機能していくため、効果的・効率的な事務処理体制や事務処理手順の整備など、行政指導の更なる充実に向けて検討を進める。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
企　画　課

税制改正に向けた対応

１　税制改正意見の申入れ

国税庁では、適正・公平な課税・徴収、事務の簡素・効率化、納税者利便の向上等のために必要と考えられる税制上の措置について、各国税局（所）から報告される執行上の課題も踏まえて税制改正意見として取りまとめ、主税局へ申入れを行っている。

局署の現場で把握された執行上の課題を的確に吸い上げる観点から、庁局間の情報共有体制の強化に取り組むほか、庁内の税制改正意見の検討プロセスにおいては、部署横断的に検討を行い、制度当局との間で十分な検討期間が確保できるよう、各省要望が行われる８月頃よりも早い５月に国税庁税制改正意見の申入れを実施。

（参考１）令和７年度税制改正で措置された主な項目（国税庁税制改正意見関連）

- 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置
- 受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合の所得金額計算の見直し
- 生命保険料控除等の添付書類の見直し
- 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等の見直し
- 電子帳簿等保存制度の見直し
- 添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等による e-Tax の利便性の向上

２　政府税制調査会への対応

政府税制調査会においては、従来から、専門家会合等を通じて、税務手続や適正・公平な課税・徴収のあり方等について議論がなされてきたところ。直近では、令和６年６月に開催された政府税調第三回総会において、３つの専門家会合の立ち上げがアナウンスされ、そのうち「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」（座長：岡村忠生 京大名誉教授）においては、経済社会のデジタル化を踏まえた税務・税制のあり方や税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応について、幅広く議論を行うこととされた。国税庁としても、税務を起点とした社会全体のデジタル化や税務コンプライアンスの向上等に向けて、引き続き主税局とも連携しながら、積極的に議論に参画することとしている。

（参考２）政府税調第三回総会により設置された専門家会合

- 税制のEBPMに関する専門家会合
- 活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合
- 経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
企　画　課

税務行政に関する統計

１　税務統計（全数調査による統計）

税務統計（内国税の賦課及び徴収に係る統計で、国税庁長官が事務運営指針で指定するもの。全数調査）については、ＫＳＫシステムに入力されている各種申告書等データ等から作成し、調査結果として取りまとまったものから、順次国税庁ホームページにおいて公表している。また、全ての調査結果を取りまとめて、事務年度末を目途に「国税庁統計年報」として公表している。

２　標本調査による統計

⑴　民間給与実態統計調査（統計法に基づく基幹統計調査※）（９月公表）

標本として抽出した源泉徴収義務者（民間の事業所に限る。）に配布・回収した調査票の回答内容から得られた数値を基に、全体を推計する方法により、給与所得者数、給与総額、平均給与、税額及び各種控除の適用状況等を調査結果として取りまとめ、公表している。

※　「基幹統計（54統計）」とは、国の行政機関が作成する統計のうち、公的統計の中核をなすものとして重要性が特に高い統計（全国的な政策の企画立案等をする上において特に重要な統計）として、総務大臣が指定する統計をいう。また、その統計調査の実施に当たっては、あらかじめ、調査対象（報告者）の範囲、報告を求める事項、公表の期日等を記載した申請書（調査計画）を総務大臣に提出し、その承認を得る必要がある。

⑵　会社標本調査（３月公表）

標本として抽出した内国普通法人に係る法人税の確定申告書等の内容から得られた数値を基に、全体を推計する方法により、法人数・欠損法人割合、営業収入金額・所得金額・法人税額、繰越欠損金、寄附金・交際費等の計数を資本金階級別、業種別、利益計上法人・欠損法人別に、調査結果として取りまとめ、公表している。

⑶　申告所得税標本調査（２月公表）

標本として抽出した申告納税者に係る所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の内容から得られた数値を基に、全体を推計する方法により、所得種類別の人員及び所得金額、所得階級別の分布状況、各種控除の適用状況等を調査結果として取りまとめ、公表している。

3　国税庁所管統計に係る作成プロセス等の見直し

(1)　統計作成プロセス見直しを巡る経緯

毎月勤労統計調査の不適切処理に端を発する問題により、統計作成機関が講ずべき措置として、統計委員会「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」（令和元年９月 30 日建議）が発出された。本建議では、ＰＤＣＡサイクルによるガバナンスの確立や統計作成プロセスの適正化等が求められているところ、国税庁企画課においては、統計の学術的な知見が不足することから、令和２年７月から外部有識者（大学教授等）を交えた勉強会を開催した。

その後、令和３年７月からは、統計の品質向上を目的とした「国税庁所管統計の整備に関する検討会」を発足させ、検討を進めている。

なお、有識者を交えた会議体の資料及び議事要旨については、国税庁ホームページに掲載している。

(2)　これまでの実施状況及び今後の方向性について

令和４事務年度の有識者検討会で「民間給与実態統計調査」の見直し内容を取りまとめ、「令和４年分民間給与実態統計調査」から新たな復元推計手法を適用して調査を実施し、令和５年９月に公表した。

現在、「会社標本調査」について、ＫＳＫデータから取得可能な項目について全数調査化の検討や、これまでの資本金階級区分の表章に加えて、従業員規模別の階級区分の創設等、抜本的な見直しを進めており、令和６事務年度の有識者検討会では、従業員規模別の階級区分について階級区分案を策定する等、一定の結論を得ることができた。

今後、令和 10 年３月頃に見直し内容を反映した調査結果の公表を目指して、引き続き、会社標本調査の見直しを進めていく。

4　税務データのオープン化に係る検討及び体制整備

(1)　税務データのオープン化を巡る経緯

政府全体の取組として、様々な課題解決のために、官民で保有されるデータの活用が推進されており、「オープンデータ基本方針」においては「各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とする」とされているほか、「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」においても、「守秘義務等に関する法令を遵守しつつ、可能な限り、利用者ニーズを踏まえた行政保有データのオープン化を進める」とされたところである。

このような行政機関が保有するデータの活用に対する関心の高まりを背景に、他省庁や諸外国の例を参考としつつ税務データの利活用の方法を検討するため、令和２年 10 月から外部有識者（大学教授等）を交えた勉強会を開催した。

本勉強会においては、税務データの中でも、個票データの利用に対するニーズが高いことを踏まえ、守秘義務や個人情報保護等の法律面、統計学・経済学のニーズを踏まえた検討を重ねた結果、まずは、税務大学校との共同研究という形式から始めつつ、併せて、より多くの研究者が分析できるよう、匿名加工した税務データ

にアクセスできる仕組みの可能性を検討する方針となった。

⑵　これまでの実施状況及び今後の方向性について

①　税務大学校との共同研究

令和３年９月に「国税庁保有行政記録情報を用いた税務大学校との共同研究に関する有識者会議」を発足させ、同年10月に「税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン」を公表し、第１期共同研究の公募を実施した。応募があった研究については、同有識者会議における意見を踏まえ、国税庁として２件の採択研究を決定し、令和４年４月から共同研究を開始した。

これまで10件の共同研究を採択しており、研究成果として、12件のディスカッションペーパーを公表している。

②　匿名データの提供

税務データにより多くの研究者がアクセス可能な環境を構築する方策等について検討するため、令和３年10月に「国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会」を発足させた。

以降、匿名加工した税務データ（匿名データ）の提供を開始するために、有識者検討会及びワーキンググループを開催し、ガイドライン・利用規約等の策定や詳細な匿名加工手法の検討を進め、令和７年４月から、所得税の申告情報に係る匿名データの提供を開始したところである。当該匿名データは、個人の属性情報のグルーピングや収入金額等のトップコーティング（上位0.5%を●万円以上と表記）等の匿名加工を施している。

税務データの学術研究目的活用

- 「オープンデータ基本指針」等の政府方針を踏まえ、学術研究を通じた税財政政策等の改善・充実に資する観点等から、学術研究者等を対象として、国税庁が保有する税務データを利用した共同研究や匿名データの提供を実施しています。
- また、匿名データの提供対象税目の拡大や会社標本調査におけるデータの充実（決算書の勘定科目ごとの金額の提供等）等に向けた検討を進めています。

税務データ

氏名等削除　　標本抽出 匿名加工　　統計作成

1 税務大学校との共同研究

研究用データ
個票形式

- 令和４年４月より研究開始
- 10件（所得税・法人税・相続税・消費税）の研究を採択

※公募により、税務大学校の任期付き職員（国家公務員）に任用され、国家公務員法等の守秘義務が課される。
※利用に当たっては、税務大学校の施設内に限定。

2 匿名データの提供

匿名データ
個票形式

- 令和７年４月より提供開始
- 所得税の確定申告書（第一表・第三表）の匿名データを提供
- 提供対象税目の拡大等を検討

※データ提供に当たっては、利用者や利用目的等の要件を満たすことを条件としている。

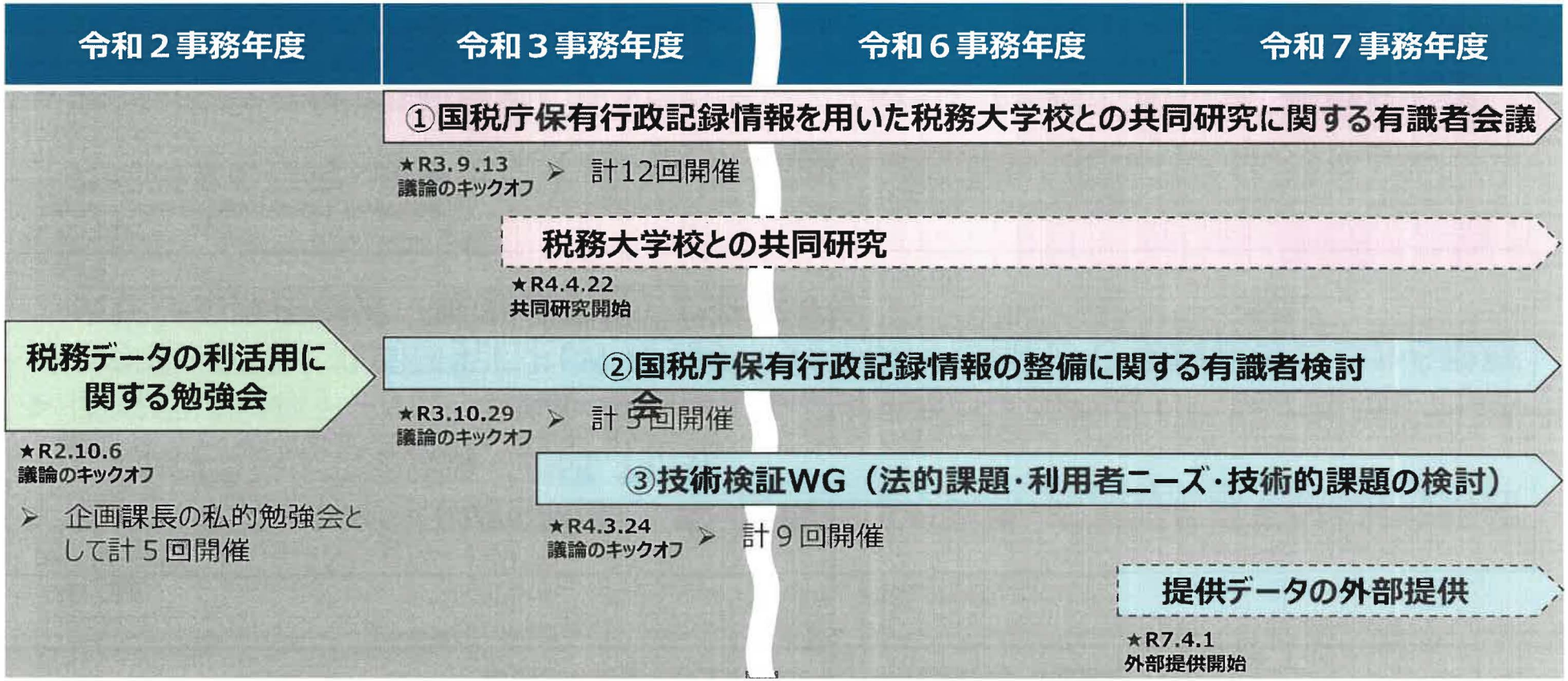
3 会社標本調査の充実

統計データ
表形式

- 勘定科目データを表章項目に追加
- 従業員規模別の階級区分を追加
- 一部調査項目の全数調査化
- 調査対象法人の拡大

オープンデータ化に係るスケジュール

○ 「オープンデータ基本方針」等の政府方針を踏まえ、令和２年10月から税務データの利活用の方法を検討するため、「税務データの利活用に関する勉強会」を開催。
○ 令和３年９月に「国税庁保有行政記録情報を用いた税務大学校との共同研究に関する有識者会議」を発足させ、令和４年４月から共同研究を開始。
○ 令和３年10月に「国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会」を発足させ、令和７年４月から外部提供を開始。今後は、提供対象税目（所得税以外の税目）の拡大等を検討。



※ 令和７事務年度においても、引き続き①、②及び③の会議体を開催予定。

税務大学校との共同研究の概要

概要

- 税務大学校との共同研究を前提に、**税・財政政策の改善・充実等に資する統計的研究**を実施する研究者を公募・採択している。
- 国税庁の税務データは、申告納税制度の下、納税者の信頼や協力によって集積しているものであるため、共同研究において税務データを利用する者は、**守秘義務の観点から税務大学校の客員教授（国家公務員）に任用**する。

共同研究の審査・決定

- 共同研究を実施する研究者については、テーマ（税目）を設定したうえで、**公募を実施**。
- 共同研究に関する**有識者会議を開催し、**国税庁に対して意見をいただいた上で、公募テーマの決定や応募された研究の審査実施等について、最終的に**国税庁が決定**している。
- 公募テーマについては、 所得税・法人税・相続税・消費税を設定しており、現在（R7.6末）、10件の共同研究を採択している。また、研究成果として、12件のディスカッションペーパーを公表している。

既採択研究の紹介

＜第１期共同研究（令和４年４月～開始）＞

研究テーマ	我が国の所得税制に関する税務データに基づく分析（所得税）
共同研究者	**中央大学 国枝繁樹 教授（代表者）**、 九州大学 宮崎毅 教授、信州大学 大野太郎 教授、名古屋市立大学 平賀一希 准教授、 法政大学 宮﨑憲治 教授、大東文化大学 郡司大志 教授、尾道市立大学 栗田広暁 講師
研究テーマ	**「成長志向の法人税改革」が企業ダイナミクスに与えた影響に関する実証分析（法人税）**
共同研究者	**早稲田大学　宮川大介　教授（代表者）**、学習院大学 細野薫 教授、 大東文化大学 布袋正樹 准教授、学習院大学 滝澤美帆 教授、経済産業研究所 荒田禎之 研究員

＜第２期共同研究（令和５年２月～開始）＞

研究テーマ	確定申告者の申告理由と所得の状況の把握（所得税）
共同研究者	**京都大学経済研究所　宇南山卓　教授（代表者）**、神戸大学 勇上和史 教授、 神戸大学 佐野晋平 准教授、財務総合政策研究所 吉川洋 名誉所長、経済産業研究所 荒田禎之 研究員
研究テーマ	**平成26年度以降の法人税改革の効果に関する研究と税務統計を用いた実態把握手法の整備（法人税）**
共同研究者	**慶應義塾大学 土居丈朗 教授（代表者）**、 早稲田大学　別所俊一郎　教授、名古屋市立大学 湯之上英雄 准教授

＜第３期共同研究（令和５年８月～開始）＞

研究テーマ	所得の種類および各種控除と景気変動との関連性に関する分析（所得税）
共同研究者	**日本大学 川出 真清 教授（代表者）**、京都産業大学 八塩 裕之 教授 大阪産業大学 金田 陸幸 准教授
研究テーマ	**日本における世代間移転の実態に関する研究：遺産分割と不動産に焦点をあてて（相続税）**
共同研究者	**神戸大学経済経営研究所 チャールズ・ユウジ・ホリオカ 特命教授（代表者）**、 京都大学経済研究所 宇南山 卓 教授、早稲田大学 小西 秀樹 教授、 京都大学経済研究所 照山 博司 教授、同志社大学 新見 陽子 教授

既採択研究の紹介

＜第４期共同研究（令和６年８月～開始）＞

研究テーマ	欠損金繰り戻し還付制度の利用実態と企業活動への影響に関する分析（法人税）
共同研究者	**大阪大学　恩地一樹　教授（代表者）**、愛知淑徳大学　鈴木崇文　教授
研究テーマ	**大規模災害による法人及び個人企業の経済活動の縮小と回復の影響に関する定量的分析（消費税）**
共同研究者	**新潟大学　中東雅樹　准教授（代表者）**、東京都立大学　吉野直行　特任教授

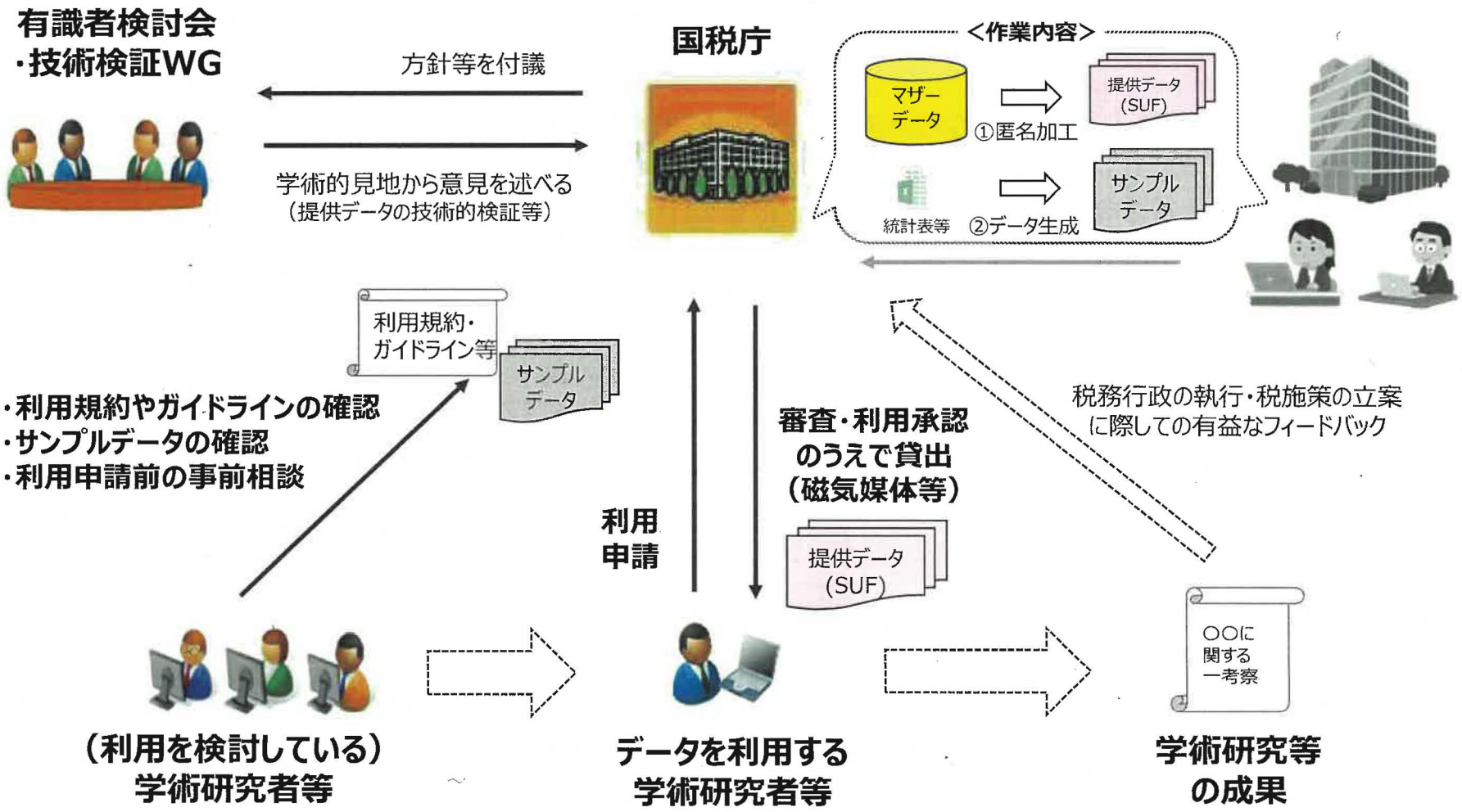
＜第５期共同研究（令和７年８月～開始）＞

研究テーマ	租税情報からみた自営就業のトレンド：日本からの示唆（所得税）
共同研究者	**武蔵大学　神林龍　教授（代表者）**、明治学院大学　仲修平　准教授、長野大学　松永伸太朗　准教授 一橋大学経済研究所　DmitriKoustas　客員研究員、一橋大学経済研究所　YukikoAsai　客員研究員
研究テーマ	**コロナ禍の個人事業主への影響と関連政策の実証分析（所得税）**
共同研究者	**東京大学大学院経済学研究科附属金融教育研究センター　植田健一　センター長（代表者）**、 佐藤　丞　　財務総合政策研究所　研究官

匿名データ提供に関する全体像（イメージ）

○ 学術研究での利用を前提に、利用者は事前に利用規約・サンプルデータ等を確認し、利用申請が承認されれば、 **データを貸し出す**ことにより、提供。

○ データについては、他の情報と照合しても個人等が特定されないよう**匿名加工を実施**。



匿名データ提供に係る概要

利用者及び目的

- 大学や公的機関等に所属する常勤の研究者
- 税・財政施策の改善・充実に関する統計的研究に限る

対象データ

- 所得税申告書第一表、第三表に係る各項目

※　他税目の拡大等については、提供開始後に随時検討

匿名加工の概要

- 名前、マイナンバー、整理番号等は削除
- 住所、生年月日、業種等は、組合せにより個人特定がなされない程度にグルーピング処理を実施（住所は3大都市圏or否、生年月日は5歳階級、業種は12区分）
- 収入金額・課税所得金額等の定量情報は、トップコーティング（上位0.5%を●万円以上と表記）・ラウンディング等の処理を実施

利用者による管理等

- 匿名データは、施錠可能な物理的な場所（国内）に限定して利用可能であり、外部ネットワークから遮断された環境でのみ利用可能
- 管理簿等を提出させた上で、必要に応じて国税庁が監査することが可能
- 情報漏洩など契約違反があった場合には、違反者及び代表者等の氏名等を公表、今後の匿名データの利用禁止などの措置を実施

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
企　画　課

諸外国の税務行政に関する調査

企画課では、税務行政の参考とするため、各国の税務当局の執行体制や取組等について調査を行い、庁内関係課室に対して情報を提供している。

１　諸外国の情報収集及び配信

諸外国における税務行政の最新動向について、長期出張者の作成した海外税務等情報や各国税務当局のプレスリリース、メディアによる報道等に基づいた情報収集・配信を行っている（Daily Tax News(年間 200 件程度)の発行)。また、庁内各課の依頼を受けて個別の論点について長期出張者の協力を得ながら調査を行うほか、庁内の関心が高い先進的なテーマについて深度ある情報収集を行い、取りまとめている（外国調査情報(年間２～４件程度)の発行)。

２　長期出張者が収集した情報の取りまとめ

(1)　長期出張者調査報告書

庁内で直面している課題や将来的に検討すべき課題について、長期出張者が各国税務当局の施策やその執行状況等を、年間を通じて現地において深度ある調査を実施し、報告書を作成する。その中間報告（12 月）や最終報告（５月）について取りまとめ・庁内展開している。

(2)　諸外国の税務行政・各国比較表

諸外国の税務行政に関する基礎情報については、「諸外国の税務行政」及び「各国比較表」として毎年内容を更新・取りまとめ、庁内課室及び各局（所）へ展開している（６月)。

３　世界銀行「BUSINESS READY (B-READY)レポート」関係

「BUSINESS READY (B-READY)レポート」は、世界銀行のビジネス環境ランキング「Doing Business レポート」の後継である。その作成のため、世界銀行は、令和７年９月頃から日本の民間専門家（税理士、社会保険労務士）に対して我が国の納税分野に係るビジネス環境に関する質問調査を開始する見込み。

財務省国際局や主税局など省内関係部局と連携の上、必要な対応を検討する。

（参考）

かつての「Doing Business レポート」（令和３年10月に世界銀行内部で特定国を優遇するなどのデータ不正発覚を契機に廃止）においては、国税庁から日本税理士会（国際部）を経由して、例年複数名のコントリビューター（世界銀行からのアンケートに回答する者）の推薦を行うとともに、推薦者に対して近時の国税庁の施策を事前説明する等の対応を行ってきたところ。

他方で、今回のB-READYについては、世界銀行は「正確で公平な回答を確保するため、B-READYチームは公的セクター（各国省庁）の仲介なしに、民間専門家から直接情報を収集」するとされ、また、各国政府のスタンスとして「個々のコントリビューターの回答に直接影響を与えようとする努力と受け取られかねないコミュニケーションは避けるべきである」とマニュアルに明記されるなど、従来と同様のスタンスでは対応できない可能性が高い。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
法人番号管理室

法人番号管理室の事務概要

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ 13 桁の番号で、利用範囲の制約がなく、誰でも自由に利用できる（平成 27 年 10 月に制度開始。）。

国税庁では、法人番号管理室を設置し、法人番号の指定・公表・通知の事務を実施している。指定等の具体的な事務やシステムの運用については、湯島地方合同庁舎で行っている。

１　法人番号の指定

法人番号は、以下の者に対して、指定している。

①国の機関、②地方公共団体、③設立登記法人（株式会社等）、④①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、所定の税法上の届出書を提出することとされている者、⑤①～④以外の法人又は人格のない社団等であって、税務書類を提出するなど、一定の要件に該当する者で、国税庁長官に届け出た者

２　法人番号の公表

法人番号を指定した法人等の基本３情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号）を、国税庁の法人番号公表サイトで公表している（人格のない社団等は、その代表者等が公表に同意した場合のみ、公表）。

公表サイトでは、検索機能、Web-API 機能、ダウンロード機能を提供している。

３　法人番号の通知

法人番号の指定後、法人設立ワンストップサービスを利用した法人に対しては、同サービス上でオンライン通知し、その他の法人等に対しては、郵送で法人番号を通知している。

（参考１）法人番号の指定件数

制度開始時 （平成 27 年 10 月）	令和７年３月末
約 433 万件	約 570 万件

（注）毎月の新規指定件数は、約 12,000 件。

（参考２）公表サイトの利用数

	平成 28 年	令和６年
サイト閲覧	約 1,185 万件	約２億 5626 万件
検索	約 2,115 万件	約２億 6123 万件
Web-API	約 1,761 万件	約５億 1874 万件
ダウンロード	約 44 万件	約 40 万件

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
国 際 業 務 課

国際業務課の主要事務

１　国際会議への参加

国際業務課は、以下のような国際会議への参加を通じて、税務行政に係る知見を各国と共有し、また、国際課税ルール等についての国際的な検討に参画している。

(1)　OECD 租税委員会関連会合

OECD 租税委員会（CFA：Committee on Fiscal Affairs）とは、OECD における租税分野に関する国際ルールの策定や共通課題への対応について検討を行う委員会であり、OECD モデル租税条約や移転価格ガイドラインなどについて議論を行っている。

また、CFA が 2016 年に G20 と立ち上げた「BEPS 包摂的枠組み」（IF: Inclusive Framework on BEPS、2025 年６月現在で 147 か国・地域が参加）においては、BEPS プロジェクトの勧告内容の実施や見直し等に関する議論に加え、ここ数年は経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題に対する解決策（第１の柱：市場国に対する新たな課税権の配分［利益Ａ］及び移転価格税制の適用の簡素化・合理化［利益Ｂ］、第２の柱：グローバル・ミニマム課税）について議論が行われてきた。

(参考) BEPS プロジェクト

BEPS プロジェクトは、多国籍企業等による税源浸食と利益移転（BEPS: Base Erosion and Profit Shifting）に対処するため、OECD において、OECD 非加盟国の G20 メンバーも参加して 2012 年に開始された。2015 年 10 月に最終報告書が公表され、経済のデジタル化への対応を含めた多数の勧告がなされている。

イ　OECD 税務長官会議（FTA: Forum on Tax Administration）

FTA は、税務行政上の課題について各国のベストプラクティスの共有等を図るため、2002 年に CFA の下に設置された税務当局の長官級のフォーラムである。現在、OECD 加盟 38 か国に非加盟 16 か国・地域を加えた 54 か国・地域が参加している。

FTA の本会合は、全参加国の長官クラスで知見の共有等を行うもので、2019 年以降は毎年開催されている。次回会合は本年 11 月に南アフリカで開催予定。また、FTA の運営方針及び本会合の議題等について議論するビューロ会合 (注) も事務年度内に１～２回程度開催される見込み（現時点で会合日等の詳細は未定）。

（注）ビューロ・メンバーは、FTA メンバー国・地域のうち、個人資格で選出された、我が国を含む 16 か国の長官によって構成されている（2025 年６月時点）。

ロ　作業部会等

CFA の下、各種の作業部会等において国際課税ルール等についての検討が行われており、関係課室とともに課長／課長補佐級職員を中心として積極的に参画している。

国税庁が参加する主な作業部会等として、移転価格ガイドラインの改定等について議論する第６作業部会、消費税等について議論する第９作業部会、情報交換を通じた租税回避防止策等について議論する第 10 作業部会、電子商取引に対する直接税等のあり方（現在は、第１の柱［利益Ａ］）について検討する電子経済タスクフォース、マネロン当局を含む法執行当局との間で租税犯罪に関して検討する租税犯罪等タスクフォース等がある。

(2)　アジア税務長官会合（SGATAR: Study Group on Asia-Pacific Tax Administration and Research）

SGATAR は、アジア太平洋地域の 18 か国・地域の税務当局で構成され、域内の協力と知見の共有を図るための議論が行われる場となっており、長官クラスが参加する年次会合のほか、加盟国・地域の税務当局職員を対象とした研修が実施されている。次回年次会合は、2025 年９月にオーストラリア（ブリスベン）で開催予定。

(3)　日韓税務長官会合

1990 年以来、概ね１年毎に交互に相手国を訪問し、税務行政上の共通の課題について意見交換等を行っている。2018 年９月の韓国（ソウル）での開催以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により中断されていたが、2023 年６月に５年ぶりに日本（東京）で再開され、直近では 2025 年４月に日本（東京）で開催された。

(4)　アジア・イニシアティブ会合（Asia Initiative）

アジア・イニシアティブは、アジア地域における税務当局間の執行協力促進を目的として、「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」(注) により 2021 年に立ち上げられた枠組みであり、2025 年６月現在、アジア地域の 17 か国・地域及び ADB や世界銀行等の国際機関が参加している。次回会合は、2025 年 12 月にインド（ニューデリー）で開催予定。また、次々回会合は、2026 年第２四半期に日本（東京）で開催予定。

(注)「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」は、税務目的の情報交換促進や技術支援を目的として OECD により設置されたフォーラムであり、2025 年６月現在、OECD 非加盟国を含む 172 国・地域が加盟（アジアからは G20 に参加する５か国（日・中・韓・印・インドネシア）を含む 22 か国・地域）。

2　外国税務当局との執行共助

(1)　租税条約等に基づく情報交換

租税条約等の下、諸外国の税務当局との間で、租税の賦課徴収に関連する情報の交換を実施している。令和５事務年度には、約385万件の情報交換を実施。

（参考１）共通報告基準（CRS）に基づく非居住者金融口座情報の交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、非居住者の金融口座情報（氏名・住所・口座残高など）を居住地国税務当局に定期的に提供する枠組み。現在、100を超える税務当局がこの枠組みに参加しており、我が国は、令和５事務年度に約51万件を80か国・地域に提供、約246万件を93か国・地域から受領。

（参考２）国別報告事項（CbCR）の交換

税務当局が多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、グループ内法人の所在国ごとの収入金額や納付税額の配分状況等に関する情報を、税務当局間で共有する枠組み。現在、約90の税務当局がこの枠組みに参加しており、我が国は、令和５事務年度に、68か国・地域に927グループの情報を提供、58か国・地域から2,315グループの情報を受領。

(2)　徴収共助

徴収共助は、税務当局が自国の領域外では公権力を行使できないという制約がある中、租税条約等に基づいて各国の税務当局が協力してお互いに相手国の債権を徴収するという仕組みである。我が国は、租税条約等に基づき、現在、約80の国･地域との間で徴収共助が可能となっており、積極的かつ効果的に制度を活用している。

3　技術協力

(1)　開発途上国に対する技術協力

開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成等を目的として、政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）の枠組み等の下、独立行政法人国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）等と連携し、開発途上国に対する技術協力に積極的に取り組んでいる（注）。

（注）技術協力の実施機関であるJICAが主催する研修等において、税務大学校による講義等が提供されている。

(2)　OECD租税･金融犯罪調査アカデミー

2019年６月８日、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（於：福岡）の場を借りて、麻生財務大臣（当時）立会いの下、グリアOECD事務総長（当時）と藤井国税庁長官（当時）が、「OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー」の設置に関する覚書に署名。2024年６月に当該覚書を更新し、５年間継続することとなった。2019年５月の税務大学校和光校舎での開講以降、現在までにオンライン形式での開催を含め、計19回開催されている。

（参考）OECD 租税・金融犯罪調査アカデミー

OECD 租税・金融犯罪調査アカデミーは、国際的な租税・金融犯罪に対応するための国際協力の推進及び租税犯罪調査官等の技術向上を目的とするものであり、日本のほか、イタリア、ケニア及びアルゼンチンに設置されている。

(3) SGATAR 研修

SGATAR では、国際機関と協力し、加盟国・地域の税務当局職員のキャパシティ・ビルディング（能力開発）のための研修を年５回程度実施している。

2025 年３月には、国税庁が ADB と協働して、滞納の未然防止や徴収事務の効率化、徴収共助に関するワークショップを共催する等、日本としてキャパシティ・ビルディングへの貢献に取り組んでいる。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
相 互 協 議 室

相互協議事務の概要

１　国際的な二重課税の排除のための税務当局間協議

移転価格課税等により生じる国際的な二重課税問題については、租税条約等の相互協議に係る規定に基づいて相手国税務当局と協議することにより、その解決を図っている。また、納税者が独立企業間価格の算定方法等に係る二国間の事前確認（以下「APA」という。）を求める場合にも、相互協議を実施している。

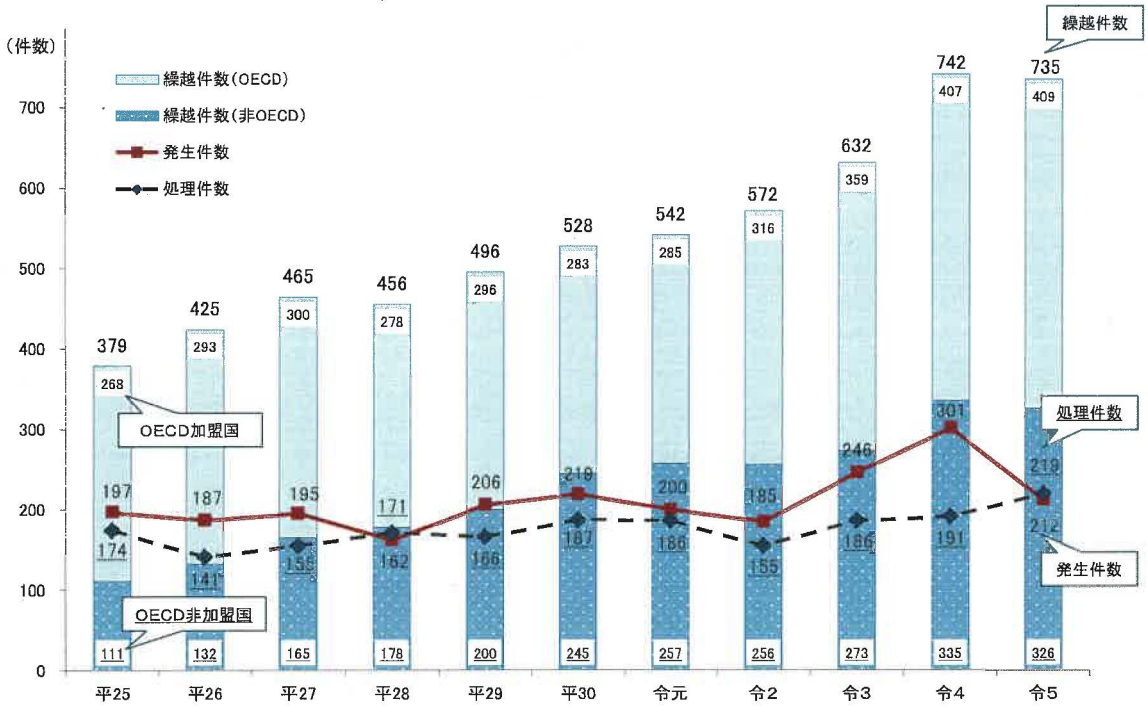
相互協議は、租税条約等の規定に適合しない課税の排除のための「権限のある当局」間の手続であり、審議官（国際担当）以下、相互協議室が「権限のある当局」としての実務に当たっている。

２　相互協議事務の状況

(1)　相互協議事案の状況

①　発生件数等

相互協議事案の発生件数は、令和５事務年度に一時的に減少したものの増加傾向にあり、これに伴い繰越件数も増加している。特に OECD 非加盟国が大半を占めるアジアの国・地域においては、固有の執行実務が存在するとともに、相互協議部局の人員や経験が限られていることから、相互協議に時間を要する傾向にあり、繰越件数が増加する一因となっている(注)。



（注）その他の発生件数の増加に係る技術的な要因として、従来、連結納税制度の下では、各連結子法人の取引について連結親法人が一括して相互協議の申立てを行っていたが、グループ通算制度に移行したことに伴い、令和４年２月の相互協議手続の改正以降は、それぞれの子法人が相互協議を申し立てることになったことも挙げられる。

② 処理期間

BEPS プロジェクトの最終報告書では、各国は、課税事案について相互協議の平均 24 か月以内の解決に向け努力することとされているところ、我が国においては令和５事務年度において同基準を満たすに至っている。一方、APA 事案においては特に OECD 非加盟国との間で処理期間が長期化する傾向にあり、全体としての平均処理期間を押し上げている。

（参考）相互協議事案一件当たりの平均処理期間（単位：月数）

事務年度	令元	令２	令３	令４	令５
全　体	29.4（32.9）	30.3（43.2）	31.6（44.0）	30.2（51.3）	31.8（42.2）
うち課税事案	24.9（22.2）	34.4（43.5）	31.5（44.6）	29.2（40.4）	21.5（20.8）
うち APA 事案	30.7（43.2）	29.2（42.8）	31.6（43.5）	30.5（58.2）	35.8（63.5）

（注）括弧内の数字は、OECD 非加盟国との事案の平均処理期間

(2) 相互協議室の体制

相互協議室の機構・定員は、これまで累次にわたり拡充されてきており、令和６事務年度においては、46 名の人員が配置されている。

相互協議室長は重要な事案や国を担当しつつ、室全体のマネジメントを行っている。また、令和６事務年度から、相互協議室長の下で３名の国際企画官が、米州・アジア・欧州をそれぞれ担当する体制としている(注)。

（注）令和５事務年度は、相互協議室長の下で２名の国際企画官がアジア・欧州をそれぞれ担当し、国際企画調整官１名が北米を担当する体制としていた。

(3) 相互協議の開催状況

例年、米国や中国といった主要国とは、対面での会議を年３回、各回１週間又は２週間、それ以外の国では年１～２回程度、数日間といったスケジュールで相互協議を実施している。また、対面での会議だけでなく、必要に応じて電話会議や Web 会議等による非対面の会議も活用しつつ協議を実施している。

令和６事務年度の協議回数・日数は延べ 45 回・152 日であった。

3 相互協議事案の処理促進のための取組

アジア諸国を中心に繰越件数は増加傾向にあり、事案の処理促進に向けた取組を強化していく必要がある。具体的には、対面会議の実施に加え、電話会議等をこれまで以上に積極的に活用することにより、相手国において事案の検討が停滞することを防ぐとともに、事案解決に向けた両国間での検討を進めていく。

さらに、審議官等によるハイレベルでの接触など、相互協議の場以外でも相手国とのコミュニケーションの促進を図るほか、その交渉相手国の事案全体の状況を見据えた相互協議の対応方針を検討するなど、相手国別に戦略的な対応を講じる。

4　BEPS プロジェクト行動 14（相互協議の効果的実施）への対応

BEPS プロジェクトの行動 14 最終報告書においては、相互協議の効果的・効率的な実施のために採るべき措置（ミニマム・スタンダード）が勧告されている。こうした措置に関する各国の実施状況については、「相互協議（MAP）フォーラム」(注) において平成 28 年末より相互審査（ピア・レビュー）が実施されている。その対象国には、我が国との相互協議事案が多いアジア諸国も含まれており、これらの国との相互協議の実効性を向上させる観点などから MAP フォーラムの議論に積極的に参加している。

我が国に対するピア・レビューについては、平成 30 年８月及び令和３年４月に報告書が公表されており、我が国の相互協議の実務はミニマム・スタンダードを満たしているとの評価を受けていた。

令和６事務年度に、主要国に対する２巡目のピア・レビューが開始され、我が国に対しては、令和６年 11 月から審査が行われており、令和７年７月の MAP フォーラム会合で我が国のレポートが承認される予定である。我が国の相互協議の実務はミニマム・スタンダードを概ね満たしているとの評価を受ける見込みである。

（注）相互協議の実効性を高めるため、その執行面の改善や効率化を図る検討の枠組みとして、FTA（OECD 税務長官会議）の下に設立された会議体。令和６年５月末現在、BEPS プロジェクトに参加する 147 法域が参加している。

5　仲裁手続

租税条約上の仲裁手続は、一定期間内（原則２年以内）に権限のある当局間で解決されない相互協議事案（課税事案のみ）を第三者による仲裁に付託することを可能とするものである。仲裁手続の導入については、それによって権限のある当局間の相互協議の解決の促進が期待できることから、我が国はこれに前向きであり、これまで 33 か国・地域との租税条約等において導入されている（我が国においては、これまでのところ、仲裁手続への付託実績はない）。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
厚 生 管 理 官

厚生管理官事務の概要

１　事務の概要

厚生管理官では、「健康管理」や「宿舎貸与」、「共済組合」事務など、職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務を所掌しており、職員が安心して職務に専念できる環境整備の一翼を担っている。

２　所掌事務

(1)　健康管理

職員が心身両面において健康であることは、職員やその家族にとってかけがえがなく大切なものであり、職務を的確かつ効率的に遂行する上でも極めて重要である。

当庁においては、「心の健康づくりの推進」、「生活習慣病対策」、「テレワークを行う職員のメンタルヘルス対応」及び「職員の健康課題に係る取組」を主としつつ、職員が働きやすい職場環境を醸成するため、様々な健康問題の把握及び解決に向けた取組を行っている。

イ　心の健康づくりの推進

当庁における精神疾患に係る指導区分決定者は、１千人を超える水準で増加傾向を示している。

職員の心の健康づくりについては、明るく風通しの良い職場環境の醸成や円滑な人間関係の構築のための取組に加え、職員の心の健康状態に応じて次表に分類して対応している。

分類	状況	取組内容
一次予防 （未然防止）	心の健康の保持増進	・心の健康づくりに関する教育・研修の実施 ・ストレスチェックの実施 ・国税庁本庁における「先輩！お知恵拝借制度」の実施
二次予防 （早期発見 早期治療）	心の不健康な状態への早期対応	・部内及び部外カウンセラー、専門医、臨床心理士等による相談窓口の設置 ・超過勤務が長時間に及ぶ者に対する面接指

		導の実施
三次予防 （復帰支援 再発防止）	円滑な職場復帰と再発防止	・試し出勤の実施 ・復帰後のフォローアップ　等

ロ　生活習慣病対策

当庁における生活習慣病（注）に係る指導区分決定者は、１万人を超える水準（約５人に１人が罹患）で推移している。

（注）生活習慣病とは、肝臓疾患、高血圧症、脂質異常症、消化器系疾患、糖尿病及び高尿酸血症等のことをいう。

生活習慣病に関する知識の普及と生活習慣の改善のため、職員に対して健康教育や健康づくり運動による啓発・動機付けを行うとともに、健康診断による早期発見、指導区分・事後措置の決定等による治療状況の確認・指導等を行っている。

(ｲ)　健康づくり運動の推進

- 健康づくり月間（５月・10月）行事の実施
- 健康づくり運動ポスターの作成及び掲示
- 健康講話の実施
- 情報誌（厚生ニュース「WELF」）の発行　等

(ﾛ)　健康診断等による早期チェック及び指導

- 健康診断（再検査・精密検査を含む）の皆受診の徹底
- 生活習慣病リスクが高まる30代職員の検査項目の充実
- 保健指導による生活習慣の改善指導
- 共済組合が実施する特定保健指導の受診勧奨　等

ハ　テレワークを行う職員のメンタルヘルス対応

管理者等は、テレワーク中の職員と連絡を取る際に、メンタルヘルス不調の未然防止等の観点から積極的なコミュニケーションを図るとともに、心身の状況を把握するなど健康管理に努めることとしている。

ニ　職員の健康課題に係る取組

女性と男性にはそれぞれ異なる特有の健康課題があり、組織として高いパフォーマンスを発揮するためには、職場全体で女性・男性特有の健康課題について理解し、ヘルスリテラシーを向上していくことが重要である。

このため、職員の健康に関する理解を深めることを目的とした研修を実施しており、職員の意識醸成や、性別を問わず働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる。

(2)　宿舎事務

平成23年12月に「国家公務員宿舎の削減計画」が公表され、国家公務員宿舎は真に公務のため必要な宿舎に限定され、また、主として福利厚生目的の使用は認められないものとされている。現在は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を

確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資する」ことを目的とし、財務省理財局通達に規定された以下の５つの類型に基づき、国家公務員宿舎の貸与事務を実施している。

① 離島、山間へき地に勤務する職員
② 頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員
③ 居住場所が官署の近接地に制限されている職員
④ 災害、テロ、経済危機、武力攻撃等を含め、政府の迅速な対応が求められる事件・事故等が発生した際、各省庁が定める業務継続計画（ＢＣＰ）等に基づき緊急参集する必要がある職員
⑤ 国会対応、法案作成及び予算等の業務に従事し、深夜・早朝における勤務を強いられる本府省職員

⑶　共済組合

イ　財務省共済組合の組織（別添参照）

国家公務員等は、国家公務員共済組合法に基づき省庁ごとに共済組合を組織している。

財務省共済組合は、財務大臣を代表者として、財務本省、財務局、税関及び国税庁（独立行政法人酒類総合研究所を含む。）に所属する職員のほか、特定独立行政法人である造幣局及び国立印刷局に所属する職員で組織されており、令和４年10月からは、一定の勤務要件を満たす非常勤職員も財務省共済組合に加入している。

また、財務省共済組合は本部（本部長：事務次官）の下に35支部を配置し、国税庁においては、国税庁本庁及び各国税局（所）に支部が置かれている（支部長は国税庁次長及び各国税局長（所長））。

ロ　財務省共済組合の事業

財務省共済組合では、①組合員とその被扶養者の医療、出産などに対して行う「短期給付事業」、②組合員の退職、障害若しくは死亡に対して年金を支払う「長期給付等事業」、③人間ドックやレクリエーション助成、団体保険の取扱い、組合員の臨時の出費や住宅取得のための資金の貸付等を行う「福祉事業」の３つの主な事業を行っている。

また、長期給付等については、各省庁の共済組合が共同して事業を行う国家公務員共済組合連合会（ＫＫＲ）に加入している。ＫＫＲでは長期給付等事業のほか医療施設や宿泊施設の運営等の福祉事業等も行っている。

⑷　その他の所掌事務

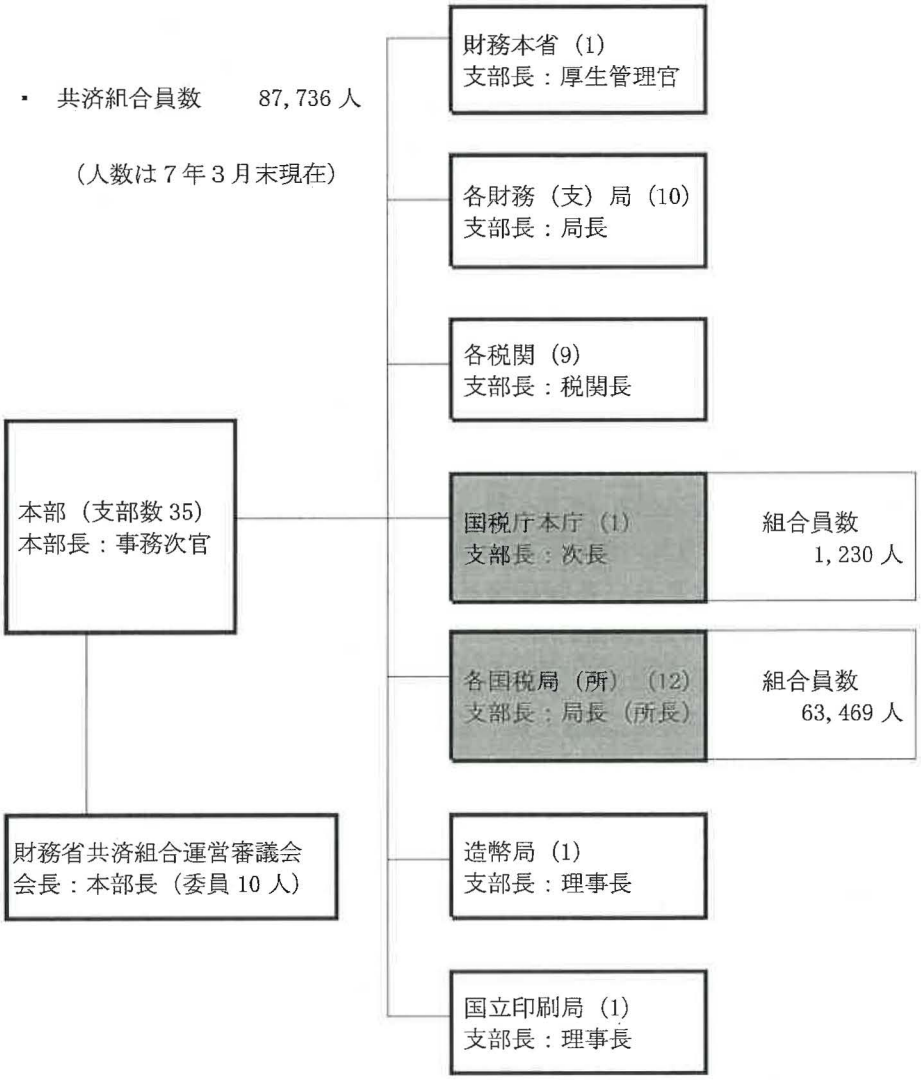
国税組織全体に共通する財形貯蓄、児童手当及び個人型確定拠出年金（iDeCo）に関する事務を集中的に処理するため、局署で行っていた事務を国税庁に集約化（厚生事務集中センターを外部委託により設置）し、その運営業務を行っている。

別添

財務省共済組合の組織

財務省共済組合は、財務本省、財務（支）局、税関、国税庁、造幣局及び国立印刷局で構成され、本部の下に 35 支部が配置されており、国税庁においては、国税庁本庁及び各国税局（所）ごとに支部が置かれている。

また、財務省共済組合の適正な運営に資するため、「財務省共済組合運営審議会」が設置されており、毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算等について審議している。



保存期間：３年
（令和９事務年度末）
監　察　官　室

監察事務の概要

１　国税庁監察官の任務等

⑴　任務

国税庁監察官は、財務省設置法第 26 条第１項に規定する国税庁の所属職員について、同項の規定による「監察」及び「捜査」を行い必要な措置を採り、もって綱紀を保持し、公正な税務行政の運営に資することを任務としている。

⑵　定員・機構

財務省設置法第 26 条第１項等に基づき、現在、国税庁監察官（以下「監察官」という）120 人及び国税庁監察官補（以下「監察官補」という）42 人が配置されている（別紙「組織図」参照）。

このうち、監察官 114 人及び監察官補 40 人は、国税庁から各国税局へ派遣され、派遣首席監察官の下で監察事務に従事している。

２　監察事務の基本方針

監察事務に当たっては、その基本理念である「非行の根絶」に向け、非行の未然防止及び早期発見に努めるとともに、発生した非行に対して厳正に措置し、全ての職員に服務規律の遵守及び綱紀の保持を一層徹底させることを事務運営の基本方針としている。

具体的には、監察官が国税局、税務署の同一部署を年数回巡回し、予防講話を実施、併せて自己学習型の予防講話資料を提供するとともに、その部署の実態や職員の動向等を的確に把握するなど、非行の未然防止及び早期発見を図る巡察事務を実施する。一方で、非行等があると思料する場合には、非行監察又は犯罪捜査を実施するなど組織一体となって対処するものである。

なお、監察官は、特別司法警察職員に準ずるものとして国税庁職員の職務犯罪に対する捜査権限を付与されていることから、捜査面での任務遂行能力の向上に努めるほか、関係機関との緊密な連絡と協力の促進を図ることとしている。

【参　考】

○　懲戒処分の状況

年	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６
人　員	38 人	40 人	32 人	46 人	43 人

（注）人事院公表の処分人数（暦年ベース）を示す。

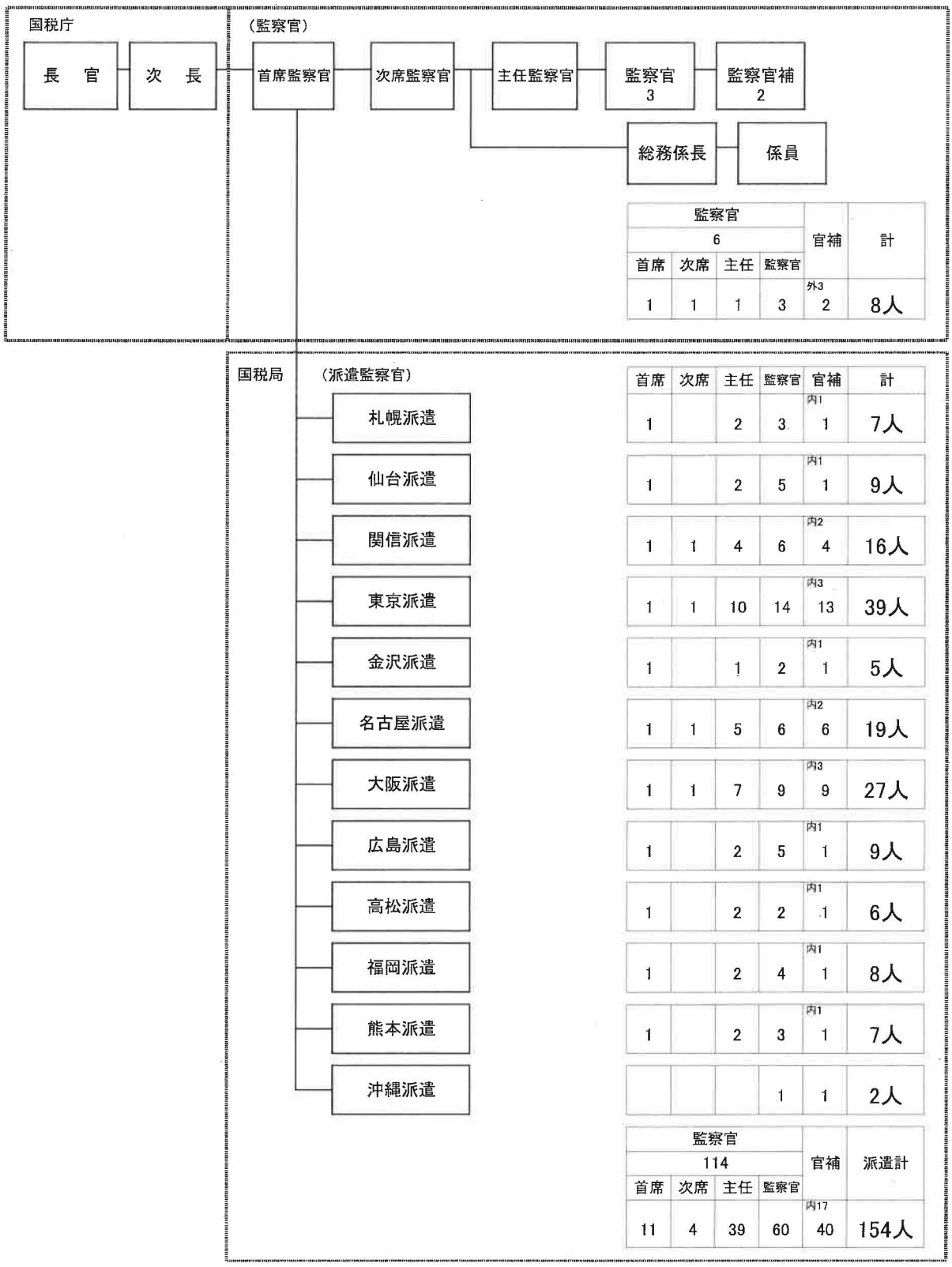
○　非行監察・犯罪捜査の状況

事務年度	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６
非行監察	７件	14 件	15 件	25 件	21 件
犯罪捜査	－件	１件	－件	－件	１件

（注）処分日又は送致日（事務年度ベース）を基準に集計。

別紙

組　織　図　（令和7事務年度）



監察官				官補	計
6					
首席	次席	主任	監察官		
1	1	1	3	外3 2	8人

首席	次席	主任	監察官	官補	計
1		2	3	内1 1	7人
1		2	5	内1 1	9人
1	1	4	6	内2 4	16人
1	1	10	14	内3 13	39人
1		1	2	内1 1	5人
1	1	5	6	内2 6	19人
1	1	7	9	内3 9	27人
1		2	5	内1 1	9人
1		2	2	内1 1	6人
1		2	4	内1 1	8人
1		2	3	内1 1	7人
			1	1	2人

監察官				官補	派遣計
114					
首席	次席	主任	監察官		
11	4	39	60	内17 40	154人

監察官(注1)				官補	全国計
120					
首席	次席	主任	監察官		
12	5	40	63	外3 内17 42 (注2、3)	162人

注1　財務省設置法第26条：「120人以内を置く」

注2　国税庁事務分掌規則第80条：「45人以内を置く」

注3　「官補」欄内書きは再任用職員を示し、外書きは併任枠を示す。

※　派遣別の監察官及び監察官補の定数については、「国税庁監察官事務規程」第４条第３項及び別表１による。

○　財務省設置法（抄）

（所掌事務）

第４条　財務省は、前条第１項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

二十一　法令の定めるところに従い、第 27 条第１項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置を採ること。

（国税庁監察官）

第 26 条　国税庁の所属職員（国税庁、国税局及び沖縄国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く。以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第４条第１項第 21 号に掲げる事務を行わせるため、国税庁に国税庁監察官 120 以内を置く。

（国税庁監察官が行う捜査）

第 27 条　国税庁監察官は、次に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

一　国税庁の所属職員がしたその職務に関する犯罪

二　国税庁の所属職員がその職務を行う際にした犯罪

三　前二号に掲げる犯罪の共犯

四　国税庁の所属職員に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条の犯罪

２　前項の捜査については、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定を適用する。ただし、逮捕、差押え、記録命令付差押え、捜索、検証及び検視並びに（中略）は、することができない。

○　国税庁事務分掌規則（抄）

（首席国税庁監察官の下に置かれる専門職及び係）

第 80 条　首席国税庁監察官の下に、国税庁監察官補 45 人以内及び監察官総務係を置く。

○　国税庁監察官事務規程（抄）

【監察官等の任務】

第９条　監察官は、法第 26 条第１項に規定する国税庁の所属職員（以下「職員」という。）について、同項の規定による監察及び捜査を行い必要な措置を採り、もって綱紀を維持し、公正な税務行政の運営に資することを任務とする。

【監　察】

第 10 条　監察官は、前条の監察においては、職員の行為について服務上の適否を調査し、非行の防止及び処理を図るために必要な行政上の措置を採るものとする。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
課　税　部

課 税 部 の 概 要

○　課税部各課（室）の事務分掌の概要

区　　分	事　　務　　分　　掌
課税総括課	○　課税部事務運営の基本方針及び各種施策の企画・立案 ○　課税部事務の総括 ○　資料情報に関する事務、法定資料の審理事務 ○　局資料調査課及び統括国税実査官が行う調査（局特別調査（単独調査）及び局特別調査（局署合同調査））に関する事務運営
課税企画官	○　重要な専門的事項についての企画・立案（国際課税企画官所掌分を除く。）
データ活用企画官	○　データ活用に係る重要な専門的事項についての企画・立案
国際課税企画官	○　国際課税・その他の重要な専門的事項についての企画・立案
個人課税課	○　申告所得税（譲渡所得、山林所得を除く。）及び個人に係る消費税に関する事務運営、所得税審理事務　《関係民間団体：(一社)全国青色申告会総連合》
資産課税課	○　資産税各税（相続税・贈与税、申告所得税（譲渡所得、山林所得）、登録免許税及び地価税）に関する事務運営及び審理事務並びに公益法人等への財産寄附に係る非課税承認事務
資産評価企画官	○　財産評価（相続税・贈与税等における各種財産の評価）の事務運営、財産評価に関する通達等の立案等
法人課税課	○　法人税及び法人に係る消費税（調査課所管法人に係るものを除く。）並びに源泉所得税に関する事務運営、法人税審理事務、源泉所得税審理事務、特定医療法人関係事務　《関係民間団体：(公財)全国法人会総連合》
消費税室	○　消費税の賦課に関する調整事務及び統計の総括等（軽減税率・インボイス制度対応室所掌分を除く。）、消費税審理事務（同） ○　間接諸税（たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、自動車重量税、電源開発促進税、国際観光旅客税）に関する事務運営及び審理事務 《関係民間団体：全国間税会総連合会》
軽減税率・インボイス制度対応室	○　軽減対象課税資産の譲渡等に係る消費税の賦課及び適格請求書発行事業者の登録等に関する調整事務、審理事務及び管理事務
審理室	○　内国税の賦課（酒税を除く。）に関する不服申立て、訴訟及び事前照会に関する事務
酒税課	○　酒税に関する事務運営及び審理事務並びに不服申立等に関する事務 ○　酒類行政事務（酒類の生産・流通等に関する事務、酒類業組合等の監督、国税審議会酒類分科会に関する事務、酒類業の発達） ○　酒類の製造及び販売業の免許事務 ○　独立行政法人酒類総合研究所等に関する事務（鑑定企画官所掌分を除く。）
酒類業振興・輸出促進室	○　酒類行政事務（酒類業の振興、酒類の輸出促進に関する事務、国際交渉関係事務）
鑑定企画官	○　間接課税物件（酒類、揮発油類等）の分析及び鑑定、酒税の保全並びに酒類業の発達・改善及び調整に関する技術的事項、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保、独立行政法人酒類総合研究所に関する技術的事項

※　各税目の事務運営のうち、業務センター及び管理運営課が所掌するものは除く。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
課　税　部

課税部当面の課題

１　国税組織を取り巻く環境変化に応じた調査事務に係る体制整備に向けた検討

国税組織を取り巻く環境変化により税務行政の執行が一層困難さを増す中、的確に業務を遂行し、国民からの信頼を維持していくためには、デジタル技術等を活用して調査事務の高度化を図りつつ、内部事務の効率化を進め、今後より重点的に取り組むべき分野へ必要なリソースを的確に投下するなど、最適な事務運営が果たされるよう不断の進化が必要である。

令和７事務年度以降、国税組織においてはＧＳＳ環境の導入、センター化の全署拡大及びＫＳＫ２への移行が予定されているところ、こうした執務環境の変化の下で、事務運営の見直し等による効率化を実現し、事務運営の最適化を進めるため、庁局署が問題認識を共有した上で緊密に連携し一体となって取り組んでいく。

２　コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営

経済社会のデジタル化・国際化等により税務行政を取り巻く環境が変化する中、限られた人員等を活用し、効率的・効果的にコンプライアンス水準を確保していくためには、データ活用の高度化により、納税者の納税コンプライアンスに関するリスクを包括的・客観的に測定・把握し、当該リスクや非違類型に応じた最適な接触体系を構築するとともに、特に真に調査必要度の高い納税者等については、深度ある調査を実施できる、組織全体としてシームレスな事務運営を推進する必要がある。

具体的には、実地調査の実施に当たっては、データ分析・活用の強化等により、調査必要度が高い納税者を的確に抽出し、重点化を図る一方で、その他の納税者については、行政指導等により幅広く接触するなど、最適な接触方法を選択し、限られた事務量の効果的・効率的な活用に努めることとしている。

また、課税部局現業部署については、各々担うべき役割・機能を踏まえ、真に調査必要度の高い納税者のうち、署では対応が困難な事案や組織内外に大きな波及効果を及ぼす事案等に対して、高い専門性を発揮しつつ、緊密に連携することにより、事案に応じた適切な体制で、深度ある調査等が行えるシームレスな事務運営の推進・定着に向けて各種取組を実施することとしている。

令和７事務年度においては、引き続きコンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営の推進・定着に向けて取組を進めていく。

３　確定申告事務運営

(1)　令和７年分確定申告の取組方針

令和７年分確定申告においては、引き続き、確定申告期前後の外部事務量を確保するため、マイナポータル連携の利用拡大を主眼に置いた上で「自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進」や「確定申告会場運営の効率化」に向けた取組を実施する。

なお、各種取組の実施に当たっては、ベストプラクティス（成功事例）の共有に留めず、ベストプラクティスを踏まえた対応方針を明確に示し、事務運営の共通化を図っていく。

⑵　令和９年分以降の確定申告の在り方

e-Taxの利用促進や確定申告会場の効率化に係る各種取組の実施により、令和８年度オンライン利用率目標を達成した先の令和９年分以降の確定申告の在り方について、基本的な方向性（確定申告相談のコンパクト化、確定申告期における調査関係事務の実施）に基づき、令和７事務年度はより具体的な方向性・考え方を策定する。

⑶　閉庁日対応の廃止に向けた検討

令和７年分以降は、来場者数が連年減少傾向にあること及び自宅からのe-Tax申告が可能な環境整備がされていることを踏まえ、閉庁日対応の縮小・廃止について検討する。

４　所得税の基礎控除の見直し等への対応

令和７年度の税制改正により、所得税の基礎控除の見直し等が行われ、令和７年12月に行う年末調整から適用されることから、源泉徴収義務者が円滑かつ適切に税制改正に対応できるよう、制度の効果的な周知・広報を実施し、源泉徴収義務者からの相談等にきめ細かく丁寧に対応する。

５　源泉所得税に係るオンライン手続及びキャッシュレス納付の利用促進を図るための取組等

国税庁では、中期的な目標を設定し、オンライン利用率の向上に取り組んでいるところであるが、とりわけキャッシュレス納付の利用促進については、納付件数の多い源泉所得税に特に力を入れて取り組んでいる。

令和７事務年度においては、源泉所得税のオンライン利用率に目標値を新たに設定・公表することとし、その上で、税理士や金融機関などの関係者の協力も得ながら、源泉所得税に係るオンライン手続及びキャッシュレス納付の利用促進に向けて、事務系統横断的に関係各部署が連携を一層密にして取組を強化することとした。

６　ＧＳＳ導入後の調査等におけるオンラインツールの利用等

納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点から、納税者・関与税理士の理解を得ることを前提として、ＧＳＳ導入後、税務調査等（行政指導等を含む。）を実

施する際、必要に応じてオンラインツール（インターネットメール、Web 会議システム又はオンラインストレージサービス）を利用する。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
課税総括課

資料情報事務の運営方針

１　基本方針

資料情報事務については、経済活動のグローバル化・デジタル化をはじめとした構造転換に直面していく中で様々な制度改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する状況の下、適正・公平な課税を確保する観点から、引き続き、課税上有効な資料情報の収集に努める。

２　令和７事務年度の重点事項

⑴　課税上有効な資料情報の収集

資料情報の収集に当たっては、社会・経済状況の変化に伴う新たな取引・資産運用手法等に着目するとともに、重点課題や局署の自主施策に係るニーズを的確に把握した上で、情報照会手続の仕組みも活用しつつ、活用効果の高い資料情報の収集に積極的に取り組む。

また、データ活用を基軸とした調査事務運営において、その基盤となる資料情報の重要性はますます高まっていることから、データ活用の観点からのニーズに配意した収集を行い、資料情報の入力に当たっては、定められたルールに基づき、資料調査システムへの入力を適切に行う。

資料源開発により収集した情報の資料化に当たっては、必要に応じて、活用効果の検証や更なる情報付加のための試行調査等を積極的に実施するなど、活用部署において効果的な活用が図られるよう配意する。

なお、効率的かつ効果的に資料情報を収集するため、必要に応じて、署開発特官間や関係各課間で事務の調整や連携を行うほか、ノウハウの継承や能力向上に取り組む。

⑵　資料情報の活用効果の分析・評価

局課税（資料）総括課は、活用効果の高い資料情報の収集及び法定調書制度の適正な執行に役立てるため、収集した資料情報（法定調書を含む。）の活用事績を的確に把握し、活用効果の分析・評価結果を、各種施策の企画・立案に活用又は他部課・関係部門へ提供するなどして、資料情報事務の充実を図る。

⑶　法定監査等の充実

法定調書制度の更なる適正な執行を図るため、引き続き、法定監査等の充実に努める。また、提出された法定調書の番号の記載状況等を踏まえ、記載がない者や記

載に不備がある者に対しては、適切に指導・周知等を行う。

なお、法定調書未提出者に対しては、未提出者の態様に応じて、文書・電話による提出勧奨と実地による法定監査を組み合わせるなどにより効果的・効率的な接触を図る。

(4) 資料情報会議の運営の充実

資料情報会議については、各事務系統が一同に集う協議体等と一体的に運営し、調査企画と資料収集を適切に結び付けて検討するほか、収集サイドと活用サイドの意見・要望を相互に十分交換することで収集上の役割分担の明確化を図るなど運営の充実に努める。

(5) e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書の提出義務化への対応

調査等におけるデータ活用を推進するとともに、法定調書の入力に係る行政コストの削減を図るためには、書面や光ディスク等ではなく、特に e-Tax 及びクラウド等による提出を促進することが重要である。

また、令和９年１月以後に提出する法定調書から、法定調書の電子的提出義務が法定調書の種類ごとに前々年 30 枚以上（現行は 100 枚以上）に引き下げられる（令和６年度税制改正）ことから、提出義務が適正に履行されるよう、令和７年中に提出すべき法定調書の提出状況を踏まえ、対象者を絞り込むなど、改正内容に係る制度の周知・広報を効果的に実施する。

(6) 国外財産調書制度及び財産債務調書制度への対応

国外財産調書及び財産債務調書は、提出義務者が自らの国外財産又は財産若しくは債務に係る情報を記載して提出するという点で他の法定調書とは異なっており、提出義務者の自発的かつ適正な提出義務の履行を促すことが重要である。

このため、引き続き、両制度の周知・広報に努めるとともに、提出を要すると見込まれる者及び記載不備者（記載不備があると見込まれる者を含む。）に対する文書照会等を確実に行い、本制度の適正な執行に努める。

（参考資料1）

○ 資料情報の収集枚数

区分＼事務年度	令和4事務年度	令和5事務年度
	千枚	千枚
法定資料		
配当、剰余金の分配等の支払調書	47,077	47,287
特定口座年間取引報告書	134,699	172,690
先物取引に関する支払調書	159,011	136,400
公的年金等の源泉徴収票	34,706	34,705
給与所得の源泉徴収票	25,414	26,346
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	7,906	7,926
国外送金等調書	7,900	8,321
国外財産調書	15	15
財産債務調書	86	87
その他	96,713	102,378
計	513,527	536,155
法定外資料		
特別収集	638,540	561,143
一般収集	8,951	4,143
資料デーの際の収集	3,433	3,255
調査の際の収集	22,435	18,471
探聞情報	608	509
計	673,967	587,522
合　計	1,187,494	1,123,677

(注)令和7年5月31日現在、63種類の法定資料が定められている。

（参考）法定調書の種類

○ 所得税法に規定するもの

	調書の種類
1	利子等の支払調書
2	国外公社債等の利子等の支払調書
3	配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書
4	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
5	投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書
6	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
7	配当等とみなす金額に関する支払調書
8	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
9	定期積金の給付補塡金等の支払調書
10	匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
11	生命保険契約等の一時金の支払調書
12	生命保険契約等の年金の支払調書
13	損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
14	損害保険契約等の年金の支払調書
15	保険等代理報酬の支払調書
16	非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書
17	非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
18	非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
19	非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
20	非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
21	非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
22	非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
23	不動産の使用料等の支払調書
24	不動産等の譲受けの対価の支払調書
25	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
26	非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書
27	株式等の譲渡の対価等の支払調書
28	交付金銭等の支払調書
29	信託受益権の譲渡の対価の支払調書
30	先物取引に関する支払調書
31	金地金等の譲渡の対価の支払調書
32	給与所得の源泉徴収票
33	退職所得の源泉徴収票
34	公的年金等の源泉徴収票
35	信託の計算書
36	有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書
37	名義人受領の利子所得の調書
38	名義人受領の配当所得の調書
39	名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
40	譲渡性預金の譲渡等に関する調書
41	新株予約権の行使に関する調書
42	株式無償割当てに関する調書
43	外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書

○ 相続税法に規定するもの

	調書の種類
44	生命保険金・共済金受取人別支払調書
45	損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
46	退職手当金等受給者別支払調書
47	保険契約者等の異動に関する調書
48	信託に関する受益者別（委託者別）調書

○ 租税特別措置法に規定するもの

	調書の種類
49	上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書
50	上場証券投資信託等の償還金等の支払調書
51	特定新株予約権の付与に関する調書
52	特定株式等の異動状況に関する調書
53	特定口座年間取引報告書
54	非課税口座年間取引報告書
55	未成年者口座年間取引報告書
56	住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書
57	教育資金管理契約の終了に関する調書
58	結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書

○ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定するもの

	調書の種類
59	国外送金等調書
60	国外証券移管等調書
61	国外電子決済手段移転等調書
62	国外財産調書
63	財産債務調書

（参考資料２）

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
課税総括課

局資料調査課の運営方針

１　基本方針

局資料調査課は、署単位の調査や資料情報の管理体制では十分に機能しないような複雑・広域事案に対応するために設置された局課税部における調査実施部署であり、広域的かつ複数税目にわたる調査機能を最大限に活用し、機動的な運営を行うこととしている。

調査事務運営に当たっては、複雑、困難、広域、複数税目などの観点から、署では十分な調査を行うことができないと認められる調査困難事案や近年の社会・経済情勢の変化や新たな取引手法等にも着目した多額の課税上の問題が想定される事案、税制や法的仕組みを利用した租税回避等の課税が困難な事案について、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施するとともに、それらに関する調査技法の開発に努めることとしている。

２　令和７事務年度の重点事項

(1)　調査の重点化に向けた取組

引き続き、選定事務のより一層の充実を図り、課税困難事案・調査困難事案に取り組む。特に、消費税の適正課税の確保や国際化・富裕層をはじめとした課税部重点課題や高度なスキーム事案については、真に局資料調査課が対応すべき複雑・困難な事案に対して優先的かつ積極的に取り組む。

(2)　適時・的確な調査体制の構築等

他部課、調査企画部署及び税務署との情報共有など関係部署との更なる緊密な連携体制を構築するとともに、事案の規模や態様に応じた適時・的確な調査体制の構築や適切な進行管理による調査マネジメントに取り組む。調査審理に当たっては、局課税総括課、主管課、審理課等の関係部署と緊密な連携・協調を図るとともに、事実認定、法令の解釈・適用を的確に行うことで争訟が見込まれる事案等に適切に対応するなど、審理機能の一層の強化に取り組む。

⑶　人材育成への取組

調査事務の核となる人材を確保するため、引き続き、局調査担当部署や署機能別担当の経験者を登用するなど計画的な人材確保に努める。

短期併任者の受け入れや局署合同調査等の機会を通じて署職員に調査技法を伝ぱするなど、組織全体の調査能力の向上に取り組む。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
消　費　税　室

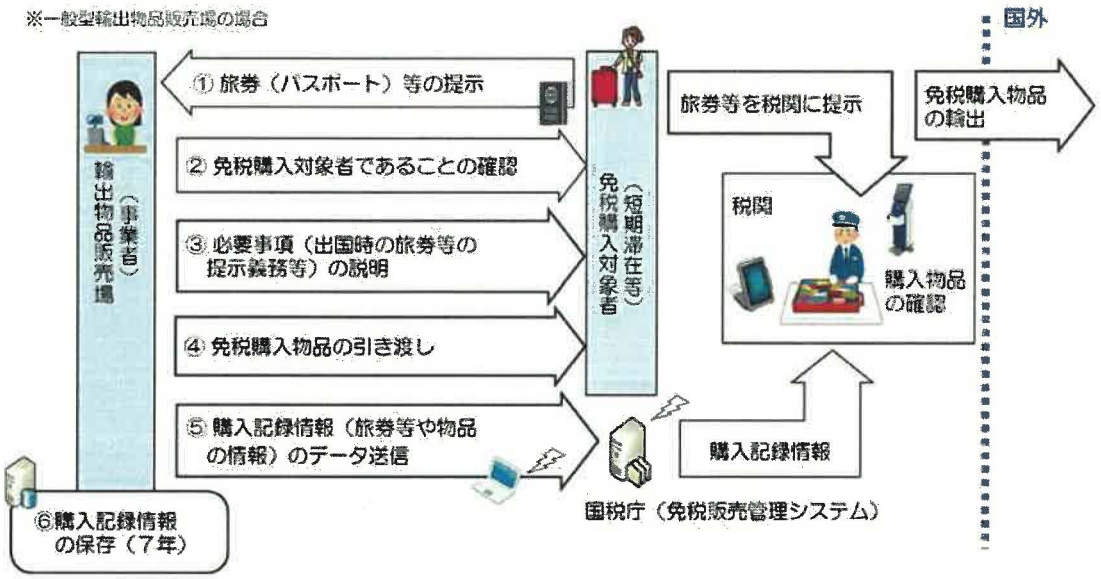
外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）

１　輸出物品販売場制度について

(1)　概要

輸出物品販売場（いわゆる免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者などの一定の非居住者（以下「免税購入対象者」という。）に対して、その輸出物品販売場において、一定の要件を満たす物品の販売を行う場合に、消費税が免除される制度。

輸出物品販売場として免税販売をしようとする事業者（消費税の課税事業者に限る。）は、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要がある。



（参考）輸出物品販売場数の推移

	H25. 4. 1	…	R3. 3. 31	R4. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R7. 3. 31
場数	4, 622	…	54, 722	52, 271	53, 650	59, 485	63, 278



（注）各年３月末時点（平成31年までは、各年４月１日時点）の場数

⑵　免税販売手続の電子化

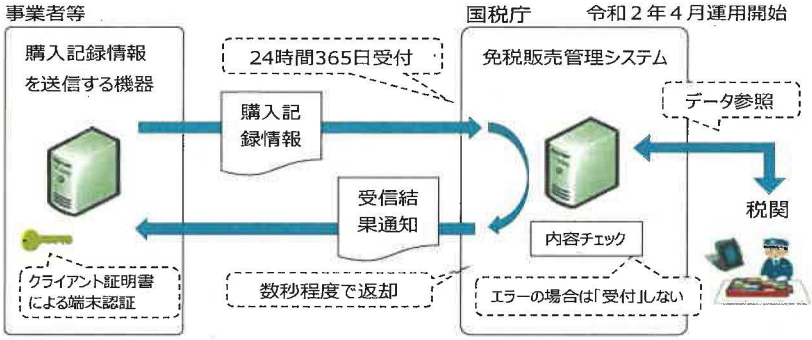
輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、その購入の事実及び免税購入対象者の氏名その他旅券等に記載された情報等に係る電磁的記録（以下「購入記録情報」という。）を国税庁へデータで送信することとされている。

（注）令和２年４月１日より開始し、令和３年 10 月１日から完全電子化されている。

（参考）令和５年（2023 年）１月から 12 月までの間の「購入記録情報」について、機械的に集計すると、免税購入金額は、約１兆 5,855 億円となる。

免税販売管理システム

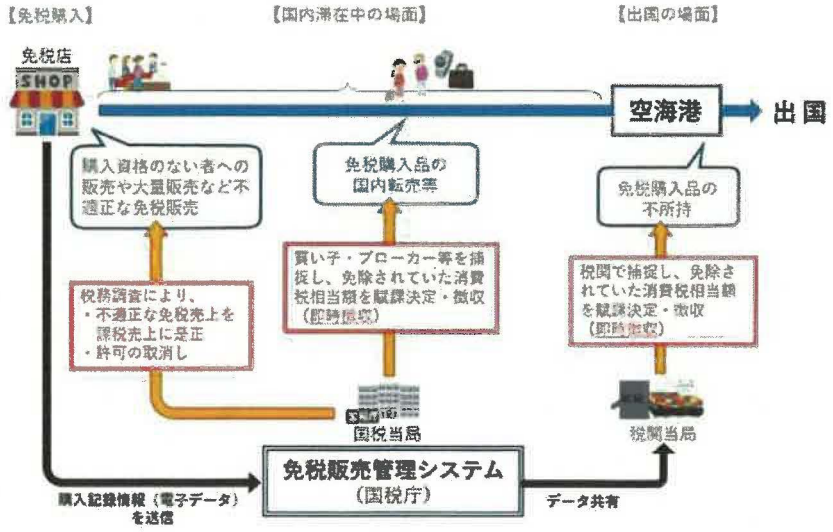
国税庁では、輸出物品販売場における免税販売の都度、事業者から送信される購入記録情報を受信・管理するとともに、税関において専用端末から、出国時に免税購入対象者の購入記録情報を参照するためのシステム（免税販売管理システム）を運用。



電子化後の運用

免税販売管理システムで受信した購入記録情報については、輸出物品販売場を経営する事業者に対する還付審査や税務調査等へ活用するため、必要な分析等の取組を行っているところ。

また、制度の適正執行の確保のため、出国の場面で免税購入対象者等に対して即時徴収を行っている税関当局とこれまで以上に緊密な連携を図っている。



（参考）輸出物品販売場制度の悪用事案に対する調査状況

○　輸出物品販売場で免税購入した物品を国内転売した購入者に対する税務調査については、令和３年７月から令和６年６月までの３年間に、49 件実施しており、消費税額合計 16 億円を賦課決定（即時徴収）している。

○　不適正な免税販売を行った輸出物品販売場についても、追徴課税を行うことと併せてその許可取消しなどの対応を行っており、直近（令和３年４月～令和６年３月）の３年間では 22 件の許可取消しを実施している。

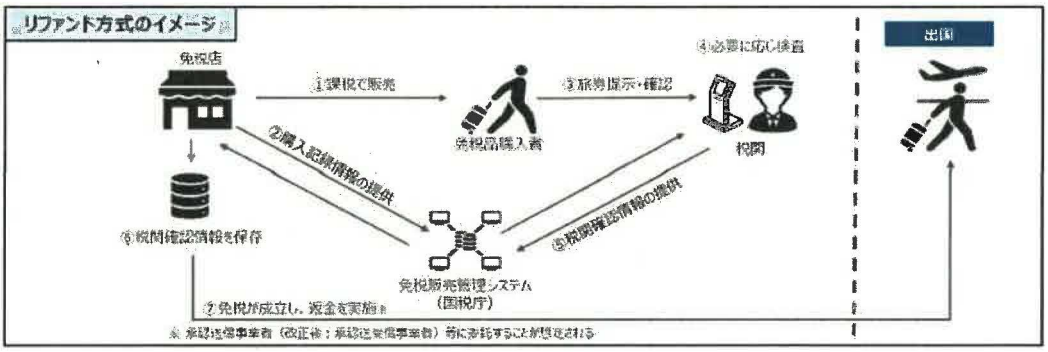
２　輸出物品販売場制度の見直し（リファンド方式への移行）

(1)　令和７年度税制改正

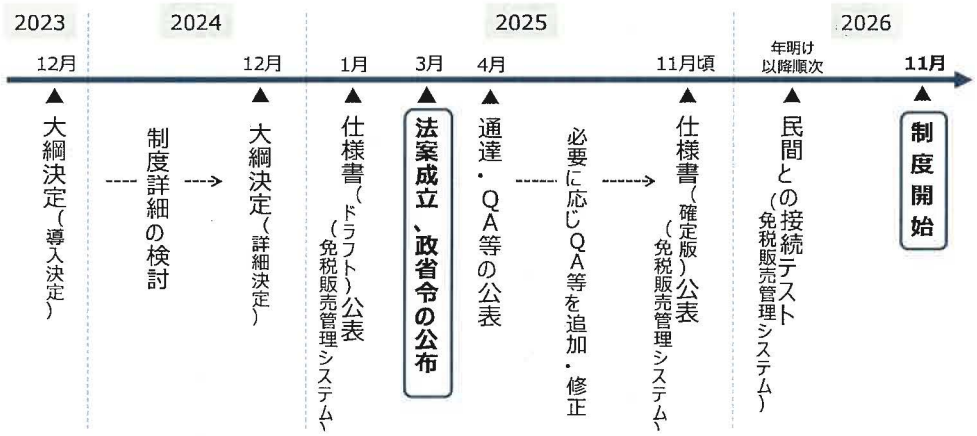
多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発し、出国時に免税購入物品を所持していない免税購入対象者を捕捉し即時徴収を試みても、その多くが滞納となるなど、輸出物品販売場制度の不正利用は看過できない状況となっている。

このような実態を踏まえ、輸出物品販売場制度の不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和８年 11 月１日から、免税店において税込価格（課税）で行った免税対象物品の譲渡（販売）について、免税購入対象者の出国時にその免税対象物品を持ち出すことが確認された場合に免税販売が成立する制度とされ、この確認後に免税店から免税購入対象者に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直されることとされた。

（参考１）リファンド方式の概要



（参考２）スケジュール



（参考３）返金方法

	現金	クレジットカード	電子マネー
返金方法	【空港で返金】 ○ 諸外国では、免税代行業者が空港に設置した窓口や端末、両替業者を通じて返金を行う。 【口座振込】 ○ 銀行等を通じて、国外送金を行う。	○ 購入時や免税代行業者のアプリ等で返金を受けたいクレジットカード番号を登録する。 ※ PCI DSSへの準拠又は情報の非保持化が必要。 ○ 税関確認後に、登録を受けたクレジットカードへの返金を行う。 （JCB、Visa、Mastercard、AMEX、銀聯は、対応可能（2024年３月時点）。）	○ 購入時や免税代行業者のアプリ等で返金を受けたいコード等を登録する。 ※ PCI DSSへの準拠又は情報の非保持化が必要。 ○ 税関確認後に、登録を受けたアカウントへの返金を行う。 （Alipay、WeChatPayは、対応可能（2024年３月時点）。）
メリット	○ 購入時の決済手段にかかわらず、返金可能。 ○ キャッシュレス決済手段を持たない旅行者のセーフティネットとなる。	○ 購入時の決済手段（現金含む。）にかかわらず、返金可能。 ○ 税関確認後に自動的に返金可能であり、旅行者の利便性が高い。 ○ 諸外国でも一般的であり、旅行者に受け入れやすい。	○ 購入時の決済手段（現金含む。）にかかわらず、返金可能。 ○ 税関確認後に自動的に返金可能であり、旅行者の利便性が高い。 ○ 特に旅行者の多い中国系旅行者のニーズに沿う。
課題	○ 返金窓口の設置、維持や現金の準備保管、両替業者への委託手数料などの相応のコストが生じる。 ○ 空港での返金は、空港の混雑を招くおそれ。	○ 日本ではカードによる送金が一般的でないため、関係者への周知徹底が必要。 ○ システム開発または改修が伴う為、事業者側の準備時間およびコストが生じる。 ○ 各店舗で、返金方法や返金先を登録が必要。	○ 日本で電子マネーによる送金が一般的でないため、関係者への周知徹底が必要。 ○ システム開発または改修が伴う為、事業者側の準備時間およびコストが生じる。 ○ 各店舗で、返金方法や返金先を登録が必要。

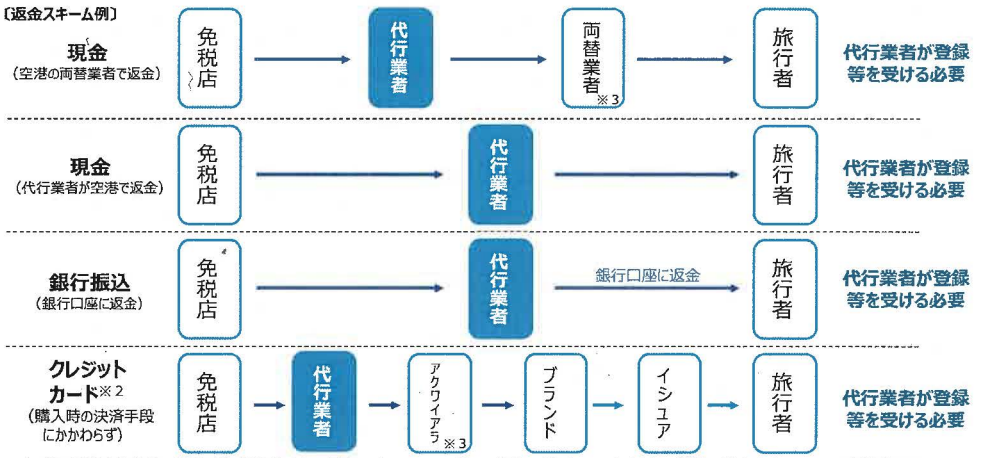
※ 上記のほか、諸外国では、免税代行業者等が一定のプレミアムを乗せて加盟店で利用可能なクーポンとして発行し、返金を行わない方法もある。

（参考４）返金に係る金融規制

○ 免税店が免税代行業者に返金業務を委託する場合、委託を受けた事業者は、通常、資金決済法又は銀行法に基づく登録※1等が必要となる。

○ そのため、免税店は、返金業務を行う免税代行業者が登録等を受けているかの確認が必要となる。

※ 実際に登録等を要するかは、個別具体的な判断を要する。また、国外送金に当たっては、外為法の規制等にも留意する必要。

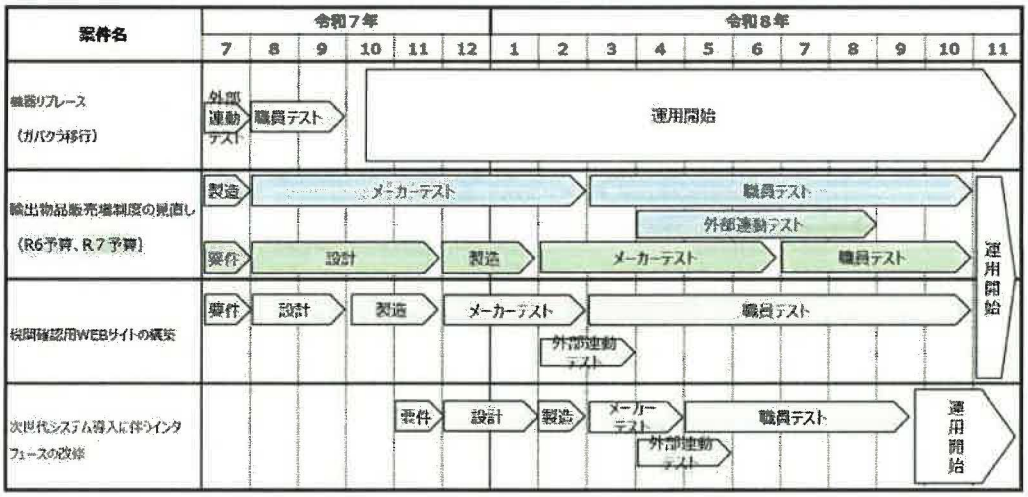


※1 第2種資金移動業の登録に基づき返金を行う場合には、100万円以下の返金に限られる。これを超える場合の返金方法については調整が必要。
※2 電子マネー（○○ペイ）による返金についても、基本的にクレジットカードと同様の扱いとなる。
※3 代行業者の委託先（両替業者、アクワイアラ）は、登録等は不要（ただし、代行業者から委託先管理を受ける必要あり）。

(2) 免税販売管理システムの改修

税関確認情報を輸出物品販売場へ提供する仕組みが必要となるなど、制度見直しにおいては、免税販売管理システムの改修が前提となる。そのため、令和７年度税制改正に先立ち「令和６年度税制改正の大綱」により、制度見直しの方向性が明示されたことを踏まえ、令和６年度より当該システムの改修を進めている。

（参考１）システム開発のスケジュール



（参考２）システム開発の概要

- 購入記録情報の受信機能の修正（改正に伴う項目追加等）
- 税関窓口検査を要する者を判定するための要注意情報作成機能の修正
- 税関確認情報を登録するための機能の追加
- 免税店へ登録された税関確認情報を提供する機能の追加

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
消　費　税　室

間接諸税事務の運営方針等

１　事務運営の現状

⑴　間接諸税の事務運営

間接諸税は、税目が多く(注)、課税対象も多岐にわたっているところ、限られた定員で間接諸税全体の課税の適正化を図るため、調査と簡易な接触（行政指導）を適切に組み合わせるなどして、効率的な事務運営に努めることとしている。

その一方、大口・悪質な非違が想定される者に対しては、徹底した調査を重点的に実施することとしている。

（注）「間接諸税」とは、印紙税、たばこ税・たばこ特別税、揮発油税・地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、自動車重量税、電源開発促進税及び国際観光旅客税の11税目をいう（別紙）。

⑵　間接諸税事務の執行体制

イ　税務署

個人の納税者を含め法人課税部門で所掌しており、令和７事務年度においては283人の定員を配置。

実地調査を要すると認められる者に対しては、間接諸税担当者が調査を実施し、沖縄所を除き、主要署に定員を集約して広域運営を実施している。

なお、印紙税については、間接諸税担当者による実地調査を要すると認められる者以外の者に対し、所得税・法人税等の調査担当職員が所得税等の調査の際に同時処理を実施している。

ロ　国税局

大規模納税者に対する調査を実施するため、都市４局にあっては統括国税調査官、その他の局にあっては消費税課に定員を配置（令和７事務年度においては69人）。

また、これとは別に、不正見込事案や調査困難事案の調査や資料情報の分析・資料源開発などを実施するため、消費税課に定員を配置（令和７事務年度においては26人）。

2　令和７事務年度における重点施策

(1)　調査関係事務の充実等

イ　印紙税

印紙税調査については、調査の重点化の方針を踏まえ、非違予測モデルによる判定のほか、資料情報、過去の接触事績等にも着目し、大口・悪質な不納付が想定される事案を的確に選定した上で、深度ある調査を重点的に実施する。一方、資料情報等により不納付が想定される事案で、行政指導等により是正可能なものについては、書面照会等を活用するなど効率的な是正に努める。

ロ　印紙税以外の間接諸税

印紙税以外の間接諸税調査については、調査必要度が高い事案を的確に選定するほか、コンプライアンスの維持・向上等のため、行政指導等による接触を組み合わせるなど事案の内容に応じた効果的・効率的な方法で接触を図ることにより、定期的な接触の確保に努める。

ハ　データ分析・活用の取組

調査関係事務の効率化・高度化を目的として、間接諸税各税の特性も踏まえつつ、庁局署が連携して、データ分析を基本とした調査選定の高度化及び実効性のある調査手法の開発・実装に取り組む。

特に、印紙税以外の間接諸税については、外部データの取得及び分析を強化して大口・悪質な不正が想定される事案を的確に選定して是正を図り、より効果的・効率的な調査事務運営の実現に努める。

ニ　広域運営体制の更なる拡充

署間接諸税調査については広域運営を実施しているところ、限られた調査等関係事務量を調査必要度の高い事案に的確に投下できるよう、局署の実情に応じて、広域運営体制や事務量配分等の見直しを実施しながら、より効率的・効果的な調査事務運営となるよう取り組む。

(2)　人材育成

限られた定員の下、大規模製油所に対する揮発油税調査や金融機関に対する印紙税調査のような専門的知識が必要とされる調査における調査能力の向上を図るため、各種研修や局間連携調査を実施するなど、間接諸税調査事務の中核となる職員の計画的な育成に取り組む。

また、局消費税課による同行指導、広域運営中心署間における調査支援や組調査を実施するなど、限られた事務量を有効に活用し、局署一体となって質の高い指導育成に努める。

【別紙】

間 接 諸 税 の 概 要

税 目	施行年月	令和７年度予算額	納 税 義務者	課 税 物 件 ・ 税 率	各 税 の 特 徴	税収の受入方法・使途
印紙税	昭42. 6	億円 2,410 (印紙収入10,300)	課税文書の作成者	○ 課税文書（不動産譲渡契約書、消費貸借契約書、請負契約書、手形、株券、領収書、通帳など） ○ 税率：最高60万円、最低200円 ※一部軽減税率が適用されている。	原則として、収入印紙により納付する。 納税者（課税文書の作成者）は多数に上るほか、作成される文書も多種多様である。	国の一般会計
たばこ税	昭60. 4	9,530	※ 製造者	○ 製造たばこ（喫煙用、かみ用、かぎ用） （令3.10.1～） ○ 税率：たばこ税 千本につき 6,802円 たばこ特別税 〃 820円 計 7,622円 （参考）地方たばこ税 7,622円	国産たばこの製造者は日本たばこ産業㈱１社である。 また、製造場（納税地）は、特定の地域に偏在している。	国の一般会計
たばこ特別税	平10.12	1,149				国債整理基金特別会計の歳入に直入（公債償還等財源）
揮発油税	昭24. 5	19,760	※ 製造者	○ 揮発油（自動車ガソリン、ナフサ等） （当分の間税率） ○ 税率：揮発油税１kℓにつき 48,600円 地方揮発油税 〃 5,200円 計 53,800円 （沖縄軽減： 46,800円）	国産ガソリン等の製造場（納税地）は、特定の地域に偏在している。	国の一般会計
地方揮発油税	昭30. 8	2,114				地方の一般財源として譲与
航空機燃料税	昭47. 4	545	航空機の所有者等	○ 航空機燃料（ジェット燃料油、航空ガソリン） ○ 税率： １kℓにつき 26,000円（15,000円） 特定離島 19,500円（11,250円） 沖縄路線 13,000円（7,500円） ※ 令和７年４月１日から令和９年３月31日までの間は、かっこ内の税率に引き下げられている。	納税のほとんどは大手の航空運送事業者によるものであるが、一般企業・個人が所有する自家用航空機、ヘリコプターの燃料も課税の対象となる。	11/15は国の一般会計に計上された上で、自動車安全特別会計に繰入（空港整備等財源） 4/15は空港関係市町村及び都道府県の空港対策費として譲与
石油ガス税	昭41. 2	80	※ 充てん者	○ 課税石油ガス（自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス） ○ 税率：１kgにつき17円50銭	LPGスタンドにおけるLPG車への充てんに対して課税される。	1/2は国の一般会計 1/2は地方の一般財源として譲与
石油石炭税	昭53. 4	6,010	※ 採取者	○ 原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素、石炭 ○ 税率： 原油、輸入石油製品１kℓにつき 2,800円 ガス状炭化水素 １t 〃 1,860円 石炭 １t 〃 1,370円	課税の99%は税関でなされている。 また、国産原油等の採取場（納税地）は、特定の地域に偏在している。	国の一般会計に計上された上で、エネルギー対策特別会計に繰入（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策財源）
自動車重量税	昭46.12	7,153	車検証の交付等を受ける者	○ 検査自動車（車検証の交付等を受ける自動車）、届出軽自動車（車輌番号の指定を受ける届出軽自動車） ○ 税率：車検期間２年24,600円（車重1.5t未満、車齢13年未満のもの） ※ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車等に減免措置が適用されている。	運輸支局等において車検証の交付等を受ける際に、自動車重量税印紙により納付する。	569/1000は国の一般会計（一部を公害健康被害の補償費用財源） 431/1000は地方の一般財源として譲与
電源開発促進税	昭49.10	3,070	一般送配電事業者等	○ 販売電気（供給電気及び自家用使用電気） ○ 税率：1,000kw時につき375円	納税者は電力会社10社及び配電事業者※であり、納税地は本社所在地である。 ※新たな納税義務者として令和４年４月１日以降追加。	国の一般会計に計上された上で、エネルギー対策特別会計に繰入（電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策財源）
国際観光旅客税	平31. 1	490	国際観光旅客等	○ 航空機又は船舶により本邦から出国する一定の者（国際観光旅客等（日本人が出国する場合も含む）） ○ 出国一回につき1,000円	国際旅客運送事業を営む者が、納税義務者である国際観光旅客等から特別徴収の方法により徴収し納付する。	国の一般会計（国際観光振興施策に必要な経費の財源）
間接諸税計		52,311	⇒ 租税及び印紙収入（令和７年度予算額835,500億円）の6.3%に相当する。			

（注）１ 「納税義務者」欄に※印を付したものは、保税地域から引き取る課税物件にあっては、その引取者が納税義務者となる。
２ 印紙税の額は、印紙収入から登録免許税及び手数料等を除外して推計したものであり、印紙収入の内数である。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
消　費　税　室

全国間税会総連合会の概要

１　設立の沿革及び目的

全国間税会総連合会（略称「全間連」）は、間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力することを目的として、昭和 48 年に物品税など個別消費税の納税者を中心に創立された任意団体である。

（注）創立時の名称は「全国消費税協力会総連合会」、昭和 49 年に「全国間税協力会総連合会」に名称変更。

その後、平成元年の消費税の導入を契機に、消費税の課税事業者（法人・個人事業者）を中心とする会員構成に改組するとともに、名称を全国間税会総連合会に変更して今日に至っている。

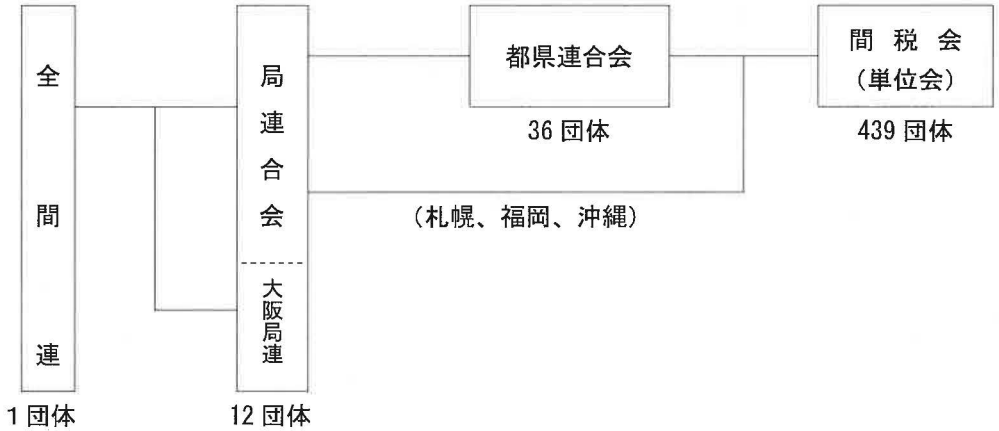
２　組織の現状

全間連の傘下には、①税務署単位で結成する「間税会」、②これらが地域別に結成する「都県連合会」、③更にこれらが国税局別単位で結成する「局連合会」がある。

令和７年４月１日現在、全間連は、その直接の構成母体である各国税局ごとに結成された 12 の連合会をはじめ、傘下に 487 団体、会員数約８万１千人社を擁している。

会員数は、平成 30 年度以降減少し続けており（平成 30 年度約９万２千人社）、会員増強が今後の課題である。

（組織図）



3　主な活動内容

(1)　広報活動

消費税に関する周知・啓発活動に取り組んでおり、近年では、令和５年10月に開始されたインボイス制度に関する研修会・説明会の開催等に積極的に取り組んできた。

さらに、租税教育の推進にも力を入れており、世界の消費税率の図柄入りクリアファイルの作成・配布、「税の標語」の募集活動（平成 30 年２月から国税庁後援事業）を行っている。

(2)　消費税完納運動

平成26年４月の消費税率の引上げに際して、同年９月に開催された第41回通常総会において「消費税期限内完納推進宣言」を行っている。これに基づき消費税の滞納の未然防止のため、消費税の納税資金の備蓄運動、消費税完納運動推進ステッカーの作成・配布、振替納税・ダイレクト納付制度の推進などに取り組んでいる。

(3)　税制改正要望

会員の意見を取りまとめ、「税制及び執行に関する要望書」として財務省に毎年提出している。

4　国税当局との連携・協調

関係民間団体との連携・協調について、引き続き、従来以上に団体との連携・協調を図るためには、局署において、各団体の役割や取組等に対する職員の意識醸成を図りつつ、団体の現状やニーズ等を踏まえた施策を検討・実施していく必要がある。

全間連に対する主な取組は、以下のとおりである。

(1)　各種行事等への積極的な参加

総会や新年賀詞交歓会をはじめとする各種行事等に庁局署の幹部が積極的に参加している。

(2)　各種説明会等への講師派遣

庁との関係では、全間連が主催する消費税や揮発油税等に関する研修会、青年部・女性部合同講演会等に講師を派遣している。

5　令和７事務年度における行事等

開催日	行事名	出席予定者
Ｒ７．９．17(水)	第52回通常総会(名古屋)	長官、課税部長、消費税室長
Ｒ８．１．26(月)	納税功労表彰受彰祝賀会（東京）	課税部長、消費税室長、インボイス室長
Ｒ８．１．26(月)	新年賀詞交歓会（東京）	大臣、長官、次長、課税部長、総務課長、消費税室長、インボイス室長

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
軽減税率・インボイス制度対応室

インボイス制度の円滑な定着に向けた対応

１　制度の概要

令和５年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始され、同制度では仕入税額控除の要件として適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）が交付する適格請求書（インボイス）の保存が求められる。インボイスを交付することができる者は、インボイス発行事業者に限られており、インボイス発行事業者となるためには申請を行い、登録を受ける必要がある。

また、免税事業者であった小規模な事業者がインボイス制度の施行を契機に課税事業者となる場合の事務負担等を一定期間にわたって緩和する等の観点から、令和５年度税制改正により、納税額を売上税額の２割に軽減する特例（いわゆる２割特例）等が措置されている。

（参考）令和７年３月31日時点のインボイス発行事業者数は、個人事業者約220万者、法人約241万者、合計461万者。

２　周知・広報等の取組

⑴　国税庁の取組

これまで制度説明会、登録を検討する免税事業者向けの登録要否相談会の開催、ダイレクトメールを活用したプッシュ型の周知、国税庁ホームページにインボイス特設サイトを開設・各種コンテンツの充実など、様々な周知広報施策を実施した。

また、相談対応については、各署における個別相談や、「インボイスコールセンター」（無料）における電話相談に引き続き対応している。

今後も、事業者の立場に立った丁寧な相談対応や適正な申告・納税を確保するために必要な各種施策を実施することとしている。

⑵　政府全体の取組

インボイス制度の円滑な実施及び定着に向けて、関係府省庁が連携して取り組むこととしており、今後も必要に応じて、実務レベルで連携を図りながら、各種施策の実施や所管の業界団体等への制度周知を実施することとしている。

3　インボイス登録センター

令和３年 10 月に登録申請を効率的に処理することを目的に、各国税局に１か所ずつインボイス登録センターを設置した。

インボイス登録センターにおいては、申請書等の収受から公表までの一連の事務を処理している。現在、登録申請書は月２万件超提出されており、これに関連する業務も含め、引き続き早期処理が可能となるように事務処理体制を整備している。

なお、インボイス登録センターで行う業務は、令和８事務年度以降に業務センターに統合予定である。

4　適格請求書発行事業者公表サイト

令和３年 10 月にインボイス発行事業者の情報を公表する「適格請求書発行事業者公表サイト」を開設した。本サイトでは、登録番号による検索機能、Web-API 機能及びデータダウンロード機能を提供している。消費税法上の規定に基づき、登録を受けた個人事業者の氏名等の情報を公表することとされているが、プライバシーの観点から様々な懸念が寄せられたことを踏まえ、以下の対応を実施した。

① 誰もが利用できるダウンロードデータから個人事業者の氏名等の情報を削除
② Web-API 機能の利用者を事前に審査
③ 公表サイトでスクレイピング行為（プログラムを用いて公表している情報を取得する行為）を行った者に対して公表サイトへのアクセスを制限
④ 公表サイトの利用規約に、スクレイピング行為の禁止及び取得したデータの個人情報保護法に関する注意事項を明記

参考１

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

○　**複数税率の下**で、事業者が消費税の仕入税額を正確に計算するために**必要不可欠な仕組み**。

〔 従来の請求書（単一税率） 〕

請求書

○○㈱御中

㈱△△

●年■月分　請求金額　43,200円

■月１日　割りばし　540円
■月３日　牛　肉　5,400円
：
合　計　43,200円

〔 適格請求書（インボイス）イメージ 〕

R５年10月～

請求書

○○㈱御中

㈱△△（T1234…）

●年■月分　請求金額　43,600円

■月１日　割りばし　550円
■月３日　牛　肉　※　5,400円
：
合　計　43,600円

10%対象 22,000円 内税 2,000円
８%対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

【追加の記載事項】
① 登録番号
② 適用税率
③ 消費税額
④ 軽減対象品目である旨

取引総額が分かれば仕入税額が計算可能

↓

- 取引慣行上の請求書等で対応可能であり、税法で特段の**義務付けは不要**。
- 結果的に、免税事業者が交付する請求書等でも**仕入税額控除が可能**。

仕入税額を正確に伝える仕組みが別途必要

↓

- 請求書等に「売り手」が**適用税率・税額を別記**することを**義務付ける必要**。
- 事後検証ができるよう、交付した請求書等の**保存**を「売り手」にも**義務付ける必要**。
- 税額計算や納税の義務が**免除される**小規模事業者にこれらの義務を課すことは不可（→免税事業者からの仕入れについては**控除できない**）。
- 「インボイスを作成できる者」が作成したものなのか簡単に確認できるようにするための**登録番号が必要**。

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

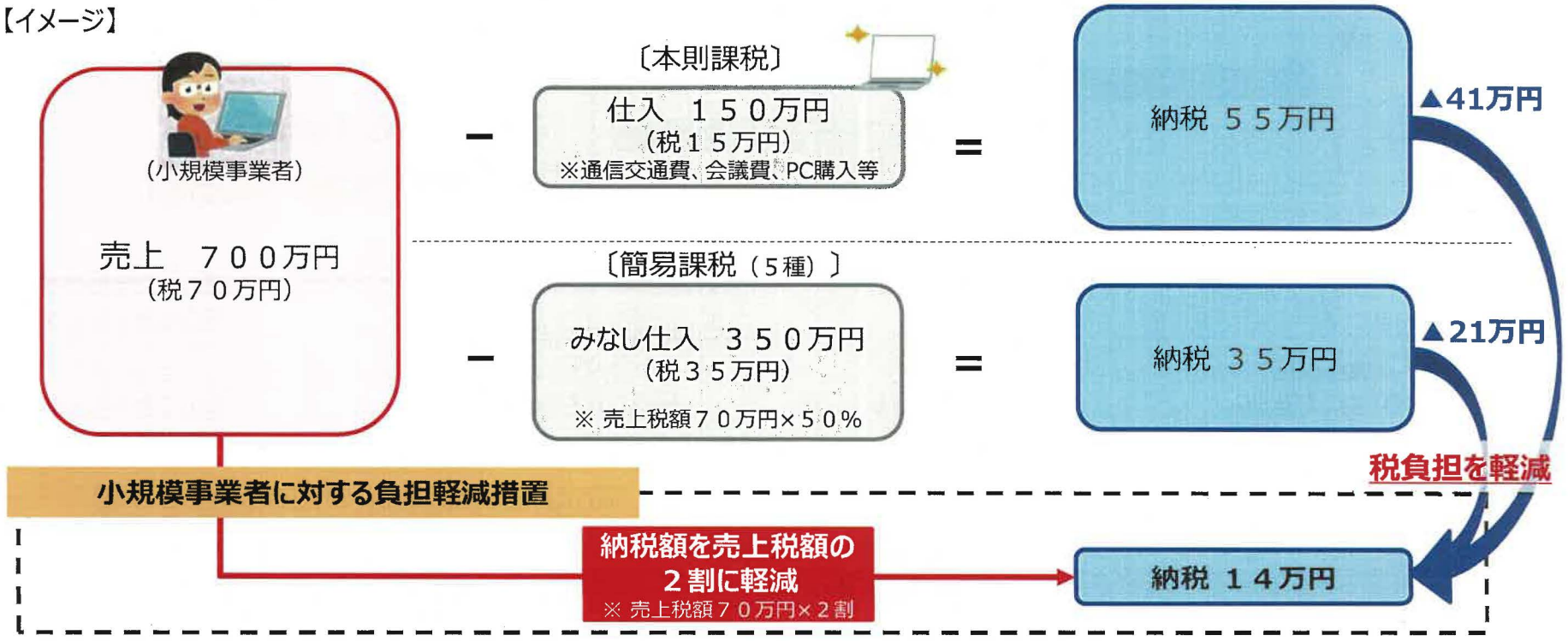
R5改正

○　免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の２割に軽減**する**激変緩和措置**を**３年間**講ずることとする。

○　これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。

※　免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和８年９月３０日の属する課税期間まで適用できることとする。

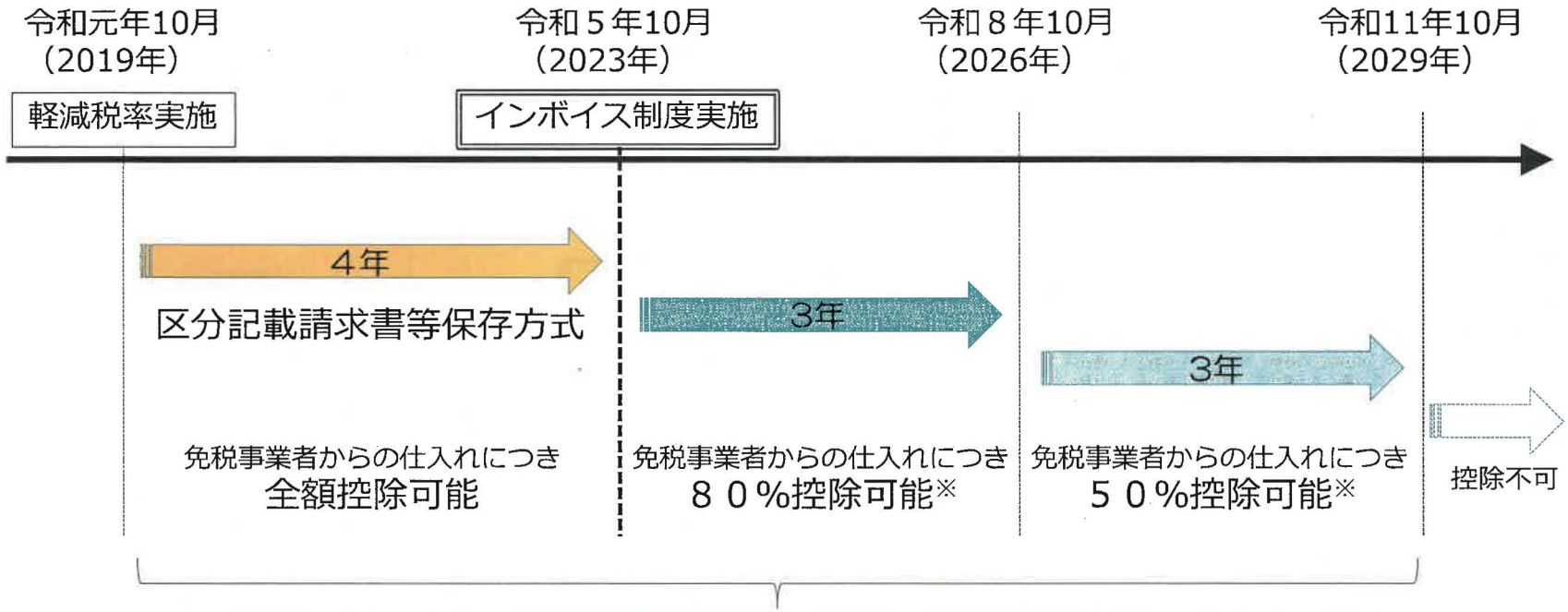
【イメージ】



※　負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

免税事業者からの仕入れに係る経過措置について

○　インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の３年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



インボイス制度への円滑な移行のため、１０年間の経過措置期間を設けている

（免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討）

※　仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（８割控除・５割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

R5改正

○　軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。

○　この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮**し、**柔軟に対応**できるよう**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【改正後】

○　基準期間（前々年・前々事業年度）における**課税売上高が１億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**６年間**、**１万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみ**で**仕入税額控除を可能**とする。

※　なお、基準期間における課税売上高が１億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後６か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。



〔対象となる事業者の範囲〕

全事業者の**90.3%**が対象となりうる（約786万者のうち約709万者）。

また、**現状の課税事業者**のみを対象としても、**76.1%**が対象となる（約321万者のうち約244万者）。

（備考）令和３年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、令和２年国勢調査（総務省）等に基づき推計

（参考）日本クレジット協会のクレジットカード動態調査集計結果に基づき、クレジットカードの平均決済単価を推計すると**5,000円前後**となっている。

参考２

インボイス制度に関する周知広報等の取組

➢ 制度施行後においても、よくあるお問合せに関して「インボイスの取扱いに関するご質問」等を公表するなど、機動的に情報を発信するほか、シンプルな内容で分かりやすく情報を伝えるためのホームページを新設。引き続き、経過措置等の周知を含め、必要に応じて、コンテンツを作成し、随時公表。

よくあるお問合せ等に対する対応

● 「インボイスの取扱いに関するご質問」等を公表するほか、解説動画も併せて作成。





● インボイスの記載事項や、記載不備のインボイスを受領した場合の取扱いに関して、「チェックシート」や「マンガでわかる記載事項」を公表。



シンプルで分かりやすいページの新設等

● 国税庁HP「インボイス特設ページ」における「制度概要ページ」をリニューアル。



● 消費税の仕組みやインボイス制度を簡潔に解説する動画シリーズを公開（「はばたけインボイス学園」）。



● 国税庁HP「インボイス制度特設ページ」に、新たにインボイス発行事業者となる方に向け「新規開業者向けページ」を創設。

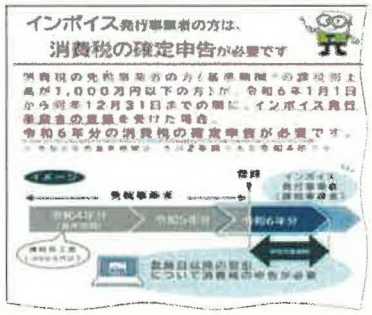


制度開始後２度目の消費税確定申告について

- 制度開始後２度目の消費税確定申告となる令和６年分申告に向けて、新たにインボイス発行事業者の登録を受けた方をはじめ、丁寧に周知広報及び相談対応を実施し、概ね順調な提出状況と評価。
- 新たに事業を開始した個人事業者及び新たに設立された法人を中心にインボイス発行事業者の登録を受ける者が一定数（月２万件超）いること等を踏まえ、引き続き、丁寧な相談対応等に取り組む。

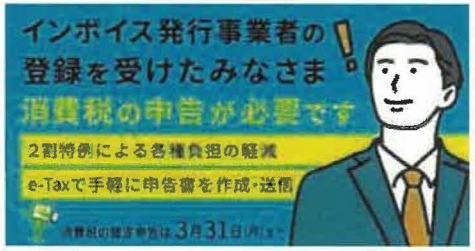
消費税確定申告に向けた取組状況

○ ダイレクトメールによるプッシュ型の周知広報



令和６年からインボイス登録により新たに課税事業者となった者に対して、期限内申告・納付の必要性を周知（令和７年１～２月）

○ ネット広告による周知広報



Yahoo!、Google、X、LINEにてネット（バナー）広告を実施（令和７年３月）

インボイス発行事業者（個人）の申告状況

令和６年分のインボイス発行事業者の期限内申告者数は、約191万人（約９割）となっており、前年分と同様、概ね順調な提出状況と評価。

	令和５年分	令和６年分
インボイス発行事業者数	約198万人	約221万人
期限内申告者数	約174万人	**約191万人**
期限内申告割合	88.3%	**86.3%**

（注）インボイス発行事業者数は各年12月末時点。

参考３

インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議の開催について

（令和５年９月29日
閣議口頭了解）

１．適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）の施行に当たり、インボイス制度開始後最初の確定申告時期までの間の施行状況をフォローアップし、運用上の課題などを把握・共有し、必要な対応策を講ずるため、インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

２．会議の構成は、次のとおりとするとともに、公正取引委員会委員長の出席を求めるものとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議　長　内閣官房長官
副議長　財務大臣
　　経済産業大臣
構成員　内閣府特命担当大臣（金融）
　　国家公安委員会委員長
　　デジタル大臣
　　総務大臣
　　法務大臣
　　文部科学大臣
　　厚生労働大臣
　　農林水産大臣
　　国土交通大臣

３．会議の下に、インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

４．会議及び幹事会の庶務は、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

５．前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

参考４

インボイス登録センターの設置場所

局(所)名	令和6事務年度	令和7事務年度	令和8事務年度以降
札幌	札幌西税務署内	札幌西税務署内	各局(所)の業務センター室の全署拡大後の状況に応じて統合時期を検討
仙台	局内	局内	
関東信越	春日部税務署内	春日部税務署内	
東京	千葉西税務署内	向島税務署内	
金沢	戸水分庁舎内	戸水分庁舎内	
名古屋	局東分庁舎内	局第二庁舎内	
大阪	西税務署内	西税務署内	
広島	局内	局内	
高松	局内	局内	
福岡	局内	局内	
熊本	局内	局内	
沖縄	所内	所内	

参考５

1　インボイス公表サイトの機能　①「検索機能」

「登録番号」を基に登録事業者情報の検索を可能とする機能（１件ごと、又は10件までまとめて検索）

① 登録番号（Tは除く）を入力し[検索]を押下



② 検索結果が表示

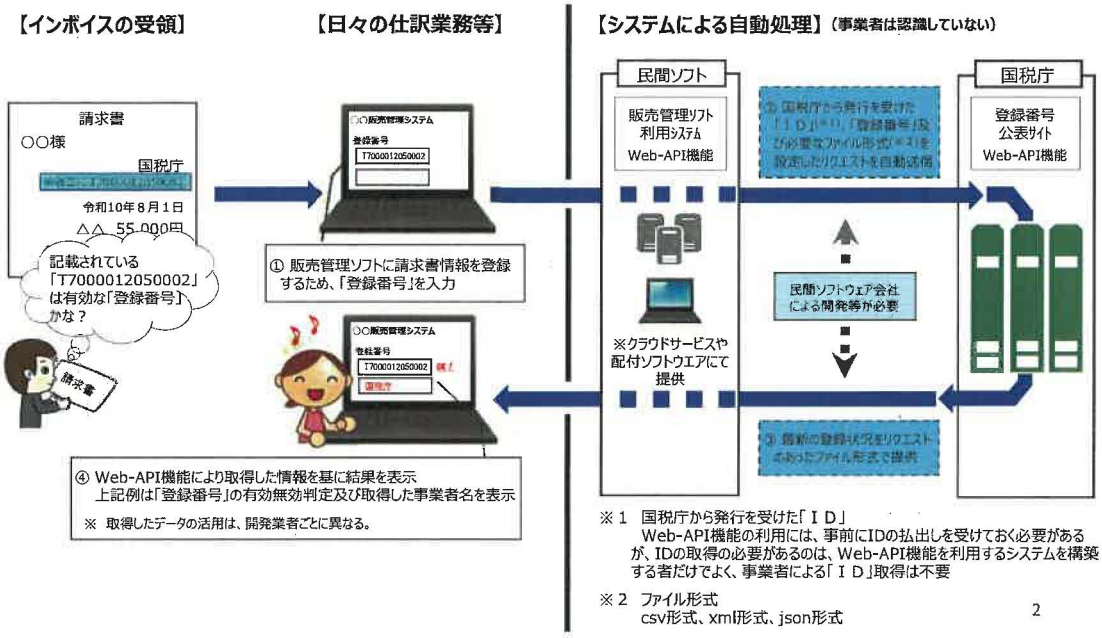


1

1　インボイス公表サイトの機能　②「Ｗｅｂ－ＡＰＩ機能」

ユーザーのシステム（例えば、請求書等を作成する市販の会計ソフトや販売管理ソフト）から本システムへリクエストを送信することで、指定した登録事業者の公表事項をデータで取得ことを可能とする機能

（例）事業者が受領した適格請求書（インボイス）に記載された「登録番号」が有効なものか確認する流れ



※１　国税庁から発行を受けた「ＩＤ」
Web-API機能の利用には、事前にIDの払出しを受けておく必要があるが、IDの取得の必要があるのは、Web-API機能を利用するシステムを構築する者だけでよく、事業者による「ＩＤ」取得は不要

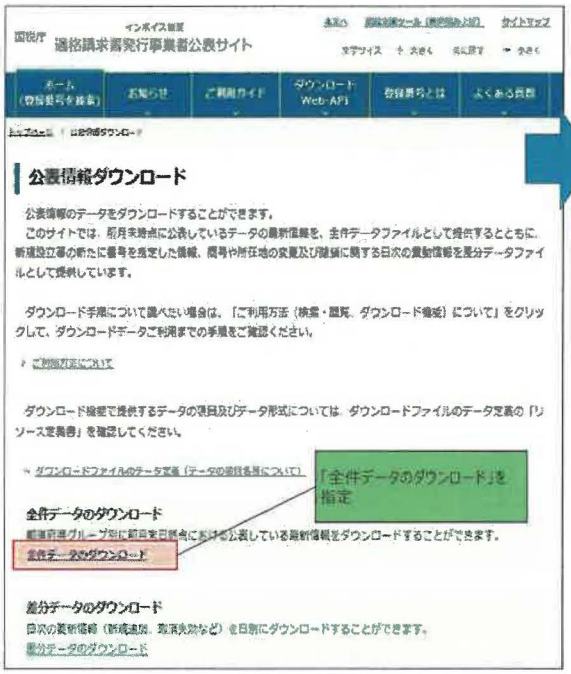
※２　ファイル形式
csv形式、xml形式、json形式

2

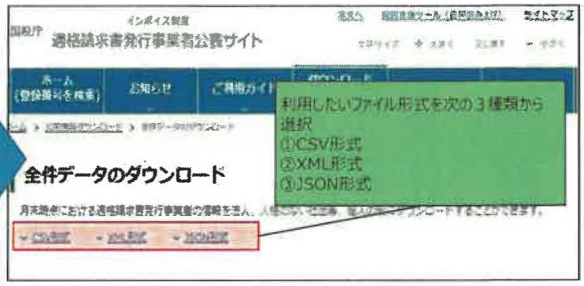
1　インボイス公表サイトの機能　③「データダウンロード機能」

登録事業者の公表事項をデータファイルとして提供する機能

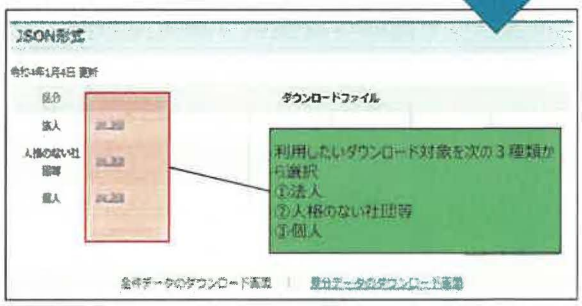
① 「全件データのダウンロード」を指定



② ダウンロードファイルの形式を指定



③ ダウンロードファイルの対象を指定



※ 全件データのほか、日次の更新情報を記録した「差分データ」の提供も行っている。

3

2　公表サイトの機能及び見直し内容

	検索機能	Web-API機能	データダウンロード機能
機能概要	➢ 公表サイトにおいて、登録番号を入力し、事業者の情報を表示する	➢ 利用者のシステムから登録番号の通知を受け、事業者の情報（氏名等あり）を提供 ➢ 利用者のシステムからの要求により、一定期間の修正データ（氏名等あり）を提供	➢ 公表サイトから、登録事業者の一覧をCSVなどの形式で一括ダウンロード
利用者	➢ 誰でも利用可能	➢ 利用者IDが必要	➢ 誰でも利用可能
指摘内容	➢ スクレイピング行為により、個人のインボイス発行事業者の一覧を作成可能	➢ 利用者IDが誰でも取得できるため、結果として誰でも個人のインボイス発行事業者の一覧を作成可能	➢ 個人のインボイス発行事業者の一覧を取得可能
対応の概要	（令和5年3月～） ➢ 利用規約にスクレイピング行為の禁止を明記 （令和5年4月～） ➢ 短期間に一定数以上のアクセスを行った者について、公表サイトへのアクセスを制限する	（令和5年1月～） ➢ 利用者IDの取得に際し、庁インボイス室において事前審査を行う（利用目的・方法の確認、監査等への協力）	（令和4年9月～） ➢ 個人事業者のダウンロードデータから、氏名等の情報を削除する

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
審　理　室

審理室事務の運営方針等

１　庁審理室及び局審理課・訟務官室の所掌事務

(1)　庁審理室の所掌事務

イ　事前照会事務

・国の行政機関（地方支分部局を除く。）、全国規模の同業者団体からの事前照会（文書回答手続によるものを含む。）への対応

・局審理課が行う事前照会事務に関する指導・監督

（注１）事前照会とは、納税者が行う個別の取引等に係る税法の適用に関する照会で申告期限前になされるものをいう。

（注２）文書回答手続とは、納税者から文書による回答を求める旨の申出がされた事前照会のうち、一定の要件を満たすものについて、文書による回答を行うとともに、照会・回答内容を国税庁ホームページにおいて公表するものである（平成13事務年度から実施）。

ロ　不服申立事務

・局審理課が行う不服申立事務に関する指導・監督

・国税庁長官が行う処分等に対する不服申立てへの対応

ハ　訴訟事務

・局訟務官室が行う訴訟事務に関する指導・監督

ニ　争訟見込み事案に対する支援事務

・課税部及び調査部争訟見込み事案のうち、重要なものに係る指導等

・課税部及び調査部争訟見込み事案に係る局審理課・訟務官室が行う支援事務の指導

(2)　局審理課の所掌事務

イ　事前照会事務

・事前照会のうち文書回答手続によるものや複雑・困難等を理由に署から上申されたもの等への対応

ロ　不服申立事務

・税務署における不服申立事務に対する指導・監督

ハ　争訟見込み事案（局課税部及び署の調査事案）に対する支援事務

(3)　局訟務官室の所掌事務

イ　課税関係訴訟の遂行に関する事務

ロ　争訟見込み事案（局調査部事案）に対する支援事務

2　事前照会への適切な対応

事前照会事務は、納税者からの照会に対して当局の見解を明らかにすることにより、納税者の利便、適正申告に寄与するとともに、見解の相違による紛争の未然防止にも寄与するものであるから、庁局間及び関係部署間の連携により法令適用の統一性の確保を図りつつ、適正かつ迅速な処理に努めている。

このうち、文書回答手続については、税法の適用に関する納税者の予測可能性、透明性を高める観点から、積極的な周知・広報に努め、その利用促進に取り組んでいる。

また、文書回答事案のほか、他の納税者の参考となる事前照会への回答についても「質疑応答事例」として国税庁ホームページに掲載している（平成17年1月より実施。令和6年度末現在の公開件数　2,060件）。

【参考】令和6年度文書照会件数　155件（庁　3件、局 152件）
令和6年度文書回答件数　6件（庁　3件、局　3件）
令和6年度末累計文書回答件数　491件（庁 130件、局 361件）

3　不服申立事務の的確な実施

(1)　再調査の請求

再調査の請求については、原処分調査を担当した部署において指名された担当者が調査・審理、再調査決定書の作成等を行い、局審理課においてはそれらの事務の指導・監督を行っている。

再調査の請求事案については、簡易・迅速かつ公正な手続による納税者の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保という不服申立制度の趣旨を踏まえ、公正な立場で調査・審理を行った上、適正かつ迅速な処理に努めている。

○　課税関係再調査の請求の状況（令和6年度）　（単位：件）

前年度末未済件数	再調査の請求件数	再調査の請求の処理件数					当年度末未済件数
		取下げ等	却下	棄却	認容	合計	
599	1,353	158	101	1,283	90	1,632	320

（認容割合 5.5%）

【参考】実績評価の測定指標として「再調査の請求事案の3か月以内処理割合」を掲げ、目標値95%を設定している。
令和6年度　3か月以内処理件数割合99.0%（課税関係・特殊事案等を除く）

(2)　審査請求

審査請求事案については、審判所に対する答弁書の提出等を通じて原処分庁としての主張・立証を的確に行うなど、庁審理室・局審理課（官）が中心となって不服申立事務の適正な執行に努めている。

○　課税関係審査請求の状況（令和６年度）　（単位：件）

前年度末未済件数	審査請求の件数	審査請求の処理件数					当年度末未済件数
		取下げ	却下	棄却	認容	合計	
3,219	3,286	368	165	2,450	690	3,673	2,832

（認容割合 18.8%）

4　訴訟事務の的確な実施

課税関係訴訟については、各局の国税訟務官等が国側指定代理人として訴訟遂行に当たっており、庁審理室において局訟務官室に対する指導・監督及び敗訴事件についての上訴要否の検討等を行っている。

最近の課税関係訴訟の内容をみると、国際課税事件（移転価格税制、外国子会社合算税制）、企業組織再編事件、消費税不正還付事件など、複雑な事実認定や法令解釈が争われる事件が係属している。このため、法務当局との連携を強化して的確な主張・立証に努めるとともに、専門的知識・経験を有する人材の育成に取り組んでいる。

なお、重要な訴訟事件（法務省が内閣官房に重要訴訟事件として登録している事件（官邸登録事件（７件））、庁内において執行上の影響や社会的影響が大きいと判断した事件（１件））については、長官・次長に対し、判決言渡前に事件の概要、判決の見込み等を説明している。

○　課税関係訴訟の状況　（単位：件）

年度	期首係属件数	発生件数	終結件数					期末係属件数	敗訴割合(%)
			取下げ等	却下	棄却	取消	合計		
令６	173	166	4	4	126	8	142	197	5.6
令５	158	164	14	9	113	13	149	173	8.7

5　争訟見込み事案に対する早期かつ的確な支援

調査事案のうち争訟が見込まれるものについては、原処分の段階から法令面の検討、証拠の収集・保全等について十分な検討を行う必要があり、局審理課及び局訟務官室においては、局課税部・調査部からの支援要請を受けて、速やかに内容を検討し争訟対応の観点から意見を申し入れるなど積極的な支援を実施している。

なお、東京局及び大阪局の審理課には審理官（検事）が配置されていることから、両局を争訟見込み事案支援のセンター局と位置付け、他局において困難事案が発生した場合には局間支援を行うこととしている。

また、庁審理室においては、主任訟務専門官（検事）が中心となり、①調査部争訟見込み事案のうち、執行上の影響や社会的な影響が極めて大きいなど、庁において管理することが必要と認められるものに係る対応方針の検討、局に対する指導等を行うとともに、②課税部の争訟見込み事案のうち、庁主務課に上申された事案の処理方針について庁主務課に対する意見申入れを行っている。

【参考】

上記のほか、主任訟務専門官は、国税庁本庁が現実に抱え又は将来争訟に発展するおそれのある個別事案に係る法律的な助言を行っている（一般法律意見照会）。

（参考）

○　主な官邸登録事件

1　組織再編成に係る行為計算否認規定の適用に係る事件

納税者が、企業グループ内法人との間で行った適格合併に係る被合併法人の未処理欠損金を納税者の連結欠損金額とみなして損金の額に算入して確定申告したところ、課税庁が、当該合併は、これを容認した場合には納税者の法人税を不当に減少させるものであると認められるとして、法人税法132条の２（組織再編成に係る行為又は計算の否認）により、当該未処理欠損金の損金算入を否認して法人税の更正処分等を行った事件である。

係属裁判所：　東京高裁（令和７年７月23日判決言渡し予定）

訴　　額：　14億1239万円

2　移転価格課税に関する事件

納税者が、タイ王国等に所在する国外関連者との間で行ったハードディスク用サブストレートに係る技術開発及び特許等管理に係る役務提供並びに製品購入の各取引について、課税庁が、これらの一連の取引を一体としてみた場合に納税者が当該国外関連者へ支払う対価の額が独立企業間価格を超えるとして、残余利益分割法を用いて法人税の更正処分等を行った事件である。

(1)　平成19年３月期～平成23年３月期

係属裁判所：　東京高裁（令和７年６月24日国側控訴）

訴　　額：　18億9016万円

(2)　平成24年３月期～平成26年３月期

係属裁判所：　東京地裁（令和３年４月28日訴訟提起）

訴　　額：　28億1463万円

(3)　平成27年３月期～平成30年３月期

係属裁判所：　東京地裁（令和５年12月27日訴訟提起）

訴　　額：　51億3029万円

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
個 人 課 税 課

所得税・消費税事務の運営方針等

１　基本方針等

個人課税の事務は、数千万におよぶ不特定多数かつ多種多様な個人納税者を対象とすることから、広く税務行政全般に対する信頼感、ひいては国民一般の納税意識に大きな影響を及ぼす。このため、その実施に当たっては、

①自発的かつ適正な申告納税の推進、

②的確な調査の実施、

③効率的な事務運営の推進

を基本として、時機に応じた施策を講じることにより、年間を通じてバランスのとれた運営に努めることとしている。

個人課税事務のうち、確定申告に関係する事務については、これまで外部事務量確保に対する圧迫要因となってきたことから、自宅等からのe-Tax申告の推進による来場者数の削減や相談会場運営の効率化などの徹底により、事務量圧縮に努めてきた。

２　令和７事務年度の重点事項

⑴　調査等事務

イ　調査関係事務の充実

近年の社会経済情勢や働き方の変化に伴い増加するニュービジネスや好況業種の実態を的確に把握するため、情報収集部署との連携を強化し、能動的な情報（データ）蓄積の充実に取り組むこととしている。また、収集した情報（データ）については、有効に活用・分析し、事業所得者のみならず、その他事業者やその他所得者も含めた個人納税者全体の調査優先度の検討を行い、調査優先度の高い事案について積極的に調査を行うことにより調査の重点化を図りつつ、局署の施策によるコンプライアンス向上の取組も組み合わせながら、全体として波及・牽制効果の最大化を図ることとしている。

(ｲ)　調査選定

調査選定に当たっては、予測モデルが算出したリスクスコアが高リスクと判定された者から優先的に抽出することとしている。その際、大口・悪質の観点から、特に売上階級が高階級（調査後の見込みを含む。）の者から優先的な検

討を行うこととしている。

低リスクと判定された者は、明確な理由がある場合に限り実地調査の対象とし、その場合であっても、ほかに代替できる手段がないかや他の優先すべき事案がないかなど、実地調査として接触すべきかの判断を確実に行うこととしている。

なお、調査必要度の判定に当たっては、リスクスコアを活用し調査選定した事案のほか、リスクスコアに表れない資料情報等を端緒として別途調査選定した事案について、大口・悪質な不正計算の想定や調査の波及・けん制効果等といった総合的な観点から実施することとしている。

(ﾛ) 調査の実施

調査の実施に当たっては、調査区分にとらわれず事案にふさわしい日数を随時付与するほか、弾力的に調査区分を変更するなど、統括官等において的確な進行管理を徹底することとしている。

また、実地調査のほか、実地調査以外の調査や行政指導など簡易な接触を含め、納税者のリスクや非違類型に応じた接触方法を的確に選定することにより、効果的・効率的な処理を行うこととしている。

(ﾊ) 行政指導の取組

行政指導の取組については、業務センターにおいて令和６事務年度に「生命保険一時金漏れ」（令和５事務年度から継続）及び「先物取引漏れ」（新規）に取り組み、処理効率が良好であったことや更なる効率的な処理に向けて、令和７事務年度も引き続きこれらの取組を実施することとしている。

なお、上記取組に係る発送対象者の抽出に当たっては、データマッチングにより見込追徴税額の項目を付加し、当該項目を基準とした申告審理を実施するほか、先物取引の申告漏れについては、繰越損失の情報を付加することで申告審理事務を効率化することとしている。

また、行政指導を効率的に実施するため、行政指導マニュアルに基づいた更正決定等事務として、令和５事務年度から一部署において、行政指導に応じない者に対して更正・決定を簡便に実施するための取組を試行しており、令和７事務年度からは全署において実施することとしている。

(ﾆ) 事務計画の策定

調査等関係事務の充実については、調査等事務量の確保が重要であり、引き続き、内部事務の効率化等により確保した事務量が確実に調査等事務量に反映されるよう、１月及び４月から６月期の調査等事務量や重点課題への対応事務量を意識的に確保することとしている。

ロ 重点課題への取組

消費税の適正課税の確保、国際化、富裕層（継続２管理事案）、無申告事案、大口・悪質事案（継続１管理事案）、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動及び所得税不正還付申告を重点課題と位置付けて、積極的に対応することとしている。

ハ　若手等職員の指導育成

若手等職員の指導育成に当たっては、指導育成に偏りが生じないよう、若手等職員の習熟度等を客観的に把握した上で、きめ細やかな指導を実施することとしている。

特に、署においては、同行指導のほか、若手等職員同士若しくは特官部門や特調部門などとの組調査又は若手等職員の主担事案の積極的な実施など、若手等職員が主体性を持って調査が実施できるよう署全体で取り組み、局においては、例えば、大口・悪質事案の調査経験を積ませるための体制整備や模擬調査研修の実施など他局のベストプラクティスを組み合わせながら、若手等職員の指導育成を主導することとしている。

（参考）令和５事務年度の調査事務の実施状況等

調査等（実地調査＋簡易な接触）の追徴税額の総額は過去最高の金額。。

なお、所得税及び消費税の調査等の状況は資料１及び資料２のとおりである。

⑵　確定申告関係事務

令和６年分の確定申告については、e-Tax の利用拡大及び確定申告期前後の外部事務量を確保するため、自宅等からの e-Tax 申告の強力な推進や確定申告会場運営の効率化に向けた取組に加え、定額減税に関する申告相談やインボイス制度を踏まえた消費税申告について的確に取り組んだ。

イ　令和６年分確定申告の評価（資料３～10）

(ｲ)　自宅等からのe-Tax申告の大幅増加

自宅等からのe-Tax利用を強力に推進するため、大口源泉徴収義務者を通じた働きかけやダイレクトメール等により自宅等からのe-Tax利用の勧奨を実施した。

また、地方公共団体から国への申告書等データの引継ぎ（地方公共団体会場からのe-Tax）について、地方公共団体に対する積極的な働き掛けを行い利用勧奨を実施した。

その結果、e-Tax申告の人員は1,732万人となり、対前年107.9%（+127万人）の増加となった。

更に、納税者自身による自宅等からのe-Tax申告の人員は824万人となり、対前年119.4%（＋134万人）と大幅に増加した。

特に、マイナポータル連携を利用する前提となるマイナンバーカード方式によるe-Tax申告の人員は640万人となり、対前年131.9%（+155万人）と大幅に増加した。

(ﾛ)　来署者数の減少

確定申告会場で申告した人員は、251万人となり、対前年93.1%（▲19万人）と減少した。

なお、平日に来署できない納税者向けに、平成15年分の確定申告から、確

定申告期間中の日曜日に確定申告会場で相談を受け付ける閉庁日対応を毎年２日間、実施してきたところであるが、昨今の自宅e-Tax利用率の上昇や、閉庁日に対応する職員負担に鑑み、令和５年分確定申告から対応日を１日に縮小して実施している。令和６年分の閉庁日来場者数は６万人と、ピーク時（平成28年、約20万人）の約３割弱まで減少している。

(ハ)　消費税申告の増加

インボイス制度開始後、はじめて１年分の取引について申告が必要となる令和６年分の個人事業者の消費税の申告件数は、212万件と対前年107.5%（＋15万件）の増加となり、申告納税額は8,004億円（対前年116.8%）と大幅に増加した。

なお、インボイス発行事業者は221万人であり、そのうち期限内の申告者数は約９割の191万人であった。

(ニ)　定額減税への対応

令和６年６月から実施された定額減税については、国税庁ホームページの定額減税特設サイトにおいて、個人事業者等向けＱ＆Ａのほか、申告手続要否判定フローチャートや年金所得者向け簡易申告要否判定ツールを掲載するなど納税者の円滑な申告に向けた周知等を行った。

また、納税者からの問合せ・相談に対しては、確定申告会場における申告相談体制の拡充、確定申告電話相談センターの体制拡充を図ったほか、定額減税専用チャットボットの運用など署の相談事務の負担軽減策を行った。

ロ　令和７年分確定申告に向けた方針

令和７年分確定申告においても、これまでの取組を踏まえ、引き続き、確定申告期前後の外部事務量を確保するため、マイナポータル連携の利用拡大を主眼に置いた上で、自宅等からのe-Taxを利用した申告を積極的に推進するとともに、確定申告会場運営の更なる効率化に取り組む。

また、各種施策により得られる効率化効果や期中処理の促進による効果を的確に反映し、他部門からの応援事務量の適正化を図りつつ、超過勤務の縮減や確定申告期前及び期後における外部事務量の確保を図るとともに、期中においても適正かつ公平な課税を実現するための各署の実情に応じた施策が積極的に実施されるよう配意する。

(イ)　自宅等からのe-Tax推進及び来場者削減に向けた取組

現下のマイナンバーカードの普及状況等を踏まえ、マイナポータル連携の推進を図りつつ、自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax申告の拡大を重点的に行う。

広報に当たっては、自宅等からのe-Tax申告へ移行しやすい納税者層に対して、個別勧奨や大口源泉徴収義務者等を通じて、マイナンバーカードを利用したe-Tax申告の推進、マイナポータル連携の利便性や利用にあたっての事前準備について積極的・効果的な周知・広報を行う。

また、地方公共団体から国への申告書等データ引継ぎについては、国・地方双方の事務の効率化が図られるものであるため、引き続き、更なる利用の拡大

に向けて、関係各課（部門）と連携の上、地方公共団体に対する積極的な働き掛けを行う。

なお、申告相談を実施しているものの、データ引継ぎを実施していない地方公共団体については、実施していない理由を十分に聴取の上、その理由に応じて的確な働き掛けを行うとともに、予算制約等の理由によりデータ引継ぎの実施が困難な場合は、地方公共団体と協議の上、自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax申告の利用勧奨又は地方公共団体の相談会場におけるスマートフォン及びマイナンバーカードを利用したe-Tax申告指導の協力を要請する。

(ﾛ) 確定申告会場運営の効率化

① マイナンバーカードを利用した申告の推進

確定申告会場におけるマイナンバーカードを利用した e-Tax 申告の推進は、翌年以降の来場者抑制、マイナポータル連携の推進による納税者利便の向上・事務の効率化につながることから、職員一人一人がこのことを理解した上で、より一層の利用促進に取り組む。

その上で、確定申告期前においては、マイナンバーカードを利用して e-Tax 申告するための情報（パスワードの有効性確認や再設定方法）やマイナポータル連携の事前準備に係る周知広報を徹底するとともに、確定申告期においては、マイナンバーカードを利用したスマートフォンによる申告を基本とした会場運営を実施するとともに、翌年以降の自宅等 e-Tax の推進に向けてマイナポータル連携の事前準備についても積極的に案内する。

なお、スマートフォンによる申告指導を基本としつつも、納税者の属性に合った対応を行うことに留意して取り組む。

② 申告相談体制の構築

合同会場を含めた確定申告会場の開設に当たっては、適切な納税者サービスの提供に配意しつつ、行政の効率化や、適正かつ公平な課税の実現に向けた外部事務量の確保を図る観点から、各署における来場者の動向や前年の実施状況等も踏まえ、必要かつ最小限の期間及び規模とするよう努める。会場の案内に当たっては、開設期間内の来場を促すよう的確な広報を行う。

③ 確定申告会場の効率的な運営

確定申告会場の運営に当たっては、申告納税制度の趣旨を踏まえるとともに、自宅等からの e-Tax を利用した申告の推進の観点から、納税者自らが申告書を作成することを基本とする。

なお、申告相談に当たっては、資産課税部門との一体的相談のほか、個々の納税者の態様に応じ適切に対応するとともに、適切に人員を配置した上で、時々の来署者数の状況に応じた職員の弾力的な配置や交替制の実施、休憩時間の確保など、職員の健康管理にも十分配意する。

（資料1）

○ 所得税の調査等の状況

項目	事務年度等		R3事務年度	R4事務年度	R5事務年度	対前年比
調査等件数	実地調査	件	31,407	46,306	47,528	102.6
	特別・一般	件	24,067	35,751	37,092	103.8
	着眼(実地)	件	7,340	10,555	10,436	98.9
	簡易な接触	件	568,340	591,517	557,549	94.3
	調査等合計	件	599,747	637,823	605,077	94.9
非違件数	実地調査	件	26,770	38,421	40,131	104.5
	特別・一般	件	21,625	31,271	32,685	104.5
	着眼(実地)	件	5,145	7,150	7,446	104.1
	簡易な接触	件	290,419	299,847	271,133	90.4
	調査等合計	件	317,189	338,268	311,264	92.0
増差所得	実地調査	億円	4,198	5,594	5,516	98.6
	特別・一般	億円	3,882	5,204	5,081	97.6
	着眼(実地)	億円	316	390	435	111.5
	簡易な接触	億円	3,004	3,448	4,448	129.0
	調査等合計	億円	7,202	9,041	9,964	110.2
追徴税額	実地調査	億円	804	1,015	1,066	105.0
	特別・一般	億円	777	980	1,019	104.0
	着眼(実地)	億円	26	35	47	134.3
	簡易な接触	億円	254	353	332	94.1
	調査等合計	億円	1,058	1,368	1,398	102.2
1件当たり 増差所得	実地調査	万円	1,337	1,208	1,160	96.0
	特別・一般	万円	1,613	1,456	1,370	94.1
	着眼(実地)	万円	431	369	417	113.0
	簡易な接触	万円	53	58	80	137.9
	調査等合計	万円	120	142	165	116.2
1件当たり 追徴税額	実地調査	万円	256	219	224	102.3
	特別・一般	万円	323	274	275	100.4
	着眼(実地)	万円	36	33	45	136.4
	簡易な接触	万円	4	6	6	100.0
	調査等合計	万円	18	21	23	109.5

※「特別・一般」調査は、高額・悪質な不正計算が見込まれる者を対象に、相当の日数をかけて深度ある調査を行うもの。
「着眼(実地)」調査は、資料情報等に基づき課税上の問題があると見込まれる者を対象に短期間で調査を行うもの。
「簡易な接触」は、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するもの。

（資料2）

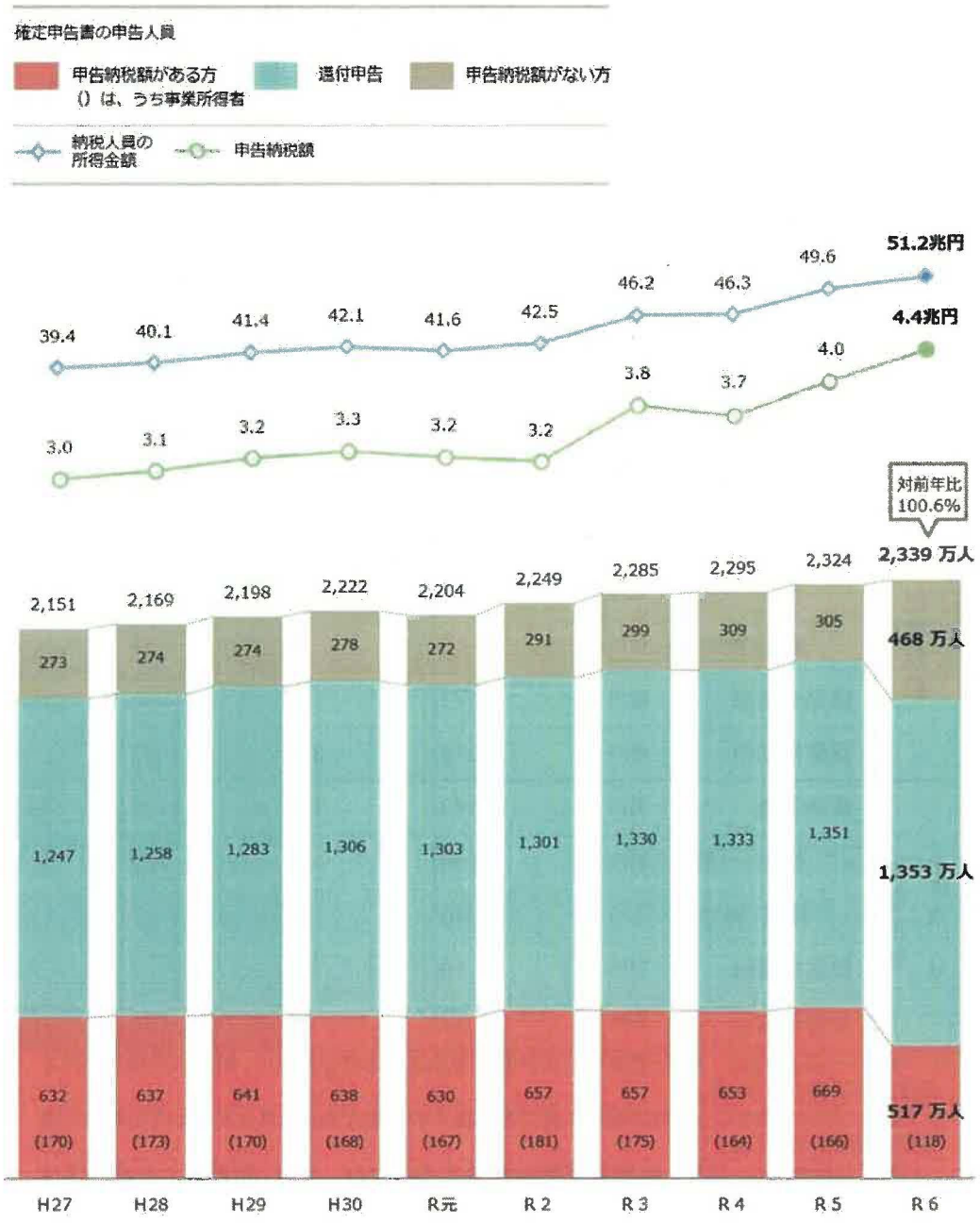
○ 消費税の調査等の状況

項目 ＼ 事務年度等			R3事務年度	R4事務年度	R5事務年度	対前年比
調査等件数	実地調査	件	16,908	25,513	26,576	104.2
	特別・一般	件	13,559	20,677	21,741	105.1
	着眼（実地）	件	3,349	4,836	4,835	100.0
	簡易な接触	件	68,291	68,472	93,919	137.2
	調査等合計	件	85,199	93,985	120,495	128.2
非違件数	実地調査	件	14,381	21,007	22,014	104.8
	特別・一般	件	11,798	17,479	18,521	106.0
	着眼（実地）	件	2,583	3,528	3,493	99.0
	簡易な接触	件	40,900	40,048	55,533	138.7
	調査等合計	件	55,281	61,055	77,547	127.0
追徴税額	実地調査	億円	241	336	359	106.8
	特別・一般	億円	228	322	344	106.8
	着眼（実地）	億円	13	14	15	107.1
	簡易な接触	億円	71	60	63	105.0
	調査等合計	億円	312	396	423	106.8
1件当たり追徴税額	実地調査	万円	143	132	135	102.3
	特別・一般	万円	168	156	158	101.3
	着眼（実地）	万円	40	28	32	114.3
	簡易な接触	万円	10	9	7	77.8
	調査等合計	万円	37	42	35	83.3

※「特別・一般」調査は、高額・悪質な不正計算が見込まれる者を対象に、相当の日数をかけて深度ある調査を行うもの。
「着眼（実地）」調査は、資料情報等に基づき課税上の問題があると見込まれる者を対象に短期間で調査を行うもの。
「簡易な接触」は、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するもの。

（資料３）

所得税（及び復興特別所得税）の申告状況の推移（平成 27 年分～令和６年分）



（注）平成 27 年分から平成 30 年分及び令和４年分以降は翌年３月末日まで、令和元年分から令和３年分は翌年４月末日までに提出された申告書の計数である。

（資料４）

所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書提出状況

（単位：千人）

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
申告納税額がある方	(+ 4.3) 6,572	(▲ 0.1) 6,568	(▲ 0.5) 6,534	(+ 2.3) 6,687	(▲ 22.6) 5,175
還付申告	(▲ 0.1) 13,014	(+ 2.2) 13,297	(+ 0.2) 13,327	(+ 1.3) 13,507	(+ 0.2) 13,533
申告納税額がない方	(+ 7.1) 2,907	(+ 2.8) 2,990	(+ 3.4) 3,090	(▲ 1.3) 3,049	(+ 53.5) 4,681
合　計	(+ 2.1) 22,493	(+ 1.6) 22,855	(+ 0.4) 22,951	(+ 1.3) 23,243	(+ 0.6) 23,389

（注）１　令和元年分から令和３年分は翌年４月末日まで、令和４年分及び令和５年分は翌年３月末日までに提出された申告書の計数である。
２　括弧書は、前年からの増減率である。

（資料５）

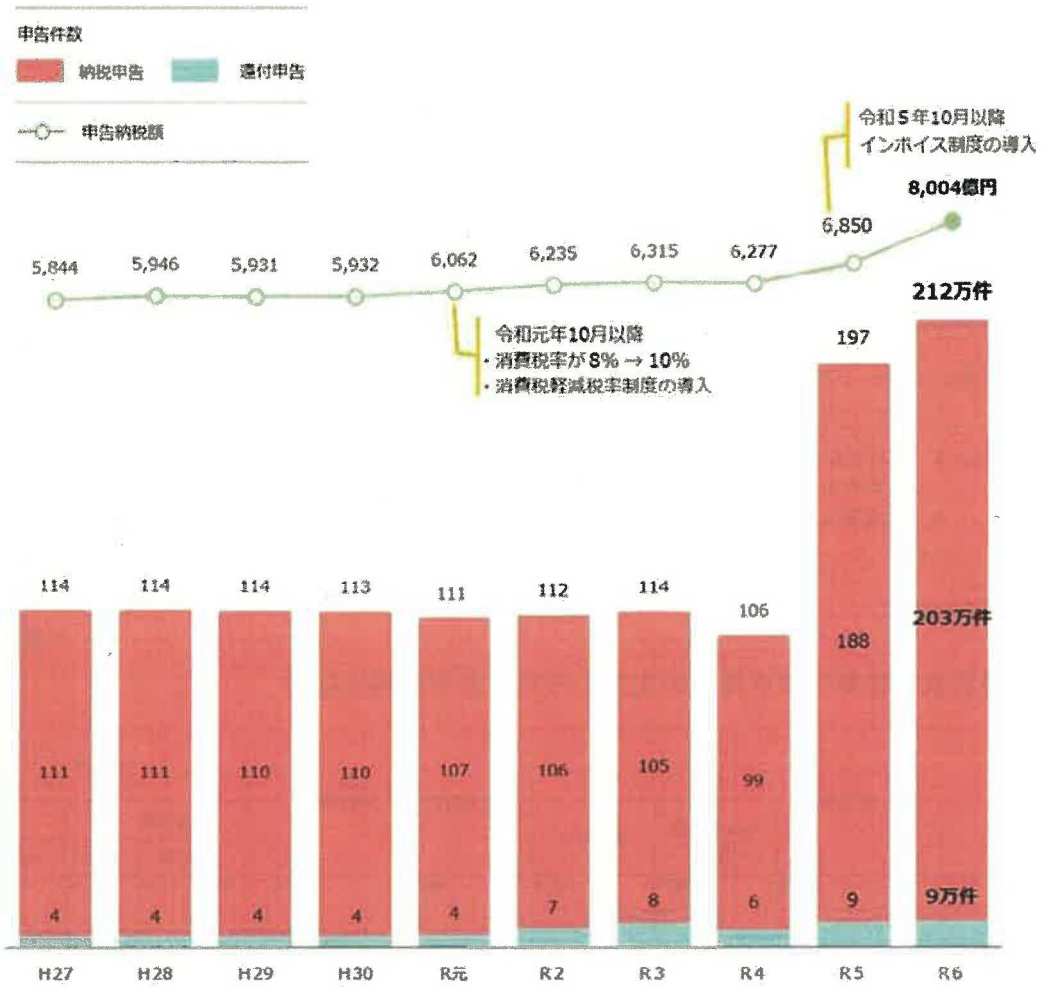
所得税及び復興特別所得税の主たる所得区分別所得金額等

	所得金額			申告納税額	還付税額	増減率				
						所得金額			税額	
		申告納税額がある方	還付申告				納税	還付	納税	還付
	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
合　計	1,062,971	511,604	494,198	43,989	14,099	+ 7.0	+ 3.2	+ 4.6	+ 8.6	+ 7.1
事業所得者	(10.8) 114,995	(14.6) 74,622	(4.9) 24,288	(17.0) 7,474	(21.9) 3,093	+ 5.1	▲ 7.2	+ 12.8	▲ 3.5	+ 8.9
その他所得者	(89.2) 947,976	(85.4) 436,982	(95.1) 469,910	(83.0) 36,515	(78.1) 11,006	+ 7.2	+ 5.3	+ 4.3	+ 11.5	+ 6.6
不動産所得者	(5.8) 61,809	(10.5) 53,480	(0.7) 3,216	(14.4) 6,344	(1.0) 142	+ 0.1	▲ 7.1	+ 54.8	▲ 4.3	+ 12.8
給与所得者	(59.0) 626,981	(41.6) 212,743	(77.8) 384,453	(18.4) 8,089	(55.1) 7,774	+ 4.5	+ 2.3	+ 1.4	+ 8.9	+ 2.8
雑所得者	(8.2) 87,351	(3.3) 16,780	(13.2) 65,171	(2.8) 1,252	(13.5) 1,898	+ 6.2	▲ 25.9	+ 14.8	+ 22.3	+ 15.9
上記以外	(16.2) 171,835	(30.1) 153,979	(3.5) 17,070	(47.4) 20,830	(8.5) 1,192	+ 22.8	+ 21.3	+ 36.0	+ 17.8	+ 19.1

（注）１　翌年３月末日までに提出された申告書の計数である。
２　かっこ書は、合計に対する割合（構成比）である。
３　増減率は、令和４年分に対するものである。

（資料６）

個人事業者の消費税の申告状況の推移（平成 27 年分から令和６年分））



（注）平成 27 年分、平成 28 年分及び平成 30 年分並びに令和４年分は翌年３月末日まで、平成 29 年分は翌年４月２日まで、令和元年分から令和３年分は翌年４月末日まで、令和５年分は翌年４月１日までに提出された申告書の計数である。

（資料７）

個人事業者の消費税の申告状況

	令和5年分			令和6年分			増減率		
	申告件数	税　額	1件当たり	申告件数	税　額	1件当たり	件数	税額	1件当たり
	千件	億円	万円	千件	億円	万円	%	%	%
納税申告	(95.6) 1,885	外1,931 6,850	36	(95.7) 2,029	外2,256 8,004	39	+ 7.7	+ 16.8	+ 8.5
還付申告	(4.4) 87	外143 506	58	(4.3) 91	外139 492	54	+ 4.1	▲ 2.8	▲ 6.6
合　計	1,972	－	－	2,120	－	－	+ 7.5	－	－

（注）１　令和４年分は翌年３月末日まで、令和５年分は翌年４月１日までに提出された申告書の計数である。
　　２　外書は、地方消費税である。
　　３　かっこ書は、合計に対する割合（構成比）である。

（資料８）

インボイス発行事業者の消費税の申告状況

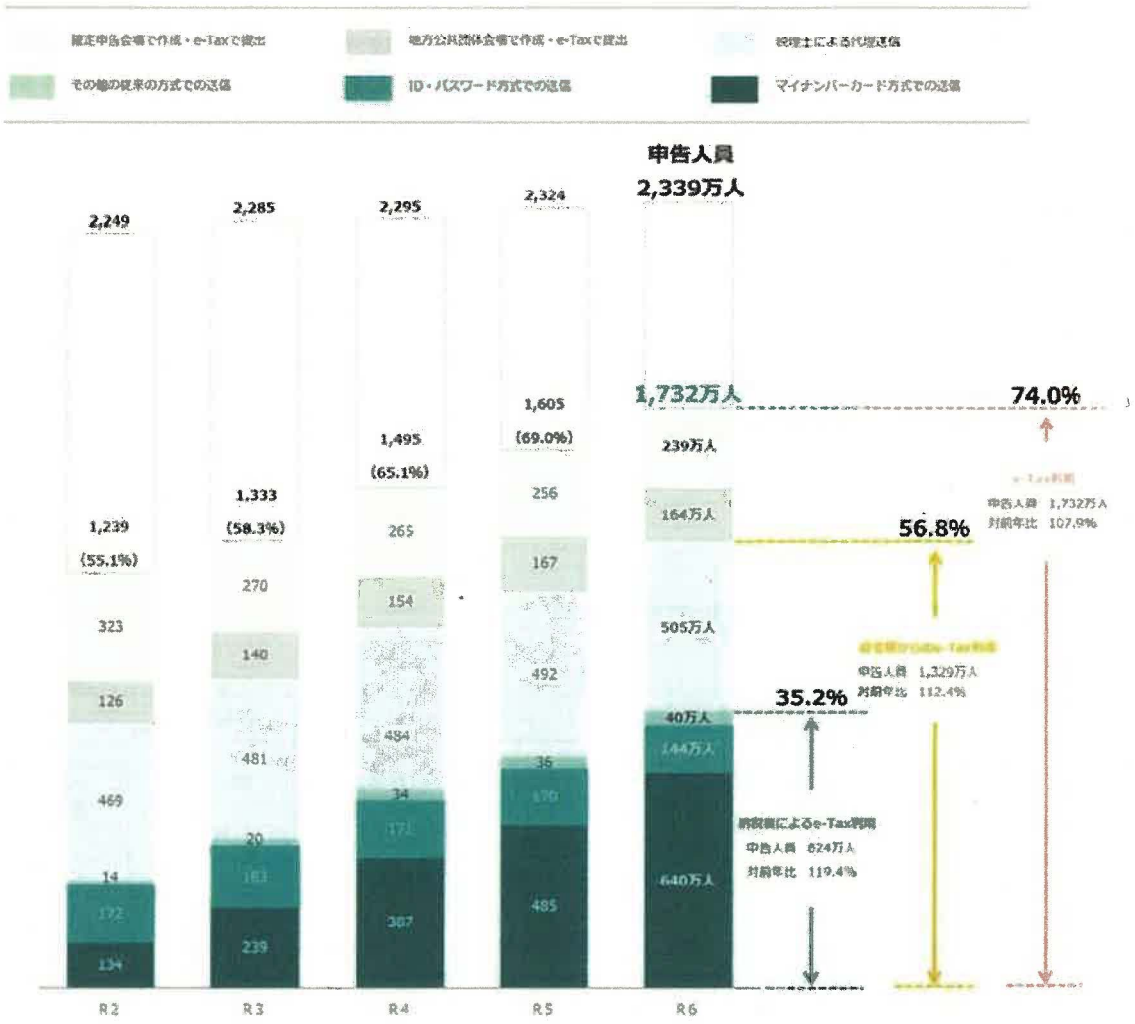
（単位：千人）

	令和5年分			令和6年分		
	登録事業者数	申告人員	2割特例適用人員	登録事業者数	申告人員	2割特例適用人員
インボイス発行事業者	1,976	1,744	734	2,210	1,907	811

（注）１　登録事業者数は、各年分における登録事業者数を、翌年３月末時点の登録状況に基づき集計したもの。
　　なお、この中には、当該年において、実際には課税対象の取引（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ）を行っていないため、消費税の申告義務がない者も含まれている。
　　２　申告人員は、令和５年分は翌年４月１日まで、令和６年分は翌年３月 31 日までに提出された申告書の計数である。

（資料９）

自宅等からの e-Tax 利用状況



（注）カッコ内の数値は申告人員全体に占める e-Tax で申告した割合を示す。

（資料 10）

所得税等の確定申告書の e-Tax による送信別申告状況

（単位：千人）

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
確定申告人員	22,493	22,855	22,951	23,243	23,389
e-Tax利用人員	(55.1%) 12,394	(58.3%) 13,329	(65.1%) 14,948	(69.0%) 16,046	(74.0%) 17,319
自宅等からのe-Tax	(35.1%) 7,899	(40.4%) 9,230	(46.9%) 10,757	(50.9%) 11,823	(56.8%) 13,287
納税者による送信	(14.3%) 3,207	(19.4%) 4,424	(25.8%) 5,919	(29.7%) 6,905	(35.2%) 8,242
マイナンバーカード方式での送信	(6.0%) 1,340	(10.5%) 2,392	(16.8%) 3,866	(20.9%) 4,851	(27.4%) 6,400
ID・パスワード方式での送信	(7.7%) 1,722	(8.0%) 1,828	(7.4%) 1,709	(7.3%) 1,696	(6.2%) 1,441
その他の従来の方式での送信	(0.6%) 144	(0.9%) 205	(1.5%) 345	(1.5%) 358	(1.7%) 401
税理士による代理送信	(20.9%) 4,692	(21.0%) 4,805	(21.1%) 4,838	(21.2%) 4,918	(21.6%) 5,045
確定申告会場からのe-Tax	(14.4%) 3,232	(11.8%) 2,703	(11.5%) 2,646	(11.0%) 2,556	(10.2%) 2,393
地方公共団体会場からのe-Tax（データ引継）	(5.6%) 1,263	(6.1%) 1,397	(6.7%) 1,544	(7.2%) 1,666	(7.0%) 1,639
【参考】書面申告人員	(44.9%) 10,099	(41.7%) 9,525	(34.9%) 8,003	(31.0%) 7,197	(26.0%) 6,070
確定申告会場で作成・書面で提出	(1.0%) 214	(1.8%) 407	(1.0%) 239	(0.6%) 139	(0.5%) 115

（注）１　令和元年分から令和３年分は翌年４月末日まで、令和４年分及び令和５年分は翌年３月末日までに提出された申告書の計数である。
２　かっこ書は、確定申告人員に対する割合（構成比）である。

保存期間：３年
(令和９事務年度末)
個 人 課 税 課

一般社団法人 全国青色申告会総連合の概要

１　沿革

青色申告会は、青色申告制度が導入された昭和25年に東京都内の青色申告者有志によって結成された。

その後拡大を続け、昭和30年に全国組織として「全国青色申告会総連合」が創設され、平成25年５月１日付で法人登記を行い「一般社団法人 全国青色申告会総連合」（以下、「全青色」という。）を設立し、現在に至る。

なお、大阪国税局管内６府県では、青色申告会・法人会などを併せた機能を有する団体として「納税協会[1]」が設立されており、全青色傘下の青色申告会は存在しない。

２　組織

全青色傘下の青色申告会は約1,700会存在し、大阪局管内を除く41都道県で県単位の連合会が設置されており、大阪局・沖縄事務所を除く10の国税局に対応したブロック会が結成されている。

会員数は、約48万人（令和７年３月）で、青色申告承認申請に基づく青色申告者総数約815万人に対する加入率は5.9％である。昭和62年（約109万人）をピークに、会員数は年々減少している。

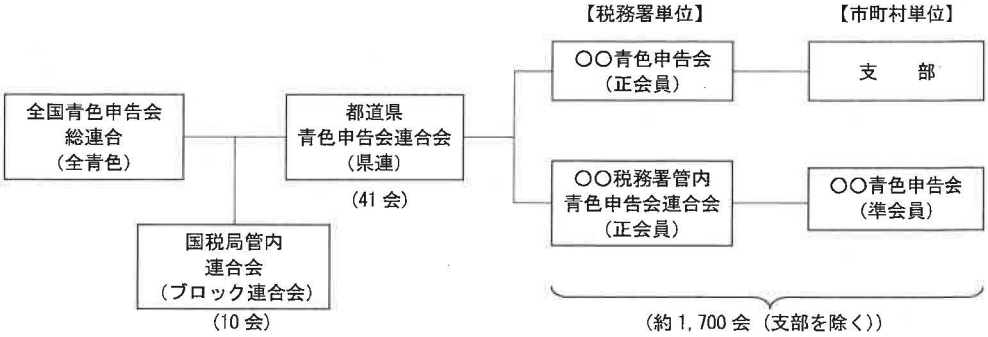
全青色の役員は、全国10ブロックの代表等（各県連の会長、副会長等51名）によって構成され、任期は１年（再選可）となっている。

現会長は、令和５年６月開催の定時会員総会において選出された伊藤升吾氏（静岡県連会長）である。

---

1 納税協会と全国青色申告会総連合の間では特段の交流はない。

○　一般社団法人 全国青色申告会総連合の組織[2][3]



3　目的及び活動状況

全青色は、全国の青色申告会の指導連絡を図り、青色申告を基盤とした税務、経理及び経営の調査、研究並びに指導を行うとともに、小規模事業者の公正な世論を結集して、その実現に努め、もって申告納税制度の確立と小規模企業の振興に寄与することを目的として設立されたものである（全青色定款第３条）。

全青色の具体的な事業活動は、次のとおり。

①　青色申告の普及・拡大
②　税務当局及び税理士会等との協力による記帳指導、決算指導及び申告指導
③　e-Taxの普及・利用促進
④　会計ソフト（ブルーリターンA[4]）の推進による複式簿記の普及
⑤　機関誌・各種テキスト（教材・ＤＶＤ）の配布
⑥　会員の相互扶助による福利厚生を目的とした共済事業

4　e-Tax の普及・利用促進

全青色では、個人事業者にパソコンやインターネットの利用が普及していることを踏まえ、ＩＣＴを活用した効率的な申告相談体制を確立するための環境整備を図っている。

さらに、事業活動の基本方針に、「e-Taxの普及」を重点事項のひとつとして位置付け、会員向けに開発した会計ソフト（ブルーリターンA）の利用促進をはじめとして、ＩＣＴ化に向けて積極的に会員に対する広報・啓蒙活動を実施している。

2　単位会は１税務署１会として各市町村には支部を置いているところと、市町村別に単位会を組織して税務署管内連合会を結成しているところがある。

3　正会員が「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員となり、議決権を有する。

4　優良な電子帳簿保存に対応しており、会員限定で 33, 000 円（３年間使用可）にて販売。令和７年 11 月よりクラウドサービス開始予定。

5　会勢拡大への取組

人口の減少、高齢化、大企業の小売分野への進出などの構造変化に直面し、個人事業者の廃業が相次ぐなど、青色申告会を取り巻く環境は厳しさを増しており、昭和62年（約109万人）をピークに年々減少している。

そのような中、全青色においては、会勢拡大を図ることを喫緊の課題として、広報活動の強化や青色申告運動の推進と会活動の充実を図るとともに、各会の取組の成功事例についての情報提供を行うなどの取組を行っている。

全青色では、県連・単位会が情報を共有し一体となって、国税当局、商工会・商工会議所、各種業種団体など他団体との連携を一層強化し、地域の状況に応じた会員増強運動に精力的に取り組むことを基本方針に盛り込み、会勢拡大への取組を強化していくこととしている。

6　令和７事務年度における行事等

開催日	行事名	出席予定者
Ｒ７．９．２(火)	庁幹部表敬訪問	長官、次長、課税部長、総務課長、個人課長
Ｒ８．１．22(木)	新年賀詞交歓会	大臣、長官、次長、課税部長、総務課長、課総課長、個人課長
Ｒ８．６月下旬	定時会員総会･懇親パーティ	大臣、長官、次長、課税部長、総務課長、課総課長、個人課長

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
資 産 課 税 課

資産課税事務の運営方針等

１　基本方針

資産課税事務は、相続税、贈与税、所得税（譲渡・山林所得）等と所掌が多税目にわたるため、事務運営に当たっては、内部事務や財産評価事務等の各税の基礎となる事務を含めて、全体としてバランスのとれた執行を図ることとしている。

また、臨時・偶発的に発生する事案が対象となるため、事案の発生状況や各事務の所要事務量を的確に把握し、局署の実情に応じて、各事務に適切な事務量を配分した上で、全体として最大限の効果が発揮できるよう努めている。

２　令和７事務年度の重点事項

(1)　調査関係事務の充実

調査等事務運営に当たっては、内部事務の集約処理やデータ活用の取組等を通じて調査等関係事務量を最大限確保するとともに、確保した調査等関係事務量を有効活用する観点から、深度ある調査と行政指導等をバランスよく実施することで効果的・効率的な事務運営に取り組むこととしている。

なお、行政指導等の実施に当たっては、センターとの連携を強化し、集中処理体制の整備を図るなど効率的な処理に努めることとしている。

イ　事務計画の策定

事務計画の策定に当たっては、データ活用による申告審理事務の効率化により確保した事務量を確実に調査等関係事務量に反映することとしている。

なお、調査等関係事務量については、相続税、贈与税及び所得税（譲渡・山林所得）の税目間、深度ある調査及び行政指導等の接触方法間でバランスよく配分することとしている。

ロ　相続税調査の充実

相続税の調査選定に当たっては、予測モデルが算出したリスクスコアや庁局から還元された情報（データ）を用いるとともに、調査選定支援ツール等も活用して事務の効率化・高度化に取り組むこととしている。

また、調査等の実施に当たっては、調査の重点化の方針の下、追徴税額を意識した調査優先度判定を実施するとともに、真に調査すべき事案、大口・悪質

な不正が見込まれる事案、高階級事案等の調査必要度の高い事案に対して、優先的に調査等関係事務量を確保して深度ある実地調査を実施することとしている。

なお、深度ある調査の実施に当たっては、事案の内容に応じた適切な日数が投下されるよう統括官等による進行管理の徹底を図るとともに、必要に応じて機動課（係）と連携するなど調査体制の充実を図ることとしている。

おって、調査の重点化を推進する一方、その他の事案については、行政指導等を積極的に活用し、幅広く接触した上で効率的な処理に努めることとしている。

ハ　土地等譲渡所得調査の充実

土地等譲渡所得については、申告審理事務の簡素・効率化を含めた内部事務の見直しにより捻出した事務量を土地等譲渡所得に係る調査等関係事務量へ確実に配分し、深度ある調査と行政指導等を効果的に組み合わせることで適正申告の確保に努めることとしている。

なお、庁局においては、予測モデルや各種資料情報（データ）の分析・活用等を通じて、不正見込事案の組成に努めるとともに、組成した事案の調査に当たっては、局主導で適切な調査体制を編成した上で、調査スキルの高い職員による同行調査や事案検討会等を通じた調査技法の伝承を行う。また、局間短期併任も活用することで、土地等譲渡所得調査の中核となる職員の育成に積極的に取り組むこととしている。

ニ　エリア一体運営等による適切な調査体制の構築

調査対象事案の少ない小規模署等の調査事務運営については、限られた調査等関係事務量を有効活用する観点から、局署の実情に応じて、近隣署間のエリア一体運営の実施により、調査必要度が高い事案に事務量が的確に投下されるよう取り組むこととしている。

その際、資産税担当職員配置署間におけるエリア形成に当たっては、相互併任を実施するなど、より効果的な体制の構築に努めることとしている。

⑵　重点課題への取組

国際化、富裕層、無申告事案への対応を重点課題と位置付けて、各種資料情報の収集・蓄積に取り組むほか、調査等の実施に当たっては、行政指導等も効果的に活用しつつ、事案の内容に応じて深度ある調査を実施することとしている。

⑶　若手等職員の指導育成

若手等職員の指導育成に当たっては、機動課（係）を含めて局署一体となり十分な事務量を確保して実施することとしている。

なお、指導育成に当たっては、他局におけるベストプラクティスを取り入れるとともに、指導対象者の習熟度に応じて、若手等職員同士の組調査も実施するなど、実践的な調査スキルの向上や主体性の醸成を意識した指導育成を実施することとしている。

(4) e-Taxの普及のための取組

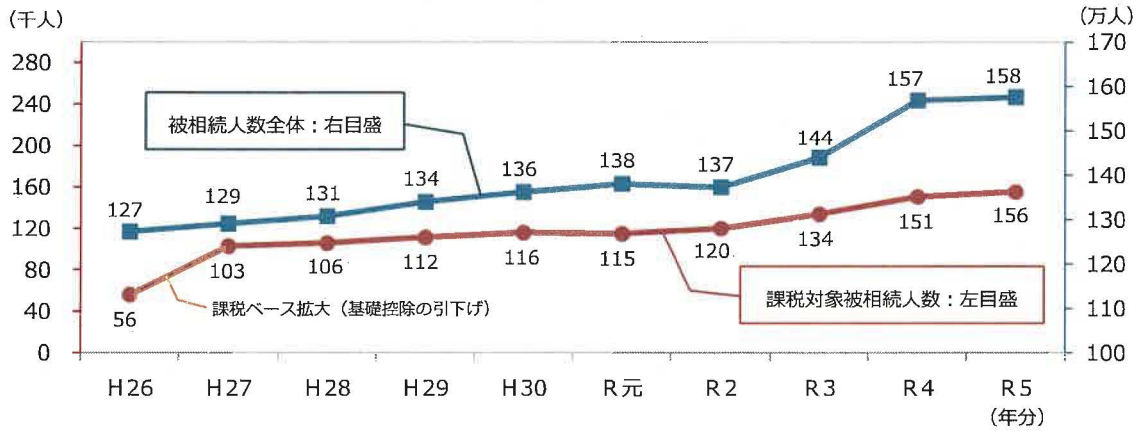
相続税については、税理士等のe-Tax利用の普及・定着に向けて、幹部のトップセールスを含め、引き続き、庁局署一体となって、積極的な利用勧奨に取り組むこととしている。

なお、利用勧奨に当たっては、国税庁ホームページの相続税e-Tax特設サイトを活用するなど、税理士会を通じた利用勧奨及び相続税申告に関与したことがある税理士等に対する個別勧奨に加え、税理士等と接触できるあらゆる機会を活用して利用勧奨を実施することとしている。

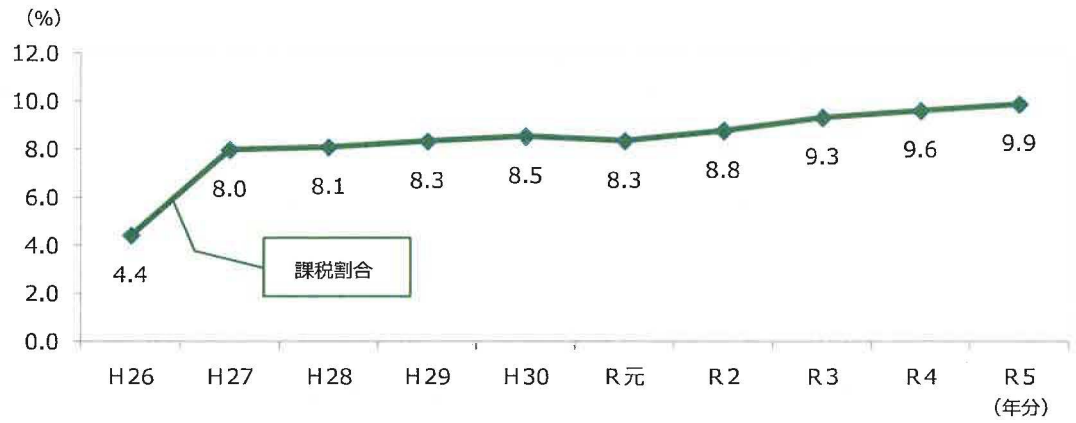
また、贈与税及び所得税（譲渡所得）については、自宅等からのe-Tax申告の推進を図るため、スマートフォンによるe-Tax申告の利便性を中心に、関係団体等を通じた周知・広報を積極的に行うこととしている。

表１）相続税の申告状況

○　被相続人の推移



○　課税割合の推移



○　課税価格及び税額の推移

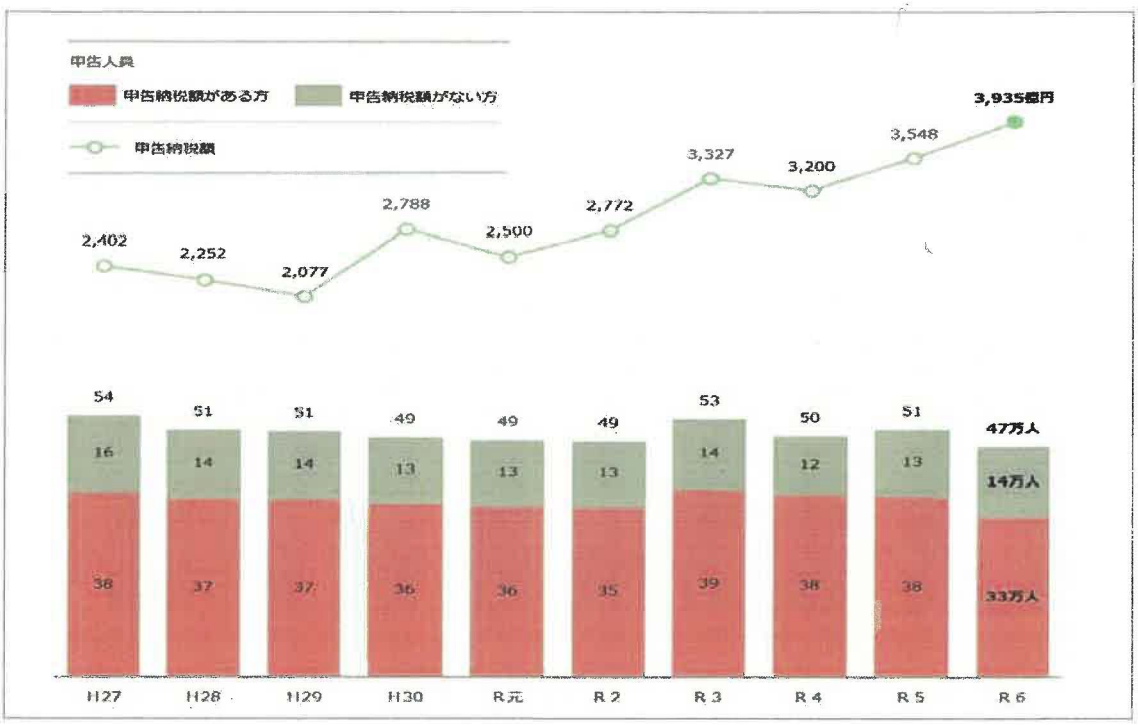


（注）１「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前３年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

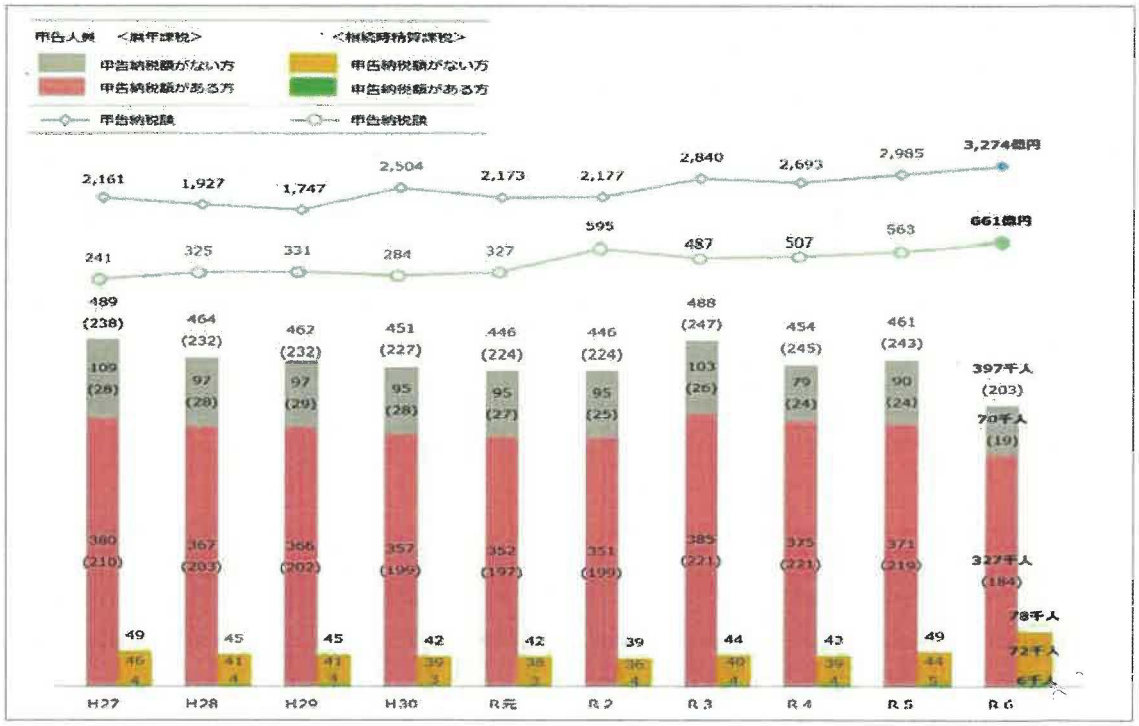
２　上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

表２）贈与税の申告状況

○　贈与税の申告状況



○　暦年課税及び相続時精算課税別の申告状況



（注）１　（）内の数値は、特例税率に係る贈与税の申告人員である。

２　相続時精算課税に係る申告人員には、暦年課税との併用者を含んでいる。

表３）土地等譲渡所得の申告状況

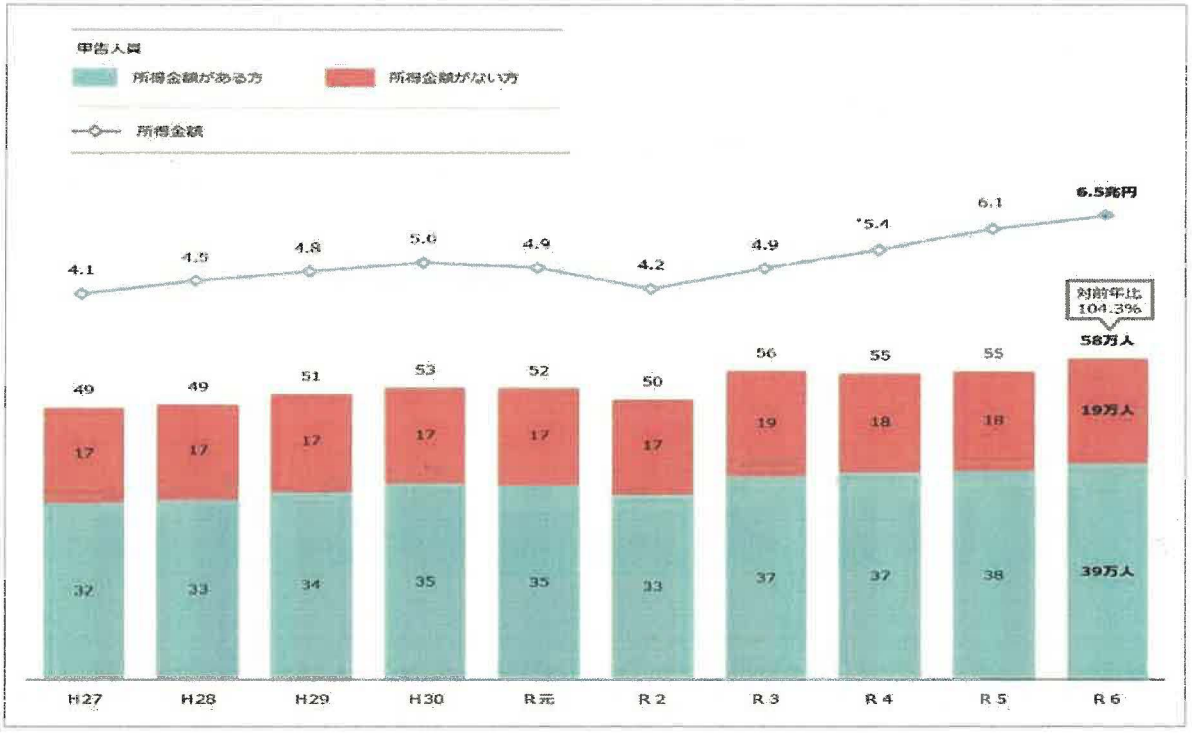


表４）株式等譲渡所得の申告状況

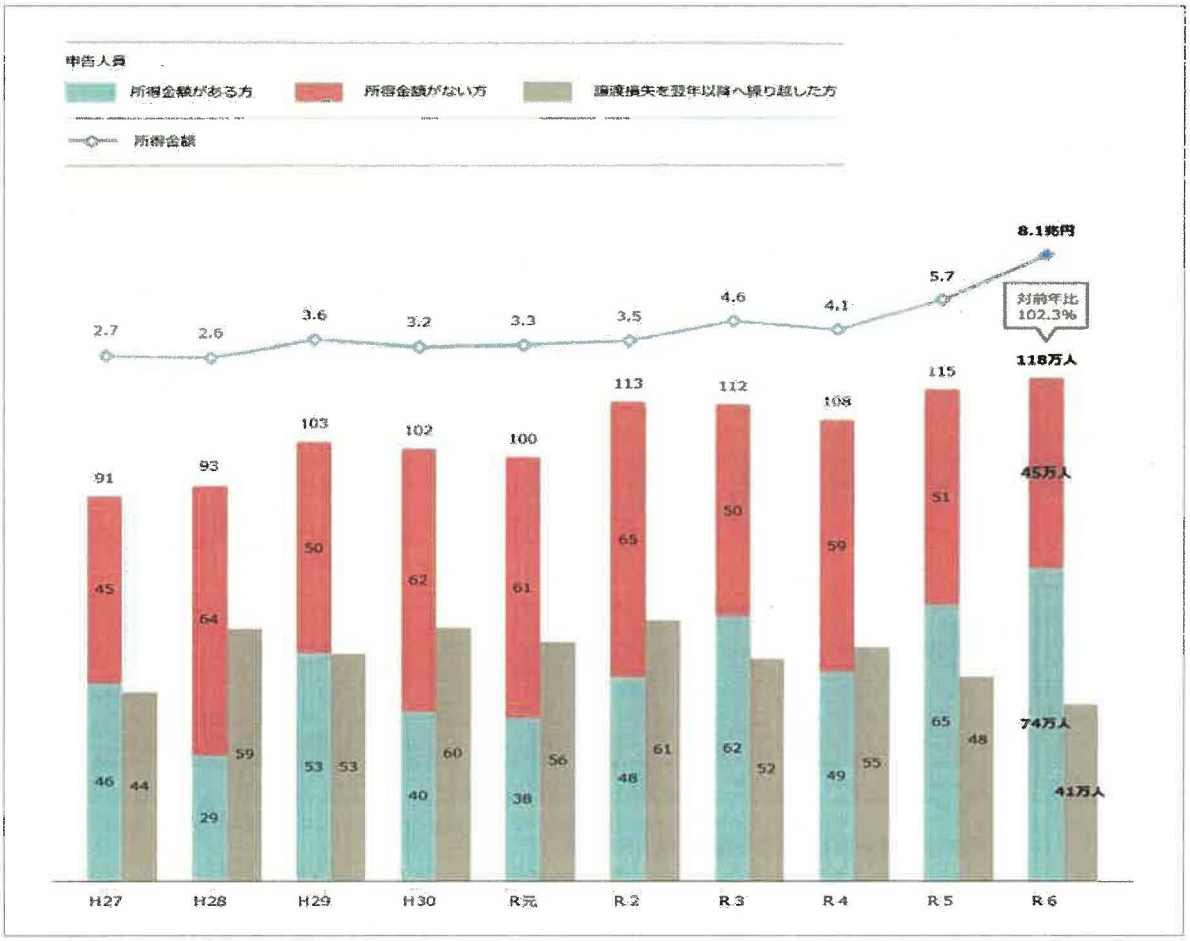


表５）相続税の調査状況

○　実地調査

		平成30事務	令和４事務	令和５事務	対30事務比	対４事務比
調査件数	件	12,463	8,196	8,556	68.7%	104.4%
申告漏れの非違件数	件	10,684	7,036	7,200	67.4%	102.3%
申告漏れ課税価格	億円	3,538	2,630	2,745	77.6%	104.4%
追徴税額計	億円	708	669	735	103.8%	109.8%
１件当たり申告漏れ課税価格	万円	2,838	3,209	3,208	113.0%	100.0%
１件当たり追徴税額計	万円	568	816	859	151.2%	105.2%

○　簡易な接触

		平成30事務	令和４事務	令和５事務	対30事務比	対４事務比
処理件数	件	10,332	15,004	18,781	181.8%	125.2%
申告漏れの非違件数	件	2,287	3,685	5,079	222.1%	137.8%
申告漏れ課税価格	億円	443	686	954	215.5%	139.0%
追徴税額計	億円	44	87	122	278.5%	140.8%
１件当たり申告漏れ課税価格	万円	428	457	508	118.5%	111.0%
１件当たり追徴税額計	万円	42	58	65	153.2%	112.5%

表６）贈与税の調査状況（実地調査）

		平成30事務	令和４事務	令和５事務	対30事務比	対４事務比
調査件数	件	3,732	2,907	2,847	76.3%	97.9%
申告漏れの非違件数	件	3,549	2,732	2,630	74.1%	96.3%
申告漏れ課税価格	億円	207	206	264	127.4%	128.1%
追徴税額計	億円	67	79	108	160.4%	137.5%
１件当たり申告漏れ課税価格	万円	555	708	926	167.0%	130.8%
１件当たり追徴税額計	万円	181	270	380	210.3%	140.4%

表７）土地等譲渡所得の調査状況

○　実地調査

		平成30事務	令和４事務	令和５事務	対30事務比	対４事務比
調査件数	件	4,821	3,847	4,195	87.0%	109.0%
申告漏れの非違件数	件	3,495	2,859	3,174	90.8%	111.0%
申告漏れ所得金額	億円	407	414	417	102.3%	100.6%
１件当たり申告漏れ所得金額	万円	845	1,077	993	117.6%	92.3%

○　簡易な接触

		平成30事務	令和４事務	令和５事務	対30事務比	対４事務比
処理件数	件	11,884	10,140	8,720	73.4%	86.0%
申告漏れの非違件数	件	9,232	7,377	6,759	73.2%	91.6%
申告漏れ所得金額	億円	744	664	649	87.2%	97.7%
１件当たり申告漏れ所得金額	万円	626	655	744	118.8%	113.6%

表８）株式等譲渡所得の調査状況

○　実地調査

		平成30事務	令和４事務	令和５事務	対30事務比	対４事務比
調査件数	件	2,097	1,358	1,129	53.8%	83.1%
申告漏れの非違件数	件	1,784	1,211	997	55.9%	82.3%
申告漏れ所得金額	億円	320	320	293	91.6%	91.8%
１件当たり申告漏れ所得金額	万円	1,526	2,353	2,597	170.2%	110.4%

○　簡易な接触

		平成30事務	令和４事務	令和５事務	対30事務比	対４事務比
処理件数	件	1,982	3,227	2,671	134.8%	82.8%
申告漏れの非違件数	件	1,580	2,904	2,411	152.6%	83.0%
申告漏れ所得金額	億円	55	105	102	185.4%	96.4%
１件当たり申告漏れ所得金額	万円	276	326	380	137.5%	116.5%

表９）相続税申告のオンライン利用率

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
オンライン利用率	14.4%	23.4%	29.5%	37.1%	50.3%
目標値	25%	30%	35%	40%	48%

（注）令和６年度のオンライン利用率は速報値であり、令和７年 10 月頃に確定値を公表予定である。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
資産評価企画官

財産評価事務の運営方針等

１　財産の評価に係る基本的な考え方

相続又は贈与により取得した土地、家屋等の不動産をはじめとした動産、有価証券などの財産の価額は、相続税法第 22 条で時価により評価することとされているが、相続税等の申告に当たり、これら各種の財産の時価を納税者自身で把握することは必ずしも容易ではない。そこで、相続税等の申告の便宜及び課税の公平を図る観点から、各財産の具体的な評価方法等を通達に定めている。

２　路線価図等の作成に係る局署の事務運営

(1)　基本的な考え方

相続又は贈与により取得した土地等の価額については、国税局（所）において毎年、土地等の評価額の基準となる路線価及び評価倍率（以下「路線価等」という。）を定めて公開している。

路線価等は、地価公示価格や不動産鑑定評価額等を基に、毎年１月１日を評価時点として地価公示価格水準の80％程度を目途に、評定している（参考１）。

(2)　令和７年分の作成状況及び令和８年分の作成方針

令和７年分の路線価等については、地域の地価動向を的確に反映させることに努めた上で作成し、７月１日（火）に国税庁ホームページに公開した。

令和８年分の路線価等の作成に当たっては、７月４日（金）から各国税局において、土地評価員（不動産鑑定士や土地評価精通者）の公募を開始し、これを皮切りに、令和８年７月の路線価等の公開に向けた評定作業を行うこととしている。

３　財産評価基本通達６項に係る個別事案への対応

財産評価基本通達に定めた評価方法によって評価することが適当でないと考えられる事案が調査等で把握された場合には、財産評価基本通達６項《この通達により難い場合の評価》（参考２）の定めの適用を検討することとしており、その検討に当たっては、庁・局・署間の連絡を密にして、適切な運用を図ることとしている。

○　近年の財産評価基本通達６項の適用件数

事務年度	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
適用件数（件）	1	0	6	11	2

４　財産評価基本通達等の見直し等

財産評価基本通達等については、①社会経済情勢の変化に応じてより適正な評価方法とする、また、②新たな形態の財産の評価方法を明確にするといった観点から、必要に応じて見直しを行っている。

最近の主な見直しは次のとおりである。

・居住用の区分所有財産の評価の見直し（令和５年９月）
・取引相場のない株式等の評価（端数処理）の見直し（令和５年９月）
・取引相場のない株式等の評価（類似業種比準方式等）の見直し（平成 29 年４月）

＜参考１＞平成４年度税制改正の要綱（抄）（平成４年１月 10 日閣議決定）

土地の相続税評価の適正化に伴う相続税の負担調整等を行い、租税特別措置の整理合理化等課税の適正・公平の確保を推進するとともに、現下の極めて厳しい財政事情を踏まえ極力税収を確保する観点から税制上所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

一　相続税等の負担調整

土地の相続税評価の評価割合を地価公示価格水準の８割程度に引き上げる等の適正化に伴う相続税等の負担調整を次のとおり行う。

（以下、略）

＜参考２＞財産評価基本通達（抜粋）

《この通達の定めにより難い場合の評価》

６　この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
法 人 課 税 課

法人税・消費税事務の運営方針等

１　基本方針

法人課税事務は、法人税、源泉所得税、消費税、間接諸税及び酒税と多税目を所掌しているため、その事務運営に当たっては、関係部署間の緊密な連絡協調体制の下で全体としてバランスのとれた執行を図ることとしている。

また、調査の実施に当たっては、法人税、源泉所得税、消費税の同時調査体制を基本としている。

２　申告・調査事績の概要（署所管法人）

⑴　申告事績

令和５年度（令和 5.4～令和 6.3）の法人税申告件数は 313 万９千件（前年対比 101.4%）、申告所得金額は 30 兆 530 億円（同 103.8%）、申告税額は５兆 9,314 億円（同 102.0%）となっている。（表１）

⑵　調査事績

令和５事務年度の法人税調査事績は、調査件数５万７千件（前年対比 94.2%）、増差所得金額 5,205 億円（同 108.9%）、不正所得金額 2,672 億円（同 102.2%）、追徴本税額 1,056 億円（同 105.1%）となっている。（表２）

また、消費税調査事績は、調査件数５万５千件（同 93.9%）、追徴本税額 658 億円（同 93.2%）となっている。（表３）

３　令和６事務年度における重点課題等

⑴　法人課税事務の効果的・効率的な運営

調査事務運営については、局の指示の下、内部事務の効率的な処理等を通じて外部事務量を最大限確保した上で、的確な納税者管理に基づき、大口・悪質な不正計算が想定される法人に対する深度ある調査と、その他の法人に対する効率的な調査・接触を適切に組み合わせ、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理により、法人課税部門全体として、適正な申告の確保に向けて最も効果的・効率的な事務運営と

なるよう配意する。

その際、局は、調査事務量を有効に活用し、一般部門、特別調査班、特別国税調査官、国際税務専門官、消費税専門官等の各機能が各々の役割を最大限発揮できるよう、選定対象を明示し、各署において調査必要度が高い法人に適切に事務量が投下されるよう適時・適切な指導を行うなど、更なるマネジメントの充実に努める。

また、適正な申告・納税を行っている法人を広く育成することが、税務行政の円滑な運営に寄与することから、関係民間団体等との連携・協調及び優良申告法人制度の適正な運用に努める。

⑵　調査関係事務の充実

調査の重点化の方針の下、納税者リスクに応じた適切な接触方法を選択することで、より効果的・効率的な調査事務運営の実現を図る。

高リスク法人等への調査の実施に当たっては、調査事案に応じた適切な体制・手法を整備するなどにより、調査の質の維持・向上を図る。

特に、高階級法人を中心にデータ取得が有効と認められる場合は、臨場前後に限らず、積極的にデータを取得し、ＩＣＴ支援ルームや各種ツールも活用しつつ、データ分析・検討を実施する。

なお、統括官等は、部下職員に対して、要調査項目のほか、臨場時に必ず行うべき事項（概況聴取・現物確認調査等）を明確に指示するほか、進行管理の徹底を図る。

また、高リスク以外の法人に対しても、計算誤りや税法適用誤り等の簡易な誤りが想定される法人については、幅広く接触する必要があることから、可能な限りセンターで集中処理することにより効率化していくとともに、実地調査で接触する必要のない事案については、行政指導等で対応する。

おって、内部事務の効率化等により最大限確保した調査等関係事務量を事務計画に的確に反映させるとともに、策定した事務計画については、確保した調査等関係事務量が重点課題への取組や高リスク法人への調査等に適切に投下されるよう、事務年度を通じた進行管理のための指標として確実に活用する。

イ　納税者管理の充実

リスクスコアを前提とした納税者管理への移行を念頭に、庁において、予測モデルが算出したリスクスコア・売上階級・過去の調査事績等を踏まえ、調査必要度が高いと認められる法人の実況区分を一括変更するとともに、局においては、リスクスコアにかかわらず調査必要度が高い法人の適切な管理に向けた所要の検討を行う。

また、特に大口・悪質な不正計算が想定される重点管理対象法人など、継続的な管理を要する法人については、管理担当者を指名の上、引き続き、署第一部門統括官等が適切に関与し、資料情報の収集・蓄積を含めた管理の充実を図るなど、納税者管理の精緻化と管理件数の適正化に向けた取組を継続的に実施するとともに、実況区分、売上階級区分、業種・業態区分等に応じた管理を徹底する。

ロ　調査選定の的確化・効率化

一般同時調査（深度ある実地調査）については、調査の重点化の方針を踏まえ、予測モデルにより高リスクと判定された法人を優先的に検討するほか、特に消費税の不正還付が想定される法人、重点管理対象法人等の大口・悪質な不正計算が想定される法人、稼働無申告法人等のリスクスコアにかかわらず調査必要度の高い法人について的確に調査を実施することとし、予測モデルにより低リスクと判定された法人については、明確な理由がない限り実地調査の対象としないことを徹底する。

また、特定の非違項目のみの解明が必要な事案（行政指導による是正が見込まれる事案を除く。）については、署内調査による接触の可否をまず検討し、実地の確認を要する場合のみ重点項目調査を実施するなど、効率的に実施する。

おって、調査対象の選定に当たっては、選定支援システム「結」のほか、資料調査システムを活用し資料情報を切り口とした粗選定を実施するなど、ＫＳＫシステム等を効果的に活用することにより、選定精度の向上を図る。

⑶　重点課題への取組

イ　調査事務運営の充実のための取組

(ｲ)　消費税の適正課税の確保への取組

Ａ　基本的な考え方

消費税に関する調査事案が複雑・巧妙化している現状を踏まえ、不正還付、意図的な無申告や消費税額の圧縮など消費税の不正申告を行っていると想定される法人に対しては、適切な調査体制を構築した上で、調査着手前あるいは調査着手後早期の段階から争訟を見据え、審理部署による適切な関与・支援を受けることにより、一般同時調査で更正・決定等を見据えた厳正な調査を実施する。

Ｂ　消費税の還付申告法人に対する取組

署法人課税部門等においては、消費税還付審査判定表等の基準に該当する還付申告の還付を確実に保留した上で還付原因の解明を行うとともに、局・消費税専門セクションにおいては、不正還付検知システムにより還付申告税額の異常値等を検知した事案の審査状況を検証することで、事案が埋没しない体制を構築する。

なお、還付審査又はシステム抽出事案の検証の結果、不正還付が想定される法人として管理を要すると判定した法人については、全国統一的な基準に基づき、局において一元的に管理し、適切な調査（支援）体制及び審理支援体制を早期に構築した上で調査を実施する。

また、調査等により把握した不正インボイス発行事業者の情報については、速やかに局署間で共有し、他の事業者等における不正インボイスの利用の蔓延を防止する。

(ﾛ)　重点管理対象法人に対する取組

重点管理対象法人は、調査必要度が最も高く、継続的に管理を要する法人であることから、その管理に当たっては責任者を明確にし、署第一部門統括

官等が適切に関与の上、納税者管理の徹底を図るとともに優先的に事務量を確保し、計画的・継続的な資料情報の収集・蓄積及び事案に応じた適切な調査体制の編成等により深度ある調査を実施する。

局においては、所要の調査体制を整備の上、署が事務年度首から計画的に着手し、深度ある調査が実施できるよう、あらかじめ調査計画の策定を指示するほか、適切な指導・支援を行い、調査の充実を図る。

(ハ) 海外取引法人等に対する調査の充実

海外取引法人等については、セグメント化の結果を踏まえ、局国際税務専門官の関与の下、調査等関係事務量を優先的に確保の上、真に海外取引事案として調査すべき対象へ調査資源を適切に配分するなど、調査の充実を図る。

なお、署国際税務専門官（独自・支援）及び一般部門等の調査計画件数や、署国際税務専門官（独自・支援）の事務量投下方針の策定に当たっては、セグメント化の結果を踏まえた要調査対象法人の法人数及び管内における分布状況を基礎とする。

また、署における調査選定や調査体制の構築は、海外税務リスク分析スコア等を参考としつつ、セグメント化の結果を踏まえて行うこととし、局国際税務専門官はその状況を確実に検証する。

(ニ) 無申告法人に対する取組

無申告法人については、マスコミ情報・インターネット情報・民間調査機関情報及び徴収部門など他部課（部門）と連携した資料情報の収集・蓄積を通じて効率的に事業実態の把握に努めるとともに、地方税当局との協調のより一層の推進や各署の実情に応じ専担者等を設置するなどの体制整備を図り、引き続き、適切に事務量を見積もり計画的な実態把握・調査に取り組む。

無申告法人の取組に当たっては、長期間無申告とならないように、また、実態のないインボイス発行事業者を放置することで不正還付に悪用されることを未然に防止するため、センターで効率的に無申告行政指導を実施するとともに、所在不明法人については適切にインボイス登録の取消を行うほか、署は、調査必要度が高い法人に対しては的確に調査を実施する。

なお、調査に当たっては、法人税のみならず、消費税や源泉所得税の観点からも積極的に調査対象に選定する。

また、調査後の適正申告を維持する観点から、調査終了時における進行期の申告指導や税理士関与の勧奨を確実に実施する。

おって、局においては、署が行う調査に当たって、所要の調査体制を整備の上、事務年度首から計画的に着手が図られるよう、必要な指導・支援を行う。

ロ データを基本とした事務処理の効率化に向けた取組

e-Tax の普及拡大に伴い、書面を基本とした事務処理からデータを基本とした事務処理への移行を徹底していくため、e-Tax 申告書の申告審理・調査選定等の事務処理に際しては、ペーパーレスによる事務処理の推進に努める。

【参考計表】

（表１）　法人税の申告の状況（署所管法人）

項目＼年度等				2	3	4	5	前年比
申告件数			件	2,985,963	3,042,313	3,094,459	3,139,314	101.4%
内訳	有所得		件	1,037,485	1,077,363	1,108,931	1,119,177	100.9%
内訳	無所得		件	1,948,478	1,964,950	1,985,528	2,020,137	101.7%
有所得申告割合		繰欠控除後	%	34.7	35.4	35.8	35.7	▲0.1P
有所得申告割合		繰欠控除前	%	56.8	56.4	56.8	55.4	▲1.4P
申告所得金額			億円	223,224	265,258	289,502	300,530	103.8%
申告欠損金額			億円	119,115	102,349	102,393	106,258	103.8%
有所得１件当たり所得金額			千円	21,516	24,621	26,106	26,853	102.9%
無所得１件当たり欠損金額			千円	6,113	5,209	5,157	5,260	102.0%
申告税額			億円	45,135	53,535	58,152	59,314	102.0%

（注）　１　その年の４月１日から翌年３月３１日までに終了した事業年度に係る申告について、翌年７月３１日までに申告のあったものを集計している。
　　２　「法人税申告状況集計表」による。

（表２）　法人税の実地調査の状況（署所管法人）

項目＼事務年度			2	3	4	5	前年比
処理件数		千件	3,155	3,201	3,263	3,326	101.9%
調査件数		千件	24	40	61	57	94.2%
増差所得金額		億円	2,539	3,760	4,781	5,205	108.9%
不正所得金額		億円	1,400	2,093	2,615	2,672	102.2%
追徴本税額		億円	458	744	1,005	1,056	105.1%
分析	実調割合	%	0.8	1.2	1.9	1.7	▲0.2P
分析	更正等割合	%	80.1	76.3	74.6	76.0	1.4P
分析	不正発見割合	%	27.1	22.9	20.8	22.5	1.7P
分析	１件当たり増差所得金額	千円	10,667	9,481	7,902	9,131	115.6%
分析	不正１件当たり不正所得金額	千円	21,693	23,059	20,735	20,798	100.3%

（注）１　「法人税階級別の処理の状況」及び「法人税階級別の調査の状況」による。
　　２　「追徴本税額」には、地方法人税が含まれる。

（表３）　消費税（法人）の実地調査の状況（署所管法人）

項目＼事務年度		2	3	4	5	前年比
実地調査件数	千件	23	39	59	55	93.9%
非違件数	千件	15	23	34	33	96.6%
追徴本税額	億円	372	452	707	658	93.2%
非違発見割合	%	65.5	60.6	57.4	59.0	-1.6P
調査１件当たり追徴本税額	千円	1,612	1,170	1,199	1,189	99.2%

（注）　「消費税階級別の調査の状況」による。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
法 人 課 税 課

源 泉 所 得 税 事 務 の 運 営 方 針 等

１　基本方針

源泉徴収制度は、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度であり、源泉所得税の事務については、源泉徴収義務者による適正な義務の履行を確保することが重要である。

また、事務運営に当たっては、①源泉徴収義務者の的確な把握・管理、②源泉所得税事務集中処理センター室（以下、「源泉事務センター」という。）を中心とした効率的な未納整理、③重点的かつ深度ある調査の実施を基本とし、事務が全体として最も効果的・効率的に運営されるよう努めることとしている。

２　源泉所得税事務の現状

⑴　源泉徴収義務者数及び課税事績等の概要

イ　源泉徴収義務者数

給与所得に係る源泉徴収義務者数は、令和６年６月末で 357 万件（法人 267 万件、個人 91 万件）と前年と同水準となっている。（表１）

ロ　課税事績

令和５事務年度（令和５．７～令和６．６）における源泉所得税の税額は 21 兆 3,351 億円（前年対比 97.8%）となっている。（表２）

（注）国税収入に占める源泉所得税の割合は 21.5%（令和６年度当初予算額（表３））

ハ　調査事績

令和５事務年度に調査等を行った件数は、６万９千件（前年対比 94.7%）、このうち非違のあったものは２万２千件（前年対比 98.1%）で、追徴税額は 375 億円（前年対比 110.9%）となっている。（表４－１、４－２）

⑵　執行体制の現状

令和６事務年度における源泉所得税事務の執行体制は、源泉担当統括官設置署が全体の約２割、定員２名以下の署が全体の約７割を占める状況にあることから、局署における管内事情等も十分踏まえた上、事務が最も効果的・効率的に運営されるよう配意している。（表５、６）

3　令和７事務年度における重点課題

⑴　源泉徴収制度の的確な周知・広報

源泉徴収制度の適切な運営を確保する観点から、源泉徴収義務者に対し、月々の源泉徴収や年末調整事務の適切な履行及び毎年の税制改正に対する速やかな対応等を求めていることを十分認識し、源泉徴収義務者のニーズに応じ、国税庁ホームページに源泉徴収義務者向けのページを設け、各種手引・パンフレットや解説動画を掲載するなどにより、制度の的確な周知・広報に努める。

また、機会あるごとに源泉徴収制度への理解と協力を得て、確実な徴収の実現に努める。

特に、令和７年度税制改正における基礎控除の見直し等について、源泉徴収義務者が円滑かつ適切に税制改正に対応できるよう、制度の適確な周知・広報を実施し、源泉徴収義務者からの相談等に対してきめ細かく丁寧な対応に努める。

⑵　源泉徴収義務者への早期・確実な納付指導

イ　未納の早期・確実な処理

未納整理の実施に当たっては、未納発生の抑制、未納者への早期接触、自主納付の推進などの取組を行うことにより未納の早期・確実な処理に努めるとともに、源泉事務センターを中心に効率的な未納整理に努める。

また、過年分納付遅延者については、原則、事務年度内に処理が完了するよう、計画的に未納整理を実施する。特に、センター処理により削減された事務量を必要に応じ、過年分納付遅延者、大口納付遅延者など処理困難な未納者への対応に充てるなど、効率的な処理に努める。

なお、悪質な大口納付遅延者など未納整理の処理困難事案については、署において個別に管理し、実地の調査を実施するなど確実な処理に努める。

おって、局は署における未納の処理状況を把握し、効果的・効率的な運営が図られるよう、適時・適切な関与を行う。（表７）

ロ　未納整理事務の集約化等の取組

未納整理事務を一層効率化し、調査事務の充実を図るため、源泉事務センターにおける事務の集約処理（集約化）に取り組むとともに、源泉センターにおける電話照会では非常勤職員を積極的に活用する。

なお、非常勤職員の活用に当たっては、非常勤職員の事務の習得状況を的確に把握した上で、必要に応じて実務指導（OJT）や研修等を実施することにより、計画的な事務処理能力の向上に取り組む。

⑶　調査関係事務の充実

源泉担当者による源泉所得税の調査の実施に当たっては、内部事務や未納整理事務の効率的な処理を通じて調査事務量を最大限確保した上で、効果的・効率的な調査を実施することに配意するとともに、源泉国際課税や多額な報酬・料金等の支払など真に源泉所得税固有の問題を解明する必要があると認められる源泉徴収義務者に対しては、重点的かつ深度ある調査を実施する。

なお、署所管法人又は個人事業者に対しては、原則として、法源消同時調査又

は所源消同時調査において源泉所得税の調査を実施するが、源泉担当者が調査を行う場合は、源泉所得税に関する専門的な知識や高度な調査手法が必要であるなど真に源泉担当者でなければ調査できない事案に限定して実施する。

おって、源泉担当者による調査について、真に必要な事案に重点的かつ深度ある調査を実施するため、源泉調査担当者の集約配置による調査専担部門の設置を進めることとし、内部事務や未納整理事務の効率的な処理を通じて確保した調査事務量については、調査専担部門において確実に活用することとする。

イ　源泉国際課税に関する調査

源泉国際課税に関する調査については、国外送金等調書などの資料情報や租税条約に関する届出書等から調査必要度の高い事案を的確に選定し、租税条約等に基づく情報交換制度なども活用しつつ、積極的に調査を実施する。（表８－１、８－２）

ロ　調査課所管法人に対する調査

調査課所管法人に対する調査については、源泉所得税の観点から調査必要度の高い事案を的確に選定する。

また、局調査部との同時期調査については、局調査部による法人税調査との連携・協調により効率的な調査が可能であること、同時期調査は源泉徴収義務者にとって負担軽減となることなどから、積極的に実施する。ただし、源泉所得税の観点から調査必要度が高い事案については、同時期調査にこだわることなく源泉担当者による単独調査を実施する。（表９）

ハ　公益法人等に対する調査

収益事業を行わない公益法人等に対しては、長期未接触となることがないよう必要に応じて書面照会なども活用して実態の把握に努めるとともに、調査必要度の高い事案については深度ある調査を実施する。（表 10）

ニ　行政指導事務

行政指導等の実施に当たっては、計画的な処理に努めるとともに、特定部署に集約するなど、効率的な処理に努める。

また、地方公共団体から国への扶養是正データの提供については、国・地方双方の事務の効率化が図られるものであるため、引き続き、地方公共団体に対しシステム対応に向けた働き掛けを行い、更なる利用の拡大に向けて、地方公共団体と十分に連携・協議を行う。

【参考計表】

（表１）給与所得の源泉徴収義務者数の状況（事務年度末）

組織区分＼事務年度		3	4	5	前年比
税務署所管法人	千件	2,428	2,456	2,476	100.8%
調査課所管法人	千件	25	26	26	99.4%
支店法人	千件	28	28	28	98.8%
官公庁	千件	11	10	10	99.4%
公益法人等	千件	116	116	115	99.7%
個人	千件	952	933	913	97.9%
計	千件	3,560	3,569	3,568	100.0%

（表２）源泉所得税の課税の状況

項目＼事務年度		3	4	5	前年比
給与所得	億円	118,850	125,264	130,002	103.8%
退職所得	億円	2,760	2,760	3,088	111.9%
利子所得等	億円	2,766	3,360	4,406	131.1%
配当所得	億円	55,052	60,827	45,062	74.1%
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	億円	8,150	4,844	8,266	170.6%
報酬料金等所得	億円	11,767	12,277	12,452	101.4%
非居住者等所得	億円	7,574	8,828	10,074	114.1%
合計	億円	206,919	218,159	213,351	97.8%

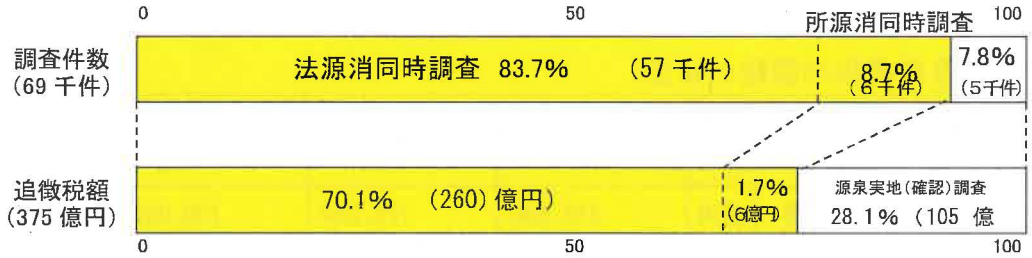
（表３）租税及び印紙収入（一般会計分）に占める源泉所得税額等の推移

税目＼会計年度	5	構成割合	6	構成割合	7	構成割合
	億円	%	億円	%	億円	%
源泉所得税	175,150	25.2	174,200	25.0	157,920	21.5
申告所得税	35,330	5.1	38,750	5.6	43,170	5.9
法人税	146,020	21.0	146,620	21.1	180,540	24.6
消費税	233,840	33.7	229,920	33.0	243,430	33.1
その他	104,060	15.0	106,620	15.3	109,290	14.9
合計	694,400	100.0	696,110	100.0	734,350	100.0

（表４－１）源泉所得税の調査事績の状況

項目＼事務年度			3	4	5	前年比
調査件数		千件	48	72	69	94.7%
非違件数		千件	15	22	22	98.1%
追徴税額		億円	228	338	375	110.9%
分析	実調割合	%	1.3	2.0	1.9	▲ 0.1P
	非違割合	%	32.4	31.0	32.1	1.1P
	非違１件当たり追徴税額	千円	1,473	1,509	1,706	113.1%

（表４－２）接触態様別の調査件数等の状況（令和６事務年度）



（表５）源泉担当統括官設置署等の状況（令和６年７月現在）

項目＼局名		全国	東京	大阪	名古屋	関信	広島	仙台	福岡	札幌	熊本	高松	金沢	沖縄
		署	署	署	署	署	署	署	署	署	署	署	署	署
税務署数	①	524	84	83	48	63	50	52	31	30	36	26	15	6
統括官設置署数	②	106	49	17	8	8	6	5	4	4	3	2	0	0
定員2名以下署数	③	370	32	62	29	42	42	43	24	25	32	22	12	5
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
構成（②／①）	④	20.2	58.3	20.5	16.7	12.7	12.0	9.6	12.9	13.3	8.3	7.7	0.0	0.0
構成（③／①）	⑤	70.6	38.1	74.7	60.4	66.7	84.0	82.7	77.4	83.3	88.9	84.6	80.0	83.3

（表６）稼働日数の状況

事務年度	内部事務	構成割合	指導事務	構成割合	納付指導	構成割合	調査事務	構成割合	源泉事務稼働日数	アルバイト依存割合
	日	%	日	%	日	%	日	%	日	%
	9,954		921				225		11,100	4.0
3	74,071	27.6	113,824	42.4	83,184	31.0	80,522	30.0	268,417	
	8,141		660				162		8,963	3.3
4	72,078	27.8	93,438	36.0	65,073	25.1	93,938	36.2	259,454	
	7,072		932				130		8,134	3.2
5	66,240	27.0	90,989	37.1	56,452	23.0	88,010	35.9	245,239	

（表７）未納者数等の状況（事務年度末）

区分＼事務年度		3	4	5	前年比
未納者数	件	89,133	97,112	91,419	94.1%
過年分納付遅延者数	件	16,139	22,976	25,681	111.8%
大口納付遅延者数	件	10,240	10,760	13,207	122.7%
未納割合	%	2.5	2.7	3.4	0.7P

（表８－１）非居住者等所得に係る非違の状況（同時調査及び源泉実地調査等の合計）

項目＼事務年度		3	4	5	前年比
非違件数	件	789	1,209	1,207	99.8%
課税漏れ支払金額	百万円	23,786	26,714	33,734	126.3%
追徴本税額	百万円	3,143	4,013	4,639	115.6%

（表８－２）源泉徴収の対象となる非居住者等所得

支払を受ける者	源泉徴収の対象とされている非居住者等所得の種類
非居住者 [居住者以外の個人] 又は 外国法人 [内国法人以外の法人]	1　次に掲げる対価等で国内にその源泉があるもの (1)　組合契約事業利益の配分 (2)　土地等の譲渡による対価 (3)　人的役務の提供事業を行う者が受けるその役務の提供の対価 (4)　不動産、船舶、航空機等の貸付けの対価及び地上権等の設定の対価 (5)　利子等 (6)　配当等 (7)　貸付金の利子 (8)　工業所有権、著作権等の使用料又は譲渡の対価及び機械装置等の使用料 (9)　給与その他人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等（非居住者のみ） (10)　事業の広告宣伝のための賞金 (11)　生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金 (12)　定期積金の給付補塡金等 (13)　匿名組合契約等に基づく利益の分配 2　未成年者口座を開設する恒久的施設を有する非居住者が、3月31日において18歳である年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに、契約不履行等事由が生じた場合の一定の譲渡対価の額等 3　恒久的施設を有する非居住者等が行う特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等 4　懸賞金付預貯金等の懸賞金等 5　割引債の償還差益 6　割引債の償還金に係る差益金額

（表９）調査課所管法人に対する同時期調査の状況

項目＼事務年度			3	4	5	前年比
調査件数		件	955	1,646	1,517	92.2%
同時期調査割合		%	18.0	14.6	17.6	3.0P
追徴税額（非違1件当たり）	同時期調査	千円	5,025	7,517	4,049	53.9%
	同時期調査以外	千円	3,758	3,198	2,428	75.9%

（表 10）公益法人等に対する源泉所得税の調査の状況

項目＼事務年度		3	4	5	前年比
調査件数	件	1,994	2,948	2,932	99.5%
非違件数	件	1,339	2,053	2,065	100.6%
追徴税額	百万円	1,228	2,045	2,692	131.6%

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
法 人 課 税 課

公益財団法人 全国法人会総連合の概要

１　沿革

申告納税制度が導入された昭和 22 年前後から、自発的な納税協力団体として全国各地で法人会が結成された。その後、都道県単位の連合会が順次結成され、昭和 29 年に全国組織として「全国法人会総連合」（以下「全法連」）が結成された。

全法連は、昭和 50 年１月に財団法人としての設立が許可され、「財団法人 全国法人会総連合」となり、平成 23 年３月に新公益法人制度における公益財団法人としての認定を内閣府公益認定等委員会から受け、同年４月から「公益財団法人 全国法人会総連合」となった。

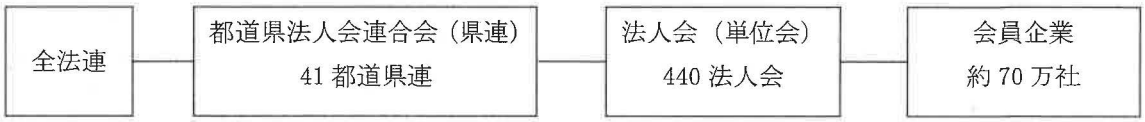
２　全法連と法人会の組織

法人会は、納税協会が組織されている大阪国税局管内を除き、原則「一税務署・一法人会」として結成されており（440 法人会）、都道県単位では連合会が結成されている（41 連合会）。

全法連は全国組織として法人会及び連合会を統括しており、令和６年 12 月時点の全国の会員数は約 70 万社、加入率は 30.3％（全法連調べ）となっている。

なお、新公益法人制度の下、令和７年３月末時点で、全国の法人会のうち２連合会及び 387 法人会が公益社団法人、39 連合会及び 53 法人会が一般社団法人として活動を展開している。

（組織図）



（注１）　「一税務署・一法人会」の例外として、熊本西署及び熊本東署管内は、熊本法人会の１法人会である。

（注２）　公益事業比率等の公益認定に係る条件を満たせば、公益社団法人への移行申請が可能であるが、県連については、単位会の取りまとめ等の事務が中心となり、公益事業比率の条件を満たさないケースが多い理由から、そのほとんどが一般社団法人となっている。

3　事業内容

全法連は、法人会と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって我が国における適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献することを目的としている（公益財団法人全国法人会総連合定款第３条）。

法人会の主な事業内容は次のとおり。

⑴　税知識の普及啓発

イ　決算法人説明会、新設法人説明会及び改正税法説明会などの税に関する各種説明会等の開催

ロ　青年部会が中心となって実施する小学生を対象とした租税教室

ハ　女性部会が中心となって実施する小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」（国税庁後援）

ニ　税務や企業経営に関する研修用教材の作成・配布

ホ　機関誌「ほうじん」の発刊など税に関する広報

ヘ　「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み（国税庁後援）

※　企業の内部統制や会計経理面の質的向上に向けた個々の企業における自主的な点検を促す取組をいう。

全法連では、日税連の監修の下、企業が自主的に点検するためのツールである「自主点検チェックシート」を作成し、これを会員企業のみならず、広く一般に配布している。

⑵　税制改正に関する提言

税制に関する会員企業の要望を「税制改正に関する提言」として取りまとめ、各党及び各官庁への提言活動を実施

⑶　会員企業に係る保険料収納代行

会員企業を対象とした生命保険等の契約に係る保険料の収納などの事務代行

4　国税当局との連携・協調

新公益法人制度への移行後においては、国税庁は監督官庁ではなくなったものの、引き続き連携・協調を図っているところである。

また、関係民間団体との連携・協調については、事務系統横断的に必要な体制を整備し、関係民間団体の現状やニーズ等を把握するとともに、関係民間団体に対する職員の意識の醸成を図りつつ、各地域の実情を踏まえた上で、連携・協調策を検討・実施していくこととしている。

⑴　各種行事等への積極的な参加

全国大会や新年賀詞交歓会をはじめとする各種行事等に庁局署の幹部が積極的に参加している。

⑵　各種説明会等の充実

団体のニーズ等を把握した上で、署職員を講師として積極的に派遣することとしている。

また、新設法人説明会等については、署と法人会との共同開催による実施を基本とするほか、有効な取組については各局と共有する等により、説明会の充実を図ることとしている。

⑶　「税に関する絵はがきコンクール」の後援

平成24年度以降、毎年、国税庁の後援事業としている。

なお、当該コンクールの活性化にも資するため、優秀作品に対して税務署長賞（平成29年度以降）・局長賞（令和元年度以降）を授与している。

⑷　「自主点検チェックシート」の後援

国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことにも合致するため、当局として後押ししており、税に関する各種説明会等において、署職員が自主点検チェックシートによる点検の意義（内部不正の未然防止等）を説明するなど、納税者への周知を行っている。

また、平成27年４月以降、国税庁の後援事業としており、法人会からの求めに応じて、署の窓口に自主点検チェックシートを備え付けている。

なお、平成30年４月１日以後終了事業年度から、法人税申告書に添付されている法人事業概況説明書に社内監査欄が設けられており、「自主点検チェックシート」を活用して社内監査を実施した場合には、その旨を記載できることとしている。

おって、近年の商慣行に合わない点検項目が生じていることや、軽減税率、インボイス制度が導入されたこと等を踏まえ、令和５年６月、「自主点検チェックシート」が改訂されている。

５　令和７事務年度における行事等

開催日	行事名	出席予定者
Ｒ７．９．18(木)	女性フォーラム（札幌）	課税部長、法人課長
Ｒ７．10．16(木)	全国大会（高知）	長官、課税部長、法人課長
Ｒ７．11．21(金)	青年の集い（山梨）	課税部長、法人課長
Ｒ７．11 月下旬～12 月上旬	庁幹部表敬訪問（「税制改正に関する提言」の活動報告）	長官、次長、課税部長、法人課長
Ｒ８．１．21(水)	叙勲・納税表彰受章祝典（東京）	課税部長、法人課長
Ｒ８．１．21(水)	叙勲・納税表彰受章祝典、賀詞交歓会（東京）	大臣、長官、次長、課税部長、総務課長、法人課長
Ｒ８．４．16(木)	女性フォーラム（埼玉）	課税部長、法人課長
Ｒ８．６．８(月)	功労者表彰式（東京）	課税部長、法人課長

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
酒税課、酒類業振興・輸出促進室

酒税関係事務の現状

１　酒類業界を巡る状況

⑴　国内市場の状況

少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化等により、国内市場は全体として縮小傾向にある。

ビールの課税数量が大きく減少しており、これは、ビールから低価格の発泡酒（いわゆる「新ジャンル」を含む。）やチューハイなどのリキュール等に消費が移行していることが一因と考えられる。

また、清酒の課税移出数量は、昭和48年度のピーク時（177万kL）から、令和５年度には３割以下の39万kLまで減少している。しかし、タイプ別に見ていくと、普通酒は減少傾向にあるものの、純米酒や純米吟醸酒は増加傾向にある。

最近の清酒製造業に特に影響の大きいこととして、米価高騰がある。酒造好適米は、これまで主食用米に比べて高値で取引され、酒蔵と地域の農家との結び付きにより、安定的に取引が行われてきたが、令和６年産主食用米の価格高騰により、令和７年産の酒造好適米の価格や作況への影響が懸念されている。

「日本酒」（※）の原料は国内産米に限られ、製造原価に占める原料米の割合は高い比率にある。値上げにより消費者の購買意欲を低下させないよう各蔵元による企業努力が行われているが、急激な原価上昇分の製品価格への転嫁は容易でなく、酒蔵は厳しい経営環境に置かれている。

※　「清酒」のうち、「日本酒」とは、原料の米に日本産米を用い、日本国内で醸造したもののみをいい、こうした「日本酒」という呼称は地理的表示（GI）として保護している。

⑵　日本産酒類の輸出の状況

日本産酒類の輸出については、日本酒やウイスキーの国際的な評価の高まり等を背景に急激に増加し、令和４年に過去最高に達した後、令和５年、６年も同水準となっており、令和６年の日本産酒類の輸出金額は、1,337億円（対前年比0.5%減）となった。

特に、令和２年以降輸出先国・地域として１位、一時総輸出額の３割弱を占めた中華人民共和国向け輸出が、長引く不景気等の影響により前年に引き続き大幅減（対前年比23.9%減）となった。他方、前年は在庫調整等の影響を受けたアメリ

カ合衆国向けが 265 億円（対前年比 11.6%増）と復調し、再び輸出先国・地域１位となった。この２国で輸出額の 38.1%を占めるが、両国以外の国・地域への輸出額についても、対前年比 5.5%増と堅調。

輸出金額を品目別に見ると、１位ウイスキー（436 億円）、２位清酒（435 億円）であり、２品目で総輸出額の 65.1%に達し、前年との比較ではウイスキーが減少（対前年比 12.8%減）となった以外は軒並み前年増を達成した。

(3) 酒類業免許の状況等

酒類は、酒税が課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性や習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物品であるという特殊性に鑑み、その製造・販売に免許制を採用している。

イ　酒類製造免許の状況

酒類を製造するには、酒類の品目や製造する場所ごとに、酒類製造免許を取得する必要があり、令和５年度の酒類製造免許場数（各酒類を通じたもの）は 4,070 場となっている。

酒類製造免許場数は、長らく減少傾向にあったが、平成 24 年度を境に、果実酒（特に日本ワイン）などの人気の高まり等から、増加傾向に転じている。

ロ　酒類販売業免許の状況

酒類の販売業を行うためには、販売場ごとに酒類販売業免許を取得する必要がある。酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分されており、令和５年度の酒類卸売業免許場数（全酒類）は 4,751 場、酒類小売業免許場数（全酒類）は 166,333 場となっている。

また、平成 10 年から酒類小売業免許場の需給調整要件を段階的に緩和した結果、平成 19 年度まで酒類小売業免許場数（全酒類）は増加していたが、その後は減少傾向にある。

なお、この需給調整要件の緩和により、スーパーマーケットやコンビニエンスストアに加え、ホームセンターやドラッグストアの酒類小売業への参入が進み、昔ながらの一般酒販店の比率が大きく減少するなど、酒類小売業界の構造は大きく変化した。

2　酒類業界の主な課題と国税庁の取組

(1) 酒類業の振興

酒類業の事業所管庁として、酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、酒類業の振興に取り組んでいる。

酒類業の振興の取組に当たっては、酒類業界の現状や課題等を踏まえ、次の４つの課題を設け、それぞれ取組を進めている。

イ　高付加価値化等

日本産酒類はそのポテンシャルの高さに比べれば海外での認知度は未だ低く、潜在的市場規模はもっと大きいと考えられる。この市場を掘り起こすには、日本産酒類の魅力を訴え認知度を向上させることとともに、酒類製造者による、高品質化、他との差別化、ブランド化により、消費者への訴求力を持ち需要を喚起する製品が産み出され続けることが必要である。

留意すべきこととして、消費者のライフスタイルの変化や嗜好・ニーズの多様化が進む中において、酒類の魅力を伝えていくには、商品開発において多様な価値を追求するとともに、商品の個性やストーリーを的確に伝えていくことが必要である。特に海外に進出する場合、商品の選定や開発、その提供方法について、現地の消費者の嗜好やニーズをより一層踏まえていく（マーケットインの発想）必要がある。

国税庁では、国内外における日本産酒類の認知度向上の取組を進めるとともに、商品の差別化やブランド化に資する地理的表示制度を始めとする、各種表示制度の活用と適正な運用を図っていくこととしている。また、消費者の嗜好等の多様化を踏まえ、酒類業者が創意工夫し付加価値の向上を図ろうとする意欲的な取組を支援している。

ロ　販路開拓

日本産酒類の販路拡大等を通じた海外市場の一層の開拓は、酒類業の更なる発展、特に販売量の観点から重要。海外需要を増やすのみならず、日本産酒類の国際的な評価が高まることを通じ、国内での価値の再認識や日本産酒類に親しみのなかった層への訴求につながることも期待される。

このためには、各国の酒類市場の動向を踏まえて狙うべき市場を定め、商品開発、流通経路の開拓、日本産酒類のプロモーションを一貫して実施することが必要。酒類については、各国・各地域においてそれぞれ特有の税制や免許制度、商慣行等が存在し、これらを的確に把握した上で市場開拓・販路開拓を進めることも大切である。例えば、海外の流通市場においては、地場の流通大手が圧倒的な市場シェアを占めているケースがあり、これらの流通大手と取引を行い継続することや輸出先国・地域の多角化に取り組むことが販路拡大において重要となる。

さらに、輸出先国によっては、酒類に高い関税が課されていたり、容器の容量規制等の非関税障壁が設けられていたりするケースがある。このため、諸外国との国際交渉を通じて、引き続き、これらの課題を解決する必要がある。

ハ　原料や人材の確保、技術支援等

令和６年産の主食用米の急激な価格高騰に引きずられ、酒米も価格が高騰するなど、米価格の高騰が酒類事業者の経営にも影響を与えている。

また、令和７年産米においては、価格高騰に加え、酒米生産農家が主食用米の生産に転作するなど、酒類事業者が必要とする原料米を確保することがこれまで以上に困難な状況にあり、特に日本酒を製造する蔵元の喫緊の課題となって

いる。

ニ　中小企業支援

酒類業者は、中小企業がその多くを占めているものの、歴史的・文化的に地域社会とのつながりが深く、地域の中核的な存在として地域経済やコミュニティの活性化等において重要な役割を果たしている。

また、酒類や酒類業者は、経済・観光資源として地方創生の観点から有望なコンテンツであり、酒類業界にとどまらず、地域社会全体の活性化や構造改革をなし得る可能性を有している。

こうした観点から、酒類業者が、社会経済情勢の変化等に適切に対応するとともに、地方創生の実現・推進により密接に関わっていけるよう、酒類業者のニーズを踏まえた効果的な支援を実施する必要がある。

(2)　コンプライアンスの確保等

イ　酒税の適正・公平な課税等

酒税の適正・公平な課税の実現のため、納税義務や記帳義務などの受忍義務の確実な履行等、酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図る必要があり、酒税調査及び行政指導等の効果的・効率的な実施に努める必要がある。

特に、上記の酒類小売業界の構造の変化や近年の果実酒やビールなどの製造免許場数の増加を受け、新規免許者等のコンプライアンスの維持・向上を図っていく必要がある。

ロ　酒類の公正な取引環境の整備、その他社会的要請への対応

酒類は、酒税の確保及びその取引の安定を図る観点から、酒税の転嫁のみならず、利益が確保できる適正な価格にて公正な取引が行われる環境を整備していく必要がある。

また、酒類は致酔性や習慣性を有する飲料であることから、その販売・管理の在り方に関しては、その特殊性に起因する課題（アルコール健康障害や20歳未満の者の飲酒防止）に適切に対応することが必要となる。

3　酒税関係組織の概要等

(1)　酒税系統職員の定員

酒税系統職員の定員は約1,000名であり、国税組織内に占める割合は２％弱。

(2)　国税庁の組織

国税庁酒税課及び酒類業振興・輸出促進室は、①酒税の賦課に関する事務、②酒類業の発達に関する事務等を所掌し、そのいずれについても長官官房審議官が事務を総括・整理している。

⑶　国税局の組織

国税局には、酒類監理官、酒税課（長）、酒類業調整官、酒税調査部門（統括官）、鑑定官室（長）が設置されている。

⑷　税務署の組織

税務署には、酒類指導官部門が設置されているが、他系統に比べ酒税系統職員が少数であることから、広域運営を行っており、令和７事務年度においては81署にのみ配置されている。

⑸　酒類業組合等

「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（以下「酒類業組合法」という。）に基づき、酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進するため、税務署の管轄区域、都道府県、全国等を単位として、財務大臣の認可により業態ごとに組合が設立されている。

また、みりん・地ビール・果実酒などの製造事業者や酒類販売業の事業者で組織する任意団体が存在する。

（参考）酒類業組合法の定める全国組織　（ ）内は会長※令和７年５月29日現在

- 日本酒造組合中央会（大倉治彦　月桂冠㈱代表取締役社長）
- 日本蒸留酒酒造組合（渋谷尚己　宝酒造㈱常務取締役）
- ビール酒造組合（松山一雄　アサヒビール㈱代表取締役社長）
- 日本洋酒酒造組合（塚原大輔　サントリー㈱常務執行役員スピリッツ本部長）
- 全国卸売酒販組合中央会（國分晃　国分グループ本社㈱代表取締役社長）
- 全国小売酒販組合中央会（吉田清孝　㈱伊勢屋会長）

酒レポート 令和7年7月

はじめに

国税庁は、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の所管官庁として、国税庁の任務の一つである「酒類業の健全な発達」に向けて、様々な取組を行っています。

以下、酒類業界の状況や課題について、統計データ等を参照しながら説明するとともに、国税庁の取組を紹介します。

1　酒類業界を巡る状況

(1) 国内市場の状況

少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化等により、国内市場は全体として縮小傾向にあります。【図１、２】

各酒類の課税数量（酒類製造場から移出された酒類の数量及び、保税地域から引き取られた酒類の数量をいう。以下、同じ。）の構成比率の推移を見ると、その構成は大きく変化してきたことがわかります。【図３】

特に、平成６年度以降、ビールの課税数量が大きく減少していますが、これはビールから低価格の発泡酒（いわゆる「新ジャンル」を含みます。）やチューハイなどのリキュール等に消費が移行していることが一因と考えられます。

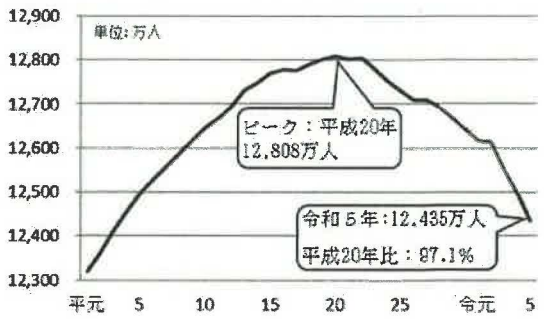
しかし近年では、令和２年10月及び令和５年10月のビール類の税率改正により、課税数量が増加傾向になっています。

また、酒税の課税額は、平成６年度以降、減少傾向となっているものの、令和５年度の課税額は1.2兆円となっており、安定した租税収入として引き続き重要な役割を果たしています。【図４】

なお、令和５年度における酒税収入の内訳を見ると、３割超がビール（約4,461億円）であり、発泡酒（約1,655億円）や、チューハイ・新ジャンル（新ジャンルは令和５年10月からは発泡酒となっています。）が大部分を占めるリキュール（約1,608億円）を合わせると、これら低アルコール飲料が全体の約３分の２を占めています。【図５】

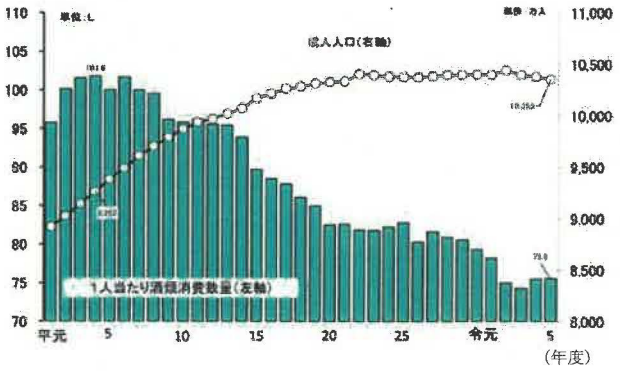
また、酒類の消費（販売）動向をみると、令和５年度の酒類の消費（販売）数量は、10年前と比較して約９％減少しています。【図６】

図１　人口の推移



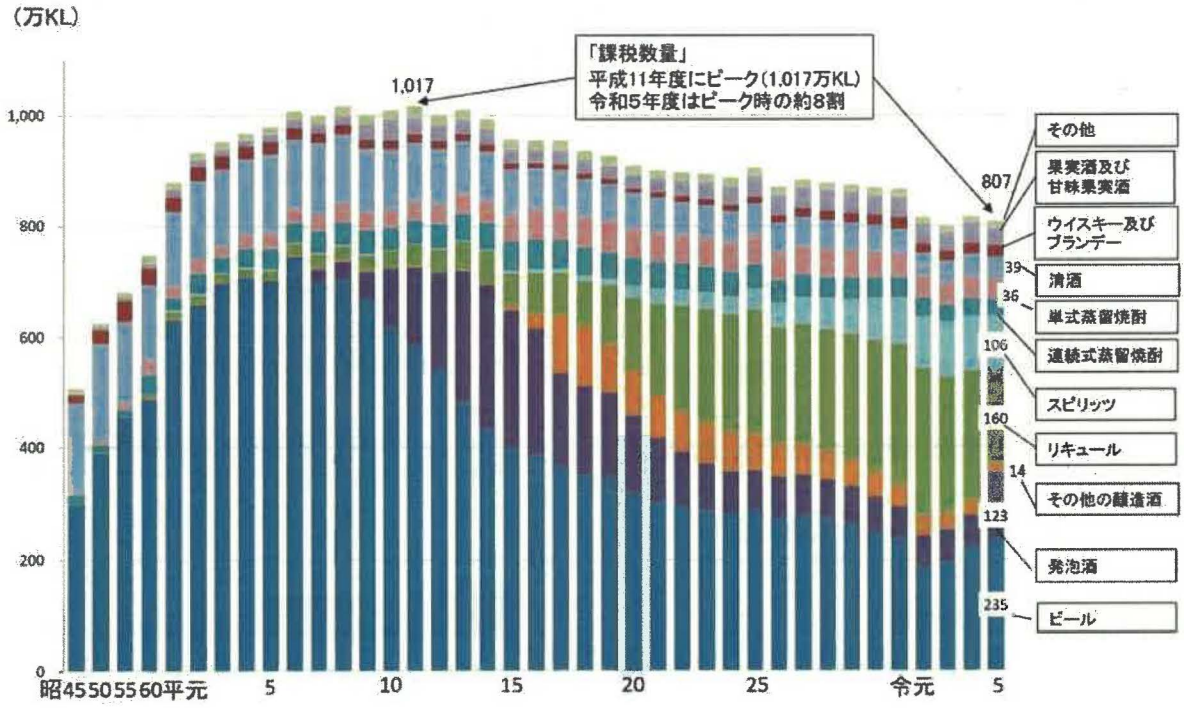
資料：国勢調査結果・人口推計（総務省統計局）による。

図２　成人一人当たり酒類消費数量の推移



資料：成人人口（20歳未満の者は除く）は、国勢調査結果・人口推計（総務省統計局）による。
（注）１人当たり酒類消費数量（左軸）に沖縄分は含まない。

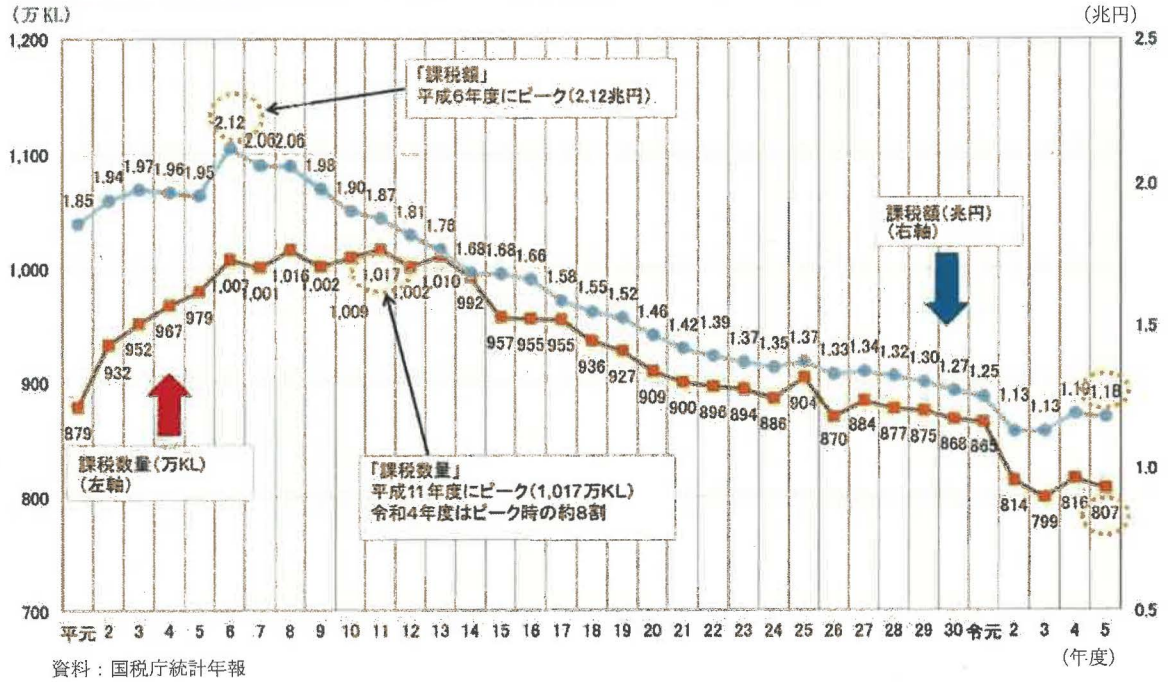
図3　酒類課税数量の推移



資料：国税庁統計年報

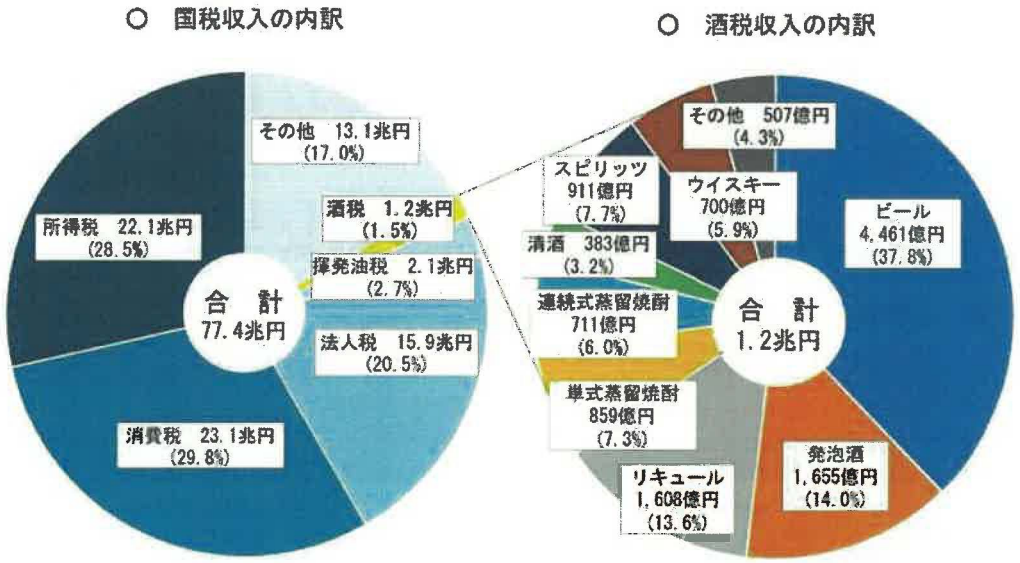
（注）昭和60年度以前は「その他」に「スピリッツ」が含まれている。

図4　酒類課税数量と課税額の推移



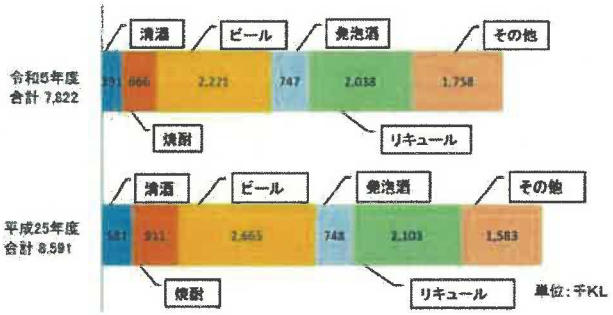
資料：国税庁統計年報

図５　酒税収入の状況



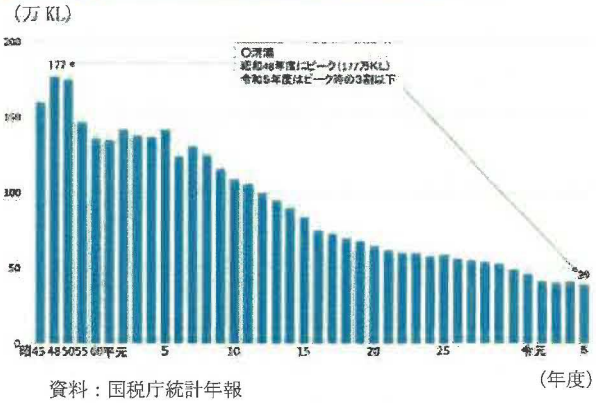
資料：財務省ホームページより

図６　酒類の消費（販売）動向



資料：国税庁統計年報

図７　清酒の課税数量の推移



資料：国税庁統計年報

次に、個別の酒類について見ると、清酒の課税数量は、昭和48年度のピーク時（177万KL）から、令和５年度には３割以下の39万KLまで減少しています。【図７】

しかしながら、清酒の課税移出数量をタイプ別に見ると、普通酒は減少傾向にある一方、純米酒や純米吟醸酒は増加傾向にあり、平成25酒造年度が9.2万KLであったのに対し、令和５酒造年度は10.4万KLと約13.6%増加しています。【図８】

また、清酒製造業の出荷金額の単価は増加傾向にあります。これは、より高付加価値の商品の需要の高まりを表すものと考えられます。【図９】

最近の清酒製造業に特に影響の大きいこととして、米価高騰があります。酒造用原料米の中でも酒造好適米は、主食用米に比べて栽培が難しい等の理由から、これまで主食用米に比べて高値で取引されており、需給については、酒蔵と地域の農家との結び付きにより、安定的に取引が行われてきました。しかしながら、令和６年産の

主食用米の価格が高騰したことで、令和７年産の酒造好適米の価格高騰や作付への影響が懸念されています。【図 10】

日本酒の原料は国内産米に限られ、製造原価に占める原料米の割合は高い比率となっています。お酒は嗜好品であるため、値上げによる消費者の購買意欲を低下させないよう各蔵元による企業努力が行われていますが、急激な原価上昇分を製品価格に転嫁することは容易ではなく、酒蔵は厳しい経営環境に置かれています。

図８ 特定名称酒の課税数量の推移



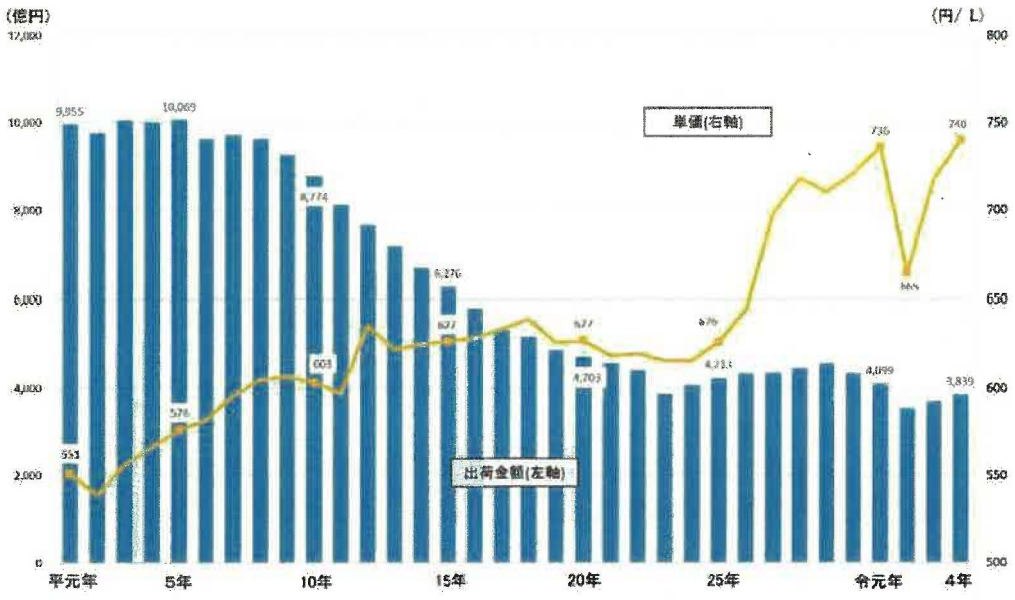
資料：「清酒の製造状況等について」（国税庁）より作成

図 10 原料米の価格推移



資料：「日本酒をめぐる状況」（令和７年５月・農林水産省発表）による
（注１）酒造好適米（日本酒造組合中央会からの聞き取り）は、１等米の販売価格
（注２）主食用米（相対取引価格）は、出回りから翌年 10 月までの１等米の通年平均価格（６年産は出回りから翌年３月までの速報値）であり、包装代、運賃を含み消費税相当額を含まない。

図９ 清酒製造業の出荷金額と単価の推移



資料：「工業統計調査」、「経済センサス-活動調査」、「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」（全て総務省・経済産業省発表）より国税庁作成
（注）令和２年以前は従業員４人以上の事業所、令和３年は全事業所

(2) 世界の酒類市場の動向と日本産酒類の輸出の状況

令和５年の世界の酒類市場の推計規模は約 1.2 兆ドルで、この10年の年平均成長率は約 1.6%と緩やかに拡大しています。【図 11】

地域別では、中華人民共和国が約 2,872 億ドルで世界市場の４分の１弱を占め、次いで欧州（約 2,441 億ドル）、アメリカ合衆国（約 1,948 億ドル）と続いています。【図 12】

この10年で中華人民共和国市場が約 1.5 倍、アメリカ合衆国市場が約 1.4 倍に拡大した一方、欧州市場には大きな変化は見られません。【図 12】

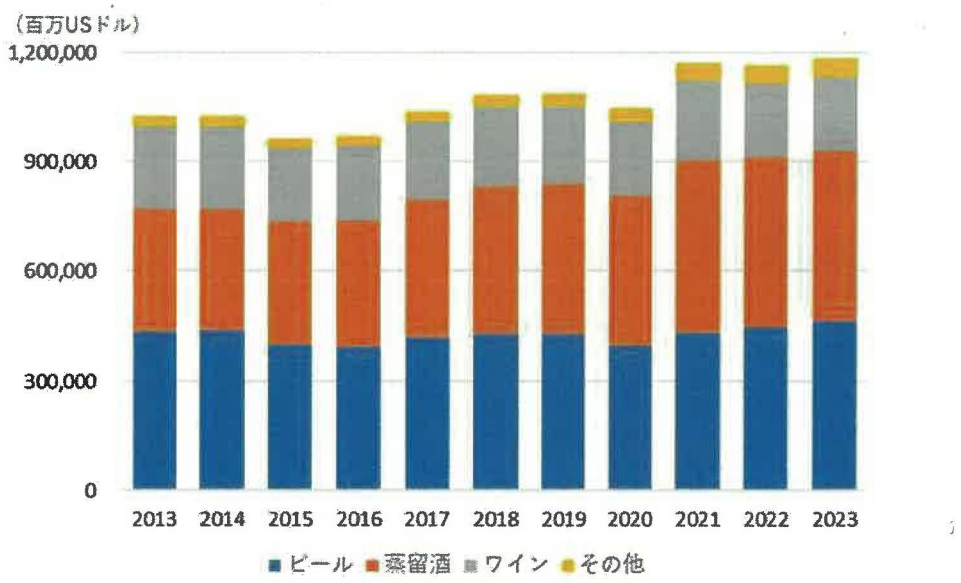
日本産酒類の輸出については、清酒（日本酒）やウイスキー等の日本産酒類の国際的な評価の高まり等を背景に急激に増加し、令和４年に過去最高の 1,392 億円に達した後、令和５年、６年と同水準となっています。

令和６年の日本産酒類の輸出金額は、1,337 億円（対前年比 0.5%減）となりました。特に、令和２年以降輸出先国・地域として１位、シェアとして一時総輸出額の３割弱を占めるに至った中華人民共和国向け輸出が、長引く不景気等の影響により前年に引き続き大幅減（対前年比 23.9%減）となりました。他方、前年は在庫調整等の影響を受けたアメリカ合衆国向けが 265 億円（対前年比 11.6%増）と復調し、再び輸出先国・地域１位となりました。この２国で輸出額の 38.1%を占めますが、両国以外の国・地域への輸出額についても、対前年比 5.5%増と堅調です。

輸出金額を品目別に見ると、１位ウイスキー（436 億円）、２位清酒（435 億円）であり、２品目で総輸出額の 65.1%に達します。前年との比較ではウイスキーが減少（対前年比 12.8%減）となった以外は軒並み前年増を達成しています。【図 13】

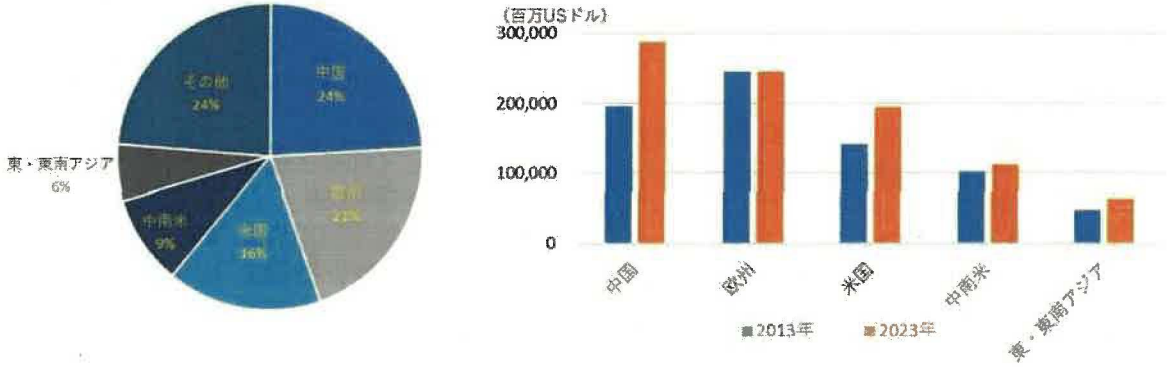
このように日本産酒類の輸出は伸長していますが、世界における認知度は未だ低いといえます。例えば清酒について述べると、我が国を除く世界の酒類市場に占める清酒（Sake）のシェアは 0.1%に達しません（令和５年）。日本産酒類の持つポテンシャルの高さに鑑みれば、潜在的市場規模はもっと大きいと推定されます。

図 11 世界の酒類市場の動向



（出典：IWSR Drinks Market Analysis Limited）

図 12　国・地域別の酒類市場規模と 10 年前との比較



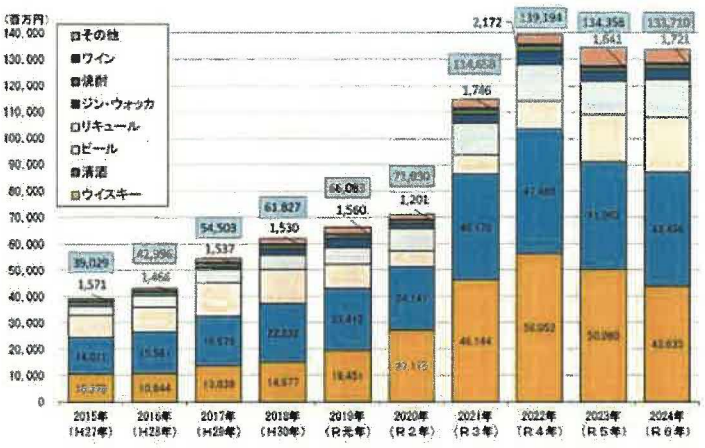
（出典：IWSR Drinks Market Analysis Limited）

・欧州は、欧州連合（EU）加盟国及び英国の総計

・中南米は、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、メキシコの総計

・東・東南アジアは、香港、韓国、台湾、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの総計

図 13　最近の日本産酒類の輸出動向



資料：財務省貿易統計（2025 年 3 月 13 日時点の数値で作成）

○品目別輸出金額
（単位：百万円、%）

品　目	2024 年	対前年増減率
ウイスキー	43,635	▲12.8%
清酒	43,456	+5.8%
ビール	21,045	+17.5%
リキュール	14,191	+14.1%
ジン・ウォッカ	3,912	+4.1%
焼酎	1,721	+4.8%
ワイン	643	+13.4%
その他	5,109	▲26.3%
合計	133,710	▲0.5%

○輸出金額上位 10 か国・地域
（単位：百万円、%）

国・地域	2024 年	対前年増減率
アメリカ合衆国	26,468	+11.6%
中華人民共和国	24,471	▲23.9%
大韓民国	16,938	+18.7%
台湾	15,943	+18.0%
香港	10,313	+9.2%
オランダ	7,780	+15.9%
シンガポール	7,757	+0.8%
オーストラリア	4,371	▲33.6%
フランス	3,712	▲26.7%
カナダ	2,342	+36.0%
(参考)EU・英国	15,462	▲5.5%

(3) 酒類業免許の状況等

酒類は、酒税が課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性や習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物品であるという特殊性に鑑み、その製造・販売に免許制を採用しています。

① 酒類製造免許の状況

酒類を製造するには、酒類の品目や製造する場所ごとに酒類製造免許を取得する必要があり、令和５年度の酒類製造免許場数(各酒類を通じたもの)は4,070場となっています。酒類製造免許場数は長らく減少傾向にありましたが、平成24年度を境に、果実酒（特に日本ワイン）などの人気の高まり等から増加傾向に転じています。【図14①】

品目別に平成25年度と比べると、果実酒、ビールのほか、その他の品目の製造免許場数が増加しています。【図15】

その他の品目の製造免許場数が大きく増加している要因としては、構造改革特別区域法による最低製造数量基準の特例を受けたその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）やリキュール（特産品を原料としたもの）、地域の特産品などを使用した発泡酒の酒類製造場が増加していること等が挙げられます。

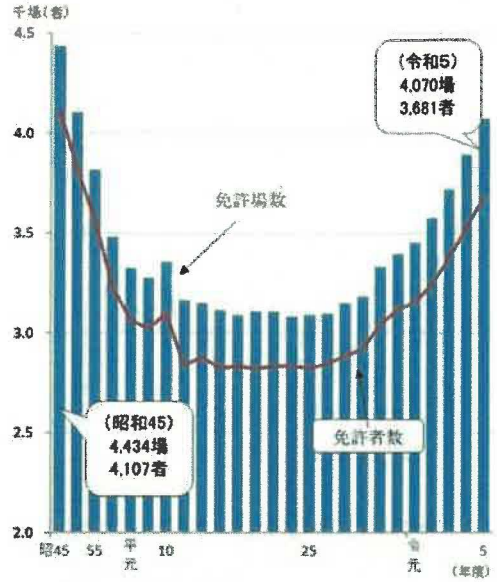
② 酒類販売業免許の状況

酒類の販売業を行うには販売場ごとに酒類販売業免許を取得する必要があります。酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分されており、令和５年度の酒類卸売業免許場数（全酒類）は4,751場、酒類小売業免許場数（全酒類）は166,333場となっています。【図14②、③】

また、平成10年から酒類小売業免許場数（全酒類）の需給調整要件を段階的に緩和した結果、平成19年度まで酒類小売業免許場数（全酒類）は増加していましたが、その後は減少傾向にあります。

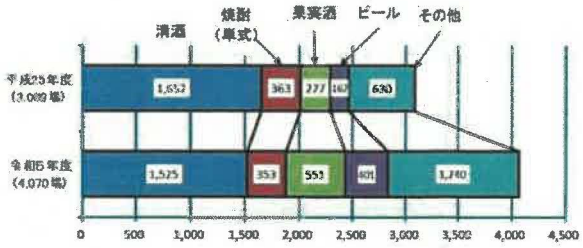
なお、この需給調整要件の緩和により、スーパーマーケットやコンビニエンスストアに加え、ホームセンターやドラッグストアの酒類小売業への参入が進みました。

図14① 酒類製造業者数等の推移



資料：国税庁統計年報
(注) 各酒類を通じたものを掲げた。

図15 酒類製造業の現状（製造免許場数の比

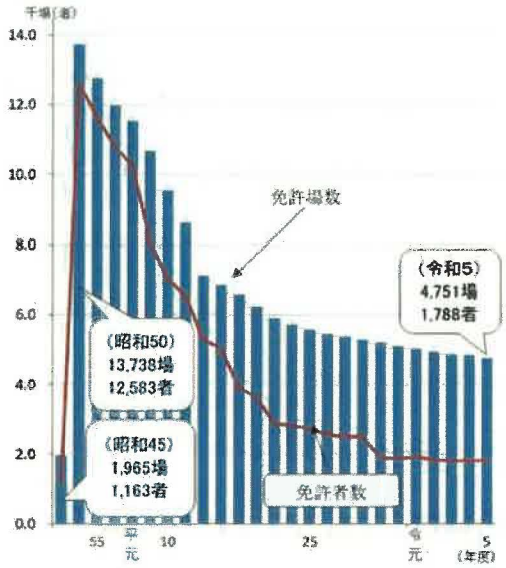


資料：国税庁統計年報
(注) 複数の品目を製造している製造場は、製造数量が最も多い酒類の品目で計上している。

この結果、一般酒類小売業免許場（通信販売を除きます。）の業態別構成比において、これらの業態の比率が増加する一方で、昔ながらの一般酒販店の比率が大きく減少するなど、酒類小売業界の構造は大きく変化しています。【図16】

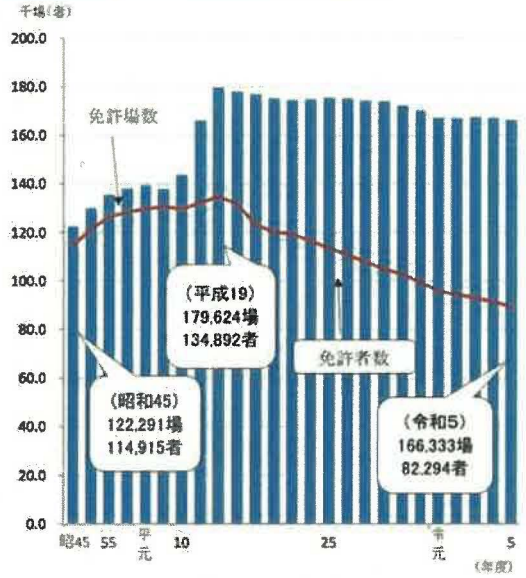
これまで見てきたように、酒類業界の大半は中小企業ですが、商品の差別化や高付加価値化、海外展開等に取り組み、成長している事業者も少なくありません。最近では、異業種やスタートアップなど、新たに酒類業界に参入する動きも見られます。

図142 酒類卸売業者数等の推移



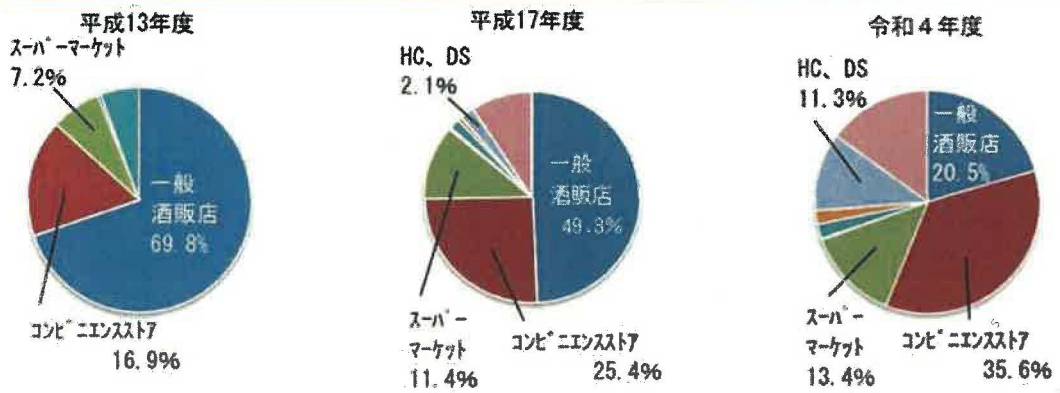
資料：国税庁統計年報

図143 酒類小売業者数等の推移



資料：国税庁統計年報

図16 酒類小売業免許場の業態別構成比



資料：平成13年度及び17年度は酒類小売業者経営実態調査による。令和４年度は酒類小売業者の概況による。

注釈：ＨＣ（ホームセンター）、ＤＳ（ドラッグストア）

2　酒類業界の主な課題と国税庁の取組

(1) 酒類業の振興

酒類業の事業所管庁として、酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、酒類業の振興に取り組んでいます。

酒類業の振興の取組に当たっては、酒類業界の現状や課題等を踏まえ、次の４つの点を課題として、それぞれ取組を進めています。

課題１：高付加価値化等

日本産酒類はそのポテンシャルの高さに鑑みれば海外での認知度は未だ低く、潜在的市場規模はもっと大きいと推定されます。この市場を掘り起こすには、日本産酒類の魅力を訴え認知度を向上させることとともに、酒類製造者による、高品質化、他との差別化、ブランド化により、消費者への訴求力を持ち需要を喚起する製品が産み出され続けることが必要です。

消費者のライフスタイルや嗜好・ニーズが多様化する中において、酒類の魅力を伝えていくには、商品開発において多様な価値を追求するとともに、商品の個性やストーリーを的確に伝えていくことが大切です。特に海外に進出する場合、商品の選定や開発、その提供方法について、現地の消費者の嗜好やニーズをより一層踏まえていく（マーケットインの発想）必要があります。

国税庁では、国内外における日本産酒類の認知度向上の取組を進めるとともに、商品の差別化やブランド化に資する地理的表示制度を始めとする、各種表示制度の活用と適正な運用を図っていくこととしています。また、消費者の嗜好等の多様化を踏まえ、酒類業者が創意工夫し付加価値の向上を図ろうとする意欲的な取組を支援しています。

①　ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」の周知・広報

令和６年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、その魅力発信や認知度向上等を目的として、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携し、国内外でシンポジウムを開催するなど、様々な周知・広報を行っています。

②　商品の差別化、ブランド化の推進

酒類の国内市場が全体として縮小傾向にある中で、酒類業者には、従来の商品の開発・製造・販売等の方法に捕らわれず、新たな商品の開発や、販売手法やサービスの創造により、国内外の新たな市場の開拓等に取り組んでいくことが求められています。

このため、このような商品の差別化や日本産酒類の高付加価値化（ブランド化）等を通じて、海外展開や新市場開拓に取り組む酒類業者の意欲的な取組を、補助金（酒類業振興支援事業費補助金）により支援しています。

③　地理的表示（ＧＩ）制度の活用

地理的表示（ＧＩ）制度は、酒類の地域ブランド化、国内外における当該酒類の認知度向上を図る上で、有用なツールとなります。このため、新規ＧＩの指定拡大や既存ＧＩのブラッシュアップに向けて酒類製造者のＧＩ制度への正確な理解の促進を図るとともに、指定後のブランド化への活用に向けた国内外における各種イベント等の取組を通じて、ＧＩの普及・活用を推進しています。

④　表示基準の周知、見直し等

告示による表示基準によって酒類の製法や品質が正しく消費者に認識して

いだけるよう、業界を通じた制度の周知等に取り組んでいます。

表示基準のうち、「清酒の製法品質表示基準」や「酒類における有機の表示基準」については、国内外の消費者にとっての分かりやすさや、日本産酒類のブランド価値向上、日本産酒類の輸出環境整備の観点から、令和４年度に制度の見直しを行っています。

⑤　その他の取組

このほか、国際的なイベント等の機会を通じたプロモーションや、海外の酒類専門家の酒蔵への招へい等を通じて、海外における日本産酒類の認知度向上に取り組んでいます。

課題２：販路開拓（輸出促進支援）

日本産酒類の販路拡大等を通じた海外市場の一層の開拓は、酒類業の更なる発展、特に販売量の観点から重要です。海外需要を増やすのみならず、日本産酒類の国際的な評価が高まることを通じ、国内での価値の再認識や日本産酒類に親しみのなかった層への訴求につながることも期待されます。

このため、各国の酒類市場動向を踏まえて狙うべき市場を定め、商品開発、流通経路の開拓、日本産酒類のプロモーションを一貫して実施することが必要です。酒類については、各国・各地域においてそれぞれ特有の税制や免許制度、商慣行等が存在し、これらを的確に把握した上で市場開拓・販路開拓を進めることも大切です。例えば、海外の流通市場においては、地場の流通大手が圧倒的な市場シェアを占めているケースがあり、これらの流通大手と取引を行い継続することや輸出先国・地域の多角化に取り組むことが販路拡大において重要です。

さらに、輸出先国によっては、酒類に高い関税が課されていたり、容器の容量規制等の非関税障壁が設けられていたりするケースがあります。このため、諸外国との国際交渉を通じて、引き続き、これらの課題を解決する必要があります。

国税庁としては、このような状況を踏まえ、以下の取組を行っていくこととしています。

①　輸出拡大実行戦略の着実な推進

我が国は、2030年における農林水産物・食品の輸出額目標を５兆円と定めており、この実現のため、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を定めています。

日本産酒類では、清酒（日本酒）、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の３品目が輸出重点品目に指定されており、それぞれ2030年の輸出額目標や、「品目別実行戦略」として、重点的に取り組むターゲット国・地域や産地育成・販路開拓に係る課題と対応方針が定められています。また、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（輸出促進法）により、オールジャパンでの輸出に取り組む輸出重点品目の業界団体を「認定品目団体」として認定することとされており、清酒及び本格焼酎・泡盛については、日本酒造組合中央会が品目団体として令和４年12月に認定されています。

このほか、日本産酒類全般について、

・「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録を契機として、日本産酒類の認知度向上の取組を進めること、

・インバウンドによる食関連消費の拡大の観点から、日本産酒類に対する新たなファンを開拓するための取組や、日本酒造組合中央会によるインバウンドに対する魅力発信の取組を後押しすること

等とされており、海外における日本産酒類の市場調査や、以下に示す各種施策を通じて、輸出拡大実行戦略の着実な推進に向けて取り組んでいます。

②　日本産酒類輸出促進コンソーシアムの充実

日本産酒類の輸出に向けた取引を支

援するため、国内の酒類製造者と輸出商社・酒類卸売業者等との間をつなぐ「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」を立ち上げ、事業者間のマッチングを支援しており、令和７年３月末時点で2,100者超の事業者等が登録しており、輸出に関する国内外の専門家が酒類業者からの相談に対応しているほか、輸出関連セミナー等の情報提供を実施する等、酒類業者からの要望等を踏まえ、支援メニューの充実に取り組んでいます。

また、酒類業者の海外販路開拓支援のため、海外の大規模展示会に出展し、酒類業者の商談支援やセミナーを通じた認知度向上に取り組んでいるほか、海外の様々な国・地域に酒類輸出コーディネーターを配置し、海外バイヤーとの商談会や酒類業者に向けた現地情報発信等を実施しており、コンソーシアムを通じてこれらの海外展示会や商談会の参加募集を行っています。

③　インバウンドへの訴求（酒蔵ツーリズム等）

インバウンドによる海外需要の開拓のため、酒蔵自体の観光化や地域における酒蔵ツーリズムプランの企画に向けた取組を行う酒類業者を補助金により支援しています。

また、地方自治体等と連携し、ＡＬＴ（外国語指導助手）や留学生等の在留外国人向けの酒蔵見学会を開催するなど、日本産酒類の新たなファンを開拓するための取組を推進しています。

④　国際交渉

日本産酒類の輸出拡大や貿易障壁の解消を目指し、世界貿易機関（ＷＴＯ）、経済連携協定（ＥＰＡ）、地域的な包括的経済連携協定（ＲＣＥＰ）等の枠組による国際交渉のほか、酒類のラベル表示や添加物等の規格（Ｃｏｄｅｘ）、有機酒類の同等性に関する国際交渉について、酒類業界や関係省庁と連携しつつ、着実に進展させていきます。

⑤　その他の取組

海外販路開拓支援の取組の一環として、海外の酒類バイヤーを国内に招へいし、酒蔵視察等を実施するほか、国内において商談会を開催しています。

また、酒類業振興支援事業費補助金については、これまで述べたもの以外にも、海外販路拡大や国内外の新市場開拓につながる、酒類業者による多様な取組を支援しています。

課題３：原料や人材の確保、技術支援等

令和６年産の主食用米の急激な価格高騰の影響により、酒米も価格高騰が懸念されるなど、米価格の高騰が酒類事業者の経営にも影響を与えています。

また、令和７年産米においては、価格高騰に加え、酒米生産農家が主食用米の生産に転作するなど、酒類事業者が必要とする原料米を確保することがこれまで以上に困難な状況にあり、特に日本酒を製造する蔵元の喫緊の課題となっています。

①　原料の安定確保の支援

国税庁では、酒類事業者が安定的に原料を確保できるよう、各種支援を行っています。具体的には、価格高騰が懸念されている酒米の安定確保のため、関係機関に対する支援の働きかけを行うほか、資金繰り支援の積極的な活用を呼びかけています。

また、ビールやウイスキー等の原料である麦芽やとうもろこしについては、国内供給量を超える需要を満たすため、関税割当制度を活用した原料の確保に取り組んでいます。

トピック　**米価高騰による影響等**

酒造りに用いる酒造好適米は、食用米に比べて収量が低く栽培が難しい事もあり、食用米より高値で取引されてきました。しかし、令和６年産（食用）米の相対取引価格（集荷業者と卸

業者間の取引価格）は、令和７年５月時点で60kgあたり27,649円（対前年同月比177%）となるなど、急激に米価格が高騰しており、最も高額で取引されてきた兵庫県産山田錦と同程度の水準に達しています。このことにより、令和７年産の酒米についても、食用米と同等以上の条件（価格）でなければ、集荷業者が農家と購買契約ができないことが見込まれる状況になっています。さらに、一部の生産者において、作付けの段階において、酒米のうち酒造好適米から食用米の生産に切り替えが行われるなど、必要な酒米の確保が困難になることが予想されており、こうした状況が続くと、酒造りを将来に承継していくことが難しくなるおそれがあります。

②　技術相談、醸造講習等を通じた技術支援・人材育成

国税庁では、酒類業界のニーズを踏まえて、酒類業界や公設試験研究機関等との連携を強化し、酒類製造者が抱える技術的課題を把握した上で、速やかな解決を図られるよう技術相談を実施しています。

また、ユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」を担う新たな人材の育成を支援するため、各国税局では技術相談等を通して、酒造りのわざの保護・継承を支援しています。

その他、独立行政法人酒類総合研究所において、業界団体との共催により、酒類の品質及び酒造技術の向上に資することを目的とした全国新酒鑑評会及び本格焼酎・泡盛鑑評会や、「伝統的酒造り」を含む酒類製造を担う醸造技術者等の養成を目的とした酒類醸造講習（清酒、本格焼酎・泡盛、ビール、ワイン）等を実施しています。

③　独立行政法人酒類総合研究所を通した研究・開発

独立行政法人酒類総合研究所は、酒類業振興の技術基盤を担う機関であり、

・酒類製造の技術基盤強化のための各種醸造微生物や原料の特性把握

・新たな価値の創造に資する研究といった日本産酒類のブランド価値向上

のための研究・開発（例：清酒の長期熟成の影響解明、日本産蒸留酒の特徴解明等）といった取組を積極的に推進しています。

また、酒類に関するナショナルセンターとして、外部団体の行うイベントに参加するアウトリーチ活動や、オープンサイエンスを推進し、産業界・大学・公設試験研究機関等と連携した取組を実施するとともに、各国税局鑑定官室と密接に連携しながら、醸造技術等の普及を図っています。

④　事業の引継ぎ支援

伝統的な酒造りの文化を持続的に発展・継承させて、「伝統的酒造り」を次世代に継承していくため、意欲と能力のある者により酒造りがはじめられる取組として、酒蔵の事業承継の支援事業を実施することとしています。

具体的には、事業承継の実例や、事業承継希望者からのヒアリングにより業界固有のものを含めて課題を抽出し、専門家の助力を得て有効的な支援策や支援体制を探るとともに、事業承継の実例から、業界に対して事業承継の参考となるロールモデルを作成した上で、今後、関係団体と連携して、事業承継を支援する事業について検討することとしています。

課題４：中小企業支援

酒類業者は、中小企業がその多くを占めているものの、歴史的・文化的に地域社会とのつながりが深く、地域の中核的な存在として地域経済やコミュニティの活性化等において重要な役割を果たしています。

また、酒類や酒類業者は、経済・観光資源として地方創生の観点から有望なコンテンツであり、酒類業界にとどまらず、地域社会全体の活性化や構造改革をなし得る可能性を有しています。

こうした観点から、酒類業者が、社会経済情勢の変化等に適切に対応するとともに、地方創生の実現・推進により密接に関わっていけるよう、酒類業者のニーズを踏まえた効果的な支援を実施する必要があります。

①　業界団体との連携

日本酒造組合中央会が実施する清酒製造業近代化事業をはじめ、各業界団体の実施する取組と連携しながら、酒類事業者のニーズを踏まえた効果的な支援を実施します。なお、支援に当たっては、官民の適切な役割分担に留意し、より効率的な支援に努めます。

②　国税庁・局・署のネットワークを生かしたきめ細やかな事業者支援

国税庁・局・署のネットワークを生かし、酒類業者から寄せられる相談にきめ細かく対応します。酒類業者が直面する課題を詳細に把握し、各種施策に反映させることで、ニーズに応じた支援の提供に努めます。

③　経営改善支援

酒類業界の状況や課題等を踏まえ、経営管理、マーケティング等を内容とする酒類業者向けの研修や中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援等を実施することにより、酒類業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援しています。

④　中小企業向け施策の活用促進（関係機関、地方自治体等との連携）

関係省庁・機関、地方自治体等と連携しながら、政府の中小企業向け施策（相談窓口・補助金・税制・融資等）について、酒類業者や業界団体に情報を提供し、活用の促進に取り組みます。

特に、酒類業者は、地域経済や社会との繋がりが密接であることから、地方自治体等と連携した効果的な支援を検討・推進します。

(2) コンプライアンスの確保

課題５：酒税の適正・公平な課税等

酒税の適正・公平な課税の実現のため、納税義務や記帳義務などの受忍義務の確実な履行等、酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図る必要があり、酒税調査及び行政指導等の効果的・効率的な実施に努める必要があります。

特に、前述の酒類小売業界の構造の変化や近年の果実酒やビールなどの製造免許場数の増加を受け、新規免許者等のコンプライアンスの維持・向上を図っていく必要があります。

①　酒類の製造及び販売業免許の適切な運用

酒類の製造や販売業の免許事務について、手続の簡素化等を着実に進める一方、新規免許者に対する接触の機会を増やして、コンプライアンスの維持・向上を図る取組を進めています。

②　酒類製造場・販売場の実態把握

長期間休造又は休業している酒類製造場や酒類販売場については、的確な実態把握に努め、免許の取消処分を行うこととしています。

③　実地調査の的確な実施、行政指導の活用

酒類製造者のコンプライアンスの維持・向上のため、特に、新規に製造免許を受けた者などについては、納税義務や記帳義務、申告義務等の受忍義務の履行等の遵法意識を高める観点から、早期に酒税調査を実施するほか、適時に接触し、行政指導等を行っています。

酒類販売業者に対しても、記帳義務等

の各種義務が課されていることから、集合方式による記帳指導など調査以外の方法も活用し、効果的・効率的な記帳指導を行っています。

④　適正な表示、品質・安全性の確保

酒類の容器や包装には、酒税の保全の観点から、当該酒類の品目等の所定の事項について表示義務が課されています。

また、酒類の円滑な取引や消費者利益の観点から、法令に基づき、酒類の製造や品質等の表示基準を告示として定めています。

このほか、食品を摂取する際の安全性の確保等の観点から、平成27年４月に食品表示基準が定められ、令和２年４月から、酒類の容器や包装についても食品表示基準に基づく表示が適用されています。また、令和４年４月からは、国内で製造された酒類を含む全ての加工食品（輸入品を除く。）について、原料原産地表示が義務化されています。

これらの酒類の表示ルールが遵守されるよう、調査・指導等を行っていくほか、以下の取組みも実施しています。

○　全国市販酒類調査

消費者が購入する段階である小売販売場から市販酒類を買い上げ、課税に関する事項や品質、安全性及び適正表示に関する事項の分析・鑑定等の、実態把握を行うとともに問題の有無を確認しています。

○　酒類の放射性物質に係る対応

福島第一原子力発電所における事故への対応として、酒類の安全性確保の観点から、酒類等の放射性物質に係る調査・情報提供等を実施しています。なお、これまで、基準値を超過する放射性物質が検出された例はありません。

課題６：公正な取引環境の整備、その他社会的要請への対応

酒類は、酒税の確保やその取引の安定を図る観点から、酒税の転嫁のみならず、利益が確保できる適正な価格で公正な取引が行われる環境を整備していく必要があります。

また、酒類は致酔性や習慣性を有する飲料であることから、その販売・管理の在り方に関しては、その特殊性に起因する課題（アルコール健康障害や、20歳未満の者の飲酒防止など）に適切に対応することが必要となります。

①　酒類の公正な取引環境の整備と取組の促進

酒類業者に対し、「酒類の公正な取引に関する基準」等を周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促しています。

また、令和５年７月より、基準の一層の周知・啓発や、自社の価格設定等が基準等に従って行われているか自主的に見直すこと等を目的とした照会文書を発送する取組を開始しました。

この他、調査・指導の状況も踏まえ、酒類に関する公正な取引の在り方に照らして問題があると疑われ、かつ、市場に影響を与える取引を行っていると認められる酒類業者を重点的に選定し、深度ある取引状況等実態調査を実施することとしています。

②　適正飲酒の推進

酒類は国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、その伝統と文化は国民の生活に深く浸透している一方、過度な飲酒はアルコール健康障害の原因となります。また、アルコール健康障害は、本人の健康の問題だけでなく、その家族に深刻な影響を与え、社会問題を生じさせるおそれもあります。

このため、アルコール健康障害対策基本法（平成26年６月施行）に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」（第２期：令和３年４月～令和８年３月）や、令和６年２月に厚生労働省

が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」等を踏まえ、関係省庁・酒類業団体とも連携・協力しながら、アルコール健康障害の発生防止等に向けた取組を推進しています。

③　20歳未満の者の飲酒防止対策

20歳未満の者の飲酒防止に関する、啓発ポスターやパンフレットを作成しているほか、毎年４月を「20歳未満飲酒防止強調月間」と定め、関係省庁・業界団体と連携した啓発活動を行っています。

また、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の周知や、酒類販売管理研修等を通じて、酒類の適正な販売管理を行うよう酒類業者等へ指導するとともに、関係省庁と連名で酒類販売時の年齢確認の徹底を要請しています。

④　その他の取組

食料品業界の一員として、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等を通じた循環型社会を構築していく必要があります。

このため、国税庁としては、酒類業団体等を通じて、酒類容器のリサイクル等の取組が一層推進されるよう周知・啓発を行うとともに、毎年10月を「３Ｒ推進月間」と定め、関係省庁と連携した啓発活動を行っています。

また、ビール業界では、「地球温暖化対策計画」（令和３年10月22日閣議決定）に基づき策定した低炭素社会実行計画に取り組んでおり、国税審議会酒類分科会において、これらの取組を評価・検証しています。

8-1 酒類業中央団体の概要

○酒類業中央団体連絡協議会メンバー

名称＼項目	事務所所在地	主な役員		傘下組合の組合員資格	各組合の事業
		役名	氏名		
日本酒造組合中央会 (昭28.12.4設立) 【酒類業組合法に基づく団体】	東京都港区西新橋 1-6-15 日本酒造虎ノ門ビル2階 電話 03(3501)0101	会長 副会長 〃 〃 〃 常務理事	大倉治彦 小西新右衛門 佐浦弘一 高橋光宏 三宅清嗣 山名規雄 古賀明	清酒、単式蒸留焼酎、みりん二種の製造業者	(清酒製造業等の安定に関する特別措置法に基づく事業) ・ 酒造組合等が清酒の製造に係る資金で政令で定めるものを銀行その他の金融機関から借り入れることによりこれらの金融機関に対して負担する債務の保証 ・ 経営の改善その他清酒製造業の近代化を図るための事業 ・ 単式蒸留焼酎製造業の近代化を図るための事業 等
日本蒸留酒酒造組合 (昭47.5.1設立) 【酒類業組合法に基づく団体】	東京都中央区日本橋 茅場町2-3-6 茅場町偕成ビル5階 電話 03(3527)3707	代表理事・理事長 副理事長 専務理事	村田謙二 宮﨑由至 岡南啓司	合成清酒、連続式蒸留焼酎、原料用アルコールの製造業者	(共通) 1 酒税法の規定により組合員が提出する申告書等の取りまとめ 2 前号に掲げるもののほか、国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達その他国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力 3 酒税法違反の自発的予防 4 組合員の製造し、移出し又は販売する酒類の原材料その他その製造、移出又は販売に要する物品の購入のあっせん及び組合員の販売する酒類の販売のあっせん 5 組合員の資金借入れのあっせん(あっせんに代えてする資金の借入れ及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付けを含む。) 6 組合員の福利厚生に関する施設 7 組合員の事業に関する経営の合理化、技術の改善向上又は知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設 8 組合員の販売する酒類の販売増進等のための広報宣伝 9 その他、上記以外に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第42条に掲げる事業
ビール酒造組合 (昭28.8.27設立) 【酒類業組合法に基づく団体】	東京都中央区銀座 1-16-7 銀座大栄ビル10階 電話 03(3561)8386	会長・代表理事 代表理事 〃 〃 専務理事	松山一雄 野瀬裕之 堀口英樹 多田寅 小野里俊哉	ビール製造業者	
日本洋酒酒造組合 (昭28.7.30設立) 【酒類業組合法に基づく団体】	東京都中央区日本橋 2-12-7 2階 電話 03(6202)5728	理事長 副理事長 〃 専務理事 常務理事	森本昌紀 爲定一智 堀口英樹 新井智男 中村由夫	甘味果実酒、ウイスキー、スピリッツ、リキュール等製造業者	
全国卸売酒販組合中央会 (昭28.10.29設立) 【酒類業組合法に基づく団体】	東京都中央区新川 1-3-10 旭ビル3階 電話 03(3551)3616	会長 副会長 〃 専務理事 常務理事	國分晃 倉本隆 盛田宏 小平忠久 小林英彦	酒類卸売業者	
全国小売酒販組合中央会 (昭28.10.20設立) 【酒類業組合法に基づく団体】	東京都目黒区中目黒 2-1-27 電話 03(3714)0172	会長 副会長 〃 〃 〃	吉田精孝 大野建 石川清和 渋木昭仁 大山雅弘	酒類小売業者	

名称＼項目	事務所所在地	主な役員		傘下組合の組合員資格	各組合の事業
		役名	氏名		
日本洋酒輸入協会 (昭34. 4. 3設立) 【任意団体】	東京都中央区箱崎町3-14 アライズビル5階 電話 03(6667)0502	理事長 副理事長 〃 専務理事	磯野太市郎 鳥越康博 ブルノ・イヴォン 岸英彦	洋酒輸入業者	会員相互の理解と協調により、円滑、適正な酒類の輸入を行い、もって国民生活の向上に寄与するとともに、輸入酒類業界の発展及び会員の事業経営の安定を図ることを目的とする。
日本ワイナリー協会 (昭49.11.13設立) 【任意団体】	東京都中央区日本橋 2-12-7　2階 電話 03(6202)5728	理事長 専務理事 常務理事	大塚正光 新井智男 中村由夫	果実酒製造業者	業界の発展と会員の親睦を目的とする。
全国地ビール醸造者協議会 (平11. 3. 9設立) 【一般社団法人】	東京都渋谷区恵比寿南3-1-1 いちご恵比寿グリーングラス6階705 電話 080-7624-6774	会長 副会長 〃 〃	田村源太郎 宮下晃一 永野時彦 黄金井陽介	ビール及び発泡酒製造業者	会員の緊密な連絡親和と相互扶助の精神に則り、会員の研鑽を深めて、地ビールの品質の向上を図るとともに地ビールに対する消費者の理解を得て、その需要の拡大をめざし、国税当局との協調により酒税の確保を図りつつ、会員の共存共栄を実現することを目的とする。

○その他の団体

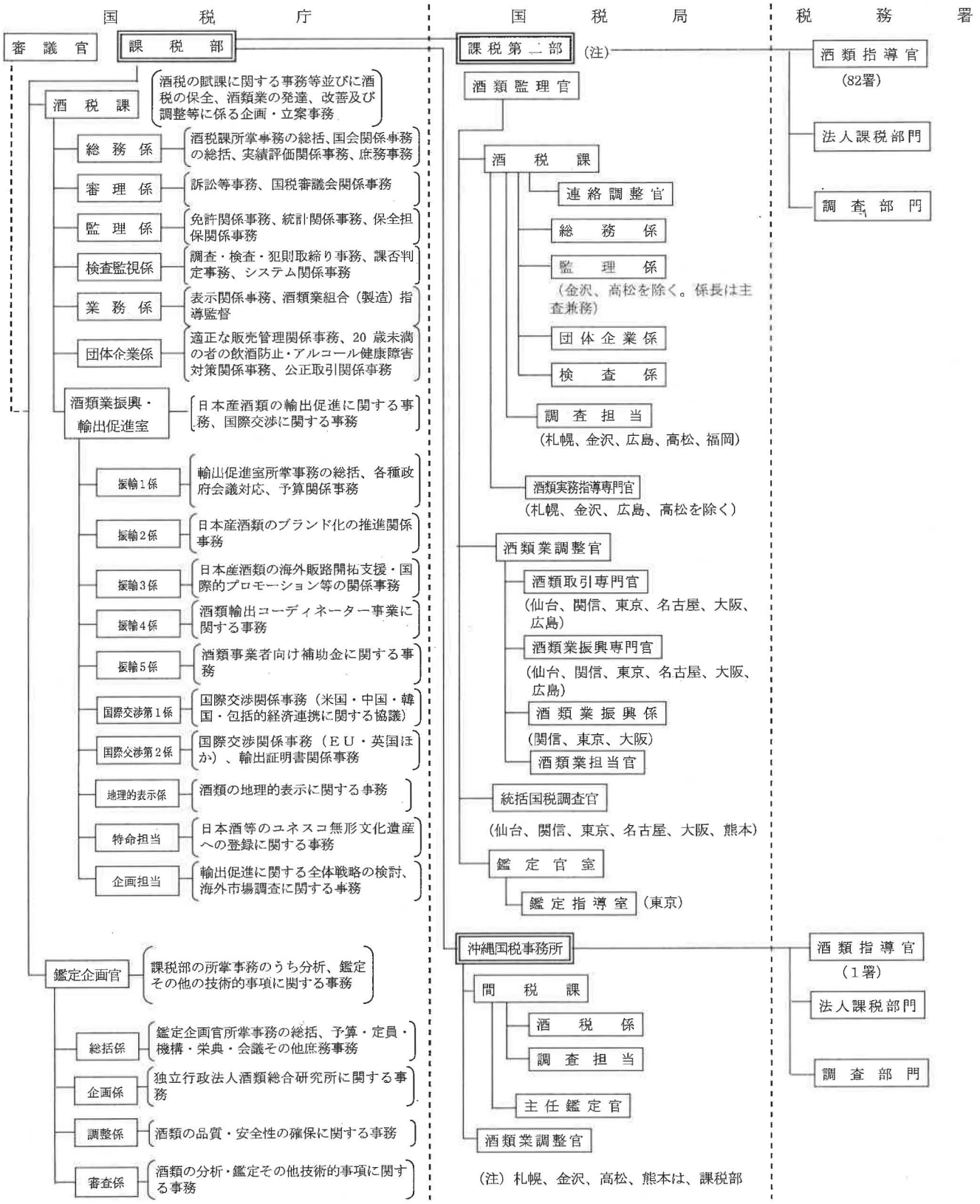
名称＼項目	事務所所在地	団体の長		会員資格	目的等
九州本格焼酎協議会 (昭19. 7. 3設立) 【任意団体】	鹿児島県鹿児島市 錦江町8-15 鹿児島県酒造組合内 電話 099(222)2521	会長	多田格	九州全域の単式蒸留焼酎製造者及びその団体	会員の緊密な連絡親和と相互協調の精神に基づき、業界の安定と健全な発展のために必要な施策を行うとともに、日本酒造組合中央会と緊密な関係を保持しながら、日本酒造組合中央会が実施する単式蒸留焼酎信仰対策事業に係る諸事業の円滑な推進に努め、もって、会員共同の利益の増進を図ることを目的とする。
全国味淋協会 (昭28.10.17設立) 【任意団体】	東京都中央区日本橋 茅場町2-3-6 茅場町偕成ビル5階 電話 03(3527)3707	会長	村田謙二	みりん（一種）製造者	会員の緊密な連絡親和と相互協調の精神に基づき、会員の自主的、かつ、自由公正な事業活動を促進し、業界の安定と共同の利益の増進を図ることを目的とする。
全国本みりん協議会 (昭34.6.26設立) 【任意団体】 (平成29年8月 名称変更)	愛知県名古屋市中村区 竹橋町5-5 さかえビル1階 電話 052(451)8211	会長	村松浩一郎	みりん（二種）製造者	二種みりん製造業に関する重要事項につき討議検討し、かつ、その成果について具現化を図るとともに会員相互の親睦と緊密な連絡を図ることを目的とする。

名称＼項目	事務所所在地	団体の長		会員資格	目　的　等
山梨県ワイン酒造組合 (昭30.4.25設立) 【酒類業組合法に基づく団体】	山梨県甲府市東光寺 3-13-25 一般財団法人山梨県地場産業センター内 電話 055(233)7306	会　長	有賀雄二	山梨県内の果実酒製造業者	組合員の緊密な連絡親和と相互扶助の精神に基き、酒税の円滑な納税を促進し酒類業界の安全と健全な進歩発展のために必要な事業を行い、組合員の自主的かつ自由公正な事業活動の機会を確保し、もって酒税の保全に協力し、及び共同の利益の増進を図ることを目的とする。
山形県ワイン酒造組合 (昭59.3.27設立) 【酒類業組合法に基づく団体】	山形県西村山郡朝日町大字大谷字高野1080 電話 0237(68)2611	理事長	村上　健	山形県内の果実酒製造業者	組合員の緊密な連絡親和と相互扶助の精神に基き、酒税の円滑な納税を促進し酒類業界の安全と健全な進歩発展のために必要な事業を行い、組合員の自主的かつ自由公正な事業活動の機会を確保し、もって酒税の保全に協力し、及び共同の利益の増進を図ることを目的とする。
北海道ワイナリー協会 (昭59.4.1設立) 【任意団体】	北海道小樽市色内1-1-12 小樽運河ターミナル1階 NPO法人ﾜｲﾝｸﾗｽﾀｰ北海道内 電話 0134 (64)5581	会　長	安井美裕	北海道内の果実酒製造業者	会員相互の情報交換と相互扶助の精神に基づき、北海道産ブドウとワインの品質の向上及び販売促進事業をもって、共同利益の増進と会員総体の発展に資することを目的とする。
長野県ワイン協会 (平6.5.19設立) 【任意団体】	長野県長野市栗田西番場205-1 一般社団法人長野県食品工業協会内 電話 026(229)6775	理事長	武田　晃	長野県内の果実酒製造業者	協会員の緊密な連絡親和と相互扶助の精神に基づき、自由公正な事業活動の機会を確保し、果実酒に関する情報収集、品質技術向上、販売促進等々の調査研究を行い、もって共同の利益の増進を図ることを目的とする。
北陸ワイナリー協会 (平28.4.22設立) 【任意団体】	鳳珠郡穴水町字旭ヶ丘り5-1 能登ワイン株式会社内 電話 0768(58)1577	会　長	村山　隆	富山県、石川県及び福井県の果実酒製造業者	富山県、石川県及び福井県のワイナリーで製造される果実酒を普及させるため、協会員の緊密な連絡と相互扶助の精神に基づき、果実酒に関する情報収集、品質技術向上、販売促進等の調査研究を行い、もって共同の利益の増進を図ることを目的とする。
大阪ワイナリー協会 (平24.10.11設立) 【任意団体】	大阪市阿倍野区 阿倍野筋2-4-48 株式会社インプリージョン内 電話 06(6624)8555	会　長	髙井利洋	大阪府内の果実酒製造業者	(1)　「大阪ワイン」の認知度を上げるとともに新規ファンの獲得及び需要振興 (2)　果実酒用葡萄栽培農家への支援 (3)　ワイン販売者、提供者への正しいワインの知識の啓蒙 (4)　協会会員の相互扶助
西日本ワイナリー協会 (令元.12.19設立) 【任意団体】	広島県三次市東酒屋町10445番地の3 株式会社広島三次ワイナリー内 電話 0824(64)0200	会　長	太田直幸	北陸地方、近畿・四国地方、中国地方、九州地方のぶどうワインを醸造する事業者他	(1)　「日本ワイン」の認知度向上及び新規ファンの獲得並びに需要振興 (2)　「日本ワイン」の品質向上と技術研鑽 (3)　ワイン用ぶどう畑の維持拡充及び栽培農家への支援 (4)　ワイン用ぶどう畑従事者の確保・育成 (5)　協会会員の相互扶助

名称＼項目	事務所所在地	団体の長		会員資格	目　的　等
全国酒類業務用卸連合会 （昭62. 5設立） 【任意団体】	東京都中央区日本橋 小舟町6－16 中井ビル2階 電話 03(3661)3055	会　長	榎　本　一　二	酒類の業務用卸を行う各地域の代表的商社	会員相互の繁栄、酒類業務用卸分野の確立、情報の交換、会員相互の懇親等を目的とする。
日　本　ミ　ー　ド　協　会 （平27.9.1設立） （令2.12.16解散） （令4.7.31法人継続） 【一般社団法人】	京都府宇治市 明星町3-11-210 電話 075(253)6640	理事長	宇　野　伸　吾	ミード（蜂蜜酒）を製造又は販売する法人	・蜂蜜酒に関する研究助成活動 ・蜂蜜酒に関する普及活動
大阪ブルワーズアソシエーション （令3.6.1設立） 【任意団体】	大阪府大阪市中央区大手通1-1-2-1F 電話 06(1609)5229	会　長	松　尾　弘　寿	大阪府下のビール又は発泡酒若しくはその両方の製造免許を有する者又はその従業員	会員の相互扶助の精神に基づき、会員の技術研鑽及び品質向上を図り、消費者へ広報することで、大阪府のクラフトビールの知名度の向上及び需要拡大を図ることを目的とする。
高　濃　度　泡　盛　協　議　会 （令3.9.1設立） 【任意団体】	－	会　長	玉那覇美佐子	沖縄県内においてアルコール分45度を超える泡盛を製造販売する事業者	会員の相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な共同事業を行い、会員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。
a　w　a　酒　協　会 （平28.11設立） 【一般社団法人】	東京都港区 北青山2-7-13 プラセオ青山ビル3階 電話 03(6383)1683	理事長	永　井　則　吉	スパークリング日本酒を醸す日本各地の蔵元	・「AWA　SAKE」の品質・ブランド維持 ・会員間でのナレッジシェア ・「AWA　SAKE」全般の広報普及活動
長　期　熟　成　酒　研　究　会 （昭60設立） 【任意団体】	東京都港区新橋2-21-1 新橋駅前ビル2号館B103-5 電話 070-6475-1093	会　長	本　田　眞　一　郎	－	熟成古酒の製造に関する技術交流と市場の開発
刻　S　A　K　E　協　会 （令2.11設立） 【一般社団法人】	京都府京都市伏見区下鳥羽長田町135番	代表理事	増　田　徳　兵　衛	－	・日本酒の価値創造 ・熟成文化の振興 ・熟成酒の付加価値化

（注）令和７年１月１日現在の状況である。

1-1 酒税事務関係組織の概要（令和７年１月現在）



保存期間：３年
（令和９事務年度末）
鑑 定 企 画 官

鑑定官室事務の現状と当面の課題

１　鑑定官室等の機構（資料１－１、１－２）

⑴　国税庁

国税庁においては、課税部に鑑定企画官を置き、令和７事務年度は臨時的併任２名を含む16名（うち、専門スタッフ職２名）体制により、国税庁課税部の所掌事務のうち間接国税課税物件の分析・鑑定その他の技術的事項に係る企画立案に当たっている。

⑵　国税局

国税局においては、課税（第二）部に鑑定官室を置き（令和７年度定員：78名）、間接国税課税物件の分析・鑑定、酒類業の発達、改善及び調整等に関する技術的事項、及び酒類の品質・安全性の確保等の事務に当たっている。

また、鑑定官室が実施する分析・鑑定事務等の技術事項の総括については、東京国税局鑑定指導室が行っている。

⑶　独立行政法人酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）は、国税庁の果たすべき任務である、酒税の適正かつ公平な賦課の実現、酒類業の健全な発達を遂行するために必要な酒類に関する高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査、高度な技能と経営の実践が結び付いた人材の育成のための講習、並びに製造者の技術力の維持強化のための全国新酒鑑評会の開催等を行っている。

非公務員型の中期目標管理型法人とされており、常勤役職員数は44名（令和７年４月１日現在）である。

２　鑑定官室の事務運営の状況（資料２）

鑑定官室事務については、透明性のある効率的かつ効果的な事務運営を基本的な方針として運営している。事務運営に当たっては、実施効果の検証を行った上で、今後の事務に反映させることとしている。

令和６事務年度は、酒類総研との密接な連携の下、基本的な運営方針に沿って、分析・鑑定事務（多様化する酒類への対応等）、酒類の品質及び安全性の確保に関する事務、酒類製造に係る技術指導・技術相談事務の的確な実施に努めたほか、酒類産業振興の取組については、酒類業界のニーズを踏まえ、局酒税課及び酒類業調整官と密

接な連携の下、果実酒やビール等の研究会の開催・協力、酒類製造者の技術力向上を目的とした技術相談、新規免許者へのフォローアップ等の技術支援を適切に実施した。

また、酒類業界や地域の大学・公設試験研究機関等との連携を強化し、地理的表示（ＧＩ）制度の推進及び原料米の高温障害対策や清酒製造者の労務環境の情報収集に取り組んだほか、酒類総研の研究成果や先端技術の普及の一層の推進に努めた。

令和７事務年度は、現行の運営方針に沿った透明性の高い効率的かつ効果的な事務運営を堅持しつつ、特に、日本産酒類の輸出促進及び産業振興については、累次の閣議決定等を踏まえて政府全体として推進していることから、酒類製造者への技術支援を積極的に行い、製造技術基盤や酒類の付加価値の向上を図ることとしている。

なお、技術支援については、GSS 環境の活用等、効果的・効率的な実施方法を検討するが、実情に応じて既存の手法とのバランスを保つことに留意する。

おって、製造の現場における諸課題の解決のため、情報収集や試験研究等に努め、成果の共有と製造者への還元に取り組む。

３　主な事務の状況（資料３、４－１～４－３）

⑴　分析・鑑定事務の的確な実施（資料３（表１））

イ　間接国税の賦課に関する分析・鑑定

間接国税課税物件のうち、酒類及び揮発油の税率は性状、原料、製法等によって異なることから、適正な賦課のために必要な酒類及び揮発油の分析・鑑定を関係各課及び税務署からの依頼等により行っている。

ロ　酒類の適正表示の確保に関する分析・鑑定

酒類の適正な表示の確保に関する分析・鑑定については、酒類総研において、酒類から原料等を推定することが可能となっている項目があることから、酒税課及び酒類総研と連携して対応している。

⑵　酒類の安全性確保と品質向上への取組（資料４－１～４－３）

イ　全国市販酒類調査

消費者が購入する段階である小売販売場から市販酒類を買い上げ、課税に関する事項や品質、安全性及び適正表示に関する事項の分析・鑑定を行い、実態把握を行うとともに問題の有無を確認している。

結果については、酒税課と共有するとともに、課税や表示に直結する事項に問題が認められた場合には、酒税課と連携して対応に当たっている。

また、国税庁ホームページにて、全国市販酒類調査の結果を公表している。

ロ　酒類の放射性物質に係る対応

福島第一原子力発電所における事故への対応として、酒類の安全性確保の観点から、酒類等の放射性物質に係る調査・情報提供等を実施している。

これまで、基準値を超過する放射性物質が検出された例はないものの、一部の国で日本産酒類の輸入規制が継続されており、規制の解除・緩和を働きかけ

る際には科学的な資料として提出していることから、令和７事務年度においても地域により濃淡をつけつつ全国的に調査を継続することとしている。

ハ　酒類の安全性に係る国際規格の策定への参画

食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス委員会において、酒類に関係する部会に参加して、国際規格の策定に参画している。

ニ　酒類分野における遺伝子組換え生物等に係る対応

遺伝子組換え生物等を規制するカルタヘナ法について、酒類分野は財務省（国税庁鑑定企画官）が所管していることから、「遺伝子組換え生物等の酒類製造への使用等に関する検討会」を設置し、事業者からの申出等に応じて必要な確認等の体制を確保している。

ホ　酒類の有機表示制度の改正に係る対応

令和４年５月18日、「日本農林規格等に関する法律」（以下「ＪＡＳ法」という。）が財務省と農水省の共管法へと改正され、ＪＡＳ法に基づく規格の制定対象に有機酒類が追加された。有機ＪＡＳ制度の適正な運用を確保するため、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが酒類を除く有機食品の市場流通品買い上げ調査を実施しているところであり、有機酒類についても同様の手続きによって令和６年４月より調査を開始している。

なお、調査項目である残留農薬分析は、東京国税局鑑定指導室で実施している。

⑶　酒類製造技術指導の的確な実施

全国市販酒類調査の結果等に基づき、酒類製造者に対して製造工程の改善や酒類の安全性に関する酒類製造技術指導を行っている。

なお、アルコール分等の課税に関係する分析技術や酒類の安全性に関係する事項に関する技術指導を全国的に実施しているほか、各国税局において必要な局独自の技術指導を実施している。

また、酒類の安全性等に関して食品衛生法及び食品表示法違反の可能性が把握された場合には、保健所等関係機関と連携して対応している。

おって、輸出用清酒製造免許者が製造する清酒については、その品質を確保するため、品質評価に加えて理化学分析を実施している。

⑷　酒類製造者に対する技術的な支援（資料３（表２））

「食料・農業・農村基本計画」（令和７年４月11日閣議決定）において、農林水産物・食品の輸出目標として2030年の輸出額５兆円を設定し、「海外から稼ぐ力」を強化するため、輸出促進施策と併せて、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果の発揮を図るとされるなどの日本産酒類の輸出促進に関する政府方針を踏まえ、以下の施策を行っている。

イ　酒類製造技術相談

鑑定官室では、酒類業界のニーズを踏まえて、酒類業界や地域の大学・公設試

験研究機関等との連携を強化し、地域の風土と技術を生かした開発支援、酒類総研の研究成果や先端技術の普及を推進するほか、酒類製造者が抱える技術的課題を的確に把握した上で、速やかな解決を図れるよう効率的かつ効果的な技術相談の実施に努めている。特に新規酒類製造免許者においては、製造技術基盤が安定していない場合もあることから、免許付与後、早期に接触することとしている。

なお、日本産酒類のブランド価値向上に有効な酒類の地理的表示（ＧＩ）の推進のため、品質特性やその管理方法など特に技術的見地からの相談に対しては積極的に支援することとしている。

おって、国税庁ホームページに「酒類の品質及び安全性の確保」及び「酒類製造に関する技術情報」のページを設け、酒類を製造するための技術情報を提供している。

ロ　酒類鑑評会・研究会

各国税局において、管内酒類製造者の技術基盤の維持・強化を図ることを目的として鑑評会を開催しており、実施に当たっては、地域特性にも配意した品質評価を行っている。清酒では、吟醸酒以外の純米酒や純米吟醸酒、燗酒、使用酵母、米の産地により区分する等の特色がある。また、焼酎は、主原料別に品質評価を行っている。

なお、全国的には、酒類総研と日本酒造組合中央会との共催により、全国新酒鑑評会及び本格焼酎・泡盛鑑評会を実施している。

また、輸出環境整備に係る対応としては、国税局主催の鑑評会及び全国新酒鑑評会において、英文（沖縄所では英文に加えて中文）での表彰及び結果の公表を行っている。

おって、各国税局では、これら鑑評会のほか政府全体の方針や業界ニーズを踏まえた研究会（表彰を行わない品質評価会・勉強会）を実施し、酒類製造者の製造技術基盤の向上を図るとともに、輸出促進や地域振興に資する技術支援を行っている。

ハ　人材育成への支援

酒類製造を担う新たな人材の育成を支援するため、酒造組合等が開催する説明会等に講師を派遣し、酒造技術に関する講習を行っているほか、酒税法や食品衛生法等の酒類製造に関する法令の遵守等についても周知啓発を行っている。

なお、酒類業調整官が主催する経営活性化支援研修や関係民間団体が主催する研修会等では、酒類の商品知識や品質管理等、鑑定官の持つ知識を有効に活用できることから、積極的に協力していくこととしている。

おって、日本酒、焼酎・泡盛等の「伝統的酒造り」が、令和６年12月にユネスコ無形文化遺産へ登録されており、各国税局では技術相談や講習会等、酒類総研では酒類醸造講習を通して、酒造りのわざの保護・継承を支援している。

⑸　人材育成の取組

鑑定官室事務の経験が浅い職員に対しては、ＯＪＴを中心として、分析鑑定から税務調査まで、自己チェックと確認を通じて計画的かつ継続的な人材育成を図っている。

また、清酒以外の酒類（果実酒、ビール・発泡酒、蒸留酒類）について、酒類の製造技術等に精通し、情報発信を行える職員の育成を目的として「専攻コース」を立ち上げ、計画的に情報収集や意見交換をするなど積極的な活動を実施している。

4　独立行政法人酒類総合研究所の最近の動向（資料５－１～５－４）

酒類総研は、明治 37 年に酒類の醸造技術を研究する国の研究機関（醸造試験所）として現在の東京都北区滝野川に設置され、平成７年に名称を醸造研究所に変更して広島県東広島市に移転した（北区滝野川に一部機能を東京事務所として残置）。平成 13 年に公務員型の独立行政法人（酒類総合研究所）に移行し、平成 18 年には非公務員型の独立行政法人となっている。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、酒類総研は、以下のとおり整理された。

①　中期目標管理型の法人（独立行政法人）とする。

②　日本産酒類の輸出促進という新たな政策課題に対する取組等の業務の拡充については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、他の研究機関等との連携を強化する。

③　東京事務所については、施設の文化財的価値にも配慮した上で、廃止を含め組織・業務の抜本的な見直しを検討する。

このため、東京事務所は平成 27 年７月をもって廃止し、土地・建物等の資産を平成 28 年３月 31 日に国庫返納した。なお、東京事務所の施設のうち、赤レンガ酒造工場（明治 36 年完成）については、平成 26 年 12 月に重要文化財の指定を受け、平成 28 年３月 31 日に文化庁に移管されたのち、現在は公益財団法人日本醸造協会が管理団体の指定を受け管理している。

酒類総研は、国税庁の技術的基盤として、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に貢献するとともに、中小企業が多くを占める酒類業界において、酒類業の健全な発達に貢献してきた。最近では、累次の政府方針において日本産酒類の輸出促進が掲げられており、酒類業の振興の取組のひとつである技術支援において、その役割は益々重要なものとなっている。

このため、第５期中期目標期間（令和３年度から令和７年度）においては、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達という国税庁の任務に加え、農林水産物・食品の輸出促進や科学技術・イノベーションに関する政府の重要方針を踏まえ、①酒類業の振興のための取組、②酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適切な運用のための取組、③酒類に関するナショナルセンターとしての取組を行うこととしており、特に酒類業の振興のための取組については、日本産酒

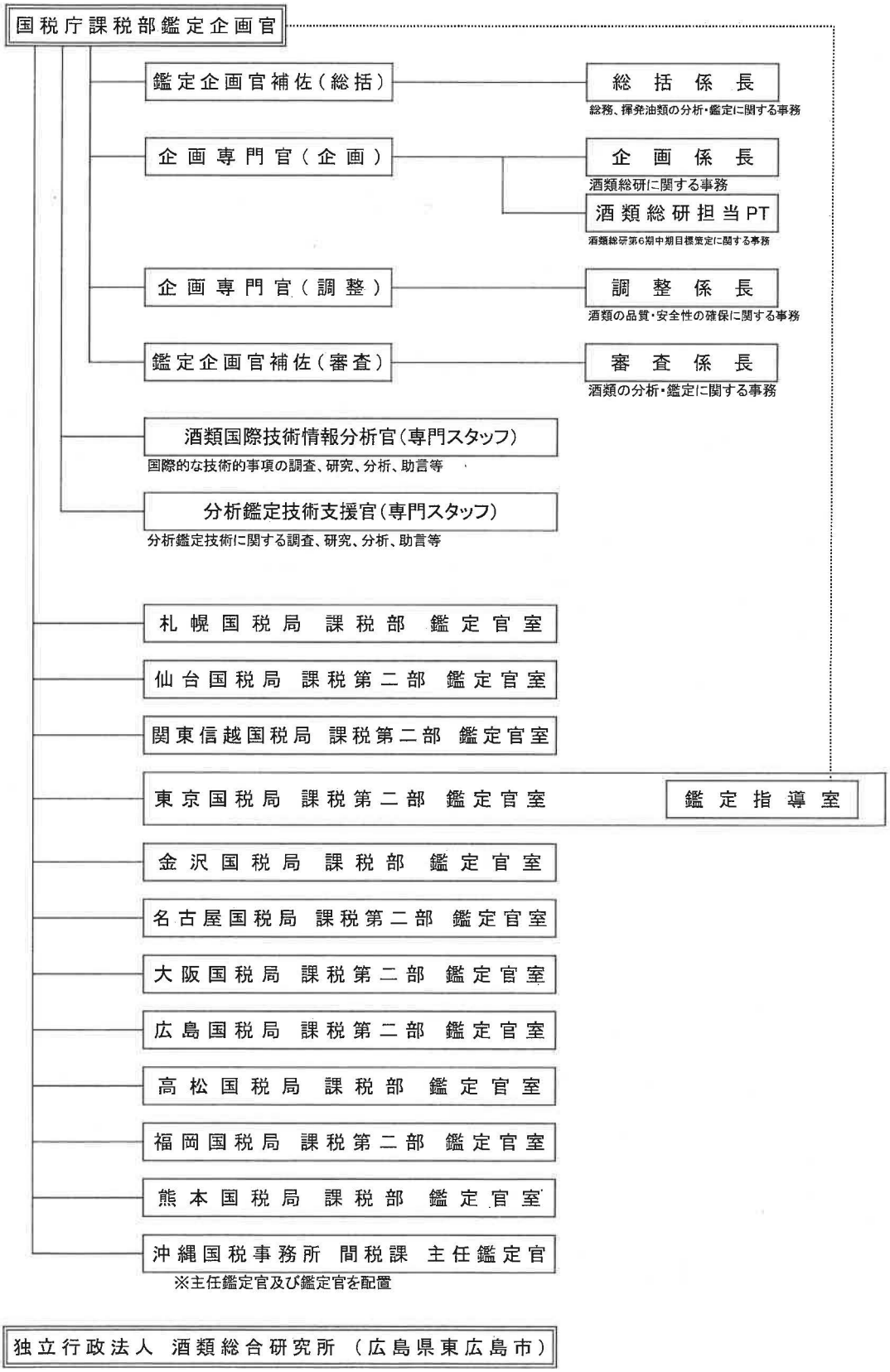
類の競争力強化等、酒類製造の技術基盤の強化、酒類の品質及び安全性の確保、酒類業界の人材育成の観点から業務を実施することとしている。

令和７年度は、第５期中期目標期間の最終年として中期目標の達成に向けた各種業務を着実に実施するほか、令和８年度から始まる第６期中期目標の策定に向けた対応を行う。

資料1－1

（令7.7.10～予定）

全国国税局鑑定官室等の機構概略



資料１－２

鑑定企画官の下に置かれる専門スタッフ職について

鑑定企画官の下に専門スタッフ職２名（酒類国際技術情報分析官（平成23事務年度より設置）及び分析鑑定技術支援官（平成26事務年度より設置））が設置されている。

各専門スタッフ職の事務は以下の通り。

１　酒類国際技術情報分析官の事務

酒類国際技術情報分析官は、高度に専門的な知識経験に基づき、鑑定企画官事務のうち、国際的な技術的事項に関する調査、研究、分析、助言等を担当している。

酒類の定義に関する海外事例や諸外国の酒類業界における現状について調査しているほか、発信力を持つ関係者に対し酒類の講義を行うなど日本産酒類の広報活動に協力している。

２　分析鑑定技術支援官の事務

分析鑑定技術支援官は、高度に専門的な知識経験に基づき、鑑定企画官事務のうち分析鑑定技術に関する調査、研究、分析、助言等を担当している。

酒類の品目判定における成分特性に関する助言、鑑定官室の分析鑑定等の事務に係る情報収集及び助言、国税庁所定分析法以外の分析法の妥当性の評価方法についての調査研究及び助言等を行っている。

この他、酒類関係事務全般について、情報収集及び助言を行っている。

資料2

鑑定官室事務の事務運営

令和６事務年度の鑑定官室事務状況について

・　課税部事務運営要領、鑑定官室事務実施要領及び課税部特留に基づき、透明性の高い効率的かつ効果的な事務運営を図るとともに、関係各課及び独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）との連携・協調を深めつつ、円滑に事務を実施。

・　特に、日本産酒類の輸出促進及び産業振興の取組については、酒類業界のニーズを踏まえ、局酒税課及び酒類業調整官との密接な連携の下、果実酒やビール等の研究会の開催・協力、酒類製造者の技術力向上を目的とした技術相談、新規免許者へのフォローアップ等の技術支援を適切に実施

・　酒類業界や地域の大学・公設試験研究機関等との連携を強化し、地理的表示（ＧＩ）制度の推進及び原料米の高温障害対策や清酒製造者の労務環境の情報収集に取り組んだほか、酒類総研の研究成果や先端技術の普及の一層の推進に努めた。

令和７事務年度の鑑定官室事務運営で特に留意する点

○　分析・鑑定事務の的確な実施

・　分析鑑定事務管理要領等に基づき、高い信頼性を確保しつつ、関係各課と連携して迅速かつ的確に実施。

○　酒類業者に対する技術支援

・　課税部事務運営要領等に基づき、透明性の高い効率的かつ効果的な事務運営を堅持しつつ、日本産酒類の輸出促進及び産業振興については、累次の閣議決定等を踏まえて政府全体として推進していることから、酒類製造者への技術支援を積極的に行い、製造技術基盤や酒類の付加価値の向上を図る。

・　技術支援については、GSS環境の活用等、効果的・効率的な実施方法を検討するが、実情に応じて既存の手法とのバランスを保つことに留意する。

なお、製造の現場における諸課題の解決のため、情報収集や試験研究等に努め、成果の共有と製造者への還元に取り組む。

資料３

鑑定官室の事務運営状況

表１　分析及び鑑定事務等（事務年度）

	令和５年度	令和４年度	令和３年度
酒税関係	1,816 点	1,702 点	1,807 点
内　全国市販酒類調査※	1,601 点	1,490 点	1,583 点
揮発油税関係	1,033 点	1,386 点	963 点

※　全国市販酒類調査の調査対象について、平成 20 年度より品質及び安全性確保の観点から、４年間で全製造場を一巡できる選定方法としている。

表２　酒類業の健全な発達の促進に関する事務等（事務年度）

	令和５年度	令和４年度	令和３年度
酒類製造業者の製造工程改善に関する技術相談件数	2,444 件	2,144 件	2,190 件
酒造従業員等に対する技術講習会等受講者数	4,861 名	4,193 名	3,450 名
酒類鑑評会出品点数	3,209 点	3,191 点	3,316 点

資料４－１

放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について

令和７年５月
国　税　庁

国税庁では、東日本大震災の発生以降、平成 23 年度より放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を実施しており、令和７年度も独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、以下の施策を実施します。

これらの施策は、所掌事務の一つとして酒類の安全性の確保に関する事務を行っている国税庁として、酒類の安全性の確保に万全を期す必要があることから実施するものです。

１　調査対象地域(注)に所在する酒類製造場について、その場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します（酒類等安全確認調査）。

（注）調査対象地域は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和７年３月 31 日付原子力災害対策本部）別表において、「米」又は「果実類」が検査対象品目として定められている福島県とします。

（資料）令和７年度酒類等安全確認調査の実施について

２　例年に実施している全国市販酒類調査において、放射性物質に関する分析を実施します。

３　安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などについては、所管の国税局鑑定官室（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課主任鑑定官）において技術相談に応じます。

（参考情報）
独立行政法人酒類総合研究所では、輸出用酒類について放射性物質の分析を実施しているほか、酒類及び酒類製造に関する物品（原料、副製品、醸造用水等）について、放射性物質の受託分析を実施しています。

資料４－２

令和７年度酒類等安全確認調査の実施について

国税庁では、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、令和７年度においても、酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します。

１　調査の方法

試料の放射能分析を行い、食品衛生法に定める基準値以下であることを確認します。

（参考）食品衛生法に定める一般食品の基準値：放射性セシウムについて 100 Bq/kg
酒類については食品衛生法の「基準値」のうち、一般食品の基準値が適用されます。

２　試料

酒類製造者の同意を得て提供いただいた、出荷前の酒類及び醸造用水各１点を用います。

３　対象製造場

福島県の全製造場を対象とします。

（参考）上記地域は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和７年３月 31 日付原子力災害対策本部）別表において、「米」又は「果実類」が検査対象品目として定められている検査対象自治体に当たります。

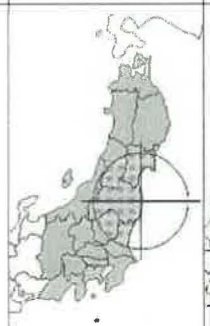
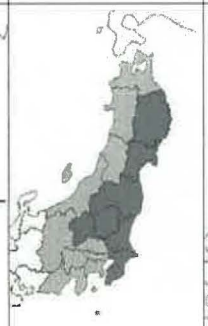
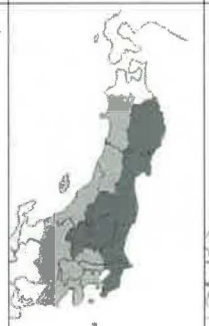
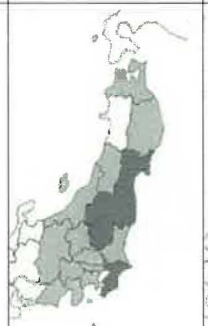
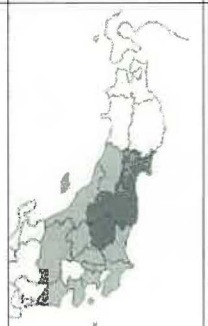
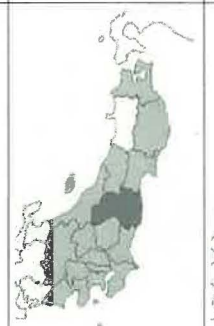
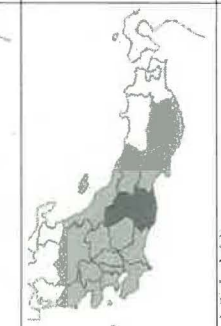
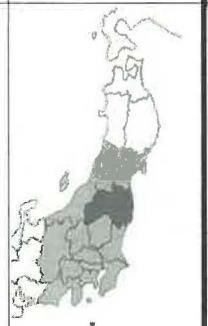
４　調査結果の取扱い

個々の分析結果は、「酒類等の分析報告書」として試料を提供いただいた酒類製造者に連絡するほか、全ての結果は取りまとめた上、国税庁ホームページで公表します。

また、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方公共団体にも提供します。

資料４－３

国税庁の放射能施策の対象地域の推移

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29-30 年度	令和元-2 年度	令和 3-7 年度
地域										
酒類等安全確認調査	A ■	全場	全場	福島県は全場、その他６県は４割	福島県は全場、その他３県は４割	福島県は全場、その他２県は４割	福島県は全場			同左
	B ■	４割	４割	—	—	—	—	—	—	—
	C □	２割	—	—	—	—	—	—	—	—
全国市販酒類調査	A ■	—	H23 の安全確認調査の未実施製造場	買上酒の全点（全製造場の約 25%）						同左
	B ■	—	H23 の安全確認調査の調査対象外製造場＋未実施製造場	買上酒の２割（全製造場の約 5%）						同左
	C □	—	買上酒の５割	買上酒の１割（全製造場の約 2.5%）						同左

（注）平成 23 年度の地域Ａは、福島原発から 150km 以内の地域。

独立行政法人酒類総合研究所（酒類総研）の概要

資料５－１

酒税の適正・公平な賦課の実現、酒類業の健全な発達、酒類に対する国民の認識の向上を目的とする、日本で唯一の酒類に関する国の研究機関。

沿革

明治37年５月	大蔵省醸造試験所として東京都北区に創設
平成 ７年７月	一部機能を東京事務所に残し、広島に移転
平成13年４月	独立行政法人化に伴い、「独立行政法人酒類総合研究所」と改称
平成27年７月	まち・ひと・しごと創生本部決定を受け、東京事務所を廃止し、全業務を広島に移転



所在地：広島県東広島市
職員数：42名（令和７年４月１日現在）
理事長：福田　央（ひさし）
（令和３年４月より現職）

主な業務



分析・鑑定
酒類の原料の分析や輸出酒類の分析等



研究・調査
酵母、麹、酒米等の研究・調査



品質評価
全国新酒鑑評会など酒類のコンテスト等



酒類醸造講習
醸造技術者育成を目的とした講習



情報発信
国内外の製造・流通関係者や消費者への情報発信

独立行政法人酒類総合研究所（酒類総研）の政策体系図

資料５－２

国税庁の任務

➢ 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

・酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収

➢ 酒類業の健全な発達
酒類行政の基本的方向性を定め、適切な法執行の確保及び酒類業の振興の強化に取り組む。

・酒類製造者の技術力の強化を支援
・酒類の品質・安全性の確保
・酒類の適正な表示の確保

主な政府方針

➢ 食料・農業・農村基本計画　（令和２年３月31日 閣議決定）
➢ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略
（令和２年12月15日 農林水産業・地域の活力創造本部決定）

・農林水産物・食品の輸出促進

➢ 科学技術基本計画　（平成28年１月22日 閣議決定）
➢ 統合イノベーション戦略2020　（令和２年７月17日 閣議決定）

・食料・農林水産業について、科学技術の力を活用することにより、輸出拡大に向けた国際競争力を強化
・Society 5.0の実現のための研究データ基盤整備

独立行政法人酒類総合研究所の中期目標

1 酒類業の振興のための取組

日本産酒類の競争力強化等

・新たな価値の創造に資する研究
・清酒の品質劣化防止に資する研究
・食品添加物の指定要請手続
・輸出酒類の分析・証明事務
等

酒類製造の技術基盤の強化

・各種醸造用微生物及び原料の特性の把握等の基盤的研究
・地域ブランド等の価値向上に資する研究
・酒類製造者等の取組を支援
等

酒類の品質及び安全性の確保

・酒類の品質及び安全性の確保に関する研究
・酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析
・業界団体主催の品質評価会等の支援　等

酒類業界の人材育成

・醸造技術者育成のための酒類醸造講習及び鑑評会
・関係機関と協力し、海外の日本産酒類専門家を育成
・酒類に関する研究者の育成
等

2 酒税法等の適切な運用のための取組

酒類の適正課税及び適正表示の確保

・分析・鑑定業務及びその理論的裏付けとなる研究
等

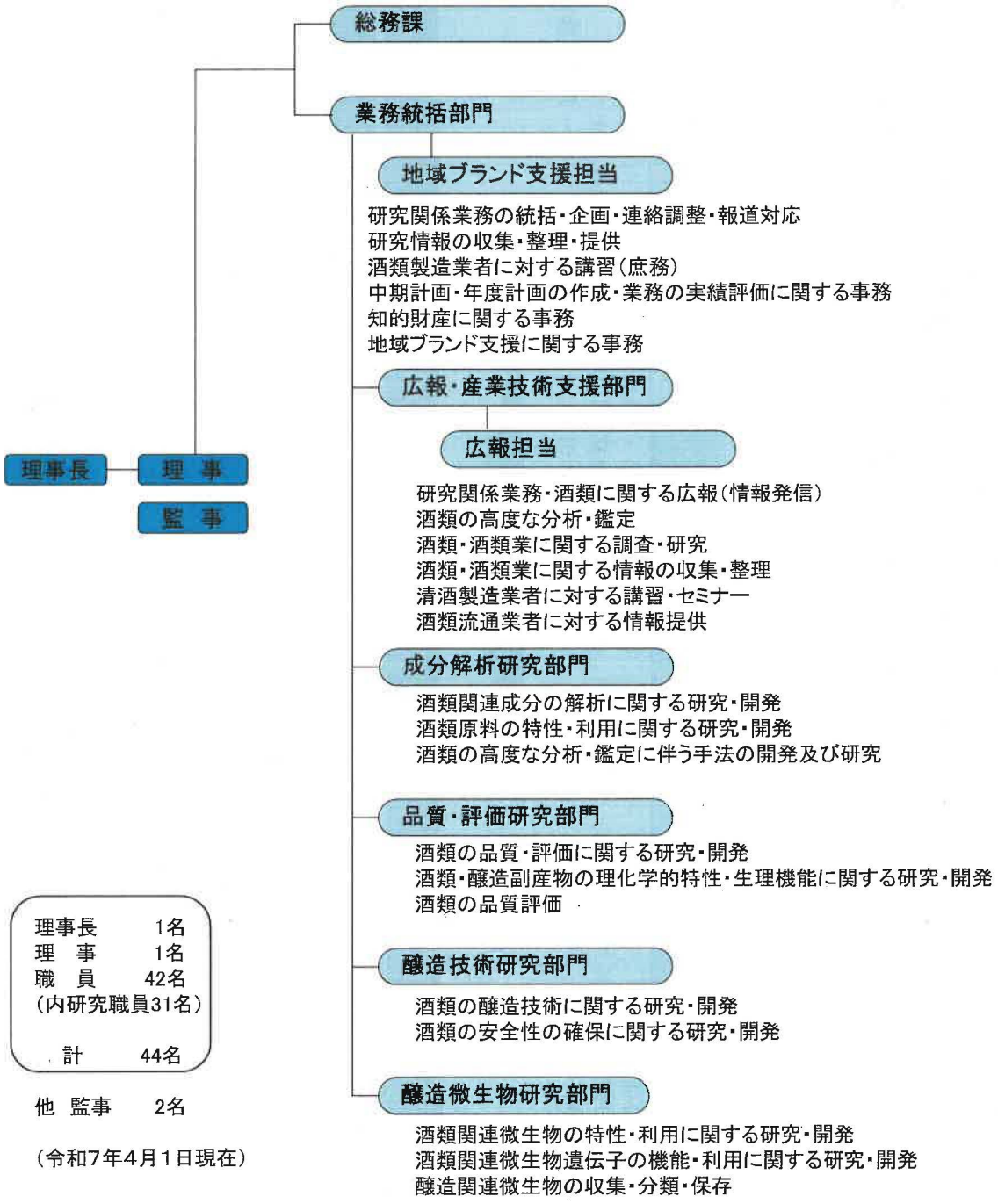
3 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実

・日本産酒類の魅力や特性に関する情報発信やアウトリーチ活動
・関係機関と連携したオープンサイエンスの推進　等

資料５－３

酒類総合研究所の組織図



理事長　　1名
理　事　　1名
職　員　　42名
（内研究職員31名）

計　　44名

他　監事　　2名

（令和7年4月1日現在）

資料５－４

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（抄）

〔平成 25 年 12 月 24 日　閣議決定〕

Ⅲ　独立行政法人の組織等の見直し

２．各独立行政法人等について講ずべき措置

各法人等について講ずべき措置は、別紙のとおりとする。

（別紙）各法人等について講ずべき措置

財務省所管

【酒類総合研究所】

○　中期目標管理型の法人とする。

○　日本産酒類の輸出促進という新たな政策課題に対する取組等の業務の拡充については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、他の研究機関等との連携を強化する。

○　東京事務所については、施設の文化財的価値にも配慮した上で、廃止を含め組織・業務の抜本的な見直しを検討する。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
管 理 運 営 課

管理運営事務の運営方針

１　管理運営事務の事務運営方針

(1)　管理運営事務を行う部署

イ　署管理運営部門

署管理運営部門は、内部事務一元化(※1)の試行を経て、平成21年７月に設置された部門である。

署管理運営部門は、納税者の権利・義務に影響を及ぼす事務を行っており、具体的には現金や還付金の受払いに直接携わる事務、納税者の基礎データの処理や、来署納税者の窓口対応を担うことから、①厳正・的確な事務処理、②納税者への親切・丁寧な対応を基本とした事務運営を実施。

管理運営事務	申告書等処理に関する事務	申告書等の入力　等
	納税者基本情報に関する事務	納税者の登録、異動、転出入　等
	債権管理事務	徴収決定(※2)・収納整理(※3)、還付金事務(※4)、督促状発付　等
	窓口に関する事務	申告書等の受付、納税証明書交付請求の受付・発行、現金領収、一般的な税務相談　等
	個別事務	キャッシュレス納付の推進、延納･物納事務、資料情報事務、納税貯蓄組合事務、納税表彰事務　等

（※１）　内部事務の一元化は、事務系統別に行っていた内部事務を事務系統や税目といった垣根を取り払い、各税目の事務を標準化・共通化し、同種の事務作業を統合して事務系統横断的に一元処理するもの。具体的には、各部門でそれぞれ行っていた処理を同一の部門で処理することで、重複した手順の省略や処理時間の短縮等により事務の効率化を図るとともに、それまで各部門において行っていた窓口関係の申告書等の収受、一般相談といった事務を一箇所でまとめて対応することにより、納税者利便の向上を図った。

（※２）　徴収決定とは、納税申告などで納付すべき税額が具体的に確定した場合に、その確定した税額について確認し、国税債権として管理する事務

（※３）　収納整理とは、納税者が納付した事績（税目や納付日、金額など）を管理する事務

（※４）　還付金事務とは、還付申告などにより発生した還付金等を納税者に支払う事務

ロ　局業務センター室（内部事務センター化ＰＴ所掌）

業務センター室では、署管理運営部門が行っていた内部事務と署課税部門が行っていた内部事務をまたいだ事務処理を可能とする事務処理体制を整備し、総

括・監査、納税者管理、申告処理、債権管理、コール・調査支援の５つの機能別グループにおいて、センター対象署の内部事務の集約処理を実施。

内部事務のセンター化の取組は、令和元事務年度に施行を開始し、令和８事務年度の全署実施に向け、徐々に対象署を拡大しているところ（令和７事務年度時点では、72拠点、364署の内部事務を集約処理）。

（注） 令和８事務年度以降の体制への移行をスムーズに行うことを目的に令和５事務年度に業務センターを所管する庁局の体制として、企画課に業務センターを所管する内部事務センター化ＰＴを設置。

(2) 署管理運営部門の事務運営方針

イ 厳正・的確な事務処理の徹底

管理運営事務は、その処理が納税者の権利や義務に影響を及ぼすだけでなく、現金領収や還付金の支払など公金の受払いに直接携わることから、国民の税務行政に対する信頼を損なうことのないよう、適切に処理を行う必要がある。また、職務の遂行に関して、公務員法に加え、資金法(※1)、会計法及び予責法(※2)の適用を受けるなど重い責任が課せられていることから、不正事件等の未然防止に万全を期する必要がある。

そのため、管理運営の事務の運営に当たっては、職員一人一人が事務の重要性を認識し、その特性を十分理解した上で、厳正・的確な事務処理の確保及び情報管理の徹底に取り組んでいる。

（※１）資金法：国税収納金整理資金に関する法律
税金として受け入れた国税収納金整理資金の取扱いを定めた法律

（※２）予責法：予算執行職員等の責任に関する法律
会計事務を行う担当者の責任を定めた法律

ロ 管理運営事務の効率化等

① 署管理運営部門の事務運営等

署管理運営部門においては、事務計画の策定に当たり、各事務に要する日々の事務量等を的確に把握した上で、自署における計画・実績についての客観的な分析・検討を行うとともに、自署の事務処理体制などの実情を踏まえることとしている。その際、事務の繁閑に応じた投下事務量・人員の調整、職員の建設的な意見や局管理運営課の事務指導内容などを反映させることとしている。

② 窓口事務の効率化

署窓口事務においては納税者利便の向上と職員の事務負担軽減との両立が図られるよう効率化施策に積極的に取り組んでおり、来署者に対し自宅等からオンライン手続が行えるよう納税者をデジタルコンテンツ等へ積極的に案内するなどしている。

③ 総務課との一体的な運営

センター化対象署の署管理運営部門においては、総務課との一体的な運営を実施しながら、両部門における職員負担の軽減を図っている。

将来の署総務課体制を具体的にイメージし、一体運営の必要性を認識するとともに、総務課との繁閑調整・相互支援体制の構築等を適切に実施する必要が

ある。

（注）「申告要否や手続を調べ、相談し、申告納付する」といった一連の流れを俯瞰し、各種施策を包括的に見直して納税者サービスの再整理の取組を推進する体制を構築する必要があることから、令和６事務年度に国税庁に「納税者サービスＰＴ」を設置し、署窓口事務の事務運営を所掌（国税局（所）は令和７事務年度から設置）。

２　キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組

国税の納付については、①ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、②インターネットバンキングなどを利用した電子納税、③振替納税、④クレジットカード納付及び⑤スマホアプリ納付といったキャッシュレス納付のほか、コンビニ納付など多様な納付手段を提供しているが、依然として金融機関等の窓口での納付が５割強を占めている。

国税の納付については、納税者の利便性の向上と納税事務・税務執行の効率化を図るとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）を踏まえ、財務省において、令和３年10月18日に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、令和８年度までにキャッシュレス納付割合を50%(※1)とすることを目指し、キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組を行っている。

（※１）令和６年度のキャッシュレス納付割合は、45.3%（速報値）となり、例年よりも高い伸び幅（+6.3pt）となった。これにより、令和８年度の目標値（50%）が達成可能と見込まれることとなったため、より高い目標への見直しを行う予定。

キャッシュレス納付の更なる推進に向けて、令和６年４月から自動ダイレクト(※2)を導入しており、今後とも、ダイレクト納付やインターネットバンキングなどを活用した電子納税に重点をおいて推進していくこととしている。

（※２）e-taxで電子申告を行う際に、納税はダイレクト納付を利用するとの意思表示を行うことで、法定納期限に自動で口座引落としが可能。

(1)　令和７事務年度の取組方針

イ　源泉所得税のキャッシュレス納付推進

源泉所得税は、納付件数が多いものの、キャッシュレス納付割合が低いことから、特に力を入れてキャッシュレス納付の利用拡大に向けて取り組んでいる。令和７事務年度に、オンライン利用率に係る目標値を新たに設定・公表し、今後、税理士や法人会、金融機関などの関係者の協力も得ながら、統一の方針に基づき、事務系統横断的に源泉所得税のキャッシュレス納付の利用促進を図る必要がある。令和７年３月に開設した「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」や各種データ等も活用しながら、納税者がキャッシュレス納付を利用しない個々の実情を踏まえ、効果的・効率的に利用勧奨を行うこととしている。

ロ　関係団体との連携強化

キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組にあたっては、関係民間団体、地方公共団体、税理士会、金融機関等のステークホルダーと連携・協力した取組が

効果的であるため、「キャッシュレス納付推進協議会」等の協議体を活用することで、連携・協力体制を強化している。ステークホルダーの優れた取組については、ベストプラクティスとして波及させていく必要がある。

ハ　地域差を踏まえた利用拡大の取組

キャッシュレス納付割合を各局別、都道府県別に比較すると地域差が存在している。この地域差は、各地域の金融機関や関係団体との連携等が影響していると考えられるため、地域差が生じる原因を分析しつつ、各地域の状況に応じた利用勧奨を行う必要がある。

⑵　納付手段の今後の方向性

国税については、様々な納付手段を設けているが、納税者の利便性や徴税コスト削減等の観点から、キャッシュレス・非キャッシュレスにかかわらず、改善や見直し等を図ることは重要である。

国税の一部の納付手続については、決済に係る手数料を納税者負担としているものがあるが、「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律」（デジタル庁所管・いわゆるキャッシュレス法）の附帯決議（令和４年３月16日）において、キャッシュレス納付の利用に伴う手数料負担については「国の負担、納付者による負担の現状等について整理の上、その在り方について検証すること」とされており、現在、デジタル庁において、整理・検討が進められている。

⑶　納付書の運用方法の見直し

イ　プレプリント納付書の送付対象者の見直し

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、令和６年５月送付分以降、納付書を使用しない納付手段で納付した者などについては、納付書の事前送付を取りやめている。

現状において、e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人以外に送付する消費税の中間申告書兼納付書については、引き続き送付しているが、更なる送付対象者の見直しについて検討を進めていく必要がある。

なお、納税者等から納付書の交付依頼があった場合には、丁寧に対応するとともに、次回以降のキャッシュレス納付の利用勧奨を積極的に行うこととしている。

ロ　ＫＳＫ２導入後における納付書の運用方法の見直し

国税庁においては、ＫＳＫ２導入に伴う申告書や納付書等の様式の見直しを予定している。

納付書については、複写式納付書を大幅に削減するなど、印刷方式や運用方法を含めた見直しについても検討しており、今後のキャッシュレス納付の進展状況や納税者の利便性、職員の事務負担などを勘案した上、中長期的な視点で取り組む必要がある。

３　納税表彰事務

⑴　納税表彰制度の概要

国税の申告と納税及び租税教育等に関して、功績顕著な者（団体の役員、租税教育関係者及び税務広報関係者）を顕彰することにより、広く納税思想の高揚等に資することを目的とし、その功績の程度に応じ、財務大臣、国税庁長官、国税局長及び税務署長が表彰を行っている（納税表彰規程：昭26.1.18 大蔵省議決定）。

（注） 財務大臣表彰受彰者の中から、納税功労分野の叙勲・褒章候補者を選定。

⑵ 納税表彰受彰者数

財務大臣納税表彰受彰予定者数　　50名

国税庁長官納税表彰受彰予定者数　　85名

⑶ 財務大臣・国税庁長官納税表彰式典

日　時：令和7年10月23日（木）

場　所：明治記念館、皇居

行　事：表彰式典、記念撮影、意見交換会（立食）

大臣表彰受彰者は皇居に移動後、記念撮影及び特別参観

（注）1　財務大臣に表彰式典への出席を依頼（令和6年：進藤財務大臣政務官が代理出席）。

2　長官、次長、徴収部長及び管理運営課長は皇居記念撮影まで出席（全行程に出席）し、来賓及びその他の庁幹部は意見交換会まで出席（全行程には出席しない）。

3　納税表彰式に併せて、長官感謝状を贈呈（対象者は総務課で選考）。

4　例年会場としている三出共用会議所が改修工事のため使用できないことから、令和7事務年度に限り、明治記念館となった。

国税の納付手段

※　納付件数と割合については、令和６年度の速報値

（単位：万件）

納付手段		納付方法	納付件数	割合
窓口	金融機関	金融機関や税務署の窓口にて現金や小切手で納付	2,380	47.9%
	税務署		83	1.7%
	コンビニ納付	コンビニにて現金で納付（30万円以下の場合に利用が可能）	255	5.1%
	バーコード利用（H20.1～）	所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に、所轄の国税局や税務署が発行するバーコード付納付書で納付	210	4.2%
	ＱＲコード利用（H31.1～）	スマートフォンやご自宅等のパスコンなどでQRコードを作成し、コンビニエンスストアのキオスク端末にQRコードを読み取らせて出力された納付書で納付	45	0.9%
電子	電子納税（H16.6～） ・インターネットバンキング ・モバイルバンキング ・ＡＴＭ	インターネットバンキング口座やATMから納付	903	18.1%
	ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）（H21.9～）	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付 ※　複数口座の利用（H30.1～） 複数の預貯金口座を登録し、納付の都度、口座を選択 ※　ダイレクト納付を利用した予納（H31.1～） 確定申告の納付見込金額について、申告書提出前に、あらかじめ納付日や納付金額等を登録（複数の納付日や納付金額も登録可能）し、当該納付日に預貯金口座からの振替により納付（予納） ※　個人の方の利用開始手続のオンライン化（R3.1～） ※　自動ダイレクト（R6.4～） e-Taxで電子申告を行う際に、納税はダイレクト納付を利用すると の意思表示を行うことで、法定納期限に自動で口座引落しが可能	536	10.8%
口座振替納付		事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付 ※　利用開始手続のオンライン化（R3.1～）	639	12.8%
クレジットカード納付（H29.1～） ※e-Taxとの連動（H29.6～）		専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付（1,000万円未満の場合に利用が可能）	114	2.3%
スマホアプリ納付（R4.12～）		e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付（納付税額が30万円以下の方が利用可能）	63	1.3%

※　キャッシュレス納付とは、口座振替納付、ダイレクト納付、インターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付及びスマホアプリ納付を指し、キャッシュレス納付割合は令和６年度で45.3%（速報値）

別添１－１

各年別納付件数・割合

※令和6年度は速報値

（単位：万件）

	納付手段	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
		割合 納付件数	割合 納付件数	割合 納付件数	割合 納付件数	割合 納付件数
窓口	金融機関	64.1% 2,858	60.5% 2,902	57.1% 2,768	54.0% 2,670	47.9% 2,380
窓口	税務署	2.3% 103	2.1% 103	2.0% 95	1.9% 93	1.7% 83
窓口	コンビニ納付	4.3% 194	5.2% 247	5.1% 246	5.1% 249	5.1% 255
窓口	バーコード	3.4% 152	3.6% 173	4.0% 195	4.0% 196	4.2% 210
窓口	QRコード	0.9% 42	1.5% 74	1.1% 51	1.1% 53	0.9% 45
	電子納税	10.4% 464	12.6% 602	14.5% 701	15.7% 775	18.1% 903
	ダイレクト納付	4.3% 192	5.5% 263	7.0% 337	8.4% 413	10.8% 536
	口座振替納付	13.6% 605	12.6% 606	12.5% 605	12.1% 596	12.8% 639
	クレジットカード納付	1.0% 43	1.5% 72	1.7% 81	2.0% 100	2.3% 114
	スマホアプリ納付			0.3% 15	0.9% 43	1.3% 63
	キャッシュレス納付	29.3% 1,304	32.2% 1,543	35.9% 1,741	39.0% 1,930	**45.3%** 2,255
	合　計	100.0% 4,459	100.0% 4,795	100.0% 4,851	100.0% 4,944	100.0% 4,973

別紙１－２

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
管理運営課

全国納税貯蓄組合連合会の概要

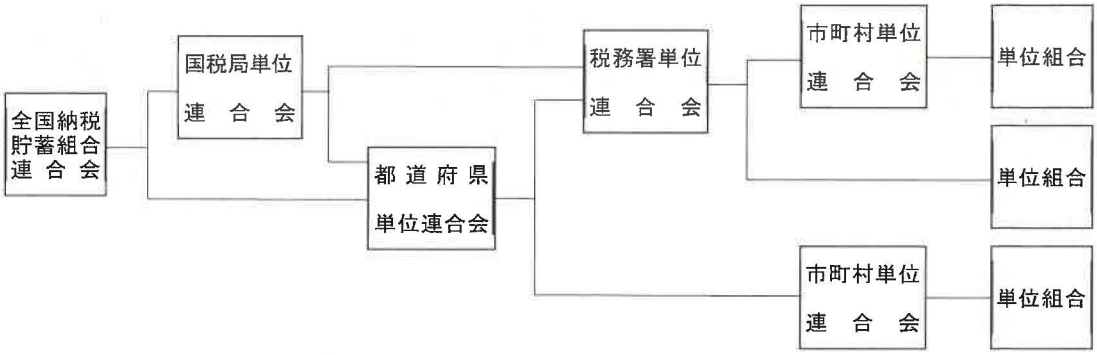
１　沿革

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）の制定に伴い、納税資金の備蓄活動を通じて、租税の期限内納付を図ることを目的として組織された。

その後、各地で都道府県単位の連合会が順次結成され、昭和33年に全国組織として「全国納税貯蓄組合連合会」（以下「全納連」という。）が結成された。

２　組織

全納連の傘下には、各国税局単位で結成する「局連合会」が12会、各都道府県単位で結成する「都道府県連合会」が40会、各税務署単位で結成する「署連合会」が453会、更に地域別、業種別等ごとに結成する単位組合約14千組合（全納連）が組織されている。



【参考】納税貯蓄組合数　（全納連調）

項　目	27年3月末	29年3月末	31年3月末	3年3月末	5年3月末
組合数	27,094組合	23,629組合	18,099組合	15,731組合	13,797組合

３　目的及び活動状況

全納連は、納税貯蓄組合連合会の相互の連絡協調を図るとともに、これらの連合会の指導を通じて納税貯蓄組合の健全な発展に寄与することを目的として設立されたものである。

基本的な事業として、租税の自主納付態勢確立のための活動や、納税道義の高揚を図るための活動、及び金融機関との連携強化等を掲げており、主な活動は以下のとおりである。

(1) 租税の自主納付態勢確立のための活動

イ　納税資金の備蓄の推進等

ロ　滞納未然防止活動

ハ　振替納税制度をはじめとしたキャッシュレス納付の普及活動

ニ　国税及び地方税の電子申告（e－Tax、eLTax）の普及活動

(2) 納税道義の高揚を図るための活動

イ　中学生の「税についての作文」事業

ロ　税の理解者・協力者の獲得活動

ハ　税務広報活動の拡充

ニ　租税教育活動の推進

(3) 金融機関との連携強化

地域所在の金融機関に消費税積立預金等の商品化を働き掛け

4　中学生の「税についての作文」事業

中学生の「税についての作文」事業は、昭和42年に全国納税貯蓄組合連合会により始められ、平成20年度から国税庁と全納連の共催事業として実施しており、優秀な作品に対しては、内閣総理大臣賞、財務大臣賞、総務大臣賞、文部科学大臣賞及び国税庁長官賞等を授与している。中学生の「税についての作文」事業と租税教室等の他の租税教育活動との連携を積極的に図り、租税教育の充実に向けた活動の一端を担うこととしている。

【参考：中学生の「税についての作文」の応募状況】

	令和４年度（第56回）	令和５年度（第57回）	令和６年度（第56回）
応募校数	6,595校（65.9%）	6,457校（64.9%）	6,489校（65.7%）
応募編数	461千編（14.4%）	446千編（14.0%）	436千編（13.9%）

（注）　カッコ書きは、全中学校数及び全生徒数に対する応募割合を示す。

5　課題と取組

納税貯蓄組合においては、役員等の高齢化や財政状況の悪化を起因とし、組合員数や単位組合数が減少している。このため、全納連では、組織の活性化を図るため、会費制導入による財政基盤の確立やリーダー研修による後継者育成、地域社会との連携による新規組合員の獲得に取り組んでいる。令和６年秋には、納税貯蓄組合のイメージアップを図るため、愛称「ハロータックス」を制定した。

国税当局においては、全庁的に行っている関係民間団体との連携・協調の取組に基づき、納税貯蓄組合の事業活動が維持・活性化されるよう、各地域の実情を的確に把握の上、他の関係民間団体との橋渡し役を担うなど納税貯蓄組合との連携・協調に努めている。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
徴　収　課

徴収事務の運営方針等

１　滞納の現状（これまでの滞納整理）

従来から、徴収課においては、「滞納発生の未然防止」と「滞納整理の促進」を２本柱として滞納残高の圧縮に取り組んでいる。

滞納残高は、平成10年以来、21年連続で減少していたところ、令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響により納付が困難な納税者に対する納税緩和制度の適用に関する事務を最優先するとともに、滞納整理については、感染拡大防止を図る観点から、納税者の状況に配意し抑制的な対応を行ったこともあって、22年ぶりに増加した。

また、令和３年度においても、特例猶予制度(注)の猶予期間が終了し、その時点で未納であった国税について滞納が発生したことなどの影響により、新規発生滞納額が増加し、これを整理済額が上回らなかったことから、令和３年度末の滞納残高は8,857億円と前年度より増加した（別紙１－１）。

令和４年度以降は、整理済額が増加した一方で、徴収決定済額の増加を一因として新規滞納発生の増加傾向が続いたため、令和４年度、令和５年度とも滞納残高は前年度を上回り、４年連続の増加となった。

令和６年度においても、整理済額は前年度より増加しているものの、徴収決定済額が前年度に引き続いて過去最高額となったことを一因として新規滞納が多く発生し、滞納残高は9,714億円（前年同期比104.7%、速報値）となり、５年連続で増加している（別紙１－１）。

（注）　令和２年４月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、手元資金の活用による事業継続支援の観点から、相当な収入の減少があった事業者等に対し、その納税者を無担保かつ延滞税なしで１年間猶予することができる「納税の猶予制度の特例」（特例猶予）が創設（令和２年２月１日から令和３年２月１日までに納期限が到来する国税が対象）。

令和２年４月から令和３年２月までの間、約32万件、約１兆５千億円について適用し、令和３年４月、適用状況について国会報告を行った（別紙２）。

２　徴収事務の事務運営

令和７事務年度においては、以下の取組方針に基づき、徴収事務を運営していく。

(1)　滞納の未然防止及び新規滞納事案の早期接触

イ　滞納の未然防止

滞納は、その未然防止に努めることが重要であり、賦課・徴収で連携を図りながら、国税組織全体として、以下に示す未然防止施策等を効果的・効率的に実施する。

① 納税コールセンターを主体とした期限前納付指導及び督促前納付指導
② 課税調査事案に係る情報共有の充実・強化、納付指導の徹底
③ 納付相談時における新規課税分の積立額に係る予納勧奨の推進
④ 予納ダイレクトを含めたキャッシュレス納付の利用勧奨

ロ 新規滞納事案の早期接触（別紙３）

滞納となった場合は、納税コールセンターや署において早期の接触を図り、納付をしょうようするほか、納税者から一括納付が困難との相談を受けた場合には、納税者の実情を的確に把握した上で、法令等に基づき納税緩和制度を適切に適用する。

⑵ 消費税事案の優先処理（別紙１－２）

令和５年10月のインボイス制度導入など、引き続き、消費税に対する国民の関心が高い状況にあることを踏まえ、消費税事案を優先的に処理し、滞納残高圧縮に取り組む。

⑶ 大口・悪質事案に対する厳正かつ毅然とした対応

大口・悪質事案については、適正な納税義務の履行を確保するため、厳正かつ毅然とした対応を行うほか、その滞納整理に当たっては、適時に財産調査を行い、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて、組織的な対応や法的手段の積極的な活用を図るなどして、整理促進を図る。

３ 徴収事務の向上に向けた対応

徴収事務を取り巻く様々な環境の変化に適切に対応しつつ、持続的かつ着実に滞納の整理促進を図っていくため、以下のような中期的な目標を掲げ、効果的・効率的な事務運営に努めていく。

また、徴収事務においては、時宜に応じた社会的要請にも適切に対応していく必要があることから、国際的な徴収回避への対応や滞納処分免脱罪の告発など、専門的分野への取組も強化して納税者コンプライアンスの向上を図っていく。

⑴ 執行体制の最適化（別紙４）

多数の滞納事案を同時並行的に処理する必要がある徴収事務の特性を踏まえ、滞納整理に当たっては、納税コールセンター、署徴収部門、局特別整理部門などの各徴収担当部署において、各々の役割を明確にするとともに、互いに緊密に連携して、徴収担当部署全体として機能を最大限発揮していく。

イ 滞納整理事務の集中化等（別紙５）

署徴収部署の小規模な体制や、内部事務のセンター化に伴う業務センター室の設置等も踏まえ、滞納整理事務の集中化や専門的又は画一的な事務の集中化の拡充を図り、徴収事務全体として、効果的かつ効率的な事務運営を実施する。

（注） 「滞納整理事務の集中化」は、小規模な署（対象署）の滞納整理事務を、

地理的条件等を踏まえつつ、近隣の徴収単独部門が設置されている署等（中心署）に集中化し、効果的かつ効率的な事務運営により、事案管理の均質化及び滞納の整理促進を図る取組であり、平成 29 事務年度から本格実施している。

ロ　納税コールセンターの効果的な運用

納税コールセンターにおいては、①納期限前後の納付指導、②新規発生滞納事案への電話催告等について、徴収システムを活用し、集中的・効率的に実施しており、これらの取組により、署における外部事務量を更に確保し、もって徴収パフォーマンスの向上を図っていく。

⑵　ＩＣＴ及びデータ活用の推進（別紙６）

徴収事務の高度化・効率化を踏まえた事務運営の最適化に向けて、徴収システムで保有するデータを基に、ＡＩを活用して最適な接触方法・日時等を分析するなど、ＩＣＴ及びデータ活用を更に加速し、データに基づく事務運営や業務遂行の浸透・常態化に向けた取組を推進する。

イ　徴収システム等の効果的活用（別紙７）

徴収システムの業務分析資料、ＢＩ等のデータを活用して自署の滞納事案の傾向等を分析・検討するなど、業務におけるデータ活用により、徴収事務のパフォーマンス向上とデータ活用等を通じたデータリテラシーの習得を図る。

ロ　統計的手法を活用した事務運営（別紙８）

徴収システムの様々な機能や統計的手法によるデータを活用した合理的な事務計画の策定、事案区分に応じた事務量配分、実施結果の分析・評価など、ＰＤＣＡサイクルを活用した効果的・効率的な事務運営を推進する。

また、滞納者の属性や接触履歴等を分析し、最適な接触方法を検討する。

⑶　専門的分野の取組強化（別紙９）

イ　国際徴収への取組

国際的な滞納事案に適時・適切に対処するため、局間支援の活用を推進するほか、滞納者等からの聞き取りやＣＲＳ情報を含めた資料情報の活用により国外の財産状況等の情報収集を積極的に行うとともに、調査段階からの課税部等との緊密な連携等により海外関連事案を的確に把握し、情報交換や徴収共助の制度を積極的かつ効果的に活用した滞納整理を推進する。

ロ　原告訴訟の積極的な提起

大口・悪質事案、処理困難事案に対する質的整理の実施においては、原告訴訟をはじめとする法的手段を積極的に活用することとしている。このため、訟務官は、徴収課、局特別整理部門及び審理専門官等と連携して的確かつ効率的に原告訴訟端緒事案を把握する。また、端緒を把握した事案については、訟務官が初動段階から主導的に関与し、時機を失することなく法的検討や必要な補完調査を行うとともに、法務省関係部局とも連携を密にして、原告訴訟の提起をより一層推進する。

ハ　滞納処分免脱罪の確実な告発

財産の隠蔽等により国税の徴収を免れようとする特に悪質な滞納事案については、滞納処分免脱罪による告発を行うことにより、徴収回避行為を抑止することができる。このため、滞納整理の過程において、滞納処分免脱罪に該当する事実を把握した場合には、局間支援も活用しつつ、関係機関との緊密な連携の下、確実な告発に取り組む。

二　年金保険料の滞納処分の委任

年金保険料の滞納処分の委任については、平成27年６月に取りまとめられた「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」の報告書において年間最大100件の目標委任件数が示されたことを受け、平成30年度及び令和元年度には国税庁への委任実績が年間100件を超えるまでに増加した。

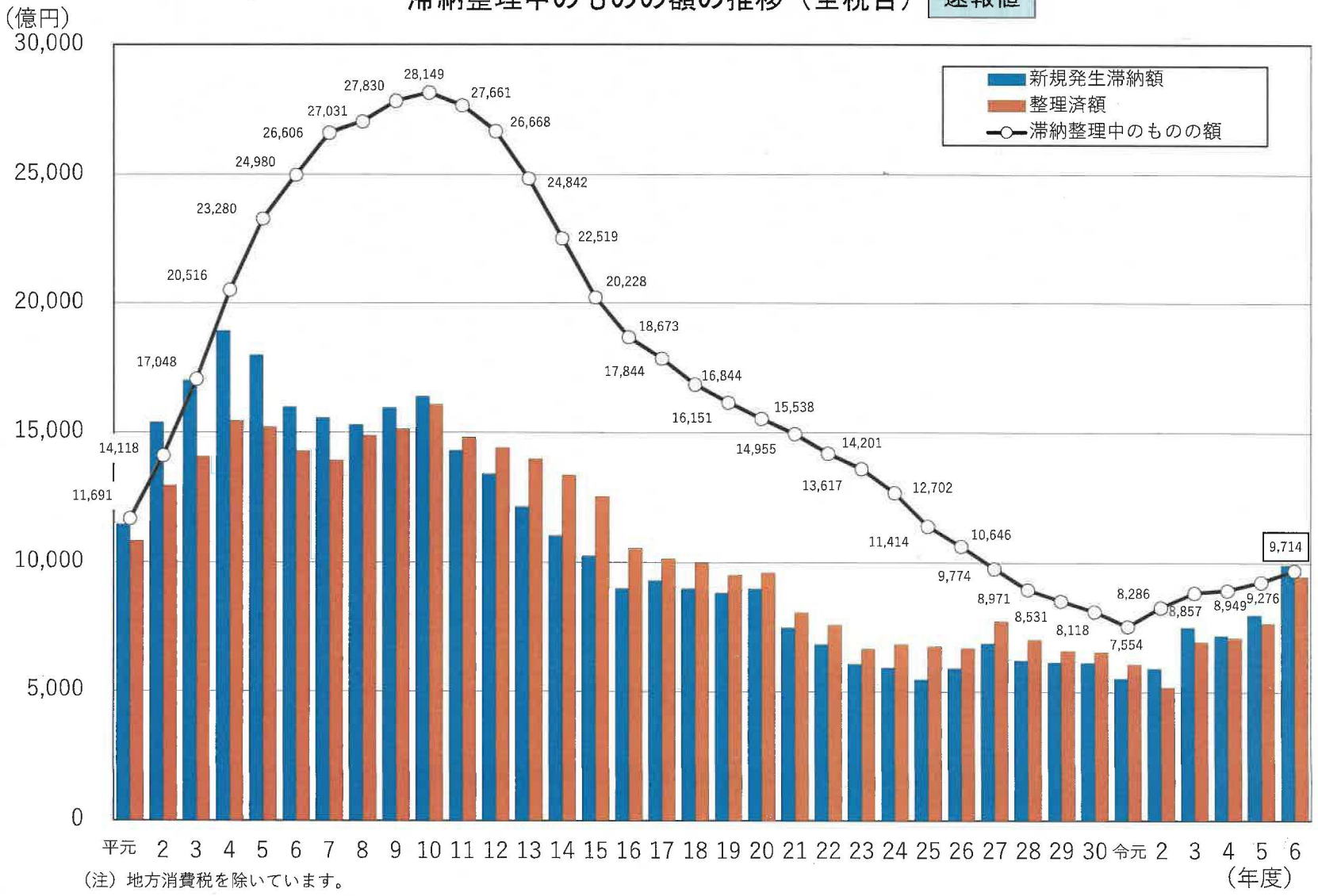
令和２年度から令和４年度においては、新型コロナの影響を受け、日本年金機構において、滞納処分や財産調査等を一時停止し、猶予処理等を優先して実施したことから、年間委任件数は令和２年度及び令和３年度において０件、令和４年度において12件であった。

。

令和５年度より、日本年金機構において、コロナ禍前と同様の保険料徴収業務が再開されたことを踏まえ、委任促進を図る取組を進めた結果、年間委任件数は令和５年度において106件、令和６年度において106件となった。

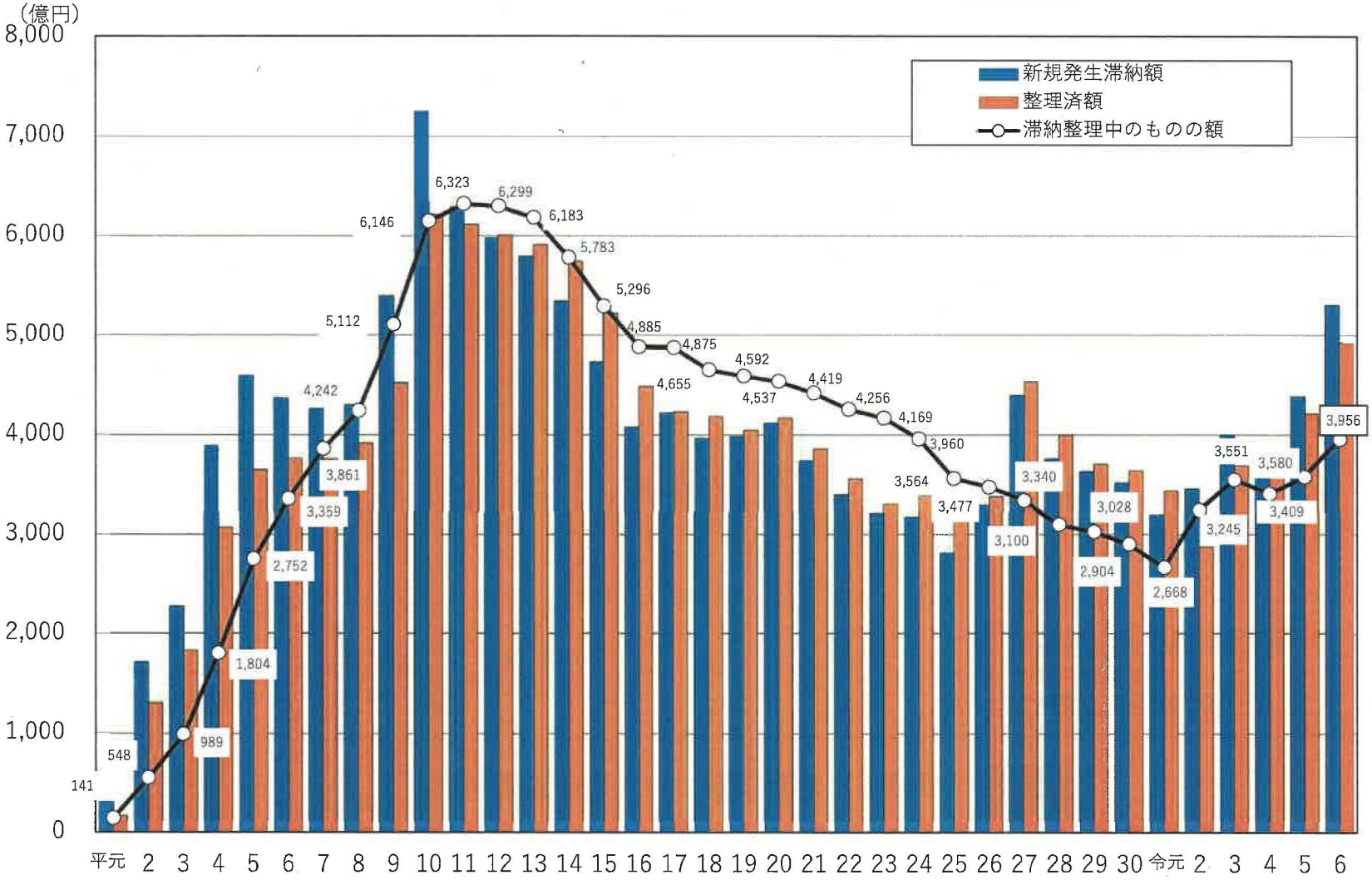
令和７年度については、令和６年度の取組を継続し、委任制度のより一層の活用と、委任を受けた事案の処理促進に向けて取り組む。

滞納整理中のものの額の推移（全税目）速報値



（注）地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額の推移（消費税）速報値



（注）地方消費税を除いています。

別紙２

○　国会報告資料（令和３年４月１３日参・財金理事会にて報告）
（令和３年４月１６日衆・財金理事会にて報告）

納税の猶予制度の特例措置の適用状況①

○特例猶予の適用状況

	件数	税額
令和2年4月～ 令和3年2月	322, 801件	1, 517, 647百万円

（注）１　令和３年２月１日までに納期限が到来する国税が対象。納期限までに申請（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。）され、令和３年３月31日までに許可したもの。
（注）２　既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていない。

（参考）平成30事務年度における猶予制度の適用状況（既存制度のうち申請によるもの。）

	件数	税額
既存の猶予制度	41, 871件	69, 487百万円

（注）１　平成30事務年度は平成30年７月１日から令和元年６月末までである。
（注）２　職権による換価の猶予は除く。

納税の猶予制度の特例措置の適用状況②

（参考1）税目別の特例猶予の適用件数

適用件数			
全税目		(100.0%)	457, 363件
所得税		(32.0%)	146, 233件
	内　源泉所得税	(18.7%)	85, 349件
	内　申告所得税	(13.3%)	60, 884件
法人税		(6.3%)	28, 904件
消費税及び地方消費税		(56.0%)	256, 048件
その他税目		(5.7%)	26, 178件

（注）１　括弧内の数値は、全税目に占める構成比を表す。
（注）２　「特例猶予の適用状況」の件数１件に複数の税目が含まれる場合があるため、全税目の適用件数は「特例猶予の適用状況」の件数と一致しない。

納税の猶予制度の特例措置の適用状況③

(参考2)税目別の特例猶予の適用税額

適用税額			
全税目		(100.0%)	1,517,647百万円
	所得税	(8.0%)	121,781百万円
	内 源泉所得税	(5.9%)	89,562百万円
	内 申告所得税	(2.1%)	32,219百万円
	法人税	(28.7%)	436,184百万円
	消費税及び地方消費税	(59.7%)	905,942百万円
	その他税目	(3.5%)	53,740百万円

(注) 1 括弧内の数値は、全税目に占める構成比を表す。
(注) 2 各々の計数において、百万円未満を四捨五入していることから、全税目の構成比は各税目の構成比の合計と一致しない。

（参考１）

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議

衆議院財務金融委員会
令和２年４月２９日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　納税の猶予制度の特例措置については、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業者に相当な収入の減少があった場合の緊急に必要な税制上の特例措置であるとの趣旨を踏まえ、猶予期間の経過後においては、本特例措置の適用を受けた事業者の事業の状況を十分に踏まえつつ、公平かつ適正な徴収に努めること。

二　納税の猶予制度の特例措置における猶予期間の経過前において、新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえ、本特例措置の延長の要否について検討を行うこと。

三　納税の猶予制度の特例措置における猶予期間の経過後においては、本特例措置の適用状況の把握に努め、国会への報告を行うこと。

四　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により更なる財政的支援の必要性が生じる場合にあっても、我が国の極めて厳しい財政状況に鑑み、中長期的な財政健全化にも十分に配慮し、当該財政的支援の費用対効果も踏まえつつ、客観的、合理的な対応を行うこと。

（参考２）

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
令和２年４月30日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　納税の猶予制度の特例措置については、その立法趣旨を踏まえ、事業者の事業の状況等を十分に配慮した公平かつ適正な運用を行うとともに、関係機関の協力を得つつ、納税等の事務負担の軽減に向けた環境整備に万全の対策を講ずること。

二　新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえ、納税の猶予制度の特例措置については、その延長の要否に関して必要な検討を行うとともに、同特例措置の適用状況を把握した上で、国会への報告を行うこと。

三　今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況等を勘案し、更なる税制措置等の必要性を検討すること。

四　納税の猶予制度の特例措置に対応する国税職員の体制強化及び新型コロナウイルス感染症への国税職員の感染防止措置について、万全の対策を講ずること。

集中電話催告センター室における滞納整理

集中電話催告センター室の事務運営

早期かつ反復的な電話催告を行う中で、一定の架電回数を維持しつつ、応答率の向上を目指すほか、税務署への滞納整理事務の支援などにより、更なる効果的・効率的な滞納整理に取り組む。

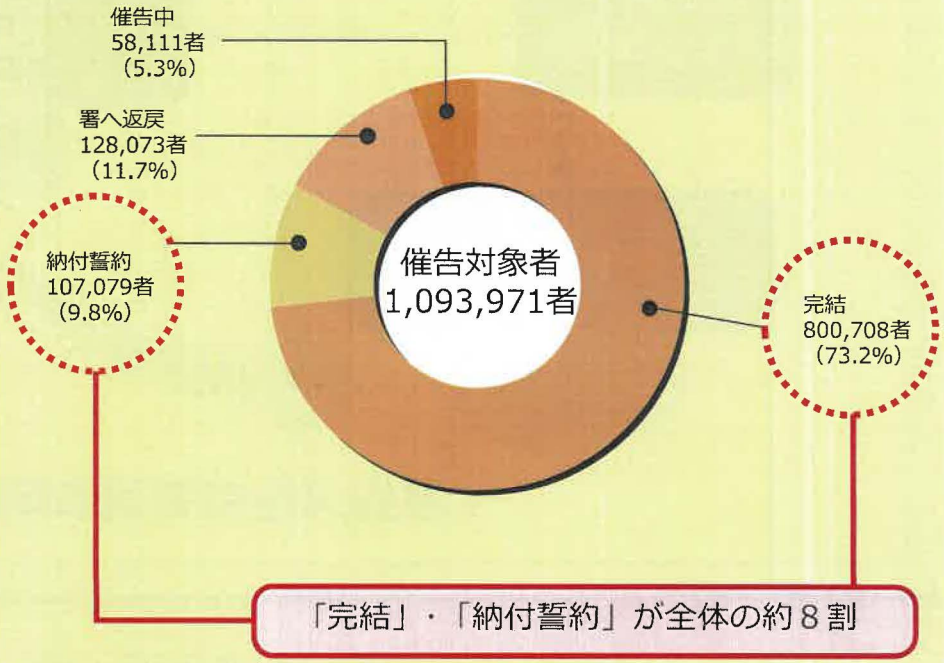




集中電話催告センター室の滞納整理の状況（令和６年７月～令和７年６月）

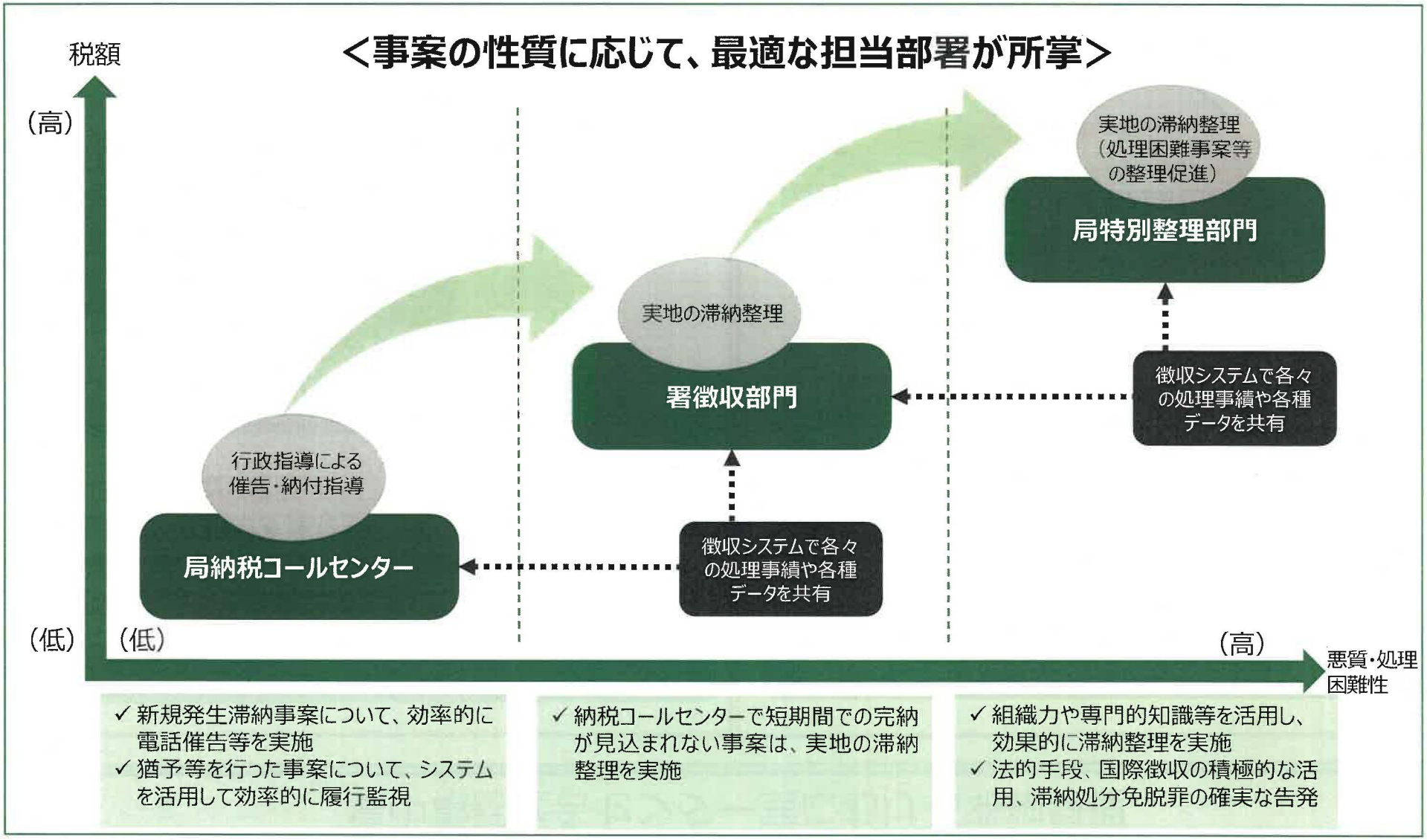
■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

令和6年7月から令和7年6月末までに電話催告の対象となった1,093,971者のうち、800,708者（73.2%）が完結へ。



別紙3

各徴収担当部署における滞納整理



別紙4

滞納整理事務の集中化の推移と取組の方向性

- 「滞納整理事務の集中化」は、小規模な署（対象署）の滞納整理事務を、地理的条件等を踏まえつつ、近隣の徴収単独部門が設置されている署等（中心署）に集中化し、効果的かつ効率的な事務運営により、事案管理の均質化及び滞納の整理促進を図る取組であり、平成29事務年度から本格実施を開始。
- センター化が実現する令和８事務年度以降における徴収部門は、これまでの管理運営部門との一体運営から、窓口・渉外業務を担当する総務課と連携・協調していくこととなる。
- また、集中化の効果を最大限発揮し、機動的・組織的な滞納整理を更に促進する観点から、中心署・対象署の組合せ（ブロック）について、DXの推進等を踏まえ、１中心署当たりの対象署数の拡大や集中化困難署の解消が図られるよう、随時、見直していく。
（注）徴収単独部門が設置されていない署（R6時点で228署）のうち、集中化が困難な署は２署（大島、石垣）。

事務年度		27（試行）	28（試行）	29（本格実施）	30	元	2	3	4	5	6	7	8
実施局数（累計）		4	10	10	11	12	12	12	12	12	12	12	
実施署数	中心署	6	16	38	52	64	70	88	95	105	113	118	
	対象署	11	29	52	77	90	100	126	141	161	188	204	
	内新規実施署	11	19	27	25	16	11	45	22	30	27	16	

※１　令和７事務年度以降については、今後の見直しにより変更となる場合がある。
　２　実施する過程で集中化を取りやめた署やブロックの再編があったため、対象署と新規実施署の合計は一致しない。
　　なお、小規模署であっても、中心署として集中化を実施している署もある。

別紙5

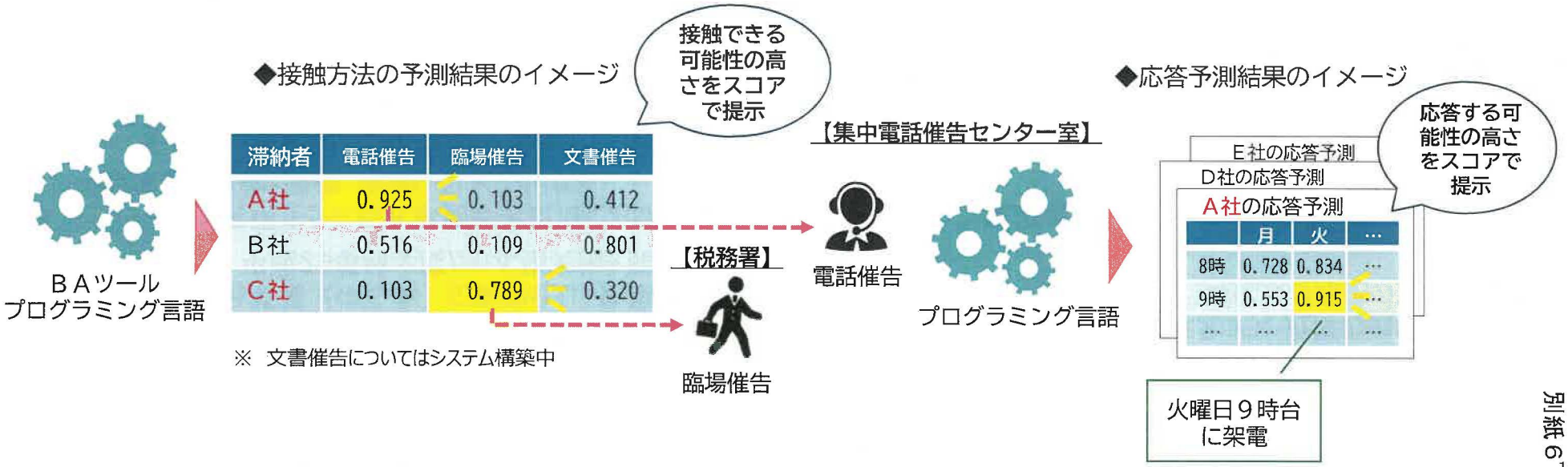
ＡＩ・データ分析の活用

将来的なＡＩの活用も見据え、幅広いデータの分析により、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、徴収事務の高度化・効率化に取り組む。

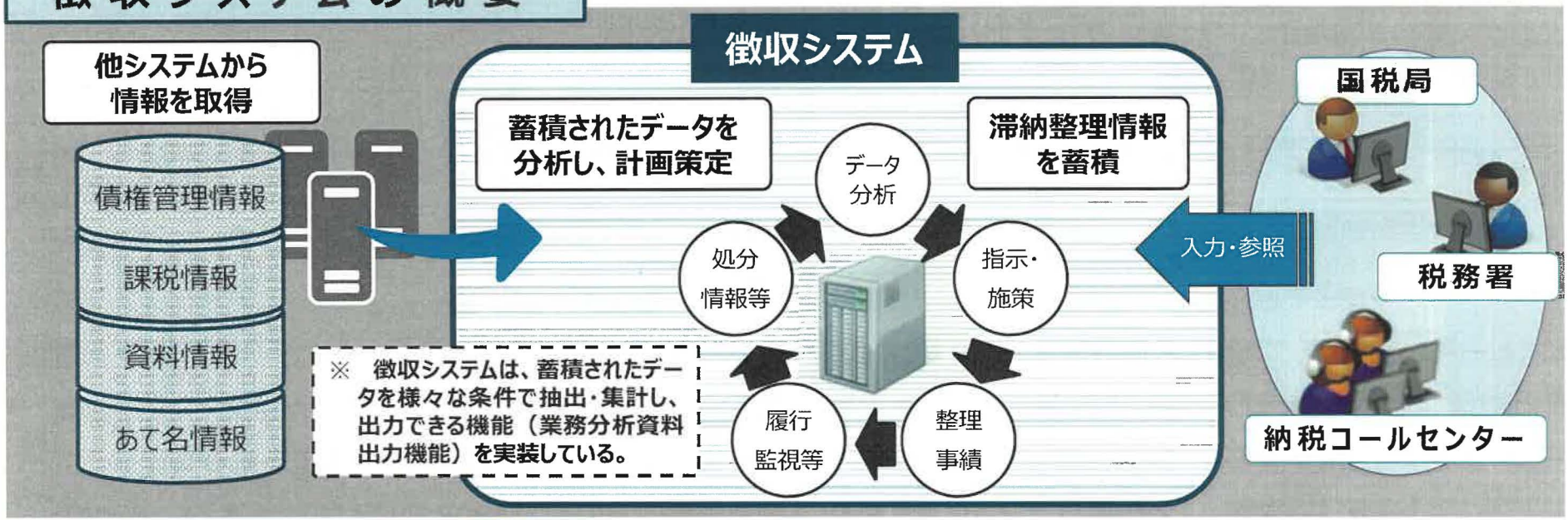
滞納者への最適な接触方法等の予測

ＢＡツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触事績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話催告、臨場催告、文書催告）を予測し、より効率的な滞納整理に向けて取り組む。

集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（ＡＩコールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図る。



徴収システムの概要



徴収システムの特長

1 個別事案の進行管理の充実

- カレンダー機能による期日・予定管理
- トピックス機能により不履行や時効接近事案の発生を把握
- 管理者・担当者双方による進行管理

2 マネジメント機能の充実

- 業務管理資料の多様化
- 事案選定機能の充実（検索条件の詳細化）
- 投下事務量分析機能などの業務分析資料出力機能を活用したＰＤＣＡサイクルの適正化

3 効果的な事務運営

- ユーザーＩＤに広域権限を付与することで、中心署から対象署の事案の滞納整理や審理等が可能
- 署所掌事案について、事案の態様に応じて納税コールセンターで再所掌が可能

4 情報の共有

- データの一元管理により、①局においても署の事案管理が可能、②署と納税コールセンターでリアルタイムに接触事績を情報共有

PDCAサイクルを活用した事務運営（30年度から実施）

○ 滞納の現状を的確に把握・分析し、事案区分に応じて事務量を配分する合理的な事務計画を策定。
○ 計画に基づく進捗状況・処理状況を確認しつつ計画を見直すなど、事務を弾力的に運営。
○ 実施結果を分析・評価し、翌期の事務計画に的確に反映。

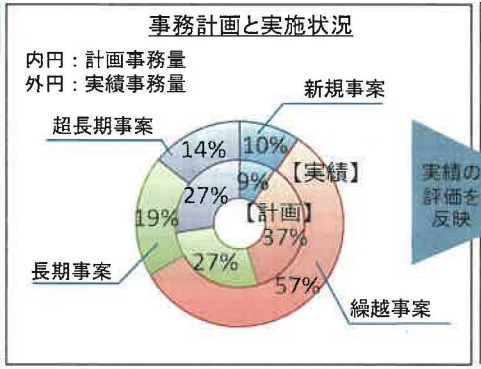
PLAN	DO	CHECK	ACTION
○滞納全体の圧縮が図られるよう、事案区分ごとに事務量を最適配分して合理的な事務計画を策定	○多くの滞納事案を所掌する徴収職員が、事案を計画的に処理するため、事務計画に基づき着手事案を選定するとともに、着手状況を徴収システムで管理	○徴収システムにより実施状況をチェックし、特定の事案区分や滞納事案に事務量が偏っている場合は、弾力的に月別・四半期計画を見直し	○投下した事務量と滞納整理実績を比較して、施策の効果や効率性を分析・評価 ○翌期の計画に的確に反映し、更なるパフォーマンスの向上を図る

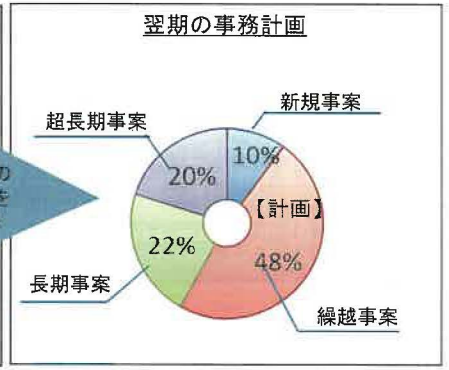
【事務計画策定のイメージ】　（単位：百万円、人日）

事案区分	①要処理税額	②投下事務量	③百万円当たり処理日数	見込残高 ①－(②÷③)
新規	852	150	0.9	685
繰越	742	300	2.2	606
長期	900	500	4.2	781
合計	2,494	950		2,072

※「①要処理税額」には新規発生見込額を含む。
「③百万円当たり処理日数」は、署ごとに算出。







別紙8

専門分野への取組状況

		事務・会計年度							局別内訳（累計）											主な取組
		~元	2	3	4	5	6	累計※	東京	大阪	名古屋	関信	広島	仙台	福岡	札幌	熊本	高松	金沢	沖縄	
国際徴収	共助要請	54	9	20	15	11	15	**124**	70 (7)	19 (2)	11 (2)	13 (3)	4 (1)	2	1	3	0	0	0	1	・東京・大阪に国際特官を設置、中心局による局間支援を推進 ・都市4局・札幌・福岡に国際税務専門官を設置（計8名） ・条約締約国と実施取決め協議を実施（庁）
	共助被要請	12	1	5	3	3	7	**31**	14 (3)	3	8 (3)	4 (1)	1	0	0	0	0	1	0	0	
原告訴訟提起		266	102	115	137	139	147	**906**	316 (47)	103 (16)	144 (22)	146 (24)	33 (6)	30 (6)	20 (4)	40 (7)	21 (4)	12 (4)	32 (6)	9 (1)	・東京・大阪局を中心局とした局間支援 ・検察・法務当局、国税訟務官等との連携
滞納処分免脱罪の告発		84	8	4	7	8	6	**117**	26 (3)	29 (1)	16 (1)	21 (1)	6	2	4	4	5	2	1	1	
年金保険料の滞納処分の委任		387	0	0	12	106	106	**611**	231 (46)	88 (16)	78 (11)	99 (17)	19 (3)	28 (3)	22 (3)	11 (2)	17 (3)	9 (2)	5	4	・委任の促進に向けて各局が各地域代表事務所と毎月打合せを実施 ・年金機構の要請に応じ、局から研修講師を派遣

（注）1　**国際徴収は、事務年度単位**の件数。
2　**原告訴訟提起、滞納処分免脱罪の告発及び年金保険料の滞納処分の委任は、会計年度単位**の件数。なお、原告訴訟提起は平成30年以降の集計。
3　局別内訳のかっこ書きは、令和６事務・会計年度単年の件数を示す。

別紙9

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
調　査　課

調査課事務の概要

１　事務運営の基本方針

調査課は、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることを使命とし、その果たすべき役割を「署では対応が困難な事案等を担当すること」及び「組織内外に大きな波及効果を及ぼすこと」としている。

こうした役割を果たしていくため、リスク・ベース・アプローチ(注)に基づき、実地調査による複雑・困難事案への的確な対応と大法人と協調関係を築いた上で自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く協力的手法を効果的に組み合わせ、所管法人全体を適切に監理する。

（注）「リスク・ベース・アプローチ」とは、個々の法人の税務に関するコーポレートガバナンスの状況（以下「税務ＣＧ」という。）、事業内容、申告・決算内容、調査で把握された非違やその改善状況など、各種情報に基づきリスクを判定し、それに応じた的確な調査選定と適正な事務量配分を実践すること。

２　所掌事務等

⑴　所掌事務

調査課は、「調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令」（昭 24．6．1　大蔵省令第 49 号）に基づき、原則として資本金１億円以上の内国法人及び外国法人の法人税・消費税の調査事務、国・公共法人に係る消費税の調査事務を所掌している。

⑵　所管法人の状況

調査課の所管法人は、令和６年６月末現在で 36,254 法人であり、全法人数（約 340 万法人）の約１％となっている。（表１－１、１－２）

また、所管法人のうち通算（連結）法人は、14,035 法人であり、所管法人全体の約 39％となっている。（表１－３）

⑶　機構・定員

令和６年７月現在の局調査部の定員は 2,286 名（国税庁全体の約４％）である。

局調査部には、調査実施部署のほか、調査事務運営の企画立案部署、審理事務を担う部署、国際課税分野を担う部署等がある。

（東京局の例）

課・部門名	主　な　役　割
調査管理課	調査事務運営の企画立案
広域情報管理課	連結調査・資料情報に係る企画・立案
調査審理課	調査に係る審理事務、税務処理に係る質疑応答
調査開発課	ＩＣＴ調査支援、電子帳簿保存制度関係
国際調査管理課	国際課税分野における事務運営
国際調査課	国際課税分野の調査、調査支援
事前確認審査課	事前確認審査
調査総括課	調査事務運営の実施等
特別国税調査官	超大規模法人に対する調査
統括国税調査官	その他所管法人に対する調査

3　申告・調査事績の状況

法人税に係る申告税額は、調査課所管法人分が全体の約66％である。また、有所得割合は約66％となっている（署所管法人は約36％）。

消費税に係る申告税額は、調査課所管法人分が全体の約30％である。また、納税申告割合は約76％となっている（署所管法人は約91％）。

調査事績については、法人税に係る増差所得は全体の約47％（うち、海外取引法人等に対する増差所得は法人全体の約82％）である。また、法人税に係る追徴税額は法人全体の約38％、消費税に係る追徴税額は法人全体の約27％である（表２－１、２－２、２－３、３－１、３－２）。

4　調査課事務の運営方針

(1)　リスク・ベース・アプローチに基づく事務運営の実践

イ　コンプライアンスリスクに応じた適切な法人監理

法人の申告・決算内容や過去の調査状況のほか、税務ＣＧの状況などの各種データに基づき個々の法人のリスクを判定し、当該リスクに応じて所管法人全体を監理する。

また、法人監理に当たっては、納税者管理・調査選定・非違検知等を行うために構築した法人情報管理総合システム（ＣＩＭＳ）を活用し、リスクに応じた適切な接触方法の決定や重点調査事項の絞込みを行う。

ロ　コンプライアンスリスクに応じた的確な調査の実施等

実地調査に当たっては、ＣＩＭＳにより調査必要度の高い法人を的確に調査選定の上、リスクに応じた調査体制により効果的・効率的に実施する。

調査に際しては、租税回避行為、海外への所得移転など、調査課の役割を踏まえた重点調査事項について、職員一人一人が明確に目的意識をもって取り組むとともに、課税処理に至らない場合でも、調査に有効なノウハウの組織還元や現行法の下で対応が困難な租税回避行為の事例集積などに努める。

なお、部次長等幹部は、取組状況を適時適切に把握し、その分析結果を調査

事務運営に適切に反映させる。

ハ　税務ＣＧの充実に向けた取組

所管法人の税務面における内部体制の充実を促すことにより、税務コンプライアンスの維持・向上に取り組む。

具体的には、税務調査の機会に所管法人の税務ＣＧの状況を確認・判定の上、局幹部が企業のトップマネジメントと面談し、評価結果をその評価の根拠とともに法人に伝達するなどして、各法人の税務ＣＧの充実を促進させる。

また、取組に係る適切な事務量に関する分析など、税務ＣＧの充実に向けた取組をより一層効果的かつ効率的に実施するための検討を実施する。

⑵　国際課税の充実に向けた取組

国税組織が有する各種情報をより一層活用することにより、海外への所得移転などの国際課税リスクを的確に把握するとともに、当該リスクに応じた調査体制を構築し、深度ある海外取引調査を実施する。

また、センター局（東京局・大阪局）は、一定の国際課税リスクを有する特官所掌法人など地方局における国際課税リスクの高い法人の調査に当たり、海外取引調査の適時適切な支援を行う。

⑶　ＤＸ・ＢＰＲの推進等

令和７年９月から順次導入されるＧＳＳ（ガバメントソリューションサービス）端末を利用し、オンラインストレージサービスによる調査先での帳簿等データの早期取得やＷｅｂ会議システムによる調査の状況に応じた概況聴取など、オンラインツールを積極的に活用した調査事務の効率化・高度化に取り組む。

なお、リモートワーク環境の効果的な活用により、テレワーク等の場所や時間にとらわれない働き方を推進するとともに、部内業務の在り方や事務処理手順等の見直しに取り組む。

⑷　調査企画・資料情報の充実

イ　調査企画の取組

調査課の役割を踏まえ、全庁的視点からの調査企画に取り組む。

調査企画に当たっては、各局調査企画部署の連携・協調の下、積極的なデータ分析・活用により、管内情勢・社会情勢を踏まえた事案組成に取り組む。

特に、センター局（東京局・大阪局）の調査企画部署は、地方局への事案組成に係る支援や他局との共同組成に積極的に取り組む。

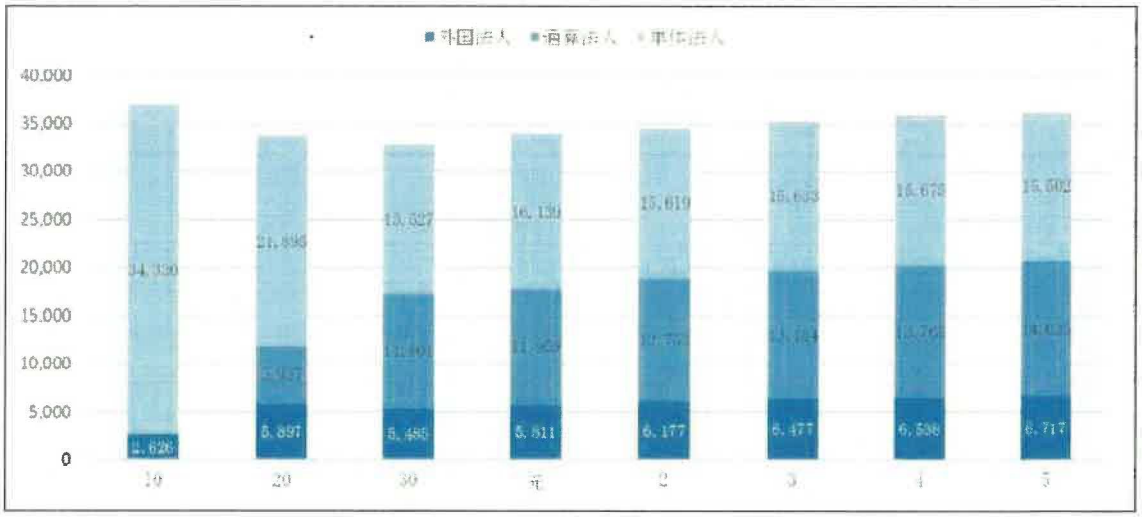
ロ　資料情報の取組

資料情報事務については、課税部等と連携・協調の下、全税務的見地からの資料源開発及び活用者側の立場に立った付加価値の高い資料情報の収集・分析に努めるほか、データでの活用を念頭に置いた形式での資料情報の収集に配意する。

また、複数局に跨る大型プロジェクトなどの広域的かつ継続的な情報収集が必要な場合には、調査管理課等が主体となり、戦略的な資料情報の収集・蓄積を行うほか、将来的な課税リスクを見据えた中期的な観点から前広な情報収集に積極的に取り組む。

【参考資料】

表１－１　調査課所管法人数の推移（各事務年度末）



（各事務年度末）

項目＼事務年度		10	20	30	元	2	3	4	5
調査課所管法人数	法人	36,956	33,729	32,813	33,909	34,548	35,294	35,978	36,254
内国法人	法人	34,330	27,832	27,328	28,098	28,371	28,817	29,440	29,537
単体法人	法人	34,330	21,895	15,527	16,139	15,619	15,633	15,675	15,502
通算法人	法人	—	5,937	11,801	11,959	12,752	13,184	13,765	14,035
外国法人	法人	2,626	5,897	5,485	5,811	6,177	6,477	6,538	6,717
税務署所管法人数	法人	2,783,258	2,968,137	3,099,397	3,131,487	3,185,848	3,248,181	3,305,444	3,364,951
全法人数	法人	2,820,214	3,001,866	3,132,210	3,165,396	3,220,396	3,283,475	3,341,422	3,401,205

（注）１　清算中法人は含まれていない。
　　２　通算法人には、連結法人が含まれる。
　　３　外国法人は、法人税の申告書の提出を要する法人等をいう。

表１－２　局別調査課所管法人数（令和６年６月末現在）

局名	東京	大阪	名古屋	関東信越	札幌	仙台	金沢	広島	高松	福岡	熊本	沖縄	計
法人数	19,948	4,191	2,782	2,216	1,395	1,140	605	1,189	557	1,223	666	342	36,254
比率	55.0%	11.6%	7.7%	6.1%	3.8%	3.1%	1.7%	3.3%	1.5%	3.4%	1.8%	0.9%	100.0%

表１－３　局別調査課所管通算法人数（令和６年６月末現在）

局名	東京	大阪	名古屋	関東信越	札幌	仙台	金沢	広島	高松	福岡	熊本	沖縄	計
通算法人数	7,148	1,774	1,116	963	538	517	213	539	236	624	277	90	14,035
親法人数	579	150	80	39	8	9	15	23	11	30	8	4	956
子法人数	6,569	1,624	1,036	924	530	508	198	516	225	594	269	86	13,079
通算法人割合	35.8%	42.3%	40.1%	43.5%	38.6%	45.4%	35.2%	45.3%	42.4%	51.0%	41.6%	26.3%	38.7%

表２－１　法人税申告状況の推移

項目＼事務年度			3	4	5
申告件数	調査課所管法人	千件	23	33	36
	署所管法人	千件	3,042	3,094	3,139
	比率	%	0.7	1.1	1.1
申告所得金額	調査課所管法人	億円	529,532	560,604	682,251
	署所管法人	億円	265,258	289,502	300,530
	比率	%	66.6	65.9	69.4
有所得割合	調査課所管法人	%	67.4	65.3	65.9
	署所管法人	%	35.4	35.8	35.7
申告税額	調査課所管法人	億円	85,696	90,947	114,611
	署所管法人	億円	53,535	58,152	59,314
	比率	%	61.5	61.0	65.9

（注）１　その年の４月から翌年３月末までに事業年度が終了し、翌年７月末までに申告書の提出があったものを集計している。
２　各項目欄の「比率」は、法人全体に占める調査課所管法人分の割合を表す。

表２－２　法人税調査事績の推移

項目＼事務年度			3	4	5
実地調査件数	調査課所管法人	件	1,106	1,561	1,690
	署所管法人	件	39,656	60,503	57,001
	比率	%	2.7	2.5	2.9
増差所得	調査課所管法人	億円	2,268	3,020	4,536
	署所管法人	億円	3,760	4,781	5,205
	比率	%	37.6	38.7	46.6
不正所得	調査課所管法人	億円	115	129	104
	署所管法人	億円	2,093	2,615	2,672
	比率	%	5.2	4.7	3.7
追徴税額	調査課所管法人	億円	509	624	797
	署所管法人	億円	929	1,245	1,306
	比率	%	35.4	33.4	37.9

（注）　各項目欄の「比率」は、法人全体に占める調査課所管法人分の割合を表す。

表２－３　海外取引法人等に対する調査事績の推移

項目＼事務年度			3	4	5
実地調査件数	調査課所管法人	件	783	1,071	1,155
	署所管法人	件	5,893	9,323	9,296
	比率	%	11.7	10.3	11.1
海外取引等に係る増差所得	調査課所管法人	億円	1,285	1,784	2,356
	署所管法人	億円	327	476	513
	比率	%	79.7	78.9	82.1

（注）　各項目欄の「比率」は、法人全体に占める調査課所管法人分の割合を表す。

表３－１　消費税申告状況の推移

項目＼事務年度			3	4	5
納税申告件数	調査課所管法人	千件	27	27	33
	署所管法人	千件	1,831	1,821	1,977
	比率	%	1.5	1.5	1.6
還付申告件数	調査課所管法人	千件	10	11	10
	署所管法人	千件	189	179	190
	比率	%	5.0	5.6	5.2
計	調査課所管法人	千件	37	38	43
	署所管法人	千件	2,020	1,999	2,167
	比率	%	1.8	1.9	1.9
納税申告件数割合	調査課所管法人	%	72.9	72.1	75.9
	署所管法人	%	90.6	91.1	91.2
納税申告税額	調査課所管法人	億円	89,114	89,765	99,277
	署所管法人	億円	102,417	104,746	111,098
	比率	%	46.5	46.1	47.2
還付申告税額	調査課所管法人	億円	46,905	57,241	57,431
	署所管法人	億円	11,699	13,251	14,787
	比率	%	80.0	81.2	79.5
計（差引）	調査課所管法人	億円	42,209	32,525	41,847
	署所管法人	億円	90,718	91,495	96,311
	比率	%	31.8	26.2	30.3

（注）１ その年の４月から翌年３月末までに課税期間が終了したもののうち、翌年６月末（国・地方公共団体等については翌年９月末）までに申告のあった当初申告の事績を集計している。

２ 各項目欄の「比率」は、法人全体に占める調査課所管法人分の割合を表す。

表３－２　消費税調査事績の推移

項目＼事務年度			3	4	5
実地調査件数	調査課所管法人	件	1,317	1,873	1,801
	署所管法人	件	38,650	58,949	55,380
	比率	%	3.3	3.1	3.1
追徴税額	調査課所管法人	億円	298	488	290
	署所管法人	億円	570	868	805
	比率	%	34.3	36.0	26.5
追徴税額（不正計算分）	調査課所管法人	億円	15	16	32
	署所管法人	億円	294	375	312
	比率	%	4.9	4.1	9.4

（注）　各項目欄の「比率」は、法人全体に占める調査課所管法人分の割合を表す。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
査　察　課

査 察 事 務 の 概 要

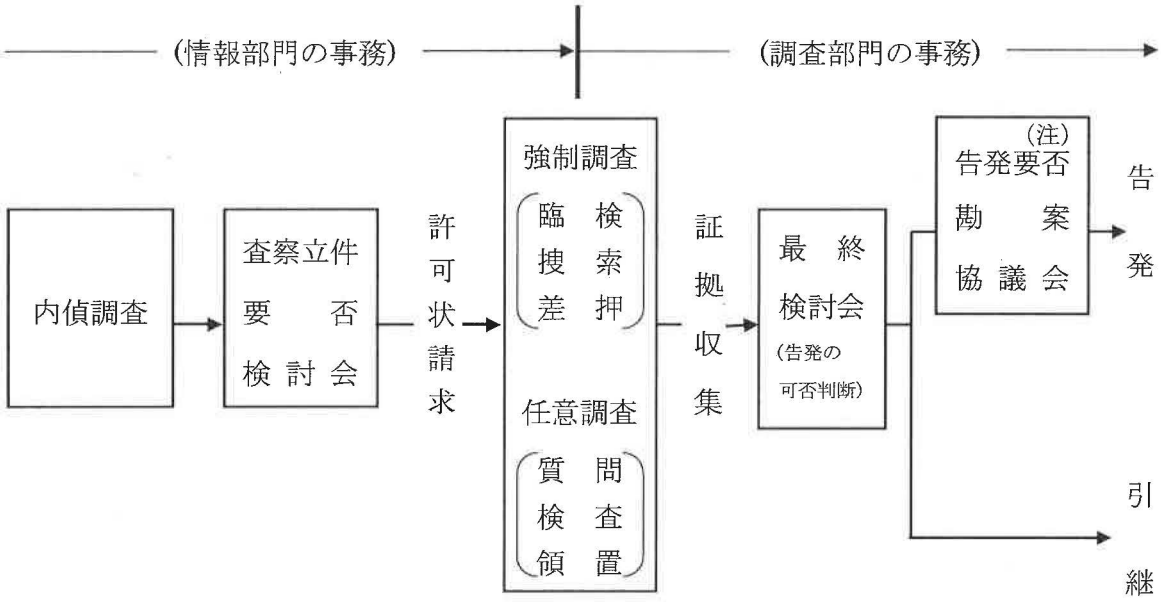
１　査察制度について

査察制度は、一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者等の刑事責任を追及するため、強制的権限を行使するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めるものである。

この制度は、悪質な脱税者の刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じ、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資するという重要な役割を担っている。

２　査察事務の流れ

査察事務は、①脱税の有無についての内偵等を行う情報事務と、②査察立件後、告発に向けての犯則嫌疑に係る証拠収集を行う調査（実施）事務に分かれている。



（注）告発要否勘案協議会は、検察官と国税査察官との間で告発の要否について、協議する会議である。

3　査察部門の構成

(1)　定　員

（表１）査察定員の推移　　（単位：人）

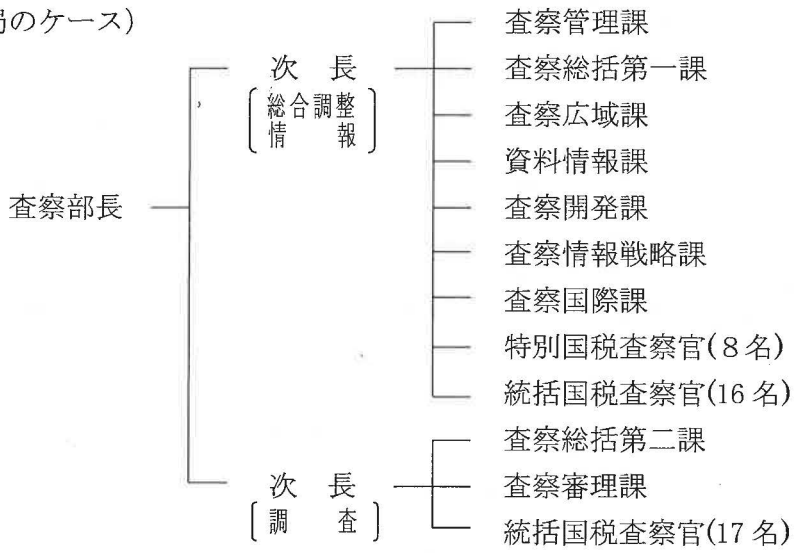
年度	平成１７	２７	令和５	6	7
局	１，３５３	１，４７０	１，４７０	１，４７１	１，４７８
庁	２２	２５	２７	２７	２７
計	１，３７５	１，４９５	１，４９７	１，４９８	１，５０５

（表２）令和７年度査察定員の局別内訳　　（単位：人、％）

局　名	東京	大阪	名古屋	関信	広島	仙台	福岡	札幌	高松	熊本	金沢	沖縄	合計
定　員	556	314	158	130	58	57	55	41	37	31	26	15	1,478
定員比率	37.6	21.2	10.7	8.8	3.9	3.9	3.7	2.8	2.5	2.1	1.8	1.0	100.0

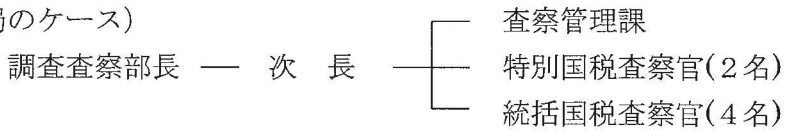
(2)　機　構

（東京局のケース）

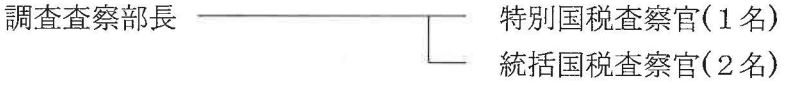


（注）経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会のデジタル化・国際化等の進展などに効果的・効率的に対応するため、東京局と大阪局を東西ブロック局のセンター局とし、査察広域課、査察開発課、査察情報戦略課（東京局のみ）及び査察国際課を設置している。

（福岡局のケース）



（金沢局のケース）



4　令和６年度の査察事績

令和６年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組んだ。

その結果、高級腕時計の輸出販売を装うため、インターネットで購入した安価な腕時計を用意し高価な腕時計を購入したとする領収証等を作成して、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上していた消費税の不正受還付事案や海外法人が運営する医薬品等のインターネット販売事業に係るコンサルティング報酬を海外預金口座で留保する方法により所得税を免れていた国際事案などを告発した。

（表３）査察事績の推移　　（単位：件、％、百万円）

項目＼年度		令和２	３	４	５	６
着手(立件)件数		１１１	１１６	１４５	１５４	１５１
処理件数		１１３	１０３	１３９	１５１	１５０
	告発件数	８３	７５	１０３	１０１	９８
	告発率	73.5	72.8	74.1	66.9	65.3
脱税額	総額（1件当たり）	9,050 (80)	10,212 (99)	12,760 (92)	11,980 (79)	11,270 (75)
	告発分（1件当たり）	6,926 (83)	6,074 (81)	10,019 (97)	8,931 (88)	8,230 (84)

（注）脱税額には加算税額を含む。

（表４）税目別告発件数

区分＼年度	令和２	３	４	５	６
所得税	件 ８	件 ９	件 １９	件 １４	件 １６
法人税	５５	４３	４７	５９	４８
相続税	０	０	２	１	２
消費税	内９ １８	内９ ２１	内１６ ３４	内１６ ２７	内１７ ２９
源泉所得税	２	２	１	０	３
合計	８３	７５	１０３	１０１	９８

（注）消費税の内書は消費税不正受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

（表５）告発の多かった業種

令和４		５		６	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
建設業	２２	不動産業	１８	建設業	２１
不動産業	１３	建設業	１６	不動産業	１１
小売業	１２	人材派遣	6	人材派遣	5
人材派遣	5	小売業	5	－	－

（注）同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は１者としてカウントしている。

（表６）査察事件の一審判決の状況

項目／年度	① 判決件数	② 有罪件数	有罪率 (②／①)	実刑判決人数	③ １件当たり犯則税額	④ １人当たり懲役月数	⑤ １人(社)当たり罰金額
	件	件	%	人	百万円	月	百万円
令和4	内2 61	内2 61	100.0	内1 3	47	13.6	12
5	内5 83	内5 83	100.0	内2 9	58	15.6	15
6	内13 99	内13 99	100.0	内7 13	59	15.7	15

（注１）表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

（注２）③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。

（表７）重点事案の告発件数の推移

区分＼年度	令和２	３	４	５	６
	件	件	件	件	件
消費税事案	内９ １８	内９ ２１	内１６ ３４	内１６ ２７	内１７ ２９
無申告事案	１３	１６	１５	１６	１３
国際事案	２７	１７	２５	２３	２０

（注１）消費税事案の内書は、消費税不正受還付事案の件数であり、ほ脱犯との併合を含む。

（注２）一事案が複数の重点事案に該当する場合には、それぞれでカウントしている。

5　令和７年度における査察部門の事務運営の基本方針

(1)　基本的考え方

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としている。

この目的を達成するため、査察を取り巻く環境が変化する中にあっても、社会的に非難されるべき悪質な脱税を的確に摘発し検察官に告発できるよう、情報事務と調査事務を通じて、組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案(注)の積極的な立件・処理に取り組む。

(注) 重点事案とは、消費税事案、無申告事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいう（(3)　重点事案）。

(2)　事務運営上の留意事項

イ　幹部の果たすべき役割

幹部（部長、次長、課長等）は査察事務の適正・円滑な運営に責任を有しており、適切かつ主体的にその管理を行う。特に、不測の事態に際しては国税庁に早期に報告するとともに、自ら率先して情報収集や対応策等の検討を行う。

また、効率的・効果的な事務処理を推進するため、適時適切に事務の見直しを行う。

さらに、幹部は、査察調査の実施に当たり、大局的な見地から立件・処理の方針等を判断するものとし、その際には、社会的波及効果等についても十分に勘案する。また、事案の円滑な処理に向け、告発要否の早期見極め及び検察当局等との連携において積極的な役割を果たす。

ロ　事務計画の策定

事務計画に当たっては、情報事務と調査事務を通じて事務の効率化を図りつつ、局の実情に即した適正な立件・処理に向けた事務計画を策定する。

また、適正な立件・処理に向け、査察部門全体における情報事務と調査事務の事務量配分についても併せて検討する。

ハ　情報事務

悪質な脱税者を的確に立件するため、情報事務を担う各課・各部門等は、自ら果たすべき役割・責務を認識し、以下を踏まえた上で戦略的な資料情報の収集・分析に取り組む。

(イ)　社会的波及効果が見込まれる事案への取組の充実

査察制度の目的に鑑み、一罰百戒の効果を最大限発揮させることを念頭に、世間の耳目をひき牽制効果が期待できる事案に積極的に取り組む。

(ロ)　新たな資料情報の収集及びデータ活用の推進

査察を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、新たな資料情報の収集に取り組むとともに、各種資料情報の分析を効果的・効率的に行い、データ活用による事案の発掘に積極的に取り組む。

(ハ)　課税部等との連携の充実

国税組織全体の組織力を一層発揮させるため、課税部・徴収部・調査部等と連携を密にし、経済社会情勢に着目した戦略的な取組に際しての協調を的確に行う。

(ニ)　資料情報の収集・分析事務量の安定的な確保

個々の事案に関して、今後の調査方針、調査体制、調査継続の要否等を早期かつ的確に判断するなどし、資料情報の収集・分析に必要な事務量を安定的に確保する。

(ホ)　情報事務の全国一体運営の推進

経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会のデジタル化・国際化等の進展などに効果的・効率的に対応するため、センター局の主導により、全国の情報部門が一体となった広域的な資料情報の収集・分析の取組を推進する。また、センター局のブロック局に対する支援について体制の強化と内容の充実を図る。

(ヘ)　調査部門との連携等による組織力の発揮

事件着手に当たっての重要事項について、調査部門との緊密な情報交換を行う。また、調査部門と連携した新たな事件の発掘に向けた情報収集にも積極的に取り組む。

(ト)　関係当局との連携の充実

検察・警察当局をはじめとする他の捜査機関等との連携を充実させ、これらの当局から収集した情報に関する対応に当たっては、機を逃すことなく、的確・迅速に行う。

ニ　調査事務

(イ)　厳正かつ的確な手続・管理の徹底

調査事務が刑事公判に向けた証拠収集を目的としていることを念頭に置き、法令等に基づき適正な調査を行うとともに、厳正かつ的確に証拠管理を行う。

(ロ)　審理の充実等による適正・確実な事件処理の推進

刑事公判を意識した証拠収集など適正・確実な事件処理を推進するため、審理能力の向上や審理体制の強化などによる審理の充実を図るとともに、検察当局との協議・連携を促進する。なお、消費税事案の事件処理に当たっては、法令上の要件に照らし、仕入税額控除の適用要否を的確に判断する。

(ハ)　効率的・効果的な事務処理の推進

個々の事件に関して、初動調査を充実させ、早期に問題点を把握するとともに、デジタル化・国際化に伴う国外証拠収集やデータ調査の重要性を踏まえた具体的かつ明確な調査方針の策定を行う。

また、部門の枠を超えた人員投入など弾力的な事務運営を実施することなどにより、効率的・効果的な事務処理を推進する。

(ニ)　局の実情に即した処理計画に基づく進行管理の徹底

年度を通して、処理計画に基づいた進行管理を徹底し、事件処理の平準化を図るとともに、調査状況を十分に把握した上、証拠の有無、犯則の規模、調査事務量及び証拠収集の見通しを総合的に判断することにより告発要否の早期見極めに努め、必要に応じて幹部自ら検察当局と告発に向けた協議を行う。

(ホ) 調査事務の全国一体運営の推進

着手日の調査応援をはじめとしたセンター局によるブロック局への支援やブロック局間連携の充実により、全国の調査部門が一体となった効果的な事件処理に取り組む。

また、センター局が自局事件の調査のためブロック局管内で捜索を行う場合には、嘱託調査を積極的に活用し、センター局の事務の効率化及びブロック局査察官の調査経験の充実を図る。

さらに、デジタル化・国際化に的確に対応するため、センター局の専門性を生かした効果的なブロック局への支援を推進する。

(ヘ) 情報部門との連携等による組織力の発揮

個々の事件処理にとどまらず、情報部門と連携した新たな事件の発掘に向けた情報収集にも積極的に取り組む。

(ト) 徴収部との連携・協調の充実

徴収部と連携・協調し、国税債権の早期かつ確実な保全に向け、犯則嫌疑者等に対し納付の意思確認を行うとともに、納付の意思を示した場合は予納の利用勧奨を行うなど、早期納付による滞納の未然防止に積極的に取り組む。

また、徴収部における保全差押えや租税条約に基づく保全共助の要請、第二次納税義務の追及などの、適切かつ効果的な実施を確保するため、調査の段階から徴収部との緊密な連携を保つとともに、課税情報や財産情報の早期提供に努める。

ホ 適切かつ効果的な広報

幹部は、租税犯罪の一般予防、納税道義の向上及び税務行政への信頼確保を図るため、犯則嫌疑者等のプライバシー保護等に留意しつつ、告発事案の適切かつ効果的な広報に積極的に取り組む。

ヘ ＤＸ・ＢＰＲの推進

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）を推進する観点から、情報事務・調査事務の効率化・高度化に着実に取り組む。

また、ＧＳＳ（ガバメントソリューションサービス）の利用開始やＫＳＫ２の稼働のほか、将来的な犯則調査手続のデジタル化を見据え、ペーパーレス化やリモートワーク環境の活用を積極的に進めるとともに、部内業務の在り方そのものや職員の働き方についても、現行の事務処理手順にとらわれず、不断の見直しに取り組む。

ト 諸外国の税務当局との関係構築等

国際事案の効果的・効率的な立件・処理を推進する観点から、他国の知見や経験などを活用するため、庁局が緊密に連携し、諸外国の税務当局との関係構築・連携強化に取り組む。

チ　人材育成による職務遂行能力の向上

経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会のデジタル化・国際化等の進展のほか、若手等職員の経験不足に対応し、的確かつ効果的に事務運営が行われるよう、職員の経験等を踏まえた計画的な研修やＯＪＴを通じ、センター局におけるデジタル等の専門人材を含めた実効性のある人材育成に取り組むことで、査察部門全体として職員の職務遂行能力の向上を図る。

また、取組に当たっては、センター局への査察官派遣実務研修（短期・長期）やブロック局ＩＣＴ調査担当者の他局応援を積極的に活用するなど、全国の査察部門が一体となって推進し、特に、査察経験の浅い職員の指導育成に努める。

リ　職場環境の整備等

(ｲ)　ワークライフバランス等に配意した職場環境の整備

性別や年代、時間等制約の有無にかかわらず、全ての職員がワークライフバランスを確保しながらその能力を十分に発揮し、誇りとやりがいを持って働けるよう、事務の簡素・合理化による超過勤務の縮減や必要に応じた事務分担の見直しなどによる体制整備を進めるとともに、幹部自らが職場におけるコミュニケーションの活性化やハラスメントの防止に取り組むなどし、明るく風通しの良い職場環境の整備に取り組む。

また、妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援の観点から、全ての職員が両立支援制度を気兼ねなく利用できる環境の整備及び職場全体の意識醸成を図る。

(ﾛ)　女性職員の活躍

女性職員の能力と適性を生かせるよう、ライフサイクルを意識したキャリア形成支援に重点的に取り組むほか、女性職員の登用の拡大に努める。

ヌ　綱紀の厳正な保持と事務管理の徹底

査察事務に対する国民の信頼を堅持するため、綱紀の保持と行政文書管理や情報管理をはじめとする事務管理を徹底する。

特に、情報セキュリティを確保するため、情報システム等の取扱いに係る関係訓令等の遵守を徹底するほか、電子媒体により作成・取得・管理することを基本とする政府方針等に基づき、行政文書の電子的管理に向けた取組を推進する。

また、厳格な管理が求められるマイナンバーを含む特定個人情報の取扱いについては、番号法や取扱規程に従い、十分な安全管理措置を講ずる。

(3)　重点事案

令和７年度においては、査察制度の目的に鑑み、以下の事案の積極的な立件・処理に取り組むこととする。

イ　消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案について積極的に取り組む。受還付犯については、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い行為であり、牽制効果を十分に発揮させる必要があることから、特に積極的に取り組む。

ロ　無申告事案

無申告による税のほ脱は、申告納税制度の根幹を揺るがす行為であることを踏まえ、無申告事案について、積極的に取り組む。

ハ　国際事案

国境を越えた経済・金融取引の活発化に伴い、海外取引を利用した悪質・巧妙な不正行為が見受けられることを踏まえ、国際事案について、租税条約等に基づく情報交換制度等を活用して積極的に取り組む。

ニ　上記以外で社会的波及効果が高いと見込まれる事案

上記以外で、時流に即した新たな業種・業態に関連する事案や特定の業界内での波及効果が極めて高い事案など、世間の耳目をひき牽制効果が期待できる事案について、積極的に取り組む。

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
税 務 大 学 校

税 務 大 学 校 の 概 要

１　所掌事務等

(1)　所掌事務

イ　３本柱

(ｲ)　研修：国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を実施

(ﾛ)　研究：税務に関する学術的な調査及び研究を実施

(ﾊ)　国際協力：税務に関する国際協力（国際研修）を実施

ロ　その他（租税史料の収集・展示等）

(2)　組織（別添１）

イ　本校（霞が関事務室・和光校舎）

ロ　地方研修所（全国に 12 か所）

(3)　沿革（別添２）

イ　昭和 16 年５月　「大蔵省税務講習所」の設置

ロ　昭和 24 年６月　国税庁発足に伴い「国税庁税務講習所」と名称変更

ハ　昭和 39 年６月　「税務大学校」に改組

ニ　平成 10 年７月　「和光校舎」の開校（若松町・船橋校舎より移転）

２　研修【本校・地方研修所】

(1)　目的

税務大学校における研修は、職務の遂行に必要な知識・技能及びその応用能力を授けるとともに、公務員としての人格識見を高め、もって税務行政の質的向上に資することを目的として実施している。

各研修については、研修終了後にＰＤＣＡサイクルによる評価・検証を実施するほか、人事課等と緊密に連携し、研修ニーズを的確に反映し実施している。

(2)　種類（別添３及び別添４）

毎年度策定する「税務大学校教育計画」に基づき、以下のとおり実施する。

イ　長期研修（２～15 か月）

ロ　短期研修（１～９日）

ハ　通信研修（６～11 か月）

3　研究【本校】

(1)　目的

税務に関する学術的な調査及び研究を行う。

調査及び研究に当たっては、現場ニーズに沿った研究課題又は中長期的な最新課題を選定等し、年間を通して庁内主務課、財務省主税局及び国税不服審判所（以下「庁内主務課等」という。）との擦り合わせを十分に実施する。

また、研究成果については、庁内主務課等にフィードバックするとともに、税務大学校論叢や税務大学校ホームページ等を通じて、広く外部に発信する。

(2)　種類

イ　理論研究

執行上・審理上の中長期的な課題や税制改正等を視野に入れて検討を要する課題を対象とする。

ロ　実証研究

国税庁が保有する税務統計データ等を活用した税制措置の適用実態及び税制改正の効果に関する研究、並びに効率的・効果的な事務運営に資する研究を対象とする。

ハ　共同研究

国税庁が保有する行政記録情報等を利用した学術の発展に資する研究又は公的機関の施策推進に適切に反映される研究で、学術の発展又は税・財政施策の改善・充実に資する統計的研究を対象とする。

4　国際協力【本校】

(1)　目的

政府開発援助の技術協力の枠組み等の下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成等を目的として、開発途上国の税務職員に対する研修等（国際研修等）を実施する。

また、国際的な租税・金融犯罪に対応するための国際協力の推進及び租税犯罪調査官等の技術向上等を目的とするＯＥＣＤのアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミーについて、その運営の中心的役割を担う。

(2)　種類（別添５）

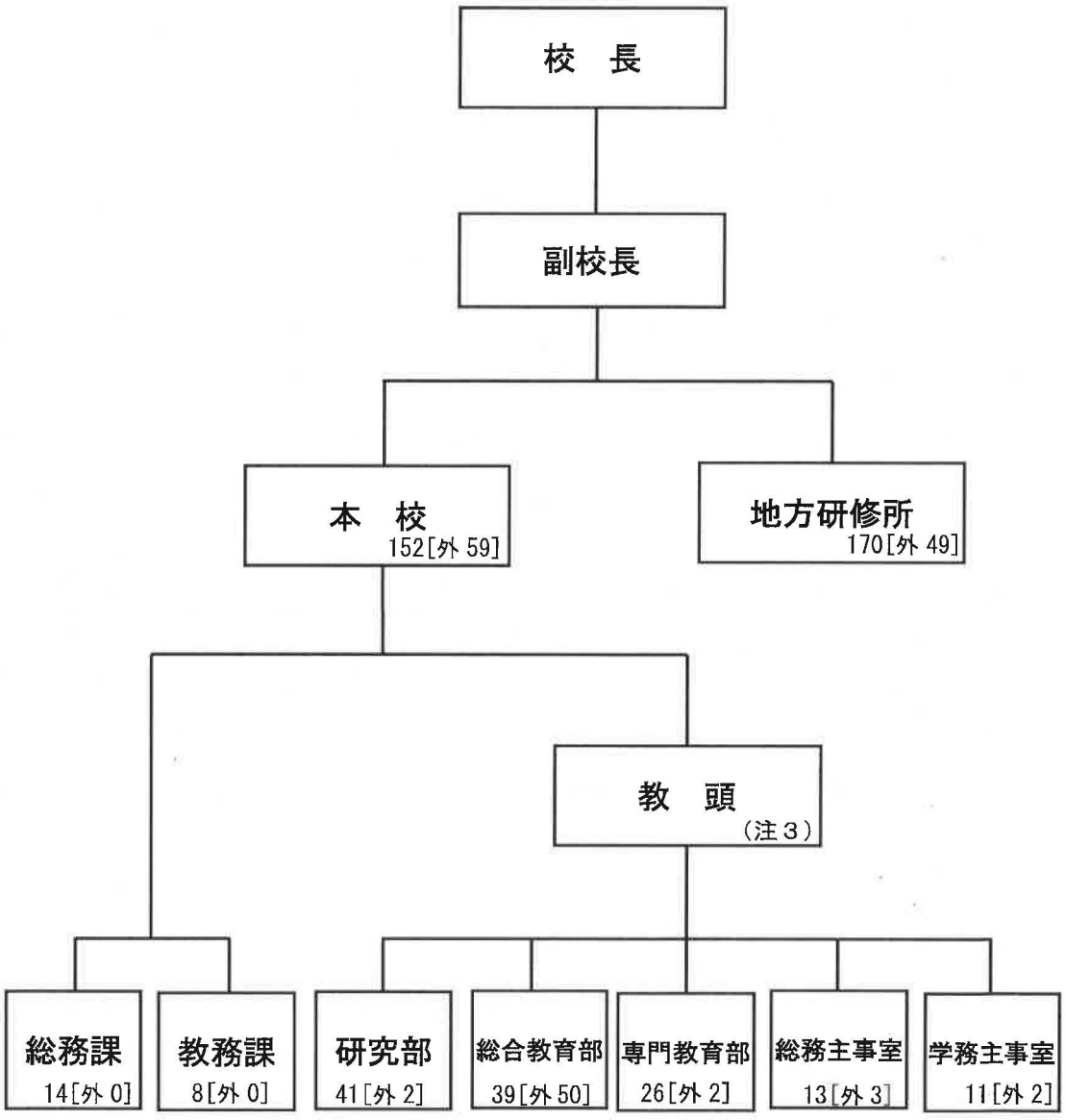
イ　独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）主催研修

ロ　国税庁主催研修

ハ　ＯＥＣＤアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

（別添１－１）

税務大学校の組織（令和7年度）



（注１）数字は、令和７年７月 10 日現在の現員数を示す。
（注２）[ ]は外書で、局署を本務とする併任者（再任用、短期併任者を除く。）数を示す。
（注３）平成 28 年７月以降不在（機構定員は維持）

（別添１－２）

税務大学校の組織・事務分担（令和7年度）

＜本校＞

霞が関事務室

【企画・調整】

総務課(注)	・税大の所掌事務に関する総合調整等
教務課	・税大研修の実施に関する基本方針の企画立案（教育計画の策定等）
研究部国際支援室（国際業務課兼務）	・国際協力に基づく研修等（国際研修等）の企画及び立案

和光校舎

【研究／国際支援】

研究部	・理論研究の実施、対外発信 ・研究科の実施 ・国際研修等の実施 ・税務情報センター（租税史料の収集・展示、実証研究・共同研究の実施）

【研修実施】

総合教育部	・専門官基礎研修、社会人基礎研修、専攻税法研修、中等科、本科及び専科の実施
専門教育部	・国際科、専攻科、評価特別研修、酒税行政研修、データ活用研修、債権管理精通者育成研修及び税務理論研修の実施 ・通信研修「会計学」、「国際課税Ⅰ・Ⅱ」、「審理Ⅰ・Ⅱ」及び地方短期研修「審理（特別）研修」の課題作成

【和光校舎運営等】

総務主事室	・研修生の服務管理、庁舎管理等
学務主事室	・研修に係る教材及び時間割作成、講師選定、成績考査等

（注） 総務課のうち会計係、営繕係及びシステム管理係は、和光校舎に配置されている。

＜地方研修所＞

研修所ごとの教育官の配置状況は、次表のとおり。

研修名／研修所	普通科	通信研修「国際課税Ⅰ・Ⅱ」	通信研修「審理Ⅰ・Ⅱ」、「審理（特別）研修」	通信研修「会計学」
関信・東京	○	○	―	○
札幌・仙台	―	―	○	○
名古屋	―	○	○	○
大阪	○	○	○	○
広島・熊本	○	―	○	○
金沢・高松 福岡・沖縄	―	―	―	―

（別添２）

税務大学校の沿革

年　月	機構等関係	研修関係
昭和16年５月	「大蔵省税務講習所」の設置	普通科（東京研修所の前身に当たる）及び旧研究科を開講
19年４月	仙台、名古屋、広島、熊本に支所を設置	新設された４支所において普通科開講
20年４月	大阪に支所を設置	大阪支所において普通科開講
22年５月	「大蔵省高等財務講習所」（後の若松町校舎）を設置	旧研究科の廃止
24年６月	国税庁発足に伴い、「国税庁税務講習所」と名称を改める。 関信、札幌、金沢、高松、福岡に支所を設置	高等科（39.6～本科）を開講
25年５月		札幌支所において普通科開講
39年４月		関信支所において普通科開講
39年６月	「税務大学校」に改組	
40年４月		「研究科」を開講
43年６月	若松町校舎に「租税資料室」を開設	
44年４月		「初任者基礎研修」を８研修所（札幌、仙台、関信、東京、名古屋、大阪、広島、熊本）において開講（～25.6）
46年４月	「租税理論研究室」の設置	「専門官基礎研修」を開講
47年５月	沖縄研修支所を設置	
49年１月		「税務理論研修」を開講
49年７月		「専門官研修」（50.7～専科）を開講
50年７月	研究部、教育第一部及び教育第二部を設置 「租税理論研究室」は研究部に吸収	
53年４月	船橋校舎の開校	「国際租税セミナー一般コース」（13.4～基礎コース）を開講（～24.6）
54年７月		「国際租税セミナー特別コース」（12.9～実務コース）を開講
平成９年４月		初任者基礎研修を、８研修所から４研修所（関信、東京、名古屋、大阪）に集約
10年７月	和光校舎の開校、「租税史料館」を開設	
14年４月		普通科を８研修所から３研修所（東京、名古屋、大阪）に、初任者基礎研修を４研修所から３研修所に集約
14年７月		「総合研修」を地方研修所において開講（～25.6）
18年４月		・普通科を４研修所に、初任者基礎研修を８研修所に拡大 ・専門官基礎研修の一部を「専基礎Ⅱ」として８研修所で実施（～20.7） ・普通科の一部（卒業前１か月）を「普通科Ⅱ」として８研修所で拡大実施
18年７月	「租税史料館」を「税務情報センター」に改組	
19年７月	教育第一部及び教育第二部を総合教育部及び専門教育部に改組	「専攻科」を開講
20年４月		いわゆる再チャレンジ試験採用者を対象とした「普通科第二コース」を開講（～24.3）
22年７月	教務課国際研修係を教務課から分離し、研究部国際支援グループと一体運営を行うため、研究部国際支援室を設置	・本科の管理・徴収班を徴収班とした上で、「管理運営班」を新設 ・「専攻税法研修」を８研修所において開講
24年４月		「普通科Ⅱ」を「『実践研修』期間」とし、実施期間を１か月から３か月に拡大
25年４月		・普通科（１年間）を２研修所（東京、大阪）に集約 ・初任者基礎研修を４研修所（関信、東京、名古屋、大阪）に集約

年　月	機　構　等　関　係	研　修　関　係
25年７月		・「国際租税セミナー実務コース」を「国際科」に改編 ・「評価特別研修」及び「酒税行政研修」を開講 ・通信研修「国際課税Ⅰ・Ⅱ」、「審理Ⅰ・Ⅱ」、「韓国語Ⅰ」及び「中国語Ⅰ」を開講
26年５月		「中等科」を４研修所(関信、東京、名古屋、大阪)において開講
27年４月		普通科を３研修所（関信、東京、大阪）に拡大
29年４月		・「社会人基礎研修」を名古屋研修所において開講 ・中等科を２研修所（東京、大阪）に集約
31年４月		普通科及び中等科を４研修所（関信、東京、大阪、熊本）に拡大
令和２年４月（注）		新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や緊急事態宣言等の発令を踏まえ、２年度研修の対応は次のとおり ・専門官基礎研修、社会人基礎研修及び普通科は、集合研修を見送り、自宅でのオンライン等研修により実施 ※普通科は、７月から集合研修に移行 ・専科及び専攻税法研修は、事務用PC等でのオンライン研修（和光校舎等での集合研修を含む）で実施 ・その他の研修は、延期
３年４月（注）		・令和３年度も感染症の拡大状況を踏まえつつ、新たに調達した研修用タブレット端末を活用し、オンラインと集合を組み合わせたハイブリッド型で、普通科を除く全研修を実施（普通科は集合研修を実施） ・「データ活用研修」を開講
４年４月		・中等科及び専攻税法研修を本校で実施 ・通信研修「窓口英語Ⅰ・Ⅱ」、「韓国語Ⅰ」及び「中国語Ⅰ」を「実務語学」に改編
５年４月		・専門官基礎研修及び社会人基礎研修を全期間集合研修にて実施
６年４月		普通科を５研修所（関信、東京、大阪、広島、熊本）に拡大

（注）新型コロナウイルス禍の対応として、緊急事態宣言が発令された地域における集合研修は実施を見送り、自宅等でのオンライン研修に切り替えるなどして実施

（参考）新型コロナウイルス感染症等に係る政府の要請等への対応

年　月	対　応　状　況
令和２年２月	政府専用チャーター機による帰国者及びクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員を和光校舎学寮で受け入れたことに伴い、専科の終了日を下旬から上旬に繰上げ
３年12月	海外からの帰国者の検疫施設（一時待機施設）として、和光校舎学寮を貸与したことに伴い、普通科（関東信越）を自宅でのオンライン研修に移行
４年２月	検疫施設として貸与していた学寮の返還に伴い、普通科（関東信越）を集合研修に再移行
４年10月	新たな変異株の流行に備え、変異株流行地域からの帰国（入国）者の待機施設確保のため、厚生労働省から覚書締結の申し出があり、有効期間を令和５年３月31日とする覚書を締結
５年３月	厚生労働省より期間延長の申し出があり、有効期間を令和６年３月31日とする覚書を締結
６年３月	厚生労働省より期間延長の申し出があり、有効期間を令和７年３月31日とする覚書を締結 なお、今回の覚書から対象範囲の定義として、「新型コロナウイルス感染症」から「新型インフルエンザ等」へ整備
７年３月	厚生労働省より期間延長の申し出があり、有効期間を令和８年３月31日とする覚書を締結

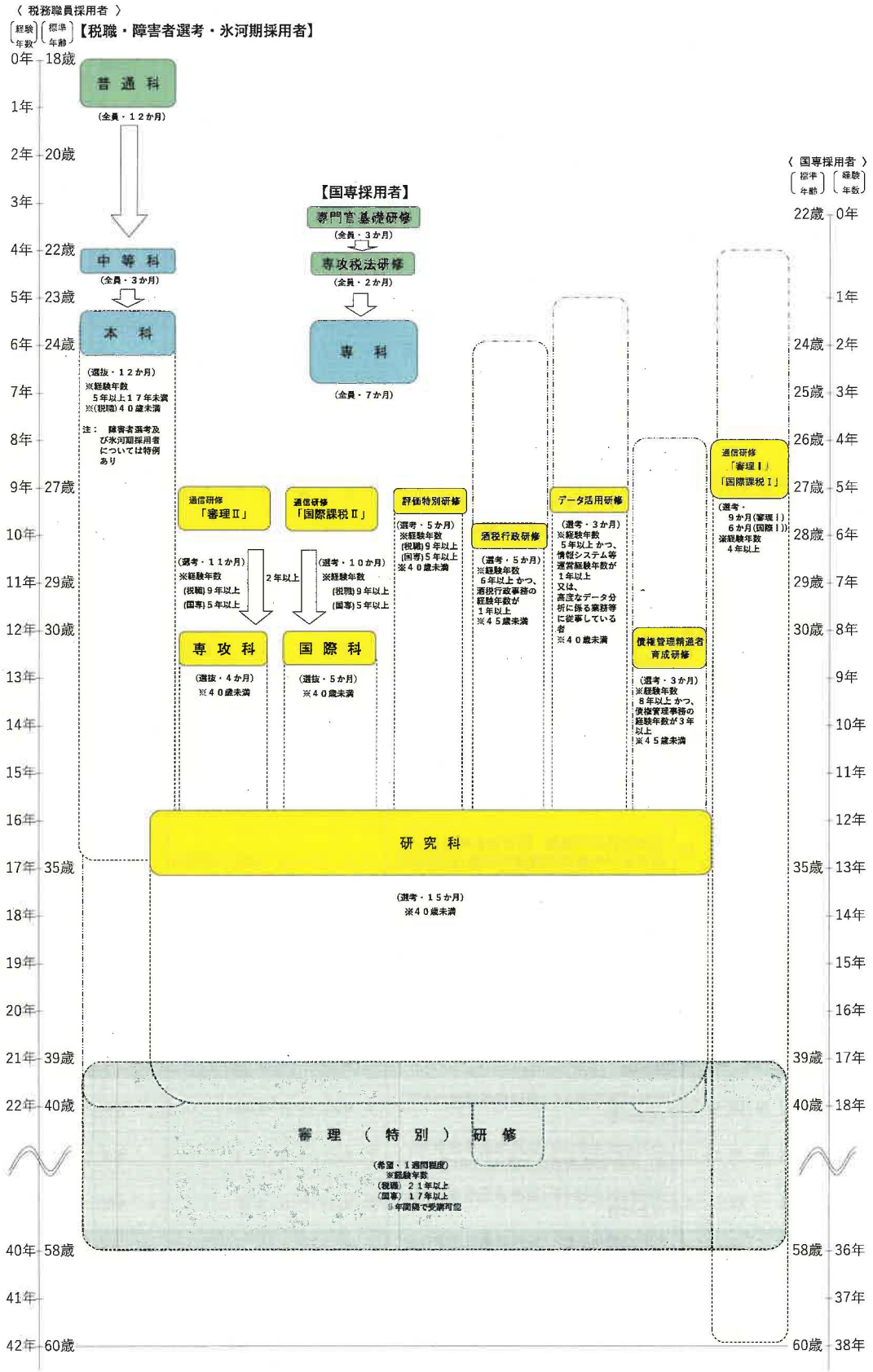
（別添3）

令和７年度に実施する研修の種類、規模等

種類			対象者	期間	人員	実施方法
				令和　令和	名	
長期研修	本校	専門官基礎研修（第55期）	国税専門官採用試験による新規採用者	7. 4. 3 ～ 7. 6.30〔59日〕	1,131	集合研修
		社会人基礎研修（第9期）	国税庁経験者採用試験による新規採用者	7. 4. 3 ～ 7. 6.30〔59日〕	83	
		専科（個資徴班）（第52・53期）	専門官基礎研修修了後2年間の実務経験を経た者等	7. 7.24 ～ 8. 2.12〔124日〕	1,253	集合研修及びオンライン研修
		専科（法人班）（第52・53期）		7. 8.19 ～ 8. 2.27〔124日〕	1,086	
		本科（第61期）	本科研修生選抜試験合格者	7. 7.23 ～ 8. 6.25〔214日〕	348	
		国際科（第46期）	国際科研修生選抜試験合格者	7. 8.19 ～ 7.12.25〔88日〕	100	
		専攻科（第18期）	専攻科研修生選抜試験合格者	7. 8.26 ～ 7.12.19〔79日〕	100	
		研究科（第59期）	専科、本科卒業者等から選考された者	5. 4. 4 ～ 7. 6. 9〔512日〕	2	
		研究科（第60期）		6. 4. 2 ～ 7. 6.11〔281日〕	24	
				6. 4. 2 ～ 8. 6. 9〔512日〕	3	
		研究科（第61期）		7. 4. 2 ～ 8. 6.12〔280日〕	26	
				7. 4. 2 ～ 9. 6.10〔512日〕	3	
		評価特別研修（第12期）	庁局署の資産課税事務又は徴収事務を担当する者の中から選考された者	7. 8. 4 ～ 7.12. 1〔73日〕	25	
		酒税行政研修（第12期）	庁局署の酒税行政事務を担当する者の中から選考された者	8. 1.15 ～ 8. 6. 5〔95日〕	20	
		データ活用研修（第5期）	庁局署に勤務している者の中でシステム部署又は賦課・徴収に関する事務の運営経験がある職員から選考された者	7. 4. 2 ～ 7. 6.24〔56日〕	40	
		債権管理精通者育成研修（第1期）	庁局署の債権管理事務を担当する者の中から選考された者	7. 8.20 ～ 7.10.31〔50日〕	30	
		税務理論研修（第43回）	総合職試験採用後約3年間の実務経験を経た者	7. 4. 9 ～ 7. 6.25〔52日〕	9	集合研修
		中等科（第11期）	普通科卒業後3年間の実務経験を経た者	7. 4.10 ～ 7. 6.20〔48日〕	742	オンライン研修
		専攻税法研修（第16期）	専門官基礎研修を修了した者等	7. 7.11 ～ 7. 8. 5〔17日〕	1,131	
	地方	普通科（第85期）	税務職員採用試験、障害者を対象とした選考及び中途採用者選考試験（就職氷河期世代）による新規採用者	7. 4. 3 ～ 8. 3.26〔227日〕	697	集合研修
短期研修		本校短期研修（25コース）	主として国税局の職員	1日間 ～9日間	2,528	集合研修及びオンライン研修のいずれか
		地方短期研修（審理（特別）研修）	部内経験年数が21年（国税専門官採用試験採用者については17年）以上の者等	1週間程度	約2,000	集合研修及びオンライン研修
通信研修		会計学	部内経験年数10年以上の普通科卒業者等	7. 7. 1 ～ 8. 1. 8	149	集合研修及びオンライン研修あり
		税務会計	総合職試験採用後約1年間の実務経験を経た者	7. 8. 6 ～ 8. 4. 3	15	オンライン研修あり
		国際課税Ⅰ	部内経験年数4年（経験者採用者は3年）以上の者	7. 8.22 ～ 8. 1.28	195	（課題提出のみ）
		国際課税Ⅱ	部内経験年数5年（税務職員採用者は9年、経験者採用者は3年）以上の者	7. 8.22 ～ 8. 6. 1	424	オンライン研修あり
		審理Ⅰ	部内経験年数4年（経験者採用者は3年）以上の者	7. 8. 1 ～ 8. 4.16	476	（課題提出のみ）
		審理Ⅱ	部内経験年数5年（税務職員採用者は9年、経験者採用者は3年）以上の者	7. 8. 1 ～ 8. 6. 4	613	オンライン研修あり
		実務語学	部内経験年数4年以上の者等	7. 7.18 ～ 8. 2.10	142	（課題提出のみ）

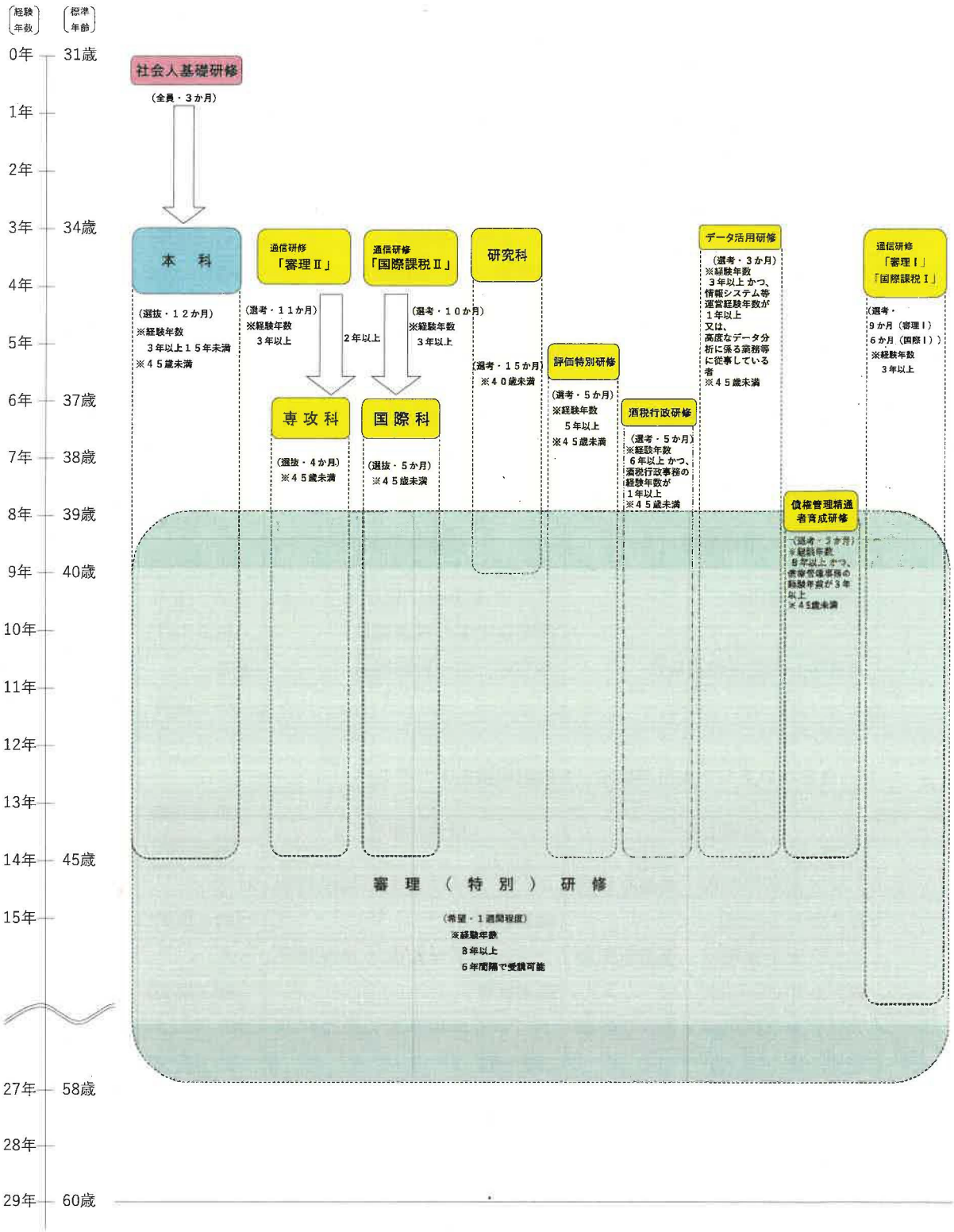
（別添４－１）

税務大学校の主な研修の体系図
（国専・税職・障害者選考・氷河期採用者）



（別添４－２）

税務大学校の主な研修の体系図
（経験者採用者）



（別添５）

国際研修等の概要

１　独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）主催研修

研修名等	研修対象者	研修時期 （研修期間）	研修人員
国際税務行政セミナー（一般） 〔ＩＳＴＡＸ（一般）〕	開発途上国の中堅税務職員	８月～９月 （約５週間）	10 人程度
国際税務行政セミナー（上級） 〔ＩＳＴＡＸ（上級）〕	開発途上国の幹部税務職員	10 月～11 月 （約５週間）	10 人程度
国際課税研修	国際課税に従事する開発途上国の中堅税務職員	５月～６月 （約３週間）	10 人程度
国別税務行政研修	開発途上国の税務職員	適時 （約１週間）	都度決定
現地セミナー 〔職員派遣〕	開発途上国の税務職員	適時 （約１週間）	都度決定

＊ＩＳＴＡＸ：International Seminar on Taxation

２　国税庁主催研修

研修名等	研修対象者	研修時期 （研修期間）	研修人員
国税庁実務研修	日本の大学院に留学している開発途上国の税務職員	10 月～６月 （約９か月）	15 人程度
開発途上国税務職員研修	開発途上国の税務職員	適時 （約１週間）	都度決定

３　ＯＥＣＤアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

研修名等	研修対象者	研修時期 （研修期間）	研修人員
アジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー（1）	アジア太平洋諸国の租税犯罪調査官等	11 月 （約２週間）	30 人程度
アジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー（2）	アジア太平洋諸国の租税犯罪調査官等	５月 （約１週間）	30 人程度
アジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー（3）	アジア太平洋諸国の租税犯罪調査官等	５月 （約１週間）	30 人程度

（参考）

元長官や著名な先生が出席される会合等

1　「税務行政に関するテーマ研究」勉強会

平成 13 年、国税庁が執行する税務行政が、どのような重要性・特殊性を有するかという点について、法的な位置付けや学問的根拠を明らかにし、その進むべき方向を研究しておくことが重要として発足。伏屋先生を中心として開催。

（令和７年 11 月、令和８年６月頃開催　於：和光校舎）

氏　名	現　職	専門分野	就任年度
伏屋　和彦	一般社団法人 日本内部監査協会会長	税務行政	平成 13 年～
川北　力	公益財団法人 ソルト・サイエンス研究財団理事長	税務行政	平成 24 年～
渋谷　雅弘	中央大学法学部教授	租税法	令和２年～

2　租税史研究会

平成６年３月、濱本英輔長官（当時）の提案により、「税の歴史、特に執行面を踏まえた過去の税についての経験を整理分析し、研究を積み重ねることは、現在及び将来の税に対する貴重な示唆を得る点で極めて重要である」との認識の下、金子宏東大名誉教授を座長として発足。

（令和７年 12 月頃開催　於：庁会議室）

氏　名	現　職
中里　実（座長）※	東京大学名誉教授
品川　芳宣	筑波大学名誉教授
水野　忠恒	岡山商科大学大学院教授
小柳　春一郎	独協大学教授
佐藤　英明 ※	慶応義塾大学大学院教授
増井　良啓 ※	東京大学大学院教授
尾崎　護	－
濱本　英輔	アサガミ株式会社監査役
川北　力 ※	公益財団法人ソルト・サイエンス研究財団理事長

※は、令和７年度の税務大学校顧問又は客員教授

※　令和６年 12 月６日に開催した租税史研究会には古谷一之元国税庁長官、住澤整元国税庁長官及び栗原一福元税務大学校長が出席

3　外部研究者との共同研究

「オープンデータ基本指針」に基づき、国税庁が保有する税務データを用いた税・財政施策の改善・充実等に資する統計的研究を令和４年４月に開始、第４期まで研究を進めている。下表は一部チームの代表者。

氏　名	現　職	研究概要	採択期別
國枝　繁樹	中央大学法学部教授	我が国の所得税制に関する税務データに基づく分析	第１期
土居　丈朗	慶應義塾大学経済学部教授	平成 26 年度以降の法人税改革の効果に関する研究	第２期

保存期間：３年
（令和９事務年度末）
国税不服審判所

国税不服審判所の概要

１　概要

⑴　組織の沿革

国税不服審判所は、課税処分に対する異議処理機構として、昭和25年に国税庁及び国税局の附属機関として設置された「協議団」を前身としている。

協議団設置後、税務当局からの独立や行政の統一性のある運用などの議論を踏まえて取りまとめられた昭和43年７月の税制調査会答申を受け、昭和45年に国税庁の「附属機関」として国税不服審判所が設置された。

その後、昭和59年の大蔵省設置法等の改正により、国税庁の「特別の機関」となった。

⑵　任務と使命

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関である。

その使命は、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することにある。

⑶　機構・定員

本部のほか、国税局等の所在地に12の支部を置き、そのうち５つの支部に計７つの支所がある。

令和７年度の審判所全体の定員は464名であり、本部及び各支部（支所を含む。）に国税審判官、国税副審判官、国税審査官等が配置されている。

なお、定員とは別に法曹併任者 10 名が在籍しており、国税不服審判所長をはじめ、東京及び大阪支部の首席国税審判官などの主要な役職には、裁判官又は検察官出身者を任用している。

⑷　特色

イ　不服申立前置主義

処分が大量・回帰的に行われることや、租税事件が専門的・技術的であることを踏まえ、まずは行政段階で紛争の解決を図り、裁判所への濫訴を回避する観点から、不服申立前置主義（国税通則法第115条第１項）が採られている。

ロ　争点主義的運営

審査請求人と原処分庁の双方から事実関係や主張を十分に把握し、争点に主眼を置いた調査・審理を行っている。

ハ　公正な審理

３名以上の国税審判官等で構成する合議体の議決に基づき裁決を行うことで（国税通則法第 94 条第１項及び第 98 条第４項）、公正性の確保を図っている。

ニ　国税庁長官通達に拘束されない裁決

国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができる（国税通則法第 99 条）。

ホ　裁決は行政部内の最終判断

裁決は関係行政庁を拘束する行政部内の最終判断である（国税通則法第 102 条）。

2　審査請求事務の現状

(1)　事件処理の方針

「令和７事務年度における事務運営に当たり特に留意すべき事項について」（指示）に基づき、①適正な事件処理、②迅速な事件処理、③審判の透明性の確保、④裁決の質的向上及び⑤簡潔、明瞭な裁決書の作成を具体的な方針とし、事件処理を行っている。

(2)　審査請求の状況

直近５年間の審査請求件数及び処理件数等は、次のとおりである。

会計年度	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６
請求件数	2,237 件	2,482 件	3,034 件	3,917 件	3,537 件
処理件数	2,328 件	2,282 件	3,159 件	2,873 件	3,872 件
認容割合	10.0%	13.0%	7.1%	9.7%	17.9%
未済件数	2,221 件	2,421 件	2,296 件	3,340 件	3,005 件

(3)　実績の評価への対応

不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ることを業績目標とし、「審査請求の１年以内の処理件数割合」及び「裁決事例の公表の充実」を測定指標として設定している。

（１年以内処理件数割合の推移）　（単位：%）

会計年度	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７年度目標値
処理件数割合	83.5	92.6	95.4	99.1	99.4	95

（注）　相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算出している。また、令和３年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出している。

3　課題への取組

(1)　国税審判官の外部登用

イ　外部登用について

民間専門家の高度な専門的知識や実務経験を活用するとともに、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させる観点から、平成 19 年７月から弁護士、税理

士、公認会計士等の民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用している（任期は原則３年間）。平成23年度税制改正大綱を受けて外部登用を拡大し、平成25年７月には、事件を担当する国税審判官の半数程度の50名が外部登用者となった。

今後も、高度な専門的知識や実務経験を有する民間専門家を計画的かつ安定的に採用するため、特定任期付職員の募集に係る広報・周知等に積極的に取り組む。

（特定任期付職員の採用の推移）　（単位：名）

採用年度	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
応募者数	91	85	74	57	100
採用者数	11	19	15	13	17
在職者数	50	50	50	50	49

（注）　令和７年度の在職者数の職種別内訳は、弁護士21名、税理士20名、公認会計士８名である。

ロ　令和８年度採用の公募・採用スケジュール

(ｲ)募集要項の公表　　令和７年６月20日（金）
(ﾛ)公募期間　　令和７年８月１日（金）～令和７年10月20日（月）
(ﾊ)面接試験　　令和８年１月19日（月）、20日（火）
(ﾆ)最終合格者決定　　令和８年１月下旬～２月上旬
(ﾎ)採用内定　　令和８年５月上旬（人事院の承認後）
(ﾍ)採用　　令和８年７月10日（金）

⑵　国税不服申立制度の円滑な運用

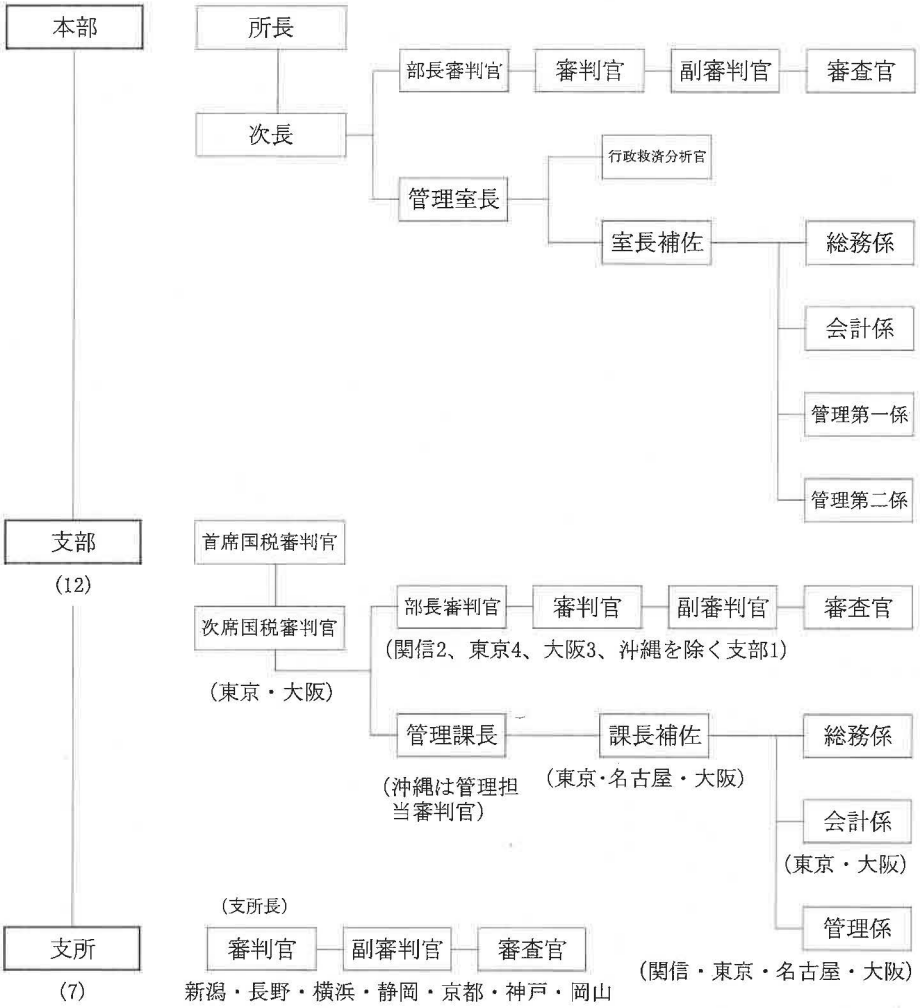
国税不服申立制度については、平成28年度の改正通則法の施行により、不服申立前置の見直し、不服申立期間の延長、審査請求手続における審査請求人の権利の拡充、標準審理期間の設定などが行われた。

審査請求事件について、改正前は２割弱であった直接審査請求の割合が、改正後は７割程度で推移しており、審査請求人の主張の確認や答弁書の提出などに時間を要する傾向がある。

そのため、原処分庁を含む審理関係人に迅速な審理のための協力を得ながら、本部と支部が連携して円滑な運用に取り組むこととしている。

（資　料）

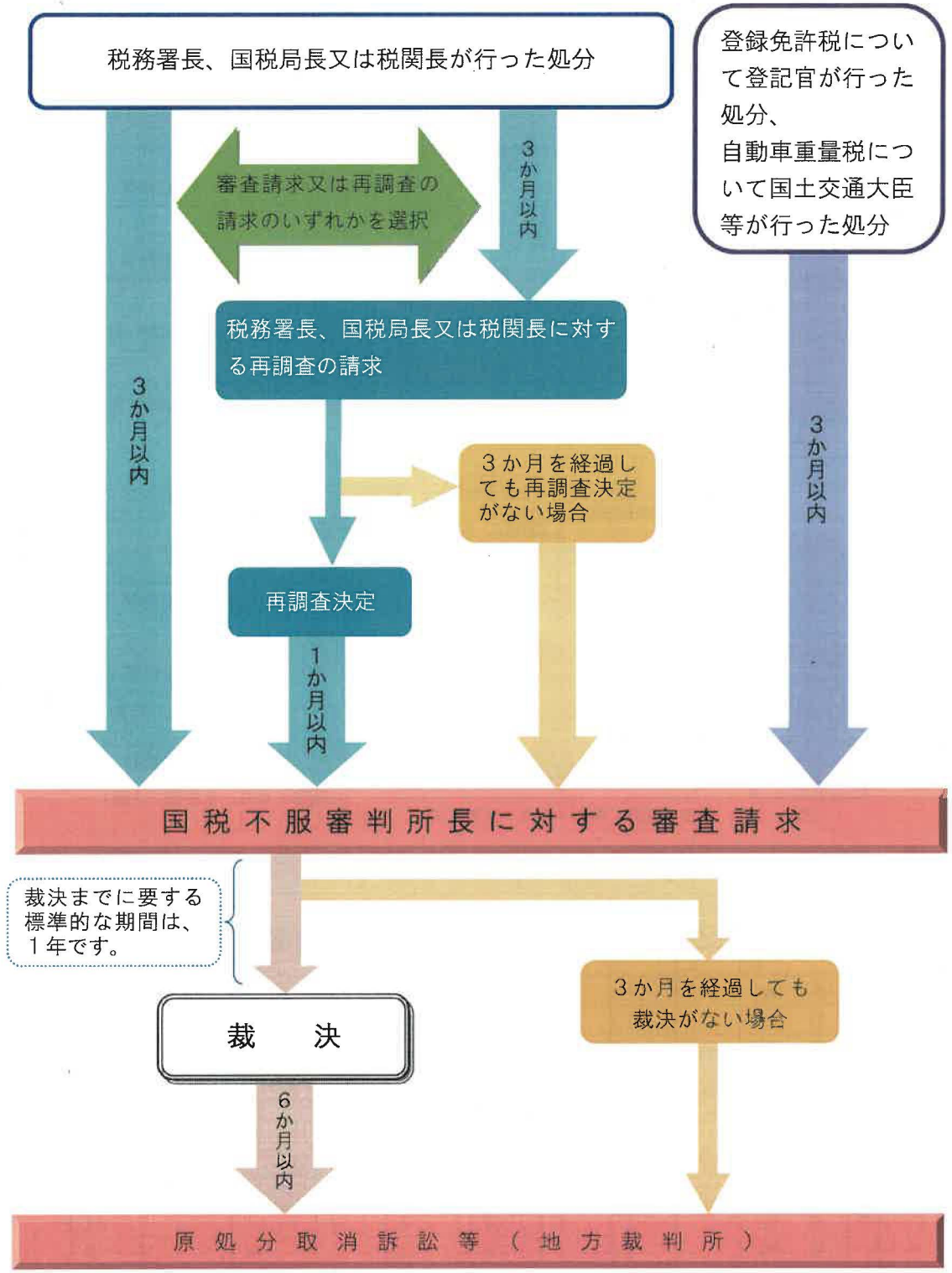
1　機構



2　定員

区分＼官職		所長 次長	首席 次席	部長 審判官	審判官	副審判官	審査官	その他		合計
								事務職員	行(二)職員	
本部		2		1	7	2	7	11	2	32
支部	札幌		1	1	4	3	4	3		16
	仙台		1	1	5	3	4	3		17
	関信		1	2	13	11	20	4		51
	東京		2	4	40	27	59	6		138
	金沢		1	1	3	1	3	3		12
	名古屋		1	1	12	9	17	4	1	45
	大阪		2	3	20	13	29	6	1	74
	広島		1	1	6	6	8	4		26
	高松		1	1	4	2	3	3		14
	福岡		1	1	5	3	5	3		18
	熊本		1	1	3	3	3	3		14
	沖縄		1		3	1	1	1		7
	支部計		14	17	118	82	156	43	2	432
全国計		2	14	18	125	84	163	54	4	464

3　国税に関する不服申立制度の概要図



（注）1　国税庁長官が行った処分に不服がある場合は、国税庁長官に対する審査請求を経て、訴訟を提起することができます（国税不服審判所長に対する審査請求をすることはできません。）。
2　国税徴収法第 171 条第１項又は第２項の適用があるときの不服申立期間については、上記の期間と異なる場合があります。

4　審査請求事件の請求、処理及び未済の状況

会計年度	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	前年比
	件	件	件	件	件	%
請求件数	2,237	2,482	3,034	3,917	3,537	90.3
申告所得税等	754	770	829	965	940	97.4
源泉所得税等	42	53	46	53	62	117.0
法人税等	329	538	550	672	660	98.2
相続・贈与税	179	157	111	119	133	111.8
消費税等	830	858	1,235	1,883	1,483	78.8
徴収関係	97	92	209	214	251	117.3
その他	6	14	54	11	8	72.7
処理件数	2,328	2,282	3,159	2,873	3,872	134.8
全部・一部認容	233	297	225	279	693	248.4
認容割合	10.0%	13.0%	7.1%	9.7%	17.9%	
未済件数	2,221	2,421	2,296	3,340	3,005	90.0

5　平成23年度税制改正大綱（抜粋）

（争訟機関）

国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用を以下のとおり拡大することとし、その方針及び工程表を公表します。

①　民間からの公募により、年15名程度採用します。

②　3年後の平成25年までに50名程度を民間から任用することにより、事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者とします。